日野市議会会議録

昭和60年第2回定例会

第11号～第18号

6月10日開会

6月25日閉会

日野市議会

日野市立図書館
☎81－7354
14 64 858

昭和60年　第2回定例会日程

6月10日	（月曜日）	会期の決定、議員の辞職報告、行政報告、諸般の報告
6月11日	（火曜日）	審査報告、議案上程、請願上程
6月12日	（水曜日）	一般質問
6月13日	（木曜日）	一般質問
6月14日	（金曜日）	一般質問
6月17日	（月曜日）	一般質問
6月18日	（火曜日）	一般質問、議案上程
6月25日	（火曜日）	審査報告、議案上程、請願上程

1464858

昭和６０年
第２回定例会

日野市議会会議録目次

○ ６月１０日 月曜日（第１日）

出　席　議　員 …… 1
欠　席　議　員 …… 1
出　席　説　明　員 …… 2
議　事　日　程 …… 2
開　　会 …… 5
会議録署名議員の指名 …… 5
会　期　の　決　定 …… 5
日野市議会議員の辞職報告 …… 6
行　政　報　告 …… 6
諸　般　の　報　告 …… 63
散　　会 …… 64

○ ６月１１日 火曜日（第２日）

出　席　議　員 …… 65
欠　席　議　員 …… 65
出　席　説　明　員 …… 66
議　事　日　程 …… 66
開　　議 …… 69
（請願審査報告）　（厚生委員会）
請願第５９－２０号　産休あけ保育の実施と低年齢児保育の定員増に関する請願 …… 69
（選　任）
下水道対策特別委員会委員の欠員に伴う委員の選任について …… 70

（議案上程）

議 案 第 ４８号　日野市一般職の職員の昭和６０年度６月期における期末手当の特例に関する条例の制定について …… 71

議 案 第 ３１号　日野市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告承認について …… 80

議 案 第 ３２号　昭和５９年度日野市一般会計補正予算（第５号）の専決処分の報告承認について …… 82

議 案 第 ３３号　昭和５９年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第４号）の専決処分の報告承認について …… 94

議 案 第 ３４号　日野市表彰条例の一部を改正する条例の制定について …… 98

議 案 第 ３５号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について …… 104

議 案 第 ３６号　日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 117

議 案 第 ３７号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について …… 118

議 案 第 ３８号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について …… 118

議 案 第 ３９号　日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 120

議 案 第 ４０号　昭和６０年度日野市一般会計補正予算について（第1号） … 121

議 案 第 ４１号　昭和６０年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第1号） …… 131

議 案 第 ４２号　昭和６０年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第1号） …… 134

議 案 第 ４３号　昭和６０年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第1号） …… 134

議 案 第 ４４号　市道路線の一部廃止について …… 136

議 案 第 ４５号　市道路線の認定について …… 136

議 案 第 ４６号　昭和６０年度日野市公共下水道事業（事業の一部業務）に関する業務委託契約について …… 137

議 案 第 ４７号　大栗四号処理分区（６０－１）工事請負契約の締結について …… 138

（報告事項）

報 告 第 ２号　昭和５９年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告について …… 141

報 告 第 ３号　昭和６０年度日野市土地開発公社事業計画の報告について …… 141

報 告 第 ４号　交通事故（日野市神明一丁目１３番地市役所駐車場内の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について …… 142

（請願上程）

請 願 第６０－５号　老人医療定率負担の導入に関する陳情 …… 143

請 願 第６０－６号　アフリカの飢餓救援に関する陳情 …… 143

散　　会 …… 143

○ ６月１２日 火曜日（第３日）

出 席 議 員 …… 145

欠 席 議 員 …… 145

出 席 説 明 員 …… 146

議 事 日 程 …… 146

開　　議 …… 147

（一般質問）

米沢照男議員

1. 浅川親水公園計画、多摩川自然公園計画の促進について …… 147
2. 市内循環バス路線実現に向けての取組みについて …… 155
3. 「地方行革大綱」にたいする対応について …… 157

板垣正男議員

1. 水道料金の引き下げを要求し、水道管の検査と赤水対策を急げ …… 161

一ノ瀬　隆議員

1. 市民の人権を守るため指紋押捺問題をたたかえ …… 172

2. 市民の健康を守るための施策をさらに充実させよ …… 185

市川資信議員

1. 4期目森田市政への要望 …… 197

2. 地域の小さな問題点を積極的に取り上げる行政を …… 216

散　　会 …… 220

○ 6月13日 水曜日（第4日）

出席議員 …… 221

欠席議員 …… 221

出席説明員 …… 222

議事日程 …… 222

開　　議 …… 223

（一般質問）

竹ノ上武俊議員

1. 交通問題の懸案事項、現状と今後の展望について …… 223

古谷太郎議員

1. 簡易汚水処理施設を地区別に設置せよ

（1,000戸～2,000戸単位） …… 241

2. 公共下水道汚水管の実現年次計画を市民に明快に発表せよ …… 241

3. 京王線を高架にせよ …… 261

4. 旧七生村地区に総合病院医療センターの建設実現は何時になるのか、

明らかにせよ …… 264

小俣昭光議員

1. 思いやりのある歩道の設置について問う …… 266

大柄　保議員

1. 地区センターに電話設置は出来ないか …… 275

2. 広報について …… 281

3. みどりの保護と育成について …… 285

福島敏雄議員

1. 老人福祉前進のために問う …… 291

2. 消費者農園をもっとふやそう …… 303

3. 豊田駅北口前の都営住宅入居状況並びに自転車対策を問う …… 305

散　　会 …… 311

○ 6月14日 木曜日（第5日）

出席議員 …… 313

欠席議員 …… 313

出席説明員 …… 314

議事日程 …… 314

開　　議 …… 315

（一般質問）

古賀俊昭議員

1. 「日野市行政改革大綱」の策定を急げ …… 315

2. 市内小中学校に於ける所謂「いじめ」とその対応について …… 330

3. 身体障害者の雇用促進について市の理解度と理念を問う …… 336

馬場弘融議員

1. これからのコミュニティ施設（地区センター等）のあり方について提

言する――あたらしいコミュニティ活動のために―― …… 339

馬場繁夫議員

1. 都市緑化と斜面地の開発規制について …… 359

2. 障害者と高齢者の快適な街作り（福祉環境整備要綱）について再び問

う …… 367

鈴木美奈子議員

1. 日野市婦人に関する意識調査をもとに、婦人施策を前進させるために問う …… 378

散会 …… 391

○ 6月17日 月曜日（第6日）

出席議員 …… 393

欠席議員 …… 393

出席説明員 …… 394

議事日程 …… 394

開議 …… 395

（一般質問）

中山基昭議員

1. 森田市長の重点公約の具体的な実現に向けて …… 395

橋本文子議員

1. 外国人登録法について問う …… 408

2. 「動物の保護及び管理に関する法律」に基づき、飼い犬の不妊・去勢手術料金の補助について問う …… 420

名古屋史郎議員

1. 納税者の怒りを知れ …… 429

石坂勝雄議員

1. 5月15日発行日野広報に掲載の日野市長初登庁職員に訓示の内容について問う …… 444

小山良悟君の議員辞職 …… 467

散会 …… 468

○ 6月18日 火曜日（第7日）

出席議員 …… 469

欠席議員 …… 469

出席説明員 …… 470

議事日程 …… 470

開議 …… 473

（一般質問）

藤林理一郎議員

1. 環境問題現況と対策について問う …… 473

夏井明男議員

1. 昭和60年4月執行日野市長選挙戦の諸問題点を問う …… 484

2. 福祉、教育等諸制度の現行水準維持と市財政の今後 …… 493

3. 日野市における“いじめ”の現状と対策如何 …… 502

川嶋博議員

1. 豊田駅北口自転車置場早期実現を問う …… 506

2. 市道、日野90号線、利用されていない理由を問う …… 507

3. 電算化に伴うプライバシー保護について市の考え方を問う …… 509

谷長一議員

1. 市長は職員の意識の改革、職員の能力の積極利用を計れ …… 515

（議案上程）

議案第49号 日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 529

議案第50号 日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 529

議案第51号 日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 529

議案第52号 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 531

散会 …… 531

○ ６月２５日　火曜日（第８日）

出　席　議　員 …… 533

欠　席　員　員 …… 533

出　席　説　明　員 …… 534

議　事　日　程 …… 534

開　議 …… 539

（議案審査報告）　（総務委員会）

議案第　３４号　日野市表彰条例の一部を改正する条例の制定について …… 539

議案第　３５号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について …… 539

議案第　３６号　日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 546

議案第　４７号　大栗四号処理分区（６０－１）工事請負契約の締結について …… 550

（総務、文教、厚生、建設）

議案第　４０号　昭和６０年度日野市一般会計補正予算について（第１号）… 550

（文教委員会）

議案第　３９号　日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 578

（厚生委員会）

議案第　３７号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について …… 579

議案第　３８号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について …… 579

議案第　４２号　昭和６０年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第１号） …… 582

議案第　４３号　昭和６０年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第１号） …… 582

（建設委員会）

議案第　４１号　昭和６０年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第１号） …… 593

議案第　４４号　市道路線の一部廃止について …… 594

議案第　４５号　市道路線の認定について …… 594

議案第　４６号　昭和６０年度日野市公共下水道事業（事業の一部業務）に関する業務委託契約について …… 595

（請願審査報告）　（総務委員会）

請願第６０－　２号　学校法人東京朝鮮学園三多摩朝鮮第一初・中級学校の日野市居住父兄に対する特別助成金補助に関する請願 …… 596

（総務委員会）

請願第５８－２４号　循環バスに関する請願 …… 601

請願第５８－２９号　循環バス市案に反対する請願 …… 601

請願第５９－２１号　市内循環バス路線の早期実現を求める請願 …… 601

請願第５９－２８号　世界連邦都市宣言に関する陳情 …… 601

請願第５９－２９号　健康保険本人の１０割給付復帰、および国民健康保険への国庫補助率引き上げの意見書を求める請願 …… 601

請願第６０－　４号　日野駅－豊田駅を結ぶ市内バスを速やかに滝合橋経由平山城址公園駅まで延長し、私たちの南北交通の足を確保するための請願 …… 601

請願第６０－　６号　アフリカの飢餓救援に関する陳情 …… 601

（文教委員会）

請願第５７－　７号　遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願 …… 602

（厚生委員会）

請願第６０－　５号　老人医療定率負担の導入に関する陳情…… 602

（建設委員会）

請願第５７－３７号　高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願 …… 602

請願第５７－５１号　高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願 …… 602
請願第５７－５５号　高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願 …… 602
請願第５７－５９号　土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅地域を除外に関する請願 …… 602
請願第５７－６２号　程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願 …… 602
請願第５８－　５号　高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願 …… 602
請願第５９－　８号　生活道路設置に関する請願 …… 602
請願第５９－　９号　下水道設置に関する請願 …… 602
請願第５９－１６号　基盤整備に関する請願 …… 603
（継続審査議決）
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 603
農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 603
高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 604
廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 604
市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 604
（請願上程）
請願第６０－　７号　下町下河原地区に所在する(旧)日東精密時計株式会社跡地取得に関する請願 …… 604
請願第６０－　８号　「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」に対する日野市議会の反対決議を求める請願 …… 605
午後５時３８分休憩後、再開に至らず閉会 …… 606

６月10日　月曜日　（第１日）

昭和６０年
第２回定例会

日野市議会会議録　（第11号）

６月１０日　月曜日　（第１日）

出席議員（２９名）

１番	橋本文子君	２番	福島敏雄君
３番	小俣昭光君	４番	小山良悟君
５番	谷　長一君	６番	古谷太郎君
７番	馬場繁夫君	８番	馬場弘融君
９番	高橋徳次君	１０番	旗野行雄君
１１番	一ノ瀬　隆君	１２番	板垣正男君
１３番	鈴木美奈子君	１４番	川嶋　博君
１５番	飯山　茂君	１６番	夏井明男君
１７番	黒川重憲君	１８番	古賀俊昭君
１９番	市川資信君	２０番	藤林理一郎君
２１番	名古屋史郎君	２２番	竹ノ上武俊君
２３番	米沢照男君	２４番	中山基昭君
２５番	大柄　保君	２６番	秦　正一君
２７番	奥住芳雄君	２８番	石坂勝雄君
３０番	高橋通夫君		

欠席議員（なし）
欠　員
２９番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	谷野省三君	書記	串田平和君
書記	佐々木茂晴君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　保木シゲル君

議事日程

昭和６０年６月１０日（月）

午前　１０　時開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　日野市議会議員の辞職報告

日程第４　行政報告

日程第５　諸般の報告

本日の会議に付した事件

日程第１から第５まで

午前１０時９分開会

○議長（高橋通夫君）　これより昭和６０年第２回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２８名であります。石坂勝雄議員より少し遅れるという申し出がございました。

次に日程第１、会議録署名議員の指名の件については、会議規則第８１条の規定により、議長において

１８番　古　賀　俊　昭　君

１９番　市　川　資　信　君

を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（中山基昭君）　おはようございます。本日６月１０日よりの第２回定例会の運営につきましては、先日７日に議会運営委員会を開催をし、協議を行ってまいりました。その内容は、お手元に配布をされております会期日程等の予定表のとおりでございますので、ぜひ、ひとつ御参照をいただきたいというふうに思います。

特に要点のみに限り触れてまいりますが、市長から提案されます議案は既に送付をされておりますところの議案３１号から４６号までと、追加が予定をされます４７号、４８号等の２議案を含めまして１８議案になります。議案の３１号から３３号までの専決処分の報告と、追加予定がされております４８号の４議案を除きまして、関係の委員会に付託をし、審議を進めることにいたします。また、一般質問の通告者は２１名、４０件が予定をされておりますので、１日最少４名の消化を目途に１２日から１８日までの５日間を設定をいたしました。

したがいまして、今定例会の会期は本日６月１０日より６月２５日までの１６日間を設定してまいりたいと思います。

以上、大変雑駁でございますが、よろしく御審議と御確認をお願いをいたしまして、報告にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって会期は、本日から６月２５日まで、期日１６日間と決定いたしました。

日程第３、日野市議会議員の辞職報告の件を議題といたします。

昭和６０年４月２１日に行われた日野市長選挙に日野市議会議員滝瀬敏朗君が４月１４日に立候補したため、同日付をもって日野市議会議員を辞職されましたので報告いたします。

次に日程第４、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　行政報告に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日より昭和６０年第２回定例市議会をお願いをいたします。私は、去る４月２１日執行の日野市長選挙の後、２４日に初登庁をいたしまして、職員に対する就任のあいさつ――別に御配付を申し上げておる資料でございます。そのあいさつを行い、４月２７日から新しい任期に就任いたしております。今後ともよろしく御指導をいただきますようお願いを申し上げまして、ごあいさつにかえる次第でございます。

ついで、ただいま議長から御指名をいただきました３月議会以降の行政報告を資料をもって御報告をし、私から３件について特に報告をさせていただきます。

その一つは、市民会館の開館についてであります。

市制施行２０周年を記念する事業として、昭和５８年以来、庁舎敷地に建設を進めてまいりました日野市民会館が完成し、来たる７月２０日には落成の記念式典を挙行する運びとなりました。これまで、この市民会館の建設には、議会を初め市民多くの方々の御協力によって、ここに完成を見ることができたことを感慨深く感謝する次第であります。

先般、広報に御案内しておりますように、落成を祝う記念式典に続き、ＮＨＫ交響楽団の演奏ほか、歌舞伎、寄席、演芸、児童劇など、市主催行事のほか、記念祝賀の文化行事を約１カ月間にわたって行う予定になっております。

なお、市民会館運営審議会及び会館主催の文化事業を運営いたします任意団体の設立などにつきましても、鋭意その準備を進めておりますことを御報告し、今後の御理解と御指導をお願いするところでございます。

御報告の第２、特別職報酬等審議会の諮問についてであります。

日野市特別職報酬等審議会は、必要の都度、組織すると定められた諮問機関でありますが、３月２３日、お手元に配付した委員名簿のとおり委嘱をしたところであります。

去る５月２５日には、審議会の開会をお願いをして諮問をいたしております。審議会は１０名の委員によって構成され、会長には大貫　武さんが選ばれております。現在、審議が進められておりますことを、この際、御報告を申し上げます。

ついで、第３、姉妹都市レッドランズ市への「核兵器廃絶・平和都市宣言」に関する呼びかけについての御報告をいたします。

１９８２年１０月、昭和５７年１０月８日でありますが、日野市は「核兵器廃絶・平和都市宣言」を行っておるわけでありますが、３年目を、今、迎えようとしております。この間、国内はもとより世界各地においても核兵器廃絶に向けて、市民運動とともに同じ趣旨の宣言都市が広がり、既に４００の自治体を数えております。このような中で、このたび、本市と姉妹都市関係にありますアメリカ国レッドランズ市に対しても、平和が市民生活の基本であるという理念に基づきまして、同じ自治体として国境を越えて、平和運動に対する連帯を呼びかけるメッセージを送りました。そして、その反応の高くなることを期待をいたしております。そのメッセージの内容も資料をもって御紹介をし、議会に報告をさせていただくところでございます。

以上、３点を私から行政報告として報告をさせていただきました。

○議長（高橋通夫君）　次に、助役から報告を求めます。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　助役からの行政報告としまして１点だけ御報告申し上げます。

日野市組織規則の一部変更でございます。去る５月２１日付をもって、日野市組織規則の一部を改正しましたので御報告いたします。

このたびの主な改正点は、９月からの住民記録の電算化稼動に伴い、企画財政部に電算管理課を設置し、また市民会館の開館に伴い、従前の公会堂事務もあわせ所管するため、生活環境部に市民会館の２課を設置するものであります。なお、職員異動も６月１日付をもって、それぞれ配属いたしました。今後とも行政組織の簡素化と機能化を明確にして、より行政サービスの向上に資する所存でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　収入役以下については報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより行政報告全般についての質疑に入ります。

藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　　新聞、それからテレビ等で教育問題につきまして、東京都教職員組合、その中で、いじめ、また暴力、そういうようなことについて報道されておりますけれども、その中で、大体、３校の中の１校が、そういうような行いをされているというような報道がされておりますけれども、日野の場合には、そういうような関係というんですか、ある小学校、中学校、あるのかないのか、それを１点お尋ねいたします。

○議長（高橋通夫君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答えいたします。

東京都の方で発表になりました、いじめの問題、これは校内暴力が鎮静化している中で、確かに、いじめという形で、形を変えた子供たちの間の状況が出ている。日野市も東京都が調査をした時点で協力をいたしまして、参加の小中学校全校にわたりまして、調査をいたしましたところ、大体、１校平均1.３人ぐらいの、そういう現象があらわれているということで、東京都の方に報告をしてございます。

内容的には、問題として大きく社会を騒がせるような状況には立ち至っておりませんけれども、そういう現象がある、ということだけにつきましては、御指摘のとおりでございまして、今後も引き続いて学校と連絡をとりながら対処していきたいと、こう考えております。

○議長（高橋通夫君）　　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　　今の答弁、ありがとうございました。

その中で、私、ちょっと聞いたことがあるんですけれども、この小学校の中、また中学校の中で、先生の方から女の子に対して、男の子はいたずらとか、やってはいけないという、すごく、男の子に対しての厳しさがあるように聞いておりますけれども、そういう中から、今の女子の子供さんが非常に男性よりもきつくなったというんですか、そして行動が激しくなったというふうに聞いておりますけれども、その学校――校長、また教頭さん、学校の先生なんかに、そういうような申し合わせのようなことがあるのかないのか、それを１点聞かせていただきます。

○議長（高橋通夫君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答え申し上げます。

女子生徒に対するいたずらということで、性に関するいろいろ、いやがらせ、いたずら、そういうケースにつきましては、日野市ではほとんど、ケースとしては学校側からは挙がってきていないわけでございまして、確かに最近の状況といたしまして、単に男子生徒のいたずらとかいやがらせだけではなくて、そういうケースの３分の１程度は女子生徒自体がほかの女子の生徒に対して、いやがらせとか、あるいはいじめ、こういうケースをもつような現象になってきている。ですから単に男子生徒だけが対象ではなくなってきている、ということは事実でございます。ただ、校長さんの方に対しまして、特に男子生徒を対象に女子生徒に対するいたずらというものを、やはり各学校では十分、指導をしていただきたいというような形で、女子の生徒だけを、とりたてての指導、そういうようなことは行ってございません。

○議長（高橋通夫君）　　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　　じゃあ、もう１点だけ……。

私、３月の定例会でしたか、一般質問の中で、しつけということで質問させていただきましたけれども、その中で、割りばしなんか考えていただかなければいけないんじゃないかな、というようなことで質問させていただきましたけれども、その後、各学校に教育委員会の方から何かの対応というんですか、対策というんですか、講じているのかないのか、それをお尋ねいたします。

○議長（高橋通夫君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答えいたします。

現在、給食に使っております割りばしという問題につきましては、確かに、その資源の活用といいますか、あるいはごみを出すような状況というものを極力避けるという形で、学校単位には既に割りばしでなくて、普通の竹ばし等をそろえて対応している学校等もございますけれども、栄養士会、その他、現在の状況の中で、まだ割りばしを給食に使っているという状況の学校も現にございまして、既にストックされております割りばしが、一応、消化される時点の中では、できるだけ竹ばしなり何なり、ある程度、割りばしという形で１回使ったら、そのまま消耗品のように捨ててしまうという方向でない取り扱いができるような方向の話を、給食部会等を含めながら指導している、という現状でございます。

○議長（高橋通夫君）　　次、大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　　３点ほど質問をさせていただきますが、まず第１点としては、都営バスの立の７３について、その後どういうふうな、八王子と、あるいは立川市、これらの関係都市との話し合いが進んでおられるかどうなのか、これが１点……。

それから２番目ですけれども、福祉の関係になりますが、かしの木荘、これは、かつての一般質問でもって、たしか川嶋議員が、案内板をつけたらどうかなというふうな提案があって、おかげさまで案内板がついたんですけれども、確かに格好が、もっとデラックスなものができなかったのかいというふうに、私は個人的に感じました。実に小さいものでもって、上の方にちょぼんと「かしの木荘」と書いてあるだけというふうなんですから、これら等のお考えはどうなのかな、というふうなことですね。

それからチャイム、チャイムと愛の鐘というふうなことで、役所の屋上でもって朝――夜じゃないな、８時と１２時と、午後６時と、この３回、チャイムが鳴らされております。遠くの方の住民の皆さんには、ちょっとお耳に入らないのかなと、こういうふうに私も感じますけれども、なぜ夜の９時にチャイムを鳴らしていただけないか、これをどういうふうなお考えなのか、ちょっと聞きたいと思います。愛の鐘ですから、やはり夜の９時にチンコンチンコン鳴らして、もうそろそろうちに帰る時間だよというふうに、青少年の育成対策といいますか、これら等にも反映させたらいいのかなと、こういうふうに考えます。

以上３点、簡単にさせていただきます。

○議長（高橋通夫君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　企画財政部長、お答えをいたします。

まず、第１点目の都営バスにかかる立７３の存続の件でございますけれども、この件につきましては、３月の市議会でも理事者の方から御説明したとおりでございます。

日野市としては予算計上いたしまして存続についての努力をいたしました。具体的には事務段階、あるいは助役、あるいは市長が八王子並びに立川市に出向きまして、存続の要請をした次第でございます。この立７３の利用状況は、利用者の数のシェアを見ますと、立川市が４２％、日野が４０％、八王子が１８％でございます。こういったことも、もとにいたしまして、特に立川市の方に存続についてのお願いをしている段階でございます。現時点では、市としての手詰まりでもございますので、都の交通局の方に、関係市の説得といいますか、理解を得るようにお願いをしている段階でございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　福祉部長でございます。

第２点のかしの木荘の案内板の件でございますけれども、ついた案内板については、確かに、ささやかなものでございますので、若干、私も個人的には、小さいんじゃないかな、というような気も若干いたしますけれども、つけてまだ、それほど日がたっておりませんが、御指摘の点につきましては、担当課とよく相談をいたしまして、今後、もう少し大きいようなものを必要かどうかという点については、検討して対処してまいりたいと思っております。

○議長（高橋通夫君）　　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　　チャイムの件でお答えしたいと思います。チャイムにつきましては御指摘のとおり、８時と１２時と６時と、こういうことで吹鳴しているわけでございます。これにつきましては、この地域が１種住専地域と、こういうことの騒音の規制がございます。その時点では騒音の規制４０ホーンだと思いますけれども、そういう規制があるわけでございます。１日に３回以上は吹鳴してはいけないという、そういう公害防止上の規制がございまして、確かに愛の鐘という形の中では９時というのも望ましいわけでございますけれども、今、現在では８時と１２時と６時に吹鳴していると、こういうことで、なお、この時間につきましては検討させていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　次、市川資信君。

○１９番（市川資信君）　　まず、市長の御就任、おめでとうございます。

行政報告の中で、市民会館等については一般質問等でお尋ねいたしますので、とりあえず、去る５月の１１日の新聞によりますと、日野市遺跡調査会の使途不明金、もと事務局長が病死という記事が載っておりました。これを読みますと、検察庁では本人が病死したので起訴は無理であろう、という見解であります。なお、民事について原告側は、もと柳下社会課長のさらに損害賠償の裁判を続けていくんだ、というような記事になっております。

私どもが単純に考えるには、柳下さんがどれほどの罪を負って若くして他界されたか、恐らく心痛余りあまって不治の病にかかって倒れられたんではなかろうか。恐らくこの事件が本人の生命を縮めたことは疑いない事実だろうと思うのであります。そういう中にあって、私は決

して柳下さんひとりが一身に責任を負わなければならない問題ではない、というふうに思うのであります。

こういう中で原告が、なおかつ、裁判を今後とも続ける、本人のいない、請求しても時間の浪費のみで取り返すことのできない使途不明金について、一体、この新聞のとおり、今後も続けるのかどうか、この点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　ただいまの市川議員さんの御質問に対しまして、私の方からお答えをさせていただきます。

ただいま御指摘がございましたとおり、遺跡調査会の使途不明金の当事者でございます柳下章氏が、去る４月の３０日に亡くなられました。これに対しましての扱いの問題についての御質問でございますけれども、第１点目の、いわゆる刑事事件につきましては、当事者が亡くなったことによりまして、刑事訴訟法の関係によりまして、不起訴処分というふうに、必然的になります。

第２点目の、いわゆる民事裁判の問題についてでございますけれども、これにつきましては、今議会におきまして、行政報告の中でも書面をもって御報告してありますとおり、一応、第９回目の遺跡調査会の民事裁判が、去る５月１０日の日に開かれたわけでございます。その際、相手方の代理弁護士の方から御当人が亡くなられたということに関しまして、一応、亡くなってから３カ月間というものは本人にかわって遺族が、財産の継承とあわせまして、裁判の権限につきましても継承するかどうかという、そういうふうな意思表示をする期間に当たります。そういうことを含めまして、裁判長に対しまして中断をしてもらいたいというふうな要請がございました。それを受けまして、裁判長につきましても、その事情をしんしゃくいたしまして、当面、５月１０日の裁判につきましては、一応中断するというような形になりました。したがって今後の裁判につきましては、８月３０日の日に第１０回目の遺跡裁判が行われる予定になっております。その際に御本人の遺族がかわって、この裁判を継承するかどうかという意思表示が判明する時期でございますので、その関係によりまして、遺跡調査会の方で告訴しているわけでございますので、その辺を踏まえまして、対応してまいりたいと考えておりますけれども、基本的には、いろいろと私どもといたしましては、市の顧問弁護士、代理人弁護士とも篤と相談いたしております。いろいろと、この扱いにつきましては御意見があるかと思いますけ

れども、これだけ大きな不祥事件を起こしておりますし、まだ真相も解明されておらない状況でございます。

そういうことで、死者にむちうつわけじゃございませんけれども、市民を騒がせ、かつまた市議会の方にも大変、御心配をおかけしております大きな事件でございますので、私どもとしましては、なおかつ、この究明につきましては、遺跡調査会といたしましても、遺族がかわって裁判をするということであるならば、ぜひ継続いたしまして、この真相の解明に努めてまいりたい、というふうに考えておるのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　大体、経緯はわかりましたけれども、いずれにされましても、残された遺族にとっても、奥様、お子様が本当に残り少ない財産、それを３カ月以内に財産相続についての意思表示を待って、さらにそれを継続するかどうかということを判断するんだと、その間の、いわゆる中断をしているんだ、ということでございますけれども、いずれにいたしましても、本人は刑事事件において１２６万ですか、それに利息をつけて１６０万何がしのものを、一応は市の方へ弁済しております。こういった、死人にむちをうつような、追い打ちをかけるようなことがないように、なおかつ、その後の、じゃあ一体、処置はどうするのか、ということは、今、御答弁いただけなかったんですけれども、それらについても、これからも私どもは質問してまいりますので、私どもにきちんとした答弁ができることを求めておきます。

もう１点、去る４月だったと思うんですが、元教育長でございます永野林弘さんがお亡くなりになった、ということを私ども聞きました。また、新聞にも載っておりました。それについて、この葬儀には、市長は御列席されたのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　永野元教育長が療養をしておられることは、よく承知しておりましたし、お見舞いもしたこともあるわけでありますが、お亡くなりになられ、葬儀等の行われます際に、ちょうどほかの公務が重なったというふうに思っております。私はまいりませんでしたが、教育長にその代理をお願いをいたしまして、市からのお供え、あるいは弔辞、これらについては、十分、誠意を尽くしておるというふうに思っております。

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　　公務で御出席できなかったということでございます。私は、当然、名教育長でございました永野林弘さんの葬儀に、市長が出席するべきが当然であろうと思っておった中ですが、御出席されなかった。何か意図的に御出席されなかったのかどうか、その点をちょっと知りたかったもんですから御質問いたしました。

少なくとも、日野市の今日の教育長の地位のあり方等は、しょせん永野林弘さんの功績というものは、非常に高い位置づけになっていると思うんです。そういったことを踏まえたならば、例えその当時の市長でなくとも当然のこと、市長が葬儀に列席するのは当たり前だと、私ども常識的に考えて、思いましたので、質問したものです。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　　次、夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　　それでは、１点お尋ねいたします。

それは市長の行政報告の中にありました姉妹都市レッドランズ市への「核兵器廃絶・平和都市宣言」に関する呼びかけということについてであります。

まず、お尋ねいたしたいのは、この配付された資料によりますと、そこに趣旨が大体、およそ、わかるわけでありますが、いま一歩わからない点がある。さらに外国との関係の問題ですから、国内、さらには日野市議会の考慮以外の、さまざまな考慮の判断のもとで配慮される必要があるだろう、そうしますとその配慮された点を吟味することは当然必要ではないかと思いますので、お尋ねするわけであります。

第１点は、このような呼びかけをされた動機、それから相手の、姉妹市でありますレッドランズ市に対する、アピールに対する受け入れの状況、そういう経過等、お聞きをしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　姉妹都市レッドランズ市への平和都市宣言の呼びかけについてでありますが、かつて、以前の議会にも、このようなことを行いたいということも申し上げてまいっております。それから宣言都市の間の協議組織ができておりますが、広く国内外に、この趣旨を呼びかけようということで、それぞれの市が取り組んでおるというふうに承知しております。

また、ヨーロッパ、特にロンドンでも日本に対して、日本の自治体に対しまして呼びかけがありました。我が市にも呼びかけもありましたが、中野区長が当時の状況の中で代表したという意味ではありませんけれども、日本から参加をいたしております。こういう国際的に自治体間の核兵器に対します廃絶の交流が発展するということは、私は国と国との国際関係を越えて有意義なことである。市民の交流、あるいは自治体の交流、こういう中で理解が広く進んでいくということは、世界の平和に寄与するものであろうと、このように思っております。

今後、例えば中国でありますとか、ソ連でありますとか、我々の友好関係の相手があれば、積極的にやっていきたい課題であると、このように思っております。

○議長（高橋通夫君）　　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　　大事な問題ですので、しばらくおつき合い願いたいと思います。

ロンドンの市から日本の国の各市に呼びかけがあったということですが、その内容はどういうふうな内容だったのか、お教え願いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　手元に持っておりませんが、資料を直接ごらんいただくようにいたします。

○議長（高橋通夫君）　　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　　当然、こういう大事な呼びかけを外国の市にされるわけですから、十分な資料があった上で対応されている、というふうに思います。で、この点、特に内容についてお聞きしましたのは、このレッドランズ市長にあてた内容のポイントになっている部分は、「レッドランズ市におかれましても、平和共存の姉妹都市として、世界の恒久平和に向け核兵器が地球上から姿を消す日まで、その廃絶を叫び、平和が市民生活の基本であるという理念に賛同されて、広くレッドランズ市民にアピールし、レッドランズ市が日野市と連帯して、平和都市の宣言に努力されますよう希望いたします」ということで、第１点は、この理念に賛成をしてもらいたい、賛同してもらいたいと、そういう意志表示をしてもらいたいというのが第１点なんです。

第２点は、お宅の市も市民にアピールをして、平和都市の宣言をしてもらいたい、という踏み込んだ内容になっているわけであります。

この二つが、主な、大きな理由だと思うんですが、ロンドンの市の方から、また日本の国の

市から、こういうふうな呼びかけの中で、この辺の呼びかけの内容について、どういうふうな呼びかけの内容なのか、その辺、把握されていれば教えていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　ロンドン市からの要請は、同趣旨の国際都市間のシンポジウムを開きたい、それに参加をしてほしいと、こういう趣旨のものであったと思っております。

○議長（高橋通夫君）　　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　　そうしますと、ロンドン市からの内容というのは、ぜひそういうふうな会議をやるので参加をしてほしい、というふうな内容であるとすれば、今回、日野市の市長名で出されたアピールの内容というのは、大綱についてはそうでしょうけれども、少し、１歩入った内容ではないかというふうに思うんですが、その辺、全く勉強不足ですので、その辺で日本のほかの市――例えば広島市ですとか、ほかの市のところで、どういうふうなアピール内容になっているのか、その辺、把握されていれば教えていただきたいと思いますが……。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　広島市に近い府中町が提案をいたしまして、日野市もその協議体に入っておるわけでありますが、そこからの呼びかけも、その後、国内に進められて、既に知っているだけでも４００市、４００自治体、こういう宣言がされておると、こういう実情でございます。

また、その協議会の場におきましても海外に呼びかけようという、一つの約束があります。そういうことに基づいて、それぞれに――これは独自の判断ではありますが、姉妹都市提携等があれば、ひとつのチャンスといいますか、そういうことを呼びかける、そういう関係が、また、なければならないといいますか、ある方がより望ましい、というふうにも言えるのではないかと、このように思っております。

○議長（高橋通夫君）　　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　　そうしますと、このような、今、資料でいただいているような内容のアピールを、日野市以外の日本の市でも姉妹都市に対しては、こういうふうな内容のアピールといいますか、そういうものをやっていると、それにのっとった、ということでよろしいんでしょうか。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　必ずしも、そういう約束ということではありませんが、それぞれが内外に呼びかけようと、こういう意思をまとめておることは、あるわけであります。私もそういう考え方で、この議会でも一、二回、今後そのような呼びかけをしてみたい、ということは申し上げておるわけでありまして、それを実施した。むしろ、議会で公約束をしていることを実施することは、この際とるべきことだと、このように思いました。

○議長（高橋通夫君）　　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　　私の質問の趣旨が、ちょっと鮮明に理解いただいてないようなんですが、要するに原則として核廃絶とか平和の呼びかけというのは、これは当然のことですし、また、やっていかなければいけないだろう、という基本的な認識は、私も持っているわけですけれども、その上での質問なんですが、それはなぜかといいますと、一つはこの当たり前な、世界の恒久平和に向けてとか、核廃絶のこととかと言われましても、どうしてもそれが素直に　　素直にといいますか、立場、立場によっては非常に誤解をされてしまう、極端に言えば、平和の問題も政治の世界ではそれが道具として使われてしまう、という危険が往々にしてあるわけなんです。日本の国内においてすら立場によっては、かなり違う議論があるわけであります。外国との関係の話になってくれば、レッドランズ市のアメリカの立場から見れば、この問題が、また違った様相で十分、見られるということは予測がつくわけであります。これは感情的な問題も随分入ってきますし、その辺の、呼びかけられる市の立場といいますか、状況、そういうものを十分、配慮して受け入れられる、誤解がないという、十分、１００％ですね、このアピールが賛同していただけるというふうな状況があって、要するに成功することが、かなり角度が高い上でのものでなければならないんではないか、というふうに思うわけです。と申しますのは、例えば、この理念に賛同されて、平和都市の宣言をするように努力をしてくださいというふうに、１歩踏み込んだ内容になっております。これがスムーズに理解をいただければよろしいわけですけれども、その結果が、こちらの考え方に必ずしも、うまくいかなかったというふうなことになりますと、日野の市民の方が、レッドランズ市に対して誤解を生むんではないか、例えば、要するに平和の問題に対して熱心ではないんではないか、というふうなお気持ちを持つ方も、私は、あり得るかと思うんです。そういうふうな危険性といいますか、心配事があるならば、むしろアピールとして呼びかけた後の問題についても、十分、配慮されませんと、話も善意が――善意といいますか、当然な内容かと思いますけれども、それがスム

ーズにいかないという後のことが十分考えられるんで、この辺どのようにお考えになっているか、私がお話ししている内容が、杞憂であればよろしいわけですけれども、その辺、いかがなものでございましょう。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　今後の反応にまつ以外にないと思っておりますし、何かそのことによって誤解が生まれるということは――私は、内容が国際的に、しかも人類の共通の願いとして、むしろ政治を離れた自治体レベルの理解ということが望ましいと、このように思っております。

余談でありますけれども、日野市の市民の一婦人から先般、ニュージーランドの首相にあてて手紙が送られ、それに回答があった、というニュースがあったことを私も聞いておりまして、つまり国際間の反応というものは、かなり鋭敏なものであると、このように思いますので期待をしてよろしいと思っております。

○議長（高橋通夫君）　　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　　市長の、そのお話もわかるわけでありますけれども、積極的な行動を展開していかなければならない、ということのお気持ちだと思いますけれども、私は、その前にやることがあるのではないか、手順としては少し性急ではないか、という感じを持ちます。それはレッドランズ市との交流が――議会からのお話もあり、それに市長が積極的に対応されて、最近にわかに――にわかにといいますか、交流の太さが太くなりつつある状況だろうと思うんです。そうしますと、レッドランズ市の市長さん初め、さまざまな指導的な立場に立たれている方との腹蔵ない話し合い、さまざまな階層の方との話し合いがあって生まれてくる状況が望ましいんではないか。そうでなければ、単なる一つのアピールとしてあったとしても、そのすそ野が、お互いの相互理解が深くありませんと、当初の主眼とされているものが達成ができないんではないか、というふうに思うわけです。そういうすそ野といいますか、人間的な交流、意見の率直な話し合い、そういうものが積み重なった上で、こういうことが出てくるんだろうというふうに思うわけです。その辺が、私はちょっと欠落しているので、これはちょっと性急ではないか、趣旨には賛同ですが……。

第２点としては、内容的にも少し相手方の市に対して配慮がないんではないか、後段の、要するに平和都市宣言をしていただきたい、ということですけれども、この問題についても、やはり、そこまで、平和都市宣言しなさいよと、してくださいよということですけれども、そこまで入ること自体がちょっと、やっぱり性急ではないか、呼びかけとしてはもう一歩手前といいますか、手順があって、そこまで達成するものじゃないかと思うわけです。

趣旨は、市長、わかっていただけたと思いますけれども、なぜ、この問題をしつこく、今、お尋ねをしたかといいますと、今般、５月の２１日に衆議院で、自民党、公明党、社会党、民社党、４党共同提案で「米ソ軍縮交渉に関する決議」という議案が出されまして、これが可決されました。文面を見る限り、これについては全く異論がない内容だろうというふうに私どもは当初から思っております。小さな文面ですのでちょっと読みますと、米ソ軍縮交渉に関する決議の全文は次のとおり。「核兵器の廃絶を目指す軍縮の促進は、現在の世界にとって、緊急かつ最重要の課題であり、折りから被爆４０周年を迎え、改めて世界の平和と安全を希求する我が国民の強い念願である。しかし、近年の国際情勢には極めて厳しいものがあり、無制限の軍備競争、及び国際関係の緊張がこのまま継続し、一たび核戦争が勃発するようなことになれば、人類全体が滅亡の危機に瀕することは不可避である。このような国際情勢の中で本年３月１２日より米ソ両国間で核兵器及び宇宙兵器に関する新たな軍縮交渉が開始されたことは、まことに意義深いものがあり、本交渉の成果を強く期待するものである。よって本院は――衆議院ですが、本院は、米ソ両国が核大国としての重大な責任を自覚するとともに、核兵器不拡散条約第６条の約束を遵守し、真剣な態度で交渉を積極的に展開し、米ソ共同声明――１９８５年１月８日、において言及されているすべての領域における核兵器の究極的な完全廃絶をもたらすことを強く要望する。政府はこの際、軍縮促進のため、あらゆる努力を続けるべきである。右、決議する」これが全文であります。

これは、全く私ども日野市が非核の宣言をされた文面と、人間の感情として疑いの余地のない内容だろうと思うんですが、残念ながら、この４党共同提案が全会一致にはならなかったという状況が、この日本の国の中でもあるわけなんです。ですから、先ほど、言葉が重なりますけれども、平和の問題すら、核兵器の廃絶の当然の問題すら、いろいろな立場によって、すんなりいかない状況が現実にあるということは、市長も立場上、さまざまな状況を見られているわけですから、十分、理解していただけるかと思うわけなんです。日本の国内においてすらそうであります。ですから、よかれといいますか、当然の道理としても相手国のある市との訴えかけにしましても、この辺の十分な配慮をしませんと友好関係をさらに深めるものにならなく

て、むしろ亀裂させていく危険性も十分あり得る、ということを私は訴えたいわけであります。

この辺、十分これからも配慮して進めていただければありがたいと思うわけです。以上です。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私は先般、３月の定例議会で一般質問いたしました、いわゆる旧小笠原機械跡地の取得についてのその後の市側の対応について、簡単にお聞きをしておきたいと思います。

市長選挙の際中に、日野市２７平方キロ、大変広い区域でありますが、市長候補の森田さんは、わざわざ小笠原機械跡地の前にやっていらっしゃいまして、街頭演説をなさっておりました。この地域については、住民の皆さんの納得が得られるように努力をする、というのがその趣旨であったわけであります。

先般、４月２９日に日野台の一丁目にございます地区センターで、建設業者の東洋建設株式会社、それから市の方からも御担当いただいている方においでをいただき、また関係住民、自治会長等も出席をして話し合いが持たれました。これは先に住民の皆さんから出されておりました、このマンション建設――予定をされております、マンション建設に伴う要望書について、具体的に回答を建設会社の方がするということで、その話が持たれたわけであります。

その中心は、やはり隣接をする、特に北側の住民の皆さんで、いろいろ風害とか眺望の問題、またプライバシー、電波障害等の問題もありますが、つまるところは、日照の問題であるわけです。いわゆる冬場、冬至の日照時間について、何とか３時間程度は確保してもらいたい、というのが、その趣旨であるわけですが、業者の方もいろいろ検討して、工業地域でありますが、第２種住専地域の条件に見合うような形で、見直し、設計変更等を行ったということで、ある面では最後通牒的な回答でありました。

そこでお尋ねをいたしますが、その後、業者と市が間に入っていただいております話し合いについては、どのような進展を見ているのか、お尋ねをいたします。特に、日野市の住みよい町づくり指導要綱に基づきます市と事業者の話し合い、いわゆる協議は現在、行われているのか、また協議に伴います、いわゆる協定の締結というのは間近に迫っている、というふうに私どもはとらえていいのかどうか、その点、いわゆる事務上の進展のぐあいをお尋ねをいたします。また、市長には、住民の暮らしを守るということを主張――これは、だれしも当たり前のことでありますが、みずからの行政に取り組む姿勢の、ひとつの中心に据えておられる考え方

だと思います。この暮らしを守るという点からいたしますと、住民の皆さんが、たとえ工業地域とはいえ、今まで生活をしてこられた、現在、享受しておられる、少なくとも生活条件というのは、最低確保していくということについては、御支援があって、私はいいものだと思いますが、この点について市長は、現在、もう市長選挙も終わりましたので、あそこで街頭演説なさった内容に従って、いろいろ手を打っていただいていると思いますが、市長のお考え方、現在での取り組みの内容についてお尋ねをいたします。ほかにも質問項目がございますが、まずこの点をお聞きして、後を続けていきます。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　都市整備部長でございます。

それでは私から、ただいまの御質問の小笠原機械跡地の状況について御説明を申し上げます。

小笠原機械跡地のマンション建設につきましては、現在、東洋建設と地元の住民の方々とが中心となりまして、その建設の問題等についての話し合いが行われているところでございます。市の、いわゆる指導要綱に基づきます開発行為の協議、いわゆる事前協議につきましては、まだ私どもとしては、正式な受理行為を行ってございません。したがいまして私どもの方としては、現在、直接の指導は行っておらないわけでございますが、住民の方々、あるいは建設会社の――この東洋建設の方からいろんな相談がある場合には、一応その範囲内において御相談に応じている段階でございます。したがいまして、それ以外の、いろいろな開発行為に伴います協議については、正式な受理後に行う予定をしております。私どもの条件として、協議に入る前に住民の方々の同意を、ぜひとってほしいということを、ひとつの条件にしてございます。住民の方々の御同意がなければ、協議には入らない予定でおります。

したがいまして、その点について、今、住民と建設会社との間でいろいろな話し合いが持たれておる。その中で大きな問題としては、日照の問題でございまして、私どもの希望としては、３時間以上の日照を確保するよう、話し合いの中では一応の指導は行っておる段階でございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市住みよい町づくり指導要綱、この精神は町づくりの大きな柱を――柱でありますとともに、そのこと自体が市民生活を守っていく、今後ともまた、

守れるように指導すると、こういう趣旨でございますので、その趣旨に沿って行政指導の範囲、あるいはそれ以上の指導も行っていかなければならないと、このように考えております。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　行政指導の範囲以外の分野といいますか、ことについても、市長は、今、やっていくというお話でございましたが、行政指導というだけでも大変難しい面があるんですが、そこまで具体的に心づもりをなさっているのであれば、もう少し具体的に、その内容についてお話をお聞きしたいと思うんですが、その後、業者との間で住民の同意というものが、この指導要綱に基づく協議の前提であるということを市の方はおっしゃっているわけです。業者の方もそれに従いたいという意向だと思うんですが、最終的に、前回の話し合いでもそうでありますが、第２種とはいえ、住宅地域に適合する形で設計の見直しを行ったということで、ある面では、限界に近い状態に話し合いも来ているのではないか、という感触が私はいたしました。この上、市の方で市の裁量の範囲内で、権限の枠内で具体的にどうした対応が現実には可能なのか、話し合いを続けていく、また、業者の同意が得られるように説得はするということで、その気持ちはよくわかるんですが、市の立場で具体的に、こういう対応をしていくという、ある程度、具体性を持った内容で、お話を、私は、していただきたいと思うんです。請願も昨年、１２月の議会で採択をされまして、とにかく、あの跡地については住民も、また議会も住民の意向に沿って、できるだけ有効に活用していこうということで、請願の願意は議会でも認められているわけです。ですから、その請願の趣旨を、もちろん、市側執行部は尊重しなければいけませんし、本来であれば、この請願の趣旨にのっとって市がこの用地を購入していただければ、こうした問題は発生をしていないということになります。業者という相手があるにしろ利潤を目的にしているこうした法人、会社の場合には損益がなければ、損害、つまり会社にとってマイナスがなければ、別に無理に、いろいろ面倒な手続きや、住民との話し合いを繰り返していかなくても、そこに用地を取得した意味合いがあれば手放すことも可能だと思うんですが、市長の方では、この土地については住民の意向に沿ってなかなか買ってくださらない。そこでマンションをつくられるならば、こういう点だけは何とかいたしてもらいたいということで、一歩も二歩も下がった形で市側にお願いを繰り返してきているわけです。

ですから、今、都市整備部長、また市長のおっしゃったことは話としては、よくわかりますが、今後、事前の協議は正式に受理をして行うということでございますので、その事前協議に

臨む、つまり受理に向かっての具体的な市の、この問題に対する対処の仕方というものをもう少し具体的にお話しいただければ幸いでございます。

また、もう１点、これは何度も確認をしておりますので蛇足になるかもわかりませんが、市長にお尋ねをしておきますが、今後、この土地については、関係住民がお願いしました、市で買ってもらいたいという要望については市の方では、購入については全く意思がないということでお変わりがないのかどうか、その２点について、もう一度御回答をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私から、これから事前協議に入る段階での市の方の心がまえと申しますか、考え方について若干、御説明申し上げたいと思います。

従来から、この土地で住民との間で問題になっておりましたのは、広場がないということ、それともう一つは、こういった大きなマンションをつくると日照に非常に問題が出てくるというふうな、絞りますと、この２点であろうかと思います。

したがいまして、私どもとしては、まず日照の確保としては３時間以上の日照を確保するということが、一つの大きな考え方だと思います。そのためには、どうしても現在の構造上でこの３時間が確保できない場合には、場合によっては、これは住民の北側の方の同意が必要かと思いますが、マンションの用地の一部として、会社でその土地を購入して、敷地の中の一部に充てる、またはその部分を裏側の道路の拡張部分に充てるとか、少なくともそういった方法が必要であろう。ただ、これは住民の方と、それから建設会社との間の合意というものが必要と思いますが、できることならばそういった点で、日照の確保を少なくともやっていきたいと、そういうふうに考えております。

それから、もう１点の広場の点につきましては、近くの広場、空き地を建設会社の方で事前に取得してもらい、それを負担金のかわりとして扱っていくというようなことも検討を行っている段階でございます。できればそういう方向で広場を確保していきたい、というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　住民の方と先般、お約束をいたしておりますのは、住民との

了解がないということがわかっていて、しかも、その事前協議をする、あるいは協議の成立をするということはあり得ないというふうにお答えをして、一応安心をしていただいておると、こういう状況であります。それから、今後、日野市でもマンション企業が用地を求めて、周辺とのトラブルが起きるということは予測されます。したがいまして、その際に収拾方式を――用地を買収してということは、別の公共的な目標がない限り一々は応じられないと、このように考えております。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　市長にもう一度確認をいたしますが、特に公共用地として、その必要性が認められなければ、購入には一々応じられないということで、それに応じられない箇所に、この箇所は、この小笠原の跡地は該当していることに解してよろしいわけですね。お願いします。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そのようにお考えいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　住民の同意というものが現在まで得られておりません。マンションが仮りに建設をされるということになれば、関係住民の合意、同意というものが得られるように、引き続き市の立場で努力というものを続けていただきたいと思います。この件については、その点お願いをして終わりにいたします。

それから、去る３月議会で、都立高校の用地の造成工事にコンクリート壁にゆがみが出て、工事にミスがあるということが緊急質問で指摘をされ、その事実を市側でも、いわゆる土地開発公社の赤松助役理事長もお認めになったわけです。その段階では、この工事のミスについての責任、また費用負担については、明快な御答弁はございませんでした。その後、この土どめがせり出してきている、約２０センチほど、多分、出てきて、大変危険な状態になっているということだったと思いますが、その後、このコンクリート壁のゆがみ、工事ミスについては、どのように対応なさったのか、また、その責任の所在というのは、どうした形で決着を見ているのか、いないのか、その点について、いわゆる責任の問題についてお尋ねをしておきたいと思います。

まず、今の点について御回答をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　３月議会でも、ただいま御質問があったとおり、指摘があったとおり、御質問を受けておるわけでございます。

その後の経過でございますけれども、その後、立川の多摩建築指導事務所の指導を受けまして、擁壁の裏側に、高さにしまして、基礎部分から６メーターぐらいの高さになるわけでございますけれども、コンクリートで補強すると、こういうふうな技術指導を受けておるわけでございます。いろんな方法があるわけでございますけれども、そういう方法の中から、今、申し上げました裏側の基礎から打ち込みまして、６メーターほどコンクリートで補強する、そういうふうな工事を現在、行っておるわけでございます。

工事の現状につきましては、何といいましても校舎の、要するに完成というのが第一義でございます。そういうわけでございますので、向かって左側の校舎部分の擁壁の、要するに補強工事が一番先に手をつけられているわけでございます。大体、コンクリートの裏打ちは、校舎部分についてはとっくに終わっております。それから右側の校庭部分、――校庭といいますか、運動場といいますか、この部分につきましては、その後、手をつけまして、現在で大体コンクリは終わる段階に来ているんではないかと、こう思っております。今、報告申し上げておりますのは、５月ですか、５月の２２日ごろの現況でございます。

それで校舎部分につきましては、コンクリを打ち終わりましたので、その上に土砂を埋めまして、その上に型枠といいますか、コンクリ枠で上からずっとやってきておりますので、それと同じような土どめをすると、こういうことになっておりまして、その工事に入っております。

グラウンドの方につきましては、さっき言いましたようにちょっと遅れておりますので、現在そこまでは、いっておりませんけれども、コンクリ打ちが終了する段階、それが終わりますれば、さっき言いましたように、さらにその上に土砂でもって型枠の土どめをすると、こういうふうなこと、それが終わりますれば、さらにその間に低木、あるいはツタ、そういうものを植えまして緑化していくと、こういうことでそれらの工事は大体６月中に完成すると、こういうふうなことになっておるわけでございます。大体、予定どおり進んで６月中には、６月末までには全部完了すると、こういうふうなことでございます。

さっき言いましたように、責任の所在等につきましては、大体こういうふうな擁壁が前傾――前かがみになったというふうなことにつきましては、要するに山際の、要するに切り土とい

う問題が一つございます。６分で切った。垂直で切る指導があったのを６分で切ったと、こういう問題、それから裏ごめの土砂の要するに性質の問題がございます。これから申し上げまして、この前はやはり、工事に当たった鹿島建設だとか、それから工事設計から、要するに設計監理――現場での設計監理をしております日本技術開発、これらの責任というふうなことに究極なるんではないだろうか、というふうなことで、それらについての責任というものにつきましては、今後、明確にしていくということでございます。というのは、校舎を早く完成させるというのが、東京都のことでもございますし、市の目的でもございます。それらについて、要するにそれらを言い争っているというふうな状況の中では、工事が進みませんので、工事の着工というものを第一義にしまして、責任の問題、負担の問題については、当初から、この問題が起きた２月の時点から日本技術開発等とは論議しておるわけでございますけれども、なかなか決着しないと、こういうふうな状況で経過しておるわけでございます。

今のところは、そういうことでございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　工事は、都立高校の校舎建設が急がれている中で、とにかく遅滞は許されないということで、既に東京都の多摩建築指導事務所の指導を受けて、擁壁の補強を行っているということでございます。

それはそれでいいと思いますが、今後の責任の問題については、大変、多額の費用を要する補修の工事でもあります。どこが、それを負担をするかというのは、大変、責任の問題が明らかにならなければ、はっきりしないことでございますので、今後、明確にしていきたい、という助役のお考えはわかりますが、市は、こう考えるんだということが、やはり、なくちゃいけないと思うんですね。

新聞の報道によれば、技術開発の方では、こちらの設計のミスはないと、補修の費用を負担する考えはないと言っています。鹿島建設については、直接、記事等では出ておりませんが、特に、工事に重大なミスがあったというようなことも恐らく認めないのではないかと思います。そうしますと、この費用負担の問題、市としてはどう考えるか、今後、明確にしていくということであれば、もう６月中には完成をするということですので、土地開発公社理事長として、この工事をお願いしておられる当事者としては、こう思うということをおっしゃっていいと思うんです。また、この工事は補修費では一体、幾らかかるのか、その金額については、今、お

話がなかったんですが、その金額と、その費用負担の件について、もう一度お尋ねいたします。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　費用負担と責任の問題につきましては、鹿島ともいろいろと交渉もしてきております。それから日本技術開発とも、少なくとも金額を掲げて、私たちの方から、責任なり費用負担というふうなことで要求もしてきておるわけでございます。

それで、擁壁の工事につきましては、１億6,５００万程度かかるわけでございます。これにつきましては工法だとか、性質だとか、いろいろ安く上げる方法等を、いろいろと方法等につきましても考えたわけでございますけれども、十分な補強というふうなこと等で、やはり、きちっとした補強工事というふうなことで、１億6,５００万程度という金額がかかるわけでございます。これにつきましては、鹿島の、要するに瑕疵があったという場合は別にしまして、普通の大メーカーとして、やはり工事を担当したからには瑕疵とか、あるいは過ちとかいうものがないにしても、大メーカーとしてのやはり責任があるんじゃないのか、それから設計図等も来ているわけなんで、一切のてんまつも承知なんだからと、いろいろ論議をしたわけでございますけれども、やはり大メーカーといえども、今までの中では、やっぱり設計監理担当の業者というものの指示を中心にやってきている、一々大メーカーとして、いろんな技術力を持っているというようなことで、余分な、いろんな介入ということを、いろいろ批判された一時期も大メーカー一般にあるわけでございますので、そういうふうな介入というものは、その後、業界全体として、やはりやってないんだと、こういうふうなことで責任はないけれども、やはり、そう言っても、大メーカーとしての、やはり責任はあるんじゃないのかと、あるいは事態の収拾というものに関連して、やはり鹿島としての、とるべき道があるだろうと、こういうようなこと等でまいりまして、１億6,５００万円の工費でございますけれども、鹿島それ自体は、１億3,０００万円で、要するに工事の続きでございますので、担当させてほしいということで、１億3,０００万円で今のところ工事をしておるわけでございます。これにつきましては、現場――本社からのコストというものを考えて、こちらで、現場の方でいろいろと考慮するコストについては、コスト面で努力するということで、本社のコンピューター等に入り込んでいるコストにつきましては、何としても努力しがたいけれども、現場に任された中での努力というふうなことで、１億3,０００万円で、そういうふうな限度でこの工事を、鹿島は現在執行しておるわけでございます。

それから日本技術開発につきましては、さっき言いましたいろんな理由がございますので、どうなんだろうというふうなことで、少なくとも１億を超える工事というふうな考え方を私たちの方で持っておりますので、日本技術開発として、少なくとも設計という段階、あるいは設計監理という現場での責任の問題、毎日、毎日の工事の運びを見ておるわけでございますので、相当、多額の責任金額を要求したわけでございます。そういうふうな要求の、今、過程にあるわけでございまして、向こうからは非常に――１億ぐらいの会社でございます。設計会社としては大きい会社のようでございますけれども、資本金が１億と、こういうふうな状況の中ですので、非常に多額な負担の要求を受けても難しいんだと、こういうふうなことの中で、いま折衝過程にあるわけでございます。我々の方としましても、顧問弁護士と相談をしながら現在、日本技術開発と対処しているわけでございます。

それから鹿島に対する対処につきましても、顧問弁護士との相談の中でやっておるわけでございます。そういう中で、校舎の建築というものに遅れが出ますと、大変でございますので、折衝は折衝と切り離して、本当は工事をストップさせた中で、短い期間内に責任追及ということをやりたいわけでございますけれども、そうもいきませんのでそういう経過の中で、顧問弁護士の指導等で鹿島との対応、それから日本技術開発との対応ということで折衝をしている、こういう状況でございます。

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　ちょっと確認をいたしますが、補修費は１億6,５００万円程度かかるということでございます。現在、補修の工事を鹿島建設が１億3,０００万円ということでやっているということは、市が１億3,０００万円は負担をする、つまり１億6,５００万円かかるんだけれども、鹿島に１億3,０００万円でやれということで、契約が成立をして鹿島建設が今、工事をやっているということですか。じゃあ、市は、１億3,０００万円については負担をするということを決めているわけですね。どうなんですか。

○議長（高橋通夫君）　　助役。

○助役（赤松行雄君）　　鹿島と契約を結んでございます。鹿島と工事契約を結んでおりますので、工事契約を読む限りにおいては、そうだと、そのようになります。ただ、今後の交渉において、１億6,５００万円のうち、要するに鹿島が１億3,０００万円でこれをとったら、話し合いの中で要するに本社対応じゃなくて、現場対応といいますか、土木部対応といいますか、その中でできるだけの努力というふうなことで、対応して契約してございますので、契約面から見る限りにおいては、市が最終的には１億3,０００万せなきゃなりませんけれども、その中には、前提として日本技術開発と交渉していく。日本技術開発と契約したわけではございませんので、日本技術開発と契約すれば総務の契約ですから、日本技術開発からの問題は、要するに問題提起がなくなっちゃうわけなんですけれども、我々の方は日本技術開発からそれに見合うものの要求は、しているわけですから……。

そういうことでございます。

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　要するに１億3,０００万円は工事費、つまり補修費として市が鹿島建設に支払う、しかし本来の補修工事費は１億6,５００万円程度はかかるということで、鹿島については、工事はもちろん請け負って、赤字覚悟でやるということになるんでしょうが、１億3,０００万円は日野市が負担をするということになるわけですね。技術開発については１億円程度の資本金の会社で、責任は追及するけれども余り期待はできないということで、そういう内容の、今お話があったと思うんですが、つまり１億6,５００万円の補修費、当初考えもしなかったお金が、この都立高校造成については、かかるようになったわけですね。ところが、その補修費のうちの、１億3,０００万円は、日野市が負担をする、残り3,５００万円程度は、工事をやっている会社にひとつ見てもらおうということで、現在現状があるということであれば、この造成ミスの責任は９分９厘日野市に責任がある、だから日野市が、その大半の９割以上の工事費については、負担をするんだ、ということに結果的には、なると思うんです。ということは、確かに都立高校の建設ということは時間的な、ひとつの制約もあろうかと思いますが、しかし、こうした工事ミスが発生した場合の責任のあり方というのは、やはり軽々に、市が一方的に負担をするとか、また相手に――とにかくお金がかかることはいやだから相手に責任を負わすということじゃ済まないと思うんですね。やはり冷静に、技術的なこと、また契約時のいろんな約束事が双方に、きちんと守られているかどうか、それに背反する双方の何か瑕疵があって、結果的にこういう事態を生じた、だから、その瑕疵の度合いに見合うお互いの負担が、ここで行われるということであれば、その１億3,０００万円を認めた――市が負担をすることを現状で認めているという、その市側の責任の重さというのは、一体、何でございますか。何か市の方に、それだけの責任を負わなければいけない理由、原因というのがあるという

ことになると思いますが……。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　日野市の責任じゃございません。開発公社の責任として今後もやっていくと、こういうことでございます。

それから、開発公社が１億3,０００万円を認めたと、こういうことではございません。ただ、校舎の建築を早くしなきゃならん、こういうことですね。なもんですから、要するに鹿島との契約を、１億3,０００万円で開発公社が、開発公社の名前で鹿島と契約をする、そうすると古賀先生の方からそういう追及が来るから、来ないためには契約をずっと日本技術開発との話が落着するまで待っていられないんですよ、だもんですから、一応開発公社の理事長の私の名前で、１億3,０００万円、鹿島と契約していますけれども、日本技術開発とは前々から要するに多額の残余の金額を負担しなさい、約１億を要求しております。１億を負担しなさい。１億3,０００万か4,０００万くらいで工事ができるというふうに途中、踏んでおりましたので、大体、鹿島と、それから日本技術開発というふうなことで、１億を要求しておるわけですけれども、さっき、日本技術開発の方からは、その１億が大体うちの会社の資本なんだ、というふうなことで負担し切れないんだというふうな話等はありますけれども、とにかく我々の方では、とにかくでき上がった結果というものが、責任なり金額というのがこういうことになっているんだから、鹿島だって、要するにこれだけの犠牲を払ったんだ、というふうなことで交渉しておるわけでございます。本当は、その交渉の決着がついてから鹿島と契約すればいいわけなんですけれども、それでは工期、来春に備えての高校の工期というものがございます。そういうことでございますので、さっき言いました仕事の段取りの方もそうですけれども、やはり、その非が起きた擁壁の結果、高校の建築、東京都の建築にさらに累を及ぼすということは忍びがたいわけでございますので、日本技術開発と交渉しながら工事を進めていくためには、やはり開発公社と鹿島建設の中で、こういう契約をせざるを得ないという過程の中で、一応契約の中では、１億3,０００万円は鹿島に対して補修費として、開発公社が支払うということには、なっております。そうしませんと、進みません。一方において、さらに日本技術開発と交渉を進めていくと、こういうことになっておるわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　この用地は、たしか昭和５７年の４月に市が南平の用地を防

災用地として6.８ヘクタールほど買ったところから端を発しているわけですね。当時いろいろ用地の購入に際しては、不法業者の介在があったり、さまざまな議会でも指摘がありました。また、市道用地を過って誤買収しているというようなこともあって、その後、面積の確認をするための測量、また高校用地としてさらに用地が必要であるということで買い足し、また測量のやり直し、検修ということを繰り返し、繰り返し、やってきました。当初、予定をしていた予算をもうはるかに現在オーバーをして、開発公社が銀行等から借り入れをして予算オーバー、極端なオーバーの状態が、今、あるわけです。さらにここで、１億3,０００万円の費用を公社が負担をしたということでありますと、残りの　要するに市が１億3,０００万円をとにかく肩がわりしたわけですから、あと責任を追及できる対象としては、技術開発しかないわけです。しかし、そこは資本金が１億円程度で、とても多額の要求を損害請求されても払えないということであれば、結果的には１億3,０００万円、市が、さらに、この高校予定用地に、本来つぎ込まなくてもいいお金を投入をするということに、結果的には、もうなるんじゃありませんか。鹿島建設と契約をしているということですが、当初、６０年の３月に造成工事は完成をするということで契約をしています。今回の造成工事のミスで、新たに、その補修工事については、工事契約を結んだのか、もとの契約について、さらに契約の変更をここで行ったのか、この点、責任の問題と大変、絡んでくることだと思うんですが、その契約の問題は、どういうふうに形式は、なっているかですね、技術開発は払えないんじゃないですか、１億円要求されたにしても……。技術開発に１億円要求するということは、あなたの設計にミスがあったから今回のような事態が発生をしました。責任の大半は設計を行った日本技術開発株式会社にあるということで、これから、その損害の請求を、補償を求めていかれるつもりなんですか。責任は、日本技術開発に大方の責任があるというふうに、今、助役は土地開発公社理事長として、この工事をお願いした責任者として、お考えになっているんですか。その点、もう一度お聞きします。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　契約につきましては、当初の７億幾らですか――の契約とは別個に締結しております。

それから工事の設計、この設計等につきましても、いろいろと設計それ自体の駆体というのが非常に貧弱じゃなかったのか、要するに擁壁の厚みですね、高さに対しての厚み、そういうふうな追及に対しては、一番経済的な、ぎりぎりの厚みというか、駆体ですか、駆体として設

計したんだと、確かに日本技術開発は技術的なミスというものは認めてはおらないわけでございますけれども、山の方の、要するに多摩建築指導事務所からの指導では、擁壁の裏側の地山の切り方でございますけれども、これは垂直に切りなさいという指導であったわけでございます。これについて、実際には、垂直に切らずに６分で切っていると、こういう問題等もございます。それから裏ごめの土でございますけれども、これにつきましても３５トンの土砂と砂というふうなことでございますけれども、実際に、そういう設計の砂というものは、現場からは出なかった。現場からは、そういう砂は出ないわけなんですけれども、要するに現場からのもう一つは、設計の中では現場からの発生材ということで、現場での砂とか土砂とかというふうなことで、埋めてきたと、こういうふうなところに、要するに地山を６分で切った、あるいは土砂との土質の関係で、要するに、土圧が設計よりも大きくかかるというふうな結果、擁壁の前傾的な前のめりといいますか、２０センチぐらいの前のめりが、ひどいところでは出てきたと、こういうふうなことでございますので、これらの経過の中から日本技術開発に負担を求めてきたわけでございます。これは何回にもわたって折衝を続けておるわけでございますけれども、その折衝が終わりましてから契約すれば一番いいわけですけれども、さっき何回も言っているように、そういうわけにはいきませんので、鹿島建設との契約、同時に一方、日本技術開発というものとも交渉していくと、こういうふうな、今のところ両方の対応という中から、事態を収拾していこうと、こういうふうに考えているわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　ちょっと、土地開発公社理事長に確認をいたしますが、今、再三お話になっております設計上の問題、つまり当初、設計では垂直に擁壁を削るというふうに設計されていた、なっていたということですが、実際には斜めに削って建設をされた、ということをおっしゃっております。ということは、設計どおりに工事がなされていれば、今回のような造成の工事ミスというのは起こらなかったんじゃないかと、私は素人なりに判断するんですが、設計どおりにやらなかった工事について、設計業者がなぜ責任があるんですか。ちょっと、わかるように説明していただきたいんですが……。日本技術開発株式会社の設計の中身は、擁壁を垂直に削って建設するようになっていたんだと助役もおっしゃっていますし、私もそういうふうに聞いておりました。ところが実際の造成工事は、擁壁の工事は斜めに削って工事がなされている。そういうことがどうして設計業者の責任ということになるんですか。垂直

に設計されているものが斜めに工事をされたということであれば――逆ですね、垂直に設計がされていて、その設計どおりにされなかったということであれば、当然、設計をした会社は責任はないんじゃないですか。設計にミスがあったということは言えないと思うんですけれどもね……。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　垂直に地山を切りなさいというのは、後で判明したわけでございますけれども、多摩建築指導事務所の日本技術開発に対する指導でございます。それで許可になっているわけなんです。その指導のとおり日本技術開発が設計しなかった、こういうことなんです。わかりましたか。多摩建築指導事務所の指導が垂直で許可になっておるわけなんです。垂直で設計しなかったと、６分で切ったと、６分の斜めで切ったと。だから、多摩建築指導事務所の指導は、日本技術開発が受けたわけですから、事故が起きてから向こうとやりとりしたら、向こうの指導のとおりにやってなかったと、こういうことなんです。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私は別に誤解をしているとか、間違って何かお聞きしているということはないと思うんですね。助役がそういうふうにおっしゃったから、それじゃちょっとおかしいなと思ってお聞きしているんで、最初にきちっと、その辺わかるようにおっしゃっていただければいいんですが……。

新聞の報道では、日本技術開発の担当者は、斜面を垂直に削って建設するように設計されたが、実際は斜めに削って建設されたと、こう書いてあるんですね。つまり設計の段階では垂直に削るように設計したというふうに技術開発の担当者がコメントを述べているんですが、これは、じゃ、うそになりますか。設計図は斜めに設計されているんですが、削るように……。そういうことですか。

○議長（高橋通夫君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後　０時　４分休憩

午後　１時１５分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの質問の答弁を求めます。助役。

○助役（赤松行雄君）　私の方から、午前中御質問のあったことにつきまして、調べてまいりましたので、お答え申し上げてまいりたいと思います。

午前中、古賀議員さんにお答えしたとおりでございます。

内容を申し上げますと、日本技術開発が、都の多摩建築指導事務所から建築基準法上の確認申請として許可を受けましたのが、地山を直切りにする、それで擁壁工事を行うと、こういうことであったわけでございますけれども、こういうことで、土圧の計算の軽減を受けたわけでございますけれども、その後、実施設計として設計されました日本技術開発からの実施設計図は、地山を６分に切ると、要するに６メーターの――１メーターの高さに対して奥行きの傾斜が６０センチメートル行ったというような、こういう対角線になるわけですけれども、そういう切り方で来たと、こういうことでございます。こういうことでございますので、これらの問題も含めまして、先ほどから問題になっております責任、あるいは費用負担ということについては、今、日本技術開発と懸命になって交渉中でございます。懸命に努力してまいりますので御理解を賜わりたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　今の助役の御答弁で、大体、全容が少しわかってきたような気がいたします。

昭和５８年の１２月１日から５９年の３月３１日まで、南平八丁目の、いわゆる都立高校用地の防災の実施設計を土地開発公社は、日本技術開発株式会社に業務委託をしたわけですね。この実施設計の業務委託をして、そして５９年の３月３１日までに市の方に、開発公社の方に、その業務が完了をして、提出をされたその内容は、今、助役がおっしゃったように、本来は都の方の指導では、いわゆる垂直にしなさいというものであったが、この契約書に基づく業務を終えた段階で出された技術開発の報告書は、斜めに、６分の傾斜のものになっていたということですか。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　業務報告ではございませんで、仕事にかかる実施設計ですね、設計図……。そういうことです。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　つまり、５８年の１２月１日に契約を、土地開発公社と日本技術株式会社の間でなさっておりますね、つまり防災工事の実施設計の委託契約です。この契約に基づいて出された実施設計の設計図というものにミスがあった、という判断でございますが、私、ちょっと常識的に考えまして確認をしておきたい、よくわかりませんので確かめておきたいんですが、普通、都の開発指導課なり建築確認等の業務を行っております都に問い合わせをしまして、都の指導と全く違う形で設計を行う、また建築等を行うということは、普通は、ちょっと考えられないんですね。ですから東京都は、いわゆる地山を直切りといいますか、直角にしなさいという指導をしたにもかかわらず、日本技術株式会社は、それを６分の傾斜のものにして市の方に実施設計図を提出したということでよろしいんですか。その契約金額は3,450万円の契約です。間違いございませんか。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　私たちの方も東京都から許可を受けた、その許可の経過も、いろいろ技術者に聞いてみますと、現場は泥岩層だから直切りにしても地山が崩れないとか、という地質であるからというふうなことで、直切りを都に要請して、日本技術開発が要請した中で、それが許可になったと、こういうふうな内容のようでございます。ですので、おっしゃるとおり、やはり指導が簡単にかえられるというのは、非常に不可解なわけなんですけれども、現場の見方、それ自体にも大きな違いが、日本技術開発にあったんじゃないか、とこう思うわけですけれども、指導のとおりにやっていなかった、指導のとおりに――要するに現場で工事をする実施設計図が６分の斜め切りですか――の設計図で、設計図ができ上がってきた、こういうことですね。

それから、3,000幾らの業務委託契約ですか、それには間違いございません。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　ちょっともう一度、くどくなるんですが、つまり設計は本来――本来も何もないんですけれども、設計図は要するに斜めになっていたわけですね、６分の傾斜の斜めに設計図は、なっていた。しかし、東京都は市からの問い合わせ、また業者も都と打ち合わせをすると思うんです、これだけ大規模な防災工事だと……。その段階では多分、都は垂直にしなさいという指導をしていたということでございますね。都の指導とは違う設計を、

結果的には設計業者がしてしまったということでございますか。資料として、ひとつ――大変、複雑な設計図だろうと思うんですが、垂直か傾斜しているかは私どもも、ここがこの部分だということで御説明いただければ、多分、専門的な知識がなくてもわかると思いますので、日本技術開発が市の方に、土地開発公社に委託契約に基づいて提出をした設計図を、ひとつ見せてもらいたいと思います。これはお願いをしておきます。これ、議長に後で確認をしてもらいたいと思いますが……。

そうであれば、しかし、もう一つわからないのは、私が先ほど引用しました新聞記事は、明らかに、そうすると技術開発の方が新聞記者に事実でないことをおっしゃっているということになってしまうと思うんです。設計では垂直にやっている、垂直に削って建設するように設計した、しかし実際は斜めに削って擁壁の工事をしたんだということで、設計会社には責任がないということを、技術開発の担当者は新聞社の方に語っているんです。ですから、これはこちらの方が、助役のお話からすれば、間違っているということになると思います。その設計図を見ればわかることですので……。しかしながら、現場に行ってみますとわかるんですが、企業者は土地開発公社、工事をやっているのは鹿島建設株式会社、設計監理は日本技術開発株式会社というふうに大きく出ております。東京都の指導を、東京都の方針というものを市の方でも、ある程度つかんでおられたと思うんです。であれば、本来、東京都は、垂直でなくてはいけませんよ、という指導があったと思うんです。ですから、工事現場で6分の傾斜の擁壁の工事が行われていれば、当然、設計監理をしている技術開発等に、土地開発、ないしは日野市の技術担当者、ないしは鹿島の方からでもいいんですが、都の指導と違っているけれども大丈夫か、というような指摘が、当然あってもよかったのではないかと思うんですが、そういうことは一切、この、ずれ、つまり、たわみが発生をして大変なことになったというまで、全く、おやりにならなかったんですか、いかがでしょうか。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　市の方も、確認申請のときの許可というふうな条件の段階から知っていれば、こういうことにはならなかったと思うんですけれども、現場で擁壁が目違いを起こした、こういうふうな事態が起きてから、いろいろ多摩建築指導事務所の方へ行って、一番最初の確認申請段階で、こういう条件で許可になったんだ、というのを初めて知ったわけなんです。初めから知っていれば、出てきている設計図が違っているということと、すぐわかるわけなんですけれども、現場で目違いが起きた後で、その対応策の中で多摩建築指導事務所の方へ伺った際に、実際は、日本技術開発への指導は、建築確認の段階では直切りだった、というのがわかったわけなんです。それ以前からわかっていれば、設計図から何から違っていますんで、すぐわかるわけなんですけれども、後でわかった、こういうことです。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　そうであれば、責任の所在というのは、非常にはっきりしてくると思います。この1億6,000万円以上のお金が、当初、考えもしない、これだけの多額の費用が今回、費やされるわけですね。既に日野市は、1億3,000万円で鹿島にお願いをして、改めてそのほころびを、今、縫っておられる、取り繕っておられるということですから、日本技術開発に対して、その請求の権利というのを法的に、やはり留保しておかれる必要があると思うんです。とにかく高校を――急いで校舎を建てなくちゃいかんのだ、ということから、そういう措置をとられたんだと思いますが、別に、このお金を助役が個人的に負担されるわけでもありませんし、市長が、もちろん出されるわけでもないし、当然、我々市民の方に、これははね返ってくるわけです。いわゆる公金で払うわけです。ですから、これだけ多額のお金が、余計に市の方に損害として支払うことによって、発生をしてくるということは、何としても、やはり、避けなくちゃいけないと思うんです。そのために有効な法的な手段というのを、ここでおとりになって、きちんと、その辺の対応ができてから、鹿島の方には1億3,000万円でやるならやるという契約をなさるべきではなかったかと思うんですが……。1億3,000万円、市の方が最終的には負担をするような結果になってしまうのではないかと、私、危惧をしますが、そのようなことはありません、これから、こういう手だてを講じて、きちんと責任関係を明確にして、市の方の負担にはならないようにするという、はっきりした見通しというのはございますか。

それから議長に、先ほどの設計図の資料としての提出を確認していただきたいと思うんです。

○議長（高橋通夫君）　助役。設計図は……。提出してください。

○助役（赤松行雄君）　設計図につきましては、技術者の方から設計図についての提出やら御説明やら、していきたい、こう思っております。

それから、鹿島建設と締結をしましたことによって、確かに中では、当事者は土地開発公社が契約の当事者、あるいは債権者ということになるわけでございますので、確かに放棄したわ

けではございません、支払うからということで……。支払う義務は鹿島建設は負うわけでございますけれども、日本技術開発に対して、それを放棄したわけではございません。日本技術開発とは続けて、この事件が起きたときから交渉に入っておるわけでございます。なかなか渋い状態ですけれども、続けて弁護士と相談しながら対応していく、という状況でございます。

いずれにしましても、先ほど解明されたように、やはり指導にのらない６分切り、あるいは現場監理をしながら十分に、設計どおりの３５度ですか、３５度でおさまる土砂というふうな条件に欠けているわけでございますので、その面については、責任と、それから費用負担というものは今後――先ほど申し上げましたように、日本技術開発に責任と費用負担として交渉していく、こういうことでございます。鹿島と契約したからといって、それを放棄したわけではございません。さっき古賀さんがおっしゃるとおり、これは、学校校舎の建築というのが、一切それの片づくまでということになりますと大変でございますので、一応、鹿島との間でそれを円滑に進めておく、その中で日本技術開発とやっていく、交渉していく、こういう考え方でおります。問題ないような、要するに打開策を講じていきたい、このように思っております。よろしく……。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　問題のないようにするということは、技術開発から、ちゃんと責任に応じた応分の負担はしてもらう、ということを意味すると思うんですが、結果が、じゃあ、果たしてそうなるかということは、非常に今、私は危惧を持っております。

先ほど資本金の問題云々も挙げられましたが、やはり、こうした公共の仕事をする業者に対して、いい仕事をやってもらう、そして、それに応じた、ちゃんと、代金というのを税金から支払うわけですから、やはり、こうした事態が発生した場合には、市としては、こういう形で臨むというものを、やはり具体的に示していただくのが普通じゃなかろうか、と思います。問題ないようにということで抽象的にお答えになっているんですが、その結果を私、見守っていきたいと思います。

要するに、この用地は、まず１７億円で最初取得した、その後、測量のやり直し、検修ということで、また測量を繰り返す、そして学校用地として足りない分を、また買い足す、造成工事を行う、そしてミスが起こって、また１億６，０００万円以上のお金が余分にかかるということで、この補修の費用のことを除きましても、私は、技術開発や鹿島について業者のサイドから

別にものを見るわけじゃありませんが、いろいろ、この問題も取り上げて議会で議論がございました。高校の開設の時期的な問題もある、費用が非常にかさんでいるということで、お金、設計料等については、なかなか十分に業者の求める――求めるとおり出す必要はないんですが、そうした面で、経費の面でいろいろあったのではないかなという勘ぐりにも似た疑問も、また出てくるわけです。また非常に急がせたのではないか、工期が、非常に４月の開校が迫っているという中で、小学校の校舎を借りてまでオープンしたわけですから、とにかく早く都立高校の校舎を形あるものにしたいということで、時間的に非常にせいた背景もあったのではないか、ということも思います。別に、それが直接このことに影響したとは思えませんが、そういう感じがいたします。そこで、土地使用についての貸借契約というのが、この間、第３回の去年の定例会の最終日、全協で配付されたんです。その条文を見てまいりますと、いわゆる土地の引き渡し、東京都に対する土地の引き渡しは、売買契約締結と同時に、乙から甲に対し――乙は土地開発公社日野市で、甲は東京都の教育委員会です。乙から甲に対し引き渡しがあったものとする。そして第５条というところで、「前項の規定にかかわらず乙は――乙というのは、日野市土地開発公社です。乙は現在施工中の土地の造成工事を引き続き行うものとし、本工事に起因するすべての責任は乙が負うものとする」。要するに引き渡しが東京都に対して行われ、売買契約が締結された後の、いろいろな、この工事に関するトラブルが発生した場合でも、責任は日野市が負う、という内容になっているんです。ですから、都の予算は既に決定をしております。２５億だったと思いますが、いろいろ物入りがこれだけ重なってきて、市長は日野市でかかった分については東京都に見てもらうんだ、というようなことを前の議会等でもおっしゃっておりました。しかし、この契約書からすると、こうした補修の費用というものを仮りに日本技術開発が――仮りに払ってくれればいいんです。要求していますから、もちろん払ってもらわなくちゃ困ると思います、責任がはっきりあるのであれば……。しかし、最終的に市が、結果的に負担するようなことになっても、それを東京都が、また肩がわりしてくれるということはあり得ないわけです。そこで資料として、またお願いをしておきたいんですが、今、もしわかればお聞きをいたします。この都立高校の購入以後、つまり設計、今の実施設計――防災の実施設計、それから検修等の、いわゆる測量のやり直し、それから用地の買い足し等でかかった経費というのは１７億以外に幾らになるのか、ひとつ、お聞きをして参考にしたいと思いますので、御回答をお願いします。また設計図等を見て、後、続けたいと思いますが、一応、

その御回答をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　もともとの土地の購入以外に、いろいろと造成費だとか、それから平たん部分の民有地も含めて、学校用地というふうなことになっております。そのようなことでございますので、１７億以外の費用につきましては、資料として要求でございますので、後刻、事務段階から提出させたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　じゃあ、先ほどの実施設計の該当箇所だけで結構ですので、その資料の提出はお約束になりましたので、あわせて、その後、この都立高校用地に費やされた費用について資料を提出していただくようにお願いをしておきます。

助役が、この土地開発公社の責任者ですので、助役がそういう技術開発の責任は、これから責任をもって問うていくということですので、いいと思うんですが、土地開発公社には、あと監事さん、それから理事さん等もたくさんいらっしゃいます。ひとつ誤りなきよう対応していただきたいと思います。この件は一応にしておきますが、要するに、助役が家を――家でも何でもいいんです。自分のうちを建てようと思って業者にお願いしたら、大変な設計のミスで家が傾いた、さあ、どうするかというときに、助役は、はい、やり直しの費用を私、出しますということで、普通お出しにならないと思うんです。ですから私、この１億3,０００万すぐに市が、まず肩がわりして出したということは、大変、疑問を感じますが、また市の対応を見ながら、いろいろ研究をしておきたいと思いますので、この件はこれで終わりにしておきます。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　今の、先ほどの古賀議員の都立高校の擁壁の件につきまして、いろいろ質問が出ましたけれども、それについて、若干、関連事項につきまして御質問いたします。

当初の設計よりも非常に残土が――設計のミス等もありまして、予定より２万立米の土砂が設計ミスで多くなった、そして、それの搬出にかかる費用が当初よりもオーバーしておるという話も聞いておりますので、その件につきましてどのような対応をされているか、それの御説明をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　残土につきましても当初の設計といいますのは、切り盛りバランスというふうなことで、現場から地山を切りまして発生しますところの残土につきましては、学校の――学校用地、あるいは、それより５メーター下でございますところのグラウンド、それらのレベルを、出た残土の量によって想定しまして、切り盛りバランスするという設計でございました。ところが、おっしゃるような形の中で、余計な残土が出ます。それじゃ、後から切り盛りバランスをするように２万立米をかさ上げするというふうな簡単なわけにはいきませんので、残土――あくまでも搬出しなければならない残土ということになったわけでございます。これにつきましても、当初の残土の出る土質から何から、ボーリングまでして調査していますんで、土質の見込みを過ったなんていうことは、簡単には日本技術開発も言えないわけなんですけれども、そういうことで、この残土につきましても、やはり責任の一端として請求しておるわけでございます。費用については請求していく、こういうことでございます。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　この問題は、すごく大事な問題だと思いますので、別に、今の森田市長さんと反対の立場で市長選を戦って、負けて反対の立場ということで、これは話をするわけじゃありませんで、実は、この問題は一番初め、小山議員が取り上げられた問題だと思うんです。実は、かなり前にこの情報を、実は私ども得ていまして、担当の方にも事前に、いろいろお話を伺いました。そのときの話の、一番初めのとっかかりの部分は、切り下げる設計ミスがあって、当初と違う形になったんだ、という話があったんですが、その担当の方のお話を聞きましたときに、最終的な費用の負担というのは、東京都の方と連絡をとって、かなり詰めております、最終的には日野市に負担がない形でできるであろう、というお話を、実は受けていたわけです。それならば、多少、ああいうふうな大きな土木工事ですと、実際に予算を計上して、実際に始まったときにさまざまな対応がありますから、その辺で、日本の商慣習として、その辺の兼ね合いといいますか、そういうものが実際、事実上としてあるだろうということで、了解したわけですけれども、今回の、今、古賀議員からの質問の中からも出てきているわけですが、その擁壁についても、実は東京都の方の指導に反した形でなっているということが、二重にして出てきたんではないかというふうに、今、認識しているわけですが、今、助

役の御答弁ですと、最終的には設計会社のミスということで、賠償を請求していく形をとっているんだ、というお話なんですが、そうしますと、一番危惧されますのは、南建の指導があって、指導どおりやらなかったということになりますと東京都の南建の方にも責任がある、見落としているといいますか、それが指導として変更になれば、当然そういうふうな書類として上がってくるのではないかと思うんです。そうしますと、東京都の方の責任もそこに出てくるんじゃないかというふうに思うわけです。その辺はどういうふうな連絡をとられておやりになっているのか、ということです。

それから、担当の方に大分前にお話を聞いた中では、今の南平のあそこの造成地の地質、土地が非常に問題があるというか、難しい地質なので、その辺の指導が、いわゆる日野市の方との知恵と設計事務所との知恵を出し合う形のような、共同的な作業的な色彩があるんだ、ですから一概に設計事務所が、こうだということは言い切れない部分が実はあるのではないか。推測ができるというようなお話があったわけです。そうしますと、その推論を進めていきますと、それでは最終的にそれにかかわる――設計ミスにかかわるさまざまな、かかってくる費用の負担が、どういう形で負わなきゃいけないのかということについては、明快な話は、実は、はっきりなかったわけです。今回、今の助役の御答弁ですと、それは市の方としては責任はない、責任はないということで、設計事務所等に対する賠償としておさめていきたいという御答弁なんですが、もう大分前に、この問題は、ずっと来ているわけです。まだ決着がつかないといいますか、設計事務所の方も非をお認めにならないというか、その辺の話が煮詰まっていないということは、かなりこれは尾を引いて、むしろ裁判の中で決着するような形もあり得るんではないか、というふうに思うわけですけれども、その辺、助役のお考え、今のお考えを――何点かお聞きしましたけれども、お聞かせ願いたいと思うんです。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　むろん、技術開発との対応でございますけれども、２カ月ほど前までは日本技術開発と相当な頻度で詰めを行ってきたわけでございますけれども、４月へ入りまして年度がわりになりましてから、早急に擁壁の補修をしなきゃならん、早いところ学校建築の方と――さらに御迷惑をかけるということは大変なことでございますので、早急な、要するに擁壁工事の補修という工事の完遂に力を注いでいる、こういうふうなことでございます。

それから日本技術開発には、新年度になってからの現場での設計監理指導ということについ

ては、契約どおりに３月３１日までに完成しておりませんので、一応、中断という形でございます。現場での、要するに施工監理というものについては、鹿島が自分の努力で問題なくやっていくと、こういうふうなことで今の現場は動いているわけでございます。現在では、先ほども申し上げましたけれども、学校側の６メーターの補修工事も終わりました。それからグラウンドの方につきましても、要するに生コンを注入しての６メーター、基礎から６メーターの補修工事が終わりまして、その上にこれから枠組み――残土を入れまして、それから枠組み工事ということで予定どおりに進んでおるようでございますので、日本技術開発との交渉をここで再開し、早いところ、めどをつけたいと、こう思っております。

○議長（高橋通夫君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　もう１点だけ、もう１回質問させてもらいますが、最終的な詰めの話は、これから再開をするというお話なんですけれども、設計事務所の方としても、言い分が相当あるんだろうというふうに思いますけれども、この時期を――その話のまとまる可能性といいますか、裁判に発展しない段階でまとまる可能性というのは、十分――７割、８割といいますか、そういう形でありますか。どうでしょう。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　３月いっぱいまで顧問弁護士さんと相談しながら対応してきたわけでございます。多額の――日本技術開発につきましては、事の成り行きから多額な要求になっているわけでございますけれども、３月いっぱいまで精力的にやる、それから４、５と続きまして、擁壁を早く完成しようというところに主力を置いて鹿島とやってきておるわけなんですけれども、顧問弁護士さんと相談しながら対応してきた中では、裁判になる可能性というふうな段階までは、まだそういう渕を踏むような話には、まだなっておりません。どうなりますか、向こうも弁護士を間に入れた話し合いになりますか、どうですか、相当、話し合う必要があるんじゃないだろうかと思います。見通しとしては、まだそこまで見通しておりません。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　では、次の質問に移ります。

市長の報告の中に、３番目、「姉妹都市への核兵器廃絶・平和都市宣言に関する呼びかけについて」というのがございました。３月の予算議会でも多少、市長の、いろいろこうした問題に対する取り組みについて議論をしたと思います。また、以前にも平行線で終わっております

が、幾つか市長の考え方を聞きただしてきた経緯があります。今回のレッドランズ市に対する呼びかけについて、市長のお考えをお聞きしたいんですが、御承知のように日野市議会では、確かに核兵器廃絶・平和都市宣言の採択を行っております。もちろん最終的に、こうした核兵器のない世の中を目指すということで異論がないわけですが、市長がこの宣言を受けて今やっていらっしゃる、こうした行動というものが、どうも一方的に偏りがあるのではないかと思います。やはり公正、公平、中立とまではいかなくても、ある程度、こういった平和の問題を追及する以上は、それぞれ核保有国に対するこうした呼びかけを行う際には、同じような、やはり趣旨のものは――けんかというのは一人じゃできないんです。相手がいて初めてけんかになるんで、両方に対して、米ソの２大大国が、やはり仲よくしてもらわなくちゃいけないと思われるなら、やはり一方にだけではなくて、双方に呼びかけをするのが、私は当然ではなかろうかと思うんです。じゃあ、そういう機会があるかどうかということですが、先日、東京都で「大都市サミット」というのがありました。このときは御承知のように、たしかモスクワの市長さんもお見えになっていたと思うんです。北京の方からもいらしておりました。東京都内に、なかなか会おうと思っても会えない、そうした都市の代表者が集うということで、市長が本当に、平和都市宣言を各自治体が世界中でやってもらいたいと真剣にお考えになっているのであれば、日帰りができるわけです。行ってお願いをして帰って来られる距離の、同じ東京都内に見えていたわけですが、モスクワの市長さんにも、ぜひモスクワにおいて平和都市宣言、核兵器廃絶の都市宣言をするようにということを呼びかけようというお気持ちには、全くならなかったのかどうか、それをひとつ、お聞きをいたします。

それから、もう一つは、またこれも機会があったと思うんですが、市長さんはおやりになっていないことについて、もう一度確認をいたしたいんですが、昨年、中国に行かれました。中華人民共和国も同じく日本と一衣帯水同じアジアに位置する核保有国です。この中国に行かれたときも、まさに中国本土に――本土というか中国の国内に行っていらっしゃるわけですから、いくらでも担当の方とお会いになって、我が日野市では、こうした宣言を行っている、お宅でもぜひ、おやりになったらどうですか、また、私を支持してくれている――例えば、ある政党、社会党というような政党は、一切、武器などは持たないで国の安全存立を図っていこうということで非武装をうたっている政党も私を一生懸命応援をしてくれている。今回は応援されたかどうか知りませんが……。要するに、本当に平和の問題に取り組もうというならば、そうした、

あらゆる機会をとらえて、現に核を持っている国に行っていらっしゃる、また、その国の大都市の責任者が来ているという機会に呼びかけを行われてもいいのではないか、なぜアメリカの、このレッドランズ市の市長さんに対してだけしか呼びかけをなさらないのかどうか、その点をひとつ、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　たまたま友好関係にありますレッドランズ市のことを、問いかけの心安さを感じたところであります。今後、片手落ちとか、あるいは偏りということがないように、機会を見て努力したいと思っております。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　鈴木知事が、大変熱心に努力をされまして、「大都市サミット」の事務局を東京都に置いていくということが決定をされております。今後、東京が世界平和、文化都市として、これから東京都が進んでいくということを、ひとつの大きな眼目に据えているわけですので、今度はそうした機会を――モスクワからいらっしゃる、また、中国、北京からいらっしゃる場合には、そうした機会を逸することのないように、日野市長として、せっかく、こういう問題に熱心に取り組んでおられるんですから、市民の方から疑問を持たれるような、バランスを欠いた、こうした行為というのは、やはり今後、自粛をしていただいて、同じように呼びかけを行っていただきたいと思いますが、結局、私たちの立場からいえば、アメリカと日本は、今、日米安全保障相互条約というのを結んで、その条約によって国の安全とか平和というものを具体的に、現実の国際社会の中で維持していこう、ということを国策としてとっているわけです。

先日、日野市の防衛協会の総会がありまして、参加をいたしましたら、そのときに配付をされた「防衛ビジョアル」という防衛読本がありました。それを見てみますと、我が国の平和と安全を守る方法として、アメリカと協力し合って日本の平和を守っていこう、ということに賛成をしておられる方が、国民の８割以上いらっしゃる。そして、アメリカと仲よくすることによって、自由主義国の結束を固め、日本の平和を維持していこう、この方向を支持しておられる方が国民の８割以上いらっしゃるわけです。そのアメリカの――不幸なことかもわかりませんが、核の力に依存をしている。核の傘という言葉を使っておりますが、日本を守っている核の傘というのは現実に存在するわけです。ところが、日本を守っている核については、なくす

ようにしなさい、日本をねらって据えられている――例えばソ連のＳＳ２０とか、そうしたソ連や共産国、社会主義国の核兵器については、一向にそのことを市長はおっしゃらない。今、たまたま、そういう努力は今後、していくということはおっしゃったんですが、何年も前に平和都市宣言をやっていて、今ごろになって、これからは、じゃ、そういうふうにいたしますということでは、ちょっと遅きに失したのではないかと思うんです。日本を守る核には反対をして、日本を攻撃する核には、賛成はしないまでも撤去は求めない、廃絶を求めない、ということは、非常に私は市長の姿勢としてはおかしいと思います。結局、こういう核の問題は、ソ連の核について、市長は、どうお考えになるか、日野市が自治体でやる場合には、そのことが非常に重要な柱だと思います。反核平和運動というのは、言論の自由がないソ連においては――著しく制限をされているソ連においては、ないんです。ソ連において反核デモというのは、モスクワ放送なんかでは、やっておりますなんて言っていますけれども、全部お役所がおぜん立てをして、プラカードの文字まで全部書いて、お役所制でやっているわけです。ですからソ連の核について、今日まで、そうした機会があるにもかかわらず何にもおやりにならないというのは、私、納得できないんです。今後――今、市長はおっしゃいましたが、そうした機会をとらえていくということですが、もう少し踏み込んだ具体的な、やはり回答をしていただかないと、市長というのは、ただ反米闘争のための、こうした平和都市宣言というものを利用して行政が市長中心に、そのことに加担をしているということになりかねないと思うんです。今までのやり方が不十分であったとお考えになるのか、いま少し、きちんとした御回答をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　国内の各自治体に呼びかけますとともに、でき得るならば友好関係のある、そういうルートを通じてお互いが理解をし合うということが、私は適切なことかと、こういうふうに思っておりますが、なお、それが片手落ちであるということをおっしゃるならば、多分、そういうことにも配慮すべきことだと思っておりますので、これからの努力をしたい、このようにお答えをしたところでございます。

○議長（高橋通夫君）　簇野行雄君。

○１０番（簇野行雄君）　何点か質問をしたいと思います。

まず、この報告書の２４ページです。昭和５９年度の市税の調定及び収入状況ということで、

多分これは市民部長の守備範囲かと思うんですが、聞いてみると、まだ着任後、幾日もたってない、また通告質問でないんで、これをいきなり答弁しろと言われても無理だと思いますので、答弁は結構ですから指摘するだけにとどめておきます。

これを見ますと、５９年度の市税の調定のうち、市民税のうちの法人市民税が４３億何がしという数字になっております。調べてみますと、当初の調定額が３１億何がしですから、１２億、約４割も最終的にはふえているわけです。いま一つ資料があるんですけれども、これは５月１日の広報ですが、市の財政状況を公表するという欄があります。そのうちの一般会計の法人市民税については、トップ企業の部分的転出の影響もあって、やや減収となっていますと、こういうふうに市民には説明されているわけであります。確かに５９年の当初、調定額が３１億、６０年当初が３０億３,０００万何がしですから、これを見ると、やや減収という説明でもいいわけですが、実は、実際はそうではない、調定額――最終的な調定額が、ほぼ、この段階でわかっているわけですから、その調定額から見ると、約３割、調定額が減っているこういうのが真相であるわけであります。何か、この広報を見ると、非常に市民に誤解を招く心配がある、こういうふうに思うわけでありますので、その辺を指摘しておきます。

私、ことしの予算委員会では特別会計でありましたので、この辺について、どんな論議がなされたか承知しておりませんけれども、また去年みたいに、当初予算が３１億ですか、それが最終的には４３億何がし、実に４割も増収になった、こういう状況があるわけであります。本年度もこれは、法人市民税というのは、景気の動向に左右される面が非常に大きいので見通しが難しいという面は確かにあるわけですけれども、何か、幾ら何でも、ことしももし、そのような結果になるとすると、非常におかしいんではないか、考えようによっては隠し財源をこしらえておくために、こういうことをするんではないか、といわれても仕方がないとも思われますので、もし、そういうようなことになりますれば、議会軽視も甚だしいのではないか、こういうふうに私は考えるわけであります。当初、申し上げましたとおりに、市民部長に答弁をお願いするのは無理でありますので、もし何かその辺、市長から答弁がありましたらお願いしたいと思います。

次に最終ページ、６４ページですけれども、先ほど市川議員から質問がありました遺跡調査会の刑事、民事事件についてであります。これを見ますと、４月３０日に柳下氏が死亡した、これに伴い刑事においては不起訴処分になったと書いてあります。たしか、一応検察庁では不

起訴処分とした、それで検察審査会に異議申し立てをし、検察審査会があのような結論を出して検察庁へ送致した、それによって検察庁では起訴にするか不起訴にするかを判断する、こういうような経過が今までの経過だと思いますけれども、現在、検察庁の判断は出ているのか出ていなかったのか、この辺を、まず刑事事件についてはお伺いしたいと思います。もちろん被告発人が死亡すれば、これは裁判は終結するわけでありますから、不起訴処分――不起訴という事実上、結論で終ったということについては間違いないわけだと思います。

いま一つ、民事について財産の相続人が相続権を放棄すれば、これは当然、争うべき対象がなくなってしまうわけで、今後の公判の維持ができなくなる、これは間違いないわけでありますけれども、恐らく見通しとして、相続人が相続放棄をするということがほぼ間違いないと思われるわけであります。その期間は３カ月ですから、７月３０日には結論が出るわけであります。そうしますと、民事についての裁判も結論が出ないまま終結されることになるわけです。たしか、３月議会だったかと思いますが、市長は、この問題について、まだ刑事なり民事について結論が出ていない、責任問題については、その結論が出た段階で対処したい、こういうふうな答弁があったわけであります。もちろん、減俸３カ月で間に合わせようとは思っていない、こういうふうに感じられていると思いますけれども、その辺、近々、民事についても――刑事については一応、最終的な結論が出た。民事についても、一応、ほぼ、こういう結論が出るということはわかっておりますので、その点で市長は――どんな形とは言わず、何らかの形で責任をとるんだということを、いま一遍、ひとつ再確認できれば、してもらいたい、こう思います。

次に南平高校の排水路の問題です。排水路については予定どおり、なかなか工事が進行していないということを聞いておりますけれども、現状は、どうなっているのか、また見通しはどうなっているのか、もし予定どおり工事が進行しないとなると、これから梅雨期、あるいは台風の時期が来ます。浸水事故が心配されるわけであります。こういう経過で、もし、浸水家屋でも発生すると、これは、まさに天災でなくて人災といえるわけで、命と暮らしを守る市の行政責任が問われるわけであります。その辺、どういう対応を考えているのか、この３点を、まず質問したいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　法人市民税の調定額のことと、それから財政状況の公表ということでの時期といいますか、そういう差があるということも一つの、今、御指摘の、つまり、わかりにくいということの理由だと、こう思っております。そして隠し財源云々なんていうことは、全く、これは無関係な、また、そういうことがあるはずもないことでありますから、そのように御理解をお願いをしておきます。

それから、遺跡調査会関係の柳下元事務局長の死亡に伴う責任の、法的な追及の仕方で刑事訴訟法は当事者の死亡によって消滅をする、民事のことにつきましては、なお、３カ月間という余裕の期間が――判断期間があるそうでございますので、それに依存をする、そういう経過だということを報告をしておるものであります。そこで責任云々のことにつきまして、道義的責任ということにつきましては、これまで感じておるということは、はっきり申し上げておりますし、その責任のとり方についても考慮中である、というふうにお答えをいたしております。まだ、それらの結論を得ておりませんので、出た時点で何らかの心境の表明をしたいと、このように思います。

それから、南平高校のことは、これは気になる問題ではございますが、グラウンドの造成を遊水池にも当てられる設計になっておりますので、これは技術的に言って、異常な雨量のことは、ちょっと何とも言えないかもしれませんけれども、時間差を機能させつつ、そのような事件が、まず起きないというふうに考えてよろしいんではないかと思っております。

○議長（高橋通夫君）　　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　　教育次長でございます。

御質問の遺跡裁判にまつわる関係の第１点目の御質問の中で、刑事事件に関する問題の経過につきましての御質問がございました。これにつきましては、御承知のとおり、５９年９月２１日付をもちまして日野警察署で書類送検いたしました地検八王子支部の方での捜査につきましては、捜査の結果が不起訴処分にするという形で通知がなされました。そこで私どもといたしましては、この不起訴処分に対しましては、大変、不服がございます。そういうことで、先ほど質問者からも御指摘がございましたとおり、５９年１１月の１３日の日をもちまして、市長並びに遺跡調査会長名をもちまして、検察審査会の方に対しましての再審査を求める訴えを起こしました。そこで、八王子検察審査会におきましては、数回にわたりまして、この不起訴処分に対する問題につきまして捜査を進めてまいりました。その調査の結果が一応まとまりまして、本年１月３０日付をもちまして、市長並びに遺跡調査会長あてに、審査会の審査結果に

つきましては、検察庁で下した判断に問題点がある、したがって、この件につきましては、再度、地検八王子支部に対しまして再捜査をするようにという、そういう通告をした旨の通知をいただきました。そこで地検八王子支部の方といたしましても、今度は検事さんを――担当者をかえまして再度、その捜査をしたわけでございます。それにつきましては、一応、本年の４月１７日付をもちまして地検八王子支部としての、いわゆる再捜査が終わりました。なお、この件につきましての最終的な意思決定は東京地方検察庁がなさるわけでございます。そういう意味におきまして、八王子地検の方の捜査を終わった段階で４月１７日付をもって、その捜査結果を東京地方検察庁の方に書類送付をしたという、こういう形で通知をいただいております。なお、その後の経過につきましては、先ほど御指摘がありましたとおりに、４月３０日の日に当事者が死亡したわけでございますので、刑事訴訟法第３９９条をもちまして控訴の棄却決定というふうになったわけでございます。経過はそういうことでございます。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　市長の方から南平用水についてお答えがあったわけでございますけれども、多少、補足させていただきたいと思います。

まず、市長の答弁にもございました遊水機能を備えておるんだ、これにつきましては、前の議会でも残土が置いてあるぞ、というふうな御指摘を得たわけでございます。私たちも大変、気になっているところなんですけれども、現状は、さっき擁壁でお答え申し上げたとおり、ほとんど生コンの補強工事を終わって、上の、要するにコンクリ枠というふうな工事まで来ていますので、ほとんどの土砂はグラウンドから全部――要するに残土として外へ出た分もございますし、いい土については裏ごめの土として、もとへ戻した、こういう状況の中で、多少、残っているようでございますけれども、湛水機能、遊水機能としての支障はなくなってきておるわけでございます。

それから考えておりますのは、南平用水でネックになっておりますのは、いろいろお願いしておるわけでございますけれども、設計の立ち入りをお許しいただかないという面で、かわらやといいますか、南平の地点でございますけれども、あそこの下流でございますけれども、そこを除きましても、上流についての、要するに拡幅とか、あるいは流水機能を高めるという溝を深くしていくとかという工事が、まだございますので、それを今後、続けてやっていく、そういうことによって私たちの方では測量の立ち入りを続けてお願いしていく、それに付随するいろいろな条件については、ほとんど仰せのとおり解決しておるわけでございますので、あとは御承諾を得るだけでございますので続けてやっていく。同時に、その上流の南平用水の改修は続けて、工事、着工してまいる、こういうことでございます。

それから、もう１点としては、平山からの水が大分、南平に、そのまま延々と流れてきているという状況を――やはり平山橋下流の樋門がございます。これへ平山の京王団地からの排水をさわがわ地区広場、これは平山の五丁目で通称お祭り広場といっているんですけれども、あそこの地点で、御指摘が、簇野議員さんからあったわけでございますけれども、御指摘のとおり、平山橋左岸の下流に設けてございますところの樋門に落としていこう、そうすることによって、平山の水が南平に行くことを幾分でも少なくしていこう、そういう工事等も考えておるわけでございます。湛水機能と、それから南平用水の上流も、もともとの計画でございますけれども続けてやっていく、その中で測量の立ち入りをお許ししていただく、それから、今、言ったお祭り広場のところで平山の水を南平へ行かないように樋門に落としていく、そういう考え方で対処していこう、という考え方でございます。

○議長（高橋通夫君）　簇野行雄君。

○１０番（簇野行雄君）　法人税の点については、私はこういうことを言っているんです。この「広報ひの」の５月１日号では、一般会計の歳入面で、「法人市民税は、やや減収となっています」ということが書いてあるわけです。ところが事実は、ややではないわけであります。約７割、減収ということです。これでは少し、市民に誤解を招くんではないか、こういうふうに言っているわけです。いや、そうじゃないんだ、また、５９年度みたいに――当初見積もりよりも最終的には４割も増収になったんです。５９年度は……。だから６０年も相当低く見積もりを抑えているんで、結果的にはそういうことになるだろう、こういうことでは、それは意図するとせざるにかかわらず、どうも予算の立て方がおかしいんではないか、それは２億や３億の違いなら何とも言いませんけれども、４割も結果的には、最初の見通しよりも増収になったというんでは、予算の立て方がそもそも、おかしいんではないかと、こういうことを言っているわけです。その辺、誤解のないようにお願いしたいと思います。

それから、今の雨水排水の問題については、いろいろ一つのことをやっていると問題が起きてきます。当事者はそれなりの苦労をされていることは、私はわかるんです、いろんなことをやってみまして私もそうですから。ただ、言われることは、宅地開発が、水田についても非常

に進んでいるわけです。区画整理もありますし、今まで、そういう遊水池的な機能を果たしていた水田がなくなってしまったわけです。一遍に雨水が、一時的に集中するという可能性は、十分にあるわけです。その辺を考慮されて、万が一にも、こういう浸水事故のないように、ひとつ考えてもらいたい、処置してもらいたい、こういうことです。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　皆さん、大分お疲れのようですけれども、もうしばらくおつき合いをいただきたいと思います。

２点、姉妹都市への呼びかけの問題と、先般行われた憲法記念行事のことにつきまして、お伺いをいたします。

その前に、森田市長が今回の市長選において――私どもは反対の立場をとって戦ったわけでございますけれども、残念ながら私どもが敗北をしまして、市民が厳粛な判断のもとに森田市長を選ばれた、これはこれで素直に、森田新市長に対してお祝いを申し上げておきたいというふうに思います。しかしながら、反対の、森田市長では困るという市民の方々の票を集めれば、森田市長でいいんだといった方々の票よりも多かったということは、冷静にみつめていただいて、これからの市政運営を謙虚にやっていただきたい、ということを申し上げておきたいと思います。

それでは質問に入りますが、姉妹都市への核兵器廃絶平和都市宣言をしましょう、してくださいという呼びかけです。これについて、実は先ほど夏井議員の質問を伺っておりまして、全く、夏井議員と同感でございます。ですから重なるところは申し上げませんけれども、実は私がこれまで、姉妹都市の交流について市長に、一般質問等で再三、申し上げてきた、それに対する市長のお答えの中で「こういった姉妹都市の交流のようなものは、行政体が主導でやるものではなくて、市民が自主的に交流をしていくのが望ましいんだ、そういう市民の自主的な交流を行政が後押しをする、そういうものが望ましい交流の仕方ではないかというふうに思う」たしか、こういう発言を再三再四言っておられたというふうに私は記憶しているんです。ところが、今回の、この呼びかけというのは、まさにそういうふうな市民本位の交流が第一だといっておられた市長が、突然、最も高度な政治レベルの話し合いにも入っていこうとしているということで、これまで市長がお話しになっていた姉妹都市交流のあり方とは、全然、一致をしないような気がするんです。さらに申し上げますと、私ども、昨年、レッドランズの方に行きました方々を中心にして、日野レッドランズ友好協会というのが市民の自主的な団体としてつくられております。そういった自主的な友好団体の方々とも、よく相談をされた上で、この呼びかけをなされたのかどうか、それをお伺いをしたいと思います。それが１点目の質問であります。

それから第２点目は、例年のごとく５月の３日、憲法記念日に日野市が主催をして、憲法記念行事というものをやっております。これは、前に私の一般質問の中で、大分、講師の選定等に、最近とみに偏りが出てきているぞ、ということは申し上げたことがございます。今回も全く同様でして、メーンとなってお話をされました講師の講演内容が、私ども、かなり公平に見ましても、一方の政治的な立場に偏っているなという感じを持ちました。具体的に申しますと永井憲一さんという法政大学の憲法学の先生がお話をされたわけでございますけれども、一体、この講師はどなたがお決めになったのかということが１点と、永井さんのお話を伺っていて、日野市という公共の自治体が主催をする講演会の、ただ１人の講師として、こういった、かなり政治的に偏りのある方のお話を聞かせるといいますか、市民に対してお聞かせをするということが、これでいいと、市長があの講演を伺った後、あれでいいんだというふうにお考えでしょうか。それを、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　姉妹都市への友好的立場からの市の宣言を紹介をし、御同調を呼びかける、これは市民レベルの行動であるのか、あるいは友好協会に相談をしたかということでありますが、これは私も、かねて考え、議会でも２回ぐらい、そのことを表明したと思っておるわけでありまして、都市間の友好提携、市民レベルとともに自治体レベルの文書の交換も――文書というよりも向こうからの市長の手紙などもいただいておるわけでありますから、どういう反応があるか、あんまり御迷惑をかけてはいけないことはもちろんでありますが、その反応を伺った上で、御迷惑であるならばそういう措置は、余り後追いは、しないということでよろしいのではないかと思っております。

それから、憲法記念行事の講演者、永井憲一法政大学教授、著書もございますし、私は適当な方だというふうに思っております。護憲の立場であることは、これは我々と同様でありますし、日野市民も護憲の立場は多くの方がお持ちでございますので、そう、偏りがあるというふ

うには思っておりません。

○議長（高橋通夫君）　　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　　第１点のレッドランズへの呼びかけの関係ですけれども、夏井議員の話とも多少、重なりますけれども、私は、こういった、非常に高度な政治レベルの話こそ、市民の時間をかけた市民同士の、民間の積み重ねがあって、初めて、ここまでいってしかるべきだと思います。そういう点で今、市長は、何か、しりつぼみに終わるんじゃないかな、というような感じもしているというようなお話もありましたけれども、そうじゃなくて、このこと自体は、いいことだと思うんです。だから、うまいぐあいにいくように、それには、きちっとした積み重ねが必要である、そういうことをぜひ考えた上で――突然こういうことを、何か、こう、アドバルーンをぽんと上げるような形でおやりにならない方がいいんじゃないか、ということだけを、まず申し上げておきたいと思います。

それから、憲法記念行事の関係ですけれども、市長は護憲といいますか、現在の憲法を守るんだという立場から見れば、いいんじゃないかというふうなことですね。私は個人的な立場としては、現在の憲法を守る、これは非常にいいことだと思います。私も現在の憲法でいいと思っています。しかしながら、それとは全然別個に、憲法記念行事に名をかりて、私から申し上げますと、現在の日本の政治のあり方全般に対する強い批判の講演会なんです。それが気に入らないんです。憲法の問題だけを議論をしている、討論をするという場ではなくて、むしろ憲法は、そこに置いておいて、憲法は材料に使っただけであって、現在の政治のあり方に対する、特に国政のあり方に対する強い批判を込めた講演会である、こういう点で私は偏りがあるということを申し上げているわけであります。それで幾つか広報に――６月１日号の広報の中に、かなり具体的に内容が書かれておりますので、これをもとに申し上げていきますけれども、例えば先生のお話の中に、最近の若い者が非常にノンポリ・付和雷同型の遊び人が多いと、こういうことを言っているんです。どういう根拠でこういうことを言っているかといいますと、１０年前には軍備が必要かどうかという問いに対して、必要ないと答えるものが半数以上で、今では必要があると答えるものが半数を越えちゃう。ということはノンポリがふえた、遊び人がふえたということなんです、その先生によりますと。さらに１０年前には、軍備を持つことに賛成の者でも、自分の判断で、僕は逃げるんだ、逃げちゃうんだという人が多かったけれども、今では、いやだけれども行かざるを得ないだろうと答える人がふえた、こういう人がふえ

たということを、この先生はノンポリで付和雷同型の遊び人がふえたからこうなった、というふうな結論をしているんです。私は認識が全然、逆だと思うんです。だんだん物事がわかってきたんですよね、わかってきたからこそ、みんなが――特に、大手の新聞なんかは全然逆のことを書くけれども、これがどうも実際の政治の状況ではないなと、自分たちで自主的に判断をすれば、こうなるな、ということを答え始めてきたんだと、私は思うんです。この辺が、まず第一の疑問点。

次に、日本の教育は――日本の教育は、というふうに限定しているんです。国力を強化することが出発点であった、これは明治以後の教育について、そう言っているんです。ところが私なりの判断では、近代国家をつくった国というものは、まず第一に自分の国の国力を上げるための教育を、みんな、しています。これはアメリカであろうと、ソ連であろうと、中国であろうと何であろうと、いわゆる近代国家をつくろうとするには、まず自分の国というものをしっかりさせなければいけない。そのためには教育が必要だ、そういう教育制度のもとにあって近代国家をつくってきたという歴史が厳然とあるわけです。今は、その時期を通り越しましたから、もう少し余裕のある教育を進めていますけれども、当初、近代国家をつくるときには、日本だけではなくて、世界のすべての国が国力の強化、こういうものを第１目標に掲げて教育を進めてきたわけです。何もこれは日本だけのことではないんです。ですから日本の教育は、伝統的に、こういう国家目的にのみやってきたということは、非常に、こう、おかしな論理でして、ほかの国でもそうですよ、というお話がなければいけない。これが全然ありませんでした。さらに封建支配の間、支配者は被支配者に対して知識を与えませんでした。これも日本だけじゃないんです。どこの国だって、歴史を調べれば封建時代があった。そのときには、こういったことが行われていたわけです。日本だけの教育の欠陥ではないわけですね。このように、言えばきりがないんです。富国強兵という言葉もそうです。戦前の義務教育、強制教育というのもそうです。ある一定の時期には、みんな富国強兵をしたし、こういうことをやってきたわけです。決して日本だけではない。こういうことを考えれば、どうして自分の国だけを悪く言って、今の日本の国のやり方というものは非常におかしい、とこういう論理だけをお話になる。こういう先生と、講演を市が主催して市民に聞かせるということは、どうしても私は納得ができないんです。私は、こういう議論があってもいいと思うんです、民主主義の世の中ですから。こういう議論をする方がいてもいいと思うけれども、もう一方では、全く違った議論をする先

生をお呼びをして、両方の議論を市民の方々にお聞かせをする。そういう中で、皆さん、どういう判断をしますか、という討論をするとか、それが、市長たる者の主催する講演会のあり方ではないか、というふうに思うんです。市長、いかがですか。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今後、そのようなお考えも十分、考慮して、憲法記念行事を日野市の永久の行事にしていくことを願っております。

○議長（高橋通夫君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　私は、憲法記念行事をやめろなんて言っていませんよ。誤解しないでください。私も先ほど申し上げたとおり、今の憲法はいいと思っていますから、いいんですよ。さらに申し上げておきます。後の討論会のときに、この永井先生という方は恐ろしいことを言っているんです。いいですか、これに書いてあることで読みます。「今までは何でも国会や内閣で決めて、下に押しつけるという形式的な民主主義がとられてきました」ということを永井先生が言っているんです。よく考えてください。国会というのは独裁者がやっているんじゃないですよ。私どもが、きちんとした法律に基づく選挙を通じて代表を選んでいる。その代表がつくっているのが国会ですね。国会が決めたことというのは、形式的な民主主義でもないし、押しつけでも何でもありませんよね。私は、どうもこの永井先生のお話というのは、地方自治体、革新の自治体は非常に民主的で、いい行政が行われているけれども、国の自民党主導の国政というものは全くおかしい、戦前に回帰しているんだ、というようなことを言っているんだと思うんです。ところが前の発言でも、私、申し上げたことがありますけれども、世論調査なんかをしますと、今の日本の国の政治のあり方というのは、非常に多くの国民に支持をされているでしょう。それが大多数のといいますか、過半数を超える国民の考え方であるわけです。そういうものを除いて、一部の、こういった偏った方々にのみ通用するお話をさせるということは、絶対、避けるべきだというふうに思います。私は、この憲法記念行事には限りませんけれども、市が主催をする講演会等の講師の選定については、絶対、今後も厳しい目でみつめていきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　けさ、第２回の定例会が行われて、議長の非常に何というか、

スムースな運営のために定刻に開始されたということは、私も、高橋議長だからこそ、さすがだなということで、３０分遅刻したことを深くおわび申し上げます。

それで、いわゆる質問の手を挙げていなかったので、再度、ありませんかという中で質問に入るんですが、まず最初に、うちの方の市川議員さん、馬場議員さんからも出ているように、市長が四たび日野の市政を担当することに対して、立場を、反対した立場でありますが、しっかりやっていただきたい。しかも最初の定例会に質問もしなかったというのでは、非常に失礼に当たりますので、数点、お伺いしたいと思います。

まず、私、お伺いしたいんですが、就任のあいさつというのが、日野市長森田喜美男ということで議員に配付をされております。これは５月の１日のひの広報に、「職員に訓示、４月２４日初登庁」ということで、訓示ということと、私、比較対照は、してないんですが、大体、同じだという形で、これはそれのかわり――片方は訓示、言葉のあやを取り上げるようなんですが、議員に対する就任のあいさつということであるのなら、やはり堂々と、初めての、４回目の本会議場で、市長のやる行政報告を、市長の今後４年間の抱負に踏まえて、堂々とやっていただきたかったということ、そういうことがあるというのなら、私も、実を言うと、どうしても万やむを得なくて３０分遅刻することを前もって通告しておいたんですが、そういう点でいくと、いささか、市長の行政報告の１番目が市民会館の開館について、これも決まっているような感じ、２番目の特別職報酬審議会の諮問をしたという、これも予算措置の中に１０人で、いわゆる１人費用弁償何ぼで何回開くという予算措置は、議決してあります。そういう中で見て、三つ目の、いわゆる、今、数人の議員の方からレッドランズ市に対する核兵器の廃絶と平和宣言の問題を、何というか、呼びかける、こういう点が私は、３点だけは、これは、ひとつ聞いてみたいなという感じで来たんですが、順を追って、数点ダブるような点は、御容認いただきたいと思うんですが、まず一番先に、２番目の報酬審議会の――市長が行政報告で余りこういうことまで――代表者会議なり全協で、私、聞いてないから、市長はどういう報告をされたか定かでない。私もわからないんですが、もし、何というか、そういうことが報告してあるんだということだったら失礼なんですが、非常に、国なり都なりが財政の厳しい、しかも職員も期末手当を踏まえて、いろんなことの組合の交渉等を行われた中で、特別職の報酬を恐らく私は値上げをすることを委員の人にお願いをした、こういう程度だということに察するんですが、その程度のことをあえて――予算も決めてあるし、市長が報告するというのだから、よほ

ど何か、例えば行政改革が厳しいから、議員の報酬は、いわゆる何というか、１割は減ずる、市長みずからも、そういう襟を正すんだとか、さもなければ今度は議員の年間の期末手当はどうするんだとか、何か新しいことがあったのか、さもなければ増額するのなら、こういう形でかなりの細かいデータを委員の皆さんに出して、議員の、いわゆる報酬なり期末手当の位置づけというのは、いわゆる市の市職でいえば係長の上位の相当給にするとか、課長の一番下の相当給にするとか、何か、そういう具体的な報告がなされたのかなということを、ちょっと前の古賀議員さんなり市川議員さんに聞いたんで、そう質問するわけにはいかないんで、私は、そういうことをなされたのかどうなのかということが、ただ、いわゆる諮問をしましたよということであるのかどうか、その辺のことに対して、まず確認を含んだ形で１点。

その次の、レッドランズに対する核兵器の問題、これは、いろんな、数人の議員の人から出ているんで、私は、こういうふうなものの考え方にいるんですが、市長が、そのときに反対なのか賛成なのか、市長の、いわゆる所見をお聞きしたいと思うんですが、このレッドランズの、いわゆる姉妹都市を結ばれたのは、別に森田市長さんが結ばれたんではなくて、前の市長さんが結ばれたんで、市長の、今のこういう気持ちでいけば、必ずしもレッドランズとの姉妹都市を結んでいるというのは、市民サイドから盛り上げていくという日ごろの姿勢からいえば、私は納得するけれども、あえて、積極的にレッドランズへ行って何かしてという、たまたま私が議長のときに、向こうのレッドランズの市長が非公式ではあるが来られて、たまたま日野の市内の中学校なり、多摩テックなり、多摩動物園なりを見られた、こういうことの中で市長も、非常に一層の友好感を持たれて、なお一層、政府レベルでやるような仕事まで、いわゆる小さい行政の一つがやってもいいんではなかろうかと、こういうことでおやりになったのか、私はもし、こういう、いわゆるアプローチをするのなら森田市長さんが、やはり好きな――どこの国が好きだか、私は定かではありません。アメリカと比較対照して逆な国か、さもなければ東南アジアなりヨーロッパ等で永世中立国を願っているような都市と姉妹都市を結んで、そういうところの第三勢力を盛り上げる、こういうような形で、こういう運動を盛り上げていくというのもいいんではなかろうかなということで、ただアメリカさんのレッドランズだけにやって、これはどういう　確かに市民サイドで、いい民間外交だなという、すばらしい発想だということであるとすれば、少なくともこれだけの大きな問題をやろうとするのなら、全協等で前もって議会にも、いろんなことを議決を――いわゆる平和都市宣言にしても核兵器廃絶にしても、

いろんな議論はなされたけれども、日野市議会として議決がなされている。こういう形から見れば、いわゆる議員の我々に、こういうことをしてアプローチしたいんだがどうなんだろうと、こういうことをされてもいいんではなかろうかという私は考えを持っているんで、これに対する市長の所感をお聞きしたい。こういうことが２点目です。

その次に、先ほど来もいろんなお話が出ているんで、私も言いにくいんですが、三つ目は柳下さんが遺跡調査会の件で亡くなられるということで、この問題、いろんなことを聞かれているんですが、これも実をいうと１００条委員会というのを私の議長のときに、余り名誉ではないんですが、議会の、何というんですか、少数の差によって１００条委員会を議決している、長期にわたって奥住委員長、中山副委員長等の、いわゆる精力的なお骨折りで、そういう形の中で何というか審議をされたので、私も責任の一端は――この前の通告質問にもあるんですが、責任を感じております。そういう中で検察審査会に、何というんですか、不服審査までやって刑事問題というのは相手が亡くなっちゃったからだめなんだということは、理の当然ということです。それと、この問題に関連するのが、最初からいろんな文章を突きつけたり、いろんなことをするのも日野市の顧問弁護士さんと相談をして数度にやられた。こういう中で先ほどの南平の造成工事、いわゆる擁壁の工事に対しても、今度は、また顧問弁護士さんと相談する。日野の場合、いわゆる顧問弁護士さんという人も、いろんな問題でなかなか大変だな、ということを思うんですが、どうも私は、何というか、弁護士さんがいいとか悪いとかということに触れる気もないし、そういう人の人権に対して言う気はないんですが、行政の、いま少し理事者なり、先ほどの南平の擁壁の問題でいえば担当である開発公社の理事長である助役さんが、何か、いま少しきちっとしたものの考え方を持って対処するなり、我々の方、いわゆる議会の方へ何ぼ審議事項でないにしても――私、その点で何でこういうことを言うかといいますと、助役さんの報告事項に、日野市の組織の規則の改正、一部改正のことについての報告だということなんです。私の情報というのは、あんまり正確でなくて、私なんかに伝わってくるというのは、議員の中で一番遅く伝わってくる立場にいるんで申し上げるんですが、普通なら、私、何というか、どうもいろんなことを聞いておって、執行部にも南平の高校の擁壁の問題では御苦労なさっているんだ、それから雨水排水の問題に対しても、御苦労なさっているんだ、こういうことなんで、当然遺跡の報告は文書でも出されていますが、遺跡調査会の問題に対しては文書でなされていますが、少なくとも南平高校の問題は、擁壁の問題は助役の報告事項に、何

ぼ審議事項でないにしても、少なくとも、あるんではなかろうか、さもなければ、さっき言ったように全協等でやられるんではなかろうかと思ったら、全くナシのつぶてだ、それで、通告質問者がえんえんと、何というか恐らく数時間にわたって聞かれている、こういうことで私は、我々議員というのは選挙で戦えば、後は終われば、いいことは賛成、まずいことは反対だ、これのチェック下にいるのが我々議員ではなかろうかと思います。そういう点では、少なくとも、いわゆる市民がいろんな関心を持ったり、過去に問題が出たような問題は、もっと謙虚に、もっと虚心坦懐に議会に報告したり、議会のいろんな考え方を聞くべきではなかろうか、少なくとも、この用地を取得するときに、私は、少なくとも議長になったときに、何でもっと、そういう事前に話し合える機会なりがなかったかということを、指摘してあったつもりです。どうもそういう点で、これも何の感想もないんだというのなら、そういうことに対する助役さんの開発公社の理事長としての、私の、今、述べたことに対する考え方をお聞かせ願えれば幸いだと思います。

最後に４点目なんですが、直接、いろんなことには出てないんですが、恐らく、この４月の市長選挙の三つどもえの壮烈な選挙をやって、当選された市長を初め、各候補もいろんな公約をされたということもありますが、私が支持した滝瀬敏朗市長候補も、もちろん河川敷の利用というようなことは申し上げてきました。しかし私は１回、一たん戦いやんで日が暮れれば、当然、次の理事者が、やっぱり先頭に立って、いろんなことを見てもらわなければならんのではなかろうか、こういうことで、私も地元のいろんな要望を得て相談にあずかっております。ひとつ、場所を申し上げますが、浅川と多摩川と、通称あぶらめんというところです。それに程久保川が流れてくると自然に中洲のところに、見方によれば3,０００平米ぐらいの利用し得る用地があります。実をいうと、市長さんも、何か、何かの形で使わせてやりたいな、ということを市民相談というんですか、いろんなことの市民対話の中で言われたときにも、申された。私もその前に数度、企画財政部長なり、教育委員会の小山次長等も現地を見てもらっていろんなことをしております。しかし、この間、実際、地元の有志というか、みんなボランティアで、一番、私、恐れ入ったというのは、老人会の人が大多数で、子供会なり、いわゆるソフトボールの人なり若い人が出て、草刈りをして、少しでもお年寄りの――ゲートボールも、あの地帯でやるところがないので、金田の中の公園用地を、そっと借りているという――子供たちが遊ぶ前の時間に、そっと午前中使っているという、こういう事情の中でたとえ２０メートル四方

でも使いたいということでやりました。ところが、いざ少し何としても整地をするなり、何かをしなければ使用にたえられません。そしたら建設省から、きちっと市を通じていわゆる許可申請を出しなさい、許可申請を出せば、建設省では一番長くかかっても１カ月半くらいで許可を出すから、むしろ市の方でいろんなことを協議をされて、いろんな準備をして出された方が時間がかかると思うんですが、たまたま、今、雨期の時期で、６月から９月いっぱいだけは洪水期で、そういうところをいじってはいけない時期なので、この時期に出してもらってやれば、前向きの姿勢で許可するが、そういうことをお願いしたらどうだということで、地元の数人と私、稲城にある多摩川の出張所、管理事務所というんですか、京浜事務所の出先機関なんですが、そこへ行って所長さんと話をして、しかられることはほんの少しで、むしろ、皆さんの市長さんなり、担当にお願いして、早く出してきなさいよと、こういうことを言われたんで、私、こういう問題はデスクで言うべきだと思うんですが、どうも議事録に残しておかないと、何も石坂は言わないんじゃないかと、こういうようなこともこのごろ危惧してきているんで、あえて、きょう、この場で質問します。以上４点です。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　きょう、昭和６０年第２回定例市議会をお願いをしたわけでありまして、極めて簡単ではございますが、４月２７日から新しい任期に就任しております。今後もよろしく御指導をお願い申し上げます、というごあいさつは出しました。抱負、経論を、施政方針という形で行うやり方もあると思いますけれども、もう間接的ではありますが、職員に、こういう形で今回の選挙期間、いろいろの政策を訴えをしている、これを消化し実行することが、とりもなおさず市民の方々の今日的要望にこたえる内容であるという意味におきまして、あいさつという意味での訓示を行っております。そのことを議会でもまた御報告をして、このような公約をしたということは、いろんな資料で御承知のとおりではございますが、そのことに、あいさつの中でちょっと触れさせていただいたと、こういうことでございます。

それで、報酬審議会は報告の第１項にあるわけでありますが、この３月に新たにという形になるわけでありますけれども、この都度、委嘱をすることになっておりますので、その委嘱を行って、何か今後、諮問をすることがございますという姿勢を打ち出したところでございます。それから、５月の２５日でございますが、これは、ここに、この回に、つまり諮問をいたした、そういう経過を報告をしたということであります。御指摘のとおり、今日の情勢の中で、特別

職の報酬について多少のアップの諮問をするということは、これは時極的にはかなり重要なことだと、このように思います。また、関心の高まることだというふうにも思います。前に、５６年１０月の時期に改定をして以来、ほぼ４年近く、それらの措置を行っておりません。それから、これは議員の方からの要請、あるいは議会からの要請という公式な形は、もちろん、ないわけでありますが、議長からは特に、そういう要請がございましたこともあわせまして、その必要を認め、そのような取り組みをしておると中間報告をした、こういうことでございます。

それから、レッドランズへの呼びかけにつきまして、いろいろ議論を拝聴いたしまして、なお今後も大事の上にも大事をとっていかなければならない、そのようには思っておるわけでありまして、市民レベルの外交といいましょうか、友好関係、あわせて自治体レベルということにも、私は意味なしとはしない、むしろ、だんだん親しくなるにつれて、そういうことであるべきだと、このように思いますから、片手落ちとか、何といいましょうか、手落ちのない、あるいは一方に偏らない形を踏みながら、国民の、一番平和を求める日本人の立場、それから感情を広く訴えていきたい、とこういうことにほかならないつもりでございますので、御理解をお願いをしておきたいと思います。

４番目におっしゃいました合流点におきましてのあぶらめんというんでしょうか、ここの場所の利用につきましては、今後、十分、実現ができるように、特に、そういう下工作を地元でしていただいた、ということであるならば、なおさら推進をしてまいりたい、このように感じましたので、そのようにお答えをいたしました。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　南平高校関係でございます。ちょうど南平高校が日野に設置していこうということに決まりましたのは、ちょうど１年前でございます。いろいろな曲折を経ながら、第７学区、７１グループの中でも、八王子にも土地を踏まえまして、いろいろ誘致があったわけですけれども、日野に決定になりました。それらの経過、その当時は議会の皆さんの大変な誘致の御支援をいただきました。当時、議長でございました石坂議員さんにも大変な御指導を得て、今日を得たわけでございます。それらのことを忘れたわけじゃございませんけれども、どうも南平高校関係につきまして、いろいろ、次々と報告する上で、苦しいことが起きるものでございますので、大変、失礼申し上げておるわけでございます。おっしゃるとおり、

今後は報告すべき事項というふうに考えておりますので、そのような配慮をしていきたい、こう思っておるわけでございます。

その後につきましても、南平用水のあり方についても、いろいろ御支援をいただきました。本当にありがとうございました。そういうような感謝の気持ちを忘れておるわけじゃございません。今日、南平高校ができたということは、議会の総力、その当時の議長さんの采配をあずかっての、今日あるわけでございます。御礼を申し上げるとともに失礼に当たった点、おわび申し上げる次第でございます。今後は、そのような配慮をしていきたいと思いますので、何分にも今までと変わらざる御支援をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　非常に、何というか、逆にほめられると私も弱い方なんで、恐縮するんですが、市長に報酬のことに対して、要望というか、お願いをしていきたいと思うんです。

非常に厳しい今の市民なり、いろんな世の中というのは、見方をしているんです。私は、今回、議事録に載るからあえてきょう、言うんですが、４年間も上げないでいれば、職員の方も、いわゆる定期昇給だけだってなされていくんですから、当然、バランスがとり切れなくなるというのは当然なんです。何かの位置づけをきちっとしないといけないんではなかろうか、そういう点では報酬審議会の委員に、こういうふうに幾らにしてくださいとは言えないです。いろんなデータをきちっと、恐らく、担当の職員課長を指揮されて、恐らく総務部長が万遺漏ないようにされているんだと思うんですが、資料をいろんな角度からやって、納得いくような形に報告していただかないと、いわゆるあえて決まれば、私はどんな批判を市民から受けても甘んずるものでありますが、いわゆる何というか、正確な話が通じないで何かを受けるということは、非常に我々も迷惑するし、私なんか特にいろんな形を持っているんで、それならというような逆が出てくるんで、それから議会も、あんまり自分の会派なり党派のスタンドプレーのないようにと申し上げておきます。要望しておきます。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって行政報告を終わります。

次、日程第５、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりでありますので、事務局長

の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。

なければこれをもって諸般の報告を終わります。

本日の日程は、すべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後３時１０分散会

６月11日　火曜日　（第２日）

昭和６０年
第２回定例会

日野市議会会議録　（第12号）

６月１１日　火曜日　（第２日）

出　席　議　員（２９名）

１番	橋本文子君	２番	福島敏雄君
３番	小俣昭光君	４番	小山良悟君
５番	谷　長一君	６番	古谷太郎君
７番	馬場繁夫君	８番	馬場弘融君
９番	高橋徳次君	１０番	簗野行雄君
１１番	一ノ瀬　隆君	１２番	板垣正男君
１３番	鈴木美奈子君	１４番	川嶋　博君
１５番	飯山　茂君	１６番	夏井明男君
１７番	黒川重憲君	１８番	古賀俊明君
１９番	市川資信君	２０番	藤林理一郎君
２１番	名古屋史郎君	２２番	竹ノ上武俊君
２３番	米沢照男君	２４番	中山基昭君
２５番	大柄　保君	２６番	秦　正一君
２７番	奥住芳雄君	２８番	石坂勝雄君
３０番	高橋通夫君		

欠　席　議　員（なし）

欠　　員

２９番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美夫君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	谷野省三君	書記	串田平和君
書記	佐々木茂晴君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　石井幸子君

速記者　川久保友子君

議事日程

昭和60年6月11日（火）

午前10時開議

（請願審査報告）　（厚生委員会）

日程第1　請願第59−20号　産休あけ保育の実施と低年齢児保育の定員増に関する請願

日程第2　下水道対策特別委員会委員の欠員に伴う委員の選任について

（議案上程）

日程第3　議案第31号　日野市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告承認について

日程第4　議案第32号　昭和59年度日野市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告承認について

日程第5　議案第33号　昭和59年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告承認について

日程第6　議案第34号　日野市表彰条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7　議案第35号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8　議案第36号　日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定

日程第9　議案第37号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10　議案第38号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11　議案第39号　日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12　議案第40号　昭和60年度日野市一般会計補正予算について（第1号）

日程第13　議案第41号　昭和60年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第1号）

日程第14　議案第42号　昭和60年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第1号）

日程第15　議案第43号　昭和60年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第1号）

日程第16　議案第44号　市道路線の一部廃止について

日程第17　議案第45号　市道路線の認定について

日程第18　議案第46号　昭和60年度日野市公共下水道事業（事業の一部業務）に関する事務委託契約について

日程第19　議案第47号　大栗四号処理分区（60−1）工事請負契約の締結について

日程第20　議案第48号　日野市一般職の職員の昭和60年度6月期における期末手当の

特例に関する条例の制定について

（報告事項）

日程第２１　報告第　２号　昭和５９年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第２２　報告第　３号　昭和６０年度日野市土地開発公社事業計画の報告について

日程第２３　報告第　４号　交通事故（日野市神明一丁目１３番地市役所駐車場内の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について

（請願上程）

日程第２４　請願第６０−5号　老人医療定率負担の導入に関する陳情

日程第２５　請願第６０−6号　アフリカの飢餓救援に関する陳情

本日の会議に付した事件

日程第１から第２５まで

午後1時３５分開議

○議長（高橋通夫君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２８名であります。

これより、請願第５９−２０号、産休あけ保育の実施と低年齢児保育の定員増に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（馬場弘融君）　厚生委員会に付託をされました、請願第５９−２０号、産休あけ保育の実施と低年齢児保育の定員増に関する請願につきまして、審査の経過、並びに結果を御報告申し上げます。

本請願は日野市旭が丘5−10−14、新日本婦人の会日野支部長浜中勝子さんほか、1,９３９名の方から提出をされ、昨年の１０月５日、当委員会に付託されております。請願の趣旨は、働く婦人がふえている中で、保育の充実を求める声は一層強くなっている。そこで、産休あけ保育の実施と、低年齢児、つまりゼロ歳から３歳までの入園が可能となるよう、定員増の対策を講じていただきたい、というものであります。

厚生委員会におきましては、これまで６回の委員会を開催し、担当部課の資料に基づく説明を受け、慎重に審査を進めてまいりました。ほとんどの委員が、請願の趣旨は良とするものの、特に産休あけからの保育について、行政側の対応が可能なのか、という点に質疑が集中をいたしました。質疑の要点をまとめて申し上げますと、安全性の問題、現場で働く保母など専門職の対応の問題、施設の改良、改修の問題、他市の実施状況、医師の費用など、経費的な問題、今後の保育行政プランの問題等であります。

なお、日野市の現状を申し上げますと、ゼロ歳児については、昭和４９年以来６カ月経過時から措置をしておりますけれども、現在園長会で措置開始時期の見直し作業を進めており、職員、施設、医師との関連、及び保育の安全面等を検討し、今年度中に結論を出す予定であります。具体的には、６１年度からは措置時期を早める方向で努力をしていると伺いました。

また低年齢児保育の定員増につきましては、すでに私立の２保育園で実施ないしは計画中であるなど、民間では着実に進行中であり、公立についても私立と協力をする形で改築の際に対応する、そういう方向である、ということであります。

これらの説明を踏まえ、意見を求めましたが、各委員とも採択には賛成であるが、理事者側に対し、次のような強い意見が出されました。一つ、３歳までは子は親元で育てるというのが、育児の大原則である、このことを十分認識をした上で実施をしてほしい。二つ、ゼロ歳児保育に伴う事故の例もあることなので、安全性を十分踏まえた対応をしてほしい。必ずしも直ちに産休あけ直後から措置をせよというものではない。三つ、ゼロ歳児の月齢差の大きさや、申し込み時期のむずかしさなどがあり、すべてを大規模な公立の施設で措置するのではなくて、民間の保育所にやってもらうという方法も考えよ。四つ、行財政改革の観点からゼロ歳児保育にかかる経費の多さを考えれば、何から何まで行政でやるものでもなかろう、実施はよいことだが、いろいろ手段を考えた上で行うべきである。このような意見が出されたわけであります。これらを踏まえて採決に入りましたが、全員一致、本請願は採択すべきものと決した次第であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５９－２０号、産休あけ保育の実施と低年齢児保育の定員増に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより日程第２、下水道対策特別委員会委員の欠員に伴う委員の選任の件を議題といたします。

委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本件は原案のとおりに決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。

よって、下水道対策特別委員会委員の欠員に伴う委員の選任の件は、原案のとおり選任することに決しました。

お諮りいたします。この際、日程の順序を変更し、日程第２０を先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって日程第２０を先議することに決しました。

これより、議案第４８号、日野市一般職の職員の昭和６０年度６月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第４８号、日野市一般職の職員の昭和６０年度６月期における期末手当の特例に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本議案は日野市一般職の職員の給与に関する条例第１６条に定める期末手当１００分の１４０を、昭和６０年度６月期に限り、１００分の１４１.５とする特例条例であります。

この支給率につきましては、職員組合と交渉の結果、６月７日、妥結したものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　総務部長でございます。議案の取り扱いにつきまして、特段の御配慮いただきました。ありがとうございました。

それではただいまから、日野市一般職の職員の昭和６０年度６月期における期末手当の特例に関する条例の内容を御説明申し上げたいと思います。

まず第１条、趣旨でございますが、これにつきましては６０年６月１日現在に在職する職員と、こういうことでございます。それから期末手当に関する特例第２条でございますけれども、これにつきましては、２条の後段から４行目ですが、１００分の１４１.５ を乗じた額とする、こういうことでございます。これは本条例につきましては、１００分の１４０と、こういうことで、条例をですね、１００分の１.５上回るわけでございます。そういう意味合いにおきまして、この特例に関する条例をお願いするものでございます。

それから付則につきましては、時限条例でございまして、６０年６月３０日限り効力を失うと、こういうことでございます。それから付則の２でございますが、この条例は市長等の給与に関する条例、あるいは教育委員会の教育長の給与に関する条例は、この特例条例は適用しないと、こういうことでございますので、もとの条例にございますように１００分の１４０と、こういうことと勤勉を含みまして１００分の２００と、こういう内容になろうかと思います。

それから御参考までに、ことしの平均支給額を申し上げますと、率にしまして前年より0.０６５カ月減っております。金額につきましては、4,５５９円、端数まで入れますけれども、これだけ前年より上回っていると、こういうことで平均支給額は５２万2,５４４円となります。

以上よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　何点か質問をいたします。今回の６０年度６月期期末勤勉手当の今回妥結を見たということで、条例の特例が今回提案されたわけでありますが、今回も労使間の交渉の過程でストライキ等がまた行われたようであります。この期末勤勉手当の妥結に至るまでの交渉の経過をここで教えていただきたいと思います。

また、今、平均支給額５０数万ということが出ましたが、１つ例をとって教えていただきたいと思いますが、いわゆる一般職４等級の方の最高の方の支給額はお幾らなのか。金額については、その1点だけで結構でございますので、御答弁をお願いいたします。

また市長にお尋ねをいたしますが、今回の提案をされております妥結額、見てみますと、三多摩の２６市、日野市を除きまして、2.０１カ月ですべて決着を見ております。日野市のみがプラス0.００５カ月、ここでオーバーをしている、上回っている状況があるわけです。この点について市長は、この妥結の額が市民の理解または支持を得られるものと考えておられるかどうか、市長に対してこの点お尋ねをいたします。以上です。

○議長（高橋通夫君）　関係理事者の答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　総務部長でございます。交渉の経過についての御質問でございます。まず、５月２２日に2.５カ月という統一要求が市側に出されました。それ以降、交渉を重ねたわけでございます。その結果、平行線と、こういう形で２８日に窓口の拒否と、こういうこと、それから３０日と３１日につきましては、座わり込みと、こういうことで、２割の動員でございますが、こういうことで座わり込みました。それから６月３日に2.0カ月を

回答した。それを不満としまして４日の日には1時間ストをやった。それからさらに５日の深夜、明け方に渡りました交渉の結果、６日でございますけれども2.０１５カ月を回答して、これにつきましては、組合側もこれを了としまして、妥結につぎつけた、こういう交渉経過でございます。

それから４等級の最高給の額ということの示しということでございますけれども、ちょっと今、手元にございませんので、後ほど、資料でお答えしたいと思いますけれども、御了解いただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問についてお答えをいたします。今回の期末勤勉手当が、多摩２６市、つまり他市に比較して日野市のみ、0.００５突出をいたしておる。この理由につきましては、御承知のとおり４月以降、職員の定期昇給６カ月延伸ということを、合意の上で実施をしつつあるところであります。これは自治省、国、当局の、市民会館の建造費に伴います起債計画に対しまして、高給与と、給与に基づく高給与団体ということで、指導を受け、起債の制限をされておりましたところ、職員組合との、先ほど言いました合意によりまして、定期昇給の延伸という非常措置を行い、国の理解を得て、起債制限を回避する結果となりました。このことは、私どもの市といたしましては、全国と言いましょうか、多摩各地に先がけてとった特別の措置でありまして、そのことがまた評価もされた、というふうに承知をいたしております。したがいまして、このことは市民に御理解がいただけるに違いない、とこのように考えておるところでございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　ここは議案を審議する場ですので、一応提案をされるからには、ある程度、資料も担当部長さんは用意しておるのではないかと思っておりましたが、例えば1等級、２等級、３等級、４等級、等級によって最高、最低の数値ぐらいは、やはり本会議で問われればお答えをしていただくのが至当ではないかと思います。私は本会議の場で、ここで質問をいたしておりますので、職員課の方からここまで担当の方いらっしゃっても、そう時間かからないと思いますので、一応、私が質問をいたしました２番目の質問について、回答をお願いしておきたいと思います。

それから再質問の形で質問をいたします。組合との交渉の経過、５月の２２日に統一の要求

が2.5カ月で出され、６月の７日妥結にいたるまでの大まかな経過はわかりました。労使間において、一定のルールの中で、期末勤勉手当の額の交渉というものが行われることは、これはもちろん結構なことでありますが、その過程に、再三指摘をしておりますが、やはり違法なストライキというものが打たれているという現状は、我々見過すことはできないと思います。少なくともルールを確立した中でこうした問題は労使間において話し合いが行われるべきでありますので、こうした事態は今後回避をしていただきたいと思いますが、６月の６日については、２時間のストライキが予定をされていたということですが、６日はどうであったのか今、６月の６日については何もおっしゃらなかったのですが、たとえば報告集会等があったのかなかったのか、妥結直前のいわゆる前日でありますので、ちょっとその点をお尋ねをいたします。

また職場放棄以外にステッカー、庁舎内に張られております違法なビラがまた急速にふえておりました。それから職員の方が着用しておられた腕章、そういったものについては今、言及がなかったわけですが、こうした戦術もいわゆる争議行為の中に含まれておりますので、その点の御報告もお願いをいたします。

それから市長は今、市民の納得が得られるものだというふうに今答弁がありました。市民のサイドから私どもこれを見まして率直に、市民の感覚に合ったものだとはなかなか言えない状況にあるのではなかろうかと思います。先般６カ月の定期昇給の延伸が決まりましたときに、市長は市長選挙後において、この６カ月昇給延伸に伴う実損については、修復を行っていくということで、組合との間に約束がなされていた。６０年度の当初予算には６カ月昇給延伸の内容は予算書の中には含まれておりませんでした。今後、徐々に修復措置をとっていくというお考えであるならば、結局、６カ月間の昇給延伸ということが全く意味をなさなくなるのではないかと思います。こういった市長の態度というものを、私たち後の意見の場で申し上げてもいいんですが、市長のお考えと市民の感覚、意向というものはかなり隔たりがあるのではないかと思いますが、今後とも、また１２月には同じように手当の支給が、期末手当等の支給が行われるわけです。引き続き、この修復措置をおとりになっていくのかどうか、市長にもう一度お尋ねをいたします。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　最後の１点を除きまして、総務部長の答弁に補足してまいりたいと思いますし、議員さんからの再質問の中で本会議でのデータの要求、当然かと思います。

それでまず申し上げるわけでございますけれども、１等級部長のこれはお医者さんを除きます。（「４等級の最高級だけで結構です」と呼ぶ者あり）４等級、あるいは５等級という、区分けをしておりませんので、先ほどそう申し上げたわけなんですけれども、係長は３等級でございますけれども、４等級、５等級、これについての最高というのが８３万6,１９９円、最低が２３万7,６９３円、このような状況でございます。これでよろしいでしょうか。

それから２点目としまして、６月６日でございます。６月６日は夜が明けまして８時ですか、各市報告しましたような形で、2.０１という形で大方が収拾という段階を迎えました。日野市におきましても2.０１５という回答をしまして、収束というか、職場委員会にかけて妥決するということですので、執行委員会の責任でストを回避し２９分の集会という形で報告がなされたと、これが６日の日の朝の２時間ストを回避したところの状況でございます。

それからビラも、多少市長とそれから助役室の前に張られました。そういうふうな状況。それから鉢巻だとか、腕章だとか、それから安全ピンで止めるものだとか、いろんな示威行為がございました。これはいつものとおりでございます。それらも解釈によりまして、違法ストの一環、あるいは示威行為の一環というふうな関連等もあるわけでございます。これら全体について市長会の中でも３日の夜の市長会の中でも、個々の市の中で改めるというのは非常に現況として難しいという経過をたどってきているという中で２６市、やはり軌を一にしてというふうな話等もございました。それが一方の現実的な対応でございます。我々としても、２６市の軌を一にした対応ということも一つの範例というか、実例的な形で、必要ではなかろうかと思います。

一方、やはりいつも申し上げるわけでございますけれども、人勧等の値切りというふうな環境の中で、いろんな労使関係が非常にギクシャクするというような状況の中からかもされる問題もございますので、これらも考えていかなきゃならないんじゃないかと、やたらに処罰する、処分をする、対決をするというふうなことでまいるということについては、労使関係の円滑化とはほど遠い結果が生まれるんじゃないだろうか、という反面の考え方もあるわけでございます。両方の考えを断つというよりは、円滑な労使関係を築いていくんだという考えが、日野市の場合には、よそよりも現在のところそういう反省が強いわけでございます。６カ月延伸という大変な試練を経た結果として、そういうものを学んだわけでございます。なるべく違法スト、あるいはビラ、ステッカーいろんな問題を減らしていく、やらないでいくようにする、という努力を組合

との話し合いの中で積み重ねたいと、こう思っておるわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この昇給延伸措置という、市の財政運用の大きな背景があるとは言え、異例な措置をとり、しかもそれを、少なくも職員にも合意を得たということは、これは広く市民の方にも御理解がいただけたと思っております。そして特別の約束ということはありませんが、今後長期にわたって、この是正、給与の是正措置ないしは、合理化等も当然、今後自主的な立場で行ってまいるつもりでありますし、それに合わせて、先ほどもちょっと言いましたように少数精鋭また、適正給与ということは、私は妥当なことだというふうに思っておりますので、市民の御理解も得られる、とこのように判断をいたしておるところでございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　ちょっと今の市長がお答になったことは最初の私の質問に対する回答ということで、再質問は、こうした他市を上回る妥結という今回のようなやり方を今後もたとえば次の１２月の期末手当等の交渉の際にも、このような、今回のような方法をおとりになるのかどうかという、今後の市長の考え方をお聞きしたわけですので、いわゆる修復措置というのは、今後引き続き、何カ月、何年になるかわかりませんが、こうしたボーナスの支給時期に合わせてとっていくお考えなのかどうか、今後に臨む考え方をお尋ねしましたので、その点の御回答をお願いいたします。

それからいろいろな背景はあるにしろ、やはり私再三申し上げておりますように、一つのルールというものがあって、きちんと法律でも決められている交渉事項ということもあります。その決まりにのっとった市民に迷惑をかけないストライキ等の戦術をとらなくても、円滑な交渉が行われ、そして双方がそれに基づく積み上げた話し合いの中で結論が導かれるように、引き続き努力をお願いしておきたいと思います。やはりその都度申し上げておきませんと、すぐにまたもとのもくあみということになっても議会の責任ということもまた出てこようかと思いますので、指摘をしておきます。

それから市長にお答えいただく前に、もう一つ参考のために私、聞いておきますが、６月の４日に労使間の交渉が行われているときに、午前２時ごろということですから未明ですが、ちょうどこのときは市長は郷里の方にお帰りになっていたということで、組合の方から助役に対

して、市長の意向を確認してもらいたいということで申し出がありましたときに、助役は電話番号がわからないので市長に連絡がつかない、こうお答えになったそうです。少なくとも、これ、私、見ましたときに非常に不思議な気がいたしました。市長が数日間、こうした交渉を助役に任せて郷里にお帰りになっている、よんどころない用事であろうと思いますので、それはいいと思いますが、その市長に対して、留守を預かる助役さんが、電話番号もわからないというのは、私はちょっと理解できないんですが、いつもこうした、もし市長がいらっしゃらない場合、どこに行ってらっしゃるか、何か急用があった場合にはどうするかというようなことは、まったく日野市では市役所の中ではお考えになっていないのかどうか、その点、ちょっと奇異な感じがいたしましたので、御回答を合わせてお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問の順序によってお答えをいたします。

今後、こういう措置をつなげていくかという御質問だと思いますが、これは特に今回のことでございまして、今後にどうするということはまだ決定をもっておりません。またそういう予約もございません。

それから、私、この６月１日から４日まで仏事に伴う郷里の家の所用のために私事旅行をいたしました。その不在中は助役にもちろん全権を委任するということも確実に申し渡しておきました。それから連絡事項は、これはもちろん可能でありますし、それを不明にして旅立つようなことはもちろんございません。それはひとつの、その場における一応の判断だというふうに思っております。長は常に責任の逃れる場所はないわけでありまして、そのことはひとつ御理解をしておいていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　助役がそうおっしゃったというので、留守を預かっておられる責任者の方が、電話番号がわからないので市長に連絡がつかないと、こう発言をされたということが出てるんですね。ずいぶん、本当に何か急用があったときに市長と連絡がとれない、ということでいいのかと思いましたので、ちょっと参考のためにお聞きをいたしました。

今回の他市を上回る上乗せの件について、いわゆる修復については、今後はまだ白紙だという御回答ですが、市長のお考えでは、回復と修復は違うというようなことを、組合との交渉の中でおっしゃったというようなことも聞いておりますが、修復すべき金額、額というのは一体

幾らなのか、どの程度の額を、修復すべき額だとお考えになっているのか、今回で済んだということでもなさそうですし、しかし今後のことはわからないともおっしゃっておられる。今回の６カ月定期昇給の延伸によって、職員の方が受けた実損については、選挙後、修復をしていきたいという市長の意向は、すでに今まで議会でも明らかになっておりますし、私どもも指摘をいたしております。であるならば、すでに実施をされている今回の６カ月の昇給延伸に伴う、いわゆる修復しなければならない額というのは、それぞれ事情もありますので平均をすれば職員の方お１人当たりどのくらいだというお考えをもっていらっしゃるか、その点を教えていただきたい。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　そういう措置は多分に精神的なものでありまして、信頼関係を樹立するには努力目標ということはなければならないと、こう思っております。相対的な関係にあるわけでありまして、つまり是正措置でありますとか、その他の措置を十分、襟を正して行いながら、一方はまた優遇措置もなければならないということが、私の申し上げる修復という意味であります。額をどうこうということは、相対的な中で判断をすべきものだと思っております。

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　いずれにしましても、日野市民の関心というのは、今行政改革という大きなうねりの中で、こうした給与、また退職金等を含めた問題にも強い関心が注がれているわけです。市民の理解、納得というものが得られるような対応をお願いをして質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　　反対の立場から意見を申し上げておきます。これはもう毎回、申し上げてる。３年半ばかり申し上げてるんですが、いわゆる給与制度が不当である、条例が不当にできている。いわゆる職務の責任、職務内容その他について、あるいはまたその仕事の重要度等について、全く考慮されてない条例となっているからであります。このような条例を直しなさい。それが地方公務員法の精神であり、地方自治法の精神にあるのでありますから、直さなきゃならない。しかし、やはり選挙等も控えた関係があるかもしれません。いろいろの立場を考えられたのでしょう。直さない。今、直そうという提案をしていない市は、２６市の中で日野と町田だけであります。町田も直そうとしております。いわゆる法律にのっとり給与条例をつくりかえたい。それを全くしないできた今日の結果が、いわゆる昇給延伸という非常に安易な方法であります。この結果、被害をこうむるのは重要な職務にあり、過激な職務にある係長、課長、部長の諸君であります。柳下君も、先日なぶり殺されたような状態になりました。このような、それはその職務が重要にもかかわらず、それに対する対応がされていなかったことに起因するからであります。今回の提案は、そのような配慮が全くなされていない。

第２点として、全国６５１の市の中で、管理職手当を、期末手当の中に加算しない市は、わずかに５０であります。今日、そのような状況の市というのは非常に少なくなっている。しかし２６市の中のほとんどは、三多摩の市は給与条例の改正を行おうという努力を、今、積み重ねております。日野市は給与条例の改正を行おうという努力は全くしていない。このような中で、この不合理を解決するために、三多摩２６市の中で最も高い期末手当を支給しようとしているのであります。矛盾だらけのことを、ある特定の利益の中で、これを実施しようとしている。このようなことは、人間的にも、また公務員の生活の上からも、さらにまた今後市民に対する公務員のサービスの上からも、好ましくないことは当然であります。係長、課長、部長、その他、むずかしい技術にかかわっている方々に対応しないで、単なる、いかなる人も、いかなる怠慢な状態にあろうと、仕事がやさしい状態であろうと、全く同じにしているような中で給与、ボーナスが支給される。ですから、係長より以上の人は、新聞に２カ月と出ている。家庭に持って帰ったら、「お父さん、これ２カ月入っておりません。ピンハネしたでしょう。」と言われるのは当然であります。ですから部課長は、恐らく女房や子供に説明するのに大変でしょう。こういう訳で、俺の場合には先月の1.5しか入ってないんだと、このような支給の仕方は士気にも影響し、市民サービスにも大きくマイナスすることを懸念するとき賛成できませ

ん。以上、意見だけ申し上げておきます。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手多数であります。よって議案第４８号、日野市一般職の職員の昭和６０年度６月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第３１号、日野市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第３１号、日野市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告承認について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の改正に伴い、日野市市税条例の一部を改正するもので、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、昭和６０年３月３０日付けで専決処分したものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（佐藤智春君）　市民部長でございます。

それでは議案第３１号、日野市市税条例の一部改正する条例につきまして説明をさせていただきます。御承知のとおり、３月末の国会で地方税法の一部を改正をする法律が可決されました。３０日に交付をされました。市税条例につきましては、従来から、各市とも共通の条例準則によりまして改正を行っているもので、この度も東京都から条例準則が示されましたので、その準則に従って条文の整備をさせていただいたというものでございます。

改正の内容につきましては、去る３月の定例市議会におきまして、資料によりまして改正の内容を御説明をいたしたところでございますけれども、新旧対照表によりまして、主な改正点

を説明させていただきたいと存じます。

まず、１６、１７ページをお開きいただきたいと存じます。第３０条でございますけれども、これは市民税の均等割の税率を年額1,５００円を2,０００円に、５００円アップするものでございます。これは５５年度以降、据え置きとなっていたもので、見直しが行われたものでございます。

次に２８、２９ページの下段の６６条第３項の改正は、従来固定資産税、都市計画税の免税額が４００円以下の場合は４期に分けず、１期のみで徴収をしていたものを、今回の改正で、これを2,４００円とするというものでございます。

次に３０、３１ページをお願いいたします。第８１条の軽自動車税の税率の改正でございます。３０ページ下段の三輪以上で、0.０２リットル、いわゆる２０cc以上５０cc以下のバイク、いわゆるミニカーでございますけれども、これの普及を見込んでの改正で年額2,５００円に引き上げられました。前の基準では1,０００円でございました。

次に３４、３５ページ下段の付則第１２条でございますけれども、これは御承知のとおり、本年度は固定資産の評価替えが行われましたが、前回５７年度から５９年度まで適用されました負担調整率を、引き続き６０年から６２年まで適用するもので、第１２条は宅地、次のページの第１３条は農地の負担調整率でございます。

次に６０、６１ページをお開きいただきたいと存じます。６０、６１ページでございます。第２０条と、次の６２、６３ページの２１条につきましては、都市計画税にかかわる宅地及び農地の負担調整率でございまして、これは前の固定資産税と全く同じ適用となっております。以上が大きな改正点でございます。このほかには文言の整理の条項も合わせまして、改正をさせていただいたというものでございます。

簡単でございますが専決処分をいたしました内容の報告をさせていただきました。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって、議案第３１号、日野市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告承認の件は原案のとおり承認されました。

これより議案第３２号、昭和５９年度日野市一般会計補正予算（第５号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第３２号、昭和５９年度日野市一般会計補正予算（第５号）の専決処分の報告承認について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和５９年度日野市一般会計補正予算第５号で、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、昭和６０年３月３０日付けで専決処分したものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ１億5,100万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を319億3,２６０万円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますのでよろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　御説明申し上げます。議案第３２号、昭和５９年度日野市一般会計補正予算（第５号）につきまして御説明を申し上げます。

まず第１条でございますけれども、１億5,１００万1,０００円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額３１９億3,２６０万円といたします。さらに歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正によります。後ほど詳細を説明いたします。

第２条につきましては起債の補正でございます。内容につきましては、第２表のとおりでございます。

それでは９ページの歳入から御説明を申し上げます。この補正予算の特徴を申し上げますと、例年、年度末におきまして譲与税あるいは交付金、交付税、国、都の補助金等の決定に伴う歳入並びに関係する歳出の専決処分をさせていただいてるものでございます。まず、９ページでございますけれども、歳入の道路譲与税でございます。これは税額の決定に伴う補正でございます。当初より１２０万7,０００円の減でございます。

次の１０、１１ページでございますが、自動車重量譲与税でございます。これは道路譲与税と同じく決定に伴うもので1,１５２万8,０００円の増の補正でございます。

次の１２、１３ページの自動車取得税交付金でございますけれども、これも前段と同様、交付決定に伴う補正でございます。

次が１４、１５ページの地方交付税でございます。説明欄にもございますように、特別地方交付税でございますが、補正前は1,０００円課目存置をしておきましたが、決定がここにございますように、2,８０２万円でございます。この補正をいたすものでございます。

次の１６、１７ページについては記載のとおりでございます。

次が１８、１９ページの国庫支出金でございますが、これは節及び説明欄に書いてございますように、民生福祉関係の、国の負担金でございます。予算に比較しまして、実績が少なかったものでございますので、それに伴いまして国の負担金が減ったものでございます。詳細につきましては、説明欄のとおりでございます。

次が少し飛ばしまして、２６、２７ページでございます。都の支出金でございますが、これも国の支出金と同様、市の実績が下回ったために、都の負担金及び補助金が減額されたものでございます。内容的には説明欄にございますとおり、身体障害者でありますとか、老人保護措置費等でございます。

次が２８、２９ページでございます。都支出金のうちの総務費都補助金でございます。ここで特に申し上げますのは、市町村調整交付金でございます。これは総額で４億4,223万4,000円ということでございます。大きなものを申し上げますと、常備消防の市負担の補てん、都バスの負担、そういったものが主なものでございます。その次の振興交付金でございますけれども、これは一般財源の補完ということで１億３９０万1,０００円の増ということでございます。次がこの民生費の都の補助金でございますけれども、これも先ほど申し上げました。国都の負担金と同じ理由でございます。

次の３０、３１ページでございますけれども、説明欄の3行目でございますけれども、心身障害者通所訓練事業、手をつなぐ親の会、これが補正をいたしまして、今回減額をしているわけでございますけれども、これは当初、市を通じて補助ということを考えていたわけでございますけれども、この補助金につきましては、都の連合会に一括、都から直接補助をいたしまして、その連合会からこの団体に補助するということで、都の補助分をここで減額をしたわけでございます。この補助金につきましては、都の補助金の２分の１を市費でさらに上乗せをしております。これは支出の中で当然支出をしているというわけでございます。

次が３４、３５ページでございます。中段の4、農業費都補助金でございますが、農業施設災害復旧事業でございます。3,６９１万2,０００円の補助金の増の補正でございますけれども、これは５７年、５８年にかけまして平山用水の頭首口あるいは水路、日野用水の頭首口の、災害復旧工事にかかる補助金でございます。

次が４０、４１ページでございます。寄附金でございますが、公共公益施設費ということで5,９３３万4,０００円の増の補正でございます。これは開発行為に伴う寄附金でございます。個人が２件、法人が１件にかかるものでございます。

次が４２、４３ページでございます。市債でございますが、説明欄にもございますように仲田小学校屋内運動場新築にかかる起債の減でございます。これは起債対象の事業費が当初見込んでいたより少なくなりまして、当然のことながら、起債の金額が１３０万円減少したというものでございます。

次が歳出でございます。４４、４５ページでございます。6目の財産管理費でございますが、積立金で5億3,８２４万7,０００円の計上でございますが、これは説明欄にございますように、公共施設建設基金、財政調整基金、並びに環境緑化基金に積み立てをするものでございます。

次が４６、４７ページでございます。民生費の社会福祉費、身体障害者福祉費でございます。失礼しました。民生費１本で御説明申し上げます。民生費で2億６９２万1,０００円の減になるわけでございますけれども、これは歳入の中で国都の支出金で申し上げましたように、実績が下回ったため、その歳出の方も減額をするものでございます。

次が５４、５５ページでございます。土木費、都市計画費、区画整理費でございます。これは説明欄にもございますように2億1,１２８万3,０００円の繰り出しの減でございますけれども、これは次の議案の中で、都市計画会計の中で御説明申し上げましたけれども、当初予定し

ていたより、国都補助金が増額いたしました。そのために一般会計からの繰り出しをやめたものでございます。歳入歳出につきましては以上でございます。

次に4ページ第２表、地方債の補正でございます。これは歳入の中で一部触れたわけでございますけれども、起債の目的にもございますように、仲田小学校屋内運動場新築事業ということで、起債対象事業費が減少したために、起債額が減少したものでございます。決定額に整合させる補正でございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　まず、本質的な問題として、市長にお聞きしたい。私はかって、平山台区画整理の、市長のいや森田喜美男君の土地の問題について、市長に説明を求めた。そうしましたらば、あれは日野市がやってるんじゃなくて、平山台区画整理事業としてやってる。だから市長の直接的な問題ではないというふうなお話がありました。しかしきょうのこの補正予算を拝見するとき、あなたは都市計画事業に対する、先ほど部長は国庫補助金と言いました。それは国庫補助金は1,２００万円です。国庫負担金です、これは。いわゆる保留地を国へ売り渡すお金であります。１・３・１道路のための費用、国庫負担金です、これは。補助金はわずかですが、これを一般会計に繰り入れてる。市長と全く関係のない、直接的な関係のない区画整理事業、金が余ったから国の補助金がふえた、国の保留地処分負担金がふえたから一般会計へ繰り込んで、自分のポッポへ入れてしまう。これは、旭が丘におけるあなたの土地の処分の問題と逆に行っているわけであります。区画整理事業に出されているお金は、この補助金というのは2・2・11号線、すなわちモノレールをつくるための道路の補助金、それから２・２・２号線です。これは高幡橋から日野橋へ抜ける新しい都道の都市計画道路であります。この二つのために、国は1,２００万の補助金を区画整理事業を行っている万願寺区画整理事業に補助金として入れてます。1,２００万円。もう一つ入ってるのはこの保留地処分金です。一種の。国道１・３・１路線への補助金を、いわゆる買収金をふやしてまいりまして、２億9,０００万円にしているわけです。これらは当然、万願寺区画整理の繰越金として温存すべき性格のものではなかろうかと思う。そこで私が今、市長にお聞きするのは、かって平山台区画整理事業においては、「あの事業は市長の直接的なものじゃない」、と言われたあなたが、万願寺区画整理事業においては、そこへもたらされた２億近いお金を、これをなぜ自分の一般会計へ振り込んでしまったのか、専決で振り込んでるからもうどうにもならない。こういうことが許されていい

のかどうか、まずお答え願いたい。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　企画財政部長、お答えいたします。確かに私、国の補助金と申し上げましたが、確かに御指摘のように国の負担金でございます。訂正いたします。ちょっと補足説明いたしますと、この積立金の内容でございますけれども、公共施設建設基金に3億2,831万2,000円の積み立てをしたわけでございますけれども、この内容は都市計画事業特別会計のいわゆる繰り出しをやめたものが、2億1,128万3,000円でございます。それからさらに、ちょっと関係ないかもしれませんが、申し上げますと、生きがい作業所の不用額6,320万7,000円、それから、行政協力費の公益分でございますけれども、5,882万2,000円でございます。これらの、都市計画2億1,000万、それから生きがい作業所の6,300万につきましては、当初から公共施設建設基金を取り崩して、この事業費に充てていたものでございます。したがって国の負担金がふえましたので、この一般会計から出していたものの金の性質が基金から取り崩したものでございますので、その基金に戻したというのが、内容でございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　そういうへ理屈は通用しないんです。我々、万願寺区画整理組合の組合員はこのような書類を示されている。総事業費は162億6,000万円ですよ、そしてあなた方の土地を売りますよ、保留地として取りますよ、そして売りますよ、というお金が102億円であります。そして、しかもです、そのほかに日野市へ、いいですか、無償で土地を出しなさいよ、20万4,000平方メートルと1万平方メートル、そのほかに公園5万平方メートル、合わせて26万3,000平方メートルの土地を、あなた方万願寺区画整理組合の組合員は無償で日野市へ出しなさい、こう言われてる。しかも、国の補助金は25億8,380万円来ますよ、東京都は15億5,280万円来ます。これはなぜかと言うと先ほど申し上げました、高幡橋から日野橋への道路の建設費であります。土地代であります。それから2・2・11号線、いわゆるモノレールを敷くための道路であり、その土地代である。そこで市は18億円、出しますよと書いてあります。これが資金計画で今事業が行われているのであります。この市から出す18億円が、公共事業の建設基金、どういう基金でもいいです、基金から取り崩されようが、都市計画税、固定資産税から繰り入れられようが、そんなことは万願寺区画整理事業

には全く関係のないことです。この資金計画に基づいて事業が行われる。だからあなた方は区画整理に賛成してくださいと言って、賛成していただいたわけです。もし今のような考えならば、市が出したお金を取り戻すんです、余れば。余ってるんじゃないんです。事業は翌年度、翌々年度で回っていくわけです。そうでしょ。今、2・2・2号線ができてますか。2・2・11号線ができてますか。もう補助金は相当来てます。管理者負担金は、1・3・1号線はどの辺まで国へ移管されてるか。そうじゃないんです。この計画に基づいて、昭和56年1月17日から60年3月31日、それでつくるという約束したから、万願寺の諸君は、賛成したんです。もしこのように予算が余ったからと言って、一般会計へ振り戻してしまう、そういうことを繰り返すならば、森田喜美男君がもらったように、何百万という清算金は、権利者の懐に入らないのであります。なぜなら最後の清算が、これとは全く違ってしまうからです。国から来たお金800万円、都から補助金400万、合わせて1,200万、そのほかに国の管理者負担金、1・3・1道路の負担金、土地の代金、これをなぜ、一般会計に戻したか。事業の性格が違うんです。だから、私は日野市長は、森田喜美男君から土地を返していただいたらいかがですかと、言ったわけです。性格が違うからです。しかし、組合長にあたる人は市長なんです、この場合には。市が行っている区画整理。そうしていきますと、恐らく万願寺区画整理の組合員の人々は、最後の清算金がないんですから、毎年、毎年この調子で残金を繰り入れる、まだ市は18億円、出してない。だが、本来の会計のあり方は繰越金にすべきなんです。都市計画事業、区画整理事業の繰越金です、これは。にすべき性格のもので繰入金というのは、市長の自分の——今度その金を何に使おうがいいんですから、一般会計へ繰り入れてしまう。そういうやり方はおかしいと思う。しかし、これからそういう方針でやるんだということになれば、これは180度の転換どころじゃない。270度ぐらいの転換をしている。正面向いている人がお尻をむけるのなら、まだ180度です。だけどその考え方が私はおかしいと思う、だから。前は市長は平山台区画整理のやってることは、市長とは直接関係ないんだと、そりゃ、市長とは直接関係ないという面がある、若干あるのです。だけど、管理者は日野市長なんです。今度の場合も日野市長が管理者なんです。同じなんです。万願寺区画整理も、平山台区画整理も。金の取り扱いが逆になっている。いまだかって我々はこのような取り扱いを区画整理事業と一般会計の中で行ったことはありません。恐らく日野市政の中でもないでしょう。神明上区画整理もこういうことは行ってないと思う。国の補助金や国の負担金が来たから、それを一般会計へ戻しまし

たと。こういうことあり得ない。というのは、この最初の計画は市長が出した。そうでしょう。都市計画部長に聞くが、これ、間違いないね。間違いないでしょう。このような、市は１８億円出すと書いてある、だから出してきたんだと思うんです。で、市は早く出さなきゃいけない。なぜならば、保留地の処分というのは後になるんです。保留地の処分は。だからどうしてもこの１８億円という市の負担金は先に出すようです。しかも、１８億円出せば、市は２６万平方メートル以上の土地を、ただでもらえる。いいですね。国、建設省は1平方メートルあたり８万6,０００円で買収してくれる、保留地を。東京都も５万円程度で買収してくれます。５万じゃいかないですが、３分の１以上、１平方メートル３万円。１平方メートル当たり３万円で東京都は買収する。日野市はそれじゃいくらだというと、１平方メートル当たり5,０００円にもならないようなわずかなお金で、万願寺区画整理組合の組合員、いわゆるあそこの権利者の土地を、日野市の所有地とすることができる。これほど有利なことをやっていながら、なぜ、組合員の土地を、組合員のお金を一般会計に振り込んでしまうんです。その点、市長はどう考えてます。そんなことやったことないでしょう。清算金があんまり余って振り込んだというのはあるんです。神明上の場合。あれ土地が急上昇した。平山台の場合も清算金がたくさん余りました。かと言って市の一般会計へ入れたことはない。そんなことをしたら恐らく森田喜美男議員は、気が狂うほど怒るでしょう。ところが今度は入れてる、最初から、事業の最初の年から。恐らく滝瀬敏朗君がここにおるならば、非常に怒るに違いないと思う。私は滝瀬君にかわっても、これおかしいと思う、この繰り入れの方法は。万願寺区画整理事業に、東京都、建設省、大蔵省等からきたお金をなぜ一般会計へ取り戻すんですか。その点をひとつ、繰り越すのが当然だと思うけれども、市長の考えを聞かしてもらいたい。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　企画財政部長。お答えいたします。確かに万願寺の全体の事業計画の中では、市の一般会計の方から１８億円、繰り入れをするということの新計画がなっております。計画どおりもちろんいきますれば、１８億円の繰り入は事業年度内に行うということでございます。

予算の組み方といたしましては、換地の問題等もございまして、なかなか計画年度、均一にはいかないわけでございます。それから今、古谷議員さんの方からも御指摘がありましたように、事業の年度の最初、中盤、後半、それぞれその事業によりましての、いわゆる管理者負担

金でありますとか、補助金でありますとか、保留地の処分金でありますとか、そういうものが、その時期によって、その会計に入るものが違うわけでございます。したがって私どもの予算のやり方といたしましては、万願寺区画整理事業の進捗に合わせて、一般財源をその会計の内容に合わせながら、支出していくということでございます。したがって、最終的には計画どおりにいけば１８億円の一般財源からの繰り入れをするということになるわけでございます。

さらに本来でありますれば、都市計画会計の中で繰り越し金にすべきだという御説でございますけれども、確かにそういう方法もあろうかと思いますけれども、やはり区画整理事業の特別会計というのは、一般会計で、いわゆるやってもいい事業ではございますけれども、経理の明確化ということで、自治法の中で特別会計を設けてやるように道が開かれて、そういう趣旨に沿って行っているわけでございますので、当然、一般会計から繰り入れたものが、その繰り入れた会計で、剰余金として明らかに出るものについては、一応今までのやり方としては、親の会計であります一般会計の方に戻しておくと、こういう考えで行っているわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　部長なり市長に……。市長は答えてくれない、答えにくいんでしょうけれども。

親の会計じゃないんだ、これ。１６２億円の仕事のうち、土地所有者、万願寺地域に土地を持っている人から土地を取り上げて、そして１０２億円というお金をつくるんです。これが親会計だ、これが主たる会計です。あと国庫補助金と都の補助金が４１億3,６６０万円。わずかに１２％程度が日野市からの持ち出しなんですよ。いいですね。ですからこの数字でいけば、１８億円をいつ出すかというと、早く出すのがいいんです。しかもその国庫補助金や国の負担金は、もしこれが区画整理組合がやっている場合には、定期預金に積みます。三菱銀行に積むんです。積んで預金しておく。預金にすれば利息が付くんです。農協でもいい。本来、万願寺の権利者に大きな権利、権利者にとっての金なんです、これ、ほとんどは。だから定期預金に積んどけば、あるいは普通預金でもいいんですけども、相当の利息が付くんです。また回転もきくんです。これを本会計に戻したことが幾つかありますか、一体、万願寺以外に。平山台で１円だって戻したことないでしょう。大変な繰り越し金を出しました。しかも市は先ほど申し上げたように、一平方メートル5,０００円にもならないお金で２６万平方メートル以上の土地を市で確得できる、だから市は大変な利益を得る。その上にこういうふうな操作をなさる。平

山台や神明上が終わっちゃったから、あとは下の方は大いにいじめつけてやれというお考えはないと思う。なぜなら、そういうことであるならば、下水道はできません、そうでしょう。1・3・1の道路もできない。そういうことはないと思うけれども、なぜそんなつまんない操作をしなきゃならないのか。どうして繰越金にしなかったのか。納得できないと思いますよ、万願寺区画整理の組合員の方々は。本来、あの人たちのお金ですよ、これは。あの人たちが出したお金に対する国の負担金じゃありませんか。あの人たちが出したお金に対する東京都や国の補助金じゃありませんか。だから私はほかの会計とはわけが違うと見てる。しかもことしから、区画整理事業は、特別会計になってる。私は二つにしろと言ったんですよ、特別会計に都市計画と区画整理と二つ残しておきなさい、と言ったんです。でも何だかしらないけど一つにした方が都合いいということで、したんでしょう。本来ならこれは、都市計画会計というのは、2・2・2号線、2・2・11号線の費用は都市計画会計でやるべきなんです。1・3・1の費用及びその他の万願寺区画整理事業は、区画整理会計でやるべきなんです。それらの会計へ東京都や国が金を出してきた、補助金を。余ったんじゃないんだ、その金、ちっとも、土地代金なんですから。それをなぜ一般会計に入れなきゃいけないのか。会計法もおかしいと思う、財政法上も。こういうのどんぶり勘定というんですよ、わかります、どんぶり勘定。なんの会計でも構わず残れば集めてしまう。そういうことはおかしいじゃありませんか。ちゃんと補助金なり負担金は、万願寺の土地代に来てる、土地に。その土地を出したのは組合員なんです。それをポッポへ市長さんがお入れになっちゃった。一般会計へ。だからおかしいじゃありませんかと申し上げてる。もう一度説明してください。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　大分、区画整理等に対します、我々の考え方と違うようであります。

区画整理事業は、もちろん法に基づきまして、市が施行者になる場合もありますし、また組合施行の場合もあるわけであります。ですから、その公共用地、つまりその地域を価値の高いものにつくり直す、そういう事業でありますし、またその意味は、道路を整え、公園をつくり、それから下排水をよくすることによってその評価が上がる、これが換地の根拠であります。つまり、評価額によって換地が行われるわけでありまして、何か、その土地を市が買って、買ってと言いますか、つまり収奪をして、そしてそれで何か利益を追求の立場で仕事をするようなことは全く意味が違うわけでありまして、住民の利益のために、住民の合意によって、住民のまた参加によって、やるのが区画整理の方式でありますから、まるで、もうける側と、そのもうけにいやいやながら寄与する側と、こういう関係では私は全くないとこう思っております。またそれであればこそ、公共的な区画整理事業は成り立つわけであります。そこで確かに減歩率というひとつの基準をつけまして、そして評価によって換地をする。それが25％だとか、その中にはまた公共減歩、それから保留地減歩、こういうものが合算をされております。保留地減歩はこれは確かに区画整理事業の、つまり施行者であります、市ではありますけれども、その範囲の財産でありまして、あなたのおっしゃるその区画整理の保留地を市有地だとおっしゃるから、私は市有地ではありません、区画整理保留地であります、その事業会計の中の財源であります、ということは申し上げたことはあります。それから役所の一般会計というのは確かにどんぶり勘定と言っても── そういう性格を持っております。つまり単年度主義であります。それで全体の事業の中でありますから、もちろん一般会計に繰り入れる会計運用の仕方もあると思いますし、またいずれは、段々と支出は当初予算どおりにならないわけでありますから、またこれも繰り出す、そういうその貸借関係と言いますか、貸借の勘定というものは、これは後には精算し得るものだと思います。また清算事務もそういうことを根拠にしていわゆる清算がなされる、こういうことでありますので、質問のお考えの理由でいきますと、何か地域を大変いじめてそして苛斂誅求をして、何か一般会計が利益を得ている、こういうことは全くないことでありますから、そのことはひとつ誤解を正しておいていただきたいと、こう思います。

あと、具体的な金額の出し入れにつきましては、担当の方からお答えいたします。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　何か、どんぶり勘定はどんぶり勘定だとおっしゃる、そんなことはない。だから会計別ということで、ちゃんとさしてるわけ、使途別。これはあれと同じなんです。今の給料の号俸と、条例と。日野の給与条例はどんぶり勘定なんです。いいも悪いもない。ガチャガチャガチャとしてみんな同じにしてる。そうでしょう。どんぶり勘定というのはそんなもんです。それでは地方自治が成りたたない。だから特別会計という制度も設けて企業会計という制度も設け、一般会計という制度も設けてるわけであります。私は何も苛斂誅求をしているとは言っていない。本来このお金は、あれは万願寺区画整理事業組合にきてるんです。

だからあの事業においとくべきではないかと申し上げてる。あなたは貯金をしたいんでしょう。一般会計の基金に5億円も繰り入れる。６０億円も貯金をしておいて、さらにやりたい、わかるんです、それは。多い方が豊かでいいでしょうね。しかし、お金の性格が全く違う。このお金は、いいですか、保留地を国が買い取ってるこのお金の一部なんです。あるいは東京都が買い取ってるお金の一部なんです。道路をつくるため、将来都道になる道路をつくり、将来、都道としても使える、都道と同じ用途でもいいです、それなら。だから東京都が全額出し、国が全額出して、2・2・2号線、2・2・１１号線をつくろうとしている。道路をつくるには土地がいるんです。だから保留地の代金も出しましょうと言って、１億9,０００何万か来たわけです、このお金が。だから性格が違うということを申し上げてる。どんぶり勘定にやったっていいんです。ただ１８億円を出すということになってますから、非常に会計が毎年、去年は1億9,920何万繰り入れたと、おととしは3,253万繰り出したと、そんなことやってたんじゃ、これ、頭が変になりますよ、組合員の方も、我々の方も。だからすっきりとした会計をする、それが当然じゃないか。どんぶり勘定でやるもんですと、こうおっしゃるんだから、これは違法――私は違法だと思うんだけど、これはなかなかむずかしい問題だと思うんです。だから、そういう点では、こいつは十分ひとつ、部長と市長は――少なくとも法務省なり――、八王子がいいや、八王子の警察庁へ行って想談すりゃ一番早い。いつか私が検事によく教えておきました。保留地というのは市有地なんです、市がやってる。その法律的根拠があるんです、区画整理法第１００条にあります。そういう言葉の問題をここでやろうとしているんじゃないんです。このお金は都市計画部に来たお金ではなくて、万願寺区画整理組合に来たお金で、事業主体は区画整理部及び、――いいですか、万願寺区画整理の人たちも関係してるんですよ、審議会の委員になったり――そうでしょ、みんなで共同で使ってるお金ですよ、これ。市長の懐へ持っていくような性格のお金ではない、いうことだけ申し上げておきます。そういう意味で、私は二つの特別会計の専決は疑問に思う。今後、区画整理事業に重大な会計の問題として、影響する要素を持ってる。あるいは疑いを持たれる可能性がある。この調子でいって、区画整理保留地の処分金が上がった場合には、１８億円は出さなくて済んでしまうという可能性も出るわけです。当然なんですこの可能性は十分出る。もし、ですよ、今までのように土地が値上がりすれば、毎年毎年、余った金は一般会計に繰り入れてしまう、という計算でいけば、市は１８億円出さなくても、この事業は終わるでしょう。しかしそのときには、万願寺の区画整理組合の権

利者の方々には、清算金というのは1銭もいかないということになります。以上、一応申し上げておきます。この問題は、非常に、考え方が根本的に違う、どんぶり勘定でいいんだと言う。私はそういうことは好ましくない。金が余ってるから言ってるんです。このお金、基金に貯金しちゃってるんですよ、これで。どうしても金がないっていうなら、借りてもいいでしょう、区画整理組合の会計から。あるいは都市計画事業の会計から、一般会計が今度借り入れるっていう形をとってもいいと思うけど、この場合には金があり余って貯金してる。非常に誤解を招く会計処理だと思う。以上で、専決には反対しますが、専決終わったものは反対してもしょうがないんで、という意見もあります。しかし、一応根拠として反対しておきます。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　反対の立場から集約して意見を申し上げておきます。

今回一般会計において、基金積み立て金に使用されている２億1,１２８万3,０００円というお金は、本来、万願寺区画整理事業に対して、土地の保留地の買い入れ金として、東京都、建設省等から支出された国の負担金、補助金及び管理者負担金であります。それゆえに、これらのこのお金を総務費の繰入金に入れて、そうして、ここに書いてありますが、これはどの程度入れたかは別にして、公共施設建設基金だけに入れたんですか、一の貯金に振り込んでしまう。これは会計処理上違法であり不当と考えられる、ゆえにこの一般会計の万願寺区画整理組合に関する２億円余の金を一般会計へ繰り入れて、という措置については賛成できません。本来、この２億1,０００万円というお金は、万願寺区画整理事業会計に、区画整理事業会計に繰り入れるべき性格のものであると思うからです。以上の理由で賛成できない。以上です。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手多数であります。よって議案３２号、昭和５９年度日野市一般会計補正予算（第５号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第３３号、昭和５９年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第４号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第３３号、昭和５９年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第４号）の専決処分の報告承認について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和５９年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第４号で、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、昭和６０年３月３０日付けで専決処分したものであります。

歳入歳出とも増減はありませんが、ただ、国庫都支出金の増額に伴い、繰入金を減額する款の組み替えをするもので、歳入歳出の予算総額は、１０億3,７１４万4,０００円と変わりありません。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　都市整備部長でございます。

それでは私から昭和５９年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第４号）につきまして、御説明を申し上げます。ただいま提案理由にもございましたとおり、今回の補正は歳入の中の操作のみでございます。歳出には関係ないという補正でございます。歳入で国庫支出金、都支出金が増額されたことに伴いまして、これに伴う金額を繰入金の減といたしたものでございます。内容について御説明申し上げます。

６、７ページでございます。歳入関係でございますが、国庫負担金でございます。この国庫負担金は、都市計画道路の１・３・１号線の用地といたしまして管理者負担金、建設省から公共資設管理者負担金をいただいておるものでございます。５９年度、当初予算としては１億であ

ったものの、増額の要求を国の方にいたしまして、その要求が認められまして、増額と相なったものでございます。

次が８、９ページでございます。国庫補助金でございます。万願寺区画整理事業の中の家屋の補償、これ１棟分と、これに伴います事務費の国庫補助が増額されたものでございまして、補助率は３分の２でございます。

次が１０、１１ページの都の補助金でございますが、これは国庫補助の裏負担として都が負担をいたしておるものでございまして、負担率は３分の１でございます。

次は１２、１３ページでございますが、一般会計からの繰入金これは２億1,１２８万3,０００円の減といたしておるわけでございますが、先ほども申し上げました、国、都の負担金、補助金等によります同額の予算をここで減にいたしまして、一般会計に戻してる額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　第１点の質問をします。国の方は、１・３・１の国道、いわゆる甲州街道のつけ替えのために、この区画整理事業に対して３１億7,３４０万円を出します、という約束をしてるわけです。そこで、今までに幾ら入ったのか、この５９年の５月３１日までに幾ら入ったのか。これから６２年度事業で終わるわけです。この予定は。我々の説明は６２年度で終わる。残額は、ことし、来年、さ来年でどのくらいの割合で交付されるのか、この二つをまず第１点。

第２点、国及び東京都が1,２００万円の負担金というか補助金を出してきた。これは2・2・2号線のいわゆる高幡から日野橋へ渡る道路の家屋移転であるか、あるいはまた、いわゆるモノレールがとおる２・２・１１号線の家屋移転であるのか。この説明がなされていない。と同時にこの2・2・2号線と２・２・１１号線に対して国、東京都は、今年の５月３１日までに、３月31日でもいいんですが幾らだした。同時に６０年、６１年、６２年度であと３年しかありません。幾らずつ出す予定になっているのか。国が増額したんじゃなくて、国の金の都合もあるんでしょうけども、しかし我々への説明は、皆さんの土地を処分して７４億円をつくりますよ、というんです。

それから１・３・１の道路の用地、３万7,０００平方メートルを建設省に買却して、３１億7,３４０万円もらいますよと、こういう説明を受けてるわけです。それから、この都市計画の

道路は、全額、東京都と国でもらいますよ、用地費も工事費も。その合計が４１億3,６６０万円です。そうですね。そのうちまだ本当にわずかしか来てないわけだ。そうですね。もう始まって3年たってる。５７年度、５８年度、５９年度ですから3年だな。ちょうど半分たったわけだ。そうすると、今質問しているのは、今言ったように、国がいわゆる保留地の買収として、甲州街道のために使う、バイパスに使う３１億7,３４０万円のうち幾ら来たのか、今まで。それからあと3年で幾らずつ来るのか。これが当然分からなきゃならない、事業を遂行するためには。

それから国と東京都の補助金だ。この補助金というのは道路の築造費も入ってる。道路の用地買収費だけじゃないこれは。1・3・1の国道は築造費はありません。これは、建設省が直接施工するわけです。そこのところ説明してもらいたい。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　都市整備部長でございます。それではただいまの御質問につきまして、お答え申し上げます。1・3・1号線の管理者負担金でございますけれども、管理者負担金は今まで、幾ら入ったか、その額についての御質問でございます。５8年度と59年度、この2カ年で入ってるわけでございますが、合計で、３億9,９２８万3,０００円でございます。内訳といたしましては――（「去年１億か」と呼ぶ者あり）はい去年１億で、ことしが2億9,０００万です。

それから、国と都の補助金、今回の補正で１億2,０００万の事業費に対しましての補助が3分の１と3分の２になってるわけでございますが、これの対象事業としては、先ほど申し上げましたように、家屋の移転、それに伴う事務費でございます。この１棟分でございますけれども、それは路線といたしましては、2・2・１１号線でございます。

それと今まで幾ら入ったのかという御質問でございますが、私、今、その資料、持ち合わせておりませんので、後ほど提出させていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　こういう質問は当然出るわけです。そうすると、非常に簡単に言って、いわゆる国道1・3・1号線の管理者負担金、いわゆる国の負担金は、平均してみると、あと２７億円残ってるんですから、毎年９億円ずつ入るということを考えても差し支えないわ

けですね。これは事業が進みますから。

それから残りの国庫補助金、都の補助金は、今、どのくらい入ってるかというと、恐らく2億円程度でしょう。ですから、今後用地買収費として、恐らくこれは３０億円程度は見込まれてると思う。保留地の買収費ですね。そのほかにあるわけです、工事費が、あなたの計算だと7億6,８５０万円という工事費の計算が出てるわけです。だから、こういう点からいくとあと国の補助金も東京都の補助金も――国の補助金は恐らくこれから７億ぐらいくる、毎年。それから都の補助金は毎年４億円ぐらいくる。もう3年ですから、事業計画が。それぐらいみていいわけですね。そうすると毎年金が残る。初めは残りますよ、ことしも、これだけきますと。そうすると、また一般会計へ入れて、三菱銀行へ貯金しようということになるわけです。最後に清算金になったとき、この貯金の利息は一般会計へもちろん残るわけです。そういうことやったことないから聞いてるんです。平山台区画整理事業でこんなことやったら、森田審議会委員は青くなって怒ったでしょう、きっと。1,０００坪もある大地主さんが特別分譲と特別減歩を該当させてるんですから。だからそれは自分には寛大で人には厳しくやるという立場は、きっと市長はおとりにならないと思う。まあ市長のうわさは、比較的、いわゆる男気があるという市民の評判が高いですよ。男気のある人がやっぱりあんまりいじめちゃいけないですよね。そういう点で、私は６０年度も相当残るんじゃなかろうか。６１年、2年にかけて残ったお金を使わなきゃならない。だから繰越金でいくのが筋だと申し上げた。これは論議は同じですけれども、ひとつ今、数字がわかりませんということですから、部長の方から後に数字を出してください。まだ、これから約７０億円に近いお金がくるわけです。国からほとんど。大変なお金ですよ、これ７０億というのは。まだ、全部で８０億来るんですよ。そのうち１０億円がまだ来てないんだ。そこのところ頭に入れておいてください。だからこのお金をうまく有名な証券会社でもお願いすりゃ大変もうけるかもしれませんよ。しかし、そういうことはあまり好ましいと思わない、どんぶり勘定というのは。以上、質問と意見にしておきます。意見は反対意見。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御意議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手多数であります。よって議案第３３号、昭和５９年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第４号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御意議ないものと認めます。よって暫時、休憩いたします。

午後３時２８分休憩

午後４時　４分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第３４号、日野市表彰条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第３４号、日野市表彰条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、表彰条例の表彰区分をより明確にするため、日野市表彰条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　総務部長です。表彰条例の一部改正の内容につきまして御

説明申し上げたいと思います。

現行条例は地方自治の発達に関するものの中で、自治功労と納税功労と防災功労という項目でございました。それを五つに区分したわけでございます。まず地方自治功労と市民自治功労、防災功労はそのままでございます。防災功労の中には交通安全の関係も、この中に入ってるということで、これが非常に適当じゃないんじゃないかという、審査会の中の御意見もございましたし、また現状に合わせるために交通安全功労という項目をおこしたわけでございます。それからなお、５としまして、生活文化功労、これを新しく入れたのでございますが、これは消費者対策とか生活向上に尽力したもの、あるいは郷土文化の保存、普及、振興に尽力したものと、こんなようなことで生活文化功労という項目をもうけたわけでございます。

それから２の生活安定と環境の保全に関するもの、それにつきましては字句の整理でございます。以上、内容につきまして御説明申し上げました。よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　ちょっとお尋ねいたします。新旧の４ページ、５ページを見ますと、自治功労というのが、これ地方というふうな名前が入って、字句の単なる訂正と言いますか、明確化というふうにとらえていいのかなと思いますし、そのあとのイの方の市民自治功労のところと、それから先ほどのお話の防災功労の中には、交通安全功労が入っていたのでより明確化するために、字句の中の不適当ということで、分けたというお話ですけれども、ここでは全く新しい生活文化功労という項目を設けたというお話なんですが、この、表彰条例はとかくいろいろな条例の中味についてもそうですし、また表彰の過程についてもお話を聞きますと、明治以来からいろいろあるというお話も聞いてるわけですが、特にここで分けた、また範囲を拡大した、範囲を広げた理由というのが、十分あるんだろうというふうに思うんですが、その辺の説明をしていただきたいということと、必ずしも他市と比較することが一概にいいとは思いませんけれども、ほかの市との関係はどうなのか、ということも合わせて御説明願いたいと思いますが。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　先ほどちょっと御説明の中で触れましたけども、表彰審査会という審査会組織がございます。この中には、議員さんと、市民とそれから職員が各２名ず

つ入りまして、毎年審査会を招集しまして、表彰の内容につきまして、いろいろ審議をするわけでございますけれども、その中でも一応現在の条例におきまして、非常に隠れた、いわゆる市民の表彰に該当するような人が、この範囲に入りにくいと、こういう声もございました。こういうことで、それのあれにつきまして、拾捨選択したような形で、こういう形に改正したと、こういうことでございます。

それから、先ほど申し落としましたけれども、市民自治功労の中には納税功労も含まれてると、こういうことを申し上げておきたいと思います。

それから表彰条例の他市との比較というのは、私どもの方では、これは本市でつくりまして6年余経過してございます。そういうことで、この字句の、現状に即したということで他市との比較はしておりません。以上であります。

○議長（高橋通夫君）　夏井明男君。

○16番（夏井明男君）　自治功労のなかに地方と市民の自治ということで、これは今までの表彰された方の、対象の方の立場とか活躍をされてきた分野ということで、おのずから対象の方が明確になると思うわけですが、生活文化功労という中身を先ほど何項目かに分けて、御説明いただいたわけですが、そうしますと、全体のいわゆる、地方自治功労、市民自治功労、防災功労、交通安全以外のすべての方を対象とするというふうに読めるわけです。表彰の根本的な意義付けと言いますか、そういうふうな対象から言って、表彰の審議会の方の声が強かったので、こういうふうな場面を設けたという話ですけれども、第1点として、さらにお聞きしたいのは、生活文化功労に該当するような方を、今までの旧来の自治功労等に含めて、そちらの方で表彰されてきた例が、過去にあったのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

さらに、生活文化功労というものを新たに設けますと、先ほどの考えのように、それ以外の具体的な特定の方以外のものを生活文化功労と含めて、そこで、選定をしていく、というふうに解釈していいのかどうか。

また生活文化功労というこの表彰の対象者の方を決めることによって、どのぐらいの方を対象者として、今、日野の市内にいらっしゃる方を大体予測できるのか。その辺の3点をお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　理事者答弁。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　総務部長です。皆さんのお手元に、日野市表彰条例施行規

則の一部を改正する規則と、こういうことでお手元にお配りしてあると思いますが、それの地方自治功労につきましては、大体、行政サイドがこの中に主体として入ってると。それから市民自治功労につきましては、自治会とか納税貯蓄とかそれから、多年にわたり地域の振興と発展に貢献したものと、こういうことで、この範疇に入りますのが、市民自治功労です。こういうことで区分けしたと、そういうことでございます。それから生活文化功労につきましては、ここに書いてございますように、消費者対策等市民生活の向上安定に尽力した団体の長、その他市民生活の安定に特に功労のあった者、郷土文化の保存及び普及、振興に尽力した団体の長、または功労のあった者と、こういうことで、ここに決めたわけでございます。こういう形でなるべく、いわゆるこういう表現につきましては、抽象的な表現になっているわけでございます。一応、審議会等もこの条例につきまして内容で、どういう項目で該当するんだということで、元の規則でいきますと、相当細かに書いてございます。ですから生活文化功労に該当する範囲のものについて、旧条例でいきますと、ここことここというような形の断言がちょっとできかねますので、その辺についてはお許しをいただきたいと思います。

それから、対象の人員でございますけれども、現在のところはまだその実態はつかみ切っておりません。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君。

○20番（藤林理一郎君）　今、夏井議員さんの方からいろいろと、聞いておりましたけれども、こういうのは、私はひとつ対象に加えていただいたらどうかなということなんですが、その理由は、長年家庭の中で寝た切りの方、身体障害者、施設にも入れないし、家族の中でいっしょに長年の間苦労なさっている方、このような方を対象にしていただけるなら、よろしいんじゃないかと思うんですけど、その辺のあれはどうでしょうか。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　この表彰につきましては、毎年7月だと思いますけれども、広報にＰＲをいたしまして、希望者というより、該当者を募るわけでございます。これは一般に市民に呼びかけるわけでございますので、推薦がございますれば、その表彰審査会で、どの項目に当たるんだと、こういうことで、審査の対象者になると、こういうことを申し上げられます。以上です。

○議長（高橋通夫君）　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　私はこの自治会の団体の長を１５年以上というふうなことと、それからその下にある「副会長及び会計等を２０年以上」というふうな項目がうたってあるんですけれども、私はどうしても腑に落ちないことが1点あるんでお聞きをしたいんですが、恐らく市内にある自治会は、２６０くらいあるんじゃないかなと、こんなふうに名簿を見ても考えられるわけなんですけれども、この長を１５年やり、また副会長を２０年もやりというふうなことが、表彰の条例の中に入ってるというふうなことなんですけれども、たまたま聞くところによりますと、「自治会長なんか、回って来ない方がいいや、めんどうくさくてしょうがないや」という人もあるし、また「どうしても自治会長引き受けちゃって、ことし1年は忙がしい思いもしなくちゃならない」というふうな、声もくるわけです。それでなかなか１０年やり、あるいはまた１５年、２０年やりというふうな人は、これは恐らくいないような感じがするわけなんですけれども、今までどうなんですか、１０年なり、１５年なり、あるいは２０年なりで表彰された自治会長さんがおいでになるのかどうか、その点を1点お聞きしておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それと同時に、またこの条例に市長、どういうふうなお考えを持っているか、これでいいんだよというふうな考えなのか、いや自治会長は大変だなというふうなことで、もっとこの次には年数を短かくして、表彰対象に入れてやろう、というふうなお考えあるのかどうか、これを2点お聞きしておきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　市民自治功労の中の(ア)の項目でございますけれども、自治会長あるいは連合自治会長、こういうことで１５年以上と。そうするとこれは厳しいんじゃないかというふうな、ことでございますけれども、今までの例につきましても私の記憶ではこの項目に該当する表彰の方もいらしたと記憶しております。以上です。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この表彰行為というのは、かつてこの行政関係に厚いという形の条例を改めまして、この市民の生活と文化、いわゆる地域社会に広く該当者を探そう、該当者を適用させていこう、という発想がこの改正の理由にございました。それである意味では、例えば今御指摘の自治会長さんが１０数年もおやりになるということは、一面は大変御苦労さんでございますけれども、一面は、活力を失うというふうなこともありますから、なるべく改

選の機会はあった方がいいというふうにも言えるかと思っております。したがって、表彰には一定の権威もなければいけませんし、したがって余りまた乱発することもどうかということもあるわけでございまして、そういうことを総合いたしまして、これから考えていくべき課題だと思っております。なかなか完全なものはつくりがたいわけでありますが、少なくとも市民に、あのような方を表彰すべきではないかという、それが捨える、それがこれに適合していただく、そして市民の方々の情報により皆さんにもまた納得がいくと言いますか、そういうことが大切だと思っております。今後も改正には御意見を聞きながら努力をしていくべき、そういう性格の事業というふうに考えております。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　特に、今、市長の質疑の中の答弁で、危惧と言いますか、その点が、表彰の乱発というお話もあったわけですけれども、厳に戒しめていきたいと、市民の方からいろんな情報を得ながら適正な運用を計っていきたいというところに問題点が浮かび上がってると思います。

と言いますのは、この規則の中の生活文化功労以外の表彰の対象者の方については、字句の文言から言えば一つの限定が、かなり一つ一つ、枠がきちっとはまっております。ところが生活文化功労につきましては、非常に文字が、性格的にそうせざるを得なかったという面もあるかと思いますけれども、消費者対策等、市民生活の向上安定に尽力したというふうな文字の中にも、またそのほか市民生活の向上安定に特に功労のあったものという、特に(イ)の項目については、かなり漠然としたと言いますか、限定が非常に緩いわけであります。これの押さえになっているのが、１５年以上というふうな言葉になってますが、(ウ)の方はもっと厳格に郷土文化の保存及び普及ということで、(イ)のところにおきましては、特に運用のところで、かなり表彰の重さに、そういうものを十分踏まえた、むしろ運用の方に適切さを要請をしていくような形になるだろうと思います。特に、なんであの人が表彰されて、私が表彰されなかったのかというふうな場面も、この生活文化功労の中の(イ)の項目については、十分危惧があるわけです。この1項目はほかの功労の対象とは性格も違いますし、運用の方に比重がかかってきますんで、この辺の配慮を十分していただかないと、この表彰条例の利点と言いますか、いい面

の運用が長期的には崩れていく危険性があるのではないかというふうに思いますので、その辺、十分御配慮をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第３４号、日野市表彰条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第３５号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第３５号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市職員の定数を1,４２５名に改めるため、日野市職員定数条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の内容につきまして、御説明申し上げます。

まず第２条第１項第１号中「７８６名」を「７９２名」にということでございます。これらの改正職員は行政部門の職員の中の吏員その他の職員、これを６名増に。それから次に「181名」を「１８９名」に。この内容につきましては、病院部門の職員、こういうことで病院部門の職員につきましては８名。で、1,030名を1,044名、14名増に改め総トータルは1,411名を1,４２５名に改めると、こういう内容でございます。

行政部門の職員の増の内容でございますけれども、市民会館が新設されました。それでこれにつきまして、２人ほど増員を計っていきたい。それから保険年金課、これは退職者医療制度

が昨年の１０月から発足しております。そういうことで、事務量の増大に伴います１人の増と。それから都市計画の町名地番に１名、それから下水道課、これは流域下水道関係でございますけれども１人。それから管理課　これは境界査定事務の関係で１人と。トータルで６人。こういうことで増員をお願いするものでございます。

それから病院部門でございますけれども、医師の関係が外科、整形外科、小児科、耳鼻科、産婦人科の各医師を５人増と。それから看護婦でございますけれども、これは脳外科とＣＴ関係で２人、それから技師、これはＣＴ関係でございますが１人と。計８人。こういう増員の内容でございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　吏員、その他とある、吏員その他の職員「７８６名」が今度は「７９２名」に変わったんですが、その中、職員のどの部門とどの部門というのは、非常に何というか、分類別をさっきちょっと私いただいたんですが、我々素人が見るとなかなかつかみにくいですね。例えば徴税職員も一般職員だと私は見るし、児童館にいる人も、あれですか一般職と見るんですか。この辺のところ、いま少し、詳細をちょっとお願いしたいんです。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　７９２名の主な部署でございますけれども、職員数調べということで、いま皆さま方に資料がお配りしてあると思いますけれども、このうちの税務職員、それから保育所職員、児童館、学童等、それから清掃関係職員、それと一番後にございますその他の職員と、こういうことでございます。これが今申し上げた行政部門の職員と、こういう内容でございます。（「人数合わないんじゃないの。人数が合わないでしょうよ。これは職員総トータルは1,３８６のあれだよ。去年の４月１日だよ、これは。これは足したって７２９名にはならない。ちゃんとしなきゃ困るよ」、「この資料は去年の４月１日のだから今のこれ足したって７２９名にはならんよ」、「おかしいな」「直し」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　助役でございます。古い資料を差し上げてあるわけでございますけれども、他市とのデーターの照合ということになりますと、どうしても御批判を仰ぐような遅いものになるわけで、それで全体的に御説明申し上げていきたい、こう思うわけで、多少遅れた点は御理解いただきたいと思います。

それから今総務部長が申し上げました市長部局の一般職員と言いますのは、ここに４８６名のその他の職員というのがございます。これに税務職員も市長部局でございます。それから保育所も同様でございますし、児童館も同様、清掃部もそのとおりでございます。ここまでは大体、石坂議員さんのおっしゃる部門別の市長部局というふうなことが言えるかと思います。それ以下につきましては、学校だとか給食だとか、図書館、これらにつきましては、教育委員会の定数の中へ入るわけでございます。病院も同様でございます。そういうわけで改めて７９２名という数字の部門別ということを務総部長の方で、説明申し上げましたのは、税務職員以下清掃関係までの部門と、それから全体的に他市と合わせるために抱括的に４８６人と、去年の４月１日の数字で申しわけございませんけれども、それを合わしたものが、７９２名というものになるわけでございます。部門別の質問がございましたので、そのようなお答えを、総務部長の方でしたわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　黒川重憲君。

○１７番（黒川重憲君）　私は総務委員なので議事進行の立場でちょっとだけ、一言だけ言わせてもらいますが、今の石坂議員さんの質問から端を発したわけですが、要するに助役の言わんとしていることは、わからないでもないですが、ここに資料として出すからには、少なくとも他市は５９年４月１日の資料で結構です。しかしながら、私どもに、ここに議案として出してある以上は、この下には少なくともトータル1,４１１名の資料がなければおかしいんだろう、こういうことを言ってるわけですよ。その点だけ一言。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　はい、よくわかりました。資料として大分、不足してると言いますか、十分に補完してないと、いう点についてはまことに申し訳ないと思います。早速、資料として補充申し上げたい。このように思うわけでございます。

早速そのような手はずをとりたいと思いますので、御審議の方はよろしくお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　確かに定数条例上は1,４１１という定数枠があるわけでございます。そういうことで、６月１日現在の、ここで私どもでちょっと、現員ですか、そういう数字がございますので、ちょっと申し上げたいと思います。定数は1,４１１名でございます。

実数が1,３８９名でございます。そうしますとそこに２２名という差が出てまいります。これが欠員ということで、この内訳は議会事務局が１、それから農業委員会が１、それから教育委員会が１０、それから市長部局が１０と、こういうことで市長部局の内容は土木、建築が各１、保育園が６、これは給食調理員と保母でございます。そうしますと、トータルで８になると思います。ということで市長部局のいわゆる欠員分は、１０人あるわけですけれども補充しなきゃいけない分が８人ございますので、定数枠としては２名しか余裕がないと、こういうことが申し上げられると思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　さっきのいわゆる期末手当は1,３８８名だと言って── 私の記憶違いかもしれませんよ── 今、また今度６月１日現在1,３８９名と。１名くらいいいじゃないかと言われても、１名となると大変なもんで。私の聞き間違いかしら。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは先ほどのように、御要望のような形で各市のやつは５９年の４月１日ということで一番下段の日野市につきましては、一番近い職員数の内訳を改めてプリントしましてお配りしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋通夫君）　資料は正確なものを配布してください。

ほかに御質疑はありませんか。馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　先ほど全協で職員の６月期期末手当のお話を伺った際に、市長が少数精鋭でいくんだからというふうなことで、お認めをいただきたいというふうな発言があったわけですが、それを基にこの議案を見ますと私は、じゃあ減員をされるのかなと、職員数が減るのかなという考えでいたわけですが、今、お話のようにふえてるわけですね。ふえたところの説明を伺えば、それぞれの部門、病院等を含めてなるほどなという感じはするわけですけれども、例えばほかの部門で切り詰めるべきものは切り詰めて、現在の定数の中でやっていこうとする努力は、どの程度されたんでしょうか、それを伺いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　非常に定数に対しまして、厳しい環境にあるわけでございます。それは十分承知し、努力をしてきての上での、なおかつお願いでございますので、説明しながら御理解を賜りたいと思います。

どうしても先ほど、1年前の資料を例にとってまことに申し訳ないわけでございますけれども先ほど職員の期末手当の全協の中でも、石坂議員さんの方から御指摘があったわけでございますけれども、日野市の職員は８０％、8割という形での、ほかの市からみると、職員の配置状況というふうなことも聞いてるんだけれども、というふうな御質問もございました。この数値で見ますと、1年前のでまことに恐縮なわけでございますけれども、数字としての一応の傾向を御承知していただけるかと思います。平均というものを見ますと、この一番最後の、その他の職員の職員数と、これを見ますと平均では26市の中で、── ２６市じゃありませんか── 大体日野に近い市でございますけれども６０５名が平均でございます。で平均の人口が、15万4,000ということで日野よりも多少多いと、5,０００ほど多いという状況でございます、平均値は。それで日野の職員の行政一般職というのは４８６人。これを比較してみますと、御指摘のように大体8割配属というふうなことも一応言えるなと。それから小平が日野に一番近い人口のところでございます。これを比較しますと、日野の職員、要するに行政職の配置というのが9割見当と、こういうことも言えるわけでございます。

それから少数精鋭主義というふうなことで、鈴木平三郎市長当時からの歴史をもってます三鷹、日野と比べますとやはり日野より人口がちょっと多いわけですけれども、５５０人ということで9割、日野の方が1割、三鷹よりも少ない、というふうな状況でございます。あと立川、武蔵野等とも比べてみても、8割に近い、あるいは8割を切るような日野の職員の配置状況ということで、前々から非常に施設職員の方に職員を取られてるので、窮屈な状況だということがおわかりになると思います。なおかつそういう中で、職員の配置、あるいは、課の中の仕事にしましても、事務量にしましても、いろいろと変遷がございます。それらを考えまして、中で切り詰めの努力をしておるわけでございますけれども、新しく市民会館ができたということについては、今までの職員の中から6名を配置しておるわけでございます。なおかつ8名で、それから舞台、照明、あるいは音響という面については委託するとしましても、8人でなければやっていけないんだと、これは七生公開堂を含めての運営という努力をしても、なおかつあと2名、どうしても必要なんだと、その2名が、現在の職員の中から生み出せないということで、なおかつ2名をどうしてもお願いせざるを得ない、とこういうことでございます。

それから保険年金課につきましては、いろいろと保険年金の方の徴収体制の強化ということ等も御指摘がございまして、やってきておるわけでございますけれども、現体制の中で強化し

てきておりますけれども、新たに退職者医療というものが始まると、煩瑣な事務というふうな中で、内部努力をしたいけれども、現状の中ではむずかしいということで、ぜひ1名をお願いしようと、こういうことでございます。

町名地番については、もっかのところは、程久保の町名地番を手がけなきゃなりませんけれども、それについての技術職等もどうしてもお願いしていかなきゃならん。

それから流域下水道、これは技術系統でございますけれども、大丸の要するに稲城の方に処理場ができ、そこに三沢、落川、程久保地域がこの秋から開通すると、こういうことについての対応としての技術職の必要ということもございます。これにつきましてもぜひ、現状の中では、なかなか生み出しにくいとこういうことでございます。

それから境界の査定につきましては、従来東京都が境界確定課ということで、ずっとやってきてるわけでございますけれども、各市に事務を降ろしてきていると。民民の確定については、市に降ろしてきているという状況の中で、どうしても技術者を1名配置しなきゃならん、こういうことでお願いをするわけでございます。その前に我々の考え方としましては行革という厳しい状態の中でございますので、中で、企画財政部長がよく言うわけですけれども、「スクラップアンドビルド」だとかいろいろと、中で入れ替えだとか、あるいは「サンシャイン計画」だとか、いろんな入れ替え等も考えた中で、それでこれを生み出そうかという考え方を持ったわけですけれども、ここでの要するに定数の埋め合わせのために、急激には間に合わないと、こういう状況があるわけでございます。まだまだ市の中ではいろいろと、配車関係だとかあるいは動く窓口だとか、支所の配置だとか、それからいろいろとございます。民間委託にすべきところ、どうもいろいろあるわけでございます。それは十分承知でございます。それを先にやってそれでこの定数を生み出そうかという計画等もいろいろと立案したわけですけれども、急激には間に合わない、とこういう状況でございますので、これを先にお願いしますけれども、この後に続く、要するにいろんな合理化は、十分考えとるわけでございます。ここの時間差があって申し訳ないわけですけれども、ひとつ何分御理解をいただきたいと。

それから病院につきましては五つのお医者さんをお願いしてるわけでございますけれども、パートのお医者さんというよりは、お医者さんの数が大分確保できる状況になってきましたので、パート医者じゃなくて正職のお医者さんで対応し、信用を深めていこうという考え方の一環でございますので、看護婦、あるいは技師を含めまして、8名でございます。そういうふう

な市立病院の強化ということで、正職に転換していこう、それから医局の方とも話し合いのついてるものでございますので、一挙に充実ということではございませんけれども、短かい期間の中で正規のお医者さんにしていくと、こういう計画でございますので、何分御審議をいただきたいと思います。市の市長部局の定数につきましては、ふやすということを今日の厳しい状況の中で唯々として考えるわけじゃございません。この後、やはり市職員の一般的な定数に対する考え方は、厳しく対応して実現していく、という考え方を持ってるわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　特に病院等の関係については、よくわかるんですね。わかりますが、いつも定数をふやすときには一生懸命努力をしていますと言いますけれども、一体、どのような努力が具体的に行われているかということが、全然我々にわかりませんね。ですからただ今回はふやしていただいて、また後で努力をいたします、お話はよくわかるんですけれども、それを続けますと、現在の職員の体制のあり方、特に施設の職員ですとか、現行職員の数、それと事務職員の数との割合とか、そういうものをよく検討した上で、そういうものをよく横に振ってみて、これでいいのかと現状の職員の体制のあり方が、これでいいのかということを十分踏まえた上で、やっぱりどういうふうに揺すぶってみても、これは出せないからこれだけお願いをするんですよという形の提案が必要であるというふうに私は思うんですね。ですから今後もいろんな考え方があると思うんですね。例えばよく機動部隊方式ですとか、事業部制ですとかね、その時々で、ある部門が急激に忙しくなったら、そこにさっと職員をシフトして配置をするやり方ですとか、いろんなやり方が考えられると思うんですね、そういうものを十分対応して民間委託等の問題も考えて、じっくり考えた上でやっていただきたい、その辺も踏まえて委員会ではじっくりこれを審議をしてもらいたい、というふうに思います。以上で終わります。

○議長（高橋通夫君）　夏井昭男君。

○１６番（夏井昭男君）　この問題につきましては、市民の関心の方も強いことですので、また私も職員定数ということで一般質問もさせていただきました。その中で基本的な考え方としては、この定数問題については国の制度の問題、さらには東京都の関係とか、そういうふうなところの大枠にそもそも一つの大きな問題があるんだということを、自治省ですらそういうことを言っているので一概に短兵急に職員が多いとか少ないとかいう議論はなかなかできないということで、過去からの職員定数の増と、課、部、係の増の推移をお尋ねをしました。最終的にこれからどういうふうに職員定数の大枠をもっていくのかということをお尋ねしましたときに、たしか助役もそうだと思いますが、企画財政部長の方からも、前の企画財政部長からもそうでしたけれども、様々な先端の機械を取り入れながら、増になるものを極力そういうもので対応しながら押さえ込んで行きたいと、まさに少数精鋭でいきたいというお話がありました。それで前の定例会でも何回かそのやりとりがあったわけですけれども、最終的にはこれは、きょう配られた議事録ですが、３月の１１日の私の一般質問でも助役が、こういうふうにお話をなすっているわけです。「大きな定数減を考えているわけではない。大枠としては、現状の定員数をふやさない方向でやっていきたい。しかし施設の管理運営等については、若干増員がある可能性が出てくる」というお話がありました。その最後のところの方で基本的には職員の定数問題についての大枠について、様々な部門の方向性を成案を得たいというふうな御答弁があったわけであります。それで今回、特に事務職の方の６名ですか、ふやされる件につきましては、個々に確かに理由が、それなりの理由があることはわかっているわけですけれども、前にお話ししたとおり、将来、基本的職員定数をどういうふうに持っていくかという基本的な考え方、実施の考え方がきちっとしてませんと、最終的には、場当たり的な職員の増の対応の仕方しかできないという批判が出てくると思うわけです。職員定数の一般質問のときにも、急激な都市化現象の中で行政需要に対応するために部をふやし、課をふやし対応をしてきたけれども、そういう対応の仕方では今後十分あり得ないというお話で、基本的にあったかと思うんです。さらに今回の６０年度の一般会計補正予算の中にも、行財政研究会というところの項目がありまして、報告書の作成ということが出ております。たしかこの研究は２年越しの研究ではなかったかと思うんです。この行財政研究は、以前、大分前にも、やはり報告書が出ておりまして、その中でも将来の出てくるであろう行政需要に対応して、むだを省きなさいというふうな形の弾力的な財政運営ができるような形にしておきなさい、というふうな指摘がありました。例えばその中で、具体的な提言としては、補助金、負担金の問題等についてもメスを入れてやるべきであるというふうな、一つの例ですが、そういうこともあったわけです。当然この行財政研究報告書ができてくる過程にもありますし、そこには市の職員の幹部の方もお入りになっていらっしゃると思います。この報告書の中にも、恐らくその問題は避けて通れない問題ですから当然これにぶち当たってると思うわけです。その辺の基本的な考え方がどの程度ある

のか、その辺が不鮮明ですと、やはり従来どおりのような批判もあたるかと思うんですが、その辺成案と言いますか計画というか、そういうものがあったら、今お話をしていただければありがたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　お答え申し上げたいと思います。

現状の中ではいろいろと他市の平均と比べましても市長部局の一般行政職の配置が他市平均に比べて8割というふうな状況でございます。その時期、時期によって応援隊だとか主査制だとか、要するに係だとか課というものを外したその時期、時期のピークの事務に職員を投入するという柔軟性というもの等も発揮したい。あるいは、それぞれの将来の計画に向かってスタッフだとか調査部門の職員というものを弾力的に強化していきたい、というふうな意欲を持ちましても現状を他市と比較して平均的に見ても8割というふうな状況の中では、そういう弾力的な配置なり機能性を発揮できないというのが現状の一般行政職の状況なわけでございます。

そういう中で最低のお願いをしたわけでございまして、将来の定数のあり方としましてはきちんとした考え方を、地方行革という形でございますので、いろいろと考えておるわけでございます。

今後の行財政、要するに検討会だとか、あるいは地方行革の推進本部というものの設定等の中では、そういう将来を見通した場当たり的でない定数の、我々が今考えている問題がより公的な形で御報告できるんじゃないだろうか。現状の中では（「議長、時間延長」と呼ぶ者あり）そういう考え方を含んで克服していきたいというふうに考えておるわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長をすることに決しました。夏井明男君。

○16番（夏井明男君）　職員の期末手当について1人頭、1人の方1,300円というお話もあったわけです。その中で他市との比較ではありませんけれども、市の独自性、小数精鋭的なことでまた生活があるわけですから、それを集め増しながらやっていきたいということは当然地方自治の原則からいってもそれは十分成り立ち得ることですし、それで私も賛成なんですけれども、先ほどの、今、これ市民の方に説明する場合にも我々は非常に十分な理解がありませんと困りますので今お尋ねしているわけですけれども、1人の職員の方に入っていただいて一生涯勤めていただく人件費の計算みたいなものを、例えば給食調理員の方の実例で前にお話を受けたことがあるわけですけれども、かなり、そういう方が1人ふえるだけでも市の財政的なものが増してくる。

人件費のほかのトータルの中でもかなりなパーセンテージを高くあるわけですけれども、その大枠の話については全体的に推移すればそれでトータル的に間に合うんだというお話もあるかと思いますけれども、日野市では下水道事業をこれから進めなきゃいけないということは再三指摘されておりますし、高齢化社会も昭和75年、80年代にかけては大きく前進しなけりゃならないというふうな過程を考えていきますと今の基本的な、今、助役のお話ですと、今、鋭意計画を練っているというお話でいいのかどうかということなんです。

もう少し具体的に―― 抽象的な質問ですので具体的にお尋ねしますと、まず、この職員定数のこの枠が出てきておりますけれども、これは当初の予定のコースであったのかどうか。それが第1点であります。

予定どおり、これは初めから必要だということで、当初から私が質問をするところから出てきたものなのかどうか。そのときの助役の御答弁ですと新しい施設ができたそこの管理部門についてのことは考えるけれども、後はやりくりをする。特に民間委託等も考えながらその中で対応していきたい。さらに日野市では一般事務職員がほかの市よりも低いということは重々わかっている。しかし、それでやっていきたいんだというお話がありました。それが現在の職員定数のあれが、その助役がお話しなさっている当時からの当初の予定コースの案であったのかどうか。第1点であります。

それから市民会館の方で民間委託ということも私どもはできるだけ進めるべきだ、ということで御提言申し上げてきましたけれども、助役のお話ですと、市民会館ができたらその民間委託を考えても先ほどのお話ですと正の職員の方がたしか8人必要だというお話がありました。その8人という数字が少し甘いのではないか、というふうな疑問を持っております。

実はついせんだって5月の14日から16日まで文数委員会で鳥栖市へ行政視察に行ってまいりました。鳥栖市は文化会館という名称ですけれども、日野の市民会館に当たりますが、座席の数が1,518席。これと並列しまして建物の、同じ接続をしているわけですけれど、その

隣に中央公民館４０８席の施設でありました。これを正の職員で対応しているのが、これ、ちょっと私の今の記憶ですので正確には出ないと思いますが、たしか私の記憶では3名から5名の範囲だったと思います。それで、説明をされた方は係長さんですけれども、あとは民間委託でおやりになっているという数字が出ました。

この正の職員の3名から5名の方というのは当然この中央公民館の方の４０８席の方の建物についても同じ管理としてやっておられます。ですから日野の市民会館が1,１００席ぐらいのかなりいろいろな付属的な施設もありますので、その辺少し違うのかと思いますけれども、正の職員が8名ということなんですね。これはやはり職員の、助役の話ですとなるべく抑え込んでいくんだというお話からすれば、一つの例としては考え方が甘いんじゃないかというふうに思いますが、その点どうでしょうか。

それから3点目は、これ非常に不思議なんですが、不思議なことなんですけれども、第1点目と関連しますが、今の職員の定数の6名、事務員の方を6名ふやすことの中と関連しますが、ことし1年でおやめになった方が、前年度ですか、おやめになった方がいらっしゃるわけですね。その方の補充等はいろいろあるわけですけれども、その工夫の中でさらに6名ふやすというところが基本的にはよくわからないんです。去年の1年間でおやめになった方の人数のトータルとその配置的な工夫ということがどの辺まで詰められた結果なったのか、その辺がちょっとわかりませんので第3点目として具体的にお尋ねします。

○議長（高橋通夫君）　理事者答弁。助役。

○助役（赤松行雄君）　第1点でございますけれども、夏井議員さんにお答えした当初の考えから、大きく後退しているわけではございません。当初の考え方でまいっておるわけでございますけれども、今日においては、現実の問題としまして御提案申し上げておるわけでございます。今後のあり方としましては、さらに下水道の公共下水道部分の、要するに管理運営なり工事なりというものがなお盛んになっていくというふうな仕事についての事務の移り変わり等がございます。

それらにつきましては、さらに人員増を要求していくというようなことじゃなくて、当初の考え方のとおり今の定数の中でのやりくりの中で、民間委託等も踏まえた中でやはり充足していくという基本的な考え方には変わりはございません。

それから、市民会館の問題でございますけれども、文化会館が1,5１８席で、それから中央

公民館が４０８席。日野市におきましても市民会館とそれから七生公会堂というふうなものを両方運営していかなきゃならん、こういうふうなものを踏まえ、なおかつ周辺の立川とか福生だとかいろいろと文化会館なり市民会館なりを運営している実際の周辺市のあり方、あるいは自主事業の運営、それらを踏まえた中での人数でございまして、七生公会堂を運営していくという中での8人では大変じゃないだろうか。

それから、さっきもお話がございましたけれども、9時３０分まで運営していくと、こういうふうなことになりますと、連続した中での対応というものが相当厳しいんではないだろうか。このように他市との、近隣他市との比較の中で非常に厳しいというふうなことで受けとめ、2名についてはそういう前提でお願いしておるわけでございます。

それから、ことしは、第3点目としまして御指摘がございました６０年度の、６０年の3月というのは初めての定年制が発効した年でございます。６０歳以上の人間の、要するに６０歳以上の方もここで一挙にやめていかれるという状況の中での市長部局としましては、その退職者の、要するに後任の補充ということは万全にやっておるわけでございます。ただ、その仕事につきましては、さっき言いましたように、いろいろとやりくりといいますか、重要度のある所に人を回しているというやりくりはしているわけですけれども、退職者の、補充については正規職員で補充しておりますし、それから新しい制度としては再任用といいますか、まだ２０年にならない、60歳でやめていかなきゃならんけれども、２０年にならない。共済の年金の問題があるということで、再任用ということで一、二年正規職員として再任用しているという人間もおりますけれども、それは定数に入っているわけでございます。ですから、やめていく人間の定数いっぱいの手当てはしている。仕事面では緩急に応じた配属をしている、こういうことでございます。

それから市民会館については担当の責任者でございました企画財政部長の方から補充いたしますので、よろしく説明をお聞き願いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　現在の担当は生活環境部でございますけれども、今までの経過もございますので私の方から若干説明をさせていただきたいと思います。

職員の問題につきましては議会からもいわゆる法人の事業団を設立して委託したらどうかという提言も確かにございました。私ども、都下のケース、２６市内、全国的にもいろいろ調査

をいたしました。その結果、事業団で行うという場合の、かなりメリットももちろんございますけれども、デメリットもあるわけでございます。前の議会でもちょっと申し上げましたけれども、事業団をつくりましても事業団の職員のほとんどがいわゆる自治体からの出向職員でありますとか、あるいは事業団をつくっても市の担当者を置くとか、そういうような状況もかなりあるわけでございます。

日野市の場合、そうしたら何人が適正かということで、直営ということで考えたわけでございますけれども、先ほど助役が言いましたように、委託できるものにつきましてはほとんど委託をする。ただ管理部門についてはやはり市の職員が行わないといけないんではないかということで、職員数を出したわけでございます。

現在、市民会館の職員が何をするかということになるわけでございますれども、いわゆる施設の総合的な管理運営、それから、この施設を貸しホールだけにするのではなくて、やはり主として自主事業をやらなきゃいけないんだ、ということを考えているわけでございます。そういうことを考えますと最低８人ぐらいは必要ではないかという数字になってくるわけでございます。いろいろ内部で検討した結果、市民会館６名、それから七生公会堂を管理運営を一緒にすることによってその人員を有効活用できるんではないかということで、６名の２名の合計８名ということを考えたわけでございます。

鳥栖市の３人ないし５人というお話がございましたけれども、私ども、市民会館を貸しホールに徹することであればかなりのまだ減員はできるというふうに考えております。ただ、かなりの莫大な金額を投資いたしまして市民に文化の提供といいますか、そういうことを市が考えるときに、やはりあいているところはできるだけ自主事業を行って市民に提供をしたい、という趣旨でございます。そういう中で、最小限度の６名という数字が出ているわけでございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　　大枠として了解しましたけれども、この問題は私も市民の方に十分説明ができませんといけませんからお聞きしましたけれどお、先ほども助役の方から民間委託ということもかなり進めているというお話もありました。この辺もぜひ総務委員会の方でその実態も質疑していただきたいと思います。

また、鳥栖市の例とは日野市はちょっと若干違うというお話も今ございましたので、その辺

もわかりました。

今、前からそうですけれども、日野市は少数精鋭でやっていくんだということです。市民の方も賛成でしょうし我々も異論はないところであります。ですから、その少数精鋭のあり方の将来的な見取り図をぜひ、難しいことだろうとは思いますけれども、できるだけ鮮明な形で行財政の報告書の出る時期でもありますから、大枠だけでも示される範囲があればありがたいというふうに要望したいと思います。以上です。

○議長（高橋通夫君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　　意見ということじゃございませんが、いろんな意見の中で総務委員会に十分審議をお願いしたいんですが、ただ１点、こう資料を出されるときに、余り、私、特に数字に弱いもので、わかりやすくて、ぴたっと我々が足し算をしても出る、わかるような形で出てもらわないと何回やっても出ないんじゃ── それで、さきにもう私ちょっと質疑の中で申し上げましたが、先ほどの何か給与のときには1,３８８人と言われて、今度６月１日現在では８９人になっていて１人や２人はどっちでもいいんだというが、そういうものでもないんではなかろうかと思うんで、資料というのはなるたけ、なるたけというよりぴったり合うようなことに、部長さんなんかも大変だと思うけれども、ひとつ議員というのはやっぱり資料が一番よくわかるんですね、後でも勉強もできますし。

そういうふうに強く意見というより要望しておきます。よろしくお願いします。

○議長（高橋通夫君）　　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第３５号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第３６号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。　　〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第３６号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由を申しあげます。

本議案は、女子職員の産前及び産後の休養期間を改めるため、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは議案第３６号の内容につきまして御説明申し上げます。

１２条第１項中ということでございますが、これは産前及び産後の休養という項目でございまして、妊娠中の女子職員は医師または助産婦の証明書または母子健康手帳を示して、その出産前後を通じ１５週間以内休養することができる、こういうことで規定されております。

さらに２項には、前項に規定する休養は、出産予定日の７週間前から、これを請求することができる、こういう文言が現在の条例でございます。それを、産前、産後とも８週間、こういうことで１６週間、こういうことに改めていきたい、こういう内容でございます。よろしく御審議いただきたいと思います。

なお、これにつけ加えますと、これは、こういう条例を改正するにつきましては母体の保護、こういうことが大目的でございます。よろしくお願いします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第３６号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第３７号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第３８号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。　〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第３７号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の改正に伴い、日野市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

議案第３８号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由

を申し上げます。本議案は、市立南平地区センターの開設に伴い、日野市立地区センター条例の一部を改正するものであります。

以上、２議案につきましては、それぞれ担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（佐藤智春君）　それでは議案第３７号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

この条例改正は、地方税法並びに同法施行令の一部改正によるものでございまして、国民健康保険条例付則第９項及び第１０項を削除しようとするものでございます。この削除となります付則の２項につきましては国民健康保険税の算定と減額に関する規定でございまして、昭和５９年度に限りまして適用された時限期定でございます。今回、地方税法等の改正によりまして条例上の特例的な定めが不要となりましたために当該条文を削除するものでございます。

なお、本年度以降の国民健康保険税の算定並びに同税の減額につきましては、地方税法の改正規定がそのまま適用されることになりますので、前年度と同様の措置となりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　議案第３８号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

昭和５９年度予算で建築を進めてまいりました地区センターが竣工を見ましたので別表の改正をお願いするものでございます。

４ページをお開きください。別表第１、２、小地区センター、名称の欄、市立百草地区センターの下に市立南平東地区センターを加えます。そして、その右の設置場所の欄に日野市南平１５６４番地の４４３を加えるものでございます。

地区センターの敷地の面積は３０６.６８平米でございまして、建築面積は６３.４０５平米であります。構造は、本造モルタル平屋建てでございまして、この地区センターの至近な自治会は三井台、鹿島台、長銀、みどり坂、武蔵野台、この自治会およそ1,２８４世帯でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第３７号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する

条例の制定、議案第３８号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第３９号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。　〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第３９号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由を申しあげます。

本議案は、平山下耕地土地区画整理事業区域の地番整理に伴い、市立平山中学校及び市立第二幼稚園の設置場所を変更するため、日野市立学校設置条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは議案第３９号につきましての提案理由の詳細説明をさせていただきます。

ただいま市長から提案理由の御説明がございましたとおり、本議案につきましては平山下耕地の区画整理の完了に伴いまして地番整理が行われました関係上、日野市立平山中学校並びに市立第二幼稚園の設置場所の変更が生じますので条例改正をお願いするものでございます。

議案書の２ページを御参照願いたいと思います。別表の第２表につきましては、日野市立平山中学校の項中「日野市平山四丁目２１番地の２」を「日野市平山四丁目２１番地の３」に改めるものでございます。

別表の第３表につきましては、日野市立第二幼稚園の項中「日野市平山四丁目27番地の12」を「日野市平山四丁目５番地の４」に改めるものでございます。

なお、この適用につきましては昭和６０年の８月１日から施行をお願いするものでございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第３９号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、文数委員会に付託いたします。

これより議案第４０号、昭和６０年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第４０号、昭和６０年度日野市一般会計補正予算第１号についての提案理由を申しあげます。

本議案は、昭和６０年度日野市一般会計補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ６４５万円を追加し、歳入歳出予算の総額を３１０億6,189万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　歳入歳出全般及び第２表債務負担行為補正の説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　議案第４０号、昭和６０年度日野市一般会計補正予算第１号につきまして御説明を申し上げます。

第１条でございますけれども、歳入歳出予算の総額にそれぞれ６４５万円を追加いたしまして歳入歳出予算の総額を３１０億6,189万4,000円とするものでございます。第２項につきましては第１表で御説明をいたします。

第２条でございますが、債務負担行為の補正でございます。第２表のとおりでございます。

それでは７ページをまずお開きいただきたいと思います。今回の予算は６０年度の当初予算の際に３億円の予備費を計上しておきました。一部予備費に残しましてその差額を各科目に組み替えをするものでございます。７ページの歳出の補正額の欄を見ていただくと全体の数字のバランスがわかるわけでございます。

それでは歳入でございますが、８、９ページをごらんいただきたいと思います。土木費の補助金でございますけれども、交通安全施設整備費補助金といたしまして、東京都から６４５万円の内定がございましたので、今回補正をするものでございます。

次が歳出でございます。１０、１１ページでございます。まず総務費の一般管理費でございますが、説明欄をごらんいただきたいと思います。まず需用費でございますが、アフリカ飢餓救援事業のＰＲ関係の費用といたしまして３０万5,０００円でございます。次の負担金、補助及び交付金でございますが、平和祈念行事参加費補助金、これは広島・長崎原爆記念行事等への市民参加の補助でございます。次が企画調整費でございますけれども、当初予算で行財政研究会講師謝礼というのがございました。これを今回発展的に解消いたしまして、市の行財政の見直しをするための委員会の設置ということで、行財政研究会委員謝礼ということで１９２万円でございます。その他、下にございます２万5,０００円は報告書の作成費ということでございます。次が車両管理費でございますけれども、マイクロバスの運行の委託でございます。現在、教育委員会で障害者の通学用のバス２台がございます。それから希望の家の通園用が１台あるわけでございます。これは福祉関係でございますけれども、合計３台を民間に委託をしようという経費でございます。委託の内容といたしましては今ある車を貸与いたしまして２台分委託をするというものでございます。３台を２台で運行という内容でございます。

次のページ、１２、１３ページでございます。老人福祉施設費につきましては説明のとおりでございます。コミュニティ費でございますけれども、説明欄にございますように、青年の声を市政に反映をさせようということで、本年が国際青年年でもございますので、この費用を計上したものでございます。需用費につきましてはその事務費でございます。

次のページ、１４、１５ページでございます。児童館費でございますけれども、旭が丘に現在学童保育のみをやっておりますけれども、この土地に本格的な児童館を建設しよう、ということで基本設計費を計上しようとするものでございます。

次が１６、１７ページでございます。じんかい処理費の中で、委託料でございますけれども、清掃パトロールというのがございます。これはごみの集積場所の、いわゆるパトロールをするものでございます。さらに、その下の事業ごみ排出量調査というのがございますけれども、これは事業所から出る有料ごみの調査をするものでございます。次は省略いたします。

１８、１９ページ、病院費でございます。投資及び出資金でございますが、総合病院のボイラーが老朽化いたしまして、この整備をするというものでございます。その出資金でございます。

次は２２、２３ページでございます。土木費の道路新設改良費でございます。２２、２３ページでございます。まず工事費でございますけれども、仮称百草４号線舗装新設というのがございます。これは倉沢から多摩市にいく、現在砂利道の道路がございます。土地の権利者等の整備ができましたので今回舗装等の整備をするというものでございます。次の大和田１６，１７号線道路改良でございますが、これは豊田団地内の道路の改修でございます。次が１７番の公有財産購入費でございます。１億円でございます。これは道路用地、新井３０９番地先と書いてございますけれども、浅川流域処理場から流域の幹線が浅川の下を通りまして川崎街道に出るわけでございますけれども、そのルートを現在第八小学校の東側を通すことで計画を進めております。第八小学校の東側まで川崎街道から道路ございますけれども、それから浅川までの区間がございません。この道路買収を進めまして、下に流域幹線を入れていくというものでございます。その道路用地買収費、この１億円はおおよそ用地買収費の３分の１ぐらいに相当するものでございます。次が交通安全対策費でございますけれども、報酬、報償費並びに需要費でございますが、これは、この秋に行われるところの交通安全運動の事業費でございます。安全標語の募集でありますとか、あるいは横断幕の設置、ステッカーの作製等の費用でございます。１５の工事請負費でございますけれども、これは歳入の中で申し上げました都の補助金に絡むものでございます。当初予算では7,４６９万9,０００円の計上しておきましたんですが、今回、さらに1,３７５万3,０００円を加えるものでございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

次が２４、２５ページ、都市計画費の町名地番整理費でございます。現在、程久保地域の町名地番整理の事務を準備をしております。この臨時職員の雇い上げの費用でございます。

次が２６、２７ページでございます。教育費の小学校管理費でございますけれども、薬品検査処理とございますけれども、これは薬品の適正な保管ということで、現在、小学校で保管しております劇毒物の調査並びに処理をする費用でございます。これは中学校費も同様計上してございます。次が学校建設費でございますが、滝合小学校環境整備ということでございますが、これは、この内容につきましてはプレハブの解体あるいは倉庫の新築、一部周辺の舗装、Ｕ字溝の改修等が含まれております。次の程久保小学校校庭整地、これはこのとおりでございます。第二小学校防球フェンス設置、これは南側の、いわゆる校庭のフェンスの設置でございます。延長が１４０メーターの予定でございます。

次が２８、２９ページでございます。中学校費の学校管理費の薬品検査につきましては小学

校と同様でございます。学校建設費の委託料でございますが、第四中学校給食室新築設計、それから載荷試験、これは地盤の試験の委託料でございます。それから次の負担金、補助及び交付金でございますが、平山中学校防音壁設置負担金でございますが、これは京王線の騒音防止の防音壁の設置を京王帝都電鉄に委託をする、負担をする費用でございます。延長といたしましては１３８メーター、高さが３メーターのものでございます。

次が３０、３１ページでございます。幼稚園費でございますが、これは平山下耕地の清算をここで行うわけでございますけれども、当初予算に計上はしておきましたけれども、若干不足をしまして１２万8,０００円をここで計上するものでございます。総額が3,９７５万4,４７９円でございます。

次が３２、３３ページでございます。体育費の総務費でございますが、この市役所前に、前の公園、日野中央公園でございますけれども、モニュメントを制作しております。このモニュメントを使いまして日野マラソンの検討委員会を発足させるというものでございます。

予備費は当初申し上げましたけれども、３億円から今回の２億7,１３３万1,０００円を組み替えまして、予備費の現額を2,８６６万9,０００円とするものでございます。

大変恐縮ですが、３ページに戻っていただきます。第２表の債務負担行為の補正でございます。これは第二中学校給食室食堂新築事業ということで、期間といたしましては60年から61年。限度額が４億9,０８２万5,０００円ということで御承認をいただきたいわけでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。（「委員会付託」と呼ぶ者あり）黒川重憲君。

○１７番（黒川重憲君）　２３ページの土木費の１５の工事請負費でございますが、反射鏡設置。歳入の中での都の支出金が４２万円であります。ここでも１２６万の減でございますがこの減の理由と、これはいわゆる東京都の補助事業の中での恐らく事業と思いますが、いわゆる、この反射鏡── カーブミラーの要望はかなり年間多いと思います。したがって、こういうところを減額するというような、こういう姿勢は森田４期目の市政としては非常に恥ずかしい、こう断ぜざるを得ない。したがって、この辺はもっとふやすことができないかということを、まず第１点お尋ね申し上げます。

それから、いま一つは３３ページのこの日野マラソン、仮称日野マラソンということですが、

これは日野市の中で一体マラソンをどこでやるんだろうという気がします。いわゆる、これを考えられた方は青梅マラソンのことを考えたんじゃないかと思いますが、交通事情、道路事情が全く違うわけです。したがって、この日野の中で、市内の中でたくさんの方が走るような場所が一体どこにあるのか、この辺のひとつ考えられた理由をひとつお聞きしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、ただいま御質問のございました第１点目の点につきまして私の方からお答え申し上げます。

２３ページの一番下の欄でございます。反射鏡設置、１２６万円の減でございますけれども、これは今御質問の中にもございましたように東京都の補助金の分でございます。したがって当初予算では４０、いや、失礼しました。５７基ということで申請をいたしました。ところが、全体の補助金の振り合いの中での４９基ということで今回内示がございましたので、したがって数としては８基減少するということでございます。しかし、これは都の補助金の対象の分だけでございます。

したがって、当初予算でお願いしましたのは１００基ほどの予算が計上されてございますので、その辺の中で十分カバーをいたしまして、必要な箇所には設置していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは第２点目の日野マラソンにつきましての御質問に対しまして私の方からお答えをさせていただきます。

先ほど企画財政部長から提案理由の中で説明がありましたとおり、本年度に日野中央公園の中に、いわゆるモニュメントができます。そういうことを記念いたしまして日野マラソンを行うわけでございますけれども、かつて、この日野中央公園を利用いたしまして日野市の陸上ロードレースというレースを、これは日野市陸上協議連盟の方に毎年委託して、実施を現在もしております。昭和５５、６、７と３カ年間にわたりまして、大体毎年２月ごろですね、日野市の委託事業の中で、これは主として一般の市民の方々、小中学校の生徒児童を対象といたしまして、これはロードレースをやっております。これにつきましてはいろいろと交通事情あるいはまた、これに対しましてはマラソンを行いますと交通整理が必要になってくるわけでございますが、警察の方にお願いいたしまして、協力依頼をしてまいりましたけれども、いろいろと

警察の方の職員の動員等の問題の中で、５８年度から現在の平山中学校の手前を浅川の提防伝いにロードレースをやってきたという経緯がございますけれども、これはあくまでも、いわゆる日野市民のマラソンといいますか、競技本位といいましょうかね、記録更新とか、そういった意味でのレースでございましたけれども、今回企画しております、いわゆる日野マラソンというのは競技とか選手の育成ということではなくして、日野市民の老若男女だれでも気軽に参加できる、体力の増進あるいは親睦を図るという、そういう新しい考え方のマラソンでございます。

そういった意味におきましての検討委員会をこれからどういう方法で実施をするか、どういう方法で運営するか、こういう問題につきましての検討をさせてもらうための委員会ということで予算計上したものでございます。

体育協会の役員の方々、あるいは陸上競技連盟の方々、市の職員等交えましてこの具体的な実施、運営等方法につきまして検討してまいりたいということでございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　黒川重憲君。

○１７番（黒川重憲君）　３３ページの方だけ一言申し上げます。

どうも、この仮称日野マラソン、私どもすっきりいたしません。したがって文教委員会で慎重に審議をしていただきたい、かように考えております。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　１１ページの負担金、補助及び交付金１００万円、平和祈念行事参加費補助金ということについてお尋ねをいたします。

１００万円ということですが、その内訳をまず教えていただきたいと思います。

それから、広島・長崎の原爆忌といいますか、平和式典を指しているのかなとも思いますが、この時期には、ことしは被爆４０周年ということもあります。終戦から４０年ということで各種のいろんな団体また政党、そうしたグループによる行事というのもたくさんあろうかと思いますが、一体その平和祈念行事というのはどういう内容の式典、行事なのか、その具体的な内容についてお尋ねをいたします。以上です。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　１９の負担金の１００万円の内容でございますけれども、

２０人分を予定しております。ですから５万円掛ける２０人分ということでございます。これは旅費の補助というような形で、一部補助というような形になろうかと思います。今、式典との絡みの関係で開催市と今いろいろ電話連絡等とりまして、連絡をとっているところでございます。

式典参加が第一義的に考えられるわけでございますけれども、御指摘のような形で、相当祈念式典が大幅な形で開催される、こういう中では当日、あるいは時間がずれた形でそちらの方に参加する、そんなような方法もあわせて考えまして、今、関係市と連絡をとっている、こういう実態でございます。以上です。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　それでは市と連絡をとっているということですので広島、長崎両市と連絡をとっておられるということでよろしいんですか。今、申し上げましたように主催団体、主催者はどこなのか。いろんな各種行事がたくさんあると思いますので、もう一度その点を確認をいたします。行われる行事名と、それから主催ですね。

それで、市長の意気込みをここに感じるわけでございますが、世界の平和を祈念し、また世界の恒久平和を願ういろんな行事というのは各地で行われているわけです。今後、例えば広島、長崎に限らずいろいろな団体等、また有志によってこうした世界の平和を願う各種の集まりがある場合には市の方で今後こうした補助を続けていこうというお考えなのか。あくまでことしが、先ほど申し上げましたように一つの区切りにもなる年だろうと思いますので、ことしだけの措置というふうにお考えになっているのかどうか。

そしてまた、どういった方々をメンバーとして市民の中から選ぼうと今お考えになっているか。すでにメンバーが決まっているのであればそのメンバーについて教えていただきたいと思います。

たしか昨年は長沢教育長と庶務課の鈴木係長が日野市から派遣をされて広島の原爆忌に参加をされたと思いますが、ことしはこのお二方はどのような扱い、つまり、市の方からの参加というのはどうなっているか、その点についてもお尋ねをいたします。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ちょっと私からその考え方についてお答えをいたしたいと思います。

ことしは、広島・長崎原爆忌の４０周年に当たる年であります。そして、この平和祈念行事は両市がそれぞれ主催をいたしますその祈念式典を目指してはおりますが、確かに全国的な集中も多いようでありますから、要するにそれに関係をするそういう平和祈念行事だという考え方を持ちたいと思っております。

それから、どういう人かということですが、これは広報紙に公表いたしまして市民の希望者を募る。団体あるいは個人、これは個人の方が補助対象でありますから、それがまた組んで団体をつくられるということも結構だと思います。

それから、平和祈念行事は広島、長崎のみには限らないことかもしれませんが、今のところ広島、長崎の原爆忌を指しておるというふうにお考えいただきたいと思います。

それから、ことしのみかどうかということは、ことし成功し、それから市民の方の今後の意思が継続しようということでありますならば、規模のことは別といたしまして、継続することも適当ではないか、とこのように思っております。以上です。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　広島、長崎両市が主催をする平和祈念式典に参加をされるということで、市民の方が２０人公募によって参加をするということの説明がございました。

もう１点、お聞きしました市の方から市長ほか、いわゆる公務として公式に派遣される方については、今回この行事には市民の方とは別にですね、どういうお考えなのか、その点をお尋ねをいたします。

それからもう一つ、きのうお聞きをしてもよかったんですが、市長も大変今回こうした新たな予算措置を補正予算でお取りになるということで以前からの平和都市宣言── 核兵器廃絶・平和都市宣言の一つの市長のお考えの線上にあるものだと思いますが、きのう私どもいただきました参考資料の、姉妹都市でありますアメリカのレッドランズ市長にお出しになりました市長個人の手紙の写しをちょうだいしました。これは日本語で書かれておりました。また市長のお名前の後には別に公印も押されておりません。これと全く同じものを資料という印刷箇所だけないものを、抜けているものをこれと全く同じものをレッドランズの市長さんに送られたのかどうか、その点、あわせてお尋ねをします。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市の職員の公式参加ということも考えられるわけでありますが、昨年参加いたしましたのは府中市の、つまり我々の協議会の、宣言都市の協議会の会長をされておる市でありますが、ここの行事に参加をし、あわせてその当日参列をする、こういう順序だったというふうに思っております。ことしもでき得べくば別途の方法で参加をしたいものだ、というふうに考えております。

それから、レッドランズ市にメッセージを送りましたのは日本文が正文だと思っております。参考のためにあるいは英訳も付したかもしれませんが、なるべく日本文をもって正文としたい、こう考えております。その公印云々ということは私も詳しくは存じません。当然署名をしたものが公文だというふうに思っております。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私は最初の質問をしまして２番目にレッドランズの市長さんあてにお出しになった市長の手紙のことを聞いたのは、これは非常に関係があると思うんですね。といいますのは、市長は多分ことしも広島の近くにあります府中町で開かれる非核都市宣言をした自治体のシンポジウムか何かにお出になるんだろうと思うんですが、多分そこで私はことし姉妹都市の市長さんに非核宣言を同じようにするように、その宣言を勧める、宣言の実施を勧める手紙を出しましたということを、そこで華々しく自分の、御自身の実績として多分報告をされるだろうと思うんです。

この手紙が私はレッドランズの市長さんのところに間違いなく届くだろうと思います。しかし、本当に姉妹都市の市長さんに世界の平和を願う、同じ自治体の長の立場で、私は、こういう考えでやっておりますからあなたもどうぞいかがでしょうか、ということをおっしゃるなら、よりみずからの意思を正確に伝えるためには日本語以外に英文の、英文で書かれたものを、英語訳されたものを私は添付されるのが本当だろうと思うんです。レッドランズの市長さんは多分日本語はお読みになれないと私は思うんですね。

ですから、市長、私は勘ぐって言っているのかもわかりませんが、市長の目的は、この手紙を出したということを府中町の反核平和都市か何かやった自治体のその集まりで、みずからの手柄として、実績としてアピールする必要からお出しになったのではないかな、という考えも出てきて当然ではなかろうかと思うんです。もし英訳の手紙が添えて出しておられれば、私の今申し上げたことについては取り消しをいたします。

普通、条約文でなければ母国語で、日本の場合であれば日本語で手紙を出すということでも

ちろん用は足りるわけです。それで失礼にも別にならないと思います。

しかし、過去、日野市から何か出した文書等で、レッドランズへ出したもので英語の添え書きがしてあるものがあればやはりそれに従ってやるのが当然だ、というふうに思います。過去のことはわかりませんが、市長が本当にレッドランズの市長さんにみずからの意思を伝えたいなら、私は市長さんが、先方の市長さんがよくおわかりになるように英語の文章も私は添えられてしかるべきではなかったかと思うんですが、その点をもう一度、日本語だけの手紙なのか。市長名でお出しになったものですから、その点、はっきりしていただきたいと思います。

例えば、インド── インドネシアでもいいんですね、そうした国に市長がもし手紙を出そうとなされば日本語で書く。そして相手のインドネシアの言葉で添えたものを、手紙をあわせて出す。そして、もう一つ、より確実を期すためにお互いの国で共通の国際語として有効な英語の文面ももう１通つけるというのが、いろいろ聞いてみますと普通のやり方のようなんです。もう一度その点をお尋ねをいたします。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　平和を願う気持ちは微力ではありますが、いっぱいであります。ただし、何かもくろみを持って特別の行為をしておるというふうなことはございません。

それから、レッドランズ市長にあてたメッセージは、決裁はこれは日本文で役所の決裁を行っておりますが、英文も添付して出したというふうに思っております。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　この手紙には日付がないんですが、日付はいつでございますか。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　６月の７日の日付で出していると思います。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　決裁は市長がおやりになったということですが、じゃあ実際に決裁を受けて投函をされた方はおわかりだと思いますが、市長は英語の文章も、文面もあわせてつけたと思うとおっしゃっていますが、実際はどうなんですか。６月７日付のレッドランズ市長にあてた、この市長の手紙について今お聞きしております。姉妹都市の関係にあるお互いの都市が文章をやりとりする場合には、当然保管されて── 機会もあると思いますので、すぐにお調べになればわかると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　英訳の件でございますけれども、市の職員に英語に堪能な職員がおりまして、英訳して送ってございます。以上です。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　じゃあ、私、別に疑うわけじゃないんですが、私どもに配られた文面というものは、これはあくまで日本語で書かれたもので、英語の文章の手紙も添えて出したということはどこにもありませんし、日付もございません。ですから、私はもしかすると日本語だけのものをお出しになったのではないかなと思いまして、今回のこの予算措置と何か関係があるのではないかと思ってお聞きをした次第です。もし、そういうことであれば、私、先ほど危惧したようなことはなかったわけでまことにこれ幸いだと思います。

英訳のものも資料として後でちょうだいをしたいと思いますので、お願いをしておきます。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第４０号、昭和６０年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件は、歳入全般及び歳出のうち総務費、予備費、第２表債務負打行為補正を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費を厚生委員会へ、歳出のうち商工費、土木費を建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（〔異議なし〕と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第４１号、昭和６０年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第４１号、昭和６０年度日野市下水道事業特別会計補正予算第１号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和６０年度日野市下水道事業特別会計補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ2,１３０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を２０億8,４３９万2,０００円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私から議案４１号の昭和６０年度日野市下水道事業特別会計補正予算第一号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出ともに2,１３０万円の減額でございます。

内容につきまして御説明を申し上げます。

まず8、9ページでございます。歳入予算でございますが、市債でございます。今回補正をいたしますのは減額の2,１３０万円でございます。これは落川排水区の雨水幹線、落川幹線と申しておりますが、それと同時施工いたします汚水管３４５メーターの工事が２カ年にまたがって施工されることがここで実施設計の段階で決まってまいりました。それに伴います起債の対象額を翌年度に執行するためにここで今年度から減をいたしたものでございます。

次に１０、１１ページの歳出の方に入らせていただきます。下水道総務費でございます。ここでは特に御説明申し上げる点はございません。

次の１２、１３ページをお開きいただきたいと思います。下水道建設費でございます。補正予算では5,７９８万円の減でございます。内訳といたしましては１３の委託料でございますが、5,０００万円の増でございます。これは京王に委託をいたします百草駅の踏切の所の工事の分でございますが、先ほど申し上げました雨水管の落川幹線の施工に伴います委託料でございます。総額といたしまして１億4,９７０万円必要でございますが、年度内に執行いたします額が5,０００万円。残りが６１年度の、後ほど御説明申し上げますが、債務負担を組ませていただき、両年度にまたがりまして施工をいたしたいと考えておるわけでございます。

次に１５の工事請負費でございますが、１億９６８万円の減でございます。これも先ほど申し上げました京王線の踏切の所から程久保川の所までの雨水管と汚水管を埋設するものでございますが、ここの道路は非常に狭隘でございまして、しかも地下埋設物としてのガス管、水道管が道いっぱいに広がっておるわけでございます。そういうのを移設しながら管の埋設を行っていかなきゃならないということから、これにつきましても債務負担行為といたしまして６１年度の事業の一部を送ることになったわけでございます。６０年度の執行が１億７８２万円でございました。翌年度―― ６１年度に債務負担行為として計上いたします額は8,６００万円。合計１億9,３８２万円で執行いたすものでございます。債務負担については後ほど御説明を申し上げます。

１９、負担金、補助金及び交付金でございます。170万円につきましては八王子市が施行いたします管の一部に、日野市の地域の汚水を取り込んでいただく、それにかかります費用の負担金でございます。

次が１４、１５ページでございますが、多摩平の処理場費でございます。１５の工事請負費2,９００万円でございますが、最終沈澱池の改修でございまして、これが設置いたしまして20年を経過しておることから機械の摩耗が非常に進んでおります。このために騒音が発生をいたしまして御近所に御迷惑をおかけしている、その騒音対策といたしまして汚泥のかき寄せ機の改修を行うものでございます。

次が１６、１７ページの都市下水路費でございますが、神明上の都市下水路の実施設計費で２・２・１０号線、立日橋の所の２・２・１０号線が近々用地買収等も行われまして実際の施工に入ってまいります。その前に神明上の下水路を設置をするということで、それに先駆けまして実施設計を行うものでございます。

次が１８、１９の公債費、それと、その次のページの予備費でございますが、特に御説明することはございません。

恐縮でございますけれども、３ページへ戻っていただきたいと思います。３ページの上の欄の第２表債務負担行為補正でございます。先ほど申し上げました雨水管、落川排水区落川幹線、それと、これに接続いたします幹線並びに大栗４号処理区分の中の汚水管、この二つの事業を６０年から６１年度継続して施工するための債務負担行為でございます。限度額はここに記載したとおりでございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第４１号、和年６０年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案４２号、昭和６０年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）、議案第４３号、昭和６０年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第４２号、昭和６０年度日野市立総合病院事業会計補正予算第１号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和６０年度日野市立総合病院事業会計補正予算第１号であります。

補正予定額は、資本的収入支出それぞれ９３０万円を追加し、収益的収支及び資本的収支の予定額を２３億５９１万2,０００円とするものであります。

議案第４３号、昭和６０年度日野市老人保健特別会計補正予算第１号について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和６０年度日野市老人保健特別会計補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ１７１万5,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を２８億6,４８２万2,０００円とするものであります。

以上、２議案につきましては、担当部長にそれぞれ説明をいたさせますので、よろしくお願いを、御審議のほどをお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（大貫松雄君）　それでは、議案第２４号、昭和６０年度日野市立総合病院事業会計補正予算第１号につきまして御説明いたします。

資本的収入及び支出についてそれぞれ９３０万円を補正をお願いをするものでございます。

特別会計補正予算書の実施計画書２６ページ、２７ページをごらんいただきたいと思います。まず収入でございますけれども、企画財政部長の説明にもありましたように一般会計よりの出資金９３０万円をもって充てるものでございます。

次に支出でございますが、建設改良費のうち工事請負費をお願いするものであります。現在、２台のボイラーを年間を通じて交互に運転をし、院内の暖房及び手術室等に供していますが、このうちの１台が故障し修理が不可能な状態で、かつ耐用年数も大幅に経過いたしておりますので、この取り替えを行うものとした次第でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、次に議案第４３号、昭和６０年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）について御説明を申し上げます。

ただいま市長から提案のありましたように歳入歳出それぞれに１７１万5,０００円を追加するものでございます。

詳細につきましては３４ページ、３５ページをお開き願いたいと思います。ここに掲げましたように、歳入につきましては繰越金を１７１万5,０００円追加し、１７１万6,０００円とするということでございます。

歳出につきましては３６ページ、３７ページに掲げましたように償還金、これは昭和５９年度の老人保健支払基金からの交付金の精算返還金でございますけれども、５９年度に支払基金交付金を余計にいただいておりましたので１７１万5,０００円返還するものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第４２号、昭和６０年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）、議案第４３号、昭和６０年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第４４号、市道路線の一部廃止、議案第４５号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　助役がかわりまして提案理由の説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

議案第４４号、市道路線の一部廃止について。提案理由。本議案は、奥原１号線の一部が現況廃滅して公共の用に供されていないため、道路法第１０号第３項の規定に基づき、一部廃止するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議案第４５号、市道路線の認定について提案理由を申し上げます。

本議案は、百草３号線ほか３路線を道路法第８条第２項の規定に基づき新たに市道認定するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、ただいま上程されました二つの議案につきまして御説明申し上げます。

まず議案第４４号でございますけれども、これは市道路線の一部を廃止するものでございまして、ただいま提案説明の中にもございましたように日野台公園の区域を中央に横断しております奥原１号線の一部がすでに現況を廃滅しておりますので、これを廃止するものでございます。

それから、議案の第４５号でございますけれども、これは市道路線を新たに４路線御認定をいただくものでございます。

まず百草３号線につきましては、開発行為の完了によりまして、市に帰属がなされるものでございます。

それから百草４号線につきましては現況道路として使用されております道路敷が寄付受領されましたので、これを御認定いただくものでございます。

それから栄町の６号線につきましては、谷地川の改修に伴いまして地元要望によりましてつけかえ道路として確保されているものを今回御認定をいただくというものでございます。

それから浅川自転車歩行者専用道路２号線につきましては、浅川河川の堤防敷を建設省の占用許可を受けまして自転車並びに歩行者の専用道路として設置するものでございます。

以上、二つの議案について御説明申し上げました。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第４４号、市道路線の一部廃止、議案第４５号、市道路線の認定の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第４６号、昭和６０年度日野市公共下水道事業（事業の一部業務）に関する業務委託契約の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　市長にかわりまして提案理由の説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

議案第４６号、昭和６０年度日野市公共下水道事業（事業の一部業務）に関する業務委託契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、昭和６０年度日野市公共下水道事業（事業の一部業務）にかかる業務委託契約について１億２,０００万円で、財団法人東京都新都市建設公社と締結するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私から議案４６号の昭和６０年度日野市公共下水道事業（事業の一部業務）に関する業務委託契約の締結についての内容について御説明を申し上げます。

現在、公共下水道は万願寺の区画整理区域内の街築とあわせまして、公共下水道の埋設を行っているところでございます。この万願寺区画整理区域内に限りまして現在の段階では新都市建設公社の方に事業を一部委託して実施を進めているところでございます。

昭和６０年度におきましての契約金額は１億2,０００万円。契約の方法といたしましては随意契約でございます。工期といたしましては契約の翌日から昭和６１年３月３１日までででございまして、契約の相手方は八王子市高倉町４９番地の３、財団法人、東京都新都市建設公社、理事長　横田政次でございます。内容につきましては次の２ページに記載してあるとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第４６号、昭和６０年度日野市公共下水道事業（事業の一部業務）に関する業務委託契約の締結の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第４７号、大栗四号処理分区（６０－１）工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　市長にかわりまして提案理由の説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第４７号、大栗四号処理分区（６０－１）工事請負契約の締結について提案理由を申し

上げます。

本議案は、大栗四号処理分区（６０－１）工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、１億7,１００万円で株式会社清水組が落札いたしました。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは議案第４７号の内容につきまして御説明申し上げます。

工事件名でございますけれども、今提案理由にございましたように大栗四号処理分区（６０－１）工事でございます。

工事の概要でございますが、直径８００ミリの雨水管を３６０メートル、約３６０メートルでございますけれども、それを地下の５メーターから６メーター５０の間に推進で工事を施工する。それから直径２５０ミリの汚水管を４１６メートルでございますが、これを地下の1.2メートルから3.5メートルの間に開削法で施工する、こういうことでございます。そのほかに９００ミリのマンホール１６カ所、1,２００ミリのマンホールを８カ所、1,５００ミリのマンホールを２カ所、計２６カ所の工事を施工するものでございます。

詳細につきましては、次の図面が添付してございますけれども、この実線部分が今回施工するものでございます。

それから、今申し上げました推進と開削の工事の図面でございますけれども、右端の、右の上の方に書いてございますが、８００ミリと、それから２５０ミリ、こういう形で施工していくということでございます。

また１ページに戻っていただきまして、契約金額は１億7,１００万円。契約の方法につきましては指名競争入札。５月２２日に指名委員会を開催いたしまして１０社を指名いたしました。６月５日、入札を執行しました結果、別紙入札書のとおり、２ページにございます株式会社清水組が落札をしております。工期につきましては契約の翌日から６１年３月２５日まで。それから契約の相手方につきましては、東京都日野市大字石田４１０番地の６、株式会社清水組、

代表取締役、清水保雄。

以上でございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。秦　正一君。

○２６番（秦　正一君）　議案第４７号の大栗四号処理分区の工事請負契約。この件について総務委員会に付託されると思うわけですが、その中で特に慎重に審議してもらいたいのは、この落札された業者は日野の業者ですね。それで、ほかに入札に参加しているのは大手もありますけど、市外の業者ということで、どうしてこのような指名参加の仕方をしているのか。清水組についてはちょっと前にもすでに工事をやった経緯があるんですよね、まあ終わってはいますけど。やはり仕事のそういう請負契約にしてもある程度公平なやり方をしてもらう必要があると思うんです。特に、こういうことはないと思いますけど、市長の選挙に協力しなかった業者は全部外される、というふうなことはないと思いますけど、往々にしてそういうふうな見方をされる嫌いもあるわけです。その点を慎重に審議してほしいということです。

それから、要約すれば、要するにほかの業者をどうして入れなかったか、日野の業者、ほかにもできる業者、いると思います。

それから、この清水組については、すでに仕事をやって間もないですよね。５月に終わっているはずですけど、引き続きやるというふうな経過になったと思うんです。その点の配慮がもうちょっとなされてもいいんじゃないか。要するにほかの業者を指名参加に入れるとか何とかという方法を、とったらよいんじゃないか、というふうにも思うわけです。

そういった面で、一応総務委員会ではその点を審議してはしい、このように意見を述べたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第４７号、大栗四号処理分区（６０－１）工事請負契約の締結の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより報告第２号、昭和５９年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　報告第２号、昭和５９年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告について。本報告は、一般会計の（仮称）生活保健センター基本設計作成事業にかかる繰越明許費の繰越額を、地方自治施行令第１４６条第２項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせます。よろしく御承認のほどをお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　御説明申し上げます。

２ページをお開きいただきたいと思います。昭和５９年度日野市繰越明許費繰越計算書でございます。事業名は、（仮称）生活保健センター基本計画作成でございます。議決をいただきました金額は３００万円でございます。事業の執行の結果、２７０万円翌年度に繰り越すというものでございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第２号、昭和５９年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告の件を終わります。

これより報告第３号、昭和６０年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　報告事項の提案を申し上げます。

報告第３号、昭和６０年度日野市土地開発公社事業計画の報告について御提案申し上げます。

本報告は、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、昭和６０年度日野土地開発公社事業計画を報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたきせますので、よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは昭和６０年度日野市土地開発公社事業計画の内容でございますが、用地取得事業といたしましてはここに書いてございますように2万2,４０９平米を買収していきたい。金額にいたしまして２８億4,４４８万3,０００円ということでございます。

その内訳は、公共用地につきましては1万４０９平米、これは主に道路用地の買収の計画でございます。

それから２番目に土地区画整理事業区域内公共用地でございますが、これは豊田南区画整理用地公共用地の買収の計画8,０００平米でございます。

それから公拡法による先行取得用地、これは見込み計上でございますが、4,０００平米。それから補償金につきましては、第一番最初にございます公共用地取得の際に、いろいろ物件補償等のあれが出てまいりますので、ここに計上したわけでございます。3,０００万円でございます。

それから用地造成事業でございますが、南平高校用地の分の債務負担をしておりますんで、ここに再計上、こういうことでございます。

それから、その他の事業については上記に関連いたします事業費、こういう内訳でございます。

よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第３号、昭和６０年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を終わります。

これより報告第４号、交通事故（日野市神明一丁目１３番地市役所駐車場内の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　報告事項の提案を申し上げます。

報告第４号、交通事故（日野市神明一丁目１３番地市役所駐車場内の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について御提案申し上げます。

本報告は、日野市神明一丁目１３番地市役所駐車場内における交通事故について、専決処分により相手側との損害賠償額及び和解の締結をいたしましたので、地方自治法第１８０条第１

項及び第２項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　報告第４号の内容につきまして御説明申し上げます。

事故名でございますが、日野市神明一丁目１３番地市役所駐車場内の交通事故、こういうことでございます。

２月の１５日でございますが、午後1時7分ごろ、市民部の市民課窓口係の職員が、市役所東側の駐車場より、午後の業務に出発しようとしてバックで発進したわけでございますけれども、その際、後方に方向転換をする車と接触をした、こういうことで方向転換をしている和解の相手方の車の前部に損傷を与えた、こういう内容でございます。和解の相手方といたしましては、日野市大字石田６０番地、土方陽子さん。損害賠償額でございますが、５万2,８６０円、これは車の修理費用でございます。

以上、報告にかえさせていただきます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第４号、交通事故（日野市神明一丁目１３番地市役所駐車場内の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を終わります。

これより請願第６０－５号、老人医療定率負担の導入に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６０－５号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第６０－６号、アフリカの飢餓救援に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６０－６号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後6時４４分　散会

6月12日　水曜日　（第3日）

昭和60年
第2回定例会

日野市議会会議録　（第13号）

6月12日　水曜日　（第3日）

出席議員（29名）

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	4番	小山良悟君
5番	谷　長一君	6番	古谷太郎君
7番	馬場繁夫君	8番	馬場弘融君
9番	高橋徳次君	10番	籏野行雄君
11番	一ノ瀬　隆君	12番	板垣正男君
13番	鈴木美奈子君	14番	川嶋　博君
15番	飯山　茂君	16番	夏井明男君
17番	黒川重憲君	18番	古賀俊昭君
19番	市川資信君	20番	藤林理一郎君
21番	名古屋史郎君	22番	竹ノ上武俊君
23番	米沢照男君	24番	中山基昭君
25番	大柄　保君	26番	秦　正一君
27番	奥住芳雄君	28番	石坂勝雄君
30番	高橋通夫君		

欠席議員（なし）

欠員

29番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	谷野省三君	書記	串田平和君
書記	佐々木茂晴君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　田辺雅子君

議事日程

昭和６０年６月１２日（水）

午前１０時開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１

午前１０時１２分開議

○議長（高橋通夫君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２５名であります。

日程第１、一般質問を行います。

１の１、浅川親水公園計画、多摩川自然公園計画の促進についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔２３番議員登壇〕

○２３番（米沢照男君）　浅川親水公園計画、多摩川自然公園計画の促進について質問をいたします。

浅川の河川敷を利用した市民の憩いの場づくりについて、私はこれまでにも３回一般質問を通じて、その計画の促進を強く要望してまいりました。御承知のように５５年の３月に、浅川利用計画調査報告書がまとめられました。以来９年が経過しておりますけれども、具体的な取り組みはこれからという実態であろうと思います。この河川敷を利用した市民の憩いの場づくりについては、多くの市民がこれに期待を寄せ、計画の促進を願っているところであります。

私は、この時点で改めて浅川の親水公園計画が、その実現に向けて具体的にどういう取り組みになっているのか。その点をまず１点明らかにしていただきたいと思います。また、２点目として浅川自然公園計画が、年次計画としてどういう段取り、手順で進捗が図られようとしているのか。年次計画としてどういう実施計画が策定されているのか。この点についてもお尋ねをしたいと思います。３点目は、多摩川の自然公園計画 ― これからのもちろん課題でありますけれども、これについての構想、今後の計画に向けての取り組み、どういう方針でいるのか。この点についてお伺いしたいと思います。

以上３点まず質問をいたします。

○議長（高橋通夫君）　米沢照男君の質問についての答弁をを求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それではただいま御質問のございました１点と２点の二つの御質問につきまして、私の方からお答え申し上げます。

御指摘のように５５年の３月に、浅川利用計画の調査委託によりますところの報告書が完成をいたしておりまして、この報告書の目的というのは、浅川利用に対します基本理念、あるいは基本方針を決めたものでございます。その後、御承知のように５８年の３月に、浅川利用の

基本計画の報告書が完成をいたしております。これが、今後実施していく上での具体的な計画の指針でございます。

これに基づきまして私どもの方も、できるだけ具体的な計画の中で、できるものから取り組んでいこうという姿勢は終始一貫持ってまいりました。そして、特に河川管理の関係は建設省でございますので、河川の治水、そういうものをまず主体とした河川の管理が問題がございますので、それらとの関連の中で、特に河川敷内の永久構造物という問題につきましてはかなりの制限がございまして、したがって難点もございます。そういう点で、計画の指針が示されましたけれども、具体的にそれを実現するということにつきましてはかなり問題がございます。そういう中で一応取り組めるものからまず取り組んでいこうというふうに考えたわけでございます。

そして、過去の浅川利用の状況なども調査ができておりまして、それによりますと浅川の利用の一番多いものは、やはり魚釣りが多いというふうな結果が出ております。その次に散策利用というふうなことが挙げられておりますし、それから、さらにはその後の調査によりますと、利用者の約７０％が、やはり河川敷を利用したところのスポーツ活動、あるいはジョギング、こういうものも挙げられておったわけでございます。

これらの点を踏まえながら、まずできるところからということで、５９年度におきましては1,６９２メートル ― 浅川の右岸でございますけれども、ジョギングと、それから、自転車専用道路をカラー舗装いたしまして整備をいたしました。今回、きのう上程をいたしました45号の議案の中にも、この市道としての認定をお願いしておるものでございます。さらに、６０年度では当初予算で予算をお認めいただきましたので、これに引き続きまして、さらに下流の部分約1,１００メートルでございますけれども、高幡橋の下流から多摩川の合流点までの ― これも浅川の右岸でございますけれども、これをまず第１次的に整備していこうというふうな具体的な計画を持っております。そして、これの浅川の右岸と左岸の全長が約6,３００メートルございますので、これを年次計画で５９年度から５カ年計画くらいで取り組んでいこうということで、まず堤防敷を活用いたしましたジョギング、あるいは散策道、自転車道、これらを具体的に調べていきたいというふうに思っております。

それから、もう一つは堤防そのものが、特に浅川左岸の場合５カ所ほど、いわゆるかすみ堤になっております。つい最近では新井橋の上流の左岸のところの上田樋門につきましては、都

市下水路との関係でつながりましたので、残りが５カ所ございます。この５カ所につきましてはブリッジでつなぎまして、散策道の連檐性を図っていきたいというふうに考えておるわけでございます。そういう具体的な計画を徐々に進めていきたいというふうに現在の段階では思っております。

そして、先ほど申し上げましたように、河川管理者であります建設省等の関係機関、あるいは浅川の自然保護という問題もございますので、市内の自然保護の関係の団体、あるいは浅川の遊水を利用しました灌漑水の問題もございますので、用水組合などの関係機関とも十分連携をとりながら河川の治水利用、そして、環境機能等につきましては十分連絡調整を行いながら、今後の利用計画も進めていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

第３番目の、多摩川の利用計画はどうかということでございます。御承知のように、多摩川につきましては現在都市計画法に基づく緑地の指定がなされております。それから、あと一つは昭和５５年でございますけれども、建設省が多摩川河川環境管理計画というものを設定をしております。そういったものを踏まえまして、市としてどういう活用がいいかということを、今後検討してみたいというふうに考えております。当面の問題といたしましては、東光寺の河川敷を最優先に占用の努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋通夫君）　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　再質問いたします。

浅川の利用計画については、いま部長の方から当面の取り組みの状況、そして、今後の見通しも答弁されました。そこでお聞きしたいんですが、いわゆる堤防道を利用して自転車や、あるいはジョギングに、市民に広く利用してもらうということでの計画が一つ具体的に進められつつあるわけですけれども、河川敷を利用した、いわゆる当初の構想にあった親水、あるいは散策、釣りなどができるような、そういう構想について建設省側とどういう協議がこれまでされてきているのか。この点について伺いたいと思います。

後で触れますけれども、私は、先日建設省の京浜工事事務所へ出向いてまいりました。率直に言って私の受けた印象では、この浅川利用計画に沿って建設省を動かしていくといいますか、建設省の協力のもとで実施に移していくという、その働きかけがほとんどされてないんじゃな

いかという印象を受けました。（「そのとおりだよ」「よく言ったぞ」と呼ぶ者あり）これは、私は本当に市民の期待と要求にこたえて、構想あるいは計画を具体化するという点では、もう少し積極的な取り組みがされていいんじゃないかと思うんです。なぜそういうあたりまえなことといいますか、建設省が管理しているところを利用しようということですから、まず建設省との話し合いなり協議が整わなければ、一歩も進まないというのはあたりまえなんです。その点私は、どうも取り組みが余りにも消極的過ぎやしないかというふうに思うんです。その点ちょっと伺って……（「この市長がいいというんで自分で選んでおいて、なんでいばっているんだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）

○議長（高橋通夫君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。

確かに御指摘のように管理者であります建設省のやはり意見なりに相当左右されます。この親水都市調査会のメンバーの中にも、実は管理者でございます建設省の京浜工事事務所の所長もメンバーとして入っておるわけでございます。そういう中で御理解をいただいておるわけでございますけれども、個々には、やはり具体的な計画をつくった上で建設省と折衝をしていくというふうな方向をとっておりまして、これまでも全体計画の中では、いろいろお話し合いをしてまいりました。

そういう中で、先ほども申し上げましたように、堤防敷の活用ということにつきましては、当然これは手続上の問題もございますので、占用許可というふうな手続をとるわけでございますし、それから、浅川の実際の河川敷の活用ということになりますと、やはり一たん水が出ますと、半永久的な工作物の関係でいろいろ治水上の問題があるというふうなこともございますので、具体的な計画の中で、たとえば釣り場のデッキをつくるということも、次の段階で考えていきたいとは思っております。これは、浅川利用計画の中でも示されておりまして、先ほども申し上げましたように、釣りの利用というのはかなり多いわけでございます。したがって、浅川の流域が約７キロございますので、現在釣り場のかっこうな所も幾つかございます。そういう所に釣り専用のデッキをつくると。これは、浮き橋みたいな形によりまして、水の増水に対応できるような流動性のあるものでございますけれども、それらの計画も具体的になった時点で、それぞれその時点で建設省と協議をしていきたいというふうに思っています。

確かに御指摘のように、もう少し建設省と具体的な点で煮詰めていきませんと、やはり実現

可能 ― 許可もいただけませんので、その点につきましては今後も努力をしていきたいというふうに思います。（「してないんでしょ、いままで」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　私は、この６日の日に建設省関東地方建設局京浜工事事務所に出向いてまいりました。所長がおりませんでしたので、木下という副所長に会って浅川の改修工事の計画、この点について伺ってまいりました。その説明によりますと、浅川の改修工事計画は、６０年度に長沼橋から滝合橋までの間、河道断面掘削工事が予定されていると。６１年度では滝合橋から平山橋の間、同じく河道断面掘削工事を予定していると。正式な工事名は、東平山護岸工事、東平山河道掘削工事というのが正式な工事件名なようでありますけれども、この計画が年次計画で進められようとしております。つまり、この段階で市としての浅川利用計画が建設省の方に事前にきちっと示され、必要なすり合わせが行われなければ、建設省サイドで河川を管理するという立場だけで、どんどん掘削工事が進められてしまう。構想や計画は全く度外視されてしまうということになると思うんです。急いで私は建設省側との詰めた協議が必要じゃないかと思うんです。その点、私も副所長に、仮にこういう計画が市側から示された場合に、検討の余地があるのかどうかということで突っ込んで聞いてみました。それは、市の方からきちっとした計画案が示されれば、それとの整合性を考慮しながら河道断面工事を進めることになるでしょうと、こういうことです。少なくとも６日に京浜工事事務所に伺ったところでは、そういう市側の構想なり計画は全く聞いてないと、こういうふうに伺ってきたわけであります。この点について私は、このまま経過すると掘削工事だけが進められるということで、この構想計画は全くもう無意味に近いものになってしまうだろうと。少なくとも河川敷を利用した計画、もう少し積極的に建設省側と協議をすべきじゃないかと私はこう思います。その点について伺いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　ただいまお話がございました内容につきましても、私どもの方も、６月６日に開かれました多摩川改修促進協議会という組織がございまして、これの定期総会の中で建設省の方からその話も伺いました。つまり、東平山の地域を主体にいたしまして、河床整備をするというようなものでございます。これらの整合性の問題につきましては、当然考えていかなければならない問題でございます。積極的にやはり今後私どもの方の具体的

な計画を建設省の方にお示ししまして、協議をしていきたいというふうに思います。

○議長（高橋通夫君）　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　それから、かすみ堤に歩道橋をかけるという計画構想が前々から話として出ておりました。ついでに、このかすみ堤の歩道橋について建設省側の見解も伺ってきました。これは、建設省が河川を管理する。あるいは堤防を管理するという立場を十分考慮した上で求められた計画なら、これは同意せざるを得ないといいますか、協力せざるを得ないでしようという意思表示がありました。これも前もって長期計画を示しながら、そして、一つ一つ具体的な設計に基づいて協議されるということになるかと思いますけれども、その点もいま積極的に建設省側と折衝といいますか、協議するというお答えでありました。そのことも含めて積極的に取り組んでいただきたいと思うんです。その点について市長の方から、この計画の促進について伺っておきたいと思います。

それから、もう１点。これは市長から伺いたいんですけれども、長沼橋から滝合橋までの間の河道断面工事によって、約３万立米の砂利が出るそうですけれども、これを何とか日野市の方で利用できないだろうかという、逆の相談も実は受けたわけです。もちろん公共施設ということになるかと思いますけれども、今後の市の土木事業その他、造成工事等にこの３万立米が利用できないかどうか。そういう予定が今後ないかどうか伺っておきたいと思います。

それから、もう一つ市長からの答弁で、多摩川の自然公園計画。これについて企画財政部長からちょっと答弁ありましたけれども、市長からもこの点について、いまのこの時点でのお考えがあれば伺っておきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市内の都市化進行の中で、最後に自然が残るのはまさに河川であると。幸いに日野市内にある河川形態をなるべく市民生活と結びつけて、自然に親しむ生活空間をつくりたいと。こういう発想によりまして浅川計画、あるいは多摩川計画、このことを考えてまいっております。河川専門家の東大の高橋教授、あるいは日野市内に在住の都立大学谷教授、これらの方々の知恵を煩わしまして日野の親水計画、あるいは市民と水との関係の思想を今後とも打ち立てていきたいという事業に取り組んでおります。それらの一環になるわけでありますが、専門の業者に依頼をして、ある程度の調査、また、ある程度の施策の立案というものは得ておるわけであります。

ただ、いわゆる河川敷内の、いままでの計画にものせてあります親水計画というのは、これはなかなか洪水も出ることでありますので、なかなか実現に踏み切りがたいといいますか、やってもごく簡単なものだということになるわけであります。それで、浅川計画をもっと浅川流域計画というような考え方に立ちまして、黒川周辺まで包含をした形で、たとえば清流でありますとか、散策路でありますとか、そういうことをいま進めておるのが中間の現状であります。

それで、発想そのものは、私は日野市にとって大変将来のためになるというふうに思っておりますば、なかなか現実の問題として、特に河川管理は建設省の中でも一番かたい部門でありますし、幸いに京浜工事事務所の前所長、この方も日野市のこういった研究会に参画をしていただきまして、いわゆる都市河川に対する国の考え方というものを、大さく変更した一つのきっかけはできたと思っております。つまり河川は洪水意識としてなるべく護岸をする程度で、それ以上のことはしない方がいいといういままでの考え方があったと思っておりますけれども、やはり都市には空間がぐっと狭められておるから、やはり人間の生活に寄与する ― そういう連携を持たせるべきであると。こういう考え方が最近の都市河川の考え方として、建設省自身でも用いられるように進みました。

それで、今後こういった環境条件の中で、われわれの守備いたします日野市という範囲で、浅川あるいは多摩川、これをなるべく市民生活に貢献をさせる。こういう施策をやっていくと。こういうことにはなすべきだと考えております。施策につきましては、いま周辺の ― つまり黒川系統の親水、あるいは清流公園、あるいは堤防敷の利用による健康増進の散策路や、あるいはジョギングコース、このようなものを整備を進めております。なお、いままで用水に魚を放しておりましたが、結局は子供の楽しみになるか、あるいは川に入ってしまうということになるわけでありますので、むしろ川にそういった魚を放すような施策を行うべきではなかろうかと。これは、漁業組合がやってくださっておるわけでありますけれども、なお、漁業組合とも連携をして、中学生くらいまでは釣りの無料にしてもらえるような、そういうやり方が――話はしておるわけでありますが、もっとこれを一歩前進させたいとこう思っております。

多摩川につきまして、多摩川も日野市の流域を持ちます大切な環境でございますから、たとえばスポーツ公園等にもっと使わしてもらいたいわけでありますが、これは、国の管理がかなりまだまだかたい状況にございますので、いま許されておるのは多摩川の河川敷グラウンド、それから、いずれ堤防を仕切ることによって発生いたします東光寺の地域。それから、むしろ

本町の接しますあのあたりにも、何か今度多摩川架橋等もあるわけでありますし、可能な部分を得たいものだと、このように考えておるところでございます。したがいまして、多摩川も今度もっと積極的にやろうと。あるいは、きのうお話に出ておりました落川地域のあぶら面、もうこれは早速ひとつ交渉してみようと思っております。それで、気の長い仕事であることは、これは間違いないわけでございまして、今後もより積極的にこの事業の進め方を図っていきたいと思っております。

いま御質問の中の発生砂利を、つまり河床整備による発生砂利の利用ということにつきましては、約3万立米ということでございますので、これは利用ができるかどうか検討したいと思っております。

それから、3番目の多摩川の自然公園計画につきましては、国の計画にもあわせまして、また、その間にも細かい子供の遊び場等も、あるいはその他のことも含めて具体的に計画を進めていきたいと思っております。東光寺河川敷につきましては、いま内部にチームをつくって、より促進をしていこうと。こういう状況にございますことをつけ加えておきたいと思います。

以上です。（「順位だって一つも変わってないじゃないか」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　米沢照男君。

○23番（米沢照男君）　それでは、最後に多摩川の自然公園計画については、きちっとした体制とってやっていこうという市長の答弁がありました。いわゆる浅川の親水公園計画は通常の体制で、できるところからやっていくということの取り組みしかできないのかどうか。やっぱりもっと計画的に意欲的に事業を進めるとなれば、それなりの専門に取り組めるプロジェクトチームといいますか、そういう組織的な保障といいますか、体制といいますか ― このことがやはり必要じゃないかと思うんです。その点最後に伺っておきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　確かに従来の市の行政組織の土木というだけの分野では、新しい河川関係の仕事が盲点になっていたという感じはしております。水路清流課というのを定めまして、本来はその事務分掌に属するわけでありますけれども、これもまだ微力の段階にあるわけであります。したがって、政治的に推進する面と、それから、事務的に取り組む面と、両様の今後の進め方が必要だと思っておりますので、私も、京浜工事事務所には新しい所長が来られて面識はございますが、なお引き続いて少し足を運んで市のお願いをしてみたいと、こ

のように思います。また、内部にもきちんとした事務分掌を定めて、より積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（高橋通夫君）　米沢照男君。

○23番（米沢照男君）　今後の積極的な取り組みを期待してこの質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって1の1、浅川親水公園計画、多摩川自然公園計画の促進に関する質問を終わります。

次に、1の2、市内循環バス路線実現に向けての取り組みについての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。米沢照男君。

○23番（米沢照男君）　市内循環バス路線実現に向けての取り組みについて質問をいたします。

この10年ほどの期間に、市内循環バス路線にかかわる請願は8件議会に提出をされております。そして、議会でも毎年のように一般質問を通じてその実現が叫ばれてまいりました。きわめて切実な要求であります。しかし、これまで事務当局の答弁によりますと、実現に向けて幾つかの問題点があると。一つは、交通事情との関係で計画時間どおりに定時運行が困難な側面があると。2点目として、経費負担がかなり大きなものになるだろうと。3点目は、安全性の確保という点で、大手の企業に委託という形で運行をゆだねるか、あるいは企業そのものに新しい路線を設定してもらうかどちらかということになるわけですけれども、なかなか安全性の確保という点で長期的に見れば問題があると。それから、4点目は、既存のバス路線への影響も考慮に入れなければならないということで、大まかに言ってこの4点が実現に向けて大変困難な問題として指摘をされてきております。市長は、そういう現状の中で市民参加による交通委員会を設置して、何とか実現に向けての糸口を探り出したいと、こういう意向がかつて示されました。いまこの時点で市長として、こういう考えのもとで具体的にはどういう取り組みを予定されているのか。この点について伺いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　市内の日常的市民生活、並びに公共施設の平均的な主要の便。こういうことにつきまして、いわゆる市内交通の足としてのバスがきわめて望ましいと。何とかバスを走らせたい。こういうことを市民もお考えになり、われわれも考えておるところでありますが、なかなか一気に打開できない。こういうことをここ数年来経験をしておるわけであ

ります。

そこで、昨年、１昨年、いまの庁舎を中心といたします豊田日野駅路線バスが一応走っているわけでありますけれども、これまた回数が少なくて、必ずしも市民の足というには不十分であると。できれば当初考えました循環バス ― ８の字型の往復コースのようなのができれば、かなり解決ができると、このように思っております。ところが、一方には御承知のとおりバス運行につきましては当局の免許制度があり、日野市の場合は京王バス会社が全面免許を持っておる唯一のバス会社であります。そのもとに、最近西東京バスが一部を担当することになったことは御承知だと思います。その京王バスと交渉する範囲でなかなからちの明かない面もありますし、それから、バス会社にしても赤字を冒してサービスのみに徹するというわけにもいかないわけでありますから、これらのことを打開するために、あるいは新しい方法を何らかの形で得るために市内バス検討委員会 ― これを、ことしの当初予算で一応の予算化をいたしております。間もなくそれを発足させようと思っておりますが、利用者側、あるいはいろいろな御意見をお持ちの方、それから、バス会社もあるいは別の委員として入ってもらう。そのようなことでだんだんと詰めていって、可能なところをなるべく早く実施に持ち込みたいと。このようにいま用意中であります。いまのところ、それ以上のことは言えないわけでありますけれども、私は、場合によったら何か市内の関係の協力で当局の認可等が得られるものであるならば、第３セクター方式も、これも一つの方法ではなかろうかと思っておりますので、なお追求していってみたいとこう思っております。

いまのところ以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　市内バス検討委員会の構成はどういう内容になるでしょうか。もし大体の構想がまとまっていればお聞かせいただきたいと思います。

それから、くどいようですけれども、大体いつごろ発足させる予定か。そのことも含めて再質問いたします。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

バスコース検討委員会の構成でございますけれども、現在考えております人選のジャンルといたしましては学識経験者、それから、いわゆるバス交通の事業者関係、それから、市民代表

と、その辺を現在考慮をしております。それから、時期でございますけれども、いま人選を行っている最中でございます。早急に発足をさしたいというふうに考えております。

○議長（高橋通夫君）　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　いま市長、それから、企画財政部長から答弁をいただきました。この問題大変長期にわたる検討がこれまでされ、そして、その実現に向けて努力が払われてきたわけですけれども、御承知のようなさまざまな困難な条件があるということから、なかなかそれが具体化しないというのが現状であろうかと思います。道路事情の問題やら陸運局との関連の問題、その他さまざまな問題があって実現されない。その辺の事情は十分わかっております。いまの構想 ― 市内バス検討委員会を設置して、より具体的な検討を進めるということであります。ぜひ一日も早く市内循環バス路線が実現できるように、一層の取り組みを強めていただくよう要望して、私の質問は終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１の２、市内循環バス路線実現に向けての取り組みに関する質問を終わります。

次に、１の３、地方行革大綱に対する対応についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　地方行革大綱にたいする対応について質問をいたします。

１月２２日、自治省が地方公共団体における行革推進の方針 ― いわゆる地方行革大綱に基づいて都道府県、指定都市あてに、いわゆる事務次官通達を出しました。ことしの８月までに、各自治体が行革大綱を策定して報告するように指示をしてきております。その地方行革大綱見てみますと、かなり市民サイドから見て、あるいは行政側から見ても大きな問題を含んでいるように私は考えております。

一つは、民間有識者を中心とした行革委員会。そして、首長を本部長とする行革推進本部。この二つの行革推進機関を設置するように指示をしてきております。地方行革を推進する事実上の最高決定機関としての役割りを果たさせようとねらってきております。これは、議会の形骸化、地方自治の破壊に通ずるやり方だと私は言わざるを得ないと思います。この点が１点大きな問題であります。

２点目は、コスト主義、効率主義を徹底させるという立場から、一つとして、事務事業の徹底した整理合理化、地方単独事業の整理、地方単独補助金の全面的な洗い直し。２点目は、局

部の整理縮減、出先機関の統廃合など、組織機構の整理合理化が強調されております。３点目は、公共施設の民営化、民間委託の推進、パートタイマーや住民のボランティアの積極的な活用がうたわれております。地方自治体の自主権、首長の裁量権を一方的に無視して押しつけられようとしております。

それから、３点目としては、地方公務員を国の言いなりに仕向けていく。こういうねらいを持って、一つは不適正な給与制度の是正。二つには、国基準を上回る期末勤勉手当や退職金制度の是正。３点目は、定員適正化計画の策定と、その実施。４点目は、能力開発、研修の充実、小集団活動、提案制度の活用と、職場における事務能力向上運動の推進の実施などが強調されております。つまり大企業並みの労務管理の徹底強化を自治体に強要する内容になっております。

なお、中身についてはまだ細かい点がありますけれども、大まかに言ってこの３点が地方行革大綱による強制的な指導といいますか、干渉といいますか ― がされようとしております。私は、これをそのまま受け入れたのでは、これまで１２年間、革新森田市政のもとで進められてきた市民本位の民主的な行政は吹っ飛んでしまうと。この危惧をせざるを得ないわけであります。断固反対する立場からの質問でもちろんあるわけですけれども、まず事務当局として、こういう地方自治権を破壊をしたり、本来の議会を形骸化したりする ― こういう危険な中身を持った、こういう自治省の押しつけに対して、どう対応しようとされているのか。この点を伺いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

現在国で行革という言い方をしておりますけれども、本市におきましても従前から事務改善といいますか、行財政の合理化は努力をしているわけでございます。ちなみに申し上げますと、過去におきまして補助金検討委員会を設置して、補助金等の見直しをやったり、あるいは委託できる事務事業の委託。それから、事務事業のいわゆるＯＡ化でありますとか、電算の導入でありますとか、そういう事業を過去に引き続き現在も努力をしているわけでございます。市といたしまして、現在 ― 前の議会でもいろいろ財政の中で論議されているわけでございますけれども、国の財政のいわゆる破綻といいますか厳しさ、これがやはり地方にかなり大きく影響するわけでございます。それから、地方自治体は、もちろん国の財政、それから、経済の動向

によりまして財政収入がやはり左右をされるということでございます。６０年度の予算におきましても、市税の収入が全国平均でいきますと、１０％以上のものが六点数％というような状況でございます。

一方、日野市における行財政需要というものを見たときに、公共下水道を筆頭にいたしまして一千億以上の行財政需要が現在見込まれるわけでございます。そういうことを考えますと、過去から行っておりました行財政の見直し努力にあわせまして、今後も、さらにこういった行財政の改善をしていかないと、市民の行財政需要に対するところの要望をかなえることができないんではないかというふうに考えております。国が閣議決定なり、あるいは次官通達で、地方の行革の要請をしておりますけれども、これがなくても日野市はそういった ― 先ほど言いました状況から考えますと、やはり検討委員会等をつくり、日野市なりの独自の改善をしていかなきゃいけないというふうに考えているわけでございます。今後検討委員会を設置し、内部の推進組織を設置しまして、精力的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（高橋通夫君）　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　今後の検討委員会で検討するというのは、これは何のための検討委員会でしょうか。ちょっと確認。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

まだ具体的にどの項目ということではございません。行財政全般についての見直しをしたいということでございます。

○議長（高橋通夫君）　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　これは、自治省が各都道府県、あるいは指定都市に指示をした ― いわゆる行革委員会、あるいは行革推進本部の設置を、いわゆる強要してきている実態があるわけですけれども、それとは全く別個の市独自のものだということで、そういう理解でよろしいかどうか確認したいと思います。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　先ほど申し上げましたように、いままでの市の努力、それから、現在抱えております膨大な行政需要。こういうものを考えますと、当然のことながらいまの時点でこういう見直しをしないといけないということで、いわゆるレールとしては、

国が言い出す前から敷かれていたものというふうに考えております。

○議長（高橋通夫君）　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　それでは市長に最後伺っておきたいと思います。

今後もさまざまな形で、こうした地方行革大綱に基づく地方自治体への干渉や、いわゆる括弧つきの指導がされるだろうと思うんです。この行革大綱について３月２６日の参議院地方行政委員会で、わが党の神谷信之助参議院議員が自治大臣にこの大綱について質問をしております。こういう回答を引き出しております。「自治体が、行革案を自主的にそれぞれの特色を生かしてつくっていただきたい」こう述べて、「法的にも拘束力はなく、また、やらなくても制裁措置はない」ということを、国会の場で確認をしてきております。したがって、いま部長からも市独自の立場で検討を進めていくということであります。私も、ぜひそうあるべきだと思います。より効率的な、そして、民主的な行政を進めるということから、極力むだを省いていくということで、意欲的に市民本位の、いわゆる行政改革を進めていくという点では必要だというふうに考えております。今度のこうした地方行革大綱に基づく地方自治体への委員会、あるいは推進本部の設置。そして、その内容として、先ほど私が触れたような、これまで革新森田市政が進めてきた民主的な行政とは相入れない内容のものが、押しつけられようとしてきているわけですけれども、こうした動きに対して、森田市長としてどういう見解か伺っておきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　近ごろ国の財政不如意といいますか、国債等の膨大な圧力のために、いわゆる行革審 ― 行政改革審議会を起こしまして、そして、それを中心に、要するに財界主張型の行政改革を標榜していると。このことは国民の知るところであります。それで、近年地方富裕論という誤った認識が大蔵省、あるいはいまの自民党政府にあるわけでありまして、そのことから地方にいろいろと注文をつけようと、こういう圧力が生まれつつあります。そこで、今回の具体的ないわゆる行政指導が、閣議決定に基づく自治省事務次官通達 ― こういうような形で示されてまいっております。

先ほど部長がお答えをしましたとおり、これはわれわれの、特にみずからに襟を正しながら戒めてまいった事柄でもありますので、特段によそからの指導なり圧力なりを受けるべきものでもないとは思っておりますが、今後も自主的に主体性を保ちながら一個の完全自治体として、

市民の御理解と、それから、支持を得ながら進めてまいりたいと、取り組みを進めていきたいと、こう思っておるわけであります。

それを、いま押しつけと見るかどうかでありますが、いわゆる自治体を侵害をしましたり、自治体に、本来の憲法に由来しております地方自治権 ― これの侵害をされるようなことがあってはならないという、大きな柱を持たなければならないということは論をまたないところであります。それから、今回の異常措置として高額補助金の１割カットというふうな措置がとられておりますが、これまた今後こういうことが継続されてはならないと、これは地方６団体の強い意思であります。

結論といたしまして、主体性を持ち、自主的ないわゆる民主的かつ効率的な行財政の運営ということは、これは当然だと思っておりますので、そのことにつきましては常に努力をいたすべき課題であると、こういう考え方に立ちまして、今後の市政を担当させていただきたいと、こう思っております。

○議長（高橋通夫君）　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　最後に一言要望申し上げてこの質問を終わりたいと思います。

先般の市長選挙では圧倒的多数の支持を得て ― ４選をかち取りました。これまでの森田革新市政の進めてきた民主的な行政が支持をされたわけでありますから、今後も一層確信と勇断を持って民主的な行政を進められるよう強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１の３、地方行革大綱にたいする対応に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１１時１９分休憩

午後　１時　８分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問、２の１、水道料金の引き下げを要求し、水道管の検査と赤水対策を急げについて

の通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔１２番議員登壇〕

○１２番（板垣正男君）　都水道料金の引き下げを要求し、市内の水道管の検査を急いで、市内各地で発生しております赤水の対策を早急に立てるよう一般質問を行ってまいりたいと思います。

市民だれでもが安心して豊富に水が飲める。こういう状況を望んでいるものでありますけれども、これが、何かの原因で飲めないという状況になってまいりますと大変困るわけでございます。その上、料金が高くなっているというようなことが２重にかかってまいりますと、一層市民生活を脅かすということにもなりかねないわけでございます。すでに日野の議会でも６年前、赤水対策の問題で米沢議員が質問を行いましたし、２年ほど前にも鈴木議員が取り上げまして、その対策を急ぐよう市側に要求を行ってきたところでございます。その後、部分的には改善もされてまいりましたし、現在その対策も進んでいる個所も多いわけでございますが、しかし、なお赤水が依然として発する ― こういう実態があるわけでございます。そこで、私は一般質問にあえて取り上げ、市内全域にわたっての水道管の検査、赤水の発生する原因等を早急に突きとめて対策を講じるよう強くお願い、要求をしたいところでございます。

私は、この問題に入っていく前に、まず私たちの毎日毎日飲んでおります水道料金について触れてまいりたいと思います。現在東京都の水道料金は、大都市では日本の中で一番高い料金を徴収されていると言われております。２カ月に１回の徴収ですから、なかなか毎月の水道料金を支払う実感が薄くなっているという点もあるようでありますけれども、現実に徴収されております料金表をつぶさに検討してまいりますと、確かに一時期より非常に値上がりした料金を徴収されているということがわかるわけでございます。

そこで、担当部長にお伺いするわけでありますが、現在の水道料金は一体幾らになっているのか。また、最近東京都が水道料金の引き上げを行いましたけれども、これは、何年度どの程度の引き上げ率であったか。そして、現在私たちはどの程度の料金の徴収が行われているか。まずそのことから質問を行ってまいりたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。水道部長。

○水道部長（永原照雄君）　御答弁申し上げます。

まず料金は幾らになっているかということでございます。おのおのの１３ミリ、それから、20

ミリ、２５ミリという大体この三つが一般家庭に入っている口径であろうと思っております。基本料金は１３ミリが８００円でございます。２０ミリが1,０７０円でございます。それから、２５ミリが1,３２０円でございます。これは基本料金でございますので、１０立方メートル以下は同一料金でございます。ですから、仮に１立方メートル使われても同じ料金ということでございます。それから、１１立方メートルを越えまして２０立方メートルまでは、１立方メートルにつきまして１２０円でございます。ですから、もし仮に１３ミリで２０立方メートルお使いになったと仮定いたしますと、１カ月に2,０００円でございます。それから、21から30まで１立方メートルについて１６０円。３１立方メートルから１００立方メートルまでは、１立方メートルについて１９５円でございます。まだずっとございますけれども、大体お使いになるのは１カ月に一般家庭で大体３０立方メートルでございますので、この程度で説明は……。

それから、いつ上げたかと。これは、去年のことでございます。大体幾らくらい上げたかということでございますが、平均いたしまして ― 私がいま記憶しておるところでは１０％ちょっと。＋点ゼロ何％か、約１割のアップということであったと記憶いたしております。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　東京都の水道局が発表しております水道使用のモデルケースとして、月に２２立方メートルを使用する家庭を、標準的な家庭の使用量と定めております。いま部長の御説明ありましたように、一般家庭３０前後を利用するんではないかという話でございましたが、標準的な家庭で２２立方を使う、こういうことになっているようでございます。そこで、東京都の資料等を拝見いたしますと、２２立方を使用の場合一般家庭１３ミリですね。月2,３２０円の料金を徴収されております。他の都市との比較では札幌で2,３１０円、川崎が2,０００円、横浜が2,１７５円、以下大都市の料金1,６００円から2,０００円前後のところを料金が定められておるわけでありますが、東京都が最も高い料金を徴収しているということがわかるわけであります。（「全国平均を下回っているぞ」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）

そして、この水道料金の引き上げによって、過分な負担だと思われるような料金が徴収されているわけでありますけれども、東京都の水道会計は一体どうなっているか。このことを私は見てまいりたいと思うわけであります。先ほど部長より、昨年の水道料金の引き上げの説明あ

りました。１９８１年にも引き上げが行われたわけでありますから、この４年間に２回引き上げが行われました。そして、大幅な黒字を生み出しているということも事実でございます。

都の水道会計は、昨年度見込みは４８４億円、１昨年が４７３億円、さらに、その前年が４７２億円と、料金の引き上げが行われた翌年から大幅な黒字を積み重ねてまいってきているわけであります。これだけの黒字を生み出しているにもかかわらず、なお料金の改定を３年ごとに見直すという基本的な考えを鈴木都知事は持っているわけでありますけれども、昨年度の料金の引き上げを行っていきますと、今後どういう黒字を生み出すかということを東京都の資料によって申し上げますと、会計操作による自己資本造成費という名目の予算が計上されておりますが、これは一つの利益を隠すのではないかというふうにも論議されているわけであります。昨年度で４３９億円。今年度で４１２億円、来年度は２２９億円黒字を生み出すと見込まれているわけであります。しかも、この自己資本造成費というのは、会計上不当なものであると、このように指摘されているわけでありますが、都議会で東京都の監査事務局長が、現行会計処理上として妥当性を欠いていると、このように説明を行っているのであります。

なぜこういう黒字を生み出しているにもかかわらず、大都市の中での日本一高い水道料を徴収するようになったのでありましょうか。これは、将来の水需要を見越して、さまざまな設備投資を見込んでいるとも言われているわけでありますけれども、水の需要は最近横ばいを続けているということも、また記録によって明らかでございます。昨年の１日当たりの水は６００万トン前後を横ばいを続けている。こういうようなことが言われているわけでありますが、それを過大に見積もって、料金の引き上げによる黒字を生み出し、将来の水道事業に充てるという考えのようでございます。鈴木都政は、水不足によるダムや浄水場などをふやすというふうに説明しておりますけれども、しかし、これはいま申し上げましたように、水の需要は横ばいであり、十分賄えるというふうに見られているわけであります。知事の進めているマイタウン計画によりますと、２３区内は、今後２０年後には霞ケ関ビル相当のビルが３００棟分も建設される。こういうふうに見込んでいるそうでございます。したがって、この黒字の水道会計――将来の大企業を中心とする都内の再開発にそっくりつぎ込もうという、こういう考えにほかならないのであります。（「違う」「飛躍だ」と呼ぶ者あり）

ですからこそ私は、今日の市民の水を安定して供給するということとあわせて、料金の特別高い徴収を……（「高くないぞ」「しっかり調べてこい」と呼ぶ者あり）一刻も早く値下げを

させる。こういう要求を行いまして、不当な過大な黒字を生み出さないような料金体系に改める必要があるかと思うわけであります。そういう考えに基づいて、都水道料金の引き下げを日野市の立場から都側にも要求する。このことがいま重要ではないかと思うわけであります。水道部長の考えひとつお伺いしておきたいと思うわけであります。

○議長（高橋通夫君）　水道部長。

○水道部長（永原照雄君）　御答弁申し上げます。

私どもが東京都の水道と統合いたしましたのが、昭和４９年の６月１日でございます。このときに基本協定を結んでおります。この中に、日野市の水道料金は都の水道料金と同じにしますよということを明確に書いております。それと、私どもといたしましては、都の水道の運営に関しましてとか、その内容に立ち入るという立場にございません。と申しますのは、細目によりまして日野にこういう仕事を委託しますよという内容をちょっと申し上げてみたいと思います。

水道施設その他水道事業に必要な資産の維持管理及び運営に関する事務。これが一番目でございます。それから２番目といたしまして、小規模な水道施設の建設改良工事に関すること。その次に、給水装置に関すること。その次に、水道料金、手数料等の徴収に関する事務。その他水道の管理に関し住民に直接関係のある事務ということでございまして、これについては、一般質問の中でこのような質問があったということは、都の方にお伝えをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　さて、この問題については後で市長にも基本的な考えをお伺いしておきたいと思いますが、質問を続けてまいりたいと思います。

赤水の問題でございますけれども、これまで議会で論議されたことを、私は市内の各地においてこういう問題が発生しているという実態を把握してまいりました。水道部にもかなりいろんな地域から苦情やら相談やらが来ているようでもございます。初めに申し上げましたように、水道水は飲料水として使うものは基本的にあるわけでありますから、安心して飲める ― こういう水でなければならないことは言うまでもありません。

たとえば水道法でもはっきりと水の水質についても規定を行っているのでありますが、たと

えば外観はほとんど無色透明であること。このように水道法の第４条には規定されているわけであります。ところが、水道栓をひねりますと出てくる水が赤い色をしている。洗たくすると白いものが色がついて着れなくなる。こういう水道水であっては困るわけであります。コップ１ぱいの飲料水を水道水からとろうとするときに、相当長時間蛇口をひねって水を出さなければ飲めない。こういうことでもまた困るわけであります。現に私も目撃いたしました水道水は、相当赤くなっているものでございまして、飲料水として利用する場合、子供、女性、だれしもがちゅうちょするのではないかと思うわけであります。これまで議会で論議された際にも、この原因は一体どういうことかいろいろと質疑あったわけでありますが、これといった明快なる答弁もなかったようでございますし、しかし、その後水道部の方でも努力を行って、検査や調査を行ってきたのではないかと思うわけであります。

そこで部長にお伺いしたいわけでありますが、現在のそうした発生状況、相談の頻度、それから、いわゆる赤水と言われるその原因、飲料水として適するのかどうか等について質問を行いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　水道部長。

○水道部長（永原照雄君）　　御答弁申し上げます。

給水栓における、いわゆる赤水の件でございますけれども、この原因は、主といたしまして布設管の鉄管等の中にさびが生じると ― この増加。それと、給水区域内の水使用量の増加に伴う流れが早くなる。それとか、流れの方向が逆方向に引っ張られるというようなことに起因しているというぐあいに私どもは判定いたしております。といいますのも、赤水が出ますと、それを持って多摩水道対策本部の方に水質を見てもらっております。そうすると、やはり水道法第２０条及び施行規則の第１４条水道の水質の基準に関する省令等に照らしまして、水質そのものは一応基準をクリアいたしておりますけれども、住民の御使用を願っております方々に対しまして、御不便と不快感を与えるという点において、これはやはり対策を練っていかなけりゃならん。原因は大体そういうことでございます。

なおつけ加えますならば、私ども水道部といたしましても、管が腐っていくということは非常にその管の耐用年数等にも影響を及ぼすので、非常に重要な問題であろうというぐあいに考えております。

苦情でございますが、ないときは１週間、１カ月全くございません。じゃあ、どういうとき

多いかという点になりますと、３日も４日も雨が降り続きまして、急に天気になった日。これ等になりますと、やはり１週間に１件、あるいは１０日に２件というような状況でございます。それから、じゃあ日野市ではどの方面に多いのかと。これは、どうしても高幡方面に多く、旧七生村方面に多く出てまいります。

ここで、非常に私も興味はあるといいますか、非常に不思議に思っておりますのは、東京都で水を直接輸送しているところがあります。ここでは出ません。赤水がほとんど出ておりません。そういうことでございます。

○議長（高橋通夫君）　　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　　旧七生地域を中心とする ― あるいは高幡地域を中心として発生しているということでございますが、私が聞いた範囲では百草の地域、あるいは三沢、さらには栄町、新町、こういう地域にも発生しております。たとえばこういう問題が出たと、赤い水が出たという苦情が行った場合、どういうふうに市の水道部が対応したかということについては、私は事情を伺っているわけでありますが、十分市民が納得するような、また、安心するような対応がなされなかった場合もあるようでございます。現在、かなり努力を行って、素早い対応態勢などもとりつつあるようでございますが、昨年からことしにかけまして、電話で、仕方がないんだ。あるいは、市内のあちこちで発生しているために手が回らないんだというようなことで済ました例もあるやに聞いております。

水質の検査を行うというなどが現在行われているようでありますから、そういう市民の安心するような対応。それを私たちは望むわけでありますから、今後の対策を立てる上でも、当面するそうした問題に対する対応も、もっと丁寧に市民が安心してその水を飲めるような、利用できるような、そういうこともあわせて対応していくことが大切ではないかと思うわけであります。

そこで、水道部長もう１点お伺いしたいわけでありますけれども、先ほど赤水の出る原因を三つほど挙げられました。それは、さびによる赤い水が出る。流れが逆方向になった場合出てくる。さらには、逆方向に流れる ― 大体同じようなことじゃないかと思いますけれども、そういうことを理由として挙げたわけでありますけれども、どちらにしても水道管がさびて、そのさびが出てくるということには、どうも間違いないようでございます。古い水道管を取りかえる。これは、ごくあたりまえなことであります。古くなったものを新しいものに取りかえて、

そして、清潔な安心して飲める水が供給できるようにしていかなければならないわけでありますが、こういう市内の実態を見るならば ― 先ほど部長が、日野市と東京都が業務協約を行った、その中にも水道業務の推進ということがあるわけであります。さらには、この基本協定の第９条にも、地域の健全な発展と水道サービスの向上を図る、そのためにこの業務を契約する、締結する。こういうことも述べているわけであります。しかも、一方では東京都の水道事業は大幅な黒字を生み出しているということがあるわけでありますから、もっと日野市内の水導管の抜本的な古いところの布設替え等を初めとした抜本的な対策を示して、東京都と一体となった事業の推進を図っていくということが重要ではないかと思うわけであります。いま部長の説明では、今後の対応策どういうふうにして対応を行い、安心した水が飲めるようにするか、この点を最後に部長にお伺いしておきたいと思うわけであります。

○議長（高橋通夫君）　水道部長。

○水道部長（永原照雄君）　御答弁申し上げます。

今後の対策をどうするかという問題でございます。私どもといたしましては、５月の初めから、どうも七生が例年赤水が出る。これに対して何とか手を打たなきゃならんということで、検討に検討を重ねてまいりました。まず、どういう検討をしたかといいますと、鉄管の中を洗おうじゃないかということでございます。そのためには非常に問題が多いわけでございます。単に洗うということだけではございませんで、洗うということは、赤水をわざわざ発生させるわけでございますから、昼間にはできません。真夜中にやっていきます。この件をどのようにＰＲするか、住民の皆さんに「きょう管を洗いますので赤水の出る可能性があります」というＰＲをどうするか。またそれと、受水槽をお持ちのところ、これ等につきましては、ほうっておきますと自然に受水槽の中に赤水が入ってしまいますので、この栓 ― 取水栓といいますけれども、全部栓を締めようと。どことどこにそういうものがあるかという点。それと、浄水場との打ち合わせ。浄水場に無断にやりますと減圧 ― 急に圧力が下がりますと非常に問題になりますので、こういう打ち合わせを行いまして、まず行いましたのが三沢、落川、百草地区を対象にいたしまして５月の２９日火曜日、それから、５月３０日の木曜日、夜間の１１時から朝の６時まで、職員が７名交代で徹夜をいたしまして管の中を洗浄いたしました。引き続きまして、いまお話の出ております ― ５月２９、３０。これを三沢、落川、百草地区に実施いたしております。それから、６月５日と６月６日、高幡台団地を行っております。それから、新

井、下田地区これを、きのうときょうで、この次にいまお話の出ております新町、栄町、これ等を管の中を洗浄していきたい。

この洗浄でなおかつだめな場合の対策といたしましては、まず管をワッシング ― ブラッシングしてみたいと思っております。管の中を光るくらいに磨いてしまいます。こういう工法がいまございます。これは、管径を変更しようとか、布設替えのところはそれで済ましていきたい。まだこの管は使えるんだというところにおきましては内面塗装 ― 内面を水と鉄が直接接しないように内面塗装をしていきます。この作業を、もちろんこれは都の了解を得ながら強力に都とも折衝いたしまして、そういう更生工事を行いたい。それでもなおだめな場合ということは、ブラッシングも内面塗装もできないような経年管の場合。これは、いま議員さんもおっしゃいましたように、当然布設替えという対策をとらざるを得ない。その例といたしまして、多摩平は９３％くらいが非常に悪い ― 悪いという表現は悪いんでございますが、経年管でございましたのを現在は７０％以下に落ちております。すべてダクタイル、鋳鉄管に切りかえを行っております。そういうことで対処していきたいというぐあいに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　ちょっと確認しておきたいんですが、ブラッシングすると、内面塗装する。こういうことをやった場合、どのくらいの耐用年数があると、こういうふうに見ておるんですか。

○議長（高橋通夫君）　水道部長。

○水道部長（永原照雄君）　御答弁申し上げます。

これは非常にむずかしい問題でございます。原水を上水にして持っていくわけでございますけれども、この中の水質によっても相当耐用年数は変わってまいります。都なんかでは、一番古い管は８０年以上使っているということを言っております。ですから、ブラッシングとか内面塗装すれば１０年や２０年は耐え得るというぐあいに考えております。

○議長（高橋通夫君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　担当部門で早急に対策を進めていただきたいと思うわけであります。

最後に市長にお伺いしておきたいんですが、赤水の発生は、昨年からことしにかけて急に発

生したものでもありません。かなり以前から地域によっては発生しておりました。多摩平住宅内、あるいは公社平山住宅。こういうところの原因などは容易に突きとめることができるわけでありますから、布設替え等の工事を行って、赤水対策を解消させるということはできるでありましょう。しかし、古くからの地域や、原因がなかなかつかみにくいという場合もあるはずであります。もっとこうした市民生活の基本にかかわる水の対策は継続して、しかも抜本的に対策を立てる。あるいは対応する。こういうことが日常的に必要ではないかと思うわけであります。それを進める上で十分な人数、あるいは機材等の配置による態勢が整っていなければならないわけであります。しかし、今日の行革推進方行の強い自民党政府の圧力のもとで、十分な人員も確保されないというのが各分野の実態ではないかと思うわけであります。しかしながら、そうした中でも市民の安全、あるいは安心して飲める水の供給。このことを進めていかなければならないわけであります。料金の問題にしても、不当な黒字を積み重ねるような料金体系を改める。こういうことも同時に行っていかなければならないと思うわけであります。（「赤字がいいのか」と呼ぶ者あり）市長は、これまでの質問、部長の答弁踏まえまして、現在考えておられることについて、ひとつ御答弁いただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　専門的とは言えないかもしれませんが、日野の市民生活を守り、あるいは市の受託をしておる水道行政を前向きに行う立場から、感想ということになるかもしれませんが、これからの取り組み姿勢を考えていきたいと思います。東京都の水道行政に市水道を一元化いたしましたのが、先ほど４９年と申しておりました ― 私が市長に就任して１年後くらいな時期だったと思っております。その当時の判断といたしましては、日野市の人口増に合わせて水道の需要に今後不足を生ずるということ。すでに当時１日5,０００トン程度都水を受け入れておったと、こういう事情がありました。つまり将来に安定供給を確保するために、やはり広域水道行政に依存をしていこうと、こういうことであります。それから、もう一つは、当時の料金体系の事情もあったかと思いますが、一時的にせよ、日野市の水道料金の方が都水道にあわせて高い。こういう事情もありまして、市民の水道料金を下げることができると、こういう二つの事情がありました。議会でもわりあい理解をされて、スムーズに移管ができたと思っております。つまり市の持っております水道に関する行政財産、これらをそっくり都に移譲をし、あわせて職員までということが一つの隘路になっておりましたが、それは一

〔１１番議員登壇〕

○１１番（一ノ瀬　隆君）　まず１通の手紙を朗読をさせていただきます。

東京町田市長大下勝正先生、１６歳を迎える町田朝鮮人少年少女のお願い。

私たちは、日ごろから三多摩朝鮮第二幼小中級学校に対し、プール建設、外壁修理など温かい御支援を寄せてくださる町田市及び市長さんに心から感謝いたします。私たちは、市長さんに直接お会いできたこの席で、指紋をなくして１６歳のお願いを申し上げたいと思います。

私たちは１６歳になり、何日か後には中学校を卒業し、希望にあふれ高校へ進学します。ただ一つ、私たちの心を痛めるものがあります。それは、外国人登録証に指紋を押さなければならないからです。市役所に来て、みんなの見ている中で左手人さし指に黒々と墨をつけられ、指紋を押さなければなりません。そのことを１６歳になるすべての私たち朝鮮の少年少女が同じ憤りを感じています。人間は、たとえどこに住んでいようとも、すべて平等でなければならないはずです。平等で平和で幸福でなければならないはずです。平等で平和で幸福であるべき人間に、指紋をとられる人と、とられない人がいるということは間違っていると思います。それは差別です。私たちは差別というものを憎みます。どうかやめてください。

それから、もう一つお願いがあります。１６歳になると、私たちはいつでも、どんなときでも外国人登録証というものを持たなければなりません。これに違反すると処罰されます。この制度をぜひなくしてください。学校の近くをマラソンするときでも、父母と買い物に行くときでも、いつでも必ず外国人登録証を持たされるのは本当に苦痛です。考えると、とても嫌な気持ちになります。私たちは、指紋は悪いことをした人からとるということを知っています。辞書にはこう書いてあります。「指先の内側にある多くの線からできている模様。人によって異なり、しかも一生変わらないので犯人捜査などの個人識別に利用される」一体私たちが１６歳になるまでどんな悪いことをしてきたというのでしょうか。私たちは学校の先生やら両親から、よその人や社会に迷惑をかけたり、悪いことをしてはいけないということをいつも教えられています。なのに、なぜ犯罪人と同じ扱いを受けなければならないのでしょうか。本当にくやしくてなりません。しかも、指紋は１回だけとられるのではありません。５年に１度という決まりがあって、一生ついて回るのです。私たちは本当にくやしい憤りを感じています。どうか差別はやめてください。そして、指紋をとることをやめてください。

それから、もう一つお願いがあります。１６歳になると、私たちはいつでも外国人登録証を家に置き忘れたりすると、派出所に連れていったり、また、私たちの、お兄さんやお姉さん、お父さんやお母さんを、すぐ近くに家族がいるのに連絡もさせずに取り調べたり、手錠をかけたり、写真を撮ったり、指紋をとったりするのでしょうか。こんなひどいことは絶対やめてください。いまから６１年前、関東一円に大地震が起きたとき、朝鮮人が井戸に毒を投げ込んだというううそやデマで、何の罪もない私たちのアボジやオモニが、朝鮮人ということだけで7,０００人近くも殺されたということを学校で習いました。指紋のことを考えると、なぜかそのことが思い浮かびます。人を殺すのがいけないと同じように、指紋をとったりすることもいけないことだと思います。日本は、朝鮮の最も近い古くから仲のよい国です。私たちは日本の友だちと仲よくしていきたいと願っています。そのためにも間違ったことはやめてほしいと思います。

どうか指紋をなくしてください。１６歳を迎える私たちの願いをぜひかなえてください。また、私たちの父母は、外国人登録法の抜本的改正を求める署名運動をしています。御協力をお願いします。

１９８５年３月１６日　１６歳を迎える町田朝鮮人少年少女を代表して、洪　潤　玉

これが、町田の大下市長にあてられた、町田市で育った１６歳の在日朝鮮人少女の手紙であります。私は、大下市長にお願いして、この手紙のコピーを昨日速達で送っていただきました。この少女の訴えを読んで大下市長は胸がじーんと熱くなったということです。そして、外国人の人権が侵害されている実態を改めて教えられ、指紋押捺制度は絶対に廃止すべきだと決意したのでした。この決意が６月７日夕刊各紙の一面に報じられた「指紋押捺法務省通達に町田市は従わず」のニュースとなったのです。テレビ各社も一斉に報じていたようです。

いま、外国人登録法による指紋押捺制度が大きな社会政治問題になっています。私の購読している「朝日新聞」も「読売新聞」も、そして「社会新報」にも連日指紋押捺に関する記事が載せられています。（「「産経新聞」にも書いてある」と呼ぶ者あり）「朝日新聞」には６月６日から「指紋押捺」と題して連載記事も続けられています。地方自治体 ― 特に市がこのように直接関係している政治問題で、こんなにマスコミに取り上げられた例は余りないのではないかと感じているところです。

わが国に１年以上在留する１６歳以上の外国人は、新規の外国人登録の際と、５年ごとの更

元化の上、そのままで水道行政また受託すると、こういう形でそのことの問題をしのいでいったと、こういうことがあります。

その後、異状なくといいましょうか、わりあい安定供給の中でそう問題もなく水道の供給は維持できているわけでありますが、これは、東京都の努力ももちろんありますし、それから、広域に依存をする各市の共通の問題が ― 当時１３市くらいだったと思っておりますけれども、基本協定を結びまして、それが確実に守られていると。こういうことも言えるというふうに思っております。それで、その後確かに人口の急増にあわせまして、都水道は公営企業会計として、都民の水の需要に不足を来さないという一面と、そのための貯水池、あるいは水源の涵養、これらが積極的に進められ、他県にまで水源を求めて、まだ取り組みが進められておると。こういうことだと思っております。

いま料金のことで、一つには黒字会計であると。したがって、水道料金を低減させる要件があるではないかと。こういう指摘だと思っておりますが、これは確かめてみないと、私どもまだ知る範囲では果たしてそれだけの将来見通しての条件が整えられてあるかどうか。これか明らかにしないといけないだろうと、こう思っております。もちろん市民に供給される水が、なるべく廉価であるということは市政としても望ましいことでありますから、今後もそういう分野にも十分意を向けて、言うべきことは主張していくということでなければならないと、このように思います。

それから、赤水対策のことでありますが、確かに水道を使用している限り赤水の問題、あるいは水温の問題、あるいは圧力の ― 水圧の公平といいましょうか。水圧の強い弱いの問題いろいろ確かに問題はあると言えると思います。ただ、日野市内だけの問題でもありませんし、確かに赤水は地域地域のわりあい極限をされた現象かもしれませんけれでも、これは、至るところにあるに違いないと、このように思います。もちろん専門技術的な立場からも、都水道の管理者は努力をされているに違いないとは思いますが、かつての日野市の水道管布設が、日野市自身が多摩平から始まって開始したことから考えますと、当時の材質がよくないとか、あるいは施行が老朽化したとか、そのようなことはあり得ることだと思いますので、それの布設替えは、これは積極的にやってもらわなければならないと。また、そういうことによって防げることであれば、これは、あるいは簡単なことのはずでありますから ― つまり黒字であれば財源の供給はもっともいいと思いますので、そういうお願いは積極的にしてまいりたいと思って

おります。

いまの受託水道が、もちろん料金体制にまで口を差し挟むということではあり得ないかもしれませんけれども、これはやはり日野市の職員として、日野市民に供給をする水道行政の分野を担当しておるわけでありますから、正当な判断はもちろん持っていいわけであります。そのあたりの勉強も担当部に十分いたさせたいと、こう思っております。

日野市の都水道とのかかわりの中で、いま一番私どもの積極的に取り組みたいと思っておりますのは、専用水道地域が日野市には相当あるわけであります。約 6,000、あるいは 7,000、それらの世帯を対象にする地域。ここに専用水道を公共水道化すると。こういう事業が必要でありますので、順序を詰めながら都水道当局にも理解をいただいて順次やっていきたいと。この仕事にいま具体的に取り組んでおる面もございます。

要するに安定供給を得て、そうして、低廉な水を市民生活に供給するということが、また私どもの市民の生活を守る立場、あるいは水道行政にかかわる立場でありますので、具体的な条項をとらえつつ今後も努力をしてまいりたい。このようにお話を伺っておるところでございます。何か落ちていることがあるかもしれませんが、お答えにいたします。

○議長（高橋通夫君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　ぜひ市長初め担当部課におきましては、努力を重ねていっていただきたいと思うわけであります。赤水の問題、取り組めば改修できる問題でございます。多摩平の例にありますように、古い管を取りかえる。こういうことも行っていけば赤水の問題は解決していくわけでありますから、それは、広範囲に広がっているということであるならば、それはそれでまた対策を立て、年次的な計画を立て、調査あるいは洗浄、そして、塗装、あるいは布設替え等、状況に応じて対策を進めていっていただきたいと思うわけであります。

これをもちまして、都水道の料金を引き下げて、赤水対策を急げという趣旨の質問を行ってまいりました。

これで終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって２の１、水道料金の引き下げを要求し、水道管の検査と赤水対策を急げに関する質問を終わります。

次に一般質問３の１、市民の人権を守るため指紋押捺問題をたたかえについての通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

新時に左手人さし指に指紋を押捺しなければならない。外国人登録法にこう定められています。この指紋押捺は、同じ人であるということを確認するために絶対必要であるというのが政府の見解ですが、外国人の間では「人権侵害だ。外国人を犯罪人と同じように見ている」などと反発が強いのであります。

町田市の１６歳の少女の話を聞いて、私も改めて「指紋」という言葉を辞書で引いてみました。すぐ手元にあった三省堂の国語辞典によりますと、こう書いてありました。「手の指先の内側にある多くの線から成る紋様。人によって異なり、しかも一生変わらないので犯人の識別に用いられる」広辞苑には指紋法の説明が加わっていて「指紋の特性による個人の異同 ― 異っているか同じであるかの異同 ― の識別法。主として犯罪人識別に応用する。すなわち犯罪人の指紋を検証して捜査・発見、前科の発見、犯人の確定などを行う」こんなふうに記されていました。このように一般に認識されている指紋の押捺。それも、犯人識別と全く同じように、指を１８０度回転させて幅広くとられるというものに、抵抗のないはずはないと思います。それも、皆がやる ― 全市民がやるというならとにかく、一部の人だけがやらせられるというものです。日野市民の指紋押捺の担当の１階の市民課に聞きましたら、この作業はカウンターの窓口ではやらないで、中に入ってやるのだそうです。担当自体が窓口でやってもらうには忍びないものだと考えているからでしょう。恐らく市民課の担当職員も、こんなことは早くやめてほしいと思っているに違いないと考えます。

日野市議会に、この指紋押捺制度の廃止を中心とした外国人登録法の改正を求める請願が出され、１９８３年１０月８日全会一致で採択され、それに沿った意見書が政府に提出されています。同じころ、森田市長も外国人登録法の改正を政府に要望したと聞いています。

ことしの夏だけで、在日外国人約２１万人の登録証一斉切り替えがあり、多数指紋押捺の拒否者が予想されていますが、この事態を前にして、ことしになって指紋押捺問題に新たな状況がもたらされました。２月２３日、伊藤三郎川崎市長は、指紋拒否者に対する告発義務を行わないと発言したのです。外国人登録法は指紋押捺拒否が犯罪であることを定めており、この事実が生じたときには市長が告発をするということになっているのです。これを伊藤市長は、在日外国人の人権を守る立場から告発せずと決断したのでした。大下町田市長も、川崎に引き続き告発せずと公表し、わが森田市長も、ことしの３月の一般会計予算特別委員会の中で、わが党の名古屋委員の質問に答えて、告発せずを明言したのであります。

この指紋押捺に対する在日韓国人などの反対運動の盛り上がりに加え、川崎、町田、日野市のように告発拒否を表明する地方自治体があらわれ、政府は対応に苦慮したようであります。そこで、５月１４日、政府は外国人登録法の指紋に関する政令の一部を改正、法務省が通達をいたしてきたのであります。政令は、指紋の方法を改めるというだけで、指紋を押捺するということには変わりがないのであります。１８０度回転式が平面式になり、黒インクが無色の薬品になるので、心理的抵抗感が少ないというのであります。押捺の方法を変えるということでごまかして、法務省通達はまさに改悪であり、指紋押捺拒否者に対する制裁であります。

この通告は、具体的には 1. 市長は指紋押捺拒否者に対してまず説得。 2. 説得に応じない場合、外国人登録証を交付せず、１カ月以内に再度出頭するように求めて説得を続ける。3. こうした説得方法を３回繰り返しても応じない場合、同一市町村に居住する保証人２人から同一人物だという確認を得た上で「指紋不押捺と朱書き」 ― 赤で書いた、朱書きした登録証を交付する。 4. 同一人性が確認されない場合、職権により調査するとの段取りで対応することを求めています。そして、説得に応じないため指紋不押捺のまま登録証明書を交付したときは、その時点で直ちに告発するとなっています。

この通達での大きな改悪、すなわち制裁は、押捺拒否者に登録済み証明を出さないということです。この通達を伝えた５月１４日の夕刊は、「朝日」も「読売」もトップ記事で、大見出しはともに「登録済み証出さず」であります。外国人登録証は小さな手帳になっているのに対して、この登録済み証明書は一片の紙です。ここにありますけれども、こういった一枚の紙でありますが、一般市民の戸籍謄本と住民票の写しを兼ねたものに相当する重要な書類なのです。商取り引きや結婚などの際欠かせず、年間約１００万枚が交付されているというものです。いままでは押捺拒否者でももらえたのが、交付されなくなるという大きな圧力がかかってきたのであります。

外国人の人権を無視して指紋押捺するような外国人登録事務は機関委任事務であり、国に返却することも考えると川崎市長は言っておりますが、登録済み証明書の交付事務は機関委任事務ではなく、自治体の固有事務に属するものであり、一般の住民票の交付などに相当するものであることから考えても当然のことでありますし、法務省も通達でそれを認めているところです。日野市の固有事務に属する登録済み証明書の交付事務は、日野市長の裁量権に基づいて判断すればよく、法務省からの交付制限は単なるお願いくらいのことで、何ら拘束を受けるもの

ではないのであります。

このほか、この５・１４通達は自治体での指紋照合を義務化していますが、これまで自治体に対して指紋照合義務に関しての法務省からの指示指導は全くなく、経験も知識もない自治体での短時間での指紋照合は不可能であります。自治体職員への問い合わせに対しての答えは、照合はすべて写真でやっており、指紋は全く見ていないというのがほとんどのようです。このように、法務省の5・14通達は、市としてとても受け入れられるものではないと私は思います。

５・１４通達を伝える５月１４日「朝日新聞」夕刊は、１面、２面、１１面と、これに関した記事を多く掲載され問題としています。見出しだけを列挙しますと、「指紋押捺拒否者に制裁、登録済み証明出さず」「説得期間（３カ月）後は告発」「簡単な平面式に押捺方法は７月から変更」「反発強める恐れ、自治体」「安倍外相、余地あれば改善も。対韓協議へ柔軟姿勢」「本人の確認法ほかになく必要、公安委員長強調」「韓国が強く反発、共同声明とはほど遠い」「取り締まりの筋は通すべきことを、後藤田長官閣議で発言。さらに混乱に拍車」「外国人からは猛反発、自治体も戸惑い本質を覆い隠す」こんなぐあいに多くの記事 ― これは見出しだけですけれども、こういうものが「朝日新聞」に載っておりました。これらの記事を読んで、韓国を気遣う安倍外務大臣は、明らかにこの通達に不満反対であることがわかりました。

去る６月７日、町田市議会の一般質問で、わが社会党の今村　直議員が指紋押捺の問題を取り上げ、この５・１４法務省通達をどう考えるかを大下市長にただしました。これについて、「朝日」も「読売」も、その日の夕刊の１面に取り上げました。翌朝の多摩版にも載っていました。「朝日」と「読売」では記事の内容に隔たりがあり、同じ「読売」でも夕刊の全国版と朝刊の多摩版とでは違っているのに気がつきました。「読売」の全国版が体制側にいいように書かれていることを発見いたしました。

冒頭御紹介いたしました１６歳の少女の手紙に感動し駆り立てられた大下市長は英断をふるった。さすが革新市長であります。５・１４指紋押捺法務省通達は、外国人の人権と地方自治を侵害するとして、この通達を事実上返上する方針を表明したのであります。大下市長は今村議員の質問に答え、市としては押捺を拒否した場合でも、外国人登録証を朱書きをせずに交付する。登録済み証明書は在日外国人の死活にかかわる書類であり、交付しないわけにはいかないと述べ、法務省の通達には全面的に応じない姿勢を明らかにしました。さらに、大下市長は記者会見で、３月の拒否者を告発せずから一歩踏み出し、関係機関の拒否に対する任意捜査や

照会の依頼には、外国人の人権とプライバシーを守るため絶対に応じないと強調しました。そして、今後は国に対して外国人登録法の改正を引き続き要求していくと述べています。日野市も町田市に続いて、５・１４通達返上を森田市長によってぜひ表明していただきたいと考えます。森田市長は、告発しないことはすでに表明されていますが、これだけでは弱く、ましてや５・１４通達以後は問題の解決にはなっていません。

告発しないことを最初に宣言した川崎市ですが、これを手離しで礼賛できなかったのです。５月８日朝、川崎臨港警察署は、市内在住の指紋押捺拒否者、李相鎬さんの逮捕に踏み切ったのです。川崎市は、市長の宣言と同時に李相鎬さんの捜査関係書類を警察に提出しています。これは、任意捜査に応じたということだと思いますが、これでは結果として、市が住民の人権擁護義務をみずから放棄して、拒否者の人権を警察当局に渡してしまったと受け取られても仕方がないというのです。押捺拒否者を告発しないだけでなく、人権、プライバシーを守り、警察による拒否者の捜査照会に一切応じないことが必要であり、登録済み証明書を発行し、あらゆる機会に外国人登録法改正を要求していく必要があると考えます。

具体的な質問はもう少し後にして、さらに続けます。この指紋押捺問題を報じる新聞や雑誌には「外国人の人権を守る」という表現が多く、私が件名につけた「市民」という文字は出てきません。しかし、私は日野市に住む外国人はすべて日野市民であると考え、これを協調し、市に対する質問ですので、あえて「市民の人権」といたしました。地方自治法第１０条により外国人も住民であり、日野市の住民は日野市民であることは間違いないと考えます。参政権はありませんが、市に税金も納めていますし、りっぱな日野市民であります。日本人ではありませんから日本国の国会議員選挙は別としても、日野市民として日野市の公職選挙、東京都民として東京都の公職選挙には選挙権が与えられてもいいのではないかと私は考えています。（「全然おかしいよ、それは」「ナンセンスだよ」「続けろ続けろ」と呼ぶ者あり、その他発言するものあり）

今定例会の行政報告によると、日野市の登録外国人数４７４人となっています。市民全体の約0.3％に当たりますが、人数が少ないからいいということであってはならず、これらの市民の人権を守るため、生活を守るため努力しなければならないと思います。日野市民というだけでなく、外国人といえどもそれぞれ地方自治体の住民であるのですから、市の職員として、これらの方々を採用してもいいし、市内の学校の教師としても活動してもらっていいのではないかと考えます。残念ながら文部省の指導が強まる中で、外国籍の教員免許取得者を排除するところがふえていますが、昨年夏の採用試験では１５都府県がその門戸を外国人にも開放しています。

最近の指紋押捺問題で市民である外国人がクローズアップされていますが、果たして自治体は、日野市は、常日ごろ市民である外国人への対応が十分なされているでしょうか。市民における内外人平等の実現のために若干触れておきたいと考えます。

一般には「便利帳」と言っていると思いますが、日野市では「８５年市民読本」というのがつくられ、自治会を通じて市民に配布されています。これです。（資料提示）この中に外国人市民のための事項が — いや、文章がどれだけあるかを調べてみました。窓口ガイドの中に、住民登録のページに「外国人登録関係及び外国人の印鑑登録証明は本庁市民課になります」というのと、「外国人登録済み証明の手数料１枚１００円」というのがありました。ほかに印鑑登録のページに２カ所の記載があっただけで、それ以上は見当たりませんでした。恐らく窓口ガイド、生活ガイドなど、外国人のことを本当に考えるなら掲載の必要があるのではないでしょうか。

たとえば教育のページなど、その配慮が必要だと思うのですが、どうでしょうか。港区や太田区、板橋区、台東区、北区の便利帳には、外国籍の人の区立小中学校への就学手続について説明があります。また、江東区、隅田区の便利帳には外国人学校へ通学する者への補助制度の説明がありました。外国籍を持つ日野市民の就学はどうなっているのでしょうか。

最後にあと一言。私の知人が朝鮮人の方と結婚しました。先祖代々何百年もこの日野市に住んでいる跡取り息子が朝鮮人のお嫁さんをもらったのです。私は、本当に心から祝福したのでした。近代都市日野市とはいえ、一面では古い面もあります。私のように心から祝福した人だけではなかったようです。彼にとっても、彼女にとっても辛いこともあると思います。その上に指紋押捺とは何だ。登録証を常時携帯とは何だと私は真心から叫びたいのであります。以上申し上げて質問に入ります。

まず担当部長からお答えいただくことになると考えられるものを質問いたします。

質問１、日野市民である外国人４７４人のうち、指紋押捺を行っている市民は何人か。また、今年度５年目の切りかえによって指紋押捺を要求される人は何人か。そして、いままで指紋押捺が拒否された事実はあったか。

質問２、外国人である市民が同一人であることを確かめるのに、日野市では指紋によってなされているか。それとも写真でなされているのか。

質問３、「市民読本」広報での連絡など、外国人である市民への配慮を、さらに前進させる考えはないか。

質問４、就学通知など外国人である市民への配慮はいかになされているか。今後さらに前進させることはないのか。

そして、質問５、問題の５・１４法務省通達について都を通じて受け取った担当部署として、理解した範囲で改めて簡単に御説明願いたいと思います。

以上に対する回答を踏まえて、次に市長にお答えいただく質問であります。５・１４法務省通達を踏まえた上での回答をお願いいたします。

質問６、指紋押捺の拒否者に対する告発は行わない考えは続けてお持ちでしようか。

質問７、指紋押捺の拒否者を告発せず、さらに、警察など関係機関の協力要請にも応じない考えをお持ちでしょうか。

質問８、指紋押捺の拒否者に対しても、登録済み証明書を発行する考えをお持ちでしょうか。

質問９、外国人である日野市民の人権を守り、生活を守るために、以上の３点を含め法務省の通達には従えない決意をお持ちでしょうか。５・１４法務省通達に対する見解をお聞かせいただきたいと思います。

質問１０、指紋押捺を初め、多くの欠陥を持つ外国人登録法の改正に向けての決意を伺わせてください。

さらに質問１１として、市長は、日野市に住む外国人を日野の市民とお考えですか。これらの方々の生活と権利を守るための包負をお聞かせいただければ幸いです。もう１件の質問を通告しておりますが、それは後回しにして、以上の質問にお答えいただきたいと考えます。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（佐藤智春君）　　お答えを申し上げます。

ただいま御質問ございました何点かにつきまして、まず御説明申し上げたいと思います。

まず１点目の外国人の数でございますけれども、先ほどお話がございましたように、５月１日現在全員で４７４名でございます。さらに、本年度の切りかえの予定者数と申しますと、こ

のうち１７７名が切りかえの予定者ということでございます。それから、御質問の大量切りかえ期間の対象者数と申しますのは１３７名ということに相なります。以上が第１点の質問のお答えでございます。

さらに、第２点目の、同一人の確認についてはどうかという御質問でございますけれども、現在市で行っております確認の方法でございますけれども、第１段階といたしましては、本人作成の登録事項を確認申請と登録原票とをまず照合いたしまして、記載事項を確認ということで、本人と同一性の確認をまずさしていただくということでございます。

それから、第２段階といたしまして、写真と実際の人物との比較ということになるわけでございますけれども、同一人であるかという確認につきましては、登録原票に張られている以前の写真とも照合比較すること。要するに、いまで申しますと５年前でございますね。この辺の写真とも確認をするということでございます。

それから、第３段階といたしまして、登録原票に押されている指紋と、今回押捺をしていただいた指紋とを比較して確認をするということでございますけれども、これは、現実的には形式的なものになるということは私は否めない事実であろうと、このように考えております。と申しますのは、同一人性の確認ということでございますけれども、指紋の確認の場合につきましては、職員が常に専門的な研修を指紋につきまして受けておるという実情もないわけでございますので、非常に確認は正直言って大変な困難な作業であろうと、このように考えております。要するに、窓口といたしましては、実際の現場では写真照合、あるいはその他のケースもございますけれども ― 写真の照合、それらのものを考えまして本人であるという確認をしているということが実情でございます。それが２点目の回答でございます。

それから、３点目、４点目、いわゆる「市民読本」あるいは市民への外国人としての考え方というのは、担当がちょっと私どもとずれますので担当の方から説明をさしていただきたいと、かように思っております。

それから、５問目の御質問でございます、５月１４日付法務省の入国管理局長から参っております通達の内容でございます。都道府県知事を通じて ― １４日付でございますけれども、私どもの方へ通達は参っております。この内容につきましては、先ほど議員さんから御質問の中で概要の説明がございましたとおりでございます。

まず１点目につきましては、主な内容申し上げますと、指紋の押捺の方法につきましてとい

うことでございます。これは、従来の黒インクによる回転指紋方式を無色の薬液を指につけて、平面指紋方式に改めるという内容でございます。これは、７月１日から実施したいという予定でございます。

さらに、いろいろございますけれども、大きな問題といたしましては、指紋の押捺を不押捺の意向の表明者に対する措置といたしまして、まず説得に努めるんだということでございます。この説得に努めまして、これを拒否されたという方には、１カ月以内にさらにまた説得をするということでございます。この場合には、予定期間指定書という書類を発行いたしまして、１カ月ごとに説得を続けると。これを３カ月続けて説明をしていくという内容のものでございます。

そこで、３カ月、いわゆる３回目の期日に押捺をしない場合には、写真等の内容で同一人と確認できたときには、指紋不押捺という赤字で記入した登録証明書を交付するということでございます。この際の交付の方法は、先ほど議員から話がありましたように、その確認については市内の居住者２名の証明人が必要だと、このような内容もうたってございます。

それから、先ほども話がございましたように、指紋押捺拒否者の告発についてということでございますけれども、これにつきましては、３カ月の説得期間は告発をしないんだ。３カ月を過ぎて、経過をいたしまして指紋の不押捺をそのまま登録証明書を交付した場合のときは、その時点で告発をするという内容のものが主な骨子でございます。

申しおくれました。何人か拒否者がいたかという御質問を忘れました。現在日野市におきましては、現在まで拒否者はございません。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　第４点目の就学通知関係の御質問に対して御回答申し上げます。

日野市に籍のあります外国籍の児童生徒の取り扱い。これにつきましては、学齢児童全員に対して入学通知を学区域に応じて発送しておりまして、外国籍であるからということでの特別な取り扱いはしておりません。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

第３点目の「市民読本」広報の関係でございますけれども、この関係につきましては、市民と同じレベルで市の方は対応をしております。ただ、内容につきましては、いま少し各市の関係も調べさしていただきたいというふうに考えております。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　最近外国人登録法の自治体の窓口におきまして、特に指紋押捺の問題が注目をされております。私は、日野市の長という立場で、もちろん人権は尊重すべき立場にございます。それから、５月１４日付で法務省通達「外国人登録事務の適正な運用について」という文書が出されておりますが、この件につきましては、この１７日に東京都において通達の説明会が行われるということになっております。したがいまして、この説明会で正確にこのことの認識を持ち得た後の態度が望ましいわけでありますが、現在の考え方といたしまして、すでに安易な ― つまり指紋押紋を拒否する方にも安易な、何ていいますか、告発はしないというふうに答えておることには相違ありません。それから、その先のことにつきましては、いま質問にありました「告発はしないか」ということについては、告発はしない。

それから、協力に ― つまりこの通牒に示す意味に協力をするかということにつきましては、協力のできない内容ではないかと、こう思っております。

それから、登録がなされましたならば、指紋の押捺に拒否されても証明はやっぱり発行すべきであると、こう考えております。

それから、質問にありました人権の尊重ということは、外国人あるいは本国人を問わず最も鋭敏に行政として対応すべき課題であると、このように考えております。また、こういうことが現在の一応国に対します指導の一致できない面があるわけでありますが、このことが法改正のきっかけに役立つことを期待をいたしております。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　最も重要な答弁を最後に市長にしていただいたわけでありますけれども、１７日に都の説明があるので、それを聞いた上でなければはっきり言明できないというふうに受け取りました。ただ、基本的には人権を守るために、ほぼ町田の大下市長が答えたと同じように対処をするというふうに聞いたわけでありますけれども、確かに１７日に

事務の説明を受けなければ、細かいことはわからないわけでありますけれども、基本的なことはわかると思うのであります。その基本的な面における外国人である日野市民の人権と生活を守るために、５・１４通達は納得できないんだ。日野市長として、お返しするしかないというふうにとってよろしいかどうか、重ねてお答えを願いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お聞き取りのとおりで結構でありますが、そう荒立てて云々するよりも、信念に基づいて、また任務に基づいて行うという考え方でございます。他市の例もありますけれども、日野市は日野市の独自の見解で対応していきたい。なお、これで地方自治 ― 機関委任事務、あるいは個有事務にかかわる明確な判断が大切だと思っておりますし、地方自治の侵害に当たるような指導があるとすれば、機関委員事務のことについても触れて考えなければならないと、このように思っております。

○議長（高橋通夫君）　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　私が、同じ社会党の出身である大下市長ということもありまして、大下市長を余りにも強調した嫌いはあるかもしれませんけれども、私は、たまたま町田の今村市議会議員の質問が、私の質問よりもさきであったから町田が第１号になったんだということで受けとめて、偶然町田市長と森田市長との、指紋押捺に対する見解は同じであったというふうに理解したいと思います。差別と抑圧のシンボル指紋押捺、これと闘う森田市長に期待したいと思います。指紋押捺制度とも闘い、市民の人権を守ることこそ革新市政の真骨頂であります。みごと第４期目に入った革新市政は、５期目への継続を目指し、いままで以上の努力を期待いたします。市民との対話はもちろん、実質的な市政の担い手である市の職員と一体となってがんばっていただきたいと思います。

市長は、市職員に対する就任のあいさつで、日野市の発展を目指して情熱をもって取り組め、日野市職員である誇りと信念に立ってがんばれと言っています。もちろん私もそうしてほしいと思います。しかし、職員にそうしてもらうために、まず第１に必要なことは、職員の意見を、言い分を市長が十分聞くということだと思うし、その雰囲気を市長がつくらなければならないことだと思います。４期目に入って、さらに強くそれを望んでいるところです。

職員の最大公約数は職員組合だと思います。組合とも十分話し合い、いやしくも職員の労働条件に係る議案を、組合に相談なく提案するようなことがあってはならないと思います。私は、

市長以上に職員のやる気を期待し、日野市の発展を願っています。これらについて市長の決意をお聞かせいただきたいと思います。（「指紋がどっかへ行っちゃったぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そういう理解で今後もやってまいりたいと思っております。

○議長（高橋通夫君）　これをもって３の１、市民の人権を守るため指紋押捺問題をたたかえに関する質問を紙わります。

次に３の２、市民の健康を守るための施策をさらに充実せよについての通告質問者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　引き続きもう１件簡単に質問さしていただきます。

３月の今年度第１回の定例会に通告しておきながら、都合で取りやめてしまった質問であります。せっかく十分な準備をしていただいた担当部長に申しわけないと思いながら、今回スライドして通告させていただきました。

健康は人生最大の幸せであり、すべての幸せの土台であるとデカルトは述べているそうです。５月１９日、多摩平の社会教育センターで、日野市地域ケア研究所設立記念行事が行われました。その中で記念講演があり、東大医学部名誉教授で医学博士の田中恒男先生の話を聞く機会を得ました。冒頭「健康とは人間としての生き様を達成する手段だ」と言われました。むずかしいことは私にはわかりませんが、とにかく健康は人間にとって一番大切なことであることは間違いありません。

ここで、健康行政アラカルトとして１０項目を質問いたします。いずれについても前進が可能なものについて、いますぐにそれができるか。あるいは長期的なビジョンとして考えて進めなければならないのか。これを分けて考えていただき、お答えいただければ幸いであります。

まず１点目は、充実した健康センターの早期の完成を求めてと題しまして質問いたします。健康センター ― 保健センターとも呼ばれているようです。生活センターと複合で考えられているようですが、旧庁舎跡地に考えられているようですけれども、それについての今後の具体的な施策を教えていただきたい。年次計画、利用計画、施設規模、その内容を示していただきたいと思います。

２点目として、一般市民の健康診断の充実についての質問であります。１９８３年、１昨年の第３回定例会で、私は特に、たばこを吸う人のために肺ガンと口頭ガンの検診をやらないか

とただし、検討を約されました。これらの検診は、その後いかに検討され、実現する方向に行っているのでしょうか。現在、日野市で行っている検診は、胃ガン検診、子宮ガン検診、一般健康診査として循環器検診、結核検診などがあるようですけれども、さらにこれを広げて充実した健康診断を実施するようにお願いしたいところであります。市民のアンケートによる他の検診の希望は、乳ガン検診、肝臓病検診などがあるようでありますけれども、今後の健康診断についての施策はどうなっているのでしょうか。積極的に市民の要求を検討し、実施してほしいと思いますけれども、この点について質問いたします。

3番目として、市立総合病院の保健予防面での活用について取り上げました。１９８１年３月、日野市地域保健協議会の市民生活と健康づくりに関する答申によりますと、このことが書かれております。読み上げますと、日野市立総合病院という項目がありまして「日野市立病院は、日野市民のための病院であり、私的医療機関との機能的連携のもとに地域中核病院としての性格を持たなければならない。そのためには、南多摩医療圏における医療機能の配分の中で、収容を主体とした２次的医療と、一部特殊医療を分担し、あわせて救急機能、教育機能も整備しなければならない。さらに、市民に対する健康教育や公衆衛生活動を担当する地域医療部、（在宅診療チームなど）も必要となるであろう。市民の健康づくりに対しては、市民のヘルスチェックの部門で医師会と連携の上事業の開始が求められている」と記されております。現状ではスペースもなく、総合病院としての治療面だけでいっぱいであるようですが、これは将来ということになると思いますけれども、保健予防面で活躍するべきだと思いますけれども、いかに考えるかを御質問いたします。

4番目として、終生健康手帳の実現についてをお聞きいたします。聞くところによりますと、この終生健康手帳 ― 三鷹市や武蔵野市が三多摩では出しているようですけれども、市独自の健康手帳を交付しているようですけれども、日野市では発行しておりませんが、この発行をする予定があるかどうか。現在発行されていないのは、いかなる理由によるのかをお聞きしたいと思います。いま市民は幼いとき ― 小学校までは母子手帳、４０歳を過ぎると老人保健法による健康手帳が希望者には交付されますが、市民１人１人が終生生活できるような記録として、この健康手帳を実現してほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

5問目の質問として、市職員の専門職。これは保健婦とか歯科衛生士などでありますけれども、これの不足について触れておきたいと思います。市民の健康を守るためには、何よりも日

ごろの予防が必要であります。そのためには専門職が少な過ぎるということをよく聞きます。組合のビラにも「もっと専門職をふやす」というビラを見かけるところです。この専門職の数が他市に比較してどうか。今後ふやしていく考えはないかをお聞きしておきます。現状は、保健婦が２人で、あとはパート。歯科衛生士は１人だと聞いております。年々核家族化が進む中で、ベテランあるいは高度の知識を持った専門職が絶対に必要だと考えています。相談内容もかなり多面的で複雑な問い合わせも多いということを聞いていますし、現状ではその面非常に不足しているというふうに聞いております。これをぜひ充実してほしいと思います。保健婦など専門職がなかなか集まらないと聞きますけれども、積極的に広く募集してほしいと思いますけれどもいかがでしょうか。

6番目として、たばこの害から健康を守るための施策についてお聞きしておきます。８３年第３回定例会で、私は、たばこの好きな人からは憎まれながら、たばこの害から健康を守ろうという質問をしました。その後、ますます嫌煙権が主張され、禁煙が拡大しています。この状況の中で、これについての市の施策はいかに進められているかをお聞きしたいのです。たばこの害の広報でのＰＲ、市の施設での喫煙室の設置。特に市立病院でのガラス張りの喫煙室の新設を望むものですが、市の施設での喫煙室の設置、また、市役所内での禁煙状況 ― たとえば食堂などでありますけれども、これらについてお話し願いたいと思います。

7番目として、健康を増進するためのスポーツ施設の充実について触れておきたいと思います。地域保健協議会の市民生活と健康づくりに関する答申の中でも触れておりますけれども、これに関したところを読んでみます。「スポーツ・運動」の項があり、

市民は、個人同好会、団体でのスポーツ・運動を盛んに行っている。毎月の広報のスポーツ欄からもうかがえるところである。ハイキング、ジョギング、マラソン、テニス、野球、バレーボールなど多彩である。体力テスト関連させての健康の維持増進のための、市民の自主的なスポーツ・運動を促進することが必要であろう。市としての健康デーを定め、体育の日でもか、自主的な運動の契機をつくることができればよい。歩く会、健康体操の会などが考えられよう。

「施設」という項があり、

市民のスポーツ・運動に対して、市として体育館、野球グラウンド、テニスコート、プールなどの施設を提供し、あわせて小中学校の校庭、体育館を開放してきている。個々には民

間の会社、企業の運動施設の利用も見られるところである。しかしながら、市民にとって野球場、テニスコートなどの確保はきわめて困難であり、スポーツ施設の整備が強く望まれている。野球グラウンド、テニスコートの増設、総合グラウンドの設置などはもちろんのことであるが、ジョギングコース、サイクリングロードの設置など、個人が手軽に運動する施設として、このほか卓球、バトミントン、バレーボール、体操など屋内での運動ができる施設。また、屋内温水プールも必要であろう。これからのスポーツ施設は体力テスト、運動処方、栄養処方、健康管理などの機能もあわせ持ったものとして企画開発していく必要がある。

とあります。三多摩の中でスポーツ施設は少ないと思いますし、テニスコートなど非常に不足しているということをよく耳にします。現状の把握、今後の方針について改めて簡単にお答えいただきたいと思います。

8番目として、中間施設についての考え方をお聞きしておきたいと思います。1昨年の地域保健協議会の答申では、この中間施設についてこう書かれております。

在宅医療と病院医療の間に立って、長期慢性疾患者に対し看護や介護を主体とした病院の必要性が急速に高まってきた。難病や身障者に対する地域ケア事業か推進するに当たっても、さまざまな機能を持つ中間施設の要望がきわめて高いため、特に行政的な配慮が望まれている。

こう書かれております。私ども社会党は、地域での小規模な中間施設づくりを進めていく方針ですが、私たちが考えている中間施設を簡単に言いますと、

中間施設とは、病院、特別養護老人ホームなどによる施設ケアを在宅ケアの中間に位置づけられる。その目的は、1、危性期を過ぎて集中的な治療を必要としない患者に対してリハビリテーション、生活訓練、情報提供などを行い、家庭への復帰を容易にすること。2、在宅の患者が可能な限り家庭生活を維持できるよう、患者及びその家族に対して援助を与えること。

というように書かれております。市として、このような中間施設への取り組みをどう考えているかをお聞きしておきます。

9番目として、南部地域の医療施設についてはどうなったかの質問であります。1昨年の6月、日野市地域保健協議会の日野市南部地域の医療体制に関する答申が出ています。南平二丁目に医王病院が来ると聞いてから久しく、その実現が待たれたと思いますが、急遽医王病院が

来られなくなったと聞きます。その後、南部の医療体制をどう考えているのかをお答えいただきたいと思います。

10番目は、民間の保健医療への活動に対しての市からの助成についてであります。5月19日、日野市地域ケア研究所が設立され、活動に入っているようです。この研究所は、病気や障害、あるいは老齢化などのために、長期にケアを必要とする人々に対する地域的なケアの体制をどうつくるかを研究し、可能なことから実践していくことを目的としています。私も賛助会員になりました。日野の難病運動という金字塔を打ち立てた方々が、この運動をさらに一歩進めるこの研究所に、大きな期待がかけられていると思います。この価値ある仕事に対して、当然市からの助成、補助金が出されてしかるべきだと私は考えますが、どうでしょうか。お答えいただきたいと思います。あわせて保健医療に関する民間の活動についての市からの補助金の現状。現在幾らこれらの団体などに市から出されているかをお聞かせいただければ幸いであります。

以上、10項目挙げ質問いたしましたので、よろしくお願いいたします。

最後に、85年度・今年度予算の中での健康行政と、把握できるものは幾らになっているか。全体の中での比率は幾らか。他市との比較がわかったら出していただきたい。今年度が無理だとしたら、昨年度でも結構ですのでお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず1点目の、旧庁舎跡地の利用計画の問題でございます。現在市が考えておりますのは、健康と生活センターの複合施設ということで現在計画を進めております。予算でも出ておりますように、59年度基本計画ということで、先日も繰り越しの報告をさしていただいたわけでございます。今後の日程といたしましては、防衛庁の一応ヒアリングは済みました。61年度設計、工事2分の1、62年度工事残を行うと。それから、東京都の補助金も出るようないま努力をしているわけでございます。その辺の財源の見通しがつきますれば予定どおり進むわけでございます。規模といたしましては、いま計画中でございますのでまだ固まっておりません。4,000平方メートルを若干超えるのではないかというふうに考えております。内容につきましては、当初申し上げましたように、保健生活センターの併設ということでございます。

次が７番目のスポーツ施設の関係でございますけれども、現在市民からの要望につきましては、体育施設についての要望がかなり高いわけでございますけれども、２６市の陸上競技場、あるいは野球場、テニスコート、バレーボール、体育館、プール、それから、運動場、こういった整備状況を見ますと、おおよそ日野市の場合には中庸にきているわけでございます。しかしながら、当初申し上げましたように、市民の意識調査でもございますように、スポーツ施設の要望というものは市民からかなり強いわけでございます。現在仲田の運動公園、それから、いろいろ御指摘ございますけれども、東光寺の河川敷の利用、こういったことを中心にさらに努力を進めていきたいというふうに考えております。

それから、９番目の南部地域の医療施設の関係でございますけれども、確かにこの本会議でも、府中市の医王病院が南平二丁目に進出をするということを報告をしたわけでございますけれども、宅地造成規制法、あるいは建築基準法に基づく一部の手続まで進みまして、本年度――本年早々に着工し、ことしの暮れまでにはできるということで、ことしの１月までは進んできたわけでございますけれども、親病院の経営が悪化をいたしまして、建設が白紙に戻ったわけでございます。

現在、市としてこの予定地に新たな病院を設置するよう、いま関係機関に働きかけをしている段階でございます。いま少し具体的な内容の固まった段階でお話をしたというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　２点目の、市の行う一般健康診査についてお答えを申し上げます。現在多摩２６市各市は、いわゆる老健法の六つの保健事業の線に沿いまして、各種の健診事業を行っております。したがいまして、各市ともそれほどの大きな差はございません。

日野市の特徴について申し上げますと、日野市では、老健法で４０歳からの健診が義務づけられておりますけれども、それをさらに５歳若返らせまして、３５歳から行っているということが一つの特徴であります。また、二つ目の特徴といたしましては、国保特別会計からお金をちょうだいいたしまして、そのお金をもって健康診査、あるいはガンの検診事業を行っている。これも一つの特徴ではないかと言えるわけでございます。

３５歳から６４歳までの健康診査につきましては、１カ所に日にちを決めて集まっていただく ― いわゆる集団方式をとっております。６５歳以上の方につきましては、個別の方式をとっておりまして、各自郵送で問診表と、それから、健康手帳を一緒にお送りしているわけでございます。

受診率も、５９年度につきましては、５８年度よりもふえておりまして、個別方式につきましては４６％。これは従来の受診率よりも１０％近く高まっております。ただし、若い方 ― ３５歳から６４歳までの方でございますが、市の一般健康診査を受ける方は4.8％にとどまっております。今後、この集団方式の受診率をいかに高めるか。これは今後の課題でございます。

御質問の中にございました肺ガン、口頭ガンについての検診を新設できないか。こういう御質問でございますけれども、現在やっております子宮ガンのほかに、増加の傾向にございます肝臓ガン、乳ガン、これにつきまして早急に検診を行いたい。こういう希望を持っております。先ほど企画財政部長が答弁申し上げたとおり、生活保健センターが最近に完成を見ますので、健診の中核となる場が設定できましたときを一つの機会にとらえまして、その折に肝臓ガン、乳ガン、それから、さらには御質問の口頭ガンについても、体制整備の中で考慮してまいりたいと思っております。

そして、さらに、最初に申し上げたとおり、老健法に沿って行う健診事業でございます日野市独自で歩むというほかに、近隣の各自治体との連携連絡、そういったことも非常に大事になってまいりますので、その間に自治体と十分な連携をとって健診の充実に向けて努力をしてまいりたいと思います。

４点目の終生健康手帳の実現でございます。おっしゃるとおり健康手帳は老健法によりまして各市町村にその配付が義務づけられております。母子健康手帳につきましても、母子保護法によりまして、これは都道府県に義務づけられております。母子健康手帳は、母親の胎内にいるときから就学までの予防注射を中心とした記録でございます。健康手帳につきましては、御案内のとおり成人病の記録でございます。成人病検診の記録、そういったことをつけるわけでございます。したがいまして、小学校に入ってから４０歳になるまでの空白がございます。この空白を埋めるべく自治体独自の終生健康手帳を実現せよという御質問だと思います。同様の趣旨のアイデアの提供が、市の職員によります行政実務研究グループ、このグループによっても、こういう手帳を発行したらどうか ― こういう提案がございました。私どもも、関心をも

って検討をいたしました。

しかしながら、現在の健康手帳につきましても問題点がございます。どういう問題点があるかと言いますと、まず健康手帳をいろいろな場所に持ち込みまして ― 持っていただくどですけれども、健康手帳を持っていく方が非常に少ない。対象の市民の方の１割程度しか現在この健康手帳持っておりません。そして、果たして持っていかれた方が、手帳の中に十分な記入をしていただいているかどうか。これも、追跡調査をしたわけではございませんけれども、余り期待はできないような感じを受けます。

したがいまして、私どもまず第１番に手をつけますことは、記入していただかなければ、現在の手帳むだになるわけでございますので、当面健康教育、あるいは健康相談などの場をとらえまして、機会をとらえまして、健康の維持増進に関する開心、あるいは認識を高めてまいりたい。これを第１段階として考えております。

第２段階として、この終生健康手帳の内容どんな内容にするかも非常にむずかしいことでございますので、そういう内容面につきましても検討をして、将来の課題とさせていただきたいと。

まず第１段階は、現在の手帳を十二分に活用していただく ― そういう方向に持っていきたい。こういう考えでございます。

それから、５番目の専門職の数の現状でございます。保健婦は、住民の保健相談指導に当たる専門的な職員でございまして、母子保健の中心の業務から ― いままでは母子保健が大体中心になっておりましたけれども、老健法の成立以来成人全般、広い範囲を担当することになっております。病気に対する予防的な保健指導、あるいは健康診断の事後指導、こういったことが主たる業務になります。特に、健康診断の後の事後指導、これは、今後の保健行政で最も力を入れていかなければならない問題ではないかと思っております。市でも、この専門職の重要性に目を向けまして、昨年秋の人事異動では、病院の総婦長をやっておりましたものを、健康課に主幹として配置いたしまして、さらに、今年春の人事異動では、保健婦を１人採用いたしました。

いままでの専門職体制からは充実をいたしておりますけれども、国で決めました保健婦の設置基準というのがございます。この基準は、人口３万人当たり保健婦を１名配置しなさいというものでございます。こういうことから考えますと、人口１５万のわが市におきましては、５

人の保健婦が必要ということになりますけれども、現在常勤の保健婦は２名。さらに必要に応じて保健婦の資格を持つパートを雇っておりますけれども、常勤の保健婦１人当たりの人口は３万8,４７３人であります。これは、３万8,４７３人というのは、多摩２６市の平均であります。日野市につきましては、これが７万5,６２９人という数になっておりますので、健康行政、保健行政を進める上では、保健婦の増員ということがどうしても必要になってまいります。最近、財政部局、人事部局に対しまして専門職の増員につきまして要請をしているところでございます。

なお、専門職に歯科衛生士という職がございまして、歯科衛生士につきましては、公立、私立幼稚園、保育園児を対象にいたしまして、年間にわたりまして巡回指導に当たっております。口腔衛生につきましては、これは実は出産前の妊婦の段階からの指導助言というものが大変重要になってくるわけですけれども、いま１人おります歯科衛生士は、公立私立の幼保育園児を巡回指導に当たっておりますので、ここまで手が回ってまいりません。また、あらかじめ日程を決めまして巡回指導をする予定を立てましても、突発的な事故のために行けないこともございまして、そういうときには大変行く先に御迷惑をかけると。そういうこともございますので、歯科衛生士につきましても、保健婦同様に充実に向けて今後とも努力が必要だと、このように考えております。

それから、たばこの害でございますけれども、５８年第３回の定例会におきまして、同じ一ノ瀬議員さんから「たばこの害から健康を守ろう」こういう通告質問をいただきました。たばこにつきましては、肺ガンなどの発生が非常に高くなる。そして、肝硬変や心臓病などの呼吸器疾患、さらには循環器系の疾患、そして、喫煙を行っている妊婦からは異常に体重の少ない子供が出産する例が非常に多い。こういうような喫煙の健康に対する悪い影響が最近は皆さんに行き渡っております。こういうことから、喫煙者の数は横ばいないしは減少の傾向でございまして、市としては、喫煙の害についての情報を豊富に市民の皆さんに提供したい。こういう線で進んでまいりました。御質問をいただいた翌年の当初予算には「禁煙の進め」というパンフレットを1,０００部購入代を計上いたしまして、これを昨年１年間すでに全部を配布済みでございます。今後も、これまでの取り組みをさらに強化いたしまして、「禁煙の進め」を市民の皆さんに提供してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　　病院事務長。

○病院事務長（大貫松雄君）　それでは３点目の「市立総合病院の保健予防面についての活用について」という御質問をお答えいたします。

御質問のありましたように、これからの医療は予防医療に重点が移行されるものと言われておりますが、さきの市民意識調査でも、保健衛生サービスについての要望がトップにありまして、成人病の健康診断や相談に関する要望が挙げられているところを見ても、十分理解できるところであります。現在市立総合病院が行っている公衆衛生活動としては、集団健康診断、それから、個人予防接種、老人健康診断、子宮ガン検診等行われていますけれども、現状としては、外来５００人前後の診察、また、入院患者の診療等に従事して、当院は総合病院上これまで医療中心として歩んできた嫌いもあります。それが、物的人的整備の現状が、これらの事業に取り組む状態に至っていなかったというふうに考えられます。

老齢化の進む時代、これからの医療は、従来の診断治療のみにとまることなく、市立総合病院として市部局、その他関連する機関と協議検討の中で、将来は住民健診のうち特に精密検査、あるいは保健予防面における市立総合病院としての対応を、検討すべく時期に来ているものと考えられます。

それから、６点目の病院内の喫煙室の設置についてでございますけれども、現在玄関を入りまして売店がございます。この売店を、西側の玄関付近に移転をいたしまして、現在の売店跡に、喫煙室的な形のものをつくる計画を、今年の工事 ― 別の工事とあわせて行う計画を持っています。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは７点目の中間施設についてどう考えるかということと、地域ケア研究所に対する補助についてということの御質問がございましたので、それについて概略お答えをしたいと思います。

まず中間施設についてでございますが、これについては地域保健協議会での答申ということでございましたけれども、その後に、６０年の１月２４日には首相の諮問機関であります社会保障制度審議会から ― 会長は隅谷三喜男東京女子大の学長でございますけれども、そこから「高齢化社会に対応した老人福祉のその後のあり方」として答申が出ております。ここについ

て言っております中間施設論の中では、要するに、先ほど御指摘のありましたような病院と、それから、特養との中間施設のようなものを今後つくったらどうかと。こういうような建議でございます。この中で言っておりますのは重介護、要するに施設に入って重介護を要する老人のための現行施設を十分に検討しろと。また、その施設を不足のないように、老人の希望する ― 家族の希望する老人についても入所ができるようにと、こういうような形での設置の問題と、それから、入所手続や費用負担の問題では、それぞれ医療施設である病院と、それから、福祉施設である特養老人ホームと二分されているけれども、これについては、利用者側から見ると非常に不都合が多いから、これは統合すべきであると、こういうような意見であろうかと思っております。

このような論議が現在行われておりますし、いろいろと中間施設については老人病院側からも、また、戦後の長い歴史の中で培われてきました特養ホームの側からも、それぞれ自分の存在価値を主張するような論議が現在なされておるところでございます。これについては、日野市といたしましては、現在特養老人ホームの設置等についての御要望等も出ております中で、国の出方等を重大な関心を持ちながら見詰めていきたい。これについては、それぞれの大変結構な内容を持っておるというぐあいに考えておりますので、これについての国の見解を持ちつつ、対処していきたいというぐあいに考えておるところでございます。

また、地域ケア研究所についての補助でございますけれども、石川左門氏の個人の所有になるわけでございますので、これに対する補助につきましては、今後いろいろと問題がまだ残っておりますので、市の補助として提供するということはなかなかむずかしい面もございますので、これについては今後十分に検討していきたいと。花輪会長からもいろいろな御意見を伺っておりますので、そういう面からも検討しながらまいりたいというぐあいに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　市庁舎関係の禁煙室の関係でございますけれども、これにつきましては禁煙室はつくっておりません。喫煙場所といたしましては、１階フロアに１カ所と、それから、２階のフロアに２カ所と。こういうことで喫煙所は設けてございます。それから、食堂につきましては禁煙と。こういうことでそれが徹底しております。

それから、そのほかに庁舎の管理上では、一応年６回室内の環境測定、これをやっておりま

す。それで、これは各階にわたりまして環境を測定しているわけでございます。１日３回と、こういうことで、その測定記録の内容につきましては、炭酸ガスとか一酸化炭素、それから、浮遊粉じん量、このようなものを調査いたしました。いずれも基準量を下回っております。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　健康行政に関する予算という御質問でございますが、その健康をどの辺までとるかということによって大分違ってまいります。うちの方では清掃費も入っておりますし、また、広く下水の整備なども、これは健康に大いに関係のあることですし、社会体育の面でも、これは大いに健康に関係のあることでございますので、どの辺までとらえるかお申しつけいただければ用意をさしていただきます。

○議長（高橋通夫君）　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　いま最後に生活環境部長が答えていただいたことですけれども、執行部の方で自主的に考えていただいて、健康とはということで、このくらいのことを限定して、それを比較して、他市とどうかということを自主的にやってもらいたかったわけですけれども、そう簡単な作業でないことは承知の上でお願いしたことですけれども、できてないということで、これは仕方のないことであきらめます。

保健婦が５人いなければならないのに、２人しかいないというようなこと。相当おくれているわけですけれども、このことを初め、市長からわずかな時間ですけれども一言お答えいただければ幸いなんですけれども……。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市では大変大きい特色といたしまして、病院を相当な規模で保持しておるということがあります。それから、引き続きまして生活保健センターの構想も進めつつ、これも間もなく実現いたします。これらの総合的な保健行政、医療行政の中で日野市民の健康を守っていけるものと、このように考えております。

○議長（高橋通夫君）　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　今回は健康に関するものを多項目を挙げてお聞きいたしました。それぞれ前進発展を期待しながら、この答弁を踏まえて特に深く掘り下げたいものに集中して、次の機会を期したいと考えます。

終わります。

○議長（高橋通夫君）　これかもって３の２、市民の健康を守るための施策をさらに充実させよに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時２６分休憩

午後４時　５分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問、４の１、４期目森田市政への要望についての通告質問者、市川資信君の質問を許します。

〔１９番議員登壇〕

○１９番（市川資信君）　ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして「４期目森田市政への要望」こういった件について一般質問をさしていただきます。

去る４月の２１日に施行されました日野市長選挙の結果、森田市長はかつてない４期目の日野市長に就任されたわけでございます。まことにおめでとうございます。心からお喜びを申し上げます。

今回の選挙を振り返ってみますのに、まことに熾烈な選挙であり、かつ森田市長得票　２万5,０８０票、滝瀬敏朗候補２万3,７９４票、山口たつお氏１万2,２１６票。３期目の、いわゆる古谷太郎氏との対比で２万9,７０２票の獲得票から見れば、森田さん自身が4,６２２票の大幅な減票となっておるのでございます。特に今回の選挙の候補者の顔ぶれ、あるいは支援団体等の人脈から見れば漁夫の利を得たと申しましょうか、あるいは薄氷を踏む思いの勝利ではなかったかと思うのは、私一人の考えではないと思うのでございます。

自由主義社会、あるいは民主主義社会の中にあって、長期間にわたって人気を、あるいは高い支持率を維持するということは大変なことではございますけれども、今回の選挙結果を冷静に顧みますのに、あながち長期にわたって市長の座にあったから、あるいは人気、あるいは支持率の低下とではなく、基本的な問題 ― いわゆる１２年間にわたりました革新市政の問題

点というものが、今回の大幅な減票に連鎖されたのではないかと思うのでございます。4,622票、この減票がそれを如実に物語っているのではないかと思うのでございます。

されど、4期目に当選された森田市長は、１５万市民の先頭に立って、今後4年間日野市の行政運営の指揮をとっていただかなければならないわけでございますが、過去3期１２年間の、そして、今後4年間の計１６年間。長い市政運営の責任と重要さを、改めてこの際再認識していただきたいのでございます。科学技術の進歩する今日、今日の1年は過去の１０年、あるいはそれ以上に匹敵するであろうと言われている中で、これからの4年間というものは、過去12年間の単なる延長であっては困るのでございます。いわゆる場当たり行政、人気取り行政、継ぎはぎ行政では困ると申し上げたいのでございます。

6月の１０日、日野市定例市議会において、森田市長は4期目就任のあいさつの文書を配付され、かつ私はそれを読ませていただきました。１２年間の経験と実績が、自信のほどがこの文面の中にほとばしっておりますが、しかし、自信も過剰になりますと勇み足となって、他の人の迷惑を及ぼすことも、ままあるのではないかと思います。したがいまして、十分に御自重いただきながら今後の行政運営に当たっていただきたい。

たとえば先般の１０日の行政報告の中で、姉妹都市レッドランズに送った核兵器廃絶平和都市宣言のメッセージ。夏井議員、また、馬場弘融議員の議会冒頭の行政報告の中で指摘されましたように、思慮深い発言といい、あるいは市民会館建設に伴う給与制度の見直しの、自治省から指導を無視し続けて受けた起債制限措置、それから波及した職員の混乱。特に今回の就任のあいさつの中に、政策には国、都との摩擦をしかねない問題点もままあるわけでございます。教育委員の準公選制、あるいは先ほど一般質問で行われました一ノ瀬　隆議員の指紋押捺の問題等もそうでありましょう。また、事業の遂行に当たっても、多摩川、浅川の自然公園の建設、循環バス、モノレール計画の促進等、国、都との連携なくして実現できる見通しはまずないわけでございます。これを実行に移すためには国、都とのパイプをより一層緊密化して、第1次基本構想、第2次基本構想、それらにのっとり長期計画、中期計画、あるいは実施計画を早く作成していただいて市民の前に、議会の前に、それらを披瀝していただきたいと思うのでございます。

以上申し上げた点、市長のお考えをお聞かせいただくと同時に、これらに基づいた質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目は道路行政でございます。1・3・1、1・3・2いわゆる国道２０号のバイパスの道路建設促進についてこれからの見通し、さらには都道１５４号の拡幅計画の見通し、さらには2・2・10、2・2・11の建設の見通し、そして、2・2・5、2・2・6の建設の見通し。日野市の都市計画道路と相まって、これらの見通しというもの、今後の展望についてのお考えをお聞きいたします。

いずれも先ほど申し上げましたように、国、都との密接な連携、あるいは積極的な働きかけをしなければ、事業の遂行を図ることができないわけでございますが、2・2・6が示しますように、先般開通した平山橋の京王線との立体化完成と同時に、多摩平・豊田駅と多摩センター間に京王バスが運行開通されましたように、市民要望の強い市内循環バスの運行は、先ほど申した道路整備網が完成されない限りには、その完全なる市内循環バスの運行はおぼつかないのではないか。特に2・2・11については、マイタウン東京構想の一環であり、モノレール建設事業と相まって、その促進は急務でございます。

先般の一般質問でも申し上げましたが、諮問委員会が知事に提出した答申では、御存じのように当初立川・高幡間であったものが、その検討委員会では、逆に立川・玉川上水間に当初5キロの建設工事が決定したといういきさつと想定するのに、今後諸事業を遂行する上で、積極的に国、都とのパイプを強めて、行政運営を図っていかなければならないものと思うのでございます。市長選の選挙公約でもある市内循環バス、モノレール建設促進のための道路建設の見通しについてお聞かせいただきたい。

いま申し上げた点、5点ほどあると思うんですけれども、まず国、都とのパイプ。2点目が1・3・1、1・3・2あるいは都道2・2・10、2・2・11を2点目として、そして、3点目がモノレールの開通見通し。4点目を市内循環バスの見通し。そして、5点目の高幡踏み切りの立体化と、このような順でお答えいただければ幸いだと思います。

2番目でございます。公共下水道の建設について御質問さしていただきます。今回の市長選挙の政策に、どの候補者も最も高い位置づけとして争われた争点の一つでございました。昭和６０年度下水道事業特別会計予算によれば、総額２１億５６９万2,０００円でございますが、肝心の浅川処理区については、公共下水道管渠埋設費1億2,０２６万6,０００円と、万願寺地域の3,１２０メートルの事業費でございます。東京都事業の浅川終末処理場は、日野市の大勢の下水を処理する位置づけにあり、浅川処理区の事業の進捗状況、また、用地取得の経過等、

遅滞している現状を勘案しても、市内全体の完成予測を図るとき、いま少し積極予算を組めなかったのか。あるいは予算を組めなかったほど終末処理場建設事業がおくれているということなのか。

この件については、今回の議会に古谷太郎議員も、一般質問の中で２番目に、公共下水道汚水管の実現年次計画を市民に明快に発表せよと提出されておりますが、冒頭に申し上げましたように、下水道年次計画がきちんと市民の前に提示されて、それに伴って事業が遂行されておるものならば、目標がきちんと提示されておるならば、市民もそれほどの動揺を来さなかったであろうと想定するのでございますが、これらについて、いつごろ市民の前に年次計画を示されるのか。古谷議員もこの件については単独質問されておりますので、簡単で結構ですから御答弁をいただきたいと思います。

また、下水道建設に受益者負担なしと公約されておりますが、先行き財政負担の見通しについてもお答えいただきたいと思います。これが６、７とさしていただきます。

次に、行財政の改革でございます。「市職ニュス８５」 ― ８５年の１月２８日、ナンバー５０によりますと、「起債制限の責任は職員にはない。われわれは市民会館の人柱か」と。こういう見出しで、選挙も終わり、いまさら市民会館がまさにオープンする前に、私はあえてイチャモンをつけるつもりは毛頭ございませんが、しかし、依然としてラスが１１５を上回る中で、通し号俸制を改善されてない現在、あえて引用さしていただくわけでございます。そのニュースによれば、「森田市長が私たちに対して昇給延伸を強行してきたことは、そうしないと市民会館にかかわる起債１０億６００万円は不許可とされるからです。しかし、昨年２億5,０００万円起債申請して5,０００万円がカットされた上に給与条項が新設されたので、ことしの起債留保は目に見えていました。森田市長は、これに対して１年間何ら策をとることなく、市民会館完成直前になって私たちに犠牲を強いてきました。市民会館建設資金に見込み違いがあったことは市長自身に責任があります。自治省が悪いとは言えても、職員の責任とは言えないはずです。職員を犠牲にして建てた市民会館で市長選挙のポイントを稼ごうとは言語道断です。」

とこうあるわけでございます。まださらに続いておるわけでございますけれども、定昇６カ月延伸に伴う長期スト、また、部課長の申し入れ書等に発展して、いろいろと物議を醸したこれらの点。その後、部課長との話し合い、職組との関係について何かその後特別の変化、あるいはそういった点がございましたらお聞かせいただきたい。

それと、通し号俸制度の改善について、私は前回にも何回も質問しておりますが、いずれの機会に取り組む発言をされております。４期目に就任された今日、直ちに改善に取り組む姿勢があるのかどうかお答えいただきたいと思います。

その次に、教育委員の準公選制についてお尋ねいたします。今回の市長選挙に初めて教育委員の準公選制度の導入が政策として掲げられておりました。先般中野区で第２回目の準公選制の実施時、大きな問題を提起され、投票率もきわめて低調であったと聞き及ぶ中で、また、教育の中立性が特に叫ばれている今日、あえて政策を打ち出した意図と、今後の取り組む姿勢についてお答えいただきたいと思います。

次に、南部地域病院の制策についてお尋ねいたします。これも、今回の市長選挙に南部地区に病院建設が政策にうたわれておりました。その具体的説明を求めます。先ほど市民の健康の管理について一ノ瀬議員の質疑の中で、医王病院の後の問題等ございましたが、それらを指して言っておるのか、あるいはマイタウン東京構想の中の、南多摩地域の都立総合病院建設について言っておるのか、あるいは、そのほかのものであるのかどうかについても、具体的にお答えいただきたいと思います。

最後でございますけれども、パートタイマーの退職金制度、今回の市長選挙の中で、各候補者がいろいろと知恵を出し合って、市民にその真意を問うたわけであります。森田候補の政策の中で、パートタイマーの退職金制度の確立がうたわれておりました。日本の９９％が中小企業という中で、特に日野市内でもパート労働力の占める割合は、あるいは依存度は大きなウエートを占めております。なかなか中小企業でできない、やりたくても現実に中小企業の力では、それまでの余力がない。これらの制度を、市長は今回の政策にあえて掲げたわけでございますが、どのような運営システムを行うのかどうか。

以上でございます。答弁をいただいて、さらに再質問をさしていただきます。

○議長（高橋通夫君）　市川資信君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　質問者の選挙に関する論評は御自由でございますから、私は、あえてそれに対応することもないと思いますが、十分御指摘の教訓にわたる部分もございましたので、心を謙虚にして、また、市民の支持を新たにお願いをする姿勢によって、任期をぜひりっぱにやらせていただきたいと、こういう気持ちでおりますことを、まずお答えをしておき

たいと思います。

あと具体的に政策につきまして、それぞれ取り組み姿勢もございますから、まず道路行政等につきましては、担当部長からお答えを始めさしていただきます。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私から１点目の道路行政と、２点目の公共下水道の計画等について御説明を、お答えを申し上げます。

まず第１点の御質問の、道路をつくるに当たっては、国、都と十分な連携を深めていかなければならないだろう。そのためにはパイプを太くする必要があるという御指摘でございます。全くそのとおりでございまして、私ども、これら都市計画事業を進めるに当たりましては国、都に出向き、また、必要に応じて市長にも出向いていただきまして、国、都の主要の職員の方々とお話しをすると同時に、お願いをいままでも重ねてきたところでございます。特に国につきましては、直接担当でございます相武国道事務所には、もうすでに市長にも何度となく出向いていただきまして、負担金あるいは補助金の増額をお願いし、これが実現をしてきたところでございます。今後も国、都との折衝につきましては、私ども第１線でもって十分やっていくつもりではございますが、なお市長にも、あるいは助役にも、その都度お願いいたしまして、積極的に出ていただくように、またお願いするところでございます。

それから、次の１・３・１、１・３・２号線の道路計画の見通しでございます。現在１・３・１につきましては、万願寺の区画整理区域内で現在国から交換金をいただきまして用地の確保を行っている段階でございます。当初３１億の国の予算であったものを、昨年これを約４０増に増額をしていただきました。これも、やはり国の方の方々といろいろお話をする中で増額をしていただいたものでございます。そういう中で１・３・１号線については、現在まず万願寺の区域を用地をあけ、あいた段階で国が直接施行をいたしまして、道路の築造を部分的に行う。あわせまして、対岸の国立市、ここも最近住民との道路計画についての一部合意がなされたというふうに聞いております。したがいまして、国の方としても、この１・３・１号線の多摩川架橋を中心として、その前後を早く手がけたいということで、計画を現在詰めておる段階でございます。

日野市に入ってまいります最初のところは、これは、処理場と北川原公園に挟まれた部分でございまして、区画整理の区域から外れている部分でございますが、ここについては、国の方

では直接買収に現在入っております。したがいまして、万願寺の地域を中心として対岸の国立のインターまで、これを第１期工事として、早く実現していただくよう私どもも積極的に区画整理の中で努力してまいりますし、また、国の方にもその点を強く働きかけていきたいと、かように考えているわけでございます。

１・３・１の、それ以外の日野市内の地区については、豊田の南の区画整理、あるいは西平山の区画整理 ― 現在計画をしておりますが、そういう中で道路の築造、万願寺と同じように進めてまいりたいと、かように考えているわけでございます。

それから、１・３・２号線は、現在述明上の区画整理の中で用地をあけた部分は、大部分は道路として供用の開始を行っているところでございますが、１・３・１号線の見通しとあわせまして残り部分を ― 約９００メートルでございますが、直接買収で進めていきたいという相武国道の考え方でございます。

それと、都道の２・２・12号線の、いわゆる川崎街道かと思いますが、この点につきましても道路の拡幅につきましては、先ほど来 ― これは５月の下旬３０日でしたか、第１２回の南多摩開発計画会議 ― これは知事を中心としました関係団体の市がこれに加わっているわけでございますが、その中で市長から、この拡幅についての要望も直接行ったところでございます。そういう中で担当の建設局の道路官が、この辺については区画整理 ― 現在高幡の区画整理を進めておりますが、そういう中の一環としても考慮していきたいというお答えをちょうだいしております。

あと２・２・10号線については、現在東京都の方で用地買収に入ってございますが、きょうの報道によりますと、今年１１月に、多摩川の橋脚６基のうち３基を着工していきたい。６５年には開通するという報道がなされている段階でございまして、それに沿って、いま用地買収が日野側で行われている段階でございます。

２・１・１号線については、万願寺の区画整理区域内、それと、現在万願寺の２期を調査にここで入りましたが、万願寺の２期の中、あるいは仲田緑地の中では今年度から工事に一部入るということで、現在計画が東京都においてなされております。

以上、道路関係につきましては、計画としては現在このように進んでいるわけでございます。

市の直接の２・２・５号線でございますが、用地買収を現在進めておる段階でございまして、できれば早い時期にすべてを、用地買収を完了さしたいということで、鋭意努力している段階

でございます。

それと、２番目の公共下水道関係でございますが、浅川処理区 ― 確かに現在浅川処理区の中で手をつけておりますのは、万願寺の区画整理区域内のみでございます。処理場関係におきましては、昨年約４００ヘクタールの用地を都において買収をいたしてございます。今年度も引き続きまして約４００ヘクタールを買収に入りまして、約３カ年間で全域を買収をしたいというのが都の計画でございます。なお、第１期工事として、処理場の工事に入る場所を先行して用地買収を行っていただきたいということで、東京都の方にも市長から直接要望をしておるところでございます。東京都の方も、それを受けまして現在処理場の予定地の中の第１期工事部分としての、前田道路のプラントの跡を、第１期として工事を着工するための用地を買収をするということで、今年度そこの用地の買収に入っていく予定でございます。

浅川処理場の、処理場の建設計画というのは用地買収から始まりまして、徐々に進行中でございます。したがいまして、着工を、６２年に着工をして、６５年に一部第１期工事を完了させ、稼働をさせたいという計画で、現在東京都と市の方で協力しながら、地主さんも含めまして、この事業はスムーズに今後進行するように、協力しながら進めている段階でございます。

それと、年次計画でございますが、年次計画につきましては全体の管の設計、いわゆる実施設計というものが、今年度で全域にわたって完了いたします。この実施設計が完全に行われませんと、今後の具体的な年次計画というものが立たないわけでございまして、今年度完了すると同時に、来年度 ― 早ければ今年度から、または来年度を中心として、全体の年次計画を策定していきたいというふうに考えておるところでございます。

それと、受益者負担でございますが、受益者負担金については私ども内部で長年検討を重ねてきたところでございますが、これについては種々問題がございます。たとえば、すでに多摩平の処理区については供用の開始をして、すでに処理を行っております。こういったところから過去にさかのぼって受益者負担金を徴収するということは非常にむずかしいと。東京都あるいは立川の例をとっても、受益者負担金を取っておらないのが現状でございます。したがいまして、して、受益者負担金は非常に取るのは困難であるということで、現在の段階では負担金を取らずに実施をしていきたいと、かように考えているところでございます。

確かに財政の問題につきましては、今後非常に多額の経費が必要になってまいりますが、受益者負担金はその中の非常に少ない部分を占めるものでございまして、主体としては、やはり

起債、国の補助、都の補助というものが中心となってまいります。したがいまして、今後、冒頭に申し上げました国、都とのパイプを太くしながら、これらの補助金の増額を図っていくということが、第一義的に考えなければならないことかと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　私の方から通し号俸の改善、こういう問題と、パートタイムの退職金制度につきまして御回答申し上げたいと思います。南部の病院計画、これにつきましては企画財政部長の方からお答えを申し上げたいと思います。そういうことで御理解を賜りたいと思います。

まず、ことしの１月、２月、３月という中で、４月１日で実施しました職員の６カ月の昇給の延伸、あるいは５５歳、あるいは５８歳時点で昇給の頭打ちストップと、こういうふうな問題。それから、新しく入ります職員の１号俸の引き下げと。こういうふうな処置についてでございますけれども、これに対する御理解でございますけれども、５７年に是正計画というものが、それぞれ各市東京都を介しての自治省との間で是正計画というものが、そのときの強い要請という形で出さざるを得なかったということでスタートしたわけでございますけれども……。

御承知のように５７年はベア凍結と、あるいは５８年、５９年については強い率の、要するにベアについての人勧の値切りというふうな経過でございましたので、職員の給与の是正計画というものについては各市ともなかなか手をつけられなかったと。５９年につきましても、58年につきましても ― ５９年ですか、どうしても市民会館の起債の一部についてカットを受けたわけでございます。そういう形の中で苦汁をなめて、職員の要するに値切り人勧の中では手をつけられなかったと、こういうふうな情勢でございます。

それで、ベア、要するに昇給の延伸でございますけれども、これについては一面 ― ５７年から言われてまいりましたところの高給与という一面からの是正処置というものが一つでございます。それから、急に５９年度にわたって実施されましたところの、要するに起債の許可条件等をからませたところの給与条項という強硬手段、これによって市民会館の１０億６００万円の起債というものについて、どうしてもそれを切り抜けるところの組合との、あるいは市の職員との間の実質２カ月にわたるところの話し合い、協議と。それで、譲り合いという形の二面があったわけでございますので、起債だけ、あるいは市民会館だけのためにやられたわけで

はございません。

その結果としまして、かつて１１６ ― ５７年是正計画されたときは１１７.３でございました、日野市のラスは。それが、５９年が１１５.４でございましたけれども、６０年度は112.80ということで、東京都のラスに近づいたということで、ラス問題については大きな峠を越えたと。なおかつ給与是正については、自治省は６０年度も、６１年度も、６２年度も３カ年計画でというふうなことでございますので、ラス問題については、日野市においては職員にいろいろと苦汁というか、いろいろと大変なお願いをしてきたところでございますけれども、それだけの効果があったのではないだろうかと。この二面性があるということを御理解いただきたいと思いますし、職員の方も、この二面性については今日では十分理解してくれていると思うわけでございます。

それから、申し入れ書でございます。これらについても ― 市職もそうでございますけれども、７０名からの申し入れ書でございますけれども、その後の経過でございます。申し入れにつきましては、そのときの状況がございました。それから、さっき言いましたように５５歳頭打ち、５８歳で昇給が完全ストップ。こういうふうな、言ってみれば最近どこの市でも定年対策としてこういうことをやっておるわけでございますので、私考えるに、よそ並みのこういうことを改めてやったというふうに考えておるわけでございますけれども、職員の方には６カ月の延伸とからめて急激に出てきたものですから、強く感じたのじゃないかと思います。それらの背景として申し入れ書が出てきたわけでございます。もちろん反面、理事者は市職と非常に接近しているんじゃないかというふうな観測等もあるわけでございますけれども、今日においては革新市政であろうと、保守市政であろうと、なかなか厳しい状況の中では、やはり誠心誠意をもって職員 ― 労使関係の問題を処理していくというのは立場でございまして、距離感というものはないんじゃないかと思います。

それから、通し号俸についても管理職の間では不満があるわけでございまして、これからの問題を背景にしまして申し入れ書という問題が、そのときの時間的な背景もありまして出てきたわけでございます。その後、部課長会というふうなものを、重要な時期には持つというふうなことで過ごしてきておりますし、大分時間的な経過の中で落ちついてきておりますので、これらの経過につきましては、なお一層部課長会との、要するにお互いの管理職、あるいは理事者としての同じ立場でございますので、お互いに信頼でき得るところの関係を高めていくというようなことでやってきておるわけでございます。そういうふうなことでございますので、今後の努力もあるわけでございます。

それから、通し号俸につきましては、たびたび申し上げておりますように、生活給の保障というふうなことで四十七、八年のころ、葛西助役のときに大分され、ある程度の約束がされ、それから、森田市政に受け継がれたというふうな時代的な要請があって経過しているわけでございますけれども、通し号俸についての、その当時の生活給的な評価というものも大分変わってきているようでございます。それらのことは、ある程度われわれも認識しておるわけでございますので、これについては、やはり改善というふうな計画の手を打っていく必要があると、このように考えているわけでございます。

今後、地方行革の推進の本部だとか、あるいは研究検討会とか、そういうもの等が今後持たれるわけでございますけれども、学者先生等の指導も得て、実際に具体的に取り組める方法。それから、抵抗なしにうまい形で職員の理解というものが得られる方法等を研究してまいりたいと。いろいろ越谷とか先進市もあるわけでございます。どこをとっても大問題というふうな形で取り組んでいるようでございます。いい方法等を研究しながらじみちに取り組んでいくと、こういうふうに考えているわけでございます。

それから、選挙中にいろいろと言われてまいりましたパートタイムの退職金の制度でございますけれども、パートタイム ― 一時のような一部の婦人がお働きになるという時代じゃございません。核家族というか、子供の数も少ない、早く結婚すると。早くお子さんを小学校へ上げるというような時代になりました。２人くらいしか生みません。そういうところで、その後は十分働いてというふうな時代になりまして、パートタイムで労働を提供されるというか、働いているお母さん、女性の方非常に多くなってきているわけでございます。政府の方でもだんだんとこの制度について、やはり休暇制度をとってくるとか、いろんなある程度正規職員に近いような ― 大変な数でございますので、やはり労働政策を持つ時代になってきているわけでございます。

そういうようなことで、退職金制度といいますのは、それらの時代的な背景の上から当然考えていかなきゃならない問題としまして、雇っている雇用者だけの負担ということだけではございません。やはり国とか、あるいは地方公共団体だとか、そういうものが参画した共済制度。もちろん雇用者も負担すると、本人も負担すると。要するに共済制度としてパートタイムの退

職金制度を確立していくときに来ているんじゃないだろうかと。こういうふうな考え方に立脚したものでございます。

雑駁でございますけれども、南部の病院計画につきましては企画財政部長でございます。よろしく。

○議長（高橋通夫君）　お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御意議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

まず、前段のモノレール、循環バス関係から御説明申し上げたいと思います。モノレールにつきましては、３月の議会でも申し上げたわけでございますけれども、多摩都市モノレール等計画委員会というのが、昭和５８年に東京都に発足をいたしました。この計画委員会で主な検討項目を申し上げますと、ルート、駅、それから、第１期の着工区間、それから、運営、車両基地の位置及び規模、それから、経営主体、こういったものを検討したわけでございます。

ルートにつきましては、もうすでに御承知のとおり多摩センターから高幡・日野を経由いたしまして、立川・新青梅街道までということで、１６キロメートルでございます。駅の問題につきましては、駅設置の基本的な考え方を答申をしているわけでございます。それから、第１期着工区間につきましては、基地の設置の問題、それから、第１期の着工後の、いわゆる供用開始の問題等も含めまして、立川駅以北という方向打ち出しております。車両基地につきましては、約５ヘクタールの面積が必要ということで、立川基地跡地を予定したらどうか。最後の経営主体につきましては、第３セクターをつくって運営をということでございます。

それで、当初の計画からいきますと、この答申を受けまして、４月の下旬ないしは５月に入りまして都知事の決定を行うということでございましたけれども、いまその決定が少し延びているような状況でございます。今後の予定でございますけれども、昭和６０年度中に第３セクターの設立を行いまして、さらには６０年、６１年にかけまして環境アセスの実施。それから、関連道路の都市計画決定の手続を６０年度末。それから、いわゆる鉄道でございますので、特

許をとるわけでございますので、これが６１年度の末。それから、着工につきましては、昭和６２年から着工と。１６キロの全線開通が７２年ということになっております。

それから、循環バスの件でございますけれども、これは、先ほど米沢議員さんの質問の中でも市長から申し上げましたけれども、本年の当初予算でも、バス交通検討委員会を設置をするということになっております。現在この設置に向けまして、いま準備中であると。この答申を受けまして取り組んでいきたいというふうに考えております。

次が南部地域の医療関係でございますけれども、南平二丁目、通称南平台と言っておりますけれども、その東南の部分の土地でございます。先ほど申し上げましたけれども、いままで計画をしておりました医療機関が、経営の悪化によりまして白紙撤回をいたしました。いま次のいわゆる設置者を、いま探しているところでございます。そういうふうに現時点では御理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（高橋通夫君）　ほかの回答を関係部長から願います。市長。

○市長（森田喜美男君）　事務的に、いまそれぞれの主管部長が現在の取り組み状況をお答えをいたしました。すでに着手しておる道路計画、あるいは下水道計画、これらにつきましては、ほぼお答えができていると思っておりますが、要するに日野市の町づくりの社会資本の基本的な事業でございますし、都道あり国道あり、あるいは流域下水道におきましては都の主管する部分、市の主管する部分、それぞれ整合か図りつつ、今後の積極的な取り組みによって、実現を少しでも早くしていくということが、われわれのいま直面しておる課題でございます。

受益者負担、これは一つの政策でありまして、いろいろな検討の結果、受益者負担をなしに実施することが、早期実施にかえってとるべき方策だという結論に到達しておりますので、この制策は実行できると、このように考えております。

行財政改革におきましても、いろいろ順序はございますが、組合報道の材料に問われておるという面もございますけれども、いま助役がお答えをしたほぼそのとおりでありまして、通し号俸制につきましては手順を得て、やっぱり時代の変化には応じていかなきゃならないというふうに考えておりますので、これも行財政検討を進める中で、その問題にまた触れていかなければならないと、このように予測をいたしております。

パートタイマーの件は、これはすでに実施をしているところもあるわけでありますし、つま

り不安定な雇用条件下にあるパートタイマーの、特に婦人労働が多いわけでありますが、これを安定したものにするために、また、これからますますこういう分野が労働行政の中でふえていくということが予測されますので、企業者、それから、市のある程度の支援、あるいは指導も必要だと思っておりますが、これも方策はあり得ると、このように考えております。いま主管部に指示をいたしまして、取り組みを進めつつあります。

最後に残るのが教育委員の準公選制の問題だと思います。今日教育の論議が非常に国から地方、あるいは地域社会にわたりまして大変盛んなわけであります。教育こそ、また民族の将来を決めるほどの大きな問題であります。とりもなおさずこれはみんなが関心をより深くして、そうして、教育現場は教育現場として、また、家庭は家庭として、地域社会は地域社会として、これらの関心の度合いを高める。そういう施策をとるべきだと。その施策の一つに教育委員の準公選制があると、こういう認識でおります。

これは、市民の広範な運動とともに成り立つ性格のものでありますから、前にもお答えをいたしましたとおり、行政側から特に打ち出してということでは本来的な形になりませんが、少なくも市民に意見を問うとか、あるいは希望者に対します一つの論文論説でも求めるとか、そういうことが私は手順としてなし得る方策ではなかろうかと、このように思っております。

以上のようにお答えをいたしまして、政策は、これはビジョンにわたるものもあるわけでありますが、なるべくこれを実施できるように、この４年間に最大限の努力を注いでまいりたいと、このように思っております。

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　広範にわたりました御答弁をいただいて、時間も余りないんで細かな再質はできないかもしれませんけれども、二、三さらに再質をさしていただきたいと、かように思います。どれから再質していいか、いっぱいあり過ぎてちょっと困っちゃうんですけれども、大切なところですので、行財政のことでちょっと再質にまず入らしていただきます。

通し号俸の改正については、時代の変化等踏まえてこれから取り組んでいくということでございますが、私がさっき質問した中に、職員組合との、いわゆる長期ストにまつわるその後の変化、あるいは部課長との話し合いのその後の変化というようなこと。何か変化あったらお答えいただきたいということだったんですけれども、その点についてお答えがなかったんですが、それはやはり変化はなかったんだ、従前どおりなんだというふうに理解さしていただいていいのかどうか。

それから、通し号俸について具体的な ― いま市長も、時代の変化について取り組む姿勢であるということを言われたんですが、何か助役の答弁の中で、昭和４７年葛西助役ですか ― の時代から入っていると。たしかそれは私はよく存じておりませんけれども、私どもが聞き得た情報によりますと、昭和４８年１１月の１７日に、当時の企画財政部長であった篠崎さんが、これを通したらとんだことになりますよ。将来取り返しのつかないことになりますよということを、市長が就任されて間もなくそういったことを提起されてやったことは間違いないと。11月の１７日であったか、１２日であったかの差くらいで、私の記憶がそれほど間違いないと思うんですが、私は本人からそのことは確認しておりますので、今回の選挙においても、前市長がつくったものを、あたかも森田市長がつくったように見せかけておるということで、そういう情報得たんで私はわざわざ行って尋ねてきた。間違いないということを本人から聞いております。そして、議会においてもこの採決には大変混乱があったと。１票差で可決したんだというようなことまでも聞いておりますし、その点が私の聞いている、いわゆる情報といいますか、知識といいますか ― ただいまの答弁とで多少食い違った点があるので、その点について、やはりこういった歴史的な大きな問題というのはきちんとした位置づけをとらなければならないと思います。篠崎当時の企画財政部長は、これが通ったら日野市にとっても今後取り返しのつかない問題になる。特に当時からの篠崎企画財政部長は、やがてはこのままの高額退職金等を放置したならば、日野市はそれだけでパンクするであろうということを直言しておったということも私は聞いております。その点について、なお時間があればお聞かせいただきたいと思うんですが……。

それからもう１点は、南部地域への病院の件でございます。みなみが丘に、いわゆるいままで、医王病院を設置しようとしておったものが、医王病院が財政のためにこれを断念したと。あの地域で、いままでなぜできなかったかということは、企画財政部長が一番よく御存じのはずであります。地域住民の反対で最後に折り合いがつかなかった。では、ほかの病院が来たら、あの地域に許可になるのかどうか、その見通し。しかし、それらと同時に、私は冒頭申し上げましたように、マイタウン東京構想の中にはっきりと都立総合病院が計画の中にうたわれております。

御存じのようにマイタウン東京構想は、年次を待たずして完了するであろうと言われるほど

順調に進んでいる中で、やはり南部といいますと多摩、日野、稲城でございまして、恐らく南部の稲城の外れたところに都立総合病院が行く予定はない。しからば、多摩か日野ということになると思うんです。多摩には御存じのように日本医大ですか ― りっぱな病院もありますし、そういった大学病院もあること等を踏まえたならば、当然医療から ― 無医村とは言わなくても、総合医療体制から過疎になっておる南部地域に、旧いわゆる七生地域につくるということは当然の地の利になってくるんではなかろうか。そういうことを考え合わせると、これらに対するいわゆる日野市の東京都に ― 冒頭申し上げた国、都とのパイプの強化等をうたう中で、このモノレール構想、あるいは立日橋等もそうでございますが、この医療制度についても十分なる検討を加える必要があるんではなかろうか。

東京都のやることにすべからく、なぜこれほどりっぱな計画があるものに対するこちらからの積極的な働きかけを持っていかないかということと同時に、私はそれにからめるわけではないんですけれども、今回の人事異動の件についても、一言市長に申し上げておきたいんです。ということは、今回７０数名からなる大異動で、森田市長の選挙にかかわる人事異動であったのかどうかは別といたしまして、少なくとも北部という ― 南部といった場合北部になる。日野市の市立病院の医療体系が、ＣＴスキャナーの導入、稼働も間もなく目前に迫っている中で、就任して間もない前病院事務長の佐藤さんが、今度は市民部長に移転された。三田院長がようやく就任して、時あたかも、あの停滞した市立病院の建て直しに、情熱を振り向けて取り組もうとしている先先に、出ばなをくじくような人事異動というものは、恐らくＣＴスキャナーの稼働を佐藤部長も ― 私は何ら打ち合わせも話し合いもしておりませんけれども、見たかったであろう。それを、完成を自分の目で確かめたかったであろう。それを自分の、いわゆる出ばなをくじくような人事というものが ― 人事権は市長にあるんですから、私はそれにあえて苦言とか、あるいは問題はありませんけれども、議会人として、やはり明らかにこれは行き過ぎであったということに対する苦言を呈するのは、私ども議会の議員としての責務でもあります。

なおかつ今度病院に行かれた大貫さんにしてみても、いわゆる病院の事務長になって、あの会計、特別会計を覚えるだけでも１年かかると言われております。私も病院の、いわゆる厚生委員長のときに、病院のいわゆる会計がむずかしくて勉強に行きました。これはどうなんだ、どうなんだと質問しても質問しても答えられない。それほどむずかしい会計になっておるわけです。それを、２年足らずのうちにまた異動して、お互いに ― いわゆる清掃部にあっては、

御存じのように６０億からなる日野市の、かつてない大規模の焼却処理場の建設途中にあり、恐らく大貫部長にしても、その完成を待って、祝いを待って異動したかったであろう。それらをお互いにくじくがごとく、また、手近にあってはこの議会事務局の人事異動にしても、私は一言申し添えておきます。

ベテランが次々と行ってしまって、新しい人たちだけでウエートを占めて混乱しておる。古いことを聞いてもわからなくなるというような事態も発生しかねない人事異動に対しても、私は、やはりきちっとした位置づけをもって系統的な人事異動。いわゆる企業は人なりということと同時に、人事は、やはり適在適所というものがあって、しかるべき行政の運営というものが図られるんではないかと思うんであります。

いろいろとまだ時間があれば質問したいんですけれども、私はこの件について数十点チェックしておりますので、また次の機会に再質はいたします。次の問題もありますので、以上の点について、いま二つ再質をいたしました。人事権についても、人事異動の問題についても、ひとつ簡単で結構ですからお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　私の方からお答え申し上げたいと思います。

部課長さんだとか、それから、市の職員組合。６カ月延伸という問題等を踏まえての、２月の１日でしょうか ― ７０名近くの部課長さんから申し入れ書をいただいたと。これは、先ほど申し上げましたように、５５歳で頭打ちにするとか、５８歳で完全に昇給をストップすると。こういう問題等も背後にはあるわけでございます。いろいろと背後がございますし、それから、庁議の報告がそれぞれ部長さんの膝下の課長さん方に、やはりまんべんなく血の通った形で報告されてなかったという面等もございますので、その後のあり方につきましては、きちっとした形で御報告願えるようなことにもなっておりますし、それから、必要の都度課長会そのものを招集するという手だてをやっております。２月の１日以降４月の段階までで、２回ほど開いておるわけでございます。今後もこれを恒例化していくと、こういう考え方でございます。

それから、市職につきましても、６カ月延伸されたのは、さっき言いましたように二つの理由なんだと。要するに市民会館だけというふうなこと等が「市職ニュース」等に書かれていますけれども、今日では、やはり給与が高いというラスの一面から発生していることでございますし、さっき言ったようにラスそのものも東京都に近い１１２、１１３を割りまして１１２の

半ばに達しておるわけでございます。今後の自治省の給与指導につきましても、ある程度是正の実績というものの上に立てば、胸を張って対応できるというふうな、要するに実績を踏まえたわけでございますので、職員一般にも、市職においても今日ではそういう評価 ― 要するに市民会館については給与条項で、やはりどうしてもやらざるを得なかった。当然の指導でございますけれども、やらざるを得なかったと。その反面においてはラスがやはり根拠になっていると。ラスそのものもだけど、犠牲のかわりに下げられたと、こういう反面というのは理解されていると思います。

そういうわけで部課長さん、あるいは市職との関係につきましては、２月１日に申し入れという形で起きたわけでございますけれども、時間の経過とともにわれわれの理事者の方からも、管理職との間の溝を埋めるというふうな努力を今後も払ってまいりますので正常化していくと、このように考えておるわけでございます。

それから、４８年の１１月に、おっしゃるとおり通し号俸制というのが、要するに議会なら議会の中で、いずれいろいろ論議されて決定されたということは、私もそのとおりだと思いますけれども、その前の前段の市職との労使交渉、団体交渉。こういう形で葛西助役さんが大分御苦労されたと。４７年当時からこの問題については石井委員長と何回も話し合いが持たれ、それで、４８年の春に団体交渉の席上で、ある程度の今後通し号俸制というものを取り入れるという前提に立った話し合いを煮詰めていきましょうと。こういうような団体交渉の中で１歩踏み出したと言えればそういうことでございます。労働組合との関係というのは、ちょっとした糸口というものの強い力で手繰られると。そういう評価から私は４７年その当時から、要するに通し号俸制実施への糸口というのが、その段階にあって強い力で手繰られてきたと。そういうふうな経過でございます。団交の圧力というものを経験してまいりますと、そういう解釈が成り立つわけでございますけれども、そういう経過でございます。

それから、人事異動につきましては、部長の人事異動につきましては私たちの方も、いろいろと人事異動した中での経験でございます。市民部というのが七つも課がございます。大変なところでございます。それなりに応じた経歴、経験と年数。そういうものも必要だというふうなことも考えてやってきておるわけでございます。病院につきましては、十分考えた上で優秀な前もって経理的な面、経営的な面で優秀な次長を配しておるわけでございますので、どうか新しい部長と力を合わして院長を補佐していけるというふうな評価でやったわけでございます。

それなりの人事異動をせざるを得ない理由があったわけでございますので、そのように評価いただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　一つだけお答えいたします。

南部地域の病院の建設という政策をうたっております。ぜひ実現をしたいと考えております。その手段でありますが、医王病院は、これはもう後退いたしましたので、その跡地が何かうまく医療機関の誘致ができないかということが一つあります。いま東京都のマイタウン計画の南部地域に病院をということも広く承知しておりますが、ガンの検診センターは南大沢、つまり八王子市に決まったという情報もあります。それから、もう一つ公設民営の病院というのが南部地域という表現で構想されておるわけでありますが、これは、相当な規模のものは ― ベッド数も相当な規模でございますから、いまの医王病院の跡地がすぐ、運動すれば適用できるというふうなことでは私はないと思います。より日野市の南部地域にというのがどこを目されるか。もっと具体的に調べてみて、もしあそこでいいとおっしゃるならば、これは大変結構なことだと思いますので、積極的な運動もよろしいと思います。

いずれにしましても公設民営でありますから、民営側の取り組みということもまた大切だと思っております。

以上、特に人事のことは、ひとつぜひ最善を期して考えておるということで御理解をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　　時間がないので簡単に申し上げておきます。

まず１点の、いわゆる通し号俸の件については、葛西さんが昭和４７年当時からの糸口になっていたことは事実だそうです。けれども、４８年に組合が ― 森田さんが市長になられて、この通し号俸を提示したときに、あっさりのんだときには組合がびっくりしたということも、その際はっきり言っておりました。なおかつ篠崎さんが再三この問題について、命を張ってもこれは阻止すべきであるという苦言を呈したら、おまえはうるさいから企画財政部長をおりていただきたいということまで言われたということも私に言われましたので、そのことも申し添えておきます。

さらに、ぜひひとつ、先ほどからも私は国、都とのパイプを強くするということを、再三口

がうるさくなるほど言っているんですけれども、やはり日野市の限られた予算内で行政を進めるといっても、これは限りがあります。特に、都立総合病院 ― 鈴木都知事さんが、前回選挙中にお見えになったときに、ぜひ日野市の南の方へつくりたいというようなことも言っておりますので、こういったものに対しても積極的なアプローチを、ひとつ思想信条を越えて１５万 ― 冒頭申し上げた、私が、４期目だ。いままでの１２年間の継続であってはならない。この４年間は、いわゆる１５万市民の上に立った、すべてを越越した上の行政を進めていただきたいということを申し添えましたのは、そこにあったゆえんであります。ぜひひとつ森田市長、この４期目は、いま私が申し上げたことを単なる苦言ではなくて、１５万市民を代表する意見だと心の中に刻んでいただいて、行政運営をしていただきたいと思います。

以上で第１問目は終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって４の１、４期目森田市政への要望に関する質問を終わります。

それでは次の４の２、地域の小さな問題点を積極的に取り上げる行政をについての通告質問者、市川質信君の質問を許します。

○１９番（市川資信君）　大変最終バッターは時間が遅くなって申しわけないと思うんです。１時間半大切な時間でございますので有効に使わしていただきます。

「地域の小さな問題点を積極的に取り上げる行政を」こういう問題で２問目のテーマとして通告質問をさしていただきました。行政というものは、とかく大きな問題というのはだれしも心の中にあり、また、だれも会話の中に交わされる。また、常日ごろ脳裏から離れるものでないので、これは比較的完成年月、あるいは着工年月等は別としましても、いつかはできるという見通しがあるわけでございます。しかし、私が今回申し上げたいのは、いわゆるそれらから見捨てられたような問題。たとえば各議員が毎回一般質問し、あるいは請願が出されておる。そういう中で請願も採択された。あるいは一般質問で部課長のいい了解をとられた。あるいは予算づけされた。そういうものは、振り返ってみますと多く実行されないまま今日を待っておるという、こういう忘れ去られた問題を ― それには忘れ去られたというより、行政に何も責任があるとか何かじゃなくて、いわゆる担当者が、その工事を踏み入れようとして地域に行くと、地域の反対、あるいは組合の阻止等いろいろの複雑な要件が重なってできなかった問題等があるわけです。しかし、時間が経過するとともに、また条件等が変わってきて十分にそれら

が現在ならばできる可能性があるんではなかろうかと。こういう問題を幾つか拾い上げて質問さしていただきたいんでございます。

私は、昭和５３年に、その１例なんでございますが、初めて市議会議員に当選さしていただいて、ここでその３月、初めての一般質問をさしていただいたんです。そのときは、ここへ立ちますと上がってしまって、心臓がどきどきして、前回亡くなられた田中鯛一さんと、精神安定剤というんですか。そういうものを２人で内緒で飲んで、それで出たものでございました。それほど度胸がないんでございますけれども、そのときに、いま質問をここでちょっと振り返ってみたいと思うんですが……。

私がほやほやのときに、高幡の市営住宅の側溝が ― 市営住宅もたれ流しておるんですが、溝が実際は吸い込み式で市営住宅が許可になっているんですが、現実には、もう吸い込みは目詰まりしてすぐ使えなくなってしまって、用水にそのまま低いところを流れて、たれ流しになっておる。用水組合の方も、それを見て見ぬふりをしておる、市の方も知って知らぬふりをして ― そういうことはどうでもいいんです。問題は、その工事をしていただきたいと言ったら、みごとにそれがわかりましたということで、設計もある程度でき、予算もつけられて、いよいよ工事にかかろうとしたわけです。時の総務部長は、その交渉に当たってくれたのは、いまの助役さんの赤松さんだった。赤松さんも ― 新井第二用水組合、鬼の用水組合と言われるんですが、交渉の任に当たっていただきまして、私も出て、もう市民からいつごろできるんだと。予算も通っているんだから来年はできますと言ったんですけれども、８年経過しようとしている今日なおかつまだできない。

それで、ところがあの地域はその後 ― いま都市南平高校が仮設校舎として、なおかつ違法建築は別にして、高幡福祉センターのりっぱなものも建っておる。その前に依然としてヘドロたれ流しのままきておる。ところが、新井第二用水組合は鬼の組合と言われました。がんとして当時聞かなかった。ところが年次が変わると鬼の組合も、私は相当変わってきたという事実を私はつかんでおります。当時強硬に突っぱねてきた用水組合も、やがては自分で家作をつくったり、あるいは分譲住宅をつくって、それらのどうしても下水をその用水に流さなきゃならない羽目になって、四苦八苦して何とかそれを乗り越えてきているという事実もつかんでおる。これは、市長もよく知っておるとおりであります。だとしたならば、当然この地域の問題も付随して何らかの対応処置はとれるんではなかろうかということが第１点でございます。

その２は、明星住宅の中央道路歩道の拡幅について。昭和５６年だったと思うんですが、それも、確かにあそこは明星の通学路であり、また、６００世帯が通勤する往来。あの１本きりない道のために非常に混乱をとかくする。それで、私の記憶では、当時拡幅計画の2,０００万円の、たしか予算が計上されたことも記憶しておりますが、ところが七、八人おった地主さんの１人だけがごねた、ごね得というんでしょうか。何か不相応の要求等があったために、ついに担当者は頭へきてそのままになってしまったと。ついに予算も流れ、その工事も着工されないままに今日を迎えておるわけなんですが……。

どんなものなんでしょうか。それらの今後の、あの地域のことを思えば、再度そういったことを検討してみる。もうあれは、１人の地主が反対したんだからだめじゃなくて、その地主さんを説得させる。場合によったらば職員のみでなく ― 職員も苦労しております。この問題については。苦労しておるんですが、場合によったら助役さんも出て、あるいは地域担当している議員も出ていくとか、いろいろと骨を折って進めるような方法もとれないだろうか。

それと同時に私が申し上げたのは、もっと以前に、あの明星住宅地域には公園というものがありません。あの地域の公園をひとつできないものでしょうかということで、塀内さんが相続税のために物納した用地が ― あれで３００坪くらいでしょうか。あの住宅地の一番真ん中辺のいいところに、いまも下の方ですがあるわけですが……。当時それを公園として使わしていただけないものでしょうかと言ったところが、進入路が恐らくとれないといってできなかったわけです。私は、だからあそこへは建物建てられないんだなあと思っていたら、あそこのところに例の、その後、保育園ですね。私設保育園がみごとにできているわけです。あの保育園のすぐ裏側になるわけでありますから、当然あそこの ― 当時、じゃあ私に答弁したことはどうだったんだろうかと。私は気が弱いものですからその後質問してないわけでありますが……。

それと同時に、何か先般市長が市民対話集会のときに ― 私はまた聞きですから知りませんけれども、あの明星住宅は１本道です。特に下の多摩動物園。2・2・11が、コアラが来て混雑、あるいは動物園に、日祭日等が混雑すると逃げ道がありません。災害始でも逃げ道がない。それで、上の、いわゆる通学路として使っているA段階を、車が通れるような４メートルくらいの道路をつくってみたらいかがでしょうかというようなことを、市民対話集会のとき出されたそうですが、私はその後それをまた聞きしたんですが、その後そういったことはできるのかどうか。可能なのかどうか。そこら辺ができれば中央道路がふさがれても上から逃げ道があるか

ら、あるいは外出するにも何にしても、車でまた出られるであろうということも思うんですが、それらを含めて、ひとつお答えいただきたい。

それから、粗大ごみなんですが、粗大ごみは御存じのように個別収集方式ということで ― 清掃部長さん初めてね。私は、当然大貫さんがそこいるもんだと思ったから質問しようと思ったんですが、かわっちゃって、恐らく答えできるかどうかわかりませんけれども……。いわゆる私どもの近くに危険物置き場が設置されておる。大変いつも清掃部の方が神経使ってきちっとされておるんですが、粗大ごみが危険物のところに余りにも多く置き過ぎてあります。ところが、いつの間にかそれがきちっと整理されております。そして、私どもはまじめくさって家の前へ置いて、いつ幾日取りに来る。きちっとやっているんですが、そういったものは、現在の粗大ごみの個別収集方式というものが、きちっといま運営されているのかどうか。あるいはもとのような状態に戻りつつあるのかどうかということを御質問いたします。まだ言いたいことはあるんですが、時間がないんでこれ以上言うと答弁の時間がありませんのでこれでやめます。

以上、簡単で結構ですから、一通り答弁をいただいて、時間がなければ次の一般質問でまた質問します。

○議長（高橋通夫君）　市川資信君の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（赤松行雄君）　私の方からお答え申し上げたいと思います。

５３年当時議員さんになられて、ちょうど私も記憶にございます。向島新井用水の幹部の方と御一緒に交渉に議員さんにも出席していただいたと。この問題でございますけれども、石の上にも３年以上たったわけでございますけれども、調布の先に野川というのがございます。多摩川へ汚水がおりていくわけなんですけれども、そこで、建設省が去年、おととし実施しました礫間浄化法と。こういうふうな方法があるわけなんですけれども、水路清流の方で、その実験的なものをここでやりたいと。こういうふうなことでございますので、長い時間をかけての御希望でございますけれども、解決に１歩進むんじゃないかと思います。

それから、明星の問題も先ほど申しましたように、時間的な経過がございますけれども、さらに努力をしてまいりたいと思います。

それから、粗大ごみの問題でございますけれども、今度の予算の中に清掃パトロールという制度等の導入の予算もございます。ここらで早く現状把握して、要するに御迷惑にならないよ

うに、あるいは不法投棄を早く押さえられるようにと、そういうようなねらいで設置するものでございますので、御質問の趣旨はよく胸におさめておきまして、それで対応してまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　これをもって４の２、地域の小さな問題点を積極的に取り上げる行政をに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後５時３３分散会

６月13日　木曜日　（第４日）

昭和６０年
第２回定例会

日野市議会会議録　（第14号）

６月１３日　木曜日　（第４日）

出席議員（２８名）

１番	橋本文子君	２番	福島敏雄君
３番	小俣昭光君	４番	小山良悟君
５番	谷　長一君	６番	古谷太郎君
７番	馬場繁夫君	８番	馬場弘融君
９番	高橋徳次君	１０番	旗野行雄君
１１番	一ノ瀬　隆君	１２番	板垣正男君
１３番	鈴木美奈子君	１４番	川嶋　博君
１５番	飯山　茂君	１６番	夏井明男君
１７番	黒川重憲君	１８番	古賀俊昭君
１９番	市川資信君	２０番	藤林理一郎君
２１番	名古屋史郎君	２２番	竹ノ上武俊君
２３番	米沢照男君	２４番	中山基昭君
２５番	大柄　保君	２６番	秦　正一君
２７番	奥住芳雄君	２８番	石坂勝雄君

欠席議員（１名）

３０番　高橋通夫君

欠　員

２９番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君
下水道課長	坂口泰雄君	水路清流課長	橋本栄萬君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	谷野省三君	書記	串田平和君
書記	佐々木茂晴君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　小野口純子君

議事日程

昭和６０年６月１３日（木）

午前１０時開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１

午前１０時６分開議

○副議長（米沢照男君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２１名であります。

本日、議長公用のため不在となりますので、副議長が、本日議長を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

日程第１、一般質問を行います。

５の１．交通問題の懸案事項、現状と今後の展望についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔２２番議員登壇〕

○２２番（竹ノ上武俊君）　それでは、議長のお許しを得まして、交通問題の懸案事項、現状と今後の展望について、ということで、質問をさせていただきます。

日野市の道路事情などにつきましても、細かい住民要望について、次々と解決している点なども見受けられます。

交通問題を考えるとき、特に、道路をたくさんつくればいいというような考え方もございます。しかし、現在の東京都の道路事情を見てみますと、大変深刻な点もあるわけでございます。

私は、先日、新宿まで甲州街道を２往復ほどしてみました。５５０ｃｃのライトバンで走ったわけですけれども、そのものすごい車の洪水、私は久々に走りまして、非常に驚いた次第でございます。これが、果たして日本の経済の発展として、いいのであろうかどうか、という疑問を感じた次第でございます。

そういう道路を通りまして、日野市に帰ってまいりますと、非常に空気もよくなるし、ほっとする、こういうことを感じるのが現実でございます。ですから、やはり交通問題を解決するには、調和のとれた交通問題の解決、道路計画というものがなくてはならないと思います。

前置きとして、大きなことを申し上げましたけれども、本日の質問は、やや具体的な、小さな事項について、質問をしてまいりたいというふうに思います。

第１点は、百草団地、高幡台団地の外周道路の市移管に関する質問でございます。御承知のとおり、この外周道路につきましては、数年前、既に市議会におきまして審議して、市に移管が完了している道路でございます。にもかかわらず、非常に長期にわたりまして、市への正式移管がなされていない。その間、住民要望が数々あったわけでございます。その中で、例えば

多摩更生園や、障害者の方々から出ていた、歩道と車道の段差、これを削ってほしいというような要望などがございました。

こういう点については、日野市が早速公団と協力して削りまして、障害者の方々が喜んでいただいております。

あるいは、街路灯についても、公団所有の道路ではございますけれども、市が水銀灯をつけていただいて、明るくしていただいた、などというふうに、次々改善もなされてきてはおります。

しかし、依然として湯沢橋の付近の水はけの問題、あるいは歩道の陥穽、あるいは分譲住宅等の駐車場問題の未解決、あるいは植樹の問題等が残されているわけでございます。

こういう点につきまして、今回、市移管が正式になされるに当りまして、市当局として、公団に対し、今申し上げましたような具体的な要望解決という立場で努力をしていただきたい、こういう質問でございます。早急なる解決ができるかどうか、この点について御答弁をいただきたいと思います。

また、あわせまして、若干他市などに見られるものでございますけれども、この地域には障害者の施設があることから、障害者の方が、多数道路を利用されております。1カ所ぐらいは、車いすのまま使える公衆電話、こういうようなものも設置してみたらどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。これが第1点でございます。

第2点は、高幡不動尊前の都道の拡幅の問題でございます。この点につきましても、市議会、あるいは私ども党といたしましても、さまざまな働きかけを東京都に行ってまいりました。しかし、依然として不動尊前の都道の道幅が狭い。このために、通勤の人たち、通行人が、大変不安な状態で歩行をいたしております。もちろん、バスの運転手さんも、大変悩みながら運転をされております。トラックも同様でございます。

この点について、最近、市としては東京都にどのような働きかけをしているか。また、今後これが解決する展望はあるのかどうか。この点で、質問をいたしたいと思います。

また、都道をめぐりまして、抜け道をつくってほしいというような要望もあるわけですけれども、果たしてそういうことが可能なことであるかどうか。あるいはまた、そのほか市として考えている方途があるとすれば、そういう点についてお答えをいただきたい。

余り、前置きもいたしましたように、道路事情がよくなり過ぎて、あの付近の住民の方々に

御迷惑をかけるような状況になっては、まずいわけでございます。その辺はもちろん考えた上でございますけれども、あの拡幅というものを、ぜひ急いでいただきたい。こういうことで質問をいたします。

第3点は、通告の中で具体的に指摘しておりませんけれども、懸案事項ということで、市当局も考えていらっしゃると思いますので、質問をいたします。

一つは、下程久保地域の京王線のガードの下の、狭さの問題でございます。下程久保については、登記上の問題、こういう問題も、今、経過中でございます。

しかし、あの一帯にありました樹林を、開発が許可される状態になりまして、その中の一部分の道路は広がったわけでございます。このために、あすこの自然林も、わずかな面積でありますが、全部なくなってしまいました。

しかし、この開発を兼ねて、あの付近の道路事情もよくなるやに思ってもいたわけですけれども、依然としてあの出入り口が狭い。また、高幡台団地方向に抜ける道路についても、まだ解決策がとられていない。こういう点で、市としては、この地域についてはどういうふうにお考えなのか、御答弁をいただきたいと思います。また、促進をしてもらいたいと思います。

きのうまでに、若干関連して質問があった問題でもございますが、再度、もう1点、3番目として聞いておきたいと思います。

それは、明星大学下の住宅地帯の、避難路についてでございます。これが、一たん計画をされてまいりましたけれども、なかなかうまい解決方法が進行をいたしておりません。ここに、やはり何らかの形で、もう1本避難路というものを研究すべきではないかと考えております。そういう点で、この避難路計画について、今後の展望はどういうことになっているか、これも促進をしていただきたい点でございます。

できれば、3点目の中に、程久保各地域の、雪が降ったときの対策、これは梅ケ丘団地も同様でございますけれども、この辺についても、もし今後御配慮をいただけるものがあるとすれば、御答弁をしていただきたいと思います。

4番目は、これも、きのうまで出されている質問とダブりますけれども、高幡不動の駅の踏切の立体化についてでございます。この立体化についての現状と、展望について、簡潔で結構ですから、お答えをいただきたいと思います。もちろん、促進をしていただきたいという立場からの質問でございます。

あわせまして、この立体化が実現するまでの間、多摩動物園に至る道路付近の自転車置き場、あのあたりの交通安全対策ということについて、お願いをしたいと思います。いかがお考えか、御答弁をいただきたいと思います。

第５点目は、多摩動物園のコアラに関係する道路混雑の問題でございます。これも１回、私、取り上げてまいりました。その後、この議場でもたしか発言をしたと思いますが、東京都や日野市の、あるいは日野警察などの努力がございました。掲示板の増設、あるいは七生交差点の交差の仕方の改善、こういうことがなされまして、若干の解決はできているわけでございます。

しかし、既に１００万人がコアラ見物にいらっしゃったということで、まだ今後とも続々といらっしゃると思います。特に自動車のお客さんもふえてきている現在でございますので、この混雑対策について、もう一度市当局として努力をされているかどうか、お答えをいただきたいと思います。

次は、第６点目でございます。これも、きのうまでの質疑の中に出されておりますので、ダブりますが、簡潔にお答えいただきたいと思います。

しかし、簡潔とは申しましても、先般の生活環境部長の答弁では、ちょっと心もとない感じがいたしました。市民会館に当たりまして、特に七生方面からの行き帰りが不便でございます。これを解決するバス路線、あるいは市独自の輸送のあり方、そういうものについて、もう少し市民が安心するような形での御答弁を、お願いしたいと思います。

次は、第７点目でございます。七生公会堂を中心とする、付近の、交通問題といえば交通問題に関連して、質問を申し上げます。

具体的に申し上げますと、一つは七生公会堂の利用率が高まってきているために生じていることでございます。特に七生公会堂は、非常に使い方、あるいは中身、設備がいいということで、市外の方も大分利用されております。京王線を利用してくる市民の方も、たくさんおられます。

高幡不動駅をおりまして、七生公会堂まで行くに当たりまして、初めて来た方には、なかなかその所在がわからないそうでございます。そのため、駅前の商店街は、毎日七、八件は、七生公会堂の所在場所を聞くお客さんが絶えない、という話でございます。

こういう点で、もう少しわかりやすい案内板、あるいは道順の掲示、こういうことをしていただきたい、こういうふうに考えております。いかがか、御答弁をいただきたいと思います。

また、七生公会堂入り口が、多少、夜になりますと暗い感じがいたします。あすこの入り口にガソリンスタンドがありますが、営業が終わりますと、あすこの水銀灯も消灯されるわけでございます。そういうわけで、あの入り口付近に、もう少し明るい照明ということをしていただくべきではないか、こういうふうに思うわけですが、この点について、担当の部長より御答弁をいただきたいと思います。

次は、第８点目でございます。これは、やはり市民会館にも関係がございますが、現状でも市役所への往来で、若干の不自由を感じている点がございます。

それは、川崎街道から左折する入り口が、何本かございます。これが通学、通園の子供たちのことを考えまして、９時までは左折禁止となっているわけでございます。住民の要望があるわけでございますから、これを勝手に変えるわけにはまいりません。しかし、タクシーの運転手さん、あるいは、あそこを利用されているいろいろ業者の方等に聞いてみますと、何とかもう少し改善して、９時前に、１本でいいから左折できる方法というものが配慮できないだろうか、という要望があるわけでございます。

あわせまして、市役所から出ていく際、川崎街道に出る、谷戸坂ですか、あの交差点が、押しボタン式になっております。ここで、非常に川崎街道への出入りが危険であるという声も多いわけでございます。

いま申し上げましたような方式になっておりますけれども、これが自動方式がよいのかどうか、ひとつ専門家で研究をしていただきまして、もう少しあそこを滑らかに、安全に出ていけるように、信号機の改善をしていただくわけにはまいらないかどうか、この点について質問する次第でございます。

最後は、簡潔な答弁で結構でございます。これも今まで他の議員さんなどが質疑をされております。そういうわけで、立日橋の着工に関連して、１つ質問をしておきます。

立日橋が開通するのは、数年先、昭和６５年ということになっております。これが甲州街道とダブりました際の、甲州街道の交通混雑ということも予測されます。それに対する対策というものを、もちろん、今からとっていらっしゃると思いますけれども、他の道路建設などとも関連して、交通混雑については、甲州街道沿いの住民の皆さんに迷惑がかからないように、あるいはそこを通る市民や都民の人たちに迷惑がかからないようなことを、重々研究しておいていただきたいと思いますけれども、その点についての考え方を質問をいたします。

あわせまして、日野駅の国鉄線の下の国道、歩道の拡幅の問題でございます。この件も、もう何十回も取り上げられておりますけれども、今後どういう方向で解決の展望があるのか、お答えをいただきたいと思います。

以上、９点にわたりまして、御答弁をお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、まず私の方から、最初に、第１点目の百草、高幡台の両団地におきますところの、道路の移管の問題につきまして、お答え申し上げます。

これにつきましては、住宅都市整備公団が道路を設置しまして、その後、御質問の中にもございましたように、５３年の１０月に市道認定がなされておるわけでございます。

ところが、周辺の関係の境界査定の問題などが、まだ未解決のものがございまして、それらの理由によりまして、底地権の移転が、まだ行われていないのが現状でございます。

今般、これらの道路の引継ぎを前提といたしまして、現在、住宅都市整備公団、あるいは交通対策上の問題等につきましては、日野警察署と、るる協議を現在進めております。そしてその中で、道路改良、あるいは安全施設等の設置の協議が進んでおるわけでございまして、中を貫通しております幹線の高幡台１号線、百草台１号線、あるいは２号線の引き継ぎにつきましては、本年度いっぱい、つまり６１年の４月までには完了をしたいという予定で、現在作業を進めております。

これに伴いますところの、いろんな具体的な改良の問題でございますけれども、改良につきましては、協議の中でいろいろ御指摘をいただいたところにつきましては、公団が引き継ぎの時点までに完全にこれを改良していただく、というお約束を取りつけてございます。

御質問の中にもございましたように、道路の路面の排水の問題の改良だとか、あるいはバス停の中での、バス停がございます地域の安全施設ということで、道路に中央分離帯を設けるというふうな、構造上の配慮の問題とか、そういうような具体的な改良、あるいは、歩道の関係につきましては、平板舗装がしてございまして、かなり傷んでいるところもございます。そういうものを普通の舗装に打ちかえる改良をするというふうなことも、改良の中では考えていく予定でございます。

そういうふうなことで、逐次整備を進めながら、今申し上げましたように、本年度いっぱいに引き継ぎを完了したいというふうに思っております。

なお、そのほかの支線の道路等につきましては、具体的な協議もこれから進めなければなりません。そういうような多少の支線道路もございますので、それらにつきましては、６２年の４月ごろまでには引き継ぎを完了して、一切終わりたいというふうに考えております。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、私から２点目、３点目につきまして、４点目もそうでございますが、お答え申し上げます。

まず、２点目の、高幡不動駅前の歩道の拡幅について、都とどのような協議、また、市の方から都に働きかけを行っているのか、という御質問でございます。

この点につきましては、従来から非常に交通渋滞が激しいと。また、狭隘な道路に、最近では、台数として１日１万1,５２０台の車両が通過する。あるいは、その中で大型車の混入率の１５％というように、非常に大型車の混入率も、近年ふえてきております。

そういう関係上、特に高幡不動尊前の道路、都市計画道路で２・２・１２号線でございますが、これは緊急に拡幅する、整備する必要がある、というふうに私どもも考え、東京都も同様に考えているところでございます。

過日、５月３０日でございますが、昨日もお答えを申してございますが、第１２回の東京都南多摩開発計画会議におきまして、市長から都知事に、直接、これらの道路の拡幅整備をしてほしい、という要望を行ってございます。この会議に出席をしておりました建設局の道路官も、日野市の区画整理事業等と相まって拡幅整備をしていきたい、というお答えをいただいてとるところでございます。

それから、この道路は非常に狭隘でございますから、拡幅整備されるまで抜け道は可能か、という御質問でございます。抜け道としては、七生農協から動物園の方に向かいます２・２・１１号線、これを動物園の方向に向かいまして、動物園の前を通り、さらに多摩テックのところから京王団地を通って、２・２・６号線に入る道路が、現在、東京都の方であと一部、峠の部分を除きまして、何とか完成しております。

これは、将来、完全にでき上がりますと、２・２・１２号線の、いわゆるバイパス的な役割も果たしてこようかと思います。そういう中で、交通体系を一方通行等で対策を立てれば、相当の車両の通行の緩和が図れるものというふうに考えております。今後、警察の方、あるいは

東京都の方とも、こういった点について協議をしていかなきゃならない、というふうに考えております。

それから、３点目の、下程久保地区の京王線ガードの拡幅ということで、御指摘の点は、金久団地に入るガードのことだと思います。金久団地の西側の山林につきましては、現在、開発業者において宅地造成が行われているところでございます。この造成が完了しますと、さらにまた現在よりも人口が張りついてまいります。

将来は、現在のガードでは、これらの住宅が、安易に人口が張りついてまいりますと、消防車、あるいは救急車の進入も当然予想されるわけでございまして、ガードの拡幅につきましては、開発業者の方にも、開発に当たっての一つの対策として、このガードを拡幅するよう要望をいたしておりますと同時に、私どもも京王の方に、このガードについて拡幅するよう、要望を行っておりまして、現在、協議を進めている段階でございます。

それから、４点目の、高幡の踏切の立体化でございます。高幡の踏切につきましては、かねてから立体化について、いろいろと地元、あるいは議会の中におきましても、議論され、あるいは要望されてきたところでございまして、これを立体化するためには、周辺の道路、あるいは面開発を行う必要があったわけでございます。市として、高幡の地域の区画整理事業を実施するということで、その中でこの立体化もあわせ考えるというようなことから、区画整理の事業化を計画をしたわけでございます。

最近、区画整理の面積の一部を縮小いたしまして、これは６月の６日でございますけれども、最終的に地元の方々と、ある程度の合意を得られたところでございます。

したがいまして、今後、区画整理事業を、この１０月に都市計画決定をとり、さらに６１年には事業の認可をとる一応の目安ができてまいりました。その中で、立体化もあわせ検討するということで、東京都も、現在区画整理がそのように進行してきました関係上、現在の段階では、調査、設計に入っている段階でございます。できるだけ早く立体化を促進していきたい、というふうに考えております。

それと、９点目の、立日橋が完成した段階で、甲州街道２０号線の交通対策、非常に道路が渋滞等を起こしてくる可能性もあるわけでございます。そういう中で、今後の対策としては、国道の関係でございますので、相武道路建設事務所あるいは警察と、この点についての交通対策を十分検討しなければならないということも、現在協議は行っている段階でございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　３点について、お答えをいたします。

最初に、避難路の問題でございますが、土地の所有者、地主さんとの交渉が暗礁に乗り上げておりました。その中にあって、課長の交代がございました。

しかし、最重点懸案事項として、新しい課長に引き継ぎ、なお新旧の課長そろって地主さんのもとを訪れまして、今後とも交渉を続けていくということを、お話しいたしました。今まで以上に強力、かつ積極的に交渉を続けてまいりたいと思います。

２点目の、コアラ見物客による交通混雑でございますが、先般の議会でもお話しいたしましたとおり、関係機関の連絡会におきまして、車での来園は極力避けていただきたいということで、御協力をお願いしているわけでございます。

なお、その折にお約束いたしました、６０年度予算で発行いたします観光パンフレットの中には、車の来園を控えてほしいということを入れるように、目下準備中でございます。

七生公会堂の掲示板につきましては、５４年の秋に落成いたしました公会堂でございますが、その翌年に、現在壁面に取りつけられております大きい看板を取りつけました。さらに、その後、入り口のところに、七生公会堂、七生支所の立て看板を立てておりますけれども、御指摘のように、駅からの道が比較的複雑でございますので、道に迷う方もいらっしゃる。そういう方のために、高幡不動の駅に印をつけるとか、あるいは途中の案内板を立てるとか、そういったことにつきまして、来場者の意見なども徴し、さらに具体的な検討に入ってまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　お答えいたします。

市民会館が７月２０日にオープンするわけでございますけれども、それに関係するところの、バスの輸送の問題でございます。

現在、路線バスで抱えている問題は、路線の新設、それから運行回数の増発。この中には、深夜、いわゆる終バスの時間延長、こういう問題も含まれているわけでございます。

それから、バスの系統の延長といいますか、いわゆる現在のバスの一つの路線の長さが、非

常に短く切れているわけでございます。利用者からとりますと、その系統の延長をすることによって、非常に利用しやすくなるわけでございます。

こういった問題につきまして、現在、京王帝都と協議を進めております。なかなか具体的には前進をしないわけでございますけれども、その中で、ただいまの御質問の市民会館の関係ではございますけれども、終バスの時刻の延長につきましては、基本的には、現在同意しております。いつやるか、それから本数等については、これから完全に詰めたいというふうに考えております。

次が、最後の日野駅のガード下の、甲州街道の歩道の関係でございますけれども、この件につきましても、たびたび議会の中で申し上げておりますけれども、やはり今の時点では、建設省の方に、独自で拡幅をして歩道設置するように要望する以外にない、というふうに考えております。今後、さらに要望を続けたいと考えております。

○副議長（米沢照男君）　　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　　それでは、あと私の方から、まだ残っております御質問にお答えします。

まず、坂道の雪害対策でございますけれども、梅ケ丘団地とか、あるいは第二武蔵台幹線道路につきましては、御存じのように、非常に勾配のきつい道路がございます。

これらの道路につきましては、確かに雪が降りますと、路面がスリップするということで、車両の通行にいろいろ支障があるわけでございますけれども、まず、やはり原因を取り除くということで、道路構造とは別に、雪が降りましたら、できるだけ早く除雪をするということが第一義であると思いますけれども、構造上、チェーンを巻かないであれだけの勾配の道路を上がれるということは、ちょっと不可能でございますので、そういう点については、十分私の方も、そういう事態の発生のときには事前に警告の看板を出すとかして、対策を立てておりますけれども、構造上の問題につきましては、今後やはり検討をしてみたいと思っています。

それから、自転車置き場の問題でございますけれども、多摩動物公園の駅付近という御質問だったと思いますけれども、現在、あの周辺の関係の自転車置き場につきましては、幸いまだ需要の発生がないわけでございます。休祭日、休みの日などの車の利用というのは、相当あるわけですけれども、自転車の利用という形の、いわゆる定着した通勤者の置き場の必要性というものは、まだないわけでございますけれども、発生があれば、当然ほかの駅と同じような形

で考えていきたいと思います。

それから、８点目の、信号機の改良の問題でございますけれども、これもやはり交通の流れそのものが、川崎街道はかなり多いわけでございます。そういう中で、現在、規制が行われているわけですから、当然道路交通管理者としての考え方もあろうと思いますので、毎回申し上げて恐縮でございますけれども、やはり日野警察署との協議などによりまして、改善できるところは改善をしていきたいというふうに思います。

○副議長（米沢照男君）　　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　　再質問を、若干だけさせていただきます。

その前に、１点ちょっと確認したいと思います。

建設部長の答弁の中で、百草、高幡両団地の外周道路の認定は、５７年とおっしゃいましたか。その辺は、もう一度お答えいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　　認定につきましては、全団地の道路そのものが、５３年の１０月に議会の御認定をいただいておるわけでございます。その後、先ほど申し上げましたように、底地の所有権移転等の問題がございまして、今日まで底地も移らないという形の中できているということは、現状でございます。

５３年の１０月に、市道認定はなされているということでございます。

○副議長（米沢照男君）　　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　　１点目の、百草団地、高幡台団地外周道路の市移管に関するという項目について、再質問いたします。

私が、今指摘しました点で、車いす用公衆電話という件については、御答弁はなかったようですけれども、後で答えていただきたいと思います。

その他については、住民の意向も酌んで、公団との折衝の中で実現をさせていくという答弁でございました。結構だと思います。今、両団地の自治会も、公団と細かい交渉などをしている段階で、おおむね公団と市の考え方に同意をする方向で、協力をいたしているところでございます。

そういうわけでございますので、期限内に何としても湯沢橋の問題、あるいは歩道の問題、そういったことを細々と、すべて実現を、促進をしていただきたいというふうに思います。

関連いたしまして、一、二要望をしておきたいと思います。この点で、答弁があればお願いをいたします。

一つは、高幡台団地のバス停から下ったところに、ロータリーのような空き地がございます。ここが、やはり道路用地として、市に移管される予定になっております。ここを中心として、少し美観も考えた植樹とか、さまざまな手入れを、ぜひ住民と協議をして、立派なものにしていただきたいというのが一つでございます。

それからもう１点は、高幡台の分譲住宅の皆さんの要望に関連してでございます。これは、既に市にも以前いらっしゃったことがある件です。分譲住宅の外周道路というのも、現在では私道に一応なっているわけです。あすこの場合、駐車場用地が、これは賃貸住宅も同じでございますが、非常に少ないわけであります。

しかし、賃貸住宅の方は、住宅公団が管理をいたしておりますので、住民要望があれば、かなりの要望を認めて、駐車場を増設していくということができるわけです。

しかし、分譲住宅の場合には、既に分譲されておりますので、住宅公団が何とかするということができません。

それからまた、あの地域には土地が一切ない、空き地がない状態でございます。そういうところで、現在、私道ということで、暗黙のうちに路上駐車をかなりされているわけでございます。

現在の分譲住宅が約６００世帯、駐車場の保有台数は６５台なんです。ですから、当然現代社会には合わない、こういうことになるわけです。現在、現存の駐車場を申し込んでいる方が、大体１６０台ぐらいあるわけです。これが路上駐車をせざるを得ないという状態になります。

いいか悪いかは別といたしまして、今後さらにマイカーがふえていくというふうに見なければなりません。そうすると、３００台から３５０台の駐車場が、分譲住宅だけでも必要な時代が、もうそこまで来ているわけであります。

分譲の管理組合の皆さんは、しばしば公団に交渉しまして、今度市に移管される中央の道路の横に、公団用地があります。これが空き地となっているわけです。ここが５０台ぐらいは駐車できるんではないかということで、公団にここを、分譲住宅に譲ってほしい、あるいは貸してほしいという交渉を、何回もされておられます。

公団の考え方としては、一応公団の公有地でございますので、これを個人に分譲することは

できない。しかし、一案としては、今、団地サービスという公団の下請会社がありますが、そこを通じて貸すという、仮説を立てることはできるというあたりまでは、話し合いが進んでいるようです。

今回、その空き地の一部分が、歩道がないということで、歩道として市に移管されると思います。若干、ですからその空き地は削られることになります。

今度の市への移管に際しまして、今言ったような駐車場不足という状態がありますので、ひとつ公団と住民との直接の関係にはありますけれども、市としても、交通対策あるいは駐車場対策として、この空き地の利用について、公団側に、住民サイドに立った側面援助という形での折衝をしていただくことが必要ではないか、こういうふうに思います。

もちろん、あそこは公有地ですから、分譲住宅地内にあるとはいえ、いろいろの利用の仕方は、高幡台の賃貸住宅の皆さんもお考えではございますけれども、今言ったように、高幡台の管理組合全体の意向として、そういう動きをされておりますので、この点の努力方をお願いしておきたいと思うわけです。この点について、ひとつ御答弁をお願いをしたいと思います。

それから、もう一つは、次の質問でやろうと思いましたが、ここで一言言っておきたいと思いますので、もし一言あれば、御答弁申していただきたいと思います。

５３年の第３回定例会、本会議の会議録を見てみました。ところが、そこには市当局の道路移管に当たっての答弁が出ているんです。四、五人の議員さんが、私も含めて、質問をしております。

市側の答弁といたしましては、既に５３年度において、即刻、あしたにも移管が完了していくというふうに、当時の部長さんが答弁になっているんです。それで、何人かの議員さんが質問をされたんです。ところが、それに対して、今言ったような答弁がある。

ところが、実態は、当時の委員長さんも審査報告でおっしゃっておりますけれども、道路移管に当たって、視察に行ったと。視察に行ったら、道路周辺に草がぼうぼう生えていたというんです。視察に行った翌日かなにか、公団がそれを刈り取ったというんです。

そういうようないきさつなどがありまして、いかにもやはり住民とか、議会の要望を、これは公団に責任があるか、市に責任があるか、わかりませんけれども、スピードアップで取り上げていくということがなかったのではないか、というふうに思うんです。今回は、信頼しておきたいと思います。

当時の部長さんは、住民の意見を聞かないで（「市長の責任じゃないか。市長がやるんだろ」と呼ぶ者あり）、市と、そして公団とで話し合いを進めていくという答弁もありました。これにはまた一、二の議員の皆さんが、それは何事だということで、地元住民の意見を取り入れて、公団と交渉すべきだということを、質疑もなされております。

ところが、その後の、この道路を見てまいりました。当時は七、八千台の車輌の通行でした。現在では、２万台ぐらいが通っているんです。ですから、この道路は私道とか何とかいう位置づけではなく、本来なら今私が申し上げましたような要望は、公団の所有の道路であろうと、市の道路であろうと、やはり球の投げ合いをするんじゃなくて、公団と市が話し合って、だれが所有者であっても、毎日２万台ぐらい通るという、公道以上の公道になっているわけですので、そういう点はもう少し住民の意向というものを酌み上げて、私は、スピードアップの処理をしていただきたかったというふうに思っているわけです。

この点は、ぜひ参考にしていただいて、今後の公団との折衝、あるいは解決をしていただきたいと思います。

車いす用公衆電話の件についても、答弁漏れだったように思いますので、答弁があれば、この点でお願いをいたします。

それから、２点目、３点目については、促進方を要望いたしておきます。

それから、４点目の、高幡不動駅の立体化に関して、質問を先ほどいたしました。そのときに、現在ある自転車置き場と、多摩動物園通りと申しますか、あの付近一帯の交通安全が、なかなか今厳しい状態にあります。自転車置き場から出てまいりまして、駅に行く間とか、自転車置き場に行くときです、歩道などが不十分と申しますか、車の通過が多いということで、非常に不安なんです。

ここのところのことを、私、質問したつもりですので、ここの交通安全対策を、何らかの形で、ひとつ工夫をしていただきたいと思うわけです。この点についても、御答弁をお願いをしたいと思います。

それから、５点目についても、これは促進方を要望いたしておきます。

６点目の、市民会館のバスの件でございます。これは、終バスについては、京王の方も同意をしている方向であるという答弁でございました。ぜひ９時半以後、なるべく１０時ぐらいまで、終バスが運行されることを望みたいと思います

しかし、今後の課題としては、本数が問題になると思います。１時間１本とかいうようなことでは、1,０００人の会場を持つ市民会館のバス路線としては、非常に不安でございます。多摩平方向にお帰りの方が半分としても、高幡方面に帰る人が半分、こういうふうに見ますと、かなりの頻度になるということが予測されますので、たとえ市民会館で（「日野本町もある」と呼ぶ者あり）――ええ、そのとおりです。全市の皆さんのことを配慮して、今発言、質問をしているつもりなんですが、あらゆる方向にお帰りの方がいらっしゃるわけでございます。

そういう点で、市民会館の大ホールが、興行がされていない日は、営業上それはお客さんは乗らないかもしれません。しかし、毎日という形で、やはり安定した運行をされることによって、逆に市民会館の利用率も高まるわけでございますので、この点は特に力を込めて、京王帝都と交渉していただく、こういうふうにお願いをしたいと思います。

そして、市独自の催し物などがある際には、マイクロバス等、市の保有の車を、やはり市民サービスに向けるという形で、ピストン輸送などができるような、何らかの解決策というものを、職員の皆さんともよく話し合っていただいて、実現方をお願いしておきたいと思いますので、もし答弁があれば、この点についてもお願いを申し上げます。

７点目の質問についても、促進方をひとつお願いを申し上げます。

あと、８点目、９点目についても、答弁の方向で促進をお願い申し上げておきます。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高幡、百草台、住宅公団にかかわります―団地開発地域の公道の移管ということについて、考え方を申し述べておきたいと思います。

一団地開発でありまして、区画整理事業で行った開発整備とは、つまり多摩平とは、事情が違うわけであります。

もう一つは、住民の方には、日常生活その他支障のないようにすべきはもちろんでありますが、移管の促進については、私も確かにまどろしく思っておるわけでありますけれど、これはあくまで、本来的には、公団の整備において完了したときに受け取る、というのが原則だと思います。

したがいまして、３者協議会、つまり市、それから住民、公団、この協議体があるわけでありまして、そこで調整をしながら、とにかく住民生活には、公団の管理であろうが、市に委譲されていようが、関係はない、支障はない、という形で推移されるべきものだと思っておりま

すが、したがって、住民の方から市の方に促進を要望というのは、つまり、公団のしりをたたけ、という意味では成り立つわけでありますが、市がなにかまだ手続等がおくれているということであるとすれば、これは考え方を少し変えなければならないと思っております。

もちろん市の責任に帰属することも、なしとは言いませんが、やはりそれらは公団がきちんと、市に早く移管のできる条件づくり、体制づくりをするということでなければならないはずでありまして、そのことのつまり双方の密接な協議、連絡ということは、これは必要だと思います。

しかし、住民の方々から、市に、直接促進をしてほしいということは、とりもなおさずこれはある部分におきましては、住民と公団の直接の部分もあろうかと思いますが、そういう3者関係ということの立場を明確にしておかなきゃならない。それが市の立場であり、余計な、公団に責任を持ってもらうべきところを市が持つということであっても行き過ぎだ、こう思っております。

むしろ公団に、責任を転嫁するつもりではありませんが、ちょっと公団の方の対応にもたつきがあるんではなかろうか、ということを感じております。

趣旨はよくわかりますので、住民に支障がない、また、将来に問題を残さないということで、促進はいたしますと、このようにお答えをし、もう住民の生活が１０年以上、２０年近くにわたって行われているわけでありますから、あたかも感情としては、道路は市の管理する道路であり、公園、その他、のり面なども市が管理をするというふうにとられがちかもしれませんけれど、あとまだ災害要因もなしといたしません。そういうことを十分、誠意を持って双方が協議をしながら促進をしていく、こういうふうに進めてまいるべき問題だと思っておりますので、そのように御理解をしていただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、再質問のございました点の中で、御要望ということでございましたけれども、空き地の植栽につきましては、御趣旨に沿うような形で、公団と接触をしていきたいと思います。植栽は可能でございますので、御要望におこたえできる範囲内で、植栽を今後計画していくことはできるわけでございます。

それから、多摩動物公園付近の、特に自転車利用者に対する安全確保の問題でございますけれども、あの辺の道路そのものの形態からいきますと、（「踏切ですよ、踏切の」と呼ぶ者あ

り）失礼しました。高幡付近ですね。道路規制の問題でございますので、速度制限の問題とかを含めまして、安全確保ができるような、当然考え方を持っていかなくちゃなりません。一番交通も多いわけですけれども、あの辺の交通渋滞というふうなことからいきますと、速度制限をして、それが効果があるかどうかは、ちょっとまだはっきりしませんけれども、例えば、速度制限をすることによって、自転車の出入りに安全が図れるというふうなことも、当然考えられるわけでございますので、そういう方向の中で、警察署の方とも道路規制の問題につきまして、協議をしていきたいというふうに思います。

それから、先ほど答弁漏れをいたしましたけれども、障害者が電話ボックスを利用できる、車いすのままでの電話ボックスの利用ということの御質問がございましたけれども、これは私の方でお答えするということかどうかは、ちょっと別にいたしまして、電話ボックスを設置するということになりますと、やはり便利のいいところに設置するということになりますと、通常、一部道路の歩道などを占有をいたしまして、設置をするというケースが多いわけでございますから、そういう点で、当然、申請が出てまいりますと、道路占用許可という問題がございます。

そういう立場で、私の方からお答えをいたしますと、御利用のある、そういう需要の市民要望の中での電話ボックスの設置については、当然考えられるわけでございますので、電報電話局ですか、関係の機関と、やはりその辺のところにつきましても、道路の管理上の問題も含めました中での折衝を進めて、御要望にこたえるような形の設置ができるかどうか、考えてみたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　それでは、若干の要望を申し上げまして、今回の通告いたしました一般質問を終わらせていただきたいと思います。

ただいま、市長から答弁がありました。そのとおりだと思います。確かに百草団地、高幡台団地の外周道路の問題については、その整備については、公団側に主たる責任があると思います。

しかし、私が言っているのは、長く住民が住んでいれば、当然道路というのは市や都が管理するものだという、そういう感覚的、感情的な問題で発想しているわけではございません。既に、昭和５３年度の議会でも論議されましたように、そのときも７年ないし１０年の期間がた

っておりまして、余り長いという論議などがなされているわけです。それは、この外周道路が公道として、車が非常に多数通っている都道並み、国道並みであるというような現実的な問題から、さまざまな要望が出されているわけであります。

ですから、そういうことについては、どこに責任があるかは別として、市として素早い対応をしていくということが必要だということを、私は指摘したわけでございます。今後ともその点については、そういう例がほかにありましたら、御配慮をしていただきたいと思います。

重ねまして、先ほど議場からも声がありました。第二百草というのがございます。これも、１０年前後にわたりまして、空き家として放置されてきたものでございます。これも公団に責任がある問題です。その付近の安全対策、あるいは衛生対策、草を刈る、こういうことについても、私どもも指摘はしておりますけれども、市側からも公団に要望はしていただきたい。

間もなく、やっとこれが問題が解決いたしまして、分譲されることになっております。これも、地元優先という方向で、分譲を開始するようですけれども、市からも、この間、随分日野市民に迷惑をかけてきた建物でございますので、地元優先で、迷惑料も考えたさまざまな配慮をするようなことを、一言公団側に言っていただくのもいいのではないか、というふうに思うわけでございます。

きょう、私、建設部長に、若干苦情も呈しました。しかし、最近の建設部の働きぶりを見ておりますと、ガードレールとか、反射鏡とか、こういうのがすぐ立てていただくというような努力も見られます。

また、例えば、私が何回かここでも取り上げました、百草台自然公園にホタルを飛ばすという提案がございました。これについても、建設部の方が積極的に御協力をいただきました結果、地元自治会や住民の方々が努力されまして、きょうこのごろホタルが発生をするに至ったわけでございます。感謝を申し上げておきたいと思います。

最後になりましたけれども、革新市政第４期目が誕生したわけであります。きのうは、選挙戦の結果については、いろいろの見方をおっしゃった方がおられます。しかし、これはそのときのいろいろの組み合わせによって、票というのは出るわけでございます。

私はむしろ今回は、例えば、共産党と社会党が４期目の森田市長さんを、政党として推薦をした。しかし、その持たれている二つの政党さんの票を合わせますと、とてもこんなにたくさんの支持が生まれるはずはなかったわけでございます。そういう見方をいたしますと、やはり

私は、森田市長の３期１２年間の実績がすばらしかったということも言えるし、また、森田市長の、革新市長らしい人格がすばらしかった、そういうことが言えるのではないかと思います。

また、市の職員の皆さんにも問題はありませんけれども、さっき建設部の例を挙げましたように、革新市政らしい市民サービスも、やはり徐々に向上してきているということも、評価されたのではないかと思うわけでございます。

第４期目森田市長の誕生をお祝い申し上げるとともに、ますます一層民主的、効率的な行政が発展されることを念願いたしまして、本日の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○副議長（米沢照男君）　これをもって５の１、交通問題の懸案事項、現状と今後の展望についてに関する質問を終わります。

６の１、簡易汚水処理施設を地区別に設置せよと、６の２、公共下水道汚水管の実現年次計画を市民に明快に発表せよの通告質問の内容が関連があるため、一括して質問したいとの通告質問者、古谷太郎君からの申し入れがありましたので、これを許します。

６の１、簡易汚水処理施設を地区別に設置せよ（１,０００戸～２,０００戸単位）、６の２、公共下水道汚水管の実現年次計画を市民に明快に発表せよについての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

〔６番議員登壇〕

○６番（古谷太郎君）　質問を許されましたので、６の１と２に関連いたしまして、まず質問したいと思います。

きのう、市川議員から質問がありました。簡易汚水処理施設、第１号が、ありがたいことに、市川君の５３年の３月の御質問によって、高幡地区に、高幡市営住宅及び高幡の潤徳小学校との間に設置された。それが、ことしの３月の予算書に出ています。私は、初め、どこへつくるんだろうと。これは、本当にそう思った。どこへつくるんだろうと。２,８００万円。３０１ページです、河川改良費。これは、私は、橋本君が清流課長になったんで、橋本君が非常に偉いなと、口では言わなかったんですが、そう思った。

ところが、あに図らんや、やはり市川議員が５３年３月に、時の、赤松助役、総務部長に約束させていた。こういう話をきのう聞きまして、やはりいちずの気持ちというのは、いつかは実現するものだなと、感心したわけであります。赤松君が助役でなければ、きっとこの2,800

万円という、市川浄水場はできなかった、こういうことになるわけです。

ですから、やはり最初に質問した人が、その名称をとることは当然だと思います。高幡市川浄水場の建設が決まりましたことを　まずもってお祝い申し上げたい。

私が昭和３２年に、３３年ですか、町長になったころ、まだ川の水がきれいだった。日野の至るところに、ハナショウブ、カキツバタ、それからアヤメの花も咲いておりました。ところが、だんだんとカキツバタやアヤメが、用水のふちから姿を消していったのであります。

しかし、ここ２、３年、美しいアヤメの花が、議会で６月に見られるようになりました。事務局の前に行きますと、きれいな、やさしい、温かい感じの白い、紫の花が、大輪が咲いております。この本会議場と、その後ろの議員図書室との間にも、いつも、毎日きれいな花、アヤメの花が咲いております。これは、議会事務局に土方君がおいでになったおかげであります。

私も、たまたま今から十数年前から、アヤメとかショウブの栽培をやろうと思いました。昔懐かしい花を、土方君から株分けをしていただいて、田んぼのふちに植えております。ところが、同じ苗であっても、とても土方君のような見事な大きい花は咲かない。これは、心がけもあるんです。第一、アヤメの花やショウブの花は、一番大切なのは水の質なんです。

きのう、私は、新井第二用水組合の方々の非常な熱意を、市川議員から聞きました。土方君の住まいは、向島、新井、中島であります。なるほど水のきれいさ、これがもう根本的な問題の違いだ。私の家へ入ってくる水は、下堰用水であります。日野用水の、下堰用水。

ところが、土方君の周辺には、新井第二用水の水が行っているわけでります。新井第二用水組合の組合員の方々が、水を守ろうという気持ち、そして市川議員の、新井第二用水組合員の皆さん方に対して、高幡からは汚い水はあげませんよという情熱、これが市川簡易浄水場が予算化された根本なのであります。

私は、このような中で、御質問を申し上げたいと思うのであります。

実は、先日、約２週間ほど前、私の家の裏に、農林省の日野桑園がございます。それが仲田緑地として、今、模様がえをしております。毎朝、毎夕方、犬の散歩に参ります。ですから、議会が遅くなりますと、犬がかわいそうだなと、いつも思っているわけです。

それで、２週間ほど前、水が非常にきれいになりました。私の家の方におりてくる水が。これ、どうしたんだろうと思いましたらば、川に魚が入る。コイとか、フナが。それであすこに、仲田緑地の中を通っている小川は、橋本水路清流課長が大変苦労されたと思うんですが、沈殿

池があるんです。

コイやフナというのは、魚は夜寝るんです。ですから、たまりがないと寝られない。ですから、寝る場所のない、例えば日野用水に、よく日野市で夏たくさん魚を入れるんです。ものすごく入れます。それが、もう１０月ごろになりますと、１匹もいなくなるんです。死んじゃうんです。２カ月も３カ月も寝る場所がなければ、人間だって死ぬかもしれません。

ところが、幸い橋本水路、小川には、魚を入れ、沈殿を、たまりができた。それで、その周りを遊歩道をつくった。日野の川がいろんな形で、簡易浄水されていく。この姿は、大変いいことだと思います。

実は、もっと明快に質問したいんですが、月曜日の朝、大切に大切にしていた私の前の犬歯が抜けちゃった。聞きましたらば、定年が来たから抜けたんでしょう、そういうことでした。そうでしょう。５５年以上も私のために働いた歯なんです。そのため、入れ歯ががたがたしているわけです。その点は、ひとつ速記の人に申しわけないと思っているんです。ですから、ひとつお許しを願いたいと思います。

さて、私がなぜこう市川君のような簡易浄水施設、あるいは橋本課長さんがつくられた、いわゆる橋本水路方式、こういうふうな形をとって、少しでも水をきれいにする、日野市の清流を取り戻していく努力をしなきゃならない、ということを申し上げているのは、結論的に言いますと、下水道を全くつくらなかったからです。つくっていれば、この施設は要らないんです。

これは、市長会が出している書類で、これは皆さんよく御存じです。「東京としとうけい」だ、市長会で出している。昭和４９年、昭和５０年、これは４９年です。下水道のことは、全く書いてありません。４９年も５０年も。公共下水道のこの字も出ていません。ところが、いつからあらわれると言ったら、５１年度から、やっと上下水道という欄で、下水道、面積による普及率とが書いてあります。このときは、普及率は、日野市は全２６市の中で４番目であります。

それで、今度は非常にはっきりしてきたのは、５５年からであります。これは、大変はっきりしてきました。公共下水道、面積による普及状況及び普及率と書いてあります。これによりますと、５１年に１４.７％だった普及率は、５５年度では6.5％と出ております。この５５年度では、三多摩２６市の中で、下から４番目であります。秋川、稲城がまだ発足していません。それを含めてです。２４市の中では、下から２番目。たった四、五年の間に、上位４番目から、しりから４番になったわけです。

そうすると、これはことしいただいた５９年度の版であります。これを拝見しますと、この普及率は、稲城、多摩を除きますと、一番びりであります。稲城、多摩じゃありません。稲城と秋川市、これはゼロなんです。やってないんです。ですから、やっている２４市の中では、一番下に下がった。そういうことが言えるわけです。これは、都市統計協議会が、ずっと出しているものです。

このような惨状の中で、わずかに光を見出すことができるのが、市川浄水場、あるいは橋本清流設備、施設、こういうことになるわけです。同時に、助役の大変な努力を買わざるを得ないわけであります。

この両方で、約6,０００万円の予算が投じられております。6,０００万より多いんです。橋本水路は、建設部長、あれは工事が4,５００万程度だったね、清水組がやったのは、それから、水路に対する施設が2,０００万ぐらいだったね、たしか。（「そうです」と呼ぶ者あり）もう工事が終わりましたから。

そうすると、橋本水路については6,５００万円。これ、とてもいいです。ああいう施設をところどころにつくっていただくと、川は大変きれいになるでしょう。大変という言葉は変ですが、まあまあアヤメが成長できる程度にはなるんではなかろうか。そうすると、水清きところには美人も生まれるようになるんじゃないか。ミス日本に、日野市の女性がなる可能性を生ずるんじゃないか、こう思うんです。

そこで、簡易施設もつくらなきゃいけない。いけなくないんです。本当はですね、公共下水道がどんどん普及していきゃ、あんな施設はもったいないんです。市川浄水場が要らなくなることが望ましいわけですから。だけれども、あの2,８００万円をかけなければ、あのきれいな、議場に咲いているアヤメは咲かないんです。もし、入れてしまうと。今のままだと。

今、吸い込みなんですよね。だから、夏、臭くてしょうがないでしょう。東風に乗って、きっと市営住宅の人たちは、もう臭くて臭くてしょうがないと思うんです。だから、今度は臭くなくなるわけです。

以上は、質問１の問題、２の問題についての前段ですが、そこで、私が質問する相手である下水道課長、及び水路清流課長を、御出席を依頼してあります。先ほどから、おいでになっているんだろうと思って、時々見て、いささか市川君の御努力を申し上げてみたり、してたんです。こういうことは、やはり議長としては、いつになったら回答者がいらっしゃるのか、見て

いるわけですから、少し、まあ議長が副議長さんだからやむを得ないと思いますけれども

（「見えましたよ」「モニターで聞いてたんだ。早く来なきゃだめだよ」と呼ぶ者あり）

いや、やはり非常に忙しいんです。下水道課長、非常に忙しい。水路清流課長も非常に忙しい。こういう課長さんが暇になることが望ましいんです。日野じゅうが完備すれば、仕事がなくなれば、一番いいわけです。だけれども非常に忙しいから、自席を離れられない。

そこで、まず最初に、公共下水道汚水管の実現年次計画を市民に明快に発表せよということで、下水道課長さんに聞きたいんです。

実は、昭和５４年３月に、日野市の下水道基本計画が決定されております。ところが、それ以来、いわゆる施設計画の設計が、一つもされていない。施設設計がされなければ、事業決定ができないんです。基本計画を、５４年３月にしました。そして、南多摩処理区と浅川処理区は、５６年の６月に計画決定をしております。この決定をしたら、すぐに施設設計に入らなきゃいけないんです。幸い、坂口課長の大変な努力で、昭和６０年度予算の中に、施設設計の予算が計上されております。計画決定してから、丸４年放置されたわけです。

この施設設計が、本年度終わります。そういたしますと、その次に事業認可をとらなきゃいけないんですから、どうしても必要なのは、財政計画と事業実施計画であります。これを出さないと、事業認可がおりません。それによって、初めて、古谷太郎の住んでいるところは、大体昭和９０年ごろはできるんではなかろうかというふうな、数字が出てくるわけです。あるいはまた、日野台の方は、２１世紀まで、未来がありますから待っていてくれとか、こういう数字が出てくるわけです。

ところが、坂口課長は非常に努力家です。そこで、坂口課長にお聞きしたいんですが、今私が申し上げたとおり、事業実施計画は昭和６３年３月３１日までにつくれますか。あるいは、つくりますか。見通しをはっきりと教えていただきたい。これは、坂口下水道課長がおつくりになるものですから。決して結城部長さんがおつくりになるわけじゃないんです。

もう一つは、この計画をつくれという命令を、市長及び部長から受けているかどうか。

この２点を、まず回答願いたい。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君の質問についての答弁を求めます。下水道課長。

○下水道課長（坂口泰雄君）　御答弁いたします。

ただいま御質問の件でございますが、昭和５４年３月に基本計画を策定したわけでございま

すが、これの目標年次は、一応昭和７０年と設定しております。そして、５７年から一部、南多摩処理区におきまして、事業に着手してきたわけですが、折からの国の財政圧迫から、非常に厳しい状況下にあるわけでございます。

このため、５６年から第５次下水道整備５カ年計画というものが、国の方で策定されておりますが、この状況を見ますと、５９年度末で、達成率が６２,４％にとどまっておりまして、この結果、目標を大きく下回る達成率に終わる公算が大きいと思います。

また、最近では、この５次５カ年計画が６０年度をもちまして終了いたしますので、６１年から、さらに第６次の下水道整備計画５カ年計画の策定に入るわけですが、厳しい財政の折から、大蔵省あたりでは、この策定を中止せよというような声も出ているわけでございます。

こういうような中から、非常に不確定な要素の多い中で、財政計画なり、事業計画をつくることは非常に厳しいんですが、今、古谷議員の方からお話ありましたとおり、本年度をもって全市の施設設計が終わりますので、基本計画に策定いたしました事業費は、大ざっぱな事業費でございますので、今年度をもちまして、かなりシビアな事業費が積み上げができるわけでございますので、これを待ちまして、もとになります、まず財政計画を立てていきたい。

この財政計画に基づきまして、より現実性のある事業計画、どこの区域からどのように、毎年どのぐらいの事業費でやったらいいのかというような、長期の事業計画を策定していきたいというふうに考えております。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　今の質問にちょっとお聞きしたいんですが、市長からなり、部長から、その作成の命令を受けているかどうかという御答弁がなかった。

それから、もう１つ聞きたいのは、昭和７０年に完成する、いわゆる第１期の、当初の日野市の計画は、１５年で全域の汚水管を布設、公共下水道を汚水管を布設する、こういう計画ですね。昭和７０年に完成ですから。

あなたは、これを、今度つくる昭和６３年、２年ですか、に計画をつくり上げるときに、日野市全体は財政増のにらみから、どのくらいの年月で計画をつくる気ですか。この２つを答えてください。

前の計画は、１５年で全部仕上げようと。今度、今、財政等のにらみでおっしゃいました。また、もう第５次が終わって、全国平均が６２,４％も、もうでき上がっている。日野市は５％

ですが、（「今のは違うんじゃないか。５カ年計画の達成率から見て……」と呼ぶ者あり）いやいや、５カ年計画じゃないんですよ、第５次計画の５９年に達成されたわけです。それが６４.４％、こういう意味ですよ。

それで、あなた１５年、昭和７０年ですと、もう昭和６２年から始めると、８年しかないわけだ。だから、何年間で達成する計画をおつくりになる予定ですか。これ、命令を受けてないじゃ、勝手なことはできないですけれど、どうですか。その点、答えてください。

○副議長（米沢照男君）　下水道課長。

○下水道課長（坂口泰雄君）　御答弁申し上げます。

財政計画、事業計画の策定についての指示は、以前から受けております。そんなことで、南多摩処理区、あるいは秋川処理区については、これ全部施設設計を終わってございます。残っているのは、浅川処理区の、万願寺の１６０ヘクタールを除いた、浅川の右岸処理区、あるいは左岸の処理区でございます。

これを、昨年は浅川の左岸の施設設計をいたしました。今年度、右岸の施設設計をやりまして、全市が全部終わるということでございますので、それをもって財政計画なり、事業計画をつくっていきたいということでございます。

それから、基本計画におきましては、昭和７０年度が一応目標でございます。あくまでもこれは目標でございますが、先ほど申し上げました国の財政状況、特に公共下水道におきましては、国費の状況によりまして、非常に事業年度が左右されます。そういうようなことで、国費の長期展望を見ながら、また、施設設計によりますところの建設費の積み上げ、また、一般財源がどのぐらい投入できるか、そういうようなところを見て、事業計画を策定していかなけりゃならないと思っておりますが、一応、私、現在、試算でございますが、５９年度単価で全市を、全普及する場合には約５００億かかるというふうな試算が出しております。

そんなことで、これを単純に３０年で実施した場合、この５００億のうち、国費は約３０％、起債は６５％、一般財源が１３％というような比率になろうかと思いますが、これも試算でございますが、地方債を見ましても、約３００億。大体、全事業に対する割合として、３００億ほどの起債を受けていかなきゃならないというふうに考えております。

それで、試算でございますが、一応３０年ということで試算いたしますと、事業費５００億を３０年間で均等にした場合、年間１億6,７００万円の一般財源がかかる（「１６億だろう」

と呼ぶ者あり）失礼いたしました。１６億7,０００万の事業をやっていかなきゃならないわけでございます。

この内訳といたしましては、毎年国費を４億、起債を１０億、市費を２億7,０００万円、こういうトータル、１６億7,０００万でやるわけでございますが、特に問題になりますのが、起債の償還でございます。これは、現在の金利約7.1％で試算いたしますと、３０年間借りていくわけですから、最終には、償還金は６０年でございますから、最終年度には７５０億ほど返さなくちゃならないというようなことになります。

特に、事業を始めまして５年後には、事業に要する一般財源と、償還に充てる一般財源、これが約５億5,０００万、１０年後には１０億、１５年後には14億、20年後には18億3,０００万、最終年度の３０年が最高のピークになります。このときには、一般財源として２７億7,０００万円、このような高額に達するわけでございます。その後につきましては、漸次起債の償還は逓減していきます。いずれにしても、起債の償還は６０年かかるということでございます。

そのほかに、まだ流域下水道の負担金、これがやはり計画年次の当初の試算では、約５４億円、これはほとんど起債で賄うわけですから、当然プラスこの起債償還が出てくるわけですので、そのようなことで、市の財政関係、十分検討しながら、整備年次を決めていかなきゃならないというふうに考えております。（「市長の方からも命令を受けてやっているのかどうか。勝手にやっているのかどうか」と呼ぶ者あり）受けております。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　市長からの命令を受け、一応、ようやく基本財政計画をつくるための準備に入ったと。

財政計画ができると、今度は事業実施計画をつくるようになるわけで、今の坂口課長さんがいる限りは、異動がなければ、今後３２年後ぐらいまでには、何とか全市にわたって公共下水道ができるだろうという、大きな希望が出たわけです。

これは、私は、今のような情勢では、５００年、1,０００年かかってもできないでしょうと、前にも申し上げたんですが、しかし、今、坂口課長さんのような優秀な下水道課長がおられるならば、昭和何年になるか、９２年、もう昭和はなくなるだろうと思いますけれども、これは２１世紀という言葉が当てはまるんだろうと思うんですが、まあ２１世紀の半ばごろには、何とか形がつくんではなかろうかと、このようなお話がございました。

しかし、それには坂口下水道課長のような俊才がこの地位を占め、多くの人材が課長を助けるという前提条件があるわけです。この条件なしには、達成不可能だろうと思う。そこで、私は、まず坂口課長を信頼いたしましたので、何とか、いよいよ始まるかもしれない。そのように願いたいのであります。

次に、質問といたしましては、それでは、日野市民の中でも大変公共下水道で利益を受けようとしているところがあるんです。すぐ受ける。来年から ――ことしからだ、６０年の１２月から供用開始に入れるところがあります。これは、面積は非常に小さいのですが、百草園都営住宅及び、それから東の地域です。いわゆる程久保川の北側地域、大栗２号幹線という線が、既に多摩市では稼働しております。多摩市で使われております。ですから、それに大栗２号幹線に接続を行っておりますので、１１ヘクタールですが、３万坪ほどです。供用は開始されます。

同時に、南多摩処理区、要するに多摩市の方へ行く管がつくられる形になりますが、この点で、もう１２月に始まりますから、まず第１点をお聞きしたい。

この下水道料金は、部長に聞きたい、これ。あるいは助役でもいいです。現在の多摩平料金と同じでやっていただけるかどうか。もし、できなければ、多摩平も２倍、３倍に値上げしなきゃならないという可能性が出てくる。

なぜならば、その点、９月議会に出さなければ間に合いません、これは。どうなさる気であるか。

第２点としては、いいですか、家庭用の生活排水は、供用開始して以来の６カ月以内に、管につながなきゃいけないんです。そうですね。相当の各家庭がお金がかかるわけです。配管設備をしなきゃならない。排水管の。これは、市が持ってやるのかどうか。あるいは、各世帯は幾らかかるのか。及び、便所、し尿関係を一緒にやれば、幾らぐらいかかるのか、標準家庭で。平均でいいです。

都市整備部長の答弁、及び料金についての条例改正を行うなら、市長の御答弁をお願いします。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　私から、２点の御質問についてお答え申し上げます。

まず、料金でございますが、今回、落川処理区の一部、１１ヘクタールの供用開始を一応年

度内に行う予定で、今作業を進めているところでございますが、供用開始になりますと、当然その処理費として、料金が付加されることになるわけでございます。料金につきましては、現在、流域下水道の関連として、東京都の料金の体系にできるだけ合わせていく、という方針を持っております。

したがいまして、この料金を幾らにするか、現在、その額について検討を重ねているところでございます。

ただ、現在使用を開始をしております。供用開始をしております多摩平の処理場の料金体系、これは都内におきましても、非常に低い料金体系になっております。将来を考えてみた場合、多摩平は流域下水道の中に包括されてまいりますと、当然流域下水道としての、東京都の料金体系に近いものを付加していかなければならないことになろうかと思います。その時点で一遍に上げるということは、これは非常に負担が大きくなるということで、やはり現在の段階から、供用開始をここで行います落川の処理区と同額で設定をしていく必要があろうかと思います。

したがいまして、落川の地域の料金体系と同額の付加を行っていくことで、検討を今しているところでございます。

それと、２番目の、供用開始がなされますと、御指摘のように６カ月以内に家庭雑排水の接続を行っていかなければならない義務が、使用者の間に生じてくるわけでございます。この辺については、当然、公共升までは、市の方で設置をいたします。それから先、例えばお風呂場、あるいは流し場までの管の設置については、各御家庭で、個人で負担をしていただくことになります。

また、水洗トイレに、現在くみ取りで水洗トイレに切りかえるような場合に、水洗化が必要になってくるわけでございまして、その状況によって、どのくらいかかるかは、各御家庭によって違うわけでございますが、大体平均で考えていった場合に、２０万ないし３０万の費用の負担が出てくるかと思います。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　今、市長にお聞きしたんで、もう一度申し上げます。

今、部長から、下水道料金の大幅値上げをしなきゃならない。ところが、多摩平が、１万3,０００人の方々が住んでいらっしゃる。この方々の料金を、1,０００人の方々が供用開始するために２倍にするとか、何十％上げるとか、いうことをすべきかどうか。

また、そうするんだと。９月に御提案するんだと、今、都市整備部長おっしゃったんですが、市長は９月に提案なさいますか。大幅値上げを提案するか。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いよいよ公共下水道の新たな使用範囲が、百草地域から始まることになります。

下水道には、当然使用料が、公共下水道には使用料が伴うわけでありまして、その使用料の計算基準、積算基準、これをどこに置くかということも、検討をいたしております。

日野市の場合、特に、将来３系統の流域下水道になるわけでありますから、これも均一に体系を組むべきものだ、このように考えております。流域下水道の形で、既に北多摩方面の各市でも、料金体系が設定されておるわけであります。それらのことを十分比較検討もいたしまして、地方独自ではありましょうけれど、都の料金体系に沿うことを基準として、新たな使用料の制定をするということになっていくと考えております。そのことにつきましては、９月の議会に、下水道使用条例、こういう形で改正案を提案することになろうと思います。

あわせて、今日の多摩平下水道処理場の使用料金というものは、過去のいろいろないきさつもありまして、比較的低位に維持をしてきております。

また、一方に処理場が、つくった当時は余り迷惑のない地域であったかもしれませんが、現在では周辺に相当な迷惑がかかっておる。つまり、臭気の発生であります。施設が古い、あるいは機能が不十分である、いろいろな設備としての老朽化があるわけでありまして、いずれは、しかしこれも廃止すべき施設でありますから、現状にある程度の手を加えながら、維持管理をしていくというふうに考えております。

特に、汚臭につきましては、何らかの施策を早急に打たなければならないということで、今、技術的な検討も進めております。そういう一面のサービスも合わせまして、料金の新しい設定をなるべく早い時期に、事前の説明もしながら進めていこう、このように考えております。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　市長は、今、大幅な値上げをする、条例を９月に出しますと、こうおっしゃいました。

そこで、私は市長に申し上げておきますが、十分です、多摩平の皆さん方の御了解を得るように、住民集会を行わないと、２倍、３倍の値上げになる可能性があるわけですから、また９月の議会へ出されても、がたがたがたがたして、議会が通らなかったというふうなことが、もしあれば、今度は落川、百草の供用開始ができないわけであります。料金が決まらなければ、供用開始ができません。

しかも、落川、百草の方々は、個人で２０万円、３０万円という施設、いわゆる技管に自分の御家庭から管を布設しているわけですから、これも大変なことになってしまう。今後の下水道行政に影響する可能性が出てきますんで、ぜひひとつ多摩平の皆さん方が、夏休みを返上されて、十分御理解をとられることを希望しておきます。

下水道課長の説明の中で、私はもうちょっとお聞きしたいんですが、あなたは６２年に事業実施計画をつくりたい、こういうお話でした。そうすると、私の家はいつ、あるいは奥住芳雄君のところはいつ、ということがはっきり数字で、年月があらわすことができれば幸いだと思う。私の質問要旨は、それですから。あるいは、谷　長一君のところはいつになる。これをひとつ、できるのかできないのか、教えていただきたい。

万願寺区画整理区域内は、これはもう決まったわけです。これじゃないと、市民から、おれのところはいつできるんですか、と聞かれるんです。そうすると、いや、どうもよくわからないんですよと。そうしますと、市民の人は、私にこう言うんですよ、「もう少し、だめだよ先生、勉強しなきゃ。ぼけてきちゃった」と。それはそうだと思うんだよ。（「そんなこと言う人いるかね」と呼ぶ者あり）ええ。そのくらいのことがわかんなくちゃ、下水道がいつできるんだかわかんないような議員じゃ、しようがないでしょう、これ。一番大事なんですから、これ。

○副議長（米沢照男君）　下水道課長。

○下水道課長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

現在、実施しております南多摩処理区につきましては、６３年当時の事業認可をとりました年次どおり、ほぼ完了を見ることができると思います。

それから、秋川処理区につきましても、６５年度末には秋川の処理場ができる予定でございますので、６５年に完了は無理かもしれませんけれども、さして問題のある箇所はございません。

一番問題がありますのは、浅川処理区の左岸処理分区でございます。浅川から以北の地域でございます。この地域には、多摩川中央幹線、いわゆる２・２・１１を通る幹線、並びに１・３・１を通る浅川左岸幹線、この二つの大きい幹線がございますが、御承知のとおり、都市計画道路ができておりません。私ども、一応計画の段階では　都市計画道路に貫通を設定しておりますので、この辺の進捗が一番問題ではないかと思っておりますので、その辺が解決されれば、必然的に下流から整備が進んでいけるんじゃないか、というふうに考えております。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　もう一度聞きたいんですが、例えば３０年後にはできるんだと。昭和９２年までにはつくりたいという計画でやるんだと。

こういうふうになりますと、では昭和８５年度につくるところはどこになるのかということは、事業実施計画ができたときにわかるわけですか。そこのところを、もう一度言ってください。

事業実施計画はできるというお話ですから、それでお聞きしているわけです。

○副議長（米沢照男君）　下水道課長。

○下水道課長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

一応施設設計が終われば、ある程度の事業計画ができるわけでございます。特に下水道の場合には、幹線、もちろん画整備も下流から整備をするのが原則でございますので、ある程度のブロック割りを考えまして、一応年次割りの事業計画をつくりたいというふうに考えております。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　非常に、６２年、私はまだ、夏になれば事業実施計画ができて、恥をかかなくて済む、こういう、市民の方に聞かれたら、いつですよと。これは信頼する以外にないんで、できるということを受けて、大変ありがたい。

しかし、これに大きい前提条件をつけられてしまった。幹線道路及び枝管等を入れる日野市の市道、生活道路ができていることを前提とすると、今、下水道課長から言われましたが、幹線道路をつくるべき都市整備部長は、これの自信があるかどうか。この点はどうなんです。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　ただいま下水道課長から御説明申し上げましたように、浅川の左岸につきましては、下水道管を埋設するためには、どうしても計画道路、いわゆ

る２・２・１１号線と１・３・１号線、これの整備が必要になってまいります。

２・２・１１号線につきましては、現在、万願寺の１期の工事の中で、事業を進めているところでございます。さらにこれを甲州街道に延ばすためには、どうしても万願寺の２期の工事を行っていく必要があろうかというふうに考えておりまして、万願寺の２期についての区画整理事業としての調査関係を、今年度から実施をするようにいたしてございます。

さらに、それを甲州街道を越えて２・２・１０号線までの間、いわゆる東町でございますが、東町一帯については、現在区画整理事業等の面開発の計画はないわけでございます。しかし、ここはモノレールの計画で、２・２・１０号線の中にモノレールが入ってくるということで、現在の道路、計画道路のさらに変更を行っていかなきゃならないという、これからの都市計画の問題がございます。

そういう中で、現在、東町の住民の方々と、東町の地域をどうするかということで、話し合いを、１年前から入っております。できることならば、そちらの方も組合施行、あるいはそれ以外の施行で、区画整理事業をできれば施行していったらどうだろうかということは、今、話題になっているところでございます。その点についても、今後検討していく必要があろうかと思います。

それの条例になってまいりますと、ことしから仲田緑地の中は、一部事業を実施するということで考えておりますので、問題点としては、２・２・１１号線は東町をどうするかということが、これからの課題になろうかと思います。

それと、１・３・１号線については　万願寺の１期の中で、同じく施行を、現在、用地をあけておるわけでございますが、さらに万願寺の２期、これもできるだけ早く区画整理事業に入っていく必要があろうかと思います。そういう中で、万願寺の２期の中に入る１・３・１号線、これは区画整理と同時に、整備をしていくということになろうかと思います。

しかし、区画整理をこれから実施するとしても、非常に多くの金額、あるいは長期間のスタンバイを要します。

したがいまして、１・３・１号線の現在の計画の中に下水道管を入れていくということは、非常に将来に向かっては時間がかかり過ぎるんではなかろうかというふうに考えております。

したがいまして、万願寺の２期の中をどうするかという問題があるわけでございまして、できることならば、一部現在の幹線のルート変更をしてでも、上流方向に向かって管を延ばしていくという計画変更が、当然必要になってこようかと思います。それについても、現在、下水道課の中で検討は行われているところでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　今の回答で、私はちょっと驚いたんですが、流域下水道は高幡の２・２・１１号線、今の都道です、あれを通って、ずっと処理場に行くように、かつてはなっておりました。

ところが、今度補正予算第１号が、私の手元へ参りました、先日。それを見ましたらば、その流域下水道の幹線を入れるために、日野市が用地の先行取得費を、用地費を計上され、予算化されて出ております。これは非常に大きい変更なんです。

これは、恐らく、私はこう思ったんです。高幡の区画整理をやって、うまくやろうとしたところが、なかなかうまくいかないから、それでは昭和６５年の浅川処理場の稼働に間に合わない。６５年には汚水が浅川処理場に入らなきゃならない。だから、当然、あなたの説明のように、浅川の南側の方が先に行きます、というんですから、もちろん八王子の方から来るんですから、その汚水を何とかしなきゃしようがない。

そこで、日野市は先行取得を、入れる場所の先行取得のための予算を、補正第１号に出してきたわけです。これは間違いであるかどうか、都市整備部長にお聞きしたい１点です。

もう一つ、僕は申し上げたい。

それならば、これは八王子市民のためにつくるわけです。いずれは日野市民のためにもなります。さしあたっては。

それならば、もう１点、日野市民のために、甲州街道からいわゆる今の仲田の２・２・１０号線まで、仲田緑地のとこまでの２・２・１１号線の用地の先行買収も、この予算に出してくるのが当然じゃないか、こう思うんですが、どうなんでしょうか。

この２点について　回答してください。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、ただいまの２点についてお答え申し上げます。

まず、流域幹線については、従来の計画、現在の計画では、御指摘のように、２・２・１１

号線の高幡の、今度計画をしております踏切立体化の地点を通過して、２・２・１２号線に入っていく計画であったわけでございます。

しかし、この計画でいきますと、問題点が１カ所あるわけでございます。というのは、処理場から管が出まして、ちょうど現在の計画では、日野高校の正門から対岸の中島の方に、浅川の下を横断することになっておるわけでございます。この横断箇所を、流域下水道本部と京浜工事事務所の間で、協議がずっと行われてきたわけでございますが、横断道路については、川を直角に渡らなきゃならぬという、一つの制約があるわけでございます。

それについて、日野高の正門から対岸に渡っていく現在のルートでいきますと、直角に渡した場合には、対岸の中島の方の受け入れのところで、どうしても民地に相当大きく処理施設が変わっていくというような問題がある。それを解決するためには、相当の時間がかかるし、また、ルートとしても、今後２・２・１１号線の拡幅の問題、あるいはモノレールとの関係、そういった整合性から考えていく場合に、やはり時間が、幹線の埋設としての時間がかかっていく。

そういうことよりも、日野高の正門の前ではなくて、現在、少々下流の方にテニスコートがあるわけでございますが、そのテニスコートから対岸に流域幹線を渡した場合、非常に工事としてもスムーズに行く。ただ、問題としては、そこに現在道路がないわけでございます。

したがいまして、道路が設定があれば、その下に下水道管を埋設できるという、東京都の方とのいろいろの協議の中で、できるだけ早く幹線を施行するということで、この道路を市の方として何とか考えてもらえないだろうか、というお話もあったわけでございます。

地域の住民の方々といろいろお話をした結果、道路としては１本欲しいという地域でございますので、それについて地主の方々が努力をしていただいたという経過でございます。これによって道路をつくり、その下に下水道の流域幹線を布設するということで、非常に早く、また、日野市の負担としても、従来のルートよりも幾らか安い負担で、この幹線ができるということもございますので、そういう変更をいたしたいというふうに考えているわけでございます。

それから、２点目の、甲州街道２０号線から仲田の、いわゆる東町の地域の用地買収ということでございます。これにつきましても、できるだけ早く幹線を延ばすためには、市の方、あるいは東京都の方で、道路用地の先行買収が当然必要になってまいります。

その辺について、東京都の方の、そういう用地買収ができる段階では、進めていきたいとい

う希望を持っておりますし、東京都の方でできない場合には、市の方がかわって一部先行買収するということもあり得るかと思います。

しかし、その前提としては、やはり地域の住民の方々と十分協議を行っていく必要があろうと思いますので、現在、私どもが地域の住民の方々とお話し合いをしております中で、こういった問題についても、今後話し合っていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　私が、今、市長にもおわかりになるでしょう。

この道路は、補助金がつきます。東京都がやれば。流域下水道の用地ですから。布設するための用地です。しかも、東京都がやるべき性格のものです。これを日野市が買って、日野市道としてつくって、どうぞ、東京都に、お使いくださいとして出す。

私は、これは悪いとは言いません。これは森田市政の大きな転換なんです。今までは、大抵の場合は、東京都が平山橋をまだできないから、バスはだめなんです。高幡橋ができないうちはどうだとか。

今、建設省が１・３・１をつくらないから、公共下水道は難しいんだと。国や、東京都や、他の個人の責任にしてきたのが、森田市政の姿勢なんですよ。全部そうでした。

ですから、今度、病院のこともそうなんです。医王病院の跡地が残っているから、だれかあっせんしてもらう。だれかにやってもらうんだと。そういう答弁がなされております。

しかし、今度の流域下水道の買収は、東京都に優先して日野がつくってやろうという姿勢を示してきたのです。これは大きな変化なんです。根本的な変化がここにあらわれた。私は、大変うれしいと思う。やはり森田市長も１２年間やっているうちには、何もしなかったから、これじゃまずいなとお思いはなり始めたと私は信じて、喜んでおります。

そこで、その姿勢の中から行けば、２・２・１１号線の先行買収、これは東京から金をもらえます。あとでもらえます。

今度、第八小学校のとこへつくる道路は、東京都からは１円ももらません。しかも、補助金ももらえません。日野市が。それはそうなんです。８メートルじゃ、補助金対象にならない。ですから、そういう犠牲をも払って、積極的に姿勢を転換されたということは、高く評価したいと思います。

その姿勢の中で、ぜひ私は、御質問申し上げたいのは、３０年、４０年先になりゃできますよというお話も結構なんですが、その間に、市川浄水場のような施設、あるいはまた橋本水路のような施設を、各所につくるようにすべきではなかろうか。いずれは、枝管は市の負担であります。幹線、いわゆる２５センチ以上の管になりますと、国庫補助金がつきます。東京都の補助金がつきますけれど、２５センチ以下はつきませんから、当然これは市でやるわけです。

そこで私は、ここに書いてありますように、これは1,0.００戸ないし2,０００戸じゃなくて、1,０００人ないし2,０００人単位というふうに、これは間違ったんです。まあ3,０００人以下というふうに考えたんです。3,０００人以下の地域を１ブロックにして、非常に汚れているようなとこ、簡単に言えば、日野台第４、日野台四丁目、五丁目、あるいは日野台二丁目、一丁目、これを一つのブロックにするわけです。そこに市川浄水場のような処理施設をつくる。これ、非常に今進められている施設のようです。

建設省の第６次計画には、大いにこの施設を、要するに小単位でいこう、全部一遍に集めないで、第３次処理だけは終末処理場でやろうと。少なくとも第１次処理は、生活雑排水は市川処理場でいいんですから。浄水場で。これは一つの大きなテストで、たくさんつくれば値段も安くなるわけです。非常に簡単に言えば、あすこの団地、姥久保団地なら姥久保団地で、あすこで処理しているわけです。だからあの程度のものをつくればいいんですが、当然、いずれは、市のお金でつくらなきゃならない枝管を入れなきゃならない。

今、日野台四丁目へ枝管を入れます、ことし。これは、起債でも何でもないんです。御承知のように、市の単独事業で、市がお金を出してつくるわけです。せっかくつくるんだから、日野台四丁目、五丁目に簡易浄化槽設備を布設しておけば、将来、本管、幹線が迎えに来たときに、すぐつないじゃえばいいわけです。すぐつなげられる。もう基本計画、施設計画ができるんですから、施設設計ができ上がった段階で、枝管が集まる場所ごとに、簡易浄化施設を設置すべきだと思うが、この点について、水路清流課長、これは水路清流に非常に関係があるんです。あるいは、下水道課長の御返事をいただきたい。

私は、当然やるべきだと思う。そうすれば、今の向島の水を、向島用水をなぜ入れなかった。入れさせなかったんです。断ったわけです。だから、どうしてもしようがないから、市川浄水場ができたわけです。こういうふうなやり方じゃなくて、むしろ積極的に、市が積極的に日野台四丁目、五丁目、今、枝管を入れている。せっかく入れるなら、それを生かすように、四丁

目、五丁目の汚水を第１次浄化して、まず仕方がないから、大栗川へ流しておく。こういうふうにしておいたらどうかと。

この点は、考え方、あるいは市長でもいいです。せっかく市長、第１歩を踏み出したんですから、市川君のおかげなんです。やっと市川議員の願いが、８年目に実現しているんですからだからそういう点で、その実現を市川さんだけが願っているんじゃないんです。恐らくすべての議員、すべての市民が願っていると、私は思うので、この点については、市長はどのようにお考えになるか、御説明願いたい。

あるいは、それが不可能か可能かは、下水道課長あるいは清流課長、両者からお願いしたい。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一つには、浅川処理区の流域下水道幹線、これの位置の変更になるわけでありますが、今回の補正予算の、つまり予備費を事業化した、その一番中心の事業として、用地費という、そういう表現ではありますけれど、下水道の大きな前進のために踏み出しているというふうに、私自身も考えておるところでありまして、最高に必要な施策の一つだと、こう思っております。

それから、いわゆる流れの浄化装置、この一つの形が、今回高幡の市営住宅の排水を合わせて、あの地域の用水とともに、何らか浄化をひとつやってみよう、こういう実験であります。

このことを、他の、例えば日野台の四丁目、五丁目でありますとか、あるいは姥久保の一団地でありますとか、適用できるかどうか、これはやはり一つの流れがないと、流末との関係において流れが必要だ、こう思います。

あわせて、また、そういう用地が取れるだろうか、こういうことも伴っております。

高幡市営住宅の排水の場所には、一応流れがあるわけでありまして、ここにどの程度の成果が上げられるか、この評価をしながら、今後の可能な範囲で検討はしていきたい、このように思います。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　下水道課長、どうだい。あるいは清流課長。どっちでもいいよ。これ、清流課長だろう、市川浄水場は。そう思うから聞いていたんですが、違うんですか。

もうちょっと言いますよ、いいですか、清流課長。

今度、市川浄水場は一つの方法です、これ、野川の。このほかにも幾つかの方法がある。あ

れだけが、あれは一番いい方法で、市川浄水場の第１号ですから、このほかの方法で、例えば姥久保都営のとこの臭みをなくすことも、僕は可能じゃないかと。あなたは非常に勉強されている。

そこで、今市長の方は検討してからというお話ですが、課長はもう検討を十分しているから、橋本課長のホープというか、意見、計画、希望をもっとお聞きしたいのであります。専門家から意見を聞きたい。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　水路清流課長。

○水路清流課長（橋本栄萬君）　お答えいたします。

基本的には、今、市長が回答したとおりでございます、私の考え方も。

ただ、今お話を聞いている中で、高幡の市営住宅という中の浄化装置という問題がございますけれども、これはあくまでも、市長の今の回答の中とは重複いたしますけれども、水路に流れてきて、その水路の浄化のためにこういう施設をつくるということでございます。

ですから、今、古谷議員さんの御質問しているような形の場合ですと、こういう技術的な考え方じゃなくて、あくまでも管を入れて、それでそれを修正してきて処理場をつくる、ということでございますから、これはもう事業費が相当、今古谷議員さんがおっしゃっているような考え方でいきますと、かかるわけでございます。

ですから、私の方の浄化というのは、あくまでも水路の中に放流された、その水路をきれいにする、という形のものでやっているわけでございますから、こういうものでしたら、今後、先ほど市長が申しましたように、第１回の実験を重ねていって、必要であれば、またその都度検討をしていきたいという考えでございます。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　下水道課長にお聞きしますが、今、各団地ありますね、高幡団地でも百草団地でもいいんですけれども、あれは2,０００人、3,０００人なんていうもんじゃない、ものすごく大きいですが、2,０００人程度の浄化槽をつくるには、どのぐらいで大体できているんですか。

非常に簡単に言えば、私は、中学校における浄化槽程度でいいんじゃなかろうかと。中学校の浄化槽、これはどのぐらいのお金をかけているか。それ、何億なんてかけているわけがない

んです。

そういうことで、わかりませんね。では結構です。それ以上お聞きしても無理ですが、全般として私は、ぜひ市長の積極的な変化を、清流を取り戻そうということで、少なくとも市長は今回の予算に関する限りは、非常に積極的な姿をあらわしています。昭和６０年度は、もう既に橋本君がつくった仲田の清流浄化装置、及び小川です、あれは小川です、川ですが。それから市川君の提案による高幡浄水場、こういうのを積極的に進めている。

あるいはまた、第八小学校のわきを通る流域下水道の大幅な事業変更、それも市費１億円も投じているわけです。だから、少なくとも今までとは全く変わった、少しは浄化したいという気持ちのあらわれが、予算の中にあらわれてきた。これは非常に結構なことです。１２年間おやりにならなかった結果が今日なんですから、やはりみずからまいた災いは取り除いていただきませんと、私ども市民は大変困るわけです。

特に、それで最後に申し上げておきますが、これも新聞ですからあれですが、もう５月１７日の、これは朝日ですか、府中市も下水道１００％完成。２０年です、２０年で完成です。

ですから、そういう意味で、下水道課長は３０年ということを、計画でおっしゃっていました。しかし、市長の方から、「よし、わかった。金を出してやるからやれ。毎年３億5,０００万円から４億円は間違いなく一般会計から出してやる」と、こう言えばいいんです。そうすれば、２０年になる。

私は、もっと言いたい。１０年か１５年にしてもらいたい。第一、もうこれを見ますと、たくさんの市が１００％なんですよ。武蔵野、三鷹、小金井、狛江、これ１００％です。府中も１００％。

しかも、府中市は、これを見りゃおわかりになりますが、最初は何もなかったんです、最初のときには。だから、日野市はちゃんとあった。ずっと抜かれちゃったわけです。いろんな理由もあると思いますが、ぜひひとつこの点は、発想の大転換が今度行われていますから、この転換を忘れないでいただきたい。これを希望しておきます。

○副議長（米沢照男君）　これをもって６の１、簡易汚水処理施設を地区別に設置せよ。（1,０００戸～2,０００戸単位）、６の２、公共下水道汚水管の実現年次計画を市民に明快に発表せよに関する質問を終わります。

６の３、京王線を高架にせよについての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

○６番（古谷太郎君）　これは、よく覚えているんです、昭和４４年、東京都と営団地下鉄の延伸計画ができた。そのとき、私鉄との間をどうするかということになる。それで、京王線、小田急、これを全部高架にする。そのことが決定されたんです。

そこで、２３区の中をまず高架にする。それからだんだんと高架で延ばしてくる。それで、高架希望の都市の申し出を受けつけました。皆さんも御承知のように、既に京王線は、聖蹟桜ケ丘まで高架になります。着々と工事が進んでおります。

また、同時に、日野の平山を過ぎてから高架になります。八王子市分は高架であります。日野だけが高架にならない。これは、やはり昭和５２年か、もう東京都内は終わったんです。それ以後は、今度は三多摩に入る。あるいは神奈川県に入っていくわけです、小田急ですから。日野市だけはならない。不思議ではありませんか。

そこで、ぜひ市長に、少なくとも、大事なことがある。多摩から大栗川、落川から真っすぐ、国立と府中の四谷に橋がかかります。この間、都市計画決定を日野市でやったわけです。日野市の都市計画委員会で。この橋は、京王線の上を通るようになっている。これを、京王線の下を通るようにしておかないと、将来日野市だけが、京王線沿線の中で、日野の部分だけが高架でないということが、はっきりするわけです。できなくなるわけです。

もう既に、高幡橋から平山までの間はできません。あれが、最近は八王子がやっています、今、盛んに。高架に。だから、八王子の北野の方は高架になります。日野だけ高架にならない。これは私は、やはり市長としては、後世に大きな汚点を残すんじゃなかろうかと。

特に、今度の流域下水道の道路をつくっても、やはり第八小学校のとこへ新たな大きな踏切をつくるようになるに違いない。つくらなきゃ、８メートル、あの道路は８メートルありませんから、今。ですから、それを高架にする運動を猛烈に起こすべきだと思う。

高架にするというのは、市町村が幾らか負担するんです。どのくらい負担するかというと、高幡から聖蹟桜ケ丘までを高架にした場合の工事費、これを３００億円と仮定するならば、そのうちの１％ないし２％負担すれば、高架になります。あとは補助金とか、負担金等でできるんです。

だから、なぜしないのかわからないんですが、市長のお考えをお聞きしたいのであります。

以上。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　京王線の立体高架化ということは、私も望ましいことだというふうに、かねがね考えてまいりましたが、高幡橋の設計において、あるいは平山橋の設計において、滝合橋はどうなっていますか、要するに、橋の設計で頭が押さえられている。高幡駅の、例の待避線、つまり車庫を置いてありますが、あれをつくる際に、なぜ立体化ということを求めなかったのであろうかということを、いろいろと調べてみますと、やはり高幡橋の頭が、設計上、既に押さえられてあるということに起因をする、というふうに聞きました。

これからでも、立体化できるものはなるべく立体化する。特に、今御指摘の第二関戸橋の通り、１・３・４ですか、これらにつきましては、そのことの施工もぜひしなければいけない、このように感じておったところであります。百草の駅もやれるはずでありますから、これから求めてまいりたいと。（「１・３・４は違っているんじゃないか」と呼ぶ者あり）

ただ、今回の改造もそうなんですが、ただ、今言われるように、立体高架化が、地元市の負担が１％か２％で済むということは、今日はあり得ない、こういう状況であります。現在、八王子、あるいは府中でも、都との関係で懸案になっておりますが、地元負担ということがかなり強く求められると。なるべくそれを都に、少なくも都に、いわゆる地域で負担する分は、都道であればなおさら都において負担をしてほしい、そういう主張を、市長会の立場では一致して行っておる、こういう状況であります。

今後の課題として、できるだけ努力をいたしたい、このように考えております。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　企画財政部長にちょっと聞くけれども、この負担は、八王子は幾らしているの、何％。決まっていると思うんです。あるいは府中市でもいいですよ、事業をどんどんやっていますから。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、私からお答え申し上げます。

先ほど、１・３・４号線、第二関戸橋の公道について、せんだって計画変更を行わせていただいたわけでございますが、その中で、京王線の交差部分については、アンダーパスということで、決定をしてございます。したがいまして、先生のおっしゃるところは、ここで充足されているかと思います。

それから、八王子あるいは府中市で、どのくらいの負担をしているかと。その額については、

私、つぶさには知らないところでございますが、考え方として、立体化、高架化を行っていく場合、１キロメートル当たり約、現在の段階で、１１５億円が必要となってまいります。

その費用の負担でございますけれども、鉄道関係、例えば京王線の方では２０％、それ以外の８０％については、都市計画事業者の負担ということで、国、都、市、それぞれが負担をするという、このような割合になっておるというふうに、私どもは聞いております。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　これは、昭和４４年に発足した当時は、1.7％ぐらいでした。区の負担は。これは、もちろんいろんな状況によって若干の差はあります。ですから、今のような御説明ですと、恐らく１０％ぐらい負担しなきゃいけないかもしれない。

しかし、そうなっても、百草から高幡の間は２キロちょっとであります。ですから、２５０億円程度あればできる。だから２５億円負担すれば、でき上がるという形になるわけです。非常に楽になります。踏切がなくなりますから。この点は十分検討していただきたい。また、検討されるというお話ですから、お願いします。

最後に、４点ですが、先ほど申し上げましたように、私は医王病院の跡地をどうしろとかということを言ってない。旧七生村に、総合病院、医療センターをつくれと言っている。

○副議長（米沢照男君）　古谷議員、まだ終わっていませんので。

これをもって６の３、京王線を高架にせよに関する質問を終わります。

６の４、旧七生村地区に総合病院医療センターの建設実現は何時になるのか、明らかにせよについての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

○６番（古谷太郎君）　簡単に言います。

昭和５５年に市長は、花輪医師会長、その他の方々にお願いして、旧七生村地区の医療体制をどうするか、ということをお諮りし、答申をいただいております。

これによれば、保健所の手前、西側のあすこの地に、総合病院及び医療センターをつくる。それで、その医療担当は、日野市医師会に任せてもらう、こういう申請が出ています。

私は、なぜこの御申請を、即座に実施するように、あの用地買収は今すぐ、ここに高橋通夫さんがいないからあれですが、須崎さんや高橋さんは、あすこの用地は、よく頼めば売ってくれますよ。だからそのように、なぜ実現を促進しないのか。

それは私立の医王病院だとか、だれだとかいうこと、これは論外です。これ、うんとつくっていいんですけれども、まず、市が責任を持ってつくる。それは答申をいただいたんです。しかも答申を出した人たちも、つくるという前提で答申をしているわけです。場所までしている。

ひとつ、その点、市長はいつつくるのか。あるいは、つくる気がないのか。民間医療で、医師会に任せていいじゃありませんか。この点、率直に答えてください。あと４分ありますから、ゆっくりでいいです。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市には、既に市立病院がありますので、これを中心として、交通体系の整備によって、全市民に共通の利用をしていただく、こういうことが私は基本だと思っております。

当時、医師会立病院ということの、医師会側の要望はございましたけれど、これは実現不可能でありました。

それにあわせまして、南部の医療体制は、今後のもちろん課題でもございますし、それから、当面考えられるのが、やはり誘致という手段、多少の心当たりもあるということでありますから、促進をしてみたいと思っております。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　もう一度市長に聞きますが、旧七生村地区は、ベッドが絶対的に少ないんです。だから、つくらなきゃまずい。

交通手段をいかに発達させても、多摩平の病院は、あれ以上大きくならない。だから、どんなに交通がよくなったって、多摩平に今の２倍も３倍もの患者を受け入れることは不可能だと思うから、高幡駅周辺におつくりになるようにすべきだと思うんですが、もう一度、お答えを願います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　南部の医療体制は、もちろん考えなければなりませんが、市立病院を分院とか、あるいはそういうような形でつくるということは、これは私は財政的にも、それから政策的にも、不可能であり、また、無益なことだと思います。

医師会病院という考え方が、当時、主張されておりましたが、このことは既になくなっておるというふうにお答えいたしました。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　もう一度、つくるのか、つくらないのかということを、ちょっとはっきり教えてください。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　医療体制の整備はすると言っております。その体制の中に、つくるという、誘致という形でのつくるということを考えておる、こういうことであります。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　時間が、あと２分しかありませんから。

本当に、今度の質問にはいろいろ積極的に御回答いただいて、大変楽しい質問でした。アヤメの花が、またカキツバタが日野じゅうに、各所に見られる日を楽しみにしております。

同時に、医療施設、あるいは京王線の高架も実現する夢を見ながら、この質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（米沢照男君）　これをもって６の４、旧七生村地区に総合病院医療センターの建設実現は何時になるのか、明らかにせよに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後　０時３７分休憩

午後　１時４４分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問、７の１、思いやりのある歩道の設置について問うについての通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

〔３番議員登壇〕

○３番（小俣昭光君）　７の１、思いやりのあり歩道の設置について問うを質問させていただきます。

障害者の中には、仕事や学校へ行くために、毎日外出している人もいます。そうでなくても、毎日暮らしていく上でも、市役所や病院に行く必要が生じたり、買い物に出かけることもあり

ます。重度の障害者も、文化やスポーツ、レクリエーションを楽しみたいという、人間としての当たり前の要求もあります。

その際生じてくるさまざまな困難について、それを障害者個人の問題にしたり、その解決を家族や周りの人だけに求める人も多くありますが、それは正しくありません。

それは、皆さんも御存じのように、障害者が安心して自由に外出したり、自由に暮らしていくためには、どうしても行政の力で、よりよい市民の生活環境の整備が進められなければならないのであります。生活環境を充実することと結びついて、障害者や家族、周りの人たちの努力が発揮されるのであります。これまでに、障害者や、日常的な生活経験から出された要求や、関係者の研究の成果などから、道路や建物について、どこをどのように改めたらよいか、かなり明らかにされてきているのであります。

もっとも、環境整備の基準といっても、利用する障害者の障害の程度や状態に、かなりの違いがあり、一律には言い切れないのであります。この分野での建築工学、土木工学、人間工学、機械工学などの専門家と、障害者問題にかかわる人たちとの共同研究により、今後、一層中身を確かなものとしていかなければならないのであります。

町田市では、１０年前に、町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱を制定し、福祉の町づくりに積極的に取り組んでいるといわれています。この要綱は、百貨店、食堂、美容院など民間も含む建築物や、道路、公園、公営駐車場などが対象となっていて、整備箇所は、構内通路を初め玄関、出入り口、トイレ、公衆電話など、建築物関係だけでも１７項目の整備箇所があるのであります。

このような障害者のための設計基準を、日野市でもつくる必要があると思いますが、まず、この点をお聞きしてから、具体的に質問いたします。

○副議長（米沢照男君）　小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、ただいまの福祉の環境整備要綱について、つくる用意があるか、という御質問にお答えいたします。

近年、すべての市民が安心して住める町づくりを目指す、特に老人や障害者、妊産婦等の、身体に何らかのハンディキャップを持つ市民の立場に立った町づくりの問題が、提起されております。高齢化社会の中での高齢者の増加、また、昭和５６年の国際障害者年を契機とした、障害者に対する諸施策の展開等も、背景となっております。全国で、現在、６５自治体、また

都下でも７市が、御指摘の福祉の町づくりのための環境整備要綱を設置しているところでございます。

日野市におきましても、昭和５９年１１月に、市長の諮問機関として、障害者福祉協議会が設置されましたけれども、現在、この障害者福祉協議会において、障害者も安心して住める町づくりを目指す、その基準となるべき福祉環境整備要綱の検討を行っておるところでございます。

○副議長（米沢照男君）　小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　今、要綱の策定の研究が進んでいるというようなことが言われておりますので、ぜひ、これはまた最後にお願いすることになると思いますので、お願いしたいと思います。

具体的に、第１点目として　歩道のスロープの点でありますが、私は、歩道は人が安全に歩くための歩行者優先の道と思われるが、この歩道がそうなっていなくて、狭い歩道なのに、車を乗り入れやすくするためにしているところがあります。しかも、点字ブロックが、そのために、以前はあったと思われますが、はぎ取られたり、あるいは斜めに設置されています。

この場所は、西友ストア前など、また、富士電機の正門前などの歩道を、歩行者優先の歩道として、平らにしていただけないでしょうか。この歩道は、光の家の人たちも通る場所であります。

２点目として、１・３・２号線の泉塚から市役所に寄った歩道についているスロープに、これは本当に形式的なスロープがついています。あれでは、乳母車も利用できないほどスロープが狭く、傾斜が強くて、自転車に乗ったまま乗り入れると、転倒もしかねないようなところであります。ここの階段、これは鈴木議員も２年ぐらい前に指摘しているところであります。ここをぜひ、こういう場所は、また日野市ではかなりのところに見受けられますので、検討していただき、早期に改修をお願いしたいと思います。

３点目は、歩道のスロープ工事の際、車道の形態によりできると思われる水たまりが、あちこちに見られます。特に、横断歩道に面したところでも見られる。

先日も、多摩平交番のところの交差点、スロープと点字ブロックの工事をしたばかりでありますが、豊田駅方向から紀の国屋、お菓子屋さんの前の、あの横断歩道に水がたまって、通る車、左折する車が、その水をはねて通る。あるいは、歩行者がそこの水たまりをよけて通る。

このような事態が行われております。

ここは都道だそうでありますが、私も早速南多摩建設事務所日野工区に電話をいたしまして、せっかく改修していただいたのに、これではありがたみがない、このようなことで、改修をお願いいたしました。１週間ぐらいでここは改修され、横断歩道も白線も引き直されましたが、このような場所が、市内のあちこちで見られます。

平山７号線においても、３カ所ぐらい見られております。

また、２・２・３、神明上の消防署のところの横断歩道、ちょうど公園のわきでありますが、そちらの方で、あるいはその下の東豊田四丁目のところにも、そういう箇所が見られます。

そのような箇所があちこちに見られておりますので、横断歩道を渡りやすくするためにも、ぜひ水たまりをなくすために、対策を立てていただきたいと思います。雨が降っていれば、一目瞭然でわかるのでありますので、ぜひこの実現もしていただきたいと思います。

また、都道の豊田陸橋などでも、両側に、ちょうど富士電機側のところに、陸橋を渡り切るところに、水たまりができております。ここは、前からずっとあったわけですが、ここでまた陸橋の改修をいたしましたが、やはり水がたまっている。ここはかなりのスピードで車が通りますので、歩道にその水をはね上げるというような状況であります。近くにも民家がありますので、民家の人たちも大変困っておりますので、ここをぜひ改修していただきたい。

４点目は、点字ブロックの誘導表示と警告表示が、日野市内に統一されていないと思いますが、見えない人たちは戸惑うのではないかと思います。点字ブロックの統一をするためにも、先ほどの福祉環境整備要綱を早期に実現していただきたい、というように思います。

ここについては、先ほどの多摩平の第一勧業銀行前の交差点、あそこに立ってみますと、１カ所だけが点字が、ちょうど第一勧銀の前でありますが、ここの角には、点字ブロックが敷き詰められております。

ところが、先ほど改修した多摩平商店街、新しくカラー舗装をされているところ、ここは点字が一列に、確かにありますというような形で置かれております。本当に必要な縁石と、車道の境として、敷かれていないのであります。このようなところも、ぜひ早期に要綱を作成していただき、その中で改修するなり、あるいはこの部分では、光の家の人たちも大変通っておりますので、改修をぜひお願いしたいと思います。

５点目は、豊田駅の南北通路階段にスロープの設置をということで、ここでは豊田駅の南口

から北口に自転車を担いで、あの階段を上がっていく、あるいはおりてくる人たちが多数見受けられます。八王子側の踏切は、踏切の遮断機がおりっ放しということもあります。また、遠回りすると大変遠くなりますので、そういう点で、あすこを若い人たちは自転車を担ぎ上げております。

ですから、ここの部分に階段を平らに一部だけでもしていただき、あるいは乳母車が通れるよう、スロープを設置していただくだけでも、大変に助かるといわれております。どうか、ここの部分について、ここは国鉄と話し合いをしていただきまして、協議していただきまして、ここの部分についても早期に改修していただきますよう、お願いいたします。

以上、5点について、積極的な御回答をいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、私の方から、歩道のスロープの改良の問題につきまして、まずお答え申し上げたいと思います。

都道を含めまして、多摩平地域、その他の地域の市道の関係なども含めまして、何カ所か具体的に御指摘をいただきながら、歩道のスロープの改良につきまして、御質問があったわけでございますけれども、一般的には、歩道の改良につきましては、道路構造の関係で、ほとんど市内の市道は終わっておりますけれども、道路が築造された後に、いわゆる建物が道路沿いにできますと、当然そこの建物の出入りのための、車両の出入りなどによりまして、自主工事願いというのが出まして、歩道の切り下げの申請があるわけでございます。これは、許可をせざるを得ませんので、そういう点で、今後御指摘のないように、歩行、特に身障者用の歩行に支障のないような、そういう改善の指導をしていかなければならないというふうに思っています。

一般的に申し上げて、大変恐縮でございますけれども、幾つかの御指摘の中で、改良せざるを得ないというようなところも、確かにございます。都道の関係などにつきましては、それぞれ私の方からも、都の方に申し出をしていきたいというふうに思っておりますけれども、市道の関係の改良、歩道を切り下げたことによって、水たまりができるというふうなこともあろうかと思います。

そういう点につきましては、水たまりが発生して、確かに歩行者の迷惑があるわけでございます。水たまりの解消も含めまして、改良には努めていきたいというふうに思います。

一般的に申し上げたわけでございますけれども、歩道のスロープの改良につきましては、な

おかつ、先ほど福祉部長の方からお答えがございましたように、福祉環境整備要綱ができますと、さらに細かい点で御配慮をしなければならない、構造上の問題も出てまいると思います。そういう点につきましても、当然、改良をしていくという姿勢で臨みたいと思います。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

最後の、豊田駅の南北通路のスロープの設置の件でございますけれども、国鉄の西局に協議の申し入れを、現在してございます。今後、打ち合わせをしていきたいというふうに考えております。

○副議長（米沢照男君）　小俣昭光君。

○3番（小俣昭光君）　歩道のスロープの問題でありますが、先ほどの西友前、それと富士電機の正前前、ここについては、西友前歩道は50センチぐらいの狭い歩道だと思います。ここに、ちょうど西友の商品を運び込むために、トラックが乗り入れます。そのために、その狭い歩道を斜めに切り落としておるわけでありますが、ここについては、私は、逆にあの部分については、違法駐車がされております。違法駐車を認めるわけじゃありませんが、車道側に違法駐車をされておりますので、むしろ逆にスロープを車道側に出す、そういう形で歩行者の安全を守る、こういうことも検討はできないのか。

また、富士電機の正門前については、何年か前に富士電機の正門、門のところは後ろへバックいたしました。ですから、あすこの部分については、歩道そのものを車道と同じように下げて、それから歩道を越えたところから、富士電機の敷地の中からスロープをつけるなど、歩行者を優先にしたやり方はできると思います。ぜひこの辺、特に光の家の人たちが通う場所であります。健常者でも斜めになっている、あるいは暗いときなどは、大変危険ですので、そういう点でも、ぜひこの2カ所は早期に改修をしていただきますよう、お願い申し上げます。

また、豊田駅の階段のスロープの問題でありますが、これも大分前から要求を出しております。地元の人たちからも、市の方に要望が出されている問題であります。この問題でも早期に話し合いをしていただき、そしてスロープをつけていただきたい、このように思います。

また、豊田の駅、南口階段につきましては、屋根がないのであります。ですから、夏の日には、あの手すり、金属でできておりますので、夏の暑い日には手すりがさわれないほど暑くな

ります。

また、逆に冬の日は氷のように冷たくなりますので、とりあえずあの部分については木製にしていただくなど、あるいは屋根を設置していただき、そして利用者の利便を図るためにやっていただきたい、そのように思います。

ここで、新たに２点ばかりお願い申し上げます。

西平山五丁目の豊田団地内の都市計画道路予定地に、真ん中に、今使われていないところがあります。ここは、その南側については、資材置き場などとして一部の利用されているみたいでありますが、ここについて、ぜひ整備をしていただき、そして中央の方に花などを植えて、花壇あるいは植樹帯を設けていただきたい。地元の人たちからも要望が出されていると思いますので、ぜひ積極的にこの問題、図っていただきたいと思います。

また、２点目としては、新井橋の右岸の道路についてであります。この道は、高幡不動の踏切、ここの交通が渋滞するために、近道として百草園の駅の方に行く車が大変多くなっております。

ところが、新井橋から下のところ、坂のところは舗装されておりますが、おり切ったところ、縁石からガードレールのところについては、舗装されておりません。ここについて、ぜひ舗装していただき、すれ違いが安心してできるようにしていただきたい。これも、早期に実現していただきたいと思います。

以上、新たな２点について、あるいは先ほどの西友前、あるいは豊田駅についての問題、あれば、再度お答えいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、ただいま御質問のございました２点につきまして、お答え申し上げます。

まず、第１点目の、豊田団地内の道路の改良の問題でございますけれども、これは、御存じのように、都市計画街路２・２・８号線の予定地になっておりまして、既に用地が確保されているところでございます。

現況は、市道大和田１６号線と１７号線というのが、南側と北側に走っております。これは、もちろん、今申し上げた幅員１６メーターの用地内でございまして、現況では南側と北側に４メーターずつの舗装をした道路が取りつけられてございまして、したがって、真ん中があいて

おるわけでございます。そこを、今御質問がございました、整備をして植栽をという御希望でございます。

御存じのように、これも、今般お願いいたしました一般会計の補正予算第１号の中で、土木費で予算要求をしてございます。これから建設委員会で御審議をいただくわけでございますけれども、予算の確保措置ができ次第、整備をしていくという考え方でおります。

４メーターの車道がございますけれども、これを１メーター広げまして、具体的には両側５メーターずつ、１０メーターにいたします。そして、残りの真ん中が６メーターになりますので、その６メーターを、道路との区別は、ガードパイプなどではっきり区別いたしまして、その中に植栽をしていきたいというふうに考えております。

ただ、公的な有効利用という面で、現在あすこは動く窓口車が駐車をいたしております。

それからもう一つは、移動図書館の車が、定期的に駐車をしております。この場所がございますので、これはやはりスペースを確保しておきませんと、支障がございますので、そういう配慮をしながら、中込踏切に寄った方の部分については、道路が北側にございませんから、その北側の部分も、さっき申し上げたように５メーターの幅で道路を整備いたしまして、ちょっと通過できるような、そういう整備をしながら、環境整備に努めていきたいというふうに思っておりますので、今後、先ほど申し上げましたように、予算の措置ができ次第、早速取り組んでいく予定でございます。

延長にしましては、大体５５０メーターぐらいでございますけれども、それを両側整備いたしましていきたい、こういうふうに思います。

それから、もう１点の新井橋の右岸の、いわゆる堤防兼用道路でございますけれども、これは建設省からの占用道路として市が整備したものでございまして、確かにあすこを通ると、車両のすれ違いができないわけです。

さらに、水路が南側を走っておりますので、その辺の関係もございまして、占用している道路との間に、多少の余地がございます。その余地が、道路として現況使われていないということで、舗装はされておりませんけれども、舗装をすることによって、さらに車両の通行なり、あるいはすれ違いなりがうまく、スムーズにいくわけですから、つまり滑らかに車が走れる、こういうふうな事態が当然出てくるわけですから、そういう点も含めまして、この点につきましても、建設省の占用の関係もございますので、早速これを建設省の方とも協議の必要性がご

ざいますけれども、舗装につきましては、整備をしていくということで取り組みたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　最後に、市長にお願いいたします。

点字ブロックの不統一や、スロープの問題などが起こらないためにも、環境整備基準を設けるなど、検討はされているみたいですが、早期に検討していただき、環境整備基準を設けていただきたい。

そして、障害者のための町づくりは、障害者のためだけではなく、老人や、子供や、妊産婦の人、あるいは弱い者の町づくりのために、どうしても必要であります。福祉の町、人間の町にふさわしい要綱を早期に実現できるよう、お願いいたします。

また、最後になりますが、苦言でありますが、都道の問題、あるいは市に直接関係ない、例えば建設省の土地、こういうところでの樹木の害虫の発生、あるいは都道の改修の問題など、市民が市に、あすこは直してほしい、あるいは消毒してほしい、というような要望を電話でお願いすることがあります。そうすると、私も経験ありますが、あすこは都道だから、あるいは建設省の土地だから、ということで、まず最初にそういう言葉が返ってきます。

そうではなく、最初に、わかりました。対策を立てますと。そして、都にお願いしますと。あるいは、建設省にお願いします、やらなければ、早速市でやります、というような返事をいただきたいと思います。このこともあわせて、皆さんよくやっているとは思いますが、忙しい中で、ついそういう言葉が見られると思いますが、ぜひこの辺についても検討していただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市内の障害者、あるいはお年寄り、子供、いわゆる社会的弱者の立場にある方々が、町の中で危険なく、あるいは心楽しく生活ができる、このことは極めて大切なことでありますので、緑の環境整備とあわせまして、福祉環境整備要綱、これを内部にも指示をいたしております。

そういった総論の体制づくりの中で、それぞれの地域地域の細かい具体的な問題につきましても、積極的に、見落としのないように、これから詰めていくべきだと、このように日ごろ考えております。

市の管理しない道路、その他におきましても、市民生活の立場から、同様な考え方で臨んでいく、そういう行政をやっていくつもりでございますので、またいろいろと御指摘もお願いしておきたいと思います。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　これをもって７の１、思いやりのある歩道の設置について問うに関する質問を終わります。

８の１、地区センターに電話設置は出来ないかについての通告質問者、大柄　保君の質問を許します。

〔２５番議員登壇〕

○２５番（大柄　保君）　ただいま、議長さんから一般質問の発言のお許しがありました。

そこで、８の１、地区センターに電話の設置は出来ないかについての質問をいたしたいと思います。

'85市民読本が市民に配布されておりますけれども、この市民読本の４０ページ、施設ガイド、教育、文化、コミュニティーのところでも、市民の皆さんにわかりやすく、非常によく掲載をされており、また、施設の所在地等についても、電話機が設置をされて、非常に利用の皆さん方には便利になっておると思いますが、なぜか地区センターにだけ電話がなく、センターを利用する市民の皆さんよりも、何らかの方法でセンターに電話機を設置してほしいという声が、たくさんあるわけであります。

連絡事だとか、あるいはまた、これは例になりますけれども、日野坂の、たしか４９年のときのがけ崩れなどの場合には、緊急の宿泊設備にもなった大坂西地区センター等の例もありまして、災害時などに、本庁との連絡などに必要なことは、当然おわかりだと思います。

今議会の条例改正において、１館の追加になり、地区センターの数も５０館となって、今後ますます地域のコミュニティーセンターとして、多数の市民の皆さんが利用することは明らかでありますが、センターの数が多く、全館に市の費用で一度に設置をすることは、予算的に大変無理があるかとは思いますが、現在の情報化時代、センターに電話設置はぜひ必要であると思います。

これは、要するにわれわれ家庭にある黒電話ではなくて、やはり皆さんがお使いになるんで

ありますから、１０円を入れて利用する公衆電話方式のもので結構ではないかと思いますが、そこで、質問の第１点といたしまして、現在使用している、この間開館をいたしましたセンターを含めて、電話が設置をしてあるセンターがあるかどうか。

これについては、センターの付近に公衆電話ボックスのあるところを含んでおりますが、何館くらいあるのか、ここを教えていただきたい。これが第１点であります。

お願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えを申し上げます。

市内の地区センターは５０館でございますが、そのうち屋内用の赤電話を設置してある地区センターは、条例別表の中に、大地区センターの位置づけがございます。平山、新井、この２つの地区センターに、屋内用の赤電話が設置してございます。

さらに、地区センターの敷地内、またはごく至近な、センターから至近な距離に設置をいたしておりますボックス型のもの、これは２２カ所でございます。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　２２カ所ということで、私も、今まで一体市内のセンターに電話が、そばに電話ボックスがあるところを含めて、どのくらいあるのかなというふうな考えがありまして、御質問をいたしたわけですが、できましたらば、この電話ボックスが至近距離にあるセンターの２２館の所在地というか、どこのセンターにそういうふうな電話が近くにあるのか、これを教えていただきたいと思います。

それと同時に、今後、センターのそばに電話ボックスがあるところならば、緊急な連絡もいろいろとれると思いますけれども、至近距離に電話機がなくて、利用者の皆さんが希望をしている公衆電話式のものでもよいから、つけてもらいたいな、というふうな希望があることについては、今後どういうふうな、市として対応を考えておられるか、再質問をしておきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答え申し上げます。

冒頭お答えしましたように、新井と平山につきましては、屋内用の赤電話をそれぞれ１台ずつ設置してございます。

さらに、ボックス用の電話につきましては、豊田、旭が丘、七生台、万願荘、第一日野台、第二武蔵台、南平、新川辺、日野台、新東光寺、川北、鹿島台、宮、西平山、三沢台、南平西部、南が丘、滝合、南百草、旭が丘東、先ほど申し上げましたとおり、ボックス式が２２カ所、屋内用赤電話が２カ所、合計いたしまして、２４カ所の地区センターに、電話が設置されております。

御質問の第２点目、今後の市の方針がどうか、という御質問でございますが、地区センターの建物の中、屋内用の赤電話は、設置をする考えは、今のところ持っておりません。理由は、二つございます。

第１点目の理由は、料金等の管理が、常時管理が難しいということでございます。七生の公会堂には、屋内用赤電話が確かに３台ございましたけれども、あすこでは公会堂の職員が管理をいたしております。

さらに、ギャラリーでは、ピンクの加入電話を持っております。

それから、大地区センターにございます２台の赤電話につきましては、大地区センターには、現在、嘱託の身分で管理人がおりますので、その管理人が月に一度料金を徴収して、市の会計に入れる、こういうことをやっておるわけでございますが、地区センターには、常時管理をする方がありませんので、管理の面から非常に難しさがあるということでございます。

さらに、もう１点、電電公社が、御存じのように日本電信電話株式会社に改組されまして、今まで以上に収益性ということを重要に考えるようになってまいります。そうしますと、今まで赤電話を設置する場合には、１カ月最低３,０００円の料金収入がないと、電電公社もなかなかつけてくれなかったわけでございます。

しかし、今設置されております平山、新井の二つの地区センターにつきましては、１カ月の料金が３,０００円に満たないんです。２,３００円ぐらいでございまして、この利用状況では、日本電信電話株式会社もなかなかうんとは言わないんじゃないか。

そうしますと、残る方式で、ボックス型の赤電話ということになりますけれども、ボックス型の電話を地区センター外につけまして、センター利用者以外にも、町の方々に利用していただく、こういうことならば、電信電話株式会社もＯＫを出すかもしれません。需要の多いところにつきましては、私どもの方から、電信電話株式会社に対しまして、設置の要請をしてまいりたい、このように考えております。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　ただいま至近距離に公衆電話ボックスがある数と、それから大地区センターというか、赤電話が館内に設置される所が２カ所、合計２４カ所というところで、センターの名前まで発表していただいて、よくわかりましたけれども、それ以外にあるセンターの、例えばすぐそばに公衆電話、例えば黄色でも、赤でも、センター外にボックス式の電話を取りつけてもらえるかどうか、ということをお願いをしておきたいところなんです。

いずれにいたしましても、センターに管理人がいないから、金銭等の取り扱いについて無理があるから、館内にはつけられないんだというふうな、ただいま御答弁がありまして、電信電話会社の方としてもそういう意向なんだということだそうですが、私は、センターを設置をするときに、電話が設置ができるような設計になっているわけなんですけれども、これら等については、今後どういうふうな、設計の時点で、理事者側はお考えになっているのか。

なにか電話をつけてもよろしいんだというふうな、コンセントといいますか、何というのか、差し込みがちゃんとできているわけなんですけれども、私は、そういうものは必要がないのかなと、こういうふうに考えるわけなんです。

それと、公共施設であるから、だれもセンターに管理人がいないからといっても、やはり先ほども申し上げましたとおり、いざ災害というふうなときには、当然５０館の中で、いざ災害――火災だとか、そういうふうな場合には、恐らく拠点になるんじゃないかなと、こういうふうに考えるわけなんですが、今後、センターが、ことしも予算化をされておりますし、何館できるか、恐らく１年に１館というふうなことで、予算化をしてやっていくと思うんですが、利用者に思わせるような、電話が設置ができるというふうな設計を、これからも進めていくのかどうか。

いずれにいたしましても、利用者としてみれば、ここに電話をつけるところがあるじゃないか、というふうなことになってきますが、この点について、再度質問をしておきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　構造上、電話が設置できるんじゃないか、というようなお考えを利用者の方に与える面も、多々あると思いますけれども、今それをすぐ取り外すというような考えもございませんし、また、将来にわたっては、災害時の非常用の仮設の電話を、そこへ引くというようなことも考えられますので、現在の設備はそのままにしておきたいと思

います。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　私も、防災面上、各地区センターに電話機が設置されればよろしいし、あるいはまた、どうしても管理人がいなくてだめなものならば、２２館のように、至近距離なところに空き地等があった場合には、公衆電話方式なものをつけてもらえるかどうか、というふうなことも今お尋ねをしたんですけれども、いずれにいたしましても、そうなれば電信電話の方の、会社の方の方式でやるんであるから、市の方としては、別に予算化をしなくてもよろしいのか、こんなふうに考えますが、もし、どうしても防災的にも必要なんだということで、自主的に、例えば自治会の予算の中から、赤電話、あるいはまたピンク、青、これらの電話の設置の、何というか、維持費じゃないのかな、あれ、申し込み金というのか、これらを出して自主的に設置しても、市側として見逃す、見逃すというものなんだけれども、差し支えないかどうか、この点をお伺いをしておきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答え申し上げます。

加入料金を自治会側で負担をして電話を設置したい、そういう御質問だと思いますけれども、地区センターは公共施設でございます。特定の自治会等による設置は、大変申しわけございませんが、不適当と私、考えておりますので、その線に沿って対応していただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　今、生活環境部長のお話ですと、申しわけないけれども、公共施設だからだめなんですよ、というふうなお答えと、私は受け取ったわけなんですけれども、これら等についても、公共施設だからこそ必要なんだというふうな、私ども市民の考え方になるわけなんですけれども、この点等について、どういうふうな、永久的にそういうふうな考え方なのか、あるいはまたこれから先、考えを変えて、市ではつけられないけれども、地元でつけるんならばつけていただこう、というふうな考えがあるかどうか、将来的な展望について、ひとつお答えをいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、質問と、それから部長のお答えを聞いておりまして、原則的にはそういうものだと思います。

日野市の地区センターというのは、地域に非常に、容易に役立つ施設として、施策としても成功しておるわけでありますが、なおまた今後も、場所のある限りといいましょうか、条件が整えばなるべくつくっていきたい、このようにも考えております。

ところで、電話は、青電話といいますか、料金電話というのは、外からは受けられないわけであります。つまり、発信はできるけれど、受信はできない。発信だけでいいかどうかということも伴うと思います。

それから、コンセント云々の話がありまして、電話線が入っていて、コンセントに受話器をつなげば発信も、応信もできるというふうな装置がありとしますならば、これはつまり臨時電話として、その都度許可をとって架設をする、こういう便利さがあるように、今、伺ったところでございます。

地区センターは公共施設ですから、私物的なものは持ち込まないということの、私はやはり大原則は守っておかないと困難が生ずると。こう思いますので、できるだけ公共施設として、その施設が皆さんに利便よく活用できるようにしていく、その方策を考えるべきだと思いますので、また今後いろいろな知恵を絞って、ひとつ、もし電話が要るということでありますならば、私は、むしろ電話を敷設するということも結構だと思っていますので、そのように御理解をお願いしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　ただいま市長の方から、今後の行き方についてのお話がありましたんですけれども、いずれにしても、センターを利用する皆さんにとっては、センターに来ていろいろな話し合いをし、あるいはまた集まりを開いている中で、家の方から、家の方にどんな災害事故が起きているかということだとか、あるいはまた、こちらから連絡事だとか、いろいろすることもありますし、一番私は防災的な見地から見て、ぜひ何らかの方法で地区センターに電話を設置をしたらよろしいのかなと、こういうふうな考えと同時に、利用者の声を集めて、この議会で質問をいたしておるところであります。

通知によりますと、６月の１５日ですか、地区センターの管理人のお集まりがあるやに聞いております。これら等の折についても、センターに電話の要望が大変あると思いますけれども、実はこれこれこういうわけで、どうしても残念ながらセンターには今のところ電話の設置はできないんでありますよということを、管理人の皆さんにもお話をしていただけたら、本当になるほどこういうものか、それで電話がつかないのか、というふうに皆さんが御理解をするんではないかと思います。

これら等を最後にお願いをいたしまして、８の１の、地区センターに電話が設置はできないか、についての質問を終わらせてもらいます。

○副議長（米沢照男君）　これをもって８の１、地区センターに電話設置は出来ないかに関する質問を終わります。

８の２、広報についての通告質問者、大柄　保君の質問を許します。

○２５（大柄　保君）　では、引き続いて、８の２番、広報についてというふうなことで、一般質問をさせていただきます。

高齢化時代を迎えた我が国日本でありますけれども、日野市長の森田さんも、７０を過ぎて、かくしゃくとして選挙を終わらせて、ただいま４期目を務めることになり、大変結構なことと思いますが、なんというか、人間１００歳まで生のある人は、本当にまれでありますね、皆さん体力の衰えは、かならずあるものと考えております。

昔から、人――人間は老いと同時に、まず、私もそうでありますけれども、歯がだめになり、その次は目がだめになるんだそうでありますが、の次にだめになるものは、皆さんの想像にお任せすることにいたしますが、きょうは目について、それと、広報とのつながりについて、質問をいたしたいと思います。

議会だよりは、大変活字が大きくなって、本当に読みやすくなったとの、大ぜいの市民の皆さんの言葉が伝わってまいります。議会運営委員会の委員長を先頭にして、委員の皆さん方の御配慮のお力と、本当に、本席をおかりいたしまして、感謝をいたすところであります。

そこで、今度は広報でありますが、どうも活字が小さくて、年寄りには本当に読みずらいとの声が、またこれたくさん耳に入ってくるわけであります。せっかくの市民の市とのつながりを報道する広報であります。公の広報であります。

まず、第１点として、広報の活字を大きくする考えがあるかどうか。

また、当然活字が大きくなると、ページを増すことにも相なると思いますが、この点を第２点としてお伺いをしておきたいと思います。

次に、新聞の折り込みですが、毎月１日、１５日と決められて、折り込みになっておりますけれども、このごろ一般の商業広告が、最近多く折り込まれておるわけであります。ここに、

二つばかり持ってまいりましたけれども、これは、６０年の５月１５日の広報と一緒に折り込まれたものであります、いろいろな、商業の皆さん方の広告が、１冊の本みたいになって、折り込まれているわけであります。これが、６月１日の折り込みであります。

この15日の広報の、新聞の中に折り込まれた数より、６月１日の方が２枚ばかり多くなって、18枚の中に、我が日野市の大切な広報がちょこんと、入っているわけなんです。そうなると、なかなかこの中から広報を探し出して読む市民の皆さんが、一体どのくらいいるのかなというふうに、私は考えたわけであります。

以前の議会の中で、たしか鈴木議員だと思いますけれども、やはりそのような質問をなされていたと、このように私は考えておりますが、これら等について、日野市でも、新聞販売店と折り込みの契約をいたしておりますが、でき得るものならば、新聞の折り込みの少ない日に折り込んでもらうか、あるいはまた、１日、１５日には、こういうわけで市の広報に折り込み日でありますから、ぜひひとつ１日ずらしてもらいたいというふうな交渉が、新聞販売店等との間でできるのかどうか、この点についてもお伺いをいたしておきたいと思います。

次に、第４点目といたしましては、秋川市、あるいは報道によりますと、２３区の中のある区では、来月から企業の広告を広報に掲載をしていくと。もう既に秋川ではやっているそうでありますが、これら等について、企業等の広告を我が日野市でも取り入れていくつもりがあるかどうか、これを4点目として、お伺いをしておきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず、日野市で出しております広報ひのと、それから日野の市議会だよりの関係でございますけれども、活字につきましては、現在全く同じでございます。

ただ、段の間隔が、若干広報ひのの方が狭いという違いでございます。

あと一つは、紙質が、議会だよりの方は、少し単価の高い上質な紙を使っておりまして、広報ひのは、いわゆる普通の新聞紙と同等のものを使っている、というのが実情でございます。

それでは、御質問の第１番目の、活字の大きさの問題でございます。

広報紙は、従来より新聞活字を使用しております。現在、市で使っております新聞活字には、大別いたしまして、１倍文字、Ｊ文字、Ｓ文字の３種類があるわけでございます。広報紙は、従来１倍文字、これは日経新聞の字を想像していただければ結構でございます、使用しておりましたけれども、より見やすい紙面にするために、昨年の４月から一番大きなＳ文字、これは朝日新聞と大体同じでございます。若干、活字の製作によりまして違いがございまして、市の広報の方が大き目でございます。そのＳ文字を使用しております。

なお、最終のページでございますけれども、みんなのメモ帳という欄がございまして、この欄には、市民の方の情報を掲載をしているわけでございます。少しでも多く掲載をするために、従来の１倍文字を使用しているのが現状でございます。

活字を大きくいたしますと、ページ数をふやすか、あるいは情報量を減らすか、そういう問題も出てまいりますし、それから、現在、普通の新聞と同じような印刷方法をとっておりまして、これ以上字を今度大きくしますと、写植の印刷の方式をとるということになるわけでございます。広報の作成の、いわゆる準備といいますか、編集日数にも影響が出てくるということでございます。

いろんな問題を含んでおりますので、今後、検討課題とさせていただきたいというふうに考えております。

２番目の、ページをふやせないかという問題でございますが、現在、５２年から広報係では５名の職員で、取材、編集、校正、それから編集印刷後の処理をしているわけでございます。処理といいますのは、新聞を取っていない方への郵送でありますとか、あるいは点字広報の作成、それからテープの作成、駅等への配布、こういった仕事をしているわけでございます。

今度、ページ数をふやすことになりますと、さらに事務量がかなりの増大をするわけでございます。さらには、情報量も必要になるということでございます。現在のスタッフの内容から考えますと、すぐに増ページというのは難しいんではないかな、というふうに考えております。

３番目の、新聞の折り込みの関係でございますけれども、広報の使命といたしまして、やはり決まった期日に配布をするというのが、かなり重要なポイントでございます。配布の期日によりましては、特には木、金、土でございますけれども、一般商業の広告と一致してしまうわけでございます。

だからといいまして、発行期日を毎月、木、金、土を外すということになりますと、やはり今度市民の側から、定期発行というものが崩れるわけで、若干問題も起こるんではないか、というふうに考えております。

できるだけ現在努力しておりますのは、広告の中に入らないよう、一番上にのるような指導

といいますか、お願いを、新聞販売業者の方に依頼をしているわけでございます。この点については、さらに強くお願いをいたしまして、中に入らないような努力をいたしたいというふうに考えております。

それから、４番目の、企業広告でございますけれども、現在、２６市の中で、秋川市が行っております。それから、本年の６月には品川区が掲載を始めたわけでございます。

品川区の例で申し上げますと、日野市のタブロイド版でいきますと、ちょうど下に、１欄でございますけれども、掲載をしております。縦が4.7センチ、横が２４センチ、これを１つの枠として使う場合、それを区切って使う場合をやっているわけでございますけれども、全部使いましても、大体１０万円ぐらいの広告料を取っているようでございます。

そのために、市の情報量をカットするというのも、また問題もございますし、それから、掲載をする広告の内容につきましても、非常に難しいものがあるようでございます。今後、いろんな問題もございますので、さらに検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　広報についてということで、私もこのことについて初めて、十何年の間で、お聞きしたわけなんですけれども、活字の大きさ、これら等も大変、さっきもお年寄りの皆さん方の見よいような広報をつくってもらえたら、というふうなことが、市民の皆さんの中から話が出てまいりますので、それを質問したわけなんですけれども、ただいま企画財政部長の方からのお話で、ちょっと無理なのかなというふうにことがわかりました。

それと同時に、大きくすればページも当然ふやさなきゃならないし、ページをふやせば職員増もということもわかりましたし、１点、２点については、了解をいたしました。

３点の、新聞の折り込みにつきましてですけれども、何せ膨大な、これだけの数の中に、広報がちょこんと１枚、真ん中の方に折り込まれているということは、これは大変、広告を一生懸命見て、安いとこでもどこかないかなということで、主婦の皆さん方が夢中でやればいいけれども、あるいはまた、また広告かということで放られた場合には、これはもうどうしようもなくなっちゃうわけだと私は思うんで、できたらば、これら等の一番上に折り込んでくれというふうなことをこれからも、今までもお願いしたり、あるいはこれから要求をしていくというふうなことなんですけれども、いま１歩そこで突っ込んで、ぜひ広報を折り込む１日と１５日

には、悪いけれども、一般の広告を１日ずらして、御遠慮していただけないかというふうなことが、市として、これはできないものかなと、こんなふうに考えるわけなんですが、それら等については、どうなんでしょうか。

いま１点、これ質問をしておきたいと思うんですが。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　ちょっと難しい問題のように感じますけれども……。

現在、新聞に折り込んである広告は、従来は広告会社がばらで販売所へ持ち込みまして、販売所で広告を組んでいたようでございます。

最近は、広告会社が一括それを全部、各個人ごとといいますか、各紙、１部に入れるだけの量を整理をいたしまして、配布をしているようでございます。ですから、かなり無理な、新聞社なり、広告を扱っている業者だけの問題じゃなくて、広告を出している業者の問題になりますので、一応お話はしてみようかとは思いますけれども、かなり難易性があるんではないかなと、そんな感じをしております。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　どうも無理なような、他社との相手ですからね、やはり無理なのかなと、こんなふうに考えておりますが、今、きょうでなくてもいいから、あるいはお隣の立川、あるいはお隣の八王子というふうなところの、広報の配布方法等についても、今後ちょっとお調べいただいて、教えてもらいたいなと、こんな気がいたします。

企業の問題等については、大変、市が広告を取って広報を発行するというふうなこともやっておるところもあるし、あるいはまた、広告の、分けて、これは載せる、これは載せないというふうなことじゃ、また大変困るのかなというふうな感じがいたします。

いずれにしても、３点目の、他市の状況、折り込み方法をちょっとお知らせをしてもらえたら幸いと、このように考えて、この一般質問は終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　これをもって、８の２、広報に関する質問を終わります。

８の３、みどりの保護と育成についての通告質問者、大柄　保君の質問を許します。

○２５番（大柄　保君）　それでは、副議長当時、１回も質問をしていなかったので、重ねて８の３番というふうなことで、質問をさせていただきたいと思います。

緑の保護と育成についてということに入らせていただきます。

緑と清流は、昔の日野には当たり前のことでありましたが、しかし、ごらんのとおりの現在では、昔のようなわけにはいかなくなっておるわけであります。宅造、あるいはまた開発などによって、だんだん緑が失われていく感じがいたしております。

そこで、緑と清流をとの森田市長も、昔のような、日野に緑を取り戻すためにも、一生懸命、今度4期目を務めてもらわなければなりません。

そこで、自然の緑は、もうこれから幾ら種をまいたり、あるいは苗木を植えたりしても、そうそう一朝一夕にはできないのかなという感じがありますけれども、緑の増殖ということになるのではないでしょうか。

そこで、まず街路樹等について、国道の２０号線が日野市内を通過しておりますけれども、街路樹のことについて、国道の両サイドには一つも街路樹が見当たらないわけであります。日野坂を上がって、日野自動車、通り過ぎて小西六、八王子市に入る、立派に両サイドにイチョウ並木というふうなものが、大和田を通り、八王子市内を通り、高尾方面までずっと街路樹として植樹がされておるわけでありますけれども、なぜ日野は国道２０号については植樹がなされていないのでしょうか。

これは、当然これから植えてというふうなことも、もうあの大きさになるには大変だと思います。これら等について、大変な、国会の先生方も、１１区の中から出ておられるようなこと等を考えてみても、これら等に対して、いろいろ関係の議員さん、皆さん方の中から進言をしていってもらいたいと、こういうふうに思うわけであります。

次に、都道についても、ほぼ同じような感じがいたしております。川崎街道等についてもしかり、あるいはまた多摩動物公園に行く都道については、サクラ並木というふうなことで、立派に植樹がされておりますが、まだまだ都道についても、両サイドに街路樹としての植樹がなされていないようなところが、日野市内にはまだまだたくさん見受けられるわけであります。

幸いにして、今期、都議会の選挙が２７日から行われますけれども、この都議会の選挙に当選した都会議員の日野市の代表となっておられる議員に、これから先心がけていってもらいたいものだと、私は個人的に考えております。

次に、市道でありますが、現在、市道に植え込みはどのくらいの数があるのか、これを第1点として、お伺いをしておきたいと思います。

次に、今後計画されている万願寺の区画整理などでできる市道などについて、計画はどういうふうな計画が進められているのか、これを第２点として、お伺いをしておきたいと思います。

緑をふやすために、また、垣根、擁壁などにツタなどの植物を植えることについて、市民に奨励できないかということであります。宅造が進んで、これに伴って周辺が一見きれいになるとの考えもあって、ブロック塀のお宅等が多く見られますが、これは防災関係からいっても、この間の新聞報道等によりますと、八王子市で調査したところ、震度５の地震があれば、市内のブロック塀は５割方倒壊をしてしまうというふうな調査の結果が、新聞報道をされておりました。

日野市内のブロック塀も、業者の方には一生懸命やっていてくれると思いますけれども、震度５の揺れ方に対して、倒壊しないというふうな保証は、ないわけであります。

このことについて、今後、垣根だとか、あるいは境界などに、緑の生け垣などを植えてもらうように、市民の皆さんに対して、災害に備えても必要だと奨励できるかどうか、このことについてお伺いをしておきます。

それには、今度は日野駅前の擁壁等でありますけれども、おかげさまで上部の方はツタが植わりまして、緑がかなりありますけれども、まだまだ下の方は、本当にコンクリートの擁壁になっているわけでありますが、これら等についても、なるべく早くツタなどをはわせてもらえたら、かなり緑も多くなり、潤えるのかなと、こういうふうに考えております。

それから、この間もいろいろ論議にありましたけれども、我々の控室からも見られる南平高校の用地の擁壁等についても、あのままでおくのか、それともどういうふうな緑をつけていくのか、これら等も含めて、お伺いをしておきたいと思います。

それから、これは通告はしてございませんでしたけれども、大変申しわけありませんが、現在、埼玉県の深谷市で奨励しているツルマサキという植物を、担当部長の中村部長、御存じかどうか、これも最後にお伺いをしておきたいと思います。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、私の方から１点目、それから２点目につきましては、都市整備部長さんの方からお答えをいただくはずでございますけれども、概略的なことにつきましてお答えをいたしておきます。

まず、第１点目の関係でございますけれども、現在、私ども市道として市が管理しております街路樹につきましては、本数で申し上げますと、２,２３１本ございます。これはいろんな植種がございますけれども、主としてイチョウなどが一番多いものでございます。

それから、２,２３１本の市道につきましては、路線数でいきますと、２３路線でございます。延長が１万２,９５４メーター、約１万３,０００メーターございます。もちろんこれは延長でございますから、道路の中央分離帯のところにあるものもございますし、それから道路の両側にあるものもございます。そういうもので、延長として約１万３,０００メーターでございます。全体の市道の延長からいきますと、延長の数というのは大変少ないわけでございます。３％程度でございます。

そのほかに、例えば本庁舎のすぐ北側にございますような、いわゆる道路の緑地というものがございます。そういう余裕を持った道路もございますけれども、道路緑地としては、大体８,０００平方メーターの緑地帯を持っております。

そして、今後の計画につきましては、何分にもやはり道路の幅員が広くないと、植栽も十分できないということでございまして、特に歩道の場合ですと、植栽升を設けるというようなこともございまして、余り狭いところでは植栽が不可能でございます。

したがって、一般的に申し上げて、大体道路幅員というのは、少なくとも１２メーター以上ないと、やはり植栽が可能でないというふうに考えておりまして、今後のそういう中での取り組みとしては、やはり都市計画街路、基幹道路というものができる時点で、植栽は積極的にその中で考えていく、というふうに思っておりますけれども、とりあえず、当面私どもの方で取り組んで設置したいというのは、例の旭が丘の４号線のところでございます。

４号線の、約５４３メーター、都道１５４号線でしたか、あれから永山市営団地のところへ抜ける南北道路でございます。これに植栽をするということで、計画をいたしております。これは、ただ植栽ということが主体でございません。いわゆる歩道の設置という一連の身障施設等の関係の中での歩道設置という計画がございまして、その中でこの幅員が２０メーターございますので、一部、１メーターぐらいの幅を植栽の植樹帯にしたいという計画を持っております。

それから、次の御質問につきましては、いわゆる生け垣の問題でございます。

この問題につきましては、私ども内部的には一応検討をいたしました。まだ予算的な措置というところまでは行っておりませんけれども、防災上の問題も含めまして、たしか昨年の１２月１４日の一般質問の中でもございましたけれども、そういう見地からも、やはり緑をふやしていく。そして、生け垣を奨励していくというふうな意味を含めました、やはり助成制度というものは、内部的には検討をいたしておりますけれども、まだ早期実現の段階には至っておりません。

それから、もう１点の、壁面の緑化の問題でございますけれども、これは御質問の中に御指摘がございましたように、日野駅の西側の上部壁面などにつきましても、コンクリの立ち上がりのかなり大きな面がございます。

そういう点では、中段に犬走りがございまして、植栽の余地がございますので、現在、ナツヅタなどを植えておりますけれども、やはりつる性の植物が、やはりああいうところにはもちろん適正がございますので、そういう点では、やはり下から、擁壁の下に見えまして、下から擁壁にはわせていくというのが常道ですけれども、構造上の問題として、やはり擁壁の下に植栽するスペースがないというふうなこともございまして、そういう難点もございます。

そういう場所についてはどうするかといいますと、上から、いわゆる懸垂型で、上に植えまして、下に垂れ下がるというふうな植えつけになるわけですけれども、この場合に、やはり風などで、小さいですから揺れます。

そういう防止のためには、やはりネットをかぶせまして、それを施行していくというふうな方法もあろうかと思いますけれども、そういう点を今後思考しながら、できるだけ壁面の緑化という点については、考えていきたいと思います。

それから、最後の御質問の、いわゆるツルマサキというツタ類ですけれども、これはマサキによく似た、ニシキギ科の植物のようでございます。

おとといでしたか、ＮＨＫの８５０のニュースで、なにか報道があったようでございますけれども、御存じのように埼玉県の安行というのは、日本でも有数の苗木の産地でございまして、そこでツルマサキというツタの苗木の育成をして、それを大幅に奨励する意味で、販売していこうというふうなニュースだったようでございます。

この点につきましては、私は、たまたまニュースは見ておりませんけれども、ツルマサキというこのツタ類を、資料につきましては存じております。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、私から、御質問の万願寺区画整理区域内

の植樹をどう考えているのか、といった点について、お答えを申し上げます。

区画整理事業に伴いまして、新たに区画街路、あるいは幹線街路を築造してまいります。

緑化につきましては、幹線街路と、緑道として指定をして築造していく道路には植樹帯を設け、植樹をしていくことになっております。

それ以外の区画街路等につきましては、区画整理を実施いたしますと、今後、その地域を用途地域として指定を変更していかなきゃならないわけでございますが、その前段として、必ず地区計画の網をかぶせるということが、最近、国、都の強い指導がございます。

したがいまして、万願寺区画整理事業につきましても、現在、地区計画制度というものを導入いたしまして、地区計画条例を制定し、今後の町づくりについて条例化をしていく、というふうに考えておるわけでございます。

その中で、垣根をブロック、従来はブロックが主でございますが、できるだけ緑化を図っていくということで、今後、地区計画の中では、その地域の方々の同意が当然必要であるわけでございますが、樹木による垣根を義務づけていくという方向で、私どもは考えております。

したがいまして、今後区画整理事業を実施する段階では、必ず地区計画を設定いたしますので、その段階で緑化を図るように、地域の方々と十分相談しながら図っていきたいというふうに考えております。

それと、南平の都立高校の擁壁でございます。

３５度で斜めにカットした部分、これにつきましては、土砂等が崩壊しないように、枠の中には芝の植えつけを行ってございます。

それ以外に通路があるわけでございますが、その通路には低木を植えるということで対応していきたいと考えているわけでございます。

ここの斜面地は、私どもの方で、緑のマスタープラント上、緑地あるいは総合公園として位置づけてある部分でございますので、今後、緑化につきましては、緑地指定をのり面についてはかけていきたいというふうにも考えておるわけでございます。今後、都の方と十分そういった点につきましても、緑化に協力していただけるよう、努力を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　何点かの質問に対して、的確な御答弁をいただきました。

いずれにいたしましても、ここの緑を支えていく、守っていくということは、非常に大事なことだろうと、こう考えております。

特に、日野駅前の擁壁等につきましては、冬は非常に寒々とした感じを与え、あるいはまた夏は非常に日光の反射等で、暑いように感じられます。これらの擁壁等についても、先ほど言った、上から下がる、下から上に上がるものが必要なんで、植物としては。たまたま下に歩道があって、全部コンクリートだから、それが植えられないんだというふうなことじゃないかと思うんです。

これら等についても、将来な考えをして、あの擁壁等を打つときにも、よく計画をしてやっておいてくれればよかったんじゃないかなと、今になって悔やまれるとこなんですけれども、現在の皆さん方の非常な技術も持っておいでになるスタッフでありますので、何とかそれら等についても、下の歩道等を少し植えられるようなスペースを取ってでも、なるべく１日も早くあの擁壁を緑で覆っていただきたいというふうな要望が、地元としてはあるわけなんでありますので、どうかこれら等を御懸案の上、今後市政を進めていただきたいということを最後にお願いをいたしまして、一般質問を終わらせてもらいます。

○副議長（米沢照男君）　これをもって８の３、みどりの保護と育成についてに関す質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時１９分休憩

午後３時５０分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問９の１、老人福祉前進のために問うについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

〔２番議員登壇〕

○２番（福島敏雄君）　それでは、老人福祉前進のために問うということで、市側の見

解をお聞きをしたいと思います。

私は、今定例会におきまして、３つの質問を通告をしておりますけれども、これらの質問は、第１回定例会終了後に、市民の皆さんから相談を受けたにもかかわらず、市民、相談者の意向に沿った解決を見ることができなかった、こういう内容につきまして、市側の見解を求めるものでございます。

したがいまして、前向きの見解をぜひお願いを申し上げる次第でございます。

私は、５月に入りまして、親と同居をしております３人の方々から、相次いで相談を受けました。１人は、共働きの御夫婦からで、７９歳になるおばあちゃんが、最近、いわゆるぼけ老人になってしまい、御近所に迷惑をかけたり、子供とうまくいかなくなったりするので、病院に入れて少しでも治したいということでありました。

早速福祉事務所に連絡をいたしまして、ケースワーカーに相談に乗っていただきまして、その相談の結果は、直接おばあちゃんの意向を聞いているということで、現在は福祉事務所の指導待ちという状況でございます。

したがいまして、ここでは福祉事務所の指導そのものを云々するということではなくて、ぼけ老人というものについて、どういう対策を持って進めていくのか、この辺をお聞きするわけでございます。

ぼけ老人が全国で約６０万人というふうな推定されているというようなことでございますので、日野市におきましても、相当数いらっしゃるかと思われます。

ある雑誌に、横浜市で、６５歳以上の在宅老人の実態調査をしたことが載っておりましたけれども、いわゆるぼけ老人の出現率というのは、4.8％であったという調査結果でございます。特に年齢が上がるにつれて、その率も上昇をいたしまして、８０歳を超えますと、急激に上昇をするというデーターが出ております。

いわゆるぼけ老人の原因でございますけれども、脳血管性痴呆、こういうのがあるそうで、これが約３５％、それから老年痴呆と呼ばれるものが２２％であったそうでございます。残りが、鑑別困難な痴呆ということで、これが４３％であったそうであります。

したがいまして、老年期に見られます、要するに痴呆の２大原因の一つであります老年痴呆、このことの解説もあるわけですけれども、そのものの原因は、まだ明確でないようであります。

しかしながら、もう一方の脳血管性痴呆につきましては、原因が脳梗塞、あるいは脳出血であることがわかっているそうでございますので、対策を立てる余地が残されているということのようでございます。

医師の診断と治療、それに適切な生活指導、さらにより一層きめの細かい看護婦や保健婦の助言、指導が、次の悪化に対して何らかの歯どめとして、役割を果たす可能性があるというふうに、実態調査を指導いたしました大学の先生も言われております。

しかしながら、日本の現実、痴呆老人対策についての現実は、家庭における介護ということで、ほとんどが終わっているのが実態である、こういうことのようでございます。

そして、その介護は、老人が男性の場合には、妻、娘、嫁、これを合わせると９７％になったそうでございます。一方、老人が女性の場合の主たる介護者は、男性が多いかといいますと、そうではなくて、ここでも女性が多く、嫁、娘、合わせて８４％で、介護者全体について見ると、想像はできるわけですけれども、実に女性が９４％を占めているという調査結果でございます。

そして、現在、こうした介護をしている女性に聞いた中で、困難を感じている人の訴えの中で、多い順に並べたものがあるわけですけれども、その中では、１番目に、やはり心身の疲労ということ。２番目に、時間の余裕がない。３番目が、異常な行動への対処が非常に難しい。４番目が、睡眠不足。５番目が、家庭、家族間、あるいは他家とのトラブル。６番目が経済的負担、というのが、介護をしている人で、困っている状況の中身のようでございます。

そして、介護をしておりますこうした方々が、今後期待をいたします福祉サービスについての内容を、順にこれまた御紹介をさせていただきますと、１番目が、ホームヘルパーの派遣。２番目が、一時入所。３番目が入浴サービス。４番目が訪問看護、指導。５番目がデイサービス。６番目が往診。７番目が経済的援助。８番目がケースワーカーの訪問、相談というふうに、実態調査ではなっております。

さらに、この実態調査を直接参加をいたしました横浜市立大学講師、金子善彦氏は、行政と医療がドッキングして、地域との連携プレーが円滑になされることが、ぼけ老人対策として大変重要だ、こういう前置きを置きまして、二つほど具体的な提言をしております。

一つは、かなりの痴呆の人も受け入れられる老人ホームと、痴呆老人に対処し得る専門的な病院の併設、きのうも議論があったように思いますけれども、こういったようなものが、地域としてぜひ必要だと、こういうことでございます。

２番目が、デイケアの施設。デイケア、解説が書いてありましたけれども、週に何回か病院に通い、朝から晩までの１日を一定のプログラムに沿って、そこで過ごす。レクリエーション、リハビリテーション、検査、治療などが行われる。こういったデイケアの施設が必要だと。

以上、横浜市の調査結果、並びに一緒に調査をいたしました大学講師の提言を披露をいたしたわけでございますけれども、日野市の痴呆老人対策につきまして、どのような考え方で進められているのか。市民からの、例えば、先ほど冒頭申し上げました相談のようなものがあった際に、どのような指導を今までしてこられてきたのか、この辺につきまして、質問の第１点目とさせていただきたいと思います。

それから、質問の第２点目でございますけれども、これも具体的な相談があったわけでありますけれども、狭い住宅で、高齢の親の面倒を見ている人からの相談でございましたけれども、６畳、４畳半、４畳半に、二十を過ぎた男の子、女の子のお子さんを持つ夫婦でございまして、御主人の親と同居をしているという状況でございますが、７６歳になる親が、大変気性が激しいということで、特にお嫁さんとうまくいかない、ということだと思いますけれども、何らかの施設に入れたい、こういう相談であります。

議員をやっていますと、この種のあれはかなりあるんだと思いますけれども、私は初めに、相当辛く困難なことがあっても、親と同居することが望ましいのではないかと、こういうふうに話をしたわけでございますけれども、お年寄りも、老人ホームがあいているんならば入りたい、ということのようでございました。

そういうことでございましたので、軽費老人ホームというのの、福祉事務所から一覧表をいただきまして、端から私が電話をして、あいている状況を聞いたんでありますけれども、大半聞いたわけですけれど、どの軽費老人ホームも、順番待ちでございますと。定員が５０名のところは、大体２０名ぐらいが待っていますと。ほとんど出る人がおいでにならないので、どのぐらい待っていただければ入れるかということは、お約束できかねます、しかし、少なくとも１年や１年半は待っていただくようになるでしょうねと、こういう回答が、ほぼ同じ形で、軽費老人ホームの窓口の方から私の方に、電話の中であったわけでございます。

高齢化と核家族化の進行で、これからますますこういった軽費老人ホーム、さらには特別養護老人ホーム等の希望者がふえてくることが、確実に見通せる現在だと思うわけであります。こうした老人ホームの収容能力でいいのか、不安に感じたわけでございます。

ちょっと言い過ぎになるかもしれませんけれども、昨年秋、老人憩いの家「かしの木荘」が、オープンをいたしたわけでございますが、こういう実態を経験をしてみますと、順序として、軽費老人ホームなり、あるいは特別養護老人ホームなり、こういったようなものが先に必要ではなかったのかななどと、きょう今日考える心境でございます。

そこで、こうした状況の中で、軽費老人ホームなり、老人アパートなり、こういったものについて、市は真剣に取り組んでほしいと、改めて申し上げるわけでございますけれども、これにつきまして、過去にもいろんな議会での論議の経過がありますけれども、今、どのように考えているか、お聞きをいたしたいと思います。

それから、質問の３点目は、老人世帯相談日の設置についてであります。

これも、ある人から相談を受けたんですけれども、相談の内容というのは、おふくろさんがお風呂に入りたがらないと。軽い脳障害だったんでしょうか、お風呂が怖がってしょうがない、こういう相談でございましたので、入浴サービスに行けばいいじゃないか、こういうのをやっていますよと、こういう話をしましたら、それほどじゃないんだと。何とかしてお風呂をうまく入れる方法はないものかなと、そんなような相談でございました。

私に相談をしてくれる人は、そんな程度の相談でございますけれども、実はこういったことで、ちょっとなにか老人……あるいは老人御本人、老人を見ているそういう老人世帯の方が、老人のことはここに行きゃ大体教えてくれる、というようなことがあればいいのかなと。その人も、そういうのが市のどこかのところでやっていただければいいなと。福祉センター、その他行きゃいろいろ教えてくれるんでしょうけれども、もう少しＰＲといいますか、たしか６月１日の広報で、３月議会に指摘をさせていただきました市民ダイヤル１１０番、８５−２０００番がつながったということで、評価をするわけで、そういったようなものを使えばいいんでしょうけれども、なにかもう少し、そういった、これからの高齢化社会の中で、御老人、あるいはその家族がちょっと何か聞きたいというような、老人世帯相談日といいますか、あるいは相談コーナーといいますか、こういったようなものが必要ではないかなというふうに感じているわけです。

先日配布されました市民読本によりましても、老人問題につきましての相談の項目を見ましたら、特にはなくて、するとすれば一般相談のところでやるのかなという感じがいたしましたので、この辺につきまして、前向きにこういったものの市民の相談を、こうやっていきたい、

というような御見解がありましたら賜りたい、というのが、第3点目でございます。

それから、質問の4点目でございますけれども、表現は適切でないかもしれませんけれども、老人のための保育園でございます。

現在、立川の至誠老人ホームで、老人の保育園といわれる、デイホームサービスが行われているというふうに聞いておりますけれども、日野市の利用状況はどのようになっているのか、最近の利用の実態を教えていただきたいと思います。このことにつきましては、答弁をお聞きして、さらに再質問するかもしれませんので、よろしくお願いしたいと思います。

さらに、ひとり暮らし老人、あるいは、最近共働きのところにお年寄りがいらっしゃるというケースがありまして、日中だけ1人になるお年寄りも多いということを、想像するわけでございます。

前、本会議に二度ほど問題を提起をさせていただきましたけれども、ヤクルトを配布しながらの一声運動、こういったようなものは、御老人を持った世帯でこういうことを、私、提案しているんですけれど、市の方はなかなか実際にやっていただけないんですよ。というと、まあいいことですね、と必ず言っていただけるんで、再度ここで、どのような検討がなされているか、デイホームのこととあわせてお聞きをしたいと思います。

それから、質問の5点目は、これは若干市の人事権にかかわることで、僭越なことになるかもしれませんけれども、私も市の方に参りまして、御老人の方々についての要望について、福祉事務所に行ったり、社会課に行ったり、健康課ですか、あるいは年金のこととか、いろいろお年寄りに関する行政というものが、きめ細かく行われているんでしょうけれども、どうも私の考えでは、老人のいろいろな福祉なり、あるいは手続なり、サービスなり、こういったようなことは、その一つの老人課というようなところへ行きゃ、大体終わるということであれば、非常に市民の皆さんもいいし、それから、特に老人問題、これからいろいろな形で総合的に考えていかなければいけない時期に来ていると思いますけれども、それぞれの仕事が分散をしているがゆえに、総合的な老人対策が庁内においてなかなか確立しないんではないか、しにくいんではないか、ということを最近考えておりますので、そういった意味で、老人問題を統括する老人課の新設、といいましても、これ人をシフトしていけばいいことだと思いますので、そういう意味での、専門に老人問題を考える、あるいはサービスを提供する老人課が必要ではないかというふうに考えますので、この辺の御見解を賜りたいと思います。

特に、福祉部に児童課というのがあるわけですけれども、既にこれからの世の中の人員構成、あるいは問題の大きさ、こういったようなものを考えれば、むしろ児童課に劣らない力を老人対策に振り向ける、こういった行政の意気込みも必要だと思いますので、ぜひ御見解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　大変切実な、しかも切迫した問題についての御質問でございますので、きちっとやはりお答えしなきゃならぬと思いますけれども、お答えになるかどうか、できるだけの努力をしていきたいと思います。

まず、ぼけ老人の問題でございますが、老人のぼけの原因は、御指摘のように、脳血管性の痴呆と老人性の痴呆ということであると思います。したがって、それに対するそれぞれの対応も異なってくるわけでございまして、脳血管性の痴呆につきましては、先ほど御指摘のように、保健婦なり、あるいは栄養士なりの食事指導、あるいは低塩指導というようなものが有効であるといわれております。

また、老人性の痴呆につきましては、心身の老化に伴う脳細胞の破壊というものによると推定されるというようなことでございますので、慢性的な能力低下が見られてくる、こういうようなことでございます。

予防といたしましては、本人の自助努力、それから現在40歳以上の者を対象とした老健法による保健事業の一環として予防は行われておりますけれども、このようなものを今後最大限に発揮しながら、老人の健康管理に努めていかなきゃならぬというぐあいに考えておるところでございます。

また、これに対する対策として、現在、市が行っておりますのは、寝たきり者への介護者の派遣、あるいは入浴サービス、また、老人家庭奉仕員等の派遣事業、先ほど御指摘がありましたような、至誠老人ホームのデイホーム事業、また、在宅老人に対する機能回復訓練、痴呆老のショートスティ、これは八王子の山水園で1週間程度のショートスティを実施しておりますが、このようなことを現状としては実施しておるとこでございます。

しかしながら、先ほどのような特養老人ホームへの、または老人病院への入院を希望される

場合に、これの収容能力の関係で入り切れない、こういうような現状も多々あるわけでございますので、今後は特養老人ホーム、あるいは軽費老人ホーム等の設置も、あわせて努力していく必要があると考えているところでございます。

また、特養老人ホームを、キーステーションとしての福祉サービスを展開していくということが、今後ますます必要になってきておると考えておるところでございます。

2点目の、特養老人ホーム、また、軽費老人ホームの建設をどのように考えているかということでございますけれども、本市議会においても、たびたびこの点については要求がなされておるとこでございますし、また、市長も公約を掲げているところでございますので、また、市内の待機中の老人の数も４０名を超えるという状況でございますので、今後、市内への特養老人ホーム、または軽費老人ホーム、また老人アパートというような、いわゆる老人の住宅政策を今後考えていく必要がある、と考えているとこでございます。

幸い、東京都が特養老人ホームの設置については、これ民間に対して、民間の法人に対してでございますが、特段の補助金制度を今設置をし、努力をしている状況でございますので、これの活用も今後十分に考えていく必要があろうか、というぐあいに考えておるところでございます。

これの問題につきましては、今後の大きな課題として受けとめているところでございます。

3の、老人世帯の相談日の御提案がございましたが、現在は、相談内容によって、福祉事務所または社会課、健康課で、それぞれ随時対応していくという状況でございますけれども、高齢者の相談、特に家庭での悩み事相談というようなものについては、今後さらに真剣に考えていかなきゃならないだろうと考えておりまして、専門医等の設置等を考えながら、これの対応について、さらに努力をしていく必要があると考えているところでございます。

4番目の、老人のための保育園につきましては、先ほど御指摘のありましたようなデイホームサービス、至誠老人ホームで実施しているわけでございますが、ここでの老人のデイホーム事業が、現在実施されております。これは、御指摘のように、不活発になってくる御老人、ぼけかかってきている老人の活発化をねらうものでございますが、現在、市内では、１３名の方がこの利用をされているということでございます。

これにつきましては、１カ月単位で、週に2日、カリキュラムとしては１０時から3時半まで、送迎つきで毎日習字やマッサージ、ペーパークラフト、給食、おやつ、1日６００円で、

生保の方は無料でございますけれども、実施しているという状況でございます。これにつきましては、今後さらに希望者を拾い、さらにもっと多くの場所で、多くの方を実施できるようにしていきたいと考えております。

また、たびたび指摘しているが実施していないじゃないか、とおしかりのあります一声運動でございますけれども、これは、たびたび指摘をいただいて恐縮しておりますけれども、ひとり暮らし老人対策としては、要するにヤクルトの方法をとるか、あるいは給食の方法をとるか、電話をとるか、というようなことで、現在、課の中で、この実施につきましては検討しております。

牛乳をやるか、ヤクルトをやるか、こういう業者を依頼しての一声運動ということも、確かに実施の方法としてはあるわけですけれども、できれば、直接その御老人の身の回りの細かいところまで手の届くボランティアの方によって、食事なり、あるいは電話なりの一声運動をぜひ実施していきたい、こういうぐあいに考えているところでございます。

最後に、5点目の、老人課の新設でございますが、これにつきましては、時代の要請等も十分に考えられるわけでございまして、これは私は個人的には賛成でございますけれども、現在、仮でやっているわけでございます。市全体の行政改革が行われる中で、ともに考えていきたいというぐあいに考えているところでございます。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君。

○2番（福島敏雄君）　大体、前向きにという検討で、御答弁はそれで結構だと思うんですけれども、特に具体的なところでお聞きをしたいんですが、例えばぼけ老人について言えば、そういった御家族なりが、福祉事務所に相談に来るといったようなときに、実際どのような指導をされた事例があるか、ということをお聞きをしたいということと、いま一つ、横浜市立大学講師金子さんという人が、行政と医療がドッキングして、先ほど言いましたように、老人ホームと専門的な病院が併設された施設と、それからデイケアの施設といったようなものを、地域の中でこれからやっていく必要があるよと、こう言っておりますけれども、具体的に日野市でこういったようなものを受けるとすれば、どんなような方法をとれば受けることができるのか、お聞きをしたいと思います。これが、ぼけ老人に対してお聞きをいたします。

それから、軽費老人ホーム、あるいは老人アパートにつきましては、市長の公約でもあるし、これは前向きに取り組んでいく、こういうことでございますので、これは後ほど市長の方から

御決意を賜りたいというふうに思います。

それから、老人世帯相談日につきましては、専門医の設置など考えていくということでございますけれども、具体的に私がお聞きしたいのは、市民読本の中に、いろいろな相談の種類がありますけれども、あの中に老人相談日、老人世帯相談日というようなものも、実際に入れていくというような考え方があるかどうか、それをお聞きをしたいと思います。

それから、デイホームについては、１３名の人しか利用していないということで、こういったようなものが必要だと、こういうふうに言っているのが、なにか実態を承知しないで、頭で考えて物を言っているんじゃないかな、というようにとられてしまう可能性もあるかもしれませんけれど、やはり１カ月単位で週２日、送迎バスつき、１日６００円、こういうことですけれども、これであれば、かなりもう少しいるんじゃないかなと、こういうふうに思うわけです。ぜひデイホームのＰＲもするべきではないかというふうに考えますけれども、これについての御見解を賜りたい。

さらには、一声運動につきましては、実施の検討をしていくということで、それはヤクルトにするか、牛乳にするかというような御答弁がありましたけれど、私はヤクルトでも牛乳でもいいんです。要するに、だれかが行くということが必要なんで、そういうことをすべきだと思うんです。

いろいろなことを考えてみますと、その中で、部長の答弁の中に、ボランティアの人で食事サービスも含めていろいろ考えたいと、こういう話が、これ毎度出てくるんですけれど、私、ボランティアというものについて、これは見解の相違があるかもしれませんけれども、余り多くを期待しない。これはボランティアの人が手伝ってくれれば、これはプラスアルファ、事業が拡大する、このくらいの考え方でないと、今の世の中で、継続して事業ができないんじゃないか。今、家庭の主婦がパートタイマーで働いている。働いているわけです。実際にこうしたような人たちをボランティアに持ってくるということは非常に不可能だと思います。したがって、ある程度ボランティアで充実できればいいですけれども、これは、私が間違いだと思ったら、いろんなところで反論してもらえばいいんですけれども、そういう発想が武蔵野の福祉公社、有料サービス、こういったようなものにつながって、事業を拡大しているわけで、本当に困っている一握りの人に対してのみ恩恵を与えていくんだということであれば、ボランティアで十分だと思いますけれども、本当にそういったニーズにこれから大きな対応をしていこうというときに、ボランティアで、食事サービス、これ、雨の降った日

もあるし、雪の降った日もあるし、風の吹く日もあるし、ただで長続きがするとは、私は思えない。それだけの高い意識のある人が、日野市の中にたくさんいれば大変結構なことだと思いますけれども、（「いる」と呼ぶ者あり）そういう、いるということがありましたけれども、私としては、長続きをしない。むしろ継続的にやるんであれば、武蔵野の福祉公社、こういったような制度を、よく見習っていくべきだという考え方でございます。

そういうボランティアの人が見つからないから食事サービスもできない。それで、ヤクルトや牛乳を配るだけじゃ脳がないから、もっとほかのことを考えると。何もやらないというよりは、私は何かやった方がいい。こういうふうに考えますので、その辺の御見解は、特にこの再質問につきましては、市長の方からお聞きをしたいと思います。

それから、老人課のことにつきまして、福祉部長、個人的には賛成ということでございます。ですから、実務の面から見たら、これは十分そういう方が対応がしやすいんではないか、というふうに私も理解をするわけでございます。

ただ、福祉部長の言葉じりをとらえて話をするわけじゃありませんけれども、行政改革絡みの話とあわせてというのが、いかにも気になるところでございます。私も行政の効率化、あるいは定員は少ない方が結構、こういう考え方を堅持するわけですけれども、必要な市民サービス、これについて人をシフトをしていく、この考え方がなければ、１０年たっても２０年たっても、行政のレベルは全然変わっていかない。世の中のニーズはどんどん動いている。それについて、役所の機構は旧態依然、こういうことでは市民のニーズにくっついていけないわけで、総トータルの人員は固定をいたしましても、今必要な事業、特に老人福祉事業、あるいは下水道事業、都市整備の事業、こういったようなものは、かなり前よりももっと今、必要なわけですから、人を必要なところにシフトをしていくという考え方がなければ、新しい事業に力が入っていかない。

こういうふうに考えますので、そういう意味で福祉部長はおっしゃったんじゃないと思いますけれども、行政改革絡みで考えたいということについきましては、かなり私としては反発をしたいと思いますので、必要なことはやっていくんだと。そのかわり事業が減ってきたところ、そういったようなところから、これからやるべきところへ人を移していくんだ、こういうような発想をぜひお持ちをいただきたい。（「そうだ、同感。いいこと言うぞ」と呼び者あり）

そういう意味で、老人課は新設をしていくべきだ、こういうふうに考えますので、ちょっと

偉ぶった発言かもしれませんけれども、市長の方からの御見解を賜りたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高齢化社会の進行に伴いまして、状況はどんどん進行している。それに行政がなかなか対応しかねていると。こういうことは、確かに今日の状況だと思っております。

老人相談日、老人世帯相談日ということを、専門家を頼んで、特にお願いするということは、可能だというふうに思いますし、そういうことが一つの入り口ではなかろうか、こういう感じもいたします。

それから、ボランティア依存型も、確かに限度があるわけでありまして、大変望ましいことではありますけれど、やはりまだボランティアに多くを依存するということも、今日の経済情勢の中では、難しいわけであります。私は、むしろ福祉事業団をつくった意味は、そのあたりをカバーするために役立てるべきだと、このように思っておりますので、そういう考え方でひとつやっていきたいと思います。

それから、独居老人と痴呆老人は、おのずから違うわけでありまして、今まで老人ホーム、あるいは老人のアパート、これは独居老人の医療に向かうという面の仕事だと思いますし、痴呆は、これは至誠のような、あるいはもっと進んだ、至誠にかなり独居老人のことも、あるいは寝たきり老人のことも依存はしておりますが、一遍そのあたりのところを、所長さんとひとつ具体的な御相談をしてみたい、このように思います。

総合的な老人問題に取り組むために体制を強化すべきだ、ということも、確かにそのとおりでございますので、これから大きい課題として、なるべく迅速に対応していきたい、このようにきょうのところは考えて、お答えはいたしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　いずれにいたしましても、表題で言っていますとおり、老人福祉前進のために問うということで、老人福祉を前進させるために、今、いろいろな具体的な事例も述べましたけれども、ありとあらゆるところを考えまして、どういった方向をとれば１歩でも２歩でも前へ進むのか、というような論議をぜひしていただきまして、私がきょう具体的な話をした内容につきましては、ほんの一部だと思いますので、ぜひ総合的な老人福祉対策の前進のために、努力をしていただきたいということを申し上げまして、この質問を終わりま

す。

○副議長（米沢照男君）　これをもって９の１、老人福祉前進のために問うに関する質問を終わります。

９の２、消費者農園をもっとふやそうについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

○２番（福島敏雄君）　質問の２点目ですけれども、消費者農園をもっとふやそう、ということでございます。

これも、ゴールデンウィーク中に３人の方々から、農地を貸してくれる農家の人はいないでしょうか、こういう問い合わせを受けたわけでございます。早速市の生活課に尋ねましたら、一般向けの貸し農園、すなわち消費者農園は、２月に募集をして、広報で、３月から１年間の契約で貸し出しをしているということだそうでございます。５月になってからでは、市の管理している消費者農園は、あいているところはありませんと、こういう回答でございました。

３人の市民というのは、多摩平、神明、東豊田にお住いの人でございまして、私もその辺を通ったときに、耕作をしている農家の人に二、三話をしたわけですけれども、まあ、すぐ貸しましょう、という人はいらっしゃらなかったというわけでございます。頼む人も悪かったんでしょうけれども。よくよく考えてみれば、地主としては、よく知っている人ならともかく、初めての人にいい返事などできないのは当然だ、というふうに感じたわけでございます。

そこで、現在、市が管理をしております消費者農園について、生活課にお聞きをいたしましたらば、次のような内容になっておるそうでございます。

四つ農園がありまして、稲毛通り農園、西平山２の１１、1,０００平米、８０区画。２番目が、金子屋敷農園、程久程８９１の２、９９０平米で、６８区画。３番目が、駒形農園、上田の４３９の１外1,８８０平米、８６区画。４番目が、奥原農園、日野台五丁目１１番地、1,700平米で、８３区画。トータルをいたしますと、5,５７０平米で３１７区画ということであります。

そして、２月に広報で募集したところ、農園によって若干の倍率の違いがあるそうですけれども、平均では２倍程度というのが、申し込みの実態であったそうでございます。

私が先ほど聞いた３人は、広報の募集を知らなかった、というふうに言っておりますので、潜在的な希望者はもっと多いのかなという感じがしますし、さらには、これは、もっと住まいの近くにあれば申し込もう、という人もいるんではないかなというふうに考えます。

そこで、質問ですけれども、現在のこの四つの農園というものについて、先ほど２倍という程度の申し込み状況だったというのがありますので、できれば農園の数も、区画数も、２倍程度を考えていく必要があるんではないか、というふうに考えますけれども、担当課としての御見解を賜りたいと思います。これが質問でございます。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えいたします。

御質問の表題の、消費者農園をもっとふやそう、担当課としては、全くこれと同じ気持ちで取り組んでおります。

先ほどの四つの農園の名前を挙げられましたけれども、５９年度につきましては、稲毛道と金子屋敷、この二つの農園について、抽選をいたしまして、3.3倍になっております。６０年度は、農園の数が二つふえまして、倍率が1.９３に落ちております。

したがいまして、現在この四つの農園のおよそ倍、８カ所程度をつくれば、抽選に落ちる人もなく、大体行き渡るんじゃないか、こういう考えを持っておりますけれども、適当な土地がうまく市内に８カ所ばらまかれるかどうか、この辺のところが一番心配でございます。

土地の条件としては、車の進入路があって、そして、割合、付近に住宅地が立て込んでいて、しかも農園の周りは余りないところ。と申しますのは、住宅地のすぐ近所で農園をやりますと、うるさいというような苦情が必ず入ってまいりますので、ある程度の住宅の密集地で、しかも農園の周りは余り住宅がないところと、非常に難しい条件でございます。

冒頭申し上げたとおり、御質問者のお考えと同じ気持ちでやっておりますが、６０年度につきましては、約1,０００平米程度の格好な候補地がございます。この候補地につきまして、農園を新設してまいりたい、このように考えておるところであります。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　生活環境部長の基本的な考え方は、全く質問の趣旨と同じであるということでございますし、それに期待をするわけですけれども、６０年度に、何ですか、１カ所ふえるという話があったんですけれど、６１年度からということでよろしいんでしょうか。

さらに、例えば、では６１年度を見通した場合には、１農園程度しか今見込めないという実

態、というふうに今の答弁をお聞きすればいいのか、その辺、ちょっとお聞かせいただきたい。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えいたします。

６０年度に１カ所増設をしたいという考えでございます。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　生活環境部長、非常に慎重な方でございますので、できないことはできないと、こう言うんでしょうけれども、私の方の期待、希望といたしまして、ぜひ、農業委員会も生活環境部長の管轄下にあるわけでございまして、できればそういった農業関係者の中にも、農園を貸していただけるような人のお願い、こういったようなものも含めまして、先ほど基本的な見解がありました。８農園、区画も倍程度にしていきたいという考え方が、１日も早く実現するように要望をいたしまして、ここでは、この質問を終りにしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　これをもって９の２、消費者農園をもっとふやそうに関する質問を終わります。

９の３、豊田駅北口前の都営住宅入居状況並びに自転車対策を問うについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

○２番（福島敏雄君）　３点目の質問でございますが、私は３月の定例会の一般会計予算特別委員会におきましても、多摩平一丁目都営住宅の空き家について、質問をしております。

この都営住宅は、たしか去年の７月から入居が始まっておりまして、もうすぐ１年を過ぎようとしております。

しかしながら、まだかなりの戸数の空き家が見られると思います。あそこの土地は、駅前でございますので、多くの人が近くを通って、見ておるわけでございまして、新規募集はしない、あるいは、建てかえのために壊される都営住宅の入居者が移ってくるのだ、というふうに承知をしていても、住宅に困っている人、さらに民間アパートで高い家賃を支払っている人から見ますと、大変もったいないというふうに感じるわけでございまして、私のところにも、どうなっているのだという問い合せがあるわけであります。

これも、３月の特別委員会でも聞いていた内容ですけれども、都営住宅、今８２戸あるんでしょうか、あの都営住宅について、私が窓の方から見てみると、３０ぐらいあいているんじゃないかなという感じがしておりますけれども、一体、東京都に聞きゃいいんでしょうけれども、

日野市が調べた中で、幾つ今あいているのか。そして、あきがいつごろ埋まる予定であるのか、このことについて１点お聞きをしたいと思います。

それから、１点目の答弁にも関係するわけですけれども、当分あいているというような状況であるとすれば、私は新規募集をしてもいいんじゃないか、というふうに考えるわけであります。これは、本来、先ほど言いましたように、東京都に聞いてくれ、こういうふうなお答えになるかもしれませんけれども、今議会を通じまして、国、都、こういったようなとことのパイプを太くして、という決意表明もたびたび聞いておりますので、そういった観点で、日野市民の要望でありますので、ぜひ東京都住宅局にかわって、前向きな御見解を示していただきたいと思います。これが１点目であります。

さらに、この都営住宅周辺の自転車対策について、質問をいたします。

豊田駅北口が、他の駅と違って、市営の無料の駐車場がない、こういう、場所の制約があって、そういう状況のために駅前の自転車対策が難しいということについては、理解はできるわけでありますけれども、それにいたしましても、都営住宅周辺の放置自転車は、目に余るものがある、こういうことであります。

私は、昭和５８年の６月議会での一般質問で、この質問をしているわけですけれど、私の質問に答えて、都営住宅の外周の道路の周囲2.5メートルの幅は、東京都から借用することが決まっているということで、そこのところは自転車置き場にしていきたいんだという答弁が、２年前あったわけですけれども、現在、都営住宅の入居が始まって１年たっていますが、その方針に変更はないのか。

変更がないとすれば、今までなぜあいていたのかということと、どのような方式で、いつつくろうとしているか、この辺についての御答弁をいただきたいと思います。

それから、質問の４点目になるわけですけれども、大変細かい質問になって恐縮なんですけれども、都営住宅東側道路について、朝の１時間程度の時間帯、自動車の進入禁止にすることはできないかどうか。あるいは、すべきかどうか。していただきたいという市民要望があるわけですけれども、これについての見解をいただきたいと思うわけです。

この道路は、豊田駅北口の真ん前の都道の１本、立正佼成会側の道路でございまして、西友ストアの角から駅前広場に抜ける、一方通行の道路であります。この道路は、７時３０分ごろから８時過ぎにかけて、旭が丘、多摩平方面から駅に向かう人、それから駅から小西六、富士

電機などに通勤する人が、多く利用をしているわけであります。

まだ、大きな事故があったという話は聞きませんが、車が通ると、歩行者は隅に押しつけられるということで、ここの場所だけを指定して一般質問するのはどうか、というふうに考えたわけですけれども、人間優先、人間尊重というのを行政の基本とする森田市政の中で、こうした場所を改善していくのだという、いろいろそのほかにもあると思いますけれども、こういったようなところは改善をしていくんだ、という決意表明を含めまして、御見解を賜りたいと思います。

以上。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

今、問題の都営住宅につきましては、多摩平一丁目団地と称しております。これは木造住宅で、４１戸あったものを、老朽化したことと、それから土地の効率が悪いということで、建てかえをしたわけでございます。４１戸を８２戸に建てかえをいたしました。現在、この８２戸のうち、入居戸数は６２戸でございます。２０戸空き家になっているということでございます。

これは、今、福島議員さんからもお話がございましたけれども、この住宅の目的は、当面都営住宅の建てかえの仮住まいといいますか、そういう施設として使いたいということでございます。現在入っている中には、前から一丁目に住んでいた入居者、それからその他の方が、現在入っているわけでございます。

さらに、この２０戸につきましては、昭和６１年の２月までに入居させる予定だというお話でございます。

○副議長（米沢照男君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、私の方から３点目と４点目の御質問にお答え申し上げます。

まず、３点目の、豊田駅北口周辺の、都営住宅の建設に絡みますところの、自転車駐輪場の整備の問題でございますけれども、確かに御指摘のように、私どもも北口の周辺の駐輪場の確保につきましては、大変苦慮をいたしておりますけれども、何とか突破口を開きたいというふうに、努力をいたしておるわけでございます。

幸い、都営住宅の外構工事との関連の中で、御質問の中にもございましたように、計画を進

めておりました。ただ、都営住宅の建設の関連の中での、コミュニティーセンターの関係の建設に伴いますところの、調整の問題がございまして、それが理由で、多少おくれてしまったというのが現状でございます。

したがいまして、今後は都営住宅の周辺道路の外構工事の進行に合わせまして整備をしていきたい、というふうに現在考えております。

この場所につきましては、特に駅に最も近い場所でございますので、大いにその活用を期待しながら整備に取り組んでいくということで、現在、計画を進めております。

都営住宅の側につきましては、外構工事の完了を待ってやりませんと、工事ができませんので、多少おくれますけれども、来年の４月以降に着工をするという計画でございます。

なお、それに対面いたしますところの国鉄の用地の関係でございますけれども、国鉄用地につきましては、既に自転車の関係の、いわゆる条例を施行する前から、国鉄の用地として、一部自転車駐輪場にお借りした土地がございます。この土地も、今後整理をしながら活用していこうということで、整備をする予定にしております。

こちらの方につきましては、国鉄との既に了解が得てございますので、１０月ごろには工事が終わるということで、現在進めております。

この駐輪場の規模でございますけれども、これは、京王線の高幡不動駅に設置いたしましたパーキングポスト方式を採用していきたいということで、財団法人の自転車駐車場の整備センターの方に委託をする予定で計画を進めておりまして、きょう、実はこれの設計も上がってきております。

そして、都営住宅側につきましては、幅が、奥行きが約２メーターでございます。これは道路の一部という形の中で、道路が完成しますと、市にすべて無償譲渡になる予定でございまして、あの道路が市営住宅側に食い込みまして、整備をされるということでございまして、その道路の状況を申し上げますと、車道が４メーターございます。それに接続しまして、２メーターの奥行きを持ちましたパーキングポストを設置したいと。

さらに、住宅側に寄りまして、内側に0.５メーターの幅で植栽がなされまして、そしてさらに住宅側に２メーターの歩道が設置されるというのが、全体の道路計画でございます。その道路計画の一部の中で、奥行き２メーターをもちまして、延長の距離は余りないんですけれども、約７０メーターの範囲内で整備をしていきたい、というふうに考えておるわけでございます。

それから、国鉄側の用地につきましては、現在お借りしておりますのは、奥行きが1.５メーターでございます。これを、さらに鉄道側に余地がございますので、１メーター奥行をさらに占用させていただくということで、これも御了解を得てございますので、トータルいたしまして2.５メーターの奥行きで、延長が約１０３.８メーター。この両側の整備をいたしますと、収容台数は、自転車で約２５４台、それからバイクにいたしますと、１２２台、合計で３７６台の収容能力を持ちますところの駐輪場が完成できるわけでございます。

そういう計画の中で、今後進めていく予定にいたしております。

それから、４点目の御質問の、規制の問題でございますけれども、これにつきましては、御存じのように、あの道路は現在一方通行になっております。交通管理者でございます日野警察署の所管の中で、交通規制が行われておるわけでございまして、日野警察署と協議をいたしたわけでございますけれども、現在のところ時間帯によるところの規制をするということにつきましては、難しいというような見解が示されているのが現状でございます。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　それでは、最後の質問からお聞きをいたしますけれども、一方通行のところを時間帯で規制するというのは難しい、というお話、そういう警察の方のお答えということのようですけれども、その話し合いの中で、私も説明するのに難しいというふうな、これは、言い方があるんですけれど、何で難しいのか。こういうわけで難しいんだよと、こういうふうに話をしたいもんですから、そこいら、もう少し教えていただきたいと思います。

それから、都営住宅の入居の状況で、２０戸あいていますということで、ちょうど1年間たつわけです。これは東京都の都営住宅ですから、どうこうここで言うのは、あれなのかもしれませんけれども、一般の民間の人が家を建てて、１年間、４分の1も遊ばせていくということは、普通の場合では、ないと思うんです。

さらに、これが６１、来年の２月までには入る予定という答弁でございますけれども、１年半、建ててあけておく、そういうことになると思うんです。

特に、日野市、勤労市民が多い。特に住宅費にかける、かかる割合が、収入の中で相当多い。こういう状況の中で、来月２月まで、さらにこの２０戸近くあいていくということにつきましては、大変説明がしにくいわけであります。

そうかといって、一般募集もできないという東京都の見解だそうですから、東京都の方に行

って直接お願いをするより仕方がないのかなと、こういう感じはしているわけですけれども、それにしても、やはり日野市が窓口になっていただくと。用地のあれを建てるについては、市の企画が相当窓口になってきた経過もあるわけでございましょうから、見解はそういうことで、何としても、早くあすこふさがってもらった方がいいわけですけれど、当初、予定では、いろんな都営住宅を建てかえるために壊してきて、もっと早く埋まる、というような説明を聞いたことあるんですけれども、２０戸あいて、来年２月まで残っちまうという、そのことは、どこの、どこのというか、何が原因なのか。もし、それを東京都の方から聞いていましたら、教えていただきたい、こういうふうに思います。

それから、自転車対策につきましては、特に国鉄側は、１０月には完了するだろう、あとのところは来年４月から、ということでございますので、このことにつきましては、あの近くの人といいますか、通行者には何らかのわかるような方式で、私の方から伝えたいとは思いますけれども、できるだけ早くやっていただくことを、要望をしておきたいと思います。

それでは、都営住宅の入居に関することと、一方通行につきまして、もう少し教えていただきたい。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　答弁をいたします。

２０戸につきましては、その内容について、どういう形かという説明でございますけれども、現時点で、その内容まで突っ込んだ照会をしてございませんので、また新たに住宅局の方に照会をしていきたい、というふうに考えております。

○副議長（米沢照男君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、交通規制の問題につきまして、再質問がございましたので、お答え申し上げます。

難しい、という警察署の見解の理由でございますけれども、お尋ねの時間帯というのは、朝の時間帯をいわゆる進入禁止にできないか、というお尋ねでございます。

御存じのように、あすこの地域につきましては、商店街も多少張りついておりまして、商業活動との関連なども一応考慮に入れなければならない、そういうふうな問題もあろうかと思います。

それから、都営住宅の建設に伴いまして、御指摘のございました規制の道路の約３分の２、

つまり西友ストアの方から入ってまいりまして、曲がり角のところまでの約３分の２の距離につきましては、都営住宅側の方ですけれども、これは現況全部６メーターの幅員でございます。

そのうち、都営住宅側につきましては、都営住宅側の用地の方に寄せまして、先ほど申し上げた外構工事の中で、２メーターの歩道ができる予定になっております。そういうことで、歩行者の安全確保という面につきましては、北側に既にできております市道７８号線への接続もできるわけでございます。

そういう一連の関係もございますので、警察署の方は難しいということで、私どもの方にその見解を示しておるわけでございますけれども、全体の都営住宅の外構工事の完成などをにらみ合わせながら、さらに検討をさせていただきたいというふうに思います。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　それでは、以上をもちまして私の質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって９の３、豊田駅北口前の都営住宅入居状況並びに自転車対策を問うに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時５８分散会

6 月14日　金曜日　（第５日）

昭 和 60 年
第２回定例会

日 野 市 議 会 会 議 録　（第15号）

6月１４日　金曜日　（第５日）

出 席 議 員 （２６名）

１番	橋 本 文 子 君	２番	福 島 敏 雄 君
３番	小 俣 昭 光 君	４番	小 山 良 悟 君
５番	谷 長 一 君	６番	古 谷 太 郎 君
７番	馬 場 繁 夫 君	８番	馬 場 弘 融 君
11番	一ノ瀬 隆 君	12番	板 垣 正 男 君
13番	鈴 木 美奈子 君	14番	川 嶋 博 君
15番	飯 山 茂 君	16番	夏 井 明 男 君
17番	黒 川 重 憲 君	18番	古 賀 俊 昭 君
19番	市 川 資 信 君	20番	藤 林 理一郎 君
21番	名古屋 史 郎 君	22番	竹ノ上 武 俊 君
23番	米 沢 照 男 君	24番	中 山 基 昭 君
25番	大 柄 保 君	26番	秦 正 一 君
27番	奥 住 芳 雄 君	28番	石 坂 勝 雄 君

欠 席 議 員 （３名）

９番	高 橋 徳 次 君	10番	旗 野 行 雄 君
30番	高 橋 通 夫 君		

欠　　員

29番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

次長	馬場守君	書記	田中正美君
書記	土方留春君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　川久保友子君

議事日程

昭和６０年６月１４日（金）

午前１０時開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１

午前１０時１１分開議

○副議長（米沢照男君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２１名であります。

昨日に引き続き議長公用のため、副議長が議長を務めます。昨日同様御協力をお願いいたします。

日程第１、一般質問を行います。

１０の１、「日野市行政改革大綱」の策定を急げについての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔１８番議員登壇〕

○１８番（古賀俊昭君）　一般質問を行います。

私は３月議会の冒頭で、市長選挙を間近に控えて森田市長に質問をするのも恐らくこれが最後であろう。ひとつ、虚心坦懐、率直な答弁をいただきたいとお願いをいたしました。そして、そのときは森田市長の答弁をここで聞くのももうないかと思いますと感慨深く、市長の回答も特に印象に残ったのでありますが、市長選挙ではわずか有権者の４分の１の支持しか得ていない日野市長が誕生し、あろうことか今定例会でまたしても森田市長に対して一般質問を行うわけであります。

きょうは、日野市行政改革大綱の策定を急げと題し質問をするわけでありますが、本来、私どもの推薦をする市長候補が当選をしておれば別段策定を急げなどと私や議会がここで言わなくても行革は市長選挙最大の争点でありましたから、当然速やかに大綱策定のための作業に着手をしていたはずであります。

私は今定例会でこのテーマを取り上げてやはりよかったなと思っております。案の定、行政改革に反対をする共産党は一般質問を行われます初日から、この地方行革大綱をやり玉に上げて１２年間の革新市政と相入れないものだなどと横やりを入れているのであります。森田市長も先日終わったばかりの市長選挙の結果をお忘れになったのか、森田批判票というものが森田市長を１万票以上も上回っていたことなどもすっかりお忘れになったのか、これにすぐさま同調されて、自民党・政府に誤った考え方があり云々と答弁をしている始末であります。日野市の行政改革を進めるための処方せんとなるべき行政改革大綱の策定を促す立場をまず申し上げて、質問に入っていきたいと思います。

自治省は、ことしの１月の２２日、地方公共団体における行政改革推進の方針いわゆる「地方行革大綱」についてという地方自治体の行政改革の指針となる大綱を発表し、同時に事務次官通達をもって全国の地方自治体に対してその趣旨に沿った地方自治体の減量、効率化、こういったものを図るための努力を要請したわけであります。この地方行革大綱は昨年１２月２９日の閣議で決定された行政改革の推進に関する当面の実施方針についてという、いわゆる言うところの６０年度行革大綱、これに基づいて定められたものであります。現在の内政の、我が国内政の最大の課題の一つであります地方行革を地方自治体みずからが自主的に推進をしていくための手引き書ともいうべきものであります。

この行革大綱の中身を見てみますと大きく八つの項目を、七つの項目を挙げて具体的に是正すべき事柄を列挙しているわけであります。その項目だけ申し上げてみます。一つ、事務事業の見直し。２番目、組織・機構の簡素合理化。３番目、給与の適正化。４番目が定員管理の適正化。５番目に民間委託、ＯＡ化等事務改革の推進。６番目が会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化。そして最後に７番目に地方議会の合理化。こういうことが挙げられているわけであります。また、この行革、地方行革大綱の中では自治体の中に民間の有識者から成る委員会をつくること、また推進をしていくための本部を設置をしよう。こういうことが具体的に述べられております。策定期間はおおむね３カ年度を目途につくるようにという指導もあるわけであります。

そこで、市長にこれから質問をしていきますが、市長は昨年、昨日ですね、地方行革大綱について、一昨日の一般質問の答弁で、自治省や政府に非常に批判的な発言をしておられました。果たして日野市行政改革大綱を策定する意思があるのかどうか。また、あるとすれば国の指導では策定の目途を、めどを８月の末としているわけであります。策定をするとすればいつまでにこれをつくりになるつもりか、まずお尋ねをいたします。これが１問目です。

２番目は、手続として日野市の行政改革大綱を策定するのは行政改革推進本部になると思うわけであります。いつごろまでにこの行革推進本部を設置するのか。また、その組織の構成についてはどのように構想を持っておられるか、回答をお願いをいたします。これが２番目です。

３番目は、地方行革大綱では地方行革を住民の理解と協力のもとに推進するため、今申し上げましたように民間有識者等から成る委員会の設置を求めているわけであります。今定例会に提出をされております補正予算、この中に行財政研究会がございます。報償費で総務管理費だ

ったと思いますが、出ております。これが、この地方行革大綱で求めている委員会の役割を果たすものなのか、その点をお尋ねをいたします。

そして、これは条例による設置ではなくて市長の私的諮問機関として要綱による設置としてあるのはなぜか。構成メンバー、また、今名前がもし発表可能であれば、この私的諮問機関要綱によって設置をされる行財政研究会のメンバーについても御答弁をお願いいたします。

まず、そこまで御回答をお願いしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　この地方行革大綱ということが求められておる最近の中央政府といいますか、自治省からの要請はあるわけでありますが、日野市は独自に常にこれまでもやってまいりましたし今後もその考えでおりますので、特にこれに合わせてどうこうということは考えておりません。日野市独自のやり方でやるということであります。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。２番、３番目につきまして御答弁申し上げます。

２番目は推進本部の設置の関係でございますけれども、推進組織といたしまして本年の７月発足をさせる予定でございます。構成につきましては現在構想の段階でございますけれども、市長を本部長にいたしまして助役、収入役、教育長を副本部長、それから本部員には部長を充てるというふうに考えております。

それから３番目は委員会の問題でございますけれども、日野市におきましては行財政研究会という形で進める予定でございます。構成につきましては現在検討中でございます。

それから条例化の問題がございましたけれども、これは、いわゆる委員会をつくりまして、いわゆる有識者の意見を聞くというところにポイントがあるわけでございます。条例化ということになりますと自治法に基づくところの市長の公的な付属機関、それから要綱で設置ということになりますと私的ないわゆる諮問機関ということになるわけでございます。要は行政側が一方的に計画をつくるということのチェックといいますか、その辺に問題があるわけでございますので、条例であろうが要綱であろうが委員会を設置をして民意を聞くということであればいいんではないかというふうに考えております。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　市長は一昨日の答弁と大体また同じようなことをおっしゃったわけでありますが、日野市独自でやっていく、別に自治省からの指導云々ということは意に介さないというような旨の御答弁だったと思います。

この１月の２２日に策定をされました地方行革大綱の中には地方公共団体においてはこれまで国に先駆けて行政改革の推進に努めてきたところである、こういうふうに書かれている箇所もあります。国やまた多くの自治体に先駆けて現にそれぞれ減量化、効率化に向けて独自の取り組みをしている自治体は多いわけでありまして、市長をして、ある面では日野市はこういう面ではやっている、だから特に上からの指示は受けないんだという気持ちがあることはわからないではありませんが、いたずらにそうした国の方針また自治省等からの助言等にただ反発するだけでこうした行革というのは進められていくわけではありません。お互いに明確な指針を持って協力し合う、そして地方、国が一体となって整備を図っていくというところにこの効果が期待できると思いますので、余り意地を張らずにお進めいただきたいと思います。

７月には市長を本部長とする行革推進本部が設置されるということであります。多くの自治体でも連日のように新聞の速報を見ますと推進本部や推進委員会が設置をされているということがたくさん報道されております。東大和、国立また秋川、多摩、東久留米、こういったところではすでに設置がなされております。福生等もまたこういう提案を現に議会の方にしてきているようであります。町田市、大変、市長が気脈を通じておられると思うんですが、町田市においても行革推進本部、これを設置する、７月１日に早々には設置をする、ということがすでに決められております。ひとつおくれをとらないように、本部長さんになられるわけでありますので具体的な行革大綱の、日野市の独自の行革大綱の策定に当たって十分盛り込まれる内容に、漏れのないようにひとつ取り組みをお願いしていきたいと思います。

３月の議会で赤松助役は私が給与制度の検討委員会を設置したらどうかという質問に対しまして、地方行革大綱の送付があった。推進本部をつくりなさい。市民の有識者が参加した推進委員会をつくりなさい云々。これに照合する内部的な組織というものを考えざるを得ないだろう。こういうふうに答弁をされております。比較的素直にお答えになったわけであります。国からの一方的な指導ということではなくて、別にこの地方行革大綱に沿わないから財政上のペナルティーを科すということも別にないということも国会等の答弁で明らかになってきておりますので、ひとつ助役も副本部長におなりになるわけですから、３月答弁、３月議会の答弁を

ひとつお忘れにならずにその職を全うしていただきたい、こういうふうに思います。

すでに３月の５日だと思いますが、東京都が各市の担当者を集めて説明会も開かれているようでありますので、この検討委員会の要綱による設置、これも急がれなければならないと思います。行財政研究会という名称だそうですが、絶えず、国のいわゆる行革審に当たるものだろと思いますので、そうした機能を十分に備えるような、８人のメンバーだと予算書には出ておりますのが、人選をお願いをしておきたいと思います。

次に、この行政革大綱の中の重点７項目、これに関連をして幾つかお尋ねをいたします。

この重点事項の中の３番目に給与の適正化ということがうたわれております。簡単に述べてみますと、地方公務員の給与については地方公共団体において適正化のための努力が払われてきたところであるが、地方公共団体のうちにはその給与及び退職手当のあり方についてなお厳しい批判が寄せられているものがあり、その速やかな適正化は緊急の課題となっている。まさに日野市はこれに当たるわけであります。そして不適正な給料表、標準職務に適合しない等級への格づけ、いわゆる渡り。日野の場合には不適正な給与、給料表というのがこれに当たるわけです。こういった不適正な初任給基準等の違法または不適正な制度運用については所用の是正措置を講ずること。こういうことがうたわれております。

そこで、昨日も通し号俸制のことが取り上げられておりましたが、この通し号俸制の是正について行政改革大綱の中に盛り込む考えがあるかどうか。また、そのほかに特に日野市ではこの点を盛り込んでいきたいという事項がありましたら御答弁をお願いしたいと思います。

特に通し号俸制については、ことしの２月、ほとんど全員の管理職の皆さんが署名をされた、いわゆる申し入れ書にも職務と責任に応じた給与制度の確立を図るべきだ。このように書かれております。助役はきのうですね、この給与に関する質疑の中で、５５歳からの頭打ち、５８歳ストップというようなことが今回打ち出されて、それによる不満だというようなとんでもない私は見当違いだと思いますが、この申し入れ書についてそういう見方をしておられるというお話でございました。私はもう少し謙虚に、やはりこの給与の問題が大きな問題１個はらんで今なお市の行政運営の中に一つの阻害要因として市の円滑な業務推進を妨げている、このことにぜひ率直にお気づきいただいて、この申し入れ書にも述べられております給与制度を見直す、この点についてぜひ私は取り組みをお願いしたい、このように思っておりますが、行革大綱の中にこの給与の適正化というものが盛り込まれるかどうか、この点、お尋ねをしておきます。

それからラスパイレス指数、このことについてお尋ねをいたします。

きのう助役は６０年、ことしの４月多分これは試算だと思いますが、１１２.８に下がる、だから自治省の指導はクリアしたんだということで胸を張っておられたわけでありますが、日野の場合、いろいろ調べてみますと初任給というのはまだラス計算をいたしますと１１６程度あるようであります。係長さんあたりで１０６と、がたんと落ちるわけであります。ここにいらっしゃる部長さんたちは多分１００にやっと届くかどうかというところにいらっしゃるのではないかと思うんです。ただ機械的にラスが下がればいいという考え方では給与の見直しは必要ない、また制度の見直しは終わったというような考え方は大きな誤りだと思います。特に今実施をされております６カ月の昇給延伸によって一律に機械的に１１２.８と試算される数字まで下げたわけでありますので、本来職務、責任に応じた給与制度をもってすればやはり部長さんや課長さん、係長さんあたりでも１１５をちょっと切るかなという程度に、本来はそういう姿に持っていくべきではなかろうかと思います。ただ一律に払って足切りをしてしまうようなやり方で事足りるというのは私はどうかな、このように思います。

特に東京都のラス指数は１１２.１ですので新しい方以外はほとんど東京都以下の給与水準になってしまっているのではないかと思いますが、この辺の私の見方、誤っていれば御指摘をいただきたい、このように思うわけであります。

それから、きのう、きのうじゃないです。先般可決をされました６月期の期末勤勉手当の条例の特例について関連をしてお尋ねをいたしますが、あしたボーナスが支給をされるわけであります。（「きょう」と呼ぶ者あり）きょうですか。１４日、そうですか。このボーナスの支給例を見て一つお尋ねをいたします。

私は本会議でお聞きしましたら、一般職、つまり４等級、５等級の一般職の方の最高は８３万6,１９９円という答弁がありました。ところが、係長さんで最もたくさんもらっておられる方、係長職の最高の方は８１万1,１６０円であります。つまり係長さんでトップの方が一般職の最高の方より低いわけであります。また課長さん、ある課長さんは７３万7,３６３円という方がいらっしゃいます。また部長さんでも７８万台の方がいらっしゃいます。

つまり部長さんや課長さんやすべての係長さんよりもボーナスを上回って支給を受けておられる一般職の方がいらっしゃるわけであります。再三議論されておりますようにやはりこれは不自然な形だと私は思います。当然何回か私も求めてまいりましたが、管理職手当というもの

をボーナス支給の際に算入することをぜひ具体的に検討すべきではないかと思います。これは何度もお願いをしているわけでありますが、一度は検討するという御答弁もありましたが、最近はこれが大きく後退をしております。やはりそれぞれの職務、責任に応じてある程度のでこぼこはあるにしろ、係長さんの最高の方よりも一般職の方の方が高いというこの現実は管理職手当等の算入をもって対応する以外に是正の方法はなかろうか、ないのではないかと私は思います。

この点について、この現実を当たり前だと、こういうことがあっていいのだと市長は当然のことだとお考えになるのかどうか、市長にこの点はお尋ねをいたします。

次に退職手当のことについてお尋ねをいたします。

５９年度は８９カ月、最高の支給率で定年、長期勤続そして勧奨退職というものが行われました。最高の方は4,０００万円以上上回った退職手当をお受け取りになった方もいらっしゃいました。是正計画、改正計画によりますと、ことしは、今年度は80カ月になることになっております。これは計画どおりに提案をなさるおつもりか。今年度の、いわゆる定年等長期勤続、勧奨退職は手当の支給率はどの程度になるのか、お考えをお聞かせをいただきたいと思います。

６番目は、６番目じゃございません。次は、ことしの夏の有給休暇とは別に毎年労使間の交渉によって決めております、やみ夏休みなどという表現もされたりしておりますが、有給の夏休み、つまり２０日間の年休有給休暇とは別に職員の皆さんがおとりになる夏休みは何か妥結を見たようでありますが、昨年と比べてことしは何日なのか、ふえたのか、減ったのか、同じなのか、日数についてお尋ねをいたします。

次に、定年制がことしの３月３１日から実施をされました。地方公務員法の２８条、定年退職後の再任用についての規定があります。退職した者についてその者の能力及び経験を考慮し、公務の能率的運営を確保するため特に必要があると認める場合に限って採用することになっております。条例にもその旨の規定がされております。ことし定年退職をなさった退職者の方で再任用された方の数とその職種についてお尋ねをいたします。

以上、再質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（赤松行雄君）　助役からお答え申し上げたいと思います。

一番最後の定年制における新しい形態でございます再任用の数と職種につきましては調べた

上でお答え申し上げたいと思います。（「すぐわかるだろう」と呼ぶ者あり）

それから通し号俸制の改正ですね、３番目、行革大綱の中での例として挙げられているものでございます。行革大綱をどういうふうな書き方するんだという例の中で書かれているものでございまして、ああいう形で固定化されたものではない、こういうふうに考えておるわけでございます。お答え、御質問と答えがちょうど重複するわけでございますけれども、大きな賃金総量を決めるという面ではラスパイレスという面において大きな努力を払ってきている、このように考えておるわけでございます。

あと給与表の要するに問題といいますのは多少その分配というふうな形での問題になろうかと思います。この問題につきましては今後行財政研究会という有識者、あるいは学者、市民代表、そういう方たちの要するに研究なり答申なりというものを得た上で、それらの上に立ちまして、今後行革大綱の中で明らかになるものと、このように考えておるわけでございます。日野市におきましては前々から行革大綱の中に盛られておりますところの補助金だとか負担金だとか交付金だとかというものにつきましては、昭和５３年以来委員会を設けて補助金等検討委員会、こういう行革的な積み重ねをしてきておるわけでございます。

職員の定数につきましてもいろいろ御指摘があるような状態の中で窮屈だと言われるまでのやはり全体的な合理化を果たしてきておるわけでございます。それらの上に立って不足するものを補完していこうという独自の行革的な対応を考えておるわけでございます。そういう行財政研究委員会等の研究の上に立って、この問題を先ほど御指摘がございました通し号俸制の問題等を要するに問題化していこう、このような考え方でおるわけでございます。

その中でも賃金総量を決めるところのラスパイレスということによって大きく努力をしていることも大きな要するに日野市における特色ではないかと思います。計画的な形の中で矢継ぎ早というふうなわけにもまいらないわけでございます。そういうふうなラスパイレスの大きな引き下げという、あとさらに矢継ぎ早というふうな状態等もまいらないような状況でございますので、年次的な計画の中で通し号俸制の問題は行財政研究会の答申等に従って対応してまいりたいと思います。

それからボーナスの支給例でございます。非常に職階における給与制ということを非常に強く求められているようでございます。けれども、市町村の職員配置あるいは年齢の配置あるいは学歴のあり方等から考えますと、東京都あるいは国並みのきちっとしたものを求められましても非常に無理じゃないかと思います。同じ部長の中でもついこの間までは非常にラスの低い人と、１００以下の部長の中におきましても１００を割るラスパイレスの人と、あるいは160というふうなラスパイレスの方もおったわけでございます。これは学歴の違いによるものでございます。市町村の部長といいますのはその人それ自体が高い能力を持って、学歴は低くても高い見識と能力を持ってという経験の上に立って部長になられた方も多いわけでございます。国家とか東京都の場合におきましては学歴による登用制度というものが長い歴史の積み重ねの中できちっとしておるわけでございます。市町村の場合には最近そういう形にやっとなってきた、あるいは大学卒が最近になって市町村の方に現在人材が振り向けられてきたというふうな段階でございますので、多少のおっしゃる面できちっといかない点もあるわけでございます。

そういう面で、そういう面はひとつ御容赦いただきたい。そういう多少の行き違いはあるんだ。その中でいいこととは思っておりません。最高の者は係長の最高よりも高いということ等につきましてはやはり直していかなきゃならないんだというふうに踏まえております。それはそのとおり、おっしゃるとおり考えているわけでございますけれども、現状の中ではラスパイレスをきちっと当てはめてやっていくにしては、つい最近そういう学歴の形になってきたものでございますので、その点、御理解いただきたいと思います。

管理職手当を算入しなきゃならんということについてのお説もよくわかります。最近、後退したじゃないか、これも後退したわけじゃございませんけれども、６カ月延伸というふうな職員に対して、これは部長も同じでございますけれども、一般職だけじゃなかったんですけれども、部長も同じですけれども、６カ月延伸というものを職員に強く求めた中でその返す刀で管理職に、管理職の管理職手当をボーナスに振り込むということにつきましては、ちょっと今のところもうちょっと時間を置きたい、こういう配慮の中から後退したわけではございませんけれども、そういう考え方がございますので、６カ月延伸、大体１月6,３００円ぐらいの給与が上がるべきものが上がらなかったというふうな職員の状態でございますので、もう少し間を置かしていただきたいという考え方でございます。

退職金につきましては現在８９カ月、それでだんだん東京都並みにしていきましょうという考え方でございます。８０カ月ということを公約したわけじゃございませんけれども、東京都並みにもっていくという状態の中での８０カ月でございます。これに向かって努力してまいりたいと思います。

各市助役会の、助役会の中での、５年後の、昭和６３年の３月に７５カ月にもっていくんだというのが助役会のガイドラインでございます。これらとの間で各市との問題もございますけれども、今後、組合とこれを８０カ月を目途に交渉してまいりたい、このように思っておるわけでございます。

有給休暇につきましては昨年0.5日というふうなことで、現状では9.5日になっているわけでございます。これにつきましても東京都が現状では５日でございます。この５日というものを目標にしまして切り下げてまいりたいというふうな努力をこれからしなきゃならんわけでございますけれども、ことしの状態を申し上げますと、今度のボーナスの中で幾つかの市の中で有給休暇の交渉が得られておって、現状が要するに固定というふうな、ことしだけは固定というふうなことで、昨年並みというふうな状況のようでございます。そういうふうな状況の中でことしはちょっと有給休暇の引き下げということについては労働時間の短縮、全体的な短縮の問題と絡んで難しいんじゃないだろうか、このような情勢の中にあることを御報告として、回答ではなく御報告として、答弁ではなくて御報告として申し上げたいと思います。

それから再任用と数と職種については総務部長の方からお答え申し上げます。

○副議長（米沢照男君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　昨年の第３回の定例会におきまして日野市職員の定年等に関する条例を御決定いただきました。それで第１回目が３月３１日でその該当が出たわけでございます。

定年退職者は３１名でございます。そのうちに１０名が再任用、こういう形でございます。これは同条例の中の勤務成績の良好あるいは職務の遂行に必要な知識または技能を有する。こういういずれかの条項に該当する職員でございます。これにつきましては１０人が１０人とも現業職員です。こういう内容でございます。以上です。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　現業職の方だというのはわかりますが、例えば現業の中にもいろんな職種といいますか、お仕事の内容が違うんですが、抑えられる範囲で例えば用務員さんとか給食調理員とかあると思うんですね。その点、もしおわかりになれば先にちょっと答弁をいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　再任用、１０名の内訳でございますが、当直員、ボイラー技師それから看護助手、給食調理員、用務員。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　ありがとうございます。

１０人の再任用の方がいらっしゃったということがわかりました。一番最後の質問についてちょっと私の感ずるところを言っておきますが、初めて今回定年退職でおやめになる方が出て、まだお元気でこれからまだ働く意欲もある、高齢化社会ということがいろいろ言われる中で、一つの社会政策として再任用の問題というのはこれから試行錯誤を繰り返しながら定着をしていくものだと思います。働く意欲とそして能力のお持ちの方はこういう制度によって日野市でまた引き続き３年を限度としてということになっていたと思いますが、働いていただくということですので、ぜひ、そうした一つの雇用政策の面も持つと思いますので、ひとつ着実な定着、また有効な運用というものをお願いをしておきたいと思います。

通し号俸のことについて申し上げます。

再三私発言しておりますように、今回の６カ月昇給延伸というのは非常に安直な方法だったと思うんです。一律に皆下げてしまうわけですから確かにラスを下げるという面では効果があったというのは事実でしょう。現に昨年１１５.４だったのが１１２.８まで試算では下がるということですので、努力をしたといえばまさに努力をしたわけですが、非常に、しかし、逆に東京都の水準よりも低くなってしまった方も、特に管理職等の皆さんの中にはいらっしゃるというような話です。やはり初任給の見直し等をやはり行う。またこの現在の給与表、給料表、この見直し、是正をやらない限りは給与の見直しというのは私はまだまだ緒にもつかない段階だと思います。

行財政研究会の答申を得て、この問題をどうするか決めていくということですので、まだ今の森田市長のもとではこの通し号俸制について見直しをしていく、検討をしていくというはっきりした姿勢というのはまだ明らかになってないわけであります。ぜひ、多くの自治体がすでにこの問題については前向きに取り組んでいるという現状もあるわけです。ひとつ、答申を得てからということも方法としてはあり得てもいいとは思いますが、かねていろいろな物議を醸した問題でもあります。積極的にひとつ取り上げて、市の方でも独自にやっていくとおっしゃるならば余計のことこの諸悪の根源ともいえる給与制度の問題については意を振るって取り組

んでいただきたい、このように思います。

それからボーナス、管理職手当をこれに算入することについては検討していく、考えなくてはいけない問題だと、課題だというようなお答えでもありました。しかし、すでに東京都、国においても、また２６市では完全通し号俸制をとっている保谷市でも管理職手当というものを算入しております。現にきょう支給をされるボーナスが、助役も今これでいいとはおっしゃらなかったわけです。何とかしなくてはならないものを含んでいるということはお認めになりました。何とかしようと思えばやはりこの管理職手当というものをストレートに２５％、２０％、１５％を算入するかどうかは別にして、ある程度この期末勤勉手当の中に反映をさせていくという考え方を少しでも前進をさせていただいて、少なくとも係長さんの最高の方の方が、一般職の最高の方よりも低いというようなことはないように、やはりすべきではないかと思いますので、引き続いての取り組みをお願いをしておきます。

それから有給夏休み、昨年は、一昨年は１０日であったものが昨年は9.5日になり東京都は５日ですので都並みを目指すということを去年もおととしも助役はおっしゃっておりましたが、ことしは従来どおり昨年と同様の9.5日ということで、この面では見直しが行われませんでした。私は、この有給夏休み、いろいろな自治体でも問題になっておりますが、この根拠というものが非常にあいまいだと思うんですね。この有給の夏休みについては日野市の職務に専念する義務の特例に関する条例、この２条の２項によって与えられております。２項は、厚生に関する計画の実施に参加する場合ということで、この有給夏休みが誕生してきているわけです。しかも、労使間のそのときのいろいろ力関係、また、そのときどきの政治的な背景、政治情勢の背景、そういったものがあって多分に採用されているようであります。

私は、このあいまいな規定を有給夏休みに規定するのではなくて、はっきりと条例化をすべきではないかと思います。有給の夏休みについては何日ということをきちんとうたって堂々とおとりになるように、しかも毎年労使間において何日にするか押しくら、お互いの力関係で押し合うようなことは避けるべきだと思いますが、条例化のお考えがないかどうか、もう一度この問題についてお尋ねをいたします。

なお退職手当、今年度は私どもに配られております改正計画では８０カ月にするということになっているわけですが、これに向かって努力をする、交渉をするということでございますので、計画どおりに改正計画、これが実現するようにさらにお願いをしておきたいと思います。

この夏休みの条例化については検討する考えはないかどうか、もう一度お尋ねをいたします。

○副議長（米沢照男君）　答弁を求めます。助役。

○助役（赤松行雄君）　助役からお答え申し上げたいと思います。

有給の夏の休暇でございます。これにつきましては公務員でございますので暦を会社あるいは工場みたいな形である程度夏休みだとか、あるいは会社の生産計画だとか、あるいは電気の供給の需要だとか、そういうものと職員の夏のバカンスですか、そういうものとの整合をとって長期の休みをとるというふうな手段等がとれないものでございますので、日本においてこういう特殊な有給休暇というふうな制度が反面生まれてきたわけでございますけれども、いろいろと行き過ぎが指摘されているところでございます。

市長の職免と言う形でこれを与えておるわけでございますけれども、職員のいろんな休暇の取り扱いの中には、職免という形で与えておるものも幾つか同じ性質のものがあるわけでございます。そういうものとの関係もございますので条例化についてはもう少し研究させていただきたい、こう思います。といいますのは、有給休暇そのものを条例で、夏休みというものを条例で固定化するのはいいのかどうなのか。自治省あたりからですと年休というものがあるんだから要するに夏休みそのものを全面的に承知してなかなか理解できないというふうな観点に立つ指導等もあるわけでございます。もう少し研究させていただきたい。また日野市だけの問題じゃございません。２６市全体の問題としても持ち上げた形の中で研究したい、こう思っております。それでよろしいでしょうか。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　やはり与える以上は、実際制度として実施をされているわけですので、何日にするかそのときどきによって違うというのもまたこれ困ったものだと思うんです。やるならばやるで、やはり条例で物事はきちんと決めて市民のいろいろな批判を受けることのないように、やはり研究をするということでございますので、ひとつ、まずは東京都の数字に近づけるという努力もお願いしておきたいと思います。

ことしは残念ながら全く短縮できなかったということで、口でおっしゃっているようには実際は運んでいないわけで、その点は非常に残念であります。

今、しかし、助役の発言のように日野市の職員の皆さんの年休の消化状況を見ますと全体で大体７０％ぐらいの消化率になっております。１人平均１３.３日、部長さんは５５.５％、課長

さんでも５２％ぐらいの消化率ということで、もう少し年休を有効に活用するという方法を研究をすればこの夏休みの問題もおのずから一つの解決、是正の方向というのがはっきりしてくると思うんです。年休の活用ということもあわせて指導をしていただくようにお願いをしておきます。

それから、大きな質問はこれで一応終わりにしたいと思いますが、最後に市長に私はぜひ確認をしておきたいことがあります。それは市長選挙の真っ最中にですね、ビラがまかれました。これは職員の皆さんの、日野市の職員の皆さんの給与についてのものであります。この中で、これは日本共産党日野市議委員会が発行しております。明るい日野の号外であります。選挙の真っ最中にまかれました。これによりますと、日野市の人件費を高くしたのは自民党だと書いてあります。人件費を引き上げたのは自民党、是正したのは革新市政です。こうはっきり書いてあります。いろいろ自民党サイドに対して選挙中また行革に絡んでもそうでありますが、我々がただ公務員攻撃をしているとか職員攻撃をしているとか、私たちの行革の訴えに対しては常にそうした、まぁ、ためにする批判でありますが、攻撃があるわけであります。しかし、我々は真にやはり職員の皆さんの生活や、またお仕事をやっていただく上での生きがい、そうした問題ももちろん考えているつもりです。そして、できるだけそうした提供いただいた労働に対してはそれに報いていく、そのことについては全く異論もないし積極的に考えているつもりです。これを証明したのがこのビラだと思うんです。

職員の皆さんの人件費を今日の水準そして職員の皆さんがかち取ったと言っておられた額にしたのは自民党である。つまり、かねがね職員の味方である、労働者の味方は革新政党であるといった、そうした考え方が一つの神話であったということを共産党みずからが、この市長選挙の最も人件費や退職金の問題について関心が高まっているときにみずから共産党がそれを認めた。私はやはり共産党といえども現実を否定することはできなかったんだな、こういうふうに思います。そして、それを不当にもです、是正という名をもってきたけど、これは革新市政がやったことだ、こういうふうに書いてあります。

やはり物の真実というのはやはり何かの拍子につい出るものでありまして、私は今まで職員の皆さんの真の味方、職員の皆さんの立場に立って市政の中で私どもが議会活動、議会の内外の活動をやってきたことは決して間違ってなかった。つまり職員の皆さんの生活を向上させ、そして賃金の問題等についても決して単なる攻撃ではなかった。我々の批判というのは決して

攻撃ではなかったということを認めてもらった。大変ありがたいというんですか、当たり前のこととはいえ意外な気が私はしたわけでありますが、市民もこの点については異論がなかったのではないかと思います。

この日本共産党日野市議委員会の見解について、日野市長・森田喜美男氏はどのようにお考えになるのか、最後の質問として市長に御答弁をお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　選挙期間中には双方の陣営は、それぞれ工夫を凝らしていろいろ市民に訴える資料が出されておるように見受けました。私が一々点検をし、これでいいとか、悪いとかということで指示したわけでもありませんし、当たっている部分もあるし、あるいは当たってない部分もある。

しかし、今のあなたの逆説的理解は、これは私はまさに当たってない方の一つの典型ではなかろうか、こう思います。以上です。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　これは私は議論をするつもりはありませんが、多分職員組合の皆さんもこれをお読みになった方は非常に心中複雑であったろうと思います。今まで一生懸命団体交渉やストライキ、また遅くまで、朝方まで夜中から未明まで当局と交渉をして、そして獲得してきたものが、それをやってくれたのが自民党であったということを共産党がお認めになった。非常に私は組合の小菊委員長以下、どのようにお考えになって私はこれをお読みになったかなということが非常に興味がありましたので、当事者である市長にこの問題をお聞きしたわけであります。

私はきょう地方行革大綱のことをお尋ねをいたしました。一々国や東京都から指導を受けるまでもなく、私が今申し上げました給与また定員、そして民間委託の問題など是正していかなければならない課題というのは市長選挙を通しても明らかになったように、多くの市民が指摘をしているところであります。

日野市の行革の指針となります日野市の独自の行革大綱を早急に策定するために市長の奮起を促しまして、この質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１０の１、「日野市行政改革大綱」の策定を急げに関する質問を終わります。

１０の２、市内小中学校に於ける所謂「いじめ」とその対応についての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○１８番（古賀俊昭君）　この議会の初日にも若干いじめについてのやりとりがありましたので、やはり多くの議員の皆さんも関心をお持ちだなと思いました。通告をしておりましたので、この点について質問をしていきます。

最近、学校内での児童生徒の間でいじめが深刻な社会問題になっているわけです。私のことを申し上げて恐縮ですが、１年ほど前にある中学生をお持ちの父兄の方から、自分の家の子供がかなり長期間にわたって、いわゆる無視をされるとか仲間外れ、悪口を言われるという、いわゆるいじめを、いじめの被害に遭っている。相手の母親、父親等にも談判をした、また学校の先生にもいろいろ相談をしたけれども、一向に改まらない。そういうお話、相談があったことがあります。私もその生徒に会ったり双方の御両親と会ったりしたんですが、子供というのはわからないと思いましたが、ある時期から特に具体的なこれといった対応を特にやったということはないんですが、一応解決をして今は表面的に落ち着いているように思います。しかし、一時は学校を転校しようとか長期間休むとかいってかなり深刻な事態にあったわけです。その時期に、実際学校の先生方にお話しをしてもなかなか効果がなかったということで、このいじめの問題というのはやはり難しいなと思っております。

特に最近また連日テレビや新聞等でも報道されるようになりましたので、日野市の今つかんでおられます現状、そして今後の対応を含めてそれらの例えばいじめの訴えがあった場合にはどういうふうに対処をしておられるか、対応しておられるか、これから質問をしていきたいと思います。

新聞も、私、いじめに関するものを全部、全部とはいいませんが、ほとんど集めていろいろ読んでみました。６月の６日、６月の５日には法務省の中で全国の中央法務局人権擁護部長会議というのが開かれて、法務省でもこの問題を取り上げております。いじめは子供の人権を侵害する行為だということで地域にいじめ問題に対応する機関の設置というものをこれから進めていこうという確認もここでされております。また６月の１日、これは三多摩で人権擁護委員の協議会のシンポジウムがやはりこのいじめについて開かれておりまして、これには八王子や日野、町田、多摩、稲城５市の人権擁護委員の方また児童委員の方などが参加をしておられます。

いじめの原因というのはいろいろつかみにくい面があろうかと思いますが、ここではじめの原因の一つとして親と子、家庭と学校との間の意思の疎通、親と子の話し合いが不足していることだというような指摘も行われておりますが、参加した人たちの中にはいじめによって登校拒否になった子供をどう立ち直らせるか具体策がなくて不満であるというようなことも載っております。

また文部省でも同様に４月の１５日に検討会議、児童生徒の問題行動に関する検討会議というのを、心理学者また小中高の現場の先生方を含めて１１人で構成する会議を設けて、校内のいじめの問題に対応しようとしております。

日野市の現状は後でわかっている範囲で結構ですのでお聞きいたしますが、全国のいじめというのは昨年１年間のいじめの件数というのが警察庁で調査したものが新聞に大きく出ておりました。いじめ白書とでも言っていいのではないかと思いますが、全国で補導された人が1,９２０人、件数で５３１件ということになっておりますが、これはごく氷山の一角だろうということになっておりまして、その実数はなかなかつかめないということのようです。しかも中学生がその８割を占めているということで、中学校に特にこの問題が顕著だということがこの調査からもわかります。一つ、際立った特徴といいますか、女子が全体の３割を占めているということもこの中で書かれております。自殺をした人が小中学生で７人も去年はこのいじめが原因でみずから命を絶ってしまった児童生徒の方がいるということもここに出ております。

これを細かく読んでみますと、陰湿で残酷なこうした行為もここまできたのかという気がするわけですが、これは全国の数字でございますので、日野はこういうことはないのかもわかりませんが、非常に慄然とせざるを得ないわけです。

東京都の公立学校についても昨年度やはりこのいじめの問題の現状を把握しようということで、都教委が実態調査を行っております。東京都の昨年４月からの１年間、公立の小中高2,３２７校のうちの８割近い学校で発生をしているということが東京都の調査でわかっております。大体延べ１万件の件数がございます。しかも３件に１件は未解決ということで、なかなか、こうした問題が起こるとすっきりした解決というのは難しいということが明らかになっております。先生方も研修に全力を挙げて、また地域、父母の協力も得て対応しなくてはいけないということで抽象的な対応策が述べられておりますが、これといった決め手になるものは今のところいろいろ問題が複雑、しかもケースごとによってその背景が違うということもあって、

その原因や対応というのは非常に難しいなという気がいたしました。

そこで日野市の場合についてお尋ねをしたいと思いますが、５９年度 ― 昨年度の分については多分掌握をしておられるだろうと思いますので、５９年度、日野市教育委員会で把握をしておられる小中学校別の、いわゆる小中学校別というのは各学校ごとじゃなくて、小中の別で結構です。いわゆる、いじめの件数とその内容、様子、これについてお尋ねをします。また解決を見ていないケースはどのくらいあるのか、日野市の実態について掌握しておられる範囲をひとつお答えをいただきたいと思います。

次に、現在いじめについての市民からの相談や問い合わせについてはいかに市教委として対応しておられるのか。現在の市教委のこの問題に対する対応について２番目はお尋ねをいたします。

それから今後特に深刻ないじめと取り組むために、例えば先ほど法務省でも指摘をしたということを私言いましたが、地域にいじめの問題に対する対策懇談会のようなものをつくったらどうかという提言もあるようですが、これも一つの具体的な解決策になろうかと思いますが、そうした解決を、こういう問題の解決を図っていくために、何か特に研究をしていきたいというお考えがあるかどうか。その点についてお尋ねをいたします。

最後に、これは少し難しいかもわかりませんが、いじめっ子を生み出す根本原因を私は知りたいと思いますが、教育長はいかがお考えになっているか。いじめっ子を生み出す原因の根本は一体何なのか、もしお考えがありましたら、この点についてお尋ねをいたします。以上です。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　古賀議員さんからのいじめの問題について御回答を申し上げます。

まず第１点の昭和５９年度日野市のいじめの実態、こういうものがどうであったのか。確かにこのいじめの問題というのは校内暴力等とは違いまして、先生方の目に見えないところ、あるいはその受けとめ方の個人差、そういうようなものがございまして数的な把握をきちっとするということはなかなか困難な問題なんです。ただ昨年度、小中学校で学校として、いわゆる担任としてでなくて学校全体として学校として指導に当たったケースというのは小学校で４９件、中学校で２０件、そういうケースが教育委員会の方に報告されております。

このいじめの内容でございますけれど、これは全都の場合もそうなんですけれど、日野市の

場合も小中学校ともに力の弱い者あるいは動作の鈍い者、こういう者をおもしろ半分にいじめている。こういうケースが小中学校ともにトップである、一番数が多いわけなんです。さらに小学校の場合ですとそれに引き続いて生意気な者あるいはぶりっ子といって、いわゆるいい子ぶる子、そういう子供に対する反発、反感といいますか、そんなようなケースが小学校では第２番目にきているわけです。中学の方では逆に自分たちの仲間に引き入れるために力の弱い子だとか、あるいは意志の弱そうな子だとか、そういう子供たちをいじめて自分たちの仲間に引き入れるためにいじめている。そんなようなケースなんです。

おどしといいますか、いじめの内容としては小中学校ともに言葉でおどす、あるいはいやがらせをする、今議員さんもおっしゃいましたように仲間外れにする、あるいは無視をする、その子供の行為を。あるいは冷やかす、からかうというような精神的な圧迫をその子供に加えるというケースとか、あるいはこずる、こずくとか、けるとか、つねるとか、そういうような身体的な苦痛を与えるようないじめ方。それから場合によりますと全品を強要する、お金を巻き上げるとか、あるいはお店へ行ってあの品物を盗んでこいというような、そういうような犯罪的な行為に発展する危険のある、そういうようないじめ方というような非常に内容的にはさまざまなケースを抱えているというのが実態です。

昨年度の中で先ほど申し上げました４９件のうちで学校としてそういう子供さんたちの指導に当たって一応解決している、今の時点ではそういう兆候から全く離れたというようにとらえているのが小学校で３１件、中学校で１５件ということで、問題がまだ残っている、引き続きその子供さんについて家庭とも連絡をとりながら指導に当たっているというケースが小学校で１８件、それから中学校で５件、これが問題がまだ残っているという状態で学校の方ではとらえている、こんなようなケースでございます。

それから、２番目の市民の方々からそういうような相談等が教育委員会に寄せられたときに教育委員会としてはどうしているのかという状態でございますけれど、教育委員会では指導室の中に教育相談関係の非常勤の専門の先生方を昨年度までは５名、ことしは予算でさらに１名ふやしていただきまして、６名の方がその専門委員というような形でこういうものの対応に当たっているわけでございますけれど、ことしから、ただそういうケースの相談に当たるというだけでなくて電話相談、父兄の方々も直接市役所の方にお見えになってお話しをするとか、そういうことがしにくい場合もございますし、電話の方が逆に自分で思っていることをいろいろ

訴える、そういうこともできるというケースもありますし、また、子供さん自身からの相談も受けられる、こういうことで学校でいじめられて学校へ行くのがいやになっちゃってるんだけれどね、どうしたらいいだろうかというような、そういうような相談、子供さん自身からの相談も受けられるということで、ことしから電話による相談、これも受け付ける体制をつくりまして、月曜日から土曜日まで今６人の方に非常勤専任の方をふやしていただいたという内容もそこにあるわけでございますけれど、電話相談を受け付けるような、そういう体制もつくっております。

また、この方々とそれから学校の方から相談員という形で出ている先生方ですね、そういう方が１０名ほどいらっしゃるんですけど、ケース会議といいますか、いろんなそういうケースについて打ち合わせ会議とか、あるいは自分が抱えている問題とか、そういう問題を常時交流したり連絡し合うような会議等を教育相談室の方で持ちながら対応している。こういうのが現状でございます。

それから、3番目の深刻ないじめに対する対応、こういうものについて、対策懇談会等をつくって研究してみる必要があるんではないかという御質問でございますけれど、確かにいじめが高じてまいりますと今議員さんの方からもお話が出ました登校拒否といいますか、学校に行くのがいじめられるからいやになるということで、登校拒否というような現象が出てだんだん学校から離れていくようなケース、あるいは中学生ぐらいになりますと家にまでそういう仲間が誘いに来たりなんかするんで家出をする。極端になりますと新聞紙上でも出ておりますような自殺というようなケース、そういうようなケースに発展していく、そういう問題も確かに心配されますので、こういう内容につきましてはやはり家庭との緊密な連絡、これはどうしても図っていかなくてはいけないということで、これも議員さんの投函箱の方にも入れておきましたけれども、昨年度は我が校の中学生、ことしは小学校版の「健やかに育て小学生」というのをカラー版で父兄の方々に現在の子供たちの心といいますか、そういうようなものをまぜながら比較的読みやすいような一問一答形式みたいな形でつくりまして、学校に入学する父兄の方々にもお配りをしながら家庭での協力をお願いしている。

それから青少協の地区委員あるいは民生児童委員、それから青少年委員、これらの方々の協力も得まして青少年の健全育成に対する会合、懇談会、これ等もときどき持ちまして、先日も、つい最近もこれらの懇談会をやっている。

中学校につきましては生徒会、各学校に生徒会があるわけでございますけれど、これの合同交流会、自分の学校ではこういう形で生徒会を運営しているというような、生徒会の役員の方々に、８校ですね、一緒に学校の生活指導の先生方と一緒に集まっていただいて合同の交流会を持つ。そういうような形でできるだけ学校、家庭それから地域、これらの交流に努めている。

そういう中で今申し上げました交流会等は持っているわけですけれど、さらに対策懇談会というような形でその問題をまとめていくということであれば、これまた教育委員会としても対応していくように努力してみたいと思います。

それから最後に、いじめを出す根本原因はどんなところにあるのかということでございますけれども、これは非常に難しい問題で、今臨時教育審議会等の中でもいろいろな意見が確かに出ております。

一つは学校の閉鎖性といいますか、学校というお城の中にこもっちゃって、なるべく聖域という形で地域とのつながりがややもすると離れがちである。何と申しますか、学校自体が学校の中で起きたいろいろなそういう問題についてはできるだけ学校の中で解決をしようというような、これは学校の立場にしてみますと余り学校の名誉にならないようなことについては極力学校内で解決をしたいという気持ち、わからなくはないんですけれど、いわゆる教育の閉鎖性と申しますか、そういうところでやはり問題が大きくなってから初めてあわて出す、こういう傾向があるんじゃないか。それから教育の画一性と申しますか、一応学校で預かっている、これは子供さん自身ですね、いろいろの性格の子供さんもおりますし能力も千差万別、そういう中でこれも臨時教育審議会等の中でもいろんな角度からとらえられておりますけど、教育の指導面での画一性、こういうような問題、確かにこのいじめの内容一つとっても千差万別、その子供、その子供の状況に応じながら対応していかなくてはならない、そういう問題があるわけですけれど、そんなところにも大きな原因があるんじゃないか。

それから今度子供たちの立場で見ますと、確かに最近の子供さんたちが大勢に欠けるといいますか、いわゆる自己中心的な要素が非常に強くて集団の中で場合によっては我慢しなくてはいけないんだという、そういうような形での指導あるいはそういう弱い立場の子供たちに対する思いやり、こういうものを指導していく面で若干やはり欠けている面があるんではないか、そんなことを含めながら校長会とか、教頭会あるいは生活指導主任会、いろんな場を通しながら、こういうものの実態把握とか、あるいは学級経営の見直しとか、そんなものにつきまして

相談している、そんなような現状でございます。以上です。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　大変御丁寧に答弁いただいて、日野の現状ある程度つかめたと思います。

いろいろ、あと続けたい面もあるんですが、夏井議員も同じ問題やっていただけるようでございますので、私は教育委員会の後は迅速な、そして十分な取り組みをお願いをして、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１０の２、市内小中学校に於ける所謂「いじめ」とその対応に関する質問を終わります。

１０の３、身体障害者の雇用促進について市の理解度と理念を問うについての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○１８番（古賀俊昭君）　よく言われることでありますが、時間がありませんので質問に入っていきますが、心身障害者の方の幸福を考えて自立を図っていくためには教育、医療、福祉、雇用の各方面から総合的な対策が講じられなければならないということであります。

私は、雇用の問題について日野市の理解度また理念について質問をしたいと思います。

実は昭和５７年に、５６年が国際障害者年でございましたので、５７年に皆さんもごらんになっていると思いますが、ともに生きる町づくりのためにという、日野市国際障害者年推進事業の報告というのが出ております。この中の日野市国際障害者年日野市対策協議会の市長に対する答申がございます。日野市における心身障害者（児）の福祉の向上のための基本的考え方と施策の基本的方向（長期構想）について、こうなっております。これは５６年１０月１３日に出されております。この中の雇用の箇所、つまり就業についての施策というところを見てみますと、市がこれから行わなければならない施策というものがいろいろうたわれているわけであります。

私が特に重要だと思いましたのは、要するに雇用を促進するために雇用促進法に基づくいろいろな施策はありますが、日野市として雇用促進を図っていくための実効的に実施するためには市の福祉部内に心身障害者担当係を配置し、障害者の就労につき職業安定所、企業、作業所、障害者家庭などとの連絡訪問をするなど本人の希望に沿った就労の道を開くこと、こうなっております。

これ、非常に私は施策として、市が行わなければならないことを端的にこの答申はこの箇所で述べていると思うんですが、実際の日野市の雇用状況について、まず日野市ではどのように把握をしておられるか。

それから、この答申を受けて具体的にはこの答申の内容はどの程度実現をされてきているのか。もう答申をされて５年たつわけです。５年近くなってくるわけです。この答申がどれだけ今日野市の中で実現をしてきているか、その点についてお尋ねをいたします。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは日野市内の福祉部の対応ということの前に、日野市の全体の障害者の雇用状況について御報告申し上げます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君の残り時間５分ですので簡潔に要領よくお願いします。

○福祉部長（高野　隆君）　日野市の対象になりました企業は２７社でございます。労働者数１万3,５４０名、基本となる労働者１万1,９５７名、身体障害者 ― 雇用された身体障害者数１７６名。雇用率1.４７％でございます。ちなみに雇用促進法で言います雇用率は官公庁が1.９％、官公庁に準ずるのも1.８％、民間1.５％でございます。日野市役所の場合には、５９年６月１日現在で１５名採用しております。パーセンテージでいきますと1.８５％でございます。参考として東京都全体の場合には1.０２％という数字が出ております。

日野市におきます福祉部内の心身障害者係を置き家庭訪問等の指導を行えということにつきましては、現在これについては検討事項ということでございます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　決定雇用率の達成というところまでは全体を見ますといってないんですが、今、私がお尋ねをした点は雇用率から見てわかりますように、日野市では非常に具体的にこの就労に対する施策について答申がもう出ておりまして、これに基づいて、市が具体的に施策を進めていけばかなりの雇用率の向上が図られるのではないかと思います。

もう一度お尋ねをいたしますが、日野市内の心身障害者の方のために要するに雇用促進のために分担をすべき、日野市の分野というのはどういう分野かというふうに、分野だとお考えになっているか、もう一度福祉部長にお尋ねをいたします。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　現在、日野市の所管事項としての民間企業に対する雇用の指導ということではございません。したがって、これにつきましては東京都なり国なりの指導ということになっておりますけれども、市としては個々の家庭への援助ということは今後の問題だというぐあいに考えておるところでございます。

市役所としては最大限の努力をしているというぐあいに理解しておりまして国の基準に近い状態までなっているということでございます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　市が、市独自の雇用率ということはほぼ達成されているということで、それはいいんですが、日野市内にお住まいになっております心身障害者の方のために、雇用の機会をできるだけ確保して雇用促進をしていくということでの具体的な日野市の対応というのが、ちょっとこの答申どおりやっていただければかなりの実績が私は上がっているのではないかと思いますが、具体的な指導はないということでございます。

答申が出されて久しく時間もたっております。ぜひ、雇用率というのは数字をにらみながらの仕事でなかなか実態をつかみながら雇用の確保を図っていく、雇用の機会を確保していくというのは難しいと思いますが、やはり具体的に市としてできるサービスは必ずあるはずでありますので、その点を検討をお願いをしておきたいと思います。

先日、国際航業株式会社が今度５１％出資をして、東京都が４９％出資、資本金１億円で株式会社東京都データシステムズというのが日野市内に設立されるわけです。こうした情報産業の分野での身障者の方の雇用というのは東京都では初めてだそうですので、こういうものも日野市では東京都の方と力を入れているわけでありますので市では一体何ができるかということをもう少し具体的に見据えて、そうした種類のサービスの充実、これを図っていっていただきたいと思います。

また機会を別に見まして、この問題はまた質問させていただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１０の３、身体障害者の雇用促進についての市の理解度と理念を問うに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午前１１時４２分休憩

午後　１時　５分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問、１１の１、これからのコミュニティ施設（地区センター等）のあり方について提言する ― あたらしいコミュニティ活動のためについての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

〔８番議員登壇〕

○８番（馬場弘融君）　議長のお許しをいただきましたので地区センターを中心にコミュニティー施設の現状と今後のあり方について伺い、かつささやかな提言を申し上げたいと思います。

スモール・イズ・ビューティフルという言葉がありますけれども、日野市のコミュニティー行政につきましては地区センターの数の多さなど末端の小さな施設を大切にする姿勢が伺われ、比較的評価できるところであります。しかし、画一的な建築がほとんどでありまして、スポーツ、音楽、演劇など市民の多様なコミュニティー活動には十分対応できていないように思われます。さらに利用の時間帯など管理運営面でもしゃくし定規のような気がいたします。

具体的に市民の声を申し上げてみますと、１、広さの問題では１５０人くらいが集まれるもう少し大きな集会施設が地域ごとに欲しいな。２、音楽演習等の問題では音楽練習のできる場所が少なくて困っている。防音設備のある小施設が欲しい。あるいは舞台のある施設が欲しい。３、スポーツ使用の問題では、ごく一部に卓球台があるものの構造上あるいは広さの点からも体操教室やダンスなど軽スポーツの利用に耐える施設が足りない。４、夜間の使用の問題では、私もそうでありますけれども、商人など夜８時過ぎまで働く人々が仕事の後、会合をするためにもっと深夜まで使用できる施設が欲しい。こういった市民の声を聞くところであります。そこで勢い広くて使いやすい福祉センター等の奪い合いになったり、代金を払って民間の施設をお借りする場合が非常に多いと思われます。

他方、社会教育法に基づく教育施設であります公民館もほぼ同じ目的を持って設置をされておりますが、しかしながら、教育施設ということから酒類が出せないとか、政治的、宗教的な会合には使用できないなどかなり使用目的が限定をされてしまいます。その上、市内には公民

館は１館だけしかありませんし、体育室も音楽室も、また舞台もない。また館長以下の職員が配置をされておりまして何となく辛気臭いという欠点もある。

このように地域住民が気軽にどんな目的にも使用できる施設として、住民が自主的に運営できる地区センター、これをさらに充実をさせて、いわゆるコミュニティーセンター的なものが欲しい。こういう要求が高まっている現状かと思います。

そこで、かような現状を踏まえまして質問をいたします。質問は大きく分けて３点になります。１点目は地区センターの現状がどうなっているか、建築と運営の両面から伺いたいと思います。２点目は今後の設置計画。３点目としてささやかな提言を申し上げますから、それに対する理事者側のお考えを伺いたいと思います。

まず１点目、現状については細かく９問に分けて伺います。

初めに建設について。１、条例、規則に基づいて土地、建物の広さ、構造、部屋の割りようなど画一的なものが多いと思いますが、地区センターの一般的な内容を伺うとともに、例外的なものがあればその具体例をお聞かせいただきたい。

2.、どのような地域割、人口割を設置基準として建てられているのか。

３、音楽、スポーツ等に対応し得る施設はあるのか。

4.、なぜ大地区センターを建てないのか。

それから、これからは運営についての質問でありますが、５、管理運営は具体的にどうなっているのか。

６、使用時間帯はどうなっているのか。例外はあるのか。

７、夜間の管理はどうなっているのか。

８、条例、規則以外に使用についての制限はあるのか。例えば葬儀の使用などであります。

９、現状の中でどのような問題点があらわれているか。建設上、運営上両面からお伺いをしたいと思います。

以上、９問が１点目の質問であります。

次に質問の２点目は今後の設置計画について２問伺います。

１、すでに５０館の地区センターとなっておりますが、あと何館で地区センター網が完成をするのか。企画財政部でおつくりの公共施設整備実施３カ年計画ですか、これではどのような地区センター計画あるいはコミュニティーセンター構想を持っているのかお教えいただきたい。

さらに具体的にここ二、三年で建設予定の地区センターについて、その場所、大きさ、内容等を教えていただきたい。

２、すでに建てかえ時期に来ているものもあろうかと思いますが、建てかえの際にはまた同じようなものをおつくりになるのか。それとも新しい計画でもできているのかお教えいただきたい。

以上が２点目の質問であります。

最後に３点目として提言を少し申し上げたいと思います。

１、公民館、市民会館、福祉センターなど市内に散在する広義の、広い意味のコミュニティー施設をトータルに把握するとともに、今後予定される生活保健センターなどもその中に入れてコミュニティー施設のネットワーク網をつくり直す必要があると思いますが、いかがでしょうか。本来ならば市政全般についての長期計画が必要でございますけれども、例えば緑のマスタープランですとか浅川利用計画のように日野市コミュニティーセンタープランあるいは構想、こういった個別の長期計画をつくるべき時期ではないかと思うけれども、どうでしょうか。

２、具体的な建物の建設についてに当たっては利用者層の拡大のためにももっと大地区センター、例えば２００名から２５０名が集まれるような施設、あるいは中地区センター、１５０名ぐらいが集まれる施設をつくり、多目的に利用できる施設をふやすべきだと思いますが、いかがでしょうか。また小地区センターについても同じものばかりでなく、それぞれの地域に合った個性を持たせてみたらどうでしょうか。

３、特に体育室や音楽などのための防音室あるいは舞台つきのセンターもつくる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

４、建設に当たっては国や都のコミュニティー施設の誘致に努力をするとともに公団あるいは民間デベロッパー等の協力により個性的な施設をつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

５、運営についてはさらに市民の自主性に任せるようにして、利用時間については具体的には夜１１時ごろまで使用できるセンターも幾つかはあってもよいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

この５項目が３点目の提言でございます。これについては理事者側のお考えをぜひお聞かせをいただきたいと思います。

以上、提言を含めまして大きく３点を質問いたしましたけれども、後はお答えに応じまして再質問いたします。よろしくお願いをいたします。

○副議長（米沢照男君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えをいたします。

１点目の小さな１でございますけれども、規則では８２.５平米の規模でございます。近隣の迷惑も考えまして平屋建てを標準としておりまして、この敷地の広さは２３１平米以上となっております。構造につきましては現在木造が４４館ございます。鉄筋が６館、合わせて５０館でございます。規則のこの平屋建てという建築のあり方につきましては、その後敷地の狭さなどもございまして２階建てにする、したものもございまして、２階建てが１３館現在ございます。それから建物の広さ２００平米以上が５館あります。それから１００平米から２００平米未満が１５館、それから１００平米に満たないものが３０館ございます。

せんだって竣工いたしました南平東地区センターにつきましては敷地の関係で６４平米となっております。

小さな２点目ですが、地域別、人口別の設置基準。地域別と申しましょうか、半径３００メートルに１館ということを目安にしております。これは４３年のマスタープランの基準でございましてそれがそのまま踏襲されているわけでございます。

それから具体的な人口割の基準というのはございません。センターを建築予定地の人口密度なども考慮してという表現になっておりまして、具体的な基準はございません。

３点目、音楽、スポーツ等に対応する施設はあるか。音楽、スポーツに対応する施設は胸を張って言える施設は現在のところございません。ただし一部の地区センターにおきましては卓球台を備品として備えて卓球ができるようになっておりますし、さらに１０カ所ほどの地区センターでは畳の上に敷物を敷きましてそこでジャズダンス、軽体操、そういったものも行われております。

それから４点目、大地区センターをなぜ建てないかということでございますが、大地区センターになりますと建築の面積が約３３０平米ぐらいから上のものになりますので、それに見合った敷地の広さが必要になります。主にこの敷地の問題からくる制約で大地区センターをその後建てておりません。

それから小さい５点目、運営ですが、管理運営は直営が２館でございます。この直営は大地

区センターに位置づけております新井と平山の地区センター、ここに管理人が住み込んでおります。それから準直営と申しまして、かぎだけは付近の方に預かっていただいて、センターの管理責任は生活課が直接当たる、そういう準直営が４館ございます。残りの４４館につきましては地元の自治会に管理を委託をしております。

小さい６点目ですが、使用時間帯は条例に定めますように９時から午後９時半になっております。しかし、弾力条項がございまして市長が特に認めるときはという項目によりまして、この時間を延長したり短縮したりすることができるようになっております。私どもも許可をするときに地元の合意がなされたとき、そして特別の事情があるときはなるべく柔軟な対応をしているのが現状であります。

それから夜間の管理はどうなっているか。使用が終わりますとその使用者が原状に回復をしていただきましてかぎをかけていただいて無人となります。

それから８点目、条例、規則以外の使用についての制限でございますが、原則として葬儀については禁止の立場をとっております。ただし、この地区センターの使用目的が、地域の福祉の増進ということもございますのでやむを得ない場合には近隣の許可、近隣の方々に了解を求めまして、そして時間も１０時くらいまでは延長いたしまして使っている例もございます。

現状の中の問題点でございますが、建築上の問題点は用地難でございます。特に目標が達成寸前の現段階におきましては建てられる所はほとんど建ててしまいましたので、後は土地がないという問題の場所が残ったわけでございます。こういった用地難が一つございます。それから貸し出し業務それから管理を委託しております自治会の御協力が得られないという地域も出てまいります。そういうことも問題点になります。それから５０館になりますと地区センターを回るだけでもこれは大変な時間を要します。１日に地区センターを一回りするということは無理でございまして、２５館、２０館から２５館が１日に回れる地区センターの数であります。５０館になりますと２日ないし３日かかるという、そういった管理上の問題も出てまいります。

それから施設につきましては保険に入っておりますけれども、委託と責任の関係なども大きな問題でございます。

さらに大きい二つ目の御質問に対してでございますが、その１点目、あと何館で地区センターができ上がるか。どのような計画を持っているか。こういうお尋ねでございますけれども、現在５０館で最終目標は一応の目安として５５館を考えております。したがいまして、あと５

館ということになります。その５館について半径３００メートル方式で日野の地図に落としてみますと、地域で申し上げますと、この神明上それから金子橋の周辺それから四谷下、東光寺、新町の台、それから南部の丘陵地帯で八王子地境平山苑付近、それから西平山五丁目で八王子市の舌状に突き出している地帯、そういう所があとどうしても欲しい地域であります。

それから小さい２点目、すでに建てかえの時期に来ているものもある。建てかえの場合にもまた同じようなものをつくるのかどうか。新しい計画でもあるかというお尋ねですが、いまございます地区センターの中で一番古いのが新川辺の地区センターでありまして、これの建設が３７年でございます。すでに２３年経過しておりますので、木造の耐用年数を超えておりますので、したがいましてこの最終目標数５５館を達成すると同時に今度は新たに建てかえの計画に着手しなければならないわけです。建てかえのときには今までの建物よりもさらに時代の進展に伴いまして進んだものを建てかえるのは、これは当然でございますけれども、大きさなどにつきましては現在のところ具体的な計画を持っておりません。土地条件により、土地の条件などにもよりますけれども、充実した機能を持った地区センター、そういう配慮はどうしても必要だろうと思っております。

ここ二、三年で建設予定の地区センターについてその場所、大きさは先ほどちょっと申し上げましたけれども、多摩平の都営住宅の中に多摩平一丁目地区センターというセンターが現在着工してございます。これはかなりの大きさのものになりますけれども、これが完成いたしますのが６０年、本年の１１月末が工事期間となっております。１階に集会施設、それから２階、３階は都営住宅、いわゆるげた履きの施設になるわけでございます。これにつきましては集会機能それから展示機能、多目的ホール、音や振動にも十分耐えられるようなものを考えて現在つくっているところでございます。

以上、１点、２点目についてお答え申し上げました。（「提言を申し上げたんですけれども・・・」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　市長でしょうね。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　３点目についてもお答えをいたします。

市内に散在しますこういった集会施設、具体的には公民館ですとか福祉センターですとか地区センター、体育館なども入れてよろしいかと思いますけれども、そういったものにつきましては特に体育館以外の集会施設につきましてはもう福祉であろうと教育であろうと福祉の増進、

文化の向上、学習の場、自治会関係の寄り合い場所それから市民運動の拠点、そういった総合的な施設として考えるべきだと思います。したがいまして御提言にありましたような施設をもう一度ネットワークにつくり直して考えてみるということの必要性は十分感じております。新しい構想を持ってネットワークを考えてみたいと思います。

それから大地区センター、２００名程度の大地区センター、それから１５０名程度の中地区センターをつくったらどうか。それぞれの規模で充実した建物を私どもはつくりたいと望んでおりますけれども、今のところ先ほど申し上げました用地難のためにこれが計画がスムーズに進んでないのが実情でございます。新しい住民のニーズも、この地区センターを最初に建てたころと比べますと大分変わってきております。新体操がやってみたいとかヨガをやってみたいとか飛んだりはねたりする施設、できる施設。それから学習につきましても昔のような話し合いの学習とか読書会とか、そういうものに限らず、いろんな機械なども持ち込んでその操作について勉強したいというようなことも出てきております。そういった新しいニーズに十分対応できる施設を今後建ててまいりたいと思います。

４点目、民間デベロッパーの協力と申しますか、民間活力の導入と私ども解してお答えいたしますけれども、全く御提言に同感でございましてこういうことについても十分目を向けてまいりたいと思っております。

それから運営について市民の自主性に任せたらどうかという御提言でございますけれども、広島の方に非常におもしろい施設がございまして、広島からバスで二、三十分行ったところにある町だそうですけれども、そこの町にことしの５月にできました施設は今様若衆宿のような施設でありまして、若者たちがそこへ勝手に集まって夜を徹して話し合うこともできるし、酒を飲むこともできる。そのかわりその管理は若者たちに全面的に任して責任を持ってもらう。こういう施設ができたという話を聞いております。青年たち自身による管理運営がどんな問題点をはらんでいるか、その後のことについてはまだ把握しておりませんけれども、これも一つのおもしろい試みであるし、それから三鷹市でつくりましたコミュニティーセンター、各地域の特性を生かしましてそれぞれの地域にマッチした施設でございますけれども、これも住民の方に管理をしていただいております。

管理委託の面で参考になることがたくさんあるわけですけれども、管理委託にもやはり限界があります。使用する側と日常管理する側との調整が必要になってきますし、今後の研究課題

となる部分もたくさんあるわけでございます。先ほど具体的な例を挙げまして商店で働く方たちが集まれるのは8時ごろだ、こういうお話でございますけれども、私どもも実験的に二、三の施設に限りまして、閉館時間、現在の９時半を１０時半ないしは１１時ぐらいまであけてみたいものだ、こういう構想を内部で持っております。その具体的な構想はなるべく交通の便のいいところ、駅に至近な施設、そういった施設でもって閉館時間の延長を実験的にやってみたい、そういう構想を持っております。以上です。

○副議長（米沢照男君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　再質問をする前にこのコミュニティーという言葉あるいはコミュニティーセンターという言葉、この辺の持つ意味といいますか、どういう流れがあってこういうものが出てきたのかということについて少し考えてみたいと思います。

日野市でも昭和５６年以来コミュニティー係が設置をされておりまして、今でこそかなりこの言葉は一般的になってまいりましたが、地方行政の分野にこの言葉が使われ始めましたのが昭和４４年の国民生活審議会コミュニティー問題小委員会の報告あたりからではないかと思います。要旨を申し上げますと、自治行政を推進するに当たっては、各種の生活要求を持つ住民と行政をつなぐフィードバックの仕組みが必要である。そして開かれた新しいタイプの住民組織にその機能を持たせるべきである。そして、その機能を持つ組織をコミュニティーと規定をしたらどうか、こういった内容でありました。また同じころ社会福祉の分野でも東京都の社会福祉審議会がコミュニティーケアということを提起しておりまして、これ以降は社会福祉の分野においてもコミュニティーづくりを事業の重要な核にするという考え方が高まってきたのでございます。さらに昭和４６年になりますと自治省から全国にモデルコミュニティーをつくる、こういう方針が出されまして３カ年計画で全国に８３カ所のモデルコミュニティー地区が指定をされ、このあたりからコミュニティーづくりが本格的に地方行政に定着をしてまいります。

さて、コミュニティーづくりを進めるとして行政はどういう手助けができるか。当然のことではございますが、上から住民の組織化を進めることはできませんし、すべきでもない。行政が手助けをできるのは住民の組織化の手がかりになるような施設づくりに資金を出すという形をとらざるを得ない。そこでコミュニティーセンターという名の施設がつくられてきたわけであります。

このようにしてコミュニティーセンターが登場してきた背景には二つの違った流れがあった

と私は思います。一つは社会教育法に基づく公民館のありようへの批判であります。つまりコミュニティーセンターも生涯教育構想の一環から出てきているわけで、従来その仕事を担っていた公民館には何となく上からの押しつけ的な雰囲気があって都会では人間のたまる場にはなり得なかったという反省があります。どうも公民館というのは一定の目的意識を持った特定の地域住民が利用する施設としてしか機能してこなかったという面があったと思います。こうした背景の中で地域住民がぶらっと行けるような自主的な施設としてのコミュニティーセンターがうまく波に乗ったと言えるかと思います。

もう一つの流れは都市化によってチェーン組織が崩れてきて、旧来の町内会、自治会の活力がなくなり全体意識も薄れていく中で、もう一度住民の自主的な意向を踏まえて地域社会をつくり直していこうとする発想であります。これは住民主導型の発想でありまして、今も部長のお話にもありましたように武蔵野市、三鷹市あたりで成功した方式であります。

要約をすれば公民館から啓蒙的な雰囲気をなくしてコミュニティーセンターへという流れと、自治会館、町内会館をちょっとスマートにしてコミュニティーセンターへという流れ、この二つの流れの接点で生まれてきているということかと思います。

このように見てみますと、地区センターを含めたコミュニティーセンターがあるべき姿がおのずと浮かび上がってまいると思います。それは、１、行政は補助するが、介入をしないという住民自治の原則。２、お互いの声が聞こえ合うような小さな地域社会を大切にという地域性。３、住民の自発的共同体意識の存在。この３原則を基礎に住民の生涯教育の場であり、福祉活動の場であり、地域文化創造の場であり、そして地域住民の活動を反面的に発揮すべき施設としてつくられている、これがコミュニティーセンターであるということであります。

それでは、日野市の場合、これがどういうふうになっていたかということであります。日野市の福祉センターの経緯をたどってみたいというふうに思います。

日野市に初めて地区センターがつくられましたのは昭和３０年代の後半から４０年にかけてでありまして古谷太郎市長の時代でございます。以前から申し上げておりますけれども、現在残された日野市の施策でなかなかいいなと思うものはほとんど保守市政のときに始められております。しかも、最初に申し上げましたような時代の流れを先取りしております。それはともかくといたしまして、初年度の昭和４０年ごろにすでに５館の地区センターがつくられておりまして、いずれも約８０平米の木造平屋建てのものであります。実はこの４０年の９月から有

山　崧市長にかわっておりますが、以来お亡くなりになるまでの４カ年間有山市長は古谷市長のお考えを受け、さらに進展をさせ、しっかりした理論づけのもとにほかのコミュニティー施設をも含めた地区センター構想を完成させております。

古谷太郎市長から有山市長時代にかけて建設をされた広義のコミュニティー施設を申し上げますと、昭和４０年、図書館それから５館の地区センターがスタート。昭和４１年の６月には中央公民館がオープン。４１年１０月には福祉センターがオープン。そして４４年には社会教育センターがオープン。おわかりのように図書館から社会教育センターまで住民の幅広い自主的活動に使用される、いわゆるコミュニティー施設はほとんどこの古谷・有山時代に建設をされているのでありまして改めて両先輩の慧眼に感服をする次第でございます。

それでは、有山市長はどのような地区センターあるいはコミュニティーセンター構想を持っていたのかということであります。たびたびこれまでも申し上げてまいりましたが、ここでも長期計画というものに触れないわけにはまいりません。有山市長は就任して２年後の昭和４２年の１０月に市政の現状把握のために日野市の推移と現況というこの大務の報告書をつくっております。これは次に予定をする長期計画の基礎となる現状を調べた資料でございます、資料集でございます。そして、この分析を踏まえまして翌昭和４３年から長期計画づくりに着手をいたしまして、昭和４４年の３月、御自身がお亡くなりになる直前にこの日野市基本的総合計画を完成させております。個人的なことになりますけれども、私どもが日野市の今後のありようを考える際に、また現状を考える際にいつも原点となりますのがこの計画書でございます。市政のあらゆる分野にわたりまして的確な指針を与えられる実に貴重な計画書でございます。前から申し上げておりますけれども、長期計画がいかに重要かということがよくわかるところであります。

この中に地区センターを含めた地域施設の基本的な考え方もはっきりと述べられております。多少長くなりますけれども、重要なところだけ引用をいたします。

第１章、基本構想、第１節、目指す都市像の中で住みよい都市・日野の姿として市内にくまなく設置された集会施設では日夜目的を同じくする者、親しい者同士が学び合い、語り合い、地域福祉は充実し、都市的文化は広く市民に享受されるとされ、地域の小さな集会施設を重視する考えが述べられております。さらに第３節、計画の課題と施策の概要の中でも次のように書かれております。市民の文化活動への参加は市民社会の大きな特色をなすものであり、公民

館、図書館、地区センター等諸施設の充実を特に重点的に行い、地域の市民文化の創造を図っていく。

また市民福祉については社会福祉協議会を初め各種団体を対象に市民福祉の向上を図るため地区センター等地域施設を活用し、積極的な援助指導を行うと述べられております。また図書館との関連では分館網の一部は地区センターとの併設を考慮に入れるという考え方も示され、市民福祉施設の項では、日常活動の場となる施設が少ないと現状を述べた後、具体的な地区センター計画として次のように述べられております。市内を数地区に分け大地区センターを設置し、これを取り巻く各地区ごとに小地区センターをつくり、さらに市の中心部にこれらを統括し調整する機関として中央センターを置く。各地区のセンターは市民の日常生活におまる福祉、文化、教育等の社会活動の場として総合的機能を持った施設とする。したがって、だれでも気軽に利用できるように配慮し、その機能を老人には憩いの場となり、子供たちには学習、保育を初め体育や遊びの場となり、また地域の婦人や一般の人々には地域自治体活動や講習会等にも利用される。いわゆる公民館、図書館、福祉会館的な役割を果たし、地域住民の親睦と連帯意識の高揚が図られ相互扶助の精神を養うとともに自由な市民運動の場ともなる。このように述べられておりまして、地域の市民生活を多面的にとらえるとともに各種施設のネットワークなど、理論的にも充実をした計画案であります。改めて有山元市長の、特にこの地域施策の重要性への的確な把握を思わざるを得ないのであります。

さて、これらを踏まえまして現状のコミュニティー施設を眺めますとどうも古谷・有山ラインで形成をされましたコミュニティー施策及びその理論が森田市長になってからというもの十分進展していないように思われるのであります。大地区センターは全く忘れ去られております。そして地区センターばかりしゃくし定規につくられている現状を見ますとコミュニティーセンターのネットワークといった考え方が雲散霧消してしまったという感すらいたすわけでございます。

大変長くなりましたけれども、以上申し上げましたことが今回の質問に際しましての私の基本的な認識でございますので、あえて述べさせていただきました。

それで再質問に移りますけれども、初めに１点目の現状ですが、人口割に、人口割といいますか、施設をつくっていくという計画はほとんどなくて、半径３００メートルということだけだというお話でありましたけれども、どうなんでしょうね、人口密度が非常に高いところも

ございますし、広くても余り人口がないなというふうなところもあるわけで、今後の地区センター等の配備計画の中では人口割等も加えていく考え方はないのかどうかということが一つと、それから小地区センターばかり、同じようなものばかりがつくられたということの背景には東京都の補助金等の問題もあるのかどうか、この辺をちょっとお伺いをしたいと思います。お願いします。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えいたします。

現在は一応３００メートルを一つの目安としての新しく建てる場合には十分参考にしておりますけれども、そのほか人口密度につきましても全く考慮しないわけではありませんで、考慮しております。

それから小さいものばっかり建てるのは都の補助の関係かというお話ですが、東京都のコミュニティー施設の補助はかえって大きいものにつけております。現在３３０平米以上のコミュニティー施設について補助をつけているわけです。しかし、日野市の地区センターについては毎年補助をいただいております。これは東京都が日野市の地区センター構想に大変関心を持ち、こういった身近な施設を今後どんどん建ててほしいということによりまして東京都が規則を曲げまして、小さい１００平米程度のものにも補助をいただいているのが現状であります。したがいまして大きいのを建てないのは補助との関係かという御質問でございますけれども、関係はございません。

○副議長（米沢照男君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　むしろ大きいのをつくって、つくった方が補助が得やすいということだろうと思いますが、その問題はいいといたしまして、次に２点目の今後の計画でありますけれども、あと5館、つまり５５館を一応の目安としているというふうなお話だったんですが、まず、大体地区センターあるいはコミュニティーセンター構想といいますか、そういった構想、当初の構想がきちっと生かされた上での５５館なのか、それとも今申し上げましたように、もう小さい地区センターばっかりで、２館大地区センターというのはありますけれども、小さいものばっかりでの５５館、これで一通りでき上がったんだというお考えなんでしょうか。まずお聞かせ願います。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えいたします。

５５館構想は日野市の地図の中で河川敷、それから動物園敷地、そういう所を除きまして３００メートルの円をえがいていきますと５５になるんです。そういう作業を通しまして５５館の目安をつくりました。

○副議長（米沢照男君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　そうしますと、私は最後の３点目でもう一度申し上げますけれども、大中小といいますか、中央、それから大き目のもの、小さなものといった、そういうネットワークの中での地区センター網といった考え方は当初はあったわけですけれども、今の建設においてはほとんど配慮されていないというふうに判断してよろしいんでしょうか。お願いします。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　当初の地区センター構想につきましては大地区センターと地区センター構想がございまして、たしか大地区センターは１１館建てるような計画だったと思います。その周りに地区センターを配して大小の地区センターのネットワークの完成ということを目指したわけですけれども、現在は大きいもの、小さいものという区別は当初ほど強く持っておりません。

ただし、先ほど申し上げましたとおり閉館時間を少し試験的に延ばしてみたい、モデルケースとして延ばしてみたい。そういう地区センターは駅の近所の比較的大規模な交通の便のいい地区センターに限ってやってみたい。こういう構想を持っておりますけれども、これからは都市型といいますか、一般の住宅街の中にあるような地区センターと、さらに勤労者などがたくさん集まる駅に近い所の地区センター、こういう地区センターは例えば例を申し上げますと京王線平山城址公園の駅前に平山地区センターがございます。これは大地区センターですけれども、敷地の面積もかなりございます。こういう地区センターは改築のときには今以上に規模を大きくして青少年のニーズにも十分こたえられるような、そういう地区センターにしていきたい。せんだっても市長と意見を交換したところであります。

○副議長（米沢照男君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　それから、この計画の関係で小地区センターばかりになってしまったのは主に用地難、土地がなかったということからそうなったということなんですが、じ

ゃあ土地がまともにあれば、用地があれば当初の計画どおり大きな地区センターを間に入れてつくっていくということは今でもそういうお考えでいるわけですか。どうでしょう。

○副議長（米沢照男君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　お答えいたします。

大地区センターと普通の地区センター、土地が確かにこれ原因していることは確かなんですけれども、そのほかにはっきりした配置計画を持たずに大地区センターをある地点に建てますとその後から希望する地域の人たちが、私の所にも大地区センターを建ててほしい、ただの地区センターじゃ困るんだというような要求が恐らく出てくるんじゃないかと思います。そういうことを考慮してどの地域にも公平にそれを配置する、そういう考えのもとに大地区センター構想はなくなったんではないか。それも一つの原因じゃないか、そのように思っております。

○副議長（米沢照男君）　　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　　その理由もよくわかるんですが、それに対する考え方、また３点目の方でお話をしますが、２点目の今後の計画の中で多摩平一丁目の都営、都営の中の集会施設ですね、かなり大きなものがつくられつつある。６０年の１１月末ごろの完成の予定であるというふうなお話でしたが、ここが３点目の提言の方にも少し入ってきますけれども、地域的にも繁華街の中といいますか、大勢の人が寄る所に近いわけでして、例えば夜少し遅目の利用ができるような考え方があるかどうかということと、さらに小体育室といいますか、そういったものも含めた構造に、これは多目的ホールですか、そういう説明がありましたけれども、なっているんでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　お答えいたします。

閉館時間を延ばすということは、その前提として管理人がいる施設に限られるように思います。この多摩平一丁目地区センターにつきましては建物の規模が３３０平米程度の非常に大型のものでありますので、今のところ私どもは管理人をここへ置きたい、そういう考えであります。

したがいまして平山とか新井とか現在の大地区センターの管理人と同じようにここに置いて、それで１０時半から１１時までの時間の範囲で閉館時間を延長したい。内部では今のところそういう構想を持っております。（「あともう一つ、小体育室的なものはどうするか」と呼ぶ者

あり）

この構造は鉄筋コンクリートでございますんで床の構造はかなりしっかりしたものになりますので体育館的な使い方も十分耐えられます。備品といたしまして、ここには卓球台なども置く予定でおります。

○副議長（米沢照男君）　　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　　それから、これまで議会が通した請願に関連をして、古い請願で金子橋の地区センターをつくってくださいというのが通っているんですね。それから私どもが議員になってからでは高山地区の地区センターもつくってくださいというような請願が通っているわけですね。いずれもですね、これ通っているということは全然土地もない、何もないという状況ではなくて何らかの可能性がありそうだということを審議の中でわかったから通っているんだと思うんですが、その辺がどういうふうになっているのかということも含めて、先ほど幾つかの地域を挙げられましたね、四谷地区だとか平山苑だとか西平山だとかね、その辺をもう少しどういう状況で、ある程度できそうな雰囲気があるのか、それともどうもちょっとこの辺は難しいんじゃないかというふうなことがあるのか、もう少し詳しく幾つか挙げられた地区についてお教えをいただきたいと思います。市長かな、市長、全然答えないね。

○副議長（米沢照男君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　大分その考え方が違いますので私の答えたんでは出鼻を折るように思いますので、ちょっと遠慮していました。

つまりあなたのお話のことと、それから私どもが最近考えております、いわゆるコミュニティーづくり、教育施設である学校というものを大きくとらえております。近ごろあき教室も随分できてまいりましたし中学校給食の場合には地域に教育的用途に提供しようと思っております、いわゆる食堂もできつつあるわけでありましてそれらを総合してネットワークというものは考えたい、こういうことでありまして、また、この庁舎の敷地に今建ち上がりました市民会館もまずそれらのネットワークの集大成に当たるものだ、このように位置づけて考えております。

地区センターというのは平和的に建ったといえばそういう面もあるわけでありますけど、今まではほとんど開発企業のアフターサービスとして将来にその地域に住む地域の方々のコミュニティーづくりに役立てる。こういう意味で開発指導の結果、できたものがたくさんあるわけ

であります。

したがって土地を買って今まではつくっておりませんが、いよいよ土地がなくても土地を求めてつくる時期に入ったというふうにこれまでも申し上げております。そういう、絶えず時代の変化の中で、また町の発展の中で、ある場合に考え方の調整なり、調整なりはこれは大変必要なことでありました。１００年、１００年じゃありませんが、百年一日のごとく同じことを繰り返していくということではそれこそまさに画一性になる嫌いがある、こういうふうに言えるんではないかと思います。近ごろは地区センターのまた発展的な考え方に建物のみならず広場までも入れよう、広場こそまた地区センターに十分役立つ、こういう考え方も成り立つというふうに思っております。

この過去の部落共同体的コミュニティー、これはまさにもうすっかり新しい地域社会の人口の増加、別の発展ということで再編を要します。そういうことで物を考えつつあるというふうに、大変計画的ということじゃありませんが、世の中の変動に合わせて絶えず焦点を合わせながらやっていくというふうに御理解をいただいておきたいと思います。

それで例えば、豊田駅前のいずれ都営住宅のそれこそ地域に残していただく共同施設としての、これも地区センターという名前にはなるわけでありますが、私は交通の利便がいいだけに、つまり中央線側あるいは京王線側というふうな位置づけで考えたい、このように思います。

今回、私どもの政策として掲げております勤労者福祉 ― 勤福センター、勤福会館といいますかね、勤労者福祉センター、こういうものに適応できる、こういうふうに考えたらよろしいんではなかろうかと思っております。

また、落川の方になりますかね、三沢になります。三沢の中学校の、三沢中学の入り口の用地、ここには鉄道沿線のこともありますので、むしろ展示的施設も持つ、つまりギャラリーの役に立つようなそういう地区センターを、これもまた開発企業に依存をして建てていただこう、その話もございます。

今後、学校開放ということとあわせましてこの地域のコミュニティーづくり、あるいはコミュニティーセンター、学校こそまさに地域のあらゆる意味でのコミュニティーセンターであるべきだ、このように思いますし、また、それらを総括、総合いたしますと市民会館の役割が生まれてくる、このように考えておりますので、必ずしも図面に書いたようなネットワークということにならないかもしれませんが、考え方としてはむしろ立体的にそういうふうなものを考

えるべきではなかろうか、こう思っております。

○副議長（米沢照男君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　非常に不満ですね。いかにも不勉強のくせに余計なことを言うなというふうな、そうとれるんですよね。あなたの考えとは全然違うんですよといって、私は一生懸命提言をしているんですね、いろんな声をもとに。市長と私と比べれば勉強は浅いですよ、経験も浅い。でも、勉強が浅い、経験が浅い者が何を言うかというような姿勢では市民のための市政ができるんですか。非常に不満ですね。私はもう次を本当にやる気がないですよ、これでは。一つも答えてないじゃないですか。

私は学校教育の小学校と中学校の開放の問題も言いたいですよ。でも、それを言ったらあれもこれもになるでしょ。あえてカットしているんじゃないですか。地区センターだけ、コミュニティーセンターだけを問いますよ。それを、その問題を置いといて学校が中心ですとは何事ですか。違いますか、市長。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　コミュニティーという理解を申し上げておるわけでありまして、センターもまたそれのための役割を果たさせる、こういう施設だというふうに思っておりますので、学校抜きにして今日のコミュニティーは私は語れない、こういうふうに申し上げたわけであります。

○副議長（米沢照男君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　全くひどいね、これ。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）しばらく―

（「怒ったら負け、じっくり、馬場さんやりなさい」と呼ぶ者あり）

市長ね、一般質問というものをどうお考えですか、どうお考えですか。わざわざ学校教育あるいは教育施設を除外したところで問題を組んで提言をし、いろいろ議論をしましょうとしてやっているわけでしょ。これまでも私は学校開放をやりましょう、余った教室は市民の方々に開放しましょうということはもう何度も言ってきましたよ。それはそれで当たり前のことですよ。それで、きょうはそういうことは横に置いた上で市長が一生懸命おつくりになっておられる小地区センター、それが今のままでいいのかという提言なんですよ。それを少し考え方を変えたらいかがですかという提言なんですね。私は学校の関連で物を申しているんじゃないですよ。

今、私は初めて聞きましたけれども、いわゆるコミュニティーセンター構想の中心が学校である、あるいはコミュニティーの中心が学校である。そうならばそういう計画をきちっと議員にも市民にもお示しになったらどうですか。私どもにはないわけですよ。ないからこそずっとさかのぼって前の前の有山市長さんのころのこういう計画を持ち出さざるを得ないわけでしょ。これ以降にこういうものがないんですから、だって。我々が持っているのは緑のマスタープランとか浅川利用計画だとか、そういった個々のものですよ。（「それだって実施計画じゃないよ」と呼ぶ者あり）

実際ね、じっくりいろいろ申し上げようと思ったんですけれど、本当に余り気乗りがしなくなりまして、まぁ、でも一応申し上げるだけ申し上げておきます。もう市長にお答えは求めません。

全般的な長期計画をつくれなんていうことはもう私は申し上げませんがね、どうか各担当部署でのコミュニティーの問題について今後の施設のあり方について少し長目の、市長は百年一日というようなお話でしたけれども、そんなことではなくてもいいんですよ、５年、１０年の計画をぜひおつくりいただきたいというふうに思います。近隣では三鷹や武蔵野が非常にいい例を持ってますね。日野市の場合には一番末端の小地区センターからスタートしているんですよね。三鷹や武蔵野はそうじゃないです。大体中学校区ぐらいですね、そのくらいの我々でいえば大地区センターくらいのクラスのところにコミュニティーセンターをつくる、こういう発想でやってます。それぞれ利点があります。もちろん欠点もあります。ですから、そういうところをぜひよく検討されていいものをつくってもらいたいというふうに思うんですね。

具体例を申しますと三鷹の場合は七つの住区ですかね、住民地区ですね、住区に分けてそれぞれにコミュニティーセンターをつくっているんですけれども、プールあるいは体育館が必ずついてますね。それから武蔵野市では夜の１１時まで利用ができる地区センターもあります。さらにパブあるいはスナック形式の市民がボトルを置いておけるというふうな地区センターも一つあります。実際にあるんです。こういうユニークなことをやっているわけです。それは何も全部そうやれとは私申し上げませんが、そういったものがいろいろございますので、そういうものを踏まえて、これだけ５０館になろうとするんですから多少は個性的なその地に合った内容のものも加えていくべきでは、なかろうかというふうに思います。

それから先般私ども厚生委員会で三重県の松坂市という所に行きました。ここで申し上げよ

うと思ったらそれは一つは言いませんけども、この町は、市は町村合併で市の地域が非常に広いんですね。そんな関係で市内に２０の出張所が、出張所ごとにＡ、Ｂ、Ｃという大きさにランキングをつけましてその地区の人口割あるいは地域割に応じて大地区センター、大市民センター、中市民センター、小市民センターを配置をするという長期計画を持っていました。すでに六つの地区センターができておりました。こういう例もあります。

さらに、よその例ばっかりじゃないんですね。市長は不満かもしれません。不満だったら耳をふさいどいてくださいね。（笑声）日野市だって例があるんですね。図書館、前々から言ってますけどもね、図書館がやっぱり一番地域の末端のところのブックモービルといいますけど、移動図書館からスタートをして分館網をつくり最後に中央館へという、こういう見事なネットワーク持っているんですね。ばらばらに小さいものをわあっとつくればいいというものではないですよね。これは十年一日一つの理論体系でやってきたから日本一になったんですよ。そうでなくてばらばらにあっちにもつくれ、こっちにもつくればいいというものであれば今のような立派な図書館にはならなかったと私は思います。つまり日野市にもそういった例があるということなんですね。

さらに、先ほど来申し上げてますけども、日野市でもやっぱり例があるのは緑のマスタープラン、これは一時期問題になりましたけれども、これを見ますと一番小さいところの児童公園、これが今５０カ所ぐらいありますかね。将来計画では１２０カ所ぐらいになりますかね。それから中くらいの規模で近隣公園、これが約２ヘクタールぐらいですね。これを１９つくっていこう。さらに、その上に地区公園を４から７ヘクタールの規模で五つつくっていこう。そして、南北二つずつの運動公園あるいは総合公園をつくっていこう。こういうふうにですね、細かい地域からそれを幾つか集まったところに少し大き目のもの、それが幾つか集まったところにさらに大きなものという、きちっとしたネットワークが計画としてあるわけですね。こういうものがあるからこそ次々と段階を追って行政が進められると思うし市民も次はこういうふうになるんだなということがわかっていく。そういうもんだと私は行政、行政はそういうものだと思うんですね。

ところが、今市長がおっしゃられたように、今私が地区センターで言ったことというのはもうそれこそ１００年も昔のことだ。そんなことを今やっていたんじゃ時代に合わん。全然違うことをやっているんだ。今は学校が中心ですよ。それは確かにそうかもしれないけども、それ

ならば立波なこういう何かパンフレットなり、理論の裏づけとなる報告書なりをおつくりをいただいて、今後の地区センターは学校を中心にやりますよというようなことを市民に発表するなり何なりをやってくださいよ。そうでないと、議会でちょっと気に入らないことを言われたから全然違うことをばあんと言って、私は今こういうことを考えているんですよ。あなたの考えとは全然違うんですよというような答弁では、とても市民に対して何ていうのかな、失礼だなというふうに思うんですね。今の市長の答弁なんかはもし傍聴人が大勢いらっしゃったら恐らくおかしいなと思われると思いますよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）全然まともに私どもが伺っていることに対して反応してくれてないということであります。その辺はもういいです、愚痴になりますから。

要するに最後に私が申し上げたいのは地区センターを中心としたコミュニティー施設の構想の中で、今まさに緑のマスタープランと申し上げましたけれども、そういった形の大きなネットワークをつくるべきなんですね。市長がおっしゃられるとおりに市民会館が一つの核になります。それから、もう一つの核は、やはり、どっかにスポーツのできる施設としてもう少し大きなものが欲しいなというふうに思いますね。そういう核をまずもとにして、私は大地区センターを現在社協センターとか福祉センター並びに公民館、さらに七生公会堂、もうこの辺の規模が今ある大地区センターと言える内容のものかと思うんですが、それ以外に中に中学校区に一つぐらいは大地区センターと言われるべきもの、つまり武蔵野や三鷹の一住区に一つあるというふうなコミュニティーセンターですね、コミセンといいますが、そういうものを中学校区に一つは必要ではなかろうかなという気がいたします。これは用地難云々の問題ではなくて、そういうものが計画をされれば用地難はいずれ解消されると思います。ですから、ぜひそういう計画をおつくりをいただきたいというふうに思います。

特に今のところ地区センターについては建て直しの計画がないというふうなお話でありましたが、建て直しの際にはどうかその地域ごとの全体的な兼ね合いを見まして、建て直すときにはうまくいったら大きなものをかわりにつくってほしい。それをあちこちに点在させる形で一級館にもっていってほしいなという感じがいたします。そういう方向性をぜひつくっていただきたいということ。

それから、さらに武蔵野の例で夜１１時とかパブ・スナック方式とか申し上げましたけれども、そこまではやれとは申し上げませんけれども、やはり多少ですね、違った内容のある小地

区センターもあっていいんじゃなかろうかなという気がいたします。全く同じような形のものをどんどんどんどんつくるというのじゃなくて、建てかえになるときにはその地域の特性を多少加味した、違った内容をちょっと加えた地区センターもつくっていく必要があると思います。

もう、お答えを要求をいたしますとまた少し気まずい思いをいたしますのでお答えをもう要求をいたしません。市長にとりましては非常に生意気な不勉強な若造がいやなことばっかり申し上げたと思いますけれども、これも市民の広範なコミュニティー活動が盛んになるための一つのステップとして申し上げているわけでありまして、ぜひ新しい今後の市民のコミュニティー活動の初点として中央及び大、中、小、こういった地区センターの網を持つコミュニティーセンター、こういうあり方を検討していただきたい。

繰り返しになりますけれども、生涯教育の場であり、福祉活動の場であり、ひいては地域文化創造の場としてのコミュニティーセンターであるわけでございます。さらには行政機構の宿命ともいえる縦割り、機構の縦割ちですね、この縦割りの弊害を見事に補完をする横割りの施設といいますか、地域社会に見事に合った施設であるというふうに思いますので、ぜひよりよいコミュニティープランを担当部局の方でおつくりをいただきたいというふうに思います。

そして、そのプランに基づきまして、いつでも、だれでも、どこでも使える市民本位の地区センターがこれからは建設をされるようにお願いをいたしまして、大変つたない私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１１の１、これからのコミュニティー施設（地区センター等）のあり方について提言する ― あたらしいコミュニティー活動のために関する質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

１２の１、都市緑化と斜面地の開発規制についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔７番議員登壇〕

○７番（馬場繁夫君）　それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

地球を一個の生命体との観点から見たときに、地球の砂漠化や公害の発生による水や大気の汚染、環境破壊は深刻なものとなりつつあり、生存的危機感とも言われ始めております。しかも、この解決となりますと１国のみならず、地球的規模の対策が必要とされることは周知のとおりであります。

ＦＡＯ ― 国際食糧農業機構 ― 理事会は昭和５９年１１月に６０年を国際森林年と決めることを宣言いたしました。理事会の決議によりますと、森林の保全は、今日最も重大な環境問題の一つであり、世界の森林資源の荒廃を人間社会はこれ以上許すことはできないとされております。さらに将来とも今のような森林破壊が続くならば、世界の森林資源が失われるばかりではなく、農業、食糧あるいは水質に対しても悪い影響を与えることになり野生生物や魚類などの存在する場所さえなくなり、そればかりでなく社会や経済、環境面でも重大な危機が訪れることになり、そのために政治的認識が特に求められる段階となってきていると訴えられております。

これを受けて農林水産省を中心として、森林に対する認識を国民に深めてもらう。さらに各国の森林資源の保全について協力を行うためのプログラムを進めること。さらに青年たちが森林保全に参加し体験する機会を与えるプログラムを実施するなど積極的な対策を推進に当たることを約束されております。

１９８４年、国際植生学会の緑宣言におきまして２１世紀に向かって都市化と工業化の中で自然と調和し共存するため現在以上の強力な環境への対応が求められております。特に残存する自然域、中でも森林や湿地性の植生は厳重に保護されなければならない。さらに、すでに開発が進んだ都市では必要とあらば自治体などが緑地を買収する努力を積極的に行うべきである。さらに、大気、水、土壌などを住宅地域でも回復するために計画的な緑地を広く形成されなければならないと指摘されておるところでございます。

５９年の第４回定例会におきまして緑化推進と浅川利用計画の今後の課題につきまして一般質問を行いました。そのときの都市整備部長の答弁によりますと、日野緑地は、昭和３６年10月５日に都市計画決定をいたしました。その区域面積は、２０.２ヘクタールでございます。東京都が買収しました面積が8,３８８平方メートルでございます。日野市が買収しましたのは6万2,４０９平米でございます。東京都と市が買収しました面積の総合計は、７万７９７平方メートルでございます。割合で申しますと約３５％を買収したことになります。残りの６５％に当たります１３万1,２０２平米につきましては今後の財政事情もございますが、そういった点も勘案しながら積極的に買収していきたいと考えておりますというような答弁がありました。さらに市長の答弁でありますが、緑地関係で当面確保できる手はずになっております個々につきまして御報告いたします。日野緑地内にあります前田さんという方が居住され、かつ農園風

な樹林を持っておられたわけでありますが、亡くなりまして、それの帰属が処分の手続を進めておりましたところ、東京都がこれを買収していただく。1,７００平方メートルばかりだと思っております云々というふうな答弁がありました。

第１点の質問といたしまして、以上のような都市計画決定されております緑地、斜面地については行政当局も努力しておるところでございますが、都市計画決定されてない斜面緑地は多摩丘陵、日野台地の段丘崖等まだ数多く残されております。特に斜面緑地は、緑地景観上最も重要であり、さらに都市防災、生態系の保全上も重要な拠点であります。斜面緑地や樹林地の開発規制は今後大きな課題でもあります。現行の都市計画造成法、条例等の中で開発規制は大変難しい点も多いことは十分周知しているところであります。現状におきましてどう指導され、さらに斜面緑地保全の立場から今後どのような対策をお考えになっているか、まずお聞かせください。

それと第２点目といたしましては、過去十数年の間に日野市内におきましても無秩序な宅地開発と人口急増の変化が自然破壊と環境悪化を誘発していたことは否めない事実でありますが、この破壊の修復しやすい環境を開発させる運動が必要となってまいります。自然を守る会に日野市の植生調査を委託し２年間にわたる調査により、５１年３月３１日、日野市の植生を発行しております。そこで、今日の森林破壊、自然破壊が続くならばエコロジーの危機であるとも言われておりますが、今後、植生調査等のときにおきましてエコロジカル・マップ ― 生態学的環境評価地図の作成もあわせて作成し、自然と調和し共存するため、生態学的な見地からの考え方によって土地の利用計画を立てることに十分活用していただきたく考えておりますが、お考えをお聞きいたします。

質問３点目といたしましては、臨時行政改革推進審議会の規制緩和分科会の報告によると、宅地指導要綱の行き過ぎの見直しを求めております。建設省におきましてもすでに１５２市町村が緩和しておりますが、大都市周辺では依然と高額の負担金の例があるため、指導の徹底を図る方針とされ、さらに開発手続の簡素化等も指摘しております。町田市におきましては宅地開発指導要綱と集合住宅建設指導要綱の見直しを進めております。２６市中、ばらばらの指導要綱を統一指導する動きがあると聞き及んでおりますが、日野市の現状を踏まえ節度ある対応を望みたいと考えておりますが、日野市の基本的な考えはどうお考えになっておりますか。さらに指導要綱の統一整備方針の状況についてお聞きいたします。

以上、３点について答弁よろしくお願いします。

○副議長（米沢照男君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私から１点目、３点目につきましてお答えを申し上げます。

まず斜面緑地、樹林地の開発規制等対策につきましてでございますが、南部の、南部地域の多摩丘陵、現存いたします斜面緑地につきましては、現在緑地保全の立場から開発行為に当たっては行政指導の中でその開発をできるだけ行わないように指導をしておる、お願いをしておるところでございます。しかしながら、やむを得ず開発行為を認めざるを得ない場合もありまして、そういう場合には平面開発ではなくて自然樹林に、自然樹林をできるだけ多く残すような意味合いから区域面積の４５％を現存のまま残していただく。残る５５％の敷地内で急斜面地の崩壊防止を兼ねました鉄筋コンクリートづくりの建造物をつくっていただくというような指導を行っているところでございます。

また、これらの緑地あるいは樹林地、そういったところの公有地化というお話もあったわけでございますが、現在の日野市の状況といたしましては、お話にございました日野都市計画で定められております日野緑地あるいは仲田緑地等の事業化を行っているところでございまして、そういう事業の中で非常に多くの財源が必要となっております。そういう状況でございますので、財政的に非常にこれらを直ちに公有地化していくことは非常に困難な状況であるということが言えるかと思います。しかしながら、斜面緑地の保全につきましては都市緑地保全法第14条で定められております緑化協定などの活用を図りましてその開発等の規制を検討するとともに、保全すべき箇所の位置づけを明確にいたしまして土地所有者の方々の協力を得たい、かように考えているわけでございます。

それと３点目の宅地開発等指導要綱につきましての基本的な考え方、それと各市の動向等どのような統一していくかという点についてのお答えでございますが、現在、各市で宅地開発指導要綱を持っておるわけでございますが、この要綱は良好な生活環境の整備あるいは乱開発の防止、財政負担の軽減を図るという、そういった目的統一してございまして、これまで一定の役割を果たしてきたところでございます。この要綱も各自治体の都市環境の相違からさまざまな、行政指導がなされてくるようになりまして、昭和５８年８月の２日付で建設省から宅地開発等指導要綱に関する措置方針が打ち出されたところでございます。これに対しまして、都下

２６市で構成しております建設行政協議会でこの措置方針について検討するよう東京都市長会から指示を受けまして、昭和５８年の８月の３０日以降本年の１月まで約１年５カ月をかけまして各市の実情を調査し、措置方針で指摘されておる項目を分析し検討した結果、各市で大きく分けまして大体３点にわたって相違点があるということを市長会に対しまして報告をしたところでございます。

この相違点の３点は、まず公園等の確保を求める開発規模がさまざまであるということ。それから２点目では学校施設、特に用地の提供を求めるということでございますが、その規模が文部省基準をほとんど超えておるわけでございますが、その規模がまちまちである。また３点目では工業地域内の開発行為の制限というようなことで建築制限がそれぞれ違った形で行われている。この報告を市長会に行ったわけでございますが、市長会からはさらに６０年の２月の２８日付をもって宅地開発等指導要綱に関する統一基準を策定するように要請が建設行政協議会にあったところでございます。

現在、２６市を各ブロックに分けましてそのブロックごとで現在ブロック別にこの内容を検討をし、さらにこれを統括してまた市長会の方に報告するように現在その作業を進めているところでございます。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは私の方から第２点目のエコロジカル・マップ、生態学的の環境評価地図の作成につきましてお答え申し上げます。

このマップにつきましては開発や公害の影響による自然環境の変化を見るものといたしまして、市内の植物群の把握に加えまして、それをさらに支配している土壌あるいは地形、そういう環境全体を含めまして生態系を地図にとらえていくということで理解をしておるわけでございまして、私どもの市でも昭和５０年に、当時他市に先駆けまして御質問の中にもございましたような日野市の植生というふうな図書を作成をいたしました。ちょうど今日まで１０年経過をいたしましたので、この間の変化をさらに記録的に比べる上からもこの作成を現在近い将来に考えたいというふうに思っております。

そこで、現在環境庁とか、あるいは建設省などでも検討中の生態表マップの作成の方向づけがございますので、これらのものも参考にしながら早期に作成を着手しまして今後の地域開発の際、その事前の環境アセス評価資料にも役立てたい、役立てていきたいというふうに考えて

おります。

○副議長（米沢照男君）　　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　　ただいまの答弁の第１点目の質問につきましては、非常に現行法の中では大変に難しい状況でありますので現況の法律の中で最大限に努力をしていただきたい。

さらに斜面緑地、緑地の保存を図るためにグリーン減税、すなわち固定資産税とか都市計画税の減免の措置をしながら保存する方式がとれないものでしょうか。これについての質問いたします。

さらに私有地が相続される場合、相続税を納めるために土地を分割したりして売却をする。これによりましてミニ開発を招き私有地の緑地化が減っていくということがあります。そこで私有地に５０％以上の緑地がある場合には原則的に物納として、国有地となった斜面緑地等を市に払い下げを受けるか、または、半永久的に市の方で管理を認めてもらい市で管理をする。このような方法がなかなか現状では難しいでしょうけど、国に積極的に市長会等を通じながら働きかけ実施できるように最大限の努力を払っていただきたいと思いますけど、この２点について質問いたします。

○副議長（米沢照男君）　　再質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　　緑の保全のために可能なあらゆる施策を追究をするということは、今日の重要な課題だと思っております。

その一つといたしまして税制の減免措置でありますとか、あるいはもっと積極的な奨励措置でありますとか、いろいろ考えられるわけでありますが、今いわゆる樹林地につきましては若干の補助施策をやっておるわけでありますが、もう一方の農地、つまりこれも生産緑地でありますが、これは宅地並み課税の廃止、引き続きまして意欲のある方にはそのまま農地としての税制の適用だというふうになっております。

具体的に、じゃあそのグリーン減税というのは何ができるかということは、これから十分その効果の測定とあわせて検討をいたしたい、こう思います。（「相続税の減税はどうですか。それと国への働きかけはどうでしょう」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　幸いに今国におきましても環境庁を初め緑地に対します国土

保全の政策はいろいろと積極的に進められております。相続の際に宅地が再分割、再分割をされてその緑を要するに保有するだけの面積がますます狭くなっていくという、こういう現実の問題もあるわけであります。後の御質問にも出てまいるようでありますが、ナショナルトラスト的な考え方もまた（「後で質問します。先やらないでください」と呼ぶ者あり）それの対策になり得るということもあろうかと思っておりますので、あわせて勉強させていただき、また御指導もお願いをしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　　固定資産税、都市計画税の減免処置につきましては、武蔵野市で現在実施されておりまして１２万7,０００平方メートルの緑地が保たれているということになっているそうでございますので、日野市も積極的にこの制度を活用しながら緑の保全に努めていただきたいと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

相続税につきましても相続税のうちの、国税のうちの相続税は約1.６％強だというふうに伺っていますので、財政的にもそんなに大きな数字ではありませんので、富の再分配という観点からも国に積極的に働きかけ、近い将来実現できるように市長の格段の努力をよろしくお願いします。（「そうだ」と呼ぶ者あり）（拍手）

それと、ナショナルトラスト運動は１９世紀末、イギリスでスタートし都市化や野放しな開発から自然や歴史的環境を守るため国民の自主的な寄付金をもとに民間団体を設立し、土地や建物などを買い入れて保存管理公開している制度でございます。日本におきましても昭和３９年、鎌倉の谷戸が民間デベロッパーの手で宅地化されようとしたときに市民らが鎌倉風致保存会をつくり反対し、募金運動で土地を買い入れ、開発を中止された例が最初と聞いております。ナショナル運動が活発的な広がりのきっかけは昭和５２年、斜里町、藤谷　豊町長が知床100平方メートル運動公布の構想を発表をいたしまして、知床で夢を買いませんかのキャッチフレーズでマスコミの協力も得まして大変な反響で運動が開始され、３年半、昭和５５年１０月に当初の目標であります１２０ヘクタール分の資金9,６００万円は達成されました。５９年１２月付で参加者数が２万1,６７５名、寄せられました金額が２億2,３００万円、取得しました土地が３２０ヘクタール。全対象面積の６８％であります。これによりまして、全国各地に運動の輪が広がり全国の主なナショナルトラスト運動が準備中も含み１６にも及ぶと言われております。

日野市の自然を守る会が提唱した0.1平方メートルずつ買い上げて緑を守るというナショナルトラスト運動は守る会前会長の詐欺事件で宙に浮いておりましたが、何とか継続されるような動きもあるようであります。昨年１１月２４日、市民ぐるみで緑を守ろう、市民緑化会議が発足し、市長は0.1平方メートル運動について日野市で生まれた運動でもあり何らかの手段を講じて、講じる必要があると述べております。

ナショナルトラスト制度には相続税減免取得財産の永久保存等に今後の課題もありますが、純粋に日野市の緑と自然環境を守る官民一体となったナショナル制度を導入することにより、都市計画決定会議の斜面緑地、緑地等の公有化のために市長はこの制度についてどう思われるか。また、この制度により残された緑を取得するお考えがあるのかについてお聞きいたします。

以上、お願いします。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　ナショナルトラスト運動は文化財でありますとか町並みでありますとか、あるいは市民の関心の的になっている緑等の保存を地域社会で、市民の力で守っていこう、こういう歴史もあるわけでありますけど、新しい発想とも言えると思います。

それで日野市でかつてそういった発想が表明されて、いろいろと動かす、つまり当局を動かしたり、あるいは市民の方々の共感を得る運動に成長させたかったわけでありますが、事故によってその運動が今停止状況になっております。市民緑化会議、ひいては緑化協会、日野市緑化協会あるいは環境緑化協会、こういうような意味合いの組織に発展をさせまして、そうして、この緑に関します市民運動の拠点として、また行政もそれと提携をして独自なものをつくり出していきたい、このような考えは持っておるわけでございまして、ことしは、またそれの前進も図りたい、このように考えておるところでございます。

いろいろな知恵を集めまして、そうして、この日野市の将来の一つの環境の手法になるような緑の保全事業をやっていきたい、このように考えております。そのことについてのまた取り組みをこれから発展をさせていこうというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（米沢照男君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　ナショナルトラスト運動につきましては、官民一体となって特に行政、住民、場合によれば市議会も積極的に参加しながら政治的なまたイデオロギー的な、

さらに不信感をなくした中で全市民が安心して信頼できる組織づくりにすることが非常に重要なことと思われます。

知床１００平方メートル運動視察報告書を見ますと、特に知床１００平方メートル運動が成功したポイントは斜里町の自治体が行うことに対する住民の信頼感があったということが成功の秘訣だというような趣旨の報告書が出ております。このような組織づくりをした上で、さらに長期計画プランを立てまして、やはり行政側が本気になって、いわゆる緑地、緑化の問題を取り組んでいくならば、特に長である市長が腰を据えて本気になって取り組んでいくならば組織も強化し、東京都も国も動く気を増してくるだろうし、それによって緑化にする、ナショナル運動も、さらに日野市のナショナル運動も発展をし、緑地保全に大きく前進することは間違いないと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

そういう意味からも市長にありましては十分市民の人たちが、特に緑地を持っている方々の信頼をかち取れるような方向でこのことを十分踏まえて運動をですね、展開していただきたいことをくれぐれも市長に要望するとともに、市長のその決意というか、また市民に対する信頼感を得られるような分につきましての市長のお考えをさらにお聞きいたします。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　極めて私どもと共感の持てる提言でございますし、それから施策をどう組織し展開をし発展をさせていくか、こういう課題こそ重要だと思っております。今、公園緑政課がいろいろな事業をかなり前進、定着をさせてまいっております。行政目的のある程度は到達できたと思っておりますが、なお今後とも一層努力する決意でございますので、何とぞ御鞭撻、御支援をお願いしたいと思います。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　これをもって１２の１、都市緑化と斜面地の開発規制に関する質問を終わります。（「休憩」「続行」と呼ぶ者あり）

１２の２、障害者と高齢者の快適な街作り（福祉環境整備要綱）について再び問うについての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

○７番（馬場繁夫君）　５９年第３回定例会におきまして新しい都市づくりへの一つの試みについて質問いたしました。不特定多数の市民が利用する建物等は障害を持った人々も安心して利用できる都市環境整備が必要となってきます。

そこで公共施設、不特定多数の市民が利用する施設整備等を基本とした福祉環境整備要綱の

制定を早急にしていただきたいというような質問をいたしまして、それに対しての福祉部長の答弁は日野市におきましては、８１年に国際障害者年の答申を障害者団体からいただいておるわけであります。伺うところによりますと町田市におきましても福祉環境整備要綱を設置いたしまして、福祉事務所に専門の担当者を置いて建築確認申請の際に建築指導とあわせて福祉環境整備を取り組み、努力していく。こういったことになっていると伺っておるところでございますので、先ほども市長が申しましたように、日野市においても日ごろから市長が言ってますように福祉の平等づくりということを申し上げているところでございますので、それとあわせまして今後他の部局と建築あるいは建設部あるいは都市整備部とも十分協力いたしまして、福祉の環境整備に一層努力をしていきたいというふうな答弁があります。

さらに市長につきましても、福祉のための環境整備力をつくる、これからは当然重要な課題でございますので、もうすでに取り組んでおる一面もございますけど、これをより明確なものにして市民参加のいろいろな御希望を取り入れながら、しかもその可能性を十分、追究しながらやっていくべき課題である、このように考えておりますとの答弁がありました。

そこで、これに基づきましての質問をいたします。

まず、５９年３月定例会におきましての一般質問の福祉環境整備要綱設置に対する質問をいたしました。その後、どのような調査、努力をされて、重ねて、その現状はどうなっているのか。さらにいつごろ要綱制定となる予定になっているか、お聞きいたします。

第２点目としまして、市庁舎を初め市民会館等の公共建設物におきまして、それぞれの担当者の配慮により障害者の利用しやすい心配りがありますが、どのような基準で各部局との調査、打ち合わせを行い、行ってきているのか。さらに農林省跡地に建設中の仮称日野スポーツ公園におきましても高齢者、障害　への配慮がされておりますか。それについてお聞きいたします。

第３点目といたしまして、障害者の自立、生活圏の拡大の意味からも公共施設におきまして、すでに障害者を配慮した庁舎、市民会館等の設置においても駐車場、スロープ、エレベーター、便所等、設備を各施設への表示板を設置するとともに地図を作成して利便を図ることを考えていただきたいのであります。

第４点目といたしましては、特に障害者の立場に立った公園の設置、健常者とともに目の不自由な措置も、四季を通じて花や木の香りを楽しんでもらったり園内を散策する。体の不自由な人たちも車いす等で安心して公園を散歩できる公園も今後公園計画の中で十分検討していた

だきたいと思いますが、お考えをお聞きいたします。

質問５点目といたしまして、東京都は重度障害者の雇用促進のために第３セクター方式により東京都データシステムが旭が丘三丁目に資本金１億円で６月下旬に操業予定しているそうでございますが、３０人の従業員のうち重度障害者を１０名雇用する予定となっております。26日より八王子職業安定所を通じて重度障害者の社員を募集を行うとされております。市内の重度障害者は何人ぐらいの定数枠があるのか。行政として東京都データシステムズと具体的な打ち合わせ等行い、市内の障害者が数多く勤めることができるような処置を行っているのか。それについてお聞きいたします。

以上、５点につきましてお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　第１点の御質問にお答えをいたします。

５９年の第３回定例市議会での発言以後、この福祉環境整備要綱の整備はどのような進展をしているかという御質問でございますが、これにつきましては先般もお答えを若干したのでダブる、重複するかもしれませんが、日野市におきましては日野市障害者福祉協議会を５９年の１１月に設置いたしまして１３名の委員さんに意見を求める機会を持つことになりました。ここにおきまして市長からの諮問といたしまして障害者のための環境整備要綱、こういうようなものについての御検討をお願いをする、こういうことをしております。すでに２回の会議をしておりますが、３回目は会議を７月に予定をしている、予定でございます。

現在のところは具体的にまだ資料を提出している程度ということで、具体的にどのようなものができるかということについては具体的なことを申し上げる状況にはなっておりませんけれども、御提言のありましたようなものを具体化すると、努力はしておるところでございます。

それから５点目の東京都の第３セクター方式によりますデータシステムズ、ここに重度心身障害者、身体障害者が市内から何名入ったかということでございますけれども、現在伺っておりますところでは市内からは１名採用になったと伺っております。これは４月、本年度の、ことしの２６日、２５日以降八王子の職案を通しまして応募が行われました。ここで東京都の労働経済局におきまして採用決定したということを聞いております。いずれかは全体的に５０名、現在は２４名の定員でございますけれども、いずれかは５０名という定員に膨れるということを伺っておりますので、さらに可能性は若干出てきているだろうと思っております。以上でご

ざいます。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　私から２点目の日野スポーツ公園における障害者の対策はどうなっているのかという点についてお答え申し上げます。

この公園は仲田公園でございまして現在住区の基幹公園として運動機能を兼ね備えた公園を築造するということで現在工事に入っているところでございます。ここの公園は基本的には幼児から老人まで、また身体に何らかのハンデのある方々を含めましてあらゆる階層の方々が御利用できるように設計を行って施工に入っているところでございます。

特に障害者対策といたしましては園路の、園路あるいは駐車場等の出入り口はすべてスロープ化を行ってございます。それと公園の管理棟でございますが、この管理棟に外からも使えるような身障者トイレを設置することになっております。また、この管理棟からグラウンド側に行くための通路を設けているところでございますが、この通路もスロープ化を行ってございます。それとグラウンドへ入ります周辺の園路やエンドランスから入れるように通路が設けてございますが、これらもすべてスロープ化を図っておるところでございます。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは私の方から２点目の関係につきましてお答え申し上げます。

２点目の関係の中で御質問にございました、いわゆる市民会館あるいは庁舎、そういう公共施設の中での身障者に対しますところの使用上の配慮でございますけれども、特に設計面からは、例えば具体的に一つ申し上げますと外構工事などの中ではやはり入り口のスロープ化、これがございます。それから建物の内外につきましては建物まで御利用いただくための、いわゆる誘導ブロックの設置でございます。これが周辺も含めまして誘導式ブロックの設置というようなことをいたしてございます。それから出入り口には特に視力障害者用の誘導チャイムの設置などもしてございます。それから車いすで御利用いただけるようなエレベーターの設置と同時に、それの操作板、エレベーターが操作できる位置が、車に乗った位置ということで特に下の方に設けるというふうな装置でございます。

それから、あるいは特に市民会館の場合、今回前列の方に６席、車でごらんいただけるようなスペースをとってございます。移動席といいますか、そこには固定席がなくて車がそこに配

置できるような、そういう６席の配慮がございます。それからあとは一般的な話にもなりますけれども、市民会館の例で申し上げますと、１階ないしは２階に身障者用の、いわゆるトイレがございますけれども、これもやはり万が一の場合を考慮いたしまして警報の表示がしてございます。

以上のような配慮が、共通的な面も含めまして各施設には当然施設を設置するときに配慮をいたしておる次第でございます。

○副議長（米沢照男君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　失礼しました。あとお尋ねのございました駐車場の図題などもございますけれども、できるだけ至近な距離に駐車場を設けるというような問題も当然ございますけれども、やはり位置的な問題もございますので、その辺につきましては配慮はしたいというふうに思っております。

特に車でおいでになる場合ですと、本庁舎の場合ですと特にこの西側の所にはそういう方たちの障害者用の特にスペースなどを配置して表示がしてあるというふうな現状でございます。

それから、あと案内板等の御質問があったようでございますけれども、これにつきましては当然案内、見やすいような、また感覚的にそれが十分察知できるようなそういう案内板などを設置しておるわけでございます。

それから、もう１点、公園の設置、特に身障者用の公園の設置という御質問がございましたけれども、これは私どもの方の所管としては用地を求めまして特に公園を設置するというような、そういう業務といいますか、あれはないわけでございます。開発行為等によるところの公園の帰属あるいは都市計画の中で設置された公園の移管管理ということをしているわけでございますけれども、特に考えられますのは視力障害者に対しましては、いわゆる臭覚、香りでその樹木がわかるというふうな、そういう配慮も当然樹木を植栽する中でいろいろ考慮していく施策、そういうものが当然今後考えられるわけでございまして、そういう点の配慮も当然考えていきたいというふうに思っております。

○副議長（米沢照男君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　第５点目の質問におきまして現在日野市の身障者が１名、東京都データシステムズに入るようになっているというようでありますが、日野市内にこの施設がありますので、もう少し日野市のそういう障害者の方が入れるような方向は出来ないものか。

また、先ほど質問の中で若干申したと思うんですけれども、具体的にその東京データシステムズにお伺いをしまして、その辺の詰めを、またお願いを、部長さん、また場合によれば市長さんが行っているのか。それについて再度またお聞きいたします。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の国際航業が取得しました、もとの健康増進センターでありますが、ここの3階に全く新しい発想で障害者を従業員とする高度な製図の作業をするというふうな新しい仕組みをつくる、つまり第3セクターと言われております。東京都の労働経済局から日野市にも部長がおいでになりまして、日野市にこういう施設ができるので市内の、つまり福祉環境と申しましょうか、道路なり、その他建物なりいろんな意味で御協力をお願いをすることになるからよろしく、こういうことでございました。その際にぜひ地域の障害者の人たちを、希望する方が恐らくあると思うから採用していただきたいということは一般論としてお願いをいたしております。

情報が必ずしも徹底できてない面もあるんではないかと思っておりますので、募集の際の公募等について積極的に周知ができるような、そういう機会あるいは方法をとりたい、こう思っております。必ずしもまだ内容が我々も必ず、よくわかったというふうにはなってないわけでありますが、近く開設式が行われ、案内もちょうだいしているということでございますので、ぜひ見せていただきたい、このように思っております。

○副議長（米沢照男君）　馬場繁夫君。

○7番（馬場繁夫君）　積極的な対応をひとつお願いいたします。

先ほどの質問の2点目の市民会館等の中におきまして障害者の人が利用するような心配りの一つといたしまして案内版ですか、設置ということがありますけれども、この件につきましても障害者の方が、どこに、どのような障害者用のいろんな配慮があるのかを一目でわかるような本当の配慮を十分踏まえた掲示板等を行っていただきたいと思います。

また場合によりましたら、そのようなものを配付物にいたしまして公共の主な所に配付をして、その状況がすぐにわかるようなことの配慮も検討していただきたいと思います。

それと第1点目の質問でありますけど、福祉環境整備要綱の設置の中で昨年の11月9日に日野市障害者福祉協議会が設置されまして、こちらに今要綱制定のことについてお願いしているというような趣旨の答弁がありましたけど、大体いつごろですね、これが具体的に要綱としての、上がってきてくるのか。

さらに今計画中の生活保健センター、市営住宅はそういうような建設の中でどのような基準の中で上がっていくのか。

また、今回この要綱がこれには適用されないと思いますけど、その辺についてのどのような配慮の中で行うのかについて再度質問いたします。

○副議長（米沢照男君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　まず要綱がいつごろできるかということでございますけれども、まだ日程等については論議されておりませんのではっきりしたことは申し上げられませんが、そう長いことかけて論議する内容でもないと思っておりますので、1年なり1年半なりの間には何とかまとまった形のものをつくり上げて（「長いな」と呼ぶ者あり）いきたい、こういうぐあいに考えておるところでございます。

それなりにやはり形のあるものをつくるだけでなくて、私どもだけではできませんので建設部なり都市計画部なりそれぞれの専門の知恵を集め、また、それなりのコンセンサスを庁内につくり上げる。また、要綱そのものもやはりできましても障害者の方が安全に安心して利用できるということは不可能でございますので、例えば目のいい、視力の悪い方につくった施設が耳の悪い方には不都合だというようなこともございますので、あるいは階段をすべてスロープというわけにはいきませんので、市民の方の御協力もやはり得なければならん。

こういう意味では広く市民の御理解も賜りたい。こういうぐあいに考えますので、そういう点もやはり考慮しながらこの要綱づくりには努力してまいりたいと思っております。

また、その他の計画中の施設もすでに町田市なりその他の市の要綱等を参考にされているということも伺っておりますので、ぜひ、そこら辺のところについても他の部との連携等も今後とっていきたいと考えております。

○副議長（米沢照男君）　馬場繁夫君。

○7番（馬場繁夫君）　東京都におきましては51年に障害者向けの建設指針をまとめまして、決めまして、特に東京都の施設のみを対象として実施してきているわけでございますが、まず、その要綱作成の検討委員会が福祉の専門家、さらに建設業務また運輸省などの関係者の代表また市、区、町村の関係者、このような方が要綱の作成の検討委員になられまして検

討を行っていく。そして、その方向を踏まえた上で広範囲な関係者の意見を取り入れる。場合によりましては障害者が実際どのような点で不便を感じているのか、その実態調査等も行っていきたい。その中でその要綱の市案をまとめて、これをたたき台として要綱づくりを行っていくというような方向の中で行っているそうでありますが、日野市につきましてはもう少し行政の中で具体的にどのような要綱をつくっていくんだという一つの方向性を、また、いろんな関係の部局の中で検討した上で福祉協議会等に諮問するのがよろしいと思うんですけれども、どうも、その辺がよくわかりませんし、さらに最初の時点にいつごろまで要綱をつくっていくんだという具体的な日程が、当然決めた上で行うのが当然と思うんですけど、その辺が非常に不明瞭でありますし、その辺の本当に市長がこの要綱をつくって市内に住む、また市外の方が日野市に来て安心して障害者が公共の施設を利用したり、また数、不特定多数の方が利用する民間の施設に安心して出入りできるような、そういう環境整備を本当に市長がやる気があるのか、非常に疑う部分もあるんですけど、市長は本当にやる気があるのか、その辺について市長の考えをお聞きいたします。

○副議長（米沢照男君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　やることが大変多いわけでありますが、ハードの面では公共下水道の推進ということを大きく取り組む時期になりましたし、それから基盤整備事業もまだまだ多くあるわけでございます。それらとあわせてソフトな面の仕事ももちろん進めていかなければなりません。

幸いに日野市では障害者関係の運動の先覚者もおられますし、よそでもようやく福祉環境についての具体的な取り組みの事例もかなり得られる、そういう状況もございますので、一定の方向をなるべく早く要綱等の作成をいたしまして、それを基準に行政関係の建築はもちろんでありますし、それから開発指導要綱等にもそれらのことも要件を内容に入れまして、御指摘のようないわゆる福祉の地域社会に貢献をしたい、こう考えております。

考えることが多過ぎてといいましょうか、多くてなかなか足のついていかない面もございますが、これも切にいろんな御意見を拝聴しながら可能なことをきちんと進めてまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（米沢照男君）　　馬場繁夫君。

○7番（馬場繁夫君）　　先ほどの福祉部長の答弁の中で生活センター、市営住宅の障害

者の方が安心してできるような方向にしていきたいというような趣旨のお話がありましたけど、具体的にどのよのな基準の中で生活保健センター、市営住宅等を設計の段階で考えていくのか。それについての再度お考えをお伺いいたします。

○副議長（米沢照男君）　　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　　ただいまの御質問でございますけれども、私の方はやはりそういう管理運営していく立場の中でいろいろ詳細な問題があろうかと思います。そういう問題を十分詰めないと設計上の反映もできませんし、したがってそれが建物に完成できないというふうなことがございます。

そういう面で今どのようなというふうな点のお尋ねでございますけれども、細かくここをこうしたいというふうなことはちょっと今思い浮かばないわけでございますけれども、いずれにいたしましても地区センターの建設あるいはまた市営住宅の建てかえの中での、具体的には向河原の計画の、５１年、失礼しました。６１年度からの計画の中で地区センターのセットなどもあるわけでございますから、そういう面へのお尋ねの配慮につきましては主管部局とも十分調整をしながら、それを反映した当然また建物にしていきたいというふうに思っております。

○副議長（米沢照男君）　　馬場繁夫君。

○7番（馬場繁夫君）　　東京都の要綱作成は６１年度早々にも要綱を決めていくというような中で今検討しておるところでございます。日野市もそういう東京都が要綱を作成した後、市区町村に協力を求めるというような方針と伺っております。そういう意味からも日野市は東京都のそのような方向の中で検討していかないと、東京都と相違したものができても余り意味がありませんので、その辺も十分今後は考えていただきたいと思います。

そうしますと、やはり６１年以降、場合には６２年、６３年になる可能性も出てくるわけです。その間に種々の公共施設が建設されていきますので、現在、東京都が東京都の施設のみを対象といたしてます障害者向け建設指針をもとにいたしまして日野市で要綱が制定されるまで、この東京都の要綱を基準といたしまして生活保健センター、市営住宅の建設等々を行っていただきたいと思います。

さらに、将来要綱ができる前提としてのある一定規模の市内の、市内に建設する建物につきまして設計者並びに施主の方に、障害者のための建設上の配慮という趣旨のパンフレットを作成をいたしまして、都市整備部に備えておきまして開発行為のときにそれを手渡して、やはり

要綱が制定するまで協力していただく。また、日野市は東京都の障害者向け建設指針に基づいて設計をしていくという方向をとれないものかについてお聞きいたします。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

東京都で６１年度に要綱ができたら、それに基づきまして私ども当分の間はそれに従っていろいろ指導を申し上げるということになろうかと思います。当然のことながら開発行為におきましてもその要綱を基準として整備を行うよう指導もいたしますし、また、市独自の要綱ができた段階ではやはりこれに基づいて指導を行っていくということも当然かと思います。

今後の都市づくり、町づくりの中でそういう要綱を活用して進めていきたいというふうに考えます。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　それでは最後に市長にですね、要綱を制定する考えはあるということでありますが、要綱を制定する間に、間までに東京都の建設指針を日野市におきましてやっていく考えがあるのかどうか。市長のお考えをお聞きいたします。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　東京都がおつくりになるのはやっぱり都政のレベルでのことは比較的、つまり目が、きめが荒いといいますか、それを補完する意味で、また私どもの市の行政のきめの細かさということが相まって成功することになるというふうに思われますので、そういう関係で有機的な、この連携の中で、いわゆる当事者の方々の目から充足ができる、そういうやり方でやっていくべきだと思っておりますので、そのことをひとつこれから勉強いたしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　非常に不満な答弁でございますけど、（笑声）本当に市長が障害者の側に立ってやるという考えがあるならば、もう少しそれにつきまして配慮というか、建設的な方向性が出てきてもいいんではないかというふうに考えてますけど、日野市の要綱が制定できるまではかなり時間がかかります。その間は現実的には何の基準もなく公共施設が建っていくというふうに考えざるを得ないというのが状況じゃないかと思います。

そういう意味からも何らかの一つの基準をもとに公共施設を建設するならば現在以上の、よ

くなることは当然であると思うんですけど、もう少し誠意ある障害者のために立った答弁を期待しているわけでございますけど・・・（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　車いす生活の方あるいは視力障害者の方あるいは聴覚障害の方、肢体不自由、いろいろ該当の方がいらっしゃるわけでありまして、今までもそれぞれに応じましてスロープでありますとか、手すりでありますとか、エレベーターでありますとかトイレでありますとか、これらは皆今の新しい公共施設には相当の配慮を行って一応支障なくやってきておる、このように思っております。

したがいまして要綱ができなければ欠陥だらけだということは、これはあり得ないわけでありまして、すでに一定の基準には私は到達をしていると思っております。それをなお、より緻密に、それから横の広がりといいましょうか、町の中に広げていくということだと思っておりますので、何か基準がなければ文意の終わるということではないというふうに御理解をお願いをしておきたいと思います。

一層勉強いたしまして、特に障害者の方々の意見を聞くということが極めて大切でございますので、そのようにいたしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　大変な不満の答弁であります。先ほど以上な不満が込み上げてきます。

現在、今の、確かにいろいろ施設が多少障害者のために配慮がありますけど、非常にばらばらな配慮で統一性がないわけです。そういう分が今後要綱ができるまでの間、一つの都の基準なりに従っていくならば多少改善されることは目に見えているわけですけど、今のこのままの状況の中で要綱ができないうちに担当者さらに、その設計事務所の中の個々のレベルの中に任せてしまうならば統一性がない、障害者にとって本当に使いにくい施設が建設されるということになるわけです。

その辺について市長は非常に冷たい反応であり、もう少しその辺を今後配慮した行政をひとつよろしくお願いします。

以上で終わります。（拍手）

○副議長（米沢照男君）　これをもって１２の２、障害者と高齢者の快適な街作り（福

祉環境整備要綱）について再び問うに関する質問を終わります。

お諮りをいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後3時34分休憩

午後4時10分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問13の1、日野市婦人に関する意識調査をもとに、婦人施策を前進させるために問うについての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔13番議員登壇〕

○13番（鈴木美奈子君）　日野市婦人に関する意識調査をもとに、婦人施策を前進させるために問うということで5問質問させていただきます。

日野市婦人に関する意識調査が行われまして、その結果が5月の1日付の広報また1冊の本にまとめられまして広く市民にそれが示されております。そして多くの関心のある婦人からも、また男性からもこれからの行政の中でこれが生かされる、こういうことで期待が寄せられているわけでございます。

57年の11月に市立婦人センターが開設されてから婦人の活動が幅広く、また市の団体登録名簿をみましてもいろんな婦人団体サークルなどがございますが、そういう活動も私は非常に活発になってきたのではないかというふうに思います。そして、そういう中で婦人問題懇談会が設置されまして、この会合が何回か持たれておりますが、この委員会の中でも日野市婦人行動計画が今審議されているところでございます。ここまではかなり評価できますが、私はやはりこれからもっと積極的に婦人の活動を生かしていくためにも新しい問題提起をしていきたいというふうに考えております。

ことしは国連婦人の10年の最終年を迎え、世界の婦人の人たちがケニア共和国のナイロビに7月に集まりまして、10年前に決められました男女平等の推進であると、経済、社会、文化の発展への婦人の参加の問題などを成果を持と寄る、こういう会議が開かれます。こういう、ことしは大変重要な時期を迎える年でございますが、こういう中で政府が多くの婦人や団体の

反対を押し切って男女雇用機会均等法案、これを成立させたことは私は本当に残念に思いますが、私ども共産党も実効ある男女雇用機会均等法を制定しろということと、また労基法の改悪反対ということで頑張ってきたわけでございますが、日野市の中でも婦人団体の方がこれに対する反対の決議 — 実効ある男女雇用機会均等法制定せよという、こういうことで日野市議会でも全会一致、意見書が政府の方に上げられているわけでございます。

特に、ことし、こういう意味では婦人年の最終年ということで各自治体で婦人に対するいろんな行動計画、これが報告されて1冊の本にまとめられている。その中身もいろいろとありますけれども、これから日野市が婦人に関する意識調査をもとにして行動計画が決められるわけでございますので、私はぜひ審議会の委員の皆様の本当に熱意ある協力のもとで、また生活課の担当の職員の方々の協力を得てぜひいい日野市の婦人行動計画が私どものところに示されるよう期待したいと思います。

そして、その中で今婦人のこの意識調査、九つに分けられておりますが、私はこの中で四つのことだけに触れまして、あとまた次の機会に譲りたいと思います。

最初は婦人の健康についてでございます。

この結果を見ましてもやはり健康に対する皆さんの関心は非常に高く、健康診断を受けた方が49.9％ありますし、また乳がん検診なども23.4％ということでたくさんの方が一応この検診を受けている。しかし、どの検診も受けなかったという方が29.8％ありまして、20代、30代の若い婦人がこの受診をしていない。こういう中で私は特に若い婦人の方は小さな赤ちゃんを抱えている方も多いわけですから、ぜひ、この若い婦人の方たちがどういうふうにしてこの検診を受けられるようにしたらいいのか。その問いかけの中では検診する場所が身近にないとか、あるいは、どこでやっているのか知らないとかという、このパーセントが非常に高いわけです。ですから私はぜひその婦人の健康をどういうふうに受診させるか。このことを1問目としてお聞かせいただきたいと思います。

それから子宮がんの検診はかなり定着してたくさんの婦人がこれは受けられるようになっておりますが、まだ乳がんの検診がされておりません。乳がん検診も非常にがんの問題では、今まで何ともなかった人がつい私の身近でもがんだということが発見されまして、そのことで私もショックを受けているわけですが、ぜひ乳がん検診もやっていただきたい。このことで今婦人の健康についてはお尋ねいたします。

それから二つ目の問題では婦人の社会参加の問題です。

婦人の社会参加もかなりのたくさんの方たちが参加もしておりますけれども、一日の自由時間二、三時間程度あるという方が３７.９％、４時間以上あるという方が、３０.１％ということでかなり自由な時間を持てる方が多くいらっしゃるわけですけれども、この方たちが市主催の学級とか講座への参加状況、こういうものにもっとたくさん参加していただいたらいいなというふうに思うわけですけれども、この市主催の講座などに参加したことがあるという方が２６.８％で、参加したことのないという方が６７.６％ということです。

私はぜひこの地域の中でも婦人が婦人センターもできたわけですし、この婦人センターを活用したり、また公民館やいろんな地域のセンターを利用しての婦人の参加、これがもっと望ましいのではないかというふうに思いますが、この婦人たちをどういうふうにして、強制するわけにはいきませんけれども、参加しない理由の中では、参加したかったけれども、子供がいるので子供連れでは行けないという、こういうことがあるわけです。国立の公民館の活動、かなりあの活動は積極的にいろいろのところで知らされておりますが、ちゃんと保育所もありますし、私は前にも指摘したことがありますけれども、今でも日野市でもやっている場合もありますが、ぜひ、その子供の問題、このことが非常に解決していくことが必要ではないかというふうに思います。それから会場が遠いということがやはりあるわけです。２５.２％の方が会場が遠い。公民館のある地域の方は近いから行けるということにもなるかと思いますけれども、こういう講座を持つときにはやはり地域を配分しながらぜひやっていただきたいと思いますが、この参加させる、こういう意味についてどういうふうに考えていらっしゃるか。

また二つ目については婦人センターができましてもう２年半近くたち、そして婦人問題懇談会ができまして、今その審議会の中で５９年の１２月１０日、昨年の１２月１０日になりますけれども、日野市婦人行動計画審議事項ということで男女平等間に立った教育の推進。２、婦人の社会参加の推進。３、働く婦人の社会的環境の整備。４、家庭生活の安定。５、婦人福祉の充実。６、婦人の健康保持増進と母性保護。７、その他。こういうふうになって非常に中身の濃いこれからの婦人の行動計画は出されるのではないかということで期待しているわけでございますが、この行動計画、大体今どの辺まで進んでいるのか、その点をまずお尋ねしたいと思います。

それから３番目にパートタイマーの身分保証についてお尋ねいたします。

パートタイマーの問題は本当に今大きな社会的な問題にもなっております。特に婦人労働者の1,４８６万人、このうち婦人のパートタイムの方々が３０６万人。労働者全体の２１.１％を占めて、この１０年間だけでも婦人労働者が２７％伸びたのに比べてパートが６６％ふえている。こういう中で、しかし、その身分がきちっと保証されない、こういうことがあります。働く理由としてもこの市の意識調査の、婦人に関する意識調査の中でも働く理由はやはり私どもの調べたのと大体同じですけれども、生活費、１番が生活費を得るためであるとか、あと２番目が社会や他人とのつながりが欲しいから。こういうことになっておりますが、パートの方が日野市でも３０％、常勤の方が３６.８％ということでパートの占める割合も多いですし、そして、このパートの方たちのお給料、月収が非常に少ないんです。５万円未満という方が２３.９％占めて、１５万未満という方が１８.２ということになっておりますけれども、本当にパートの方たちの賃金が低い。そしてパートしている理由としては家庭で、家事に影響が少ない。ほかに、適当な仕事がない。こういうことが理由になっておりますけれども、これは全国的に同じような調査が出ているわけです。

ぜひ、そのパートの方たちが本当に安心して労働条件をきちっと労基法では示さなければならないというふうに規定されておりますけれども、こういうものが示されていないということで企業に就業実態がわかるパート手帳を交付させるとか、また低賃金の改善をもっとやるとか、いろいろと休暇もなくて産前産後、生理休暇もとれないで働いているパートも多いとか、そういういろいろありますので、パートの方たちの身分を守るためにぜひいろいろと企業に対しても働きかけをやっていただきたいと思うわけです。

それで、私はいろいろ調べてきたときに横浜市で「パートタイマー」ということでパートで働く人のためにという、この横浜市のパンフレットがありましたので日野市でもこれをつくっていただきたいと思いまして担当の所に行きましたら、実は、日野市でもできていたんだということを初めて知ったわけです。生活労政係でパート労働者の権利、この小さなパンフレットが５９年の３月、約２００冊出たけれども、大変好評で全部出てしまったということで、私も手元になかったわけです。

私はぜひこういう意味で課長に聞きましたら、６０年度の予算で予算要求出したんだけれども、削られたということなんで、ぜひ、パートで働く人のためにという、こういうリーフですね、これをぜひつくっていただいてパート婦人のいろんな保障の問題、働きにはどうしたらい

いかとか、それからパートタイマーの賃金が普通どれくらいであるとかという、それから産休、育児時間、生理休暇はとれるのですかとか、また解雇されても仕方がないのかとか、いろいろと就業に対する働くためのいろんな資料が載っかっておりますので、ぜひ、このパート労働者の権利、日野市の発行のものをぜひ次の補正予算でも組んでいただいて、金額はそんなに高くないはずです。ですから、これをぜひやっていただきたい。このことが一つ。

それから、パート１１０番、これをぜひ婦人センターがあるわけですから、ここでパート１１０番というものを設置していただきたいと思います。パートに対するいろんな要求、苦情、悩み、こういうものがありますけれども、パートの方たちはどこにそれを持っていっていいかわからないということなので、婦人センターを大いに活用してパート１１０番を設置していただきたいと思います。それが、まず2問目。

それから、このパートタイマーの中に一緒に私は含みたいと思いますけれども、内職の問題です。

この内職の問題も今非常に安い賃金でやっている内職。私も５４年、５４年になりますか、もう ― 2年ほど前の議会で内職事業団をつくれという提案をいたしました。そのときはまだなかなか難しい状況があったわけですけれども、ことしの憲法記念実行委員会の中で日野で働く婦人の集いということで、婦人のいろんな方たちの発言の中で内職の方たちの発言があったわけです。それを聞いてみますと本当に今私たちのところではもう１銭なんていうお金は通用しないわけですけれども、内職のところでは１個４０銭、これは電気のスイッチのネジ入れ。１個４０銭なんていうのがあるんですね。私は2年前に内職事業団をつくれと質問したときにはこの１銭ということはなかったわけです。調べてみますとやっぱり１円単位だったわけですけれども、今回は１個４０銭であるとか、カメラの部品などのハンダづけなどは１個８０銭。１時間３００個で１日頑張っても1,５００個という、こういうまだ銭単位の、こういうことがあるわけですね。それから、よくても学生服の園児服のズボンを縫うときにズボンのひもが1本２８０円。でも、これも自分の電気代とかミシンの材料すべて持って、そしてもし失敗したらその失敗した物は全部不良品を７００円で買い取らなければならないということで何のためにやっているのか。これはパートにも出られない本当に小さなお子さんを持っていらっしゃる方が内職をおうちでやっているわけです。

こういう意味では私は内職の人々に対してもう少し内職ガイドブック、こういうものを発行

したり、また家内労働手帳の交付、これも前に提案いたしましたけれども、こういうことをやったりして適切な工賃の支払い、こういうものをやはり自治体としても内職をやっている方々にもっとわからせる必要があるんではないかというふうに思いますので、この点をお尋ねいたしたいと思います。

それから４番目に婦人のパートタイマーに退職金制度を実施せよ。このことで質問いたします。

パートの問題は先ほど述べましたけれども、私は、このパートタイマーの退職金制度、これは６０年の、ことしの３月の定例会のときに予算審議のところで触れておきましたけれども、市長も市長選挙前にして明確な回答も出せないのではないかなという私もそういう配慮があったものですから、積極的にどうしてもやりなさいという質問はやらなかったわけですけれども、パート労働者の中ではいろいろと労働契約がないとか労働基準法にきちっと労働条件が決められていても、それを実施していないところもあるのではないかというふうに思います。

それで摂津市で、大阪の摂津市でパートタイマー退職金制度等の、この制度ができまして、私も摂津市の方からこれを取り寄せました。パートタイマー等退職金共済条例、そして事務取扱要綱、こういう要綱もきちっとできております。この制度、そんなに私は難しい中身ではないというふうに思うんです。本当に日野市がやるお気持ちがあればこのことはやれる制度でありますし、市内事業所に働くパートタイマー及び一般従業員についての退資金共済制度を確立することによりパートタイマー等従業員の福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては産業の振興に役立てることを目的とするということで非常に働く人も、また企業側も非常にいい中身ではないかというふうに思います。

そして、この要綱などを見ますと月額2,０００円の共済掛金をやることとか、それから共済、被共済者の退職が死亡などによるものであったときにはその遺族にも遺族金を支給することができるということで、きちっと位置づけられて１年末満でも、１年以上2年未満では2万4,600円。これがずうっと１５年、２０年近くまでも数字が出されているんです。１カ月、加入月数１カ月で退職金が１万2,０００円。それがずうっと摂津の場合はもう出てまして、２５、２６、２７カ月とかずうっと出てます。

非常にこれは働く婦人にとってもパートで働く婦人が非常に多いわけですから、この制度をぜひ実施していただきたいというふうに思います。この資料は担当の方にもコピーしていただ

いて目を通していただいていると思いますので、これについてぜひやるという立場で回答をいただきたいと思います。

最後には婦人の施策の充実についてであります。

いろいろと最後のところで充実すべき婦人のための施策ということが出されていて、この中で１位から５位まで働く環境の改善、これが４７.２％。それから２位が病気緊急時の人材派遣３８.９％。３位が相談窓口の充実２６.８％。４位が健康対策、母性保護の推進２５.５％。５位が施設整備２１.６％ということで本当に働く、婦人が働くためにも、そしてまた家庭の中においても本当にいい状況のもとで、この日野市で暮らしていくためにこの五つのことが、まだたくさんあるわけですけれども、一番必要なものは上位５位までがこういうことです。

ですから私はぜひこの五つのことを緊急にやっていただきたいということと、あと、つけ加えますと婦人センターができて２年半になりますけれども、その婦人センターの活用の点でいろいろと会合などには婦人センターが利用されているようでございますけれども、ぜひ、この婦人センターを中心にして婦人の活動をもっと高めていくこと。そして婦人が今いろいろと地域の中でも悩み、苦しみながら、だれに相談していいかわからない、こういうことがありますので、相談窓口の充実ということで、また、これも同じになりますけれども、婦人１１０番。このごろ本当に１１０番という電話がいろいろのところでいろんな分野でつくられておりますけれども、婦人１１０番ということで専門の方がこのところに詰めていただいて婦人のいろんな悩み、子育てのこと、それからいじめのことなどを、私の身近でもいじめの問題が発生して本当に悩んで、八王子から越してきた方ですけれども、もうどうしようもなくてまたほかのところに転校させたという身につまされる、泣きながら話をみんなで聞いたわけですけれども、そういうことがあるわけです。

ですから婦人１１０番、これもぜひ婦人センターの中につくっていただいて、ぜひ婦人のいろんな要求にこたえていただきたいと思います。

以上、１問目としてこの質問を行いまして、また回答をいただきながら第２問目の質問をさせていただきます。

○副議長（米沢照男君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄）　お答えいたします。

第１点目の婦人の健康の問題でございます。三大成人病と言われておりますがん、脳卒中、心臓病。これを年齢別、性別で見ますと年齢が進むにつれてその病気発病は増加する傾向にあります。全体的に見ますと女性は脳卒中、がん、心臓病、この順で発病が多いわけです。さらに、これをがんに限定してみますと４０歳代で胃がん、乳がん、子宮がん、肺がんの順でございますが、６０歳代になりますと胃がん、肺がん、子宮がん、肝臓がん、乳がんの順に変わってまいります。したがいまして、比較的若い女性では子宮がんよりも乳がんの割合が高くなっております。年齢が高齢化するに連れまして子宮がんが乳がんを追い越す、こういう傾向が見られております。

乳がんにつきましては４７年の第４回定例会で鈴木議員さんががん検診について一般質問をされました。その折の答弁にもございましたけれども、自分自身でちょっと気をつけるとわかるわけです。比較的皮膚からすぐ近い所にがんが発生します。しこりが指先で感じられるわけですけれども、そういうことで自分自身で早期に簡単に発見できる、こういうふうに言われているわけです。しかし、それとても知識が全くないのでは早期発見が難しいわけでございます。

健康課では現在乳がんの検診はやっておりません。そのかわり自分でもってこの乳がんが早期に発見できるように６０年度は婦人の集まりなどに健康課が積極的に出向いていきまして自己検診の方法を広げたい、そういうことで現在準備中であります。それから、すでに自己検診法のビデオテープを購入いたしましてグループなんかで利用していただくように用意してございます。そして健康センターができましたときには、ハードの面が整備されたわけでございますからソフトの面も整備いたして専門職員の充実も図って乳がんの検診もそこで行えるように心がけてまいりたいと思います。

子宮がんの検診につきましては５９年度では3,５６４人の女性が検診を受けております。これは３０歳以上の女性でございまして、本年度 ― ６０年度につきましてはその実績を踏まえまして計画数を3,８００にふやしまして、来年１月から２月にかけまして検診をいたす予定になっております。

それから数字を挙げて女性の４９.９％が健康診断を受けているということでございますけれども、ここは男性の８０.３％と非常に大きな開きがございます。企業などで男性は組織的な健康診断を受けられるわけですけれども、若い子育ての最中の女性は確かにおっしゃるとおり忙しい、それから身近に場所がない。それから知らなかったとか、それから検診を受けるのが恐

い。受けようとも思わないという方も結構いらっしゃいますけれども、こういうような理由で受けておりません。今後は検診の場所をふやすとか、そういう手だてをとりまして受診率を高める方向で努力をしてまいりたいと思います。

なお、市民の健康管理の事業として、この検診事業のほかに講座、相談指導を行っております。そういった面でも今後十分充実、力を入れてまいりたいと思っております。

２点目の婦人の社会参加でございますけれども、女の方の半数強が趣味、スポーツ、教養、サークル、消費者運動でありますとかＰＴＡ活動、町内の役員など何らかのグループに大体加入をしております。市主催の講座等への参加状況では６７.６％が参加をしてないんですが、その理由としましては時間がとれない。会場が遠い。１人では行きにくい。子連れで行けないなどが挙がっております。したがいまして、婦人の社会参加、特に学習面への参加につきましては若いお母さん方の子供からの解放、これが決め手になろうかと思います。国立の公民館の例を挙げられましたが、我が日野市の中央公民館におきましても４５年から保育室をつくりまして保育つきの婦人の学習をやっております。婦人センターにおきましてもセンター主催事業の講演会などにおきましては保育室を設置いたしまして小さいお子さんを預かって安心して勉強ができるような側面的な支援を行っております。

それから、できるだけたくさんの御婦人をそういった学習の機会に出ていただく。これは、何といっても魅力のある番組内容をつくることが一番だと思います。そうすれば多少時間がかかっても、距離が遠くてもいらっしゃるわけですけれども、限られた予算の中でどういう講師を呼ぶか非常に難しい面もございますけれども、あきらめませんで粘り強く魅力ある番組づくりに力を入れてまいりたいと思います。

それから、社会参加のところで婦人の行動計画策定がどのくらい進んでいるかというお話でございますけれども、５９年１１月６日に婦人問題懇談会、新しいメンバーで再出発をいたしてございます。このメンバーには婦人行動計画策定の基本的方向と調査、これを主として審議していただくことになっておりまして、現在、月１回ほどのペースでもって順調に作業は進んでおります。家庭生活の安定、婦人福祉の充実、働く婦人の社会的環境の整備、婦人の健康保持増進と母性保護、男女平等間に立った教育の推進、婦人の社会参加の推進。こういったことにつきまして調査、審議をいたしております。今年中には何とかまとまったものができ上がる予定でございます。なお、その中には御質問の中にありました働く環境の整備、病気、相談、

健康、施設整備。こういった問題も当然入ってまいりますので、あわせて審議をしていただく、こういう面につきましても審議をしていただくことになります。

それから３点目、婦人のパートタイマーの身分保障でございますが、女性の半数は何らかの収入を得ている仕事をなさっています。そのうちのまた３０％はパートタイマーとして働いていらっしゃいます。扶養控除対象の年収９０万未満、これが実に４０％に上っておりまして賃金が安い、そういう不満それから雇用関係、労働条件、こういった不満が大きいものであります、不満の大きいものがあります。パートタイマーは労働基準法との適用がされるんですが、契約がしっかりしていないことから常に誤解が起きましたり紛争がふえているわけです。

５９年１２月に労働省からパートタイマー労働対策要綱が出されましたけれど、そういったものを踏まえ、当市としてもこれらパート労働者を支えるために啓発事業を二、三やっております。企業側に対する啓発事業は今のところございませんが、パートで働く人の側に立ったパート労働講座それから御質問の中にございましたパート労働者の権利を守るパンフレット、こういったものを発行してまいりました。特に昨年度は東京都の労政事務所それから職業安定所、そういった機関の協力、応援も得ましてパートの就労あっせん、そういったことにまで手を伸ばしております。

それから４点目の婦人のパートタイマーに退職金制度を実施せよという御質問でございます。お話のとおりに大阪の摂津市で全国でただ一つの自治体としてこの退職金制度を始めております。これは特別な社会的な背景がございまして例の森永・グリコ事件で大量のパートタイマーが首を切られたわけでございます。その解雇されたパートタイマーが自治体にかけ合いまして実現したものであります。そういった特別な背景がありますけれども、弱い立場のパートタイマーをこういう制度によって安心して働いていただく。また企業側には雇用の安定にもなりましょうし、それからパート側には安心して働ける。そういったメリットがございます。しかし、何分にも大変大きい問題でございますので、しばらく研究をさせていただきたいと思います。

以上、御報告、お答えいたしました。

○副議長（米沢照男君）　鈴木美捺子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　５番目の婦人の施策、最後の婦人の施策の充実についてということで、婦人の１１０番のこととか、それからパート１１０番とか、それが漏れているんですけど・・・。

○副議長（米沢照男君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　先ほど婦人問題懇談会のところで御質問で出ました働く環境の整備、病気、相談、健康、施設整備、これらの項目についても懇談会とあわせて方向づけをしていただき、それを施策に生かしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　　じゃあ再質問いたします。

時間の関係上、やるというものは全部省きまして詰めて質問したいと思います。

私は市の職員の管理職のことでちょっと触れたいと思いますけれども、国連婦人の１０年の歩みというものが総理府の方から出されておりまして、この政府の出したものでは２２年ぶりに、女性大臣が誕生したということで非常にこのことが強調されているわけです。これくらい婦人がまだなかなか政府でさえ積極的に登用させないという中で、ぜひ日野市でも管理職は81人いらっしゃいますけれども、３人しか女性職員がいないわけですね。係長は１４５人の中で３３人いらっしゃいますけれども、その女性係長職の３３人の中身は事務職が７人で、保母さん１２人、保健婦さん１人、看護婦さん６人、栄養士さん１人、幼稚園教諭７人ということで婦人がどうしてもその場で働かなければならないという職場で係長ということなんです。私はぜひこの本庁の中で婦人の係長や課長、ぜひたくさん抜てきしてほしいと思うんです。ここのひな壇にも男の方ばかりです。この中でも私と橋本議員２人しかいないわけですから、ぜひもっと婦人を積極的に登用させることが必要ではないかというふうに思います。（「賛成」と呼ぶ者あり）

それで生活係の問題にも触れますけれども、これから婦人の問題を答申が出されてやっていくには私は生活係という、その生活文化係というその中でなくて、婦人係というものが必要だというふうに思います。生活文化係は住民の余暇活動等生活、文化の振興に関すること。消費生活に関すること。婦人の社会生活に関すること。その他市民生活の文化的向上に関することということで非常にたくさんの仕事をしなければならないわけですけれども、やはり、これからのいろんな婦人問題をやっていくには婦人係というのがどうしても必要なんです。（「そりゃそうだよ」と呼ぶ者あり）そういう意味で婦人の係長、課長そしてそれを支えるたくさんの市の婦人の職員、ここで一つの係をつくっていただきたいと思いますが、これは市長でなければ答弁できないと思いますので、このことは市長にお尋ねいたします。

それから、これからことしの、ことしじゅうには婦人問題懇談会から婦人の行動計画が発表されるということでございますが、これを進めていくには生活文化係だけではとてもできない仕事なので、多目的にわたるいろんな分野の担当の職員、特に私は婦人もたくさん入れていただいて、ここでこれをどういうふうにやっていくのか。具体的に行動を起こすための庁内のプロジェクトチームが必要であるわけですけれども、それをここで私は確認したいと思うわけです。これも市長にぜひ生活文化係だけでなくて教育も総務も福祉もいろんなところでの担当、ここを１人ずつ出していただいて一つの委員会をつくる。このことをぜひやっていただきたいと思いますが、これも市長にお尋ねいたしたいと思います。

それから摂津市では、きょう問い合わせいたしましたところ摂津市２５社１２５人がこの退職金制度を利用しているということで、非常に先ほど部長は森永牛乳のことをおっしゃいました。私もそれは知っておりましたけれども、それはそれとして森永のことが背景にあるかもしれないけれども、本当にパート婦人が今たくさんいる中で労働者の２１％を占めていく中ではどうしてもこの退職金制度というものは必要なわけです。

日野市は企業がたくさんあります。ここの統計にも、ひの統計にも出ておりますけれども、大企業もあれば小さな企業もあるわけです。そこで両方が本当に安心して働けるその場をつくるためにも退職金制度というものは私は必要ではないかというふうに思いますので、これについても市長の答弁をお願いしたいと思います。（「簡単にね」と呼ぶ者あり）

これで、あとはもう結構ですので、この三つの点で質問、答弁をお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　　再質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　　婦人、婦人問題、社会地位の向上につきましては今婦人問題懇談会の場におきまして、国連の、この国際婦人年ということも一つの契機といたしまして行動計画の策定をお願いをいたしております。恐らく間もなくその日野版が御報告いただけるというふうに思っておりますので、なるべくそれを、それに準拠して今後の婦人問題の施策の展開を進めていきたい、こう考えます。

あわせて婦人の登用、特に婦人職員の庁内での登用ということにつきましては、今人材が続々と育ちつつありますので必ず相当な地位まで担当することになるものだと、一つには期待もし、一つにはまたそのようなことを目指したい、こう考えます。（「部長、しっかりしないと取られちまうぞ」と呼ぶ者あり）

それから婦人のパート退職金共済条例といいますか、これは確かに摂津市ですでに実施されたということも承知しております。それらの資料を今研究させていただいておりますが、これも、この間どなたかの質問にお答えをして積極的に取り組みたいというふうにお答えをいたしておるところでございます。

婦人文化に関係いたしまして、婦人の生活文化にかかわりまして、また婦人委員会ということも考えられますが、当面懇談会でひとつこの御意見の統一をしていただく、あるいは、より我々も勉強していくということで取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○副議長（米沢照男君）　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　それでは私は今回新しい提案をいろいろやりましたけれども、ぜひこれを積極的にこれからの婦人の中に生かしていただきたいと思います。

私は今回の市長選挙でも婦人の、日野市の婦人の投票率が男性よりも上回ったわけでございますが、衆議院の選挙、２２回の衆議院、１回目からずっと調べてまいりますと 32回から37回、８３年の、つい最近の３２回から３７回目、６９年から８３年までですけれども、この間でも婦人の投票率が高くなっているんです。全部1.２％とか1.５％、1.３という形で婦人の投票率がここでずっと国でも上がっている、この日野市でも上がっているということで、やはり婦人のいろんなところでの意識が高まっているということを本当にひしひしと感じるわけなんです。

そういう意味で、今私どもは長い間本当に共産党の場合は戦前からいろいろと婦人参政権の運動などもやってまいりましたし、そして、今私たちが本当に先輩のこうしたいろんな困難な状況の中で私たち婦人も参政権が与えられて、そして投票できるという、こういうことが今の政治にも反映してくるわけで、そのためにもぜひ婦人が多くの中で、社会の中で活動していくことが必要であります。

今、本当に人口の半数を占める婦人がその能力を本当に生かしていけば社会の発展にも大きな役割を果たすということを私は実感としても受けとめることもできます。今、ぜひこの婦人のこの願い、そしてその芽を摘むことのないように、特に男女雇用機会均等法ができたことも残念ですし、また男性も含めてですけれども、目や耳や口を封じ込める国家機密法が今上程されたということ、このことも本当に残念ですけれども、何としてでも私たち婦人の力でこういう今の社会を変えていく一つの力にもなっていきたいというふうに思います。

ぜひ婦人の、日野市の婦人の行動計画、これが私どもに示されて一緒に婦人センターを中心にして活動できる、このことをぜひ期待いたしまして、きょうの質問を終わります。ありがとうございました。（「御苦労さまでした」と呼ぶ者あり）（拍手）

○副議長（米沢照男君）　これをもって１３の１、日野市婦人に関する意識調査をもとに、婦人施策を前進させるために問うに関する質問を紙わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時５６分　散会

6月17日　月曜日　（第6日）

昭和60年
第2回定例会

日野市議会会議録　（第16号）

6月17日　月曜日　（第6日）

出席議員（29名）

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	4番	小山良悟君
5番	谷　長一君	6番	古谷太郎君
7番	馬場繁夫君	8番	馬場弘融君
9番	高橋徳次君	10番	旗野行雄君
11番	一ノ瀬　隆君	12番	板垣正男君
13番	鈴木美奈子君	14番	川嶋　博君
15番	飯山　茂君	16番	夏井明男君
17番	黒川重憲君	18番	古賀俊昭君
19番	市川資信君	20番	藤林理一郎君
21番	名古屋史郎君	22番	竹ノ上武俊君
23番	米沢照男君	24番	中山基昭君
25番	大柄　保君	26番	秦　正一君
27番	奥住芳雄君	28番	石坂勝雄君
30番	高橋通夫君		

欠席議員（なし）

欠　員

29番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	谷野省三君	書記	串田平和君
書記	佐々木茂晴君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　保木シゲル君

速記者　浜田文子君

議事日程

昭和６０年6月１７日（月）

午前１０時開議

日程第１　一般質問

追加日程第１　小山良悟君の議員辞職

本日の会議に付した事件

日程第１及び追加日程第１

午前１１時２９分開議

○議長（高橋通夫君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２５名であります。

日程第１、一般質問を行います。

１４の１、森田市長の重点公約の具体的な実現に向けてについての通告質問者、中山基昭君の質問を許します。

〔２４番議員登壇〕

○２４番（中山基昭君）　ただいま議長さんの方から紹介をいただきました。事前の通告に従いまして質問をし、さらには、その課題への対応を指摘をしてまいりたいというように思います。

多くの市民の方々からの評価と期待を担いながら、森田市長の４期４選への継続は、日野市政の中に勇姿を飾るものとして大変、注目がされてきております。このことは地方行政の最高の責任者として市長の特定な政治的な立場を超えた、市民が主役の、そして公平な政治姿勢と、さらには選挙を通しての政策、公約に大きな期待が寄せられたものではないかというふうに思います。私も市長の誠実な政治姿勢と、その政策に理解を寄せ、共感と共鳴をする１人でございます。しかし、残念ながら全国的な各種の調査資料や、あるいは低い投票率などに見られますように、選挙に関心がないとか、あるいは選挙における政策や発言に信頼ができないなど、政治行政への不信が常に最大の課題になってきております。もちろん、こうした不信や不満を払拭── 取り除くためには、市民の１人１人が主権者としての自覚を高め、市政や行政への積極的な注文や指摘をすることも重要な課題でありますが、少なくとも政治や行政に直接参加する立場からは、その主体性と主張を大切に自分の発言に責任を持つ、こうしたことによって不信を取り除き、信頼と協力を高めるための第１歩ではないかというふうに考えております。市長も選挙後の報道などを通し公約の実現への努力と、さらには、これまでの仕事の仕上げなどを強調、表明をされてきておりますが、１２年にわたる立派な実績と経験を持つ立場からは、私は、今日までの努力と成果を、さらには実現への責任と展望を持っての公約ではないかというふうに受け止めております。そのためには、この公約が単なるビジョンや宣伝の言葉に終わることのないように市民に対する最も大切な約束として、迅速な実践と実行が図られなければなりません。

最初に、こうした受け止めと観点から公約の実行を、実現を図るためへの包括的な決意を、まずお伺いしてまいりたいというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市では去る４月、市長選挙の機会がありました。いわゆる市民自治の原点に立って投票という市民参加の機会、それから公約という市民に対します今後の任期期間においての取り組みについての政策、あるいは政治姿勢、これらを示したことでありました。私もそういう立場に立ちまして、支援をしていただく、また志を同じくする多くの市民の方々の支持をいただき、あるいは政策の提言もいただき、これらをもって公約をいたしております。その公約につきましては、もちろん実現に最大の努力をいたす所存であります。

最近、言われておりますところの地方選挙の投票率が低い、これは期間が短くなったようなことも影響があるかもしれませんが、とにかく地方自治にもっと活力が望ましいということは現実の課題だと思っておりますので、そういう意味におきましても市民参加、あるいは市民の大きなエネルギーを引き出す、こういうことによって市政の正確な運営と、それから進展を図っていきたい、このように考えております。

○議長（高橋通夫君）　中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　ただいま市長の方から公約の実現、実践に向けて真剣かつ積極的な努力への決意が披瀝をされたわけでありますが、その努力と、あるいは、この決意をベースに、本来的には公約全体にわたって具体的にお聞きをしなくてはならないわけですけれども、この場におきましては重点的な公約を中心にハードな面からと、あるいはソフトな面からと４問だけに限り私なりの受け止めの中でお伺いと指摘をし、その実現への努力を要請をしてまいりたいと思います。既に、市長の公約に関連をしまして、多くの議員の方々からも指摘等が行われてきております。そうした面では再確認の意味も含め、順次、お伺いしてまいりたいというふうに思います。

最初に教育委員の準公選についてであります。今、教育問題に目を向けるとき、さまざまな課題を抱え、その対応への真剣な努力が促されております。大きくは臨教審等における論議や、あるいは討議を見習うことも必要かと思いますが、学歴社会と受験体制だけが先行し、受験が学習の主要な目標になったり、あるいは学歴社会といわれるように、大変、この学校問題も多

面的な課題を抱えております。こうした中で成績の悩みなどから自信の喪失、落ちこぼれ、あるいは学校嫌い、非行化など心身の不健康化が大変、深刻になってきております。

私は、こうした多くを抱える課題が、決して教育行政だけでは解決をできるとは思いませんが、住宅参加の形成、自治意識の高揚等を図る中で幼児から高齢者まで、いわゆる生涯教育からの観点を重視しての家庭も学校も、そして行政も相互の連携と協力態勢の中での充実を図ることが、最も重要ではないかというふうに考えております。一般行政と比較をして、教育行政への住民参加、市民参加の遅れが言われる中で、教育行政をより身近なものにするためにも市民参加による英知と総意を集め、教育環境の充実、教育行政の発展への努力が大切ではないかというふうに思います。

具体的な質問に移りますが、市長の公約で言われる準公選制は中野区で実施をしているように、現行の任命制を前提に、その任命に先立って教育委員候補者の選定をするための住民投票方式をやられるのかどうかということが１点目でございます。

２点目は、中野区の委員の選定条例については文部省でもこの条例には違法性が強いと、こういうふうな見解を示しているところでございます。こうした問題の整理、こういうものをやはり、やる必要があるんじゃないかと思いますけれども、この点の対応をどのように考えられるかということでございます。

３点目は、４０人学級に関連をしてでございますけれども、議会におきましても、さきの３月定例会の中で、早期実現を求める請願等を採択をしているところでございます。この中での委員長からの報告等を引用しますと、「小学校が３７９クラス、１クラス平均では３７.６人、中学校が１７１クラス、４２.１人、こういうふうな内容であるけれども、それぞれ学校、あるいはクラスごとに大変、幅広い分布等になっておる」というふうな報告がありました。また、さきの、配付されました６６年度までの予測推計等を見ますと、小学校におきましては実に2,０００名近い児童が減少する、こういうふうな報告もなされております。こうした状況等を考えるときに、教室などを主体にした、いわゆる物理的な条件、こういう面からは、この４０人学級の実現が可能なような気をいたしております。しかし、現行の国や、あるいは都の方針、こういうものとの整合性も一方に考えざるを得ない、こういう現実面があると思います。この点の対応を、市長はどのように考えられているかということが、この教育委員の準公選に関連した質問でございます。

次に2問目に入りますけれども、産業経済活動の振興と発展についてでございます。

市長の公約では、中小企業の振興と発展を図るための条例制定をすることにしております。御承知のように市内には、工業、商業、あるいはサービス業等に働き就労をしている勤労市民は、実に4万5,０００名を超えております。雇用や働くための不安が、直接の市民生活にかかわる大変重要な課題でもあります。こうした市内の移り変わり、背景等を含め、第2次の基本構想の中でも主要の柱の一つといたしまして、活気ある産業と豊かな消費の町づくり、これを思考しておるところでもございます。中でも経済活動に大きなウエートを持つ産業活動については、中小規模経営の改善と振興が言われております。私も、こうした認識と受け止めの中から、これまでも経済的、財政的な基盤の沈下を防ぎ、働くところ、住むところ、つまり居住地域と都市型産業との調和、発展への抜本的な対応への努力を要請をしてきておるところでもございます。

市長の言われる公約については、こうした観点からも一定の理解と評価を寄せる中で、本日は特に住環境との調和、あるいは雇用と労働条件の面から指摘をし、お伺いをしながら、条例の制定等の中に十分、活用をしていただきたい、こういうように思います。指摘するまでもなく経済や産業活動は、コーポレートエコノミーの名で呼ばれるように勤労者の多くの生活は、企業動向の盛衰に大きく依存をしております。産業や経済の振興、発展がなければ、雇用の安定や労働条件の改善を図ることも困難であると言われております。こうした現実面から市内の中小規模経営の活性化と振興を考えるときに、大手と言われる企業との関連、関係を度外視することは決してできません。両者が適切な分業体制と協力関係を保持する中で、共存共栄への基盤の確立が望まれております。しかし一方では、生産性や労働条件を主体にする比較等を見ますと、生産性が４６.５％、人件費が５９％というふうに、大手との格差も指摘をされているところでございます。こうした不安定要素や、働くための条件の異なりを縮少し、改善を図るためには経営の責任における自助の努力、これは当然でありますが、あわせて地域経済、産業振興と発展への観点からも行政施策の充実と適切な対応が大きく期待をされるところであります。

まず1点目は、住環境と産業経済の調和を図るためには、やはり土地の用途別利用が根本の課題になってくるんではないかというふうに思います。これまで、その取り組みがやや甘く、後日に問題の発生や、あるいは支障等が見受けられております。できる限り住、あるいは工等

の混在を防ぎ、利用の用途別目的に沿うような純化を図るための努力がされなくてはいけないんじゃないか、あるいはされるべきだ、この辺をどのように考え、また対応をされているかということが1点目です。

2点目は、中小企業の振興のための条例の制定であります。これは現在、融資制度等が中心になっているわけでございますけれども、特に人材の育成、あるいは公害防止などのための設備の近代化、技術開発等を重点に現在の利子補給、利子補助ですか、1.5％だと思いましたけれども、これらの大幅な改定、見直し、さらには単なるあっせん事業ということだけではなくて、できるならば振興基金、こういうものの導入等についても検討して、その振興対策を図るべきだというように思いますけれども、この点についてもあわせてお伺いしておきたいと思います。

この2問目の最後の質問になりますけれども、就労の面から特に婦人層を中心にするパートタイマーについてであります。先日、鈴木議員さんからも指摘がなされてきたわけですけれども、退職金制度については、ぜひ積極的に研究を進めるということですから、そうしていただきたい。この中であえて入れておきたいのは、現在の互助会制度、この中への併設なり、あるいは整合性、こういうものを考えて研究をすると、なお導入がしやすいんじゃないかというふうな考え方も持っておるということも付言しておきたいと思います。そのほかの労働条件等の課題については、少し私は、論点が異なる角度から申し上げておきたいというように思いますけれども、特にパートタイマーが大変、増加をしておるというふうなお話もございます。確かにそのとおりでございます。しかし、これはやはり、供給側と需要側の希望が合致をした就労形態、こういう中で、かなりふえてきているということが、まず言えると思います。その中で賃金等について見るならば、やはり法的な、地域最低賃金、これは東京都の場合は、日額3,４５６円ですか、時給で４５２円、こういう最賃制が確立されているわけですけれども、現状のパートの雇用状況を見ますと、やはり５１０円、あるいは５５０円と、こういうふうな賃金形態になろうかということも、ひとつ参考にしていかなきゃいかんのじゃないかと思うんです。さらに、労働省の雇用動向調査等の発表を見ますと、パートタイマーのうち７８.１％の方がパートのままを希望をしておる、あるいはそれを選んだ理由といたしましては、通勤が大変便利だから、あるいは勤務時間が、いや出勤日数が生活の都合に合わせることができるからというふうなことが言われております。さらに、日野市の婦人問題の意識調査等を見ますと、現

在、就労をしてない方の５人に１人が求職を希望しておると、こういうふうな実態等もございます。こうした中にしっかりと目を向け、あるいは大事にしながら、まず就労の機会の拡大、あるいは就労の安定施策、その後に働くための条件の引き上げ、施行等を図るべきだというように思いますけれども、先日の論点と少し違った立場からお伺いしておきたいというふうに思います。

３問目は、区画整理事業の促進と道路整備、あるいは交通網等でございます。この質問については多くを触れる必要はないとは思いますが、既に３６年には都市づくりへの方向を示す都市計画が設定をされ、その後の都市化の進行や居住地の広まりなどから、社会的な必然性に伴い、一部用途地域の見直し、変更なども行われてきております。しかし区画整理事業は都市機能、あるいは市民生活、こういう面から多様な役割を果たす大変重要な事業でもあります。市長からも、これまで道路、あるいは下水道、公園などの都市施設、生活環境の整備については、土地区画整理事業や再開発など多面的な手法によって適切に行うことも言われてきております。しかし、計画予定の豊田南地区、あるいは高幡地区、これは先日、やや前進をしておるというような報告がございました。西平山地区、こうした地区などは数年来にわたり、進展、進捗が見られておりません。こうした事業は、直接の利害や便益などからも隘路となる要因も多く、まだまだ、かなりの期間等が必要とされるのではないかと思います。こうした前提の中で区画整理事業の促進を図り、あるいは下水道事業などとの整合を図る、こういう面から計画される区画整理に先行して、主要道路なり、あるいは公園、広場、こうした都市施設を整備をしたらどうだろう、あるいは、そうしてもらいたいと、こんなふうに思いますけれども、この点のお考えを改めて指摘をしておきたいと思います。

次は、２点目は要望になろうかと思いますけれども、市内の交通網、あるいは交通体系の整備についてであります。都市形成の面からも、あるいは日常生活の面からも大変、切実な課題になってきております。大きくは、多摩都市モノレールの導入、あるいは高幡踏切の立体化、立日橋の建設などの促進に期待をするわけでありますけれども、あわせてバス路線の拡大、あるいは循環バスの運行などにも強く望まれているということが実態ではないかと思います。これまでの質疑でも交通検討対策委員会、路線バスの運行への、さらに努力、こういうことも言われておりますけれども、ぜひ、そうした努力を成果あるものにしていただきたいというように思います。

特に路線バスの運行について、具体的に幾つか申し上げておきたいと思いますけれども、豊田駅から旭が丘小等を経て八王子の２・２・５号を経由して甲州街道── 国道に経由する路線、これは前からも指摘をしておるわけですけれども、かなり道路整備等もできておる、こういう観点からは実現可能かなというふうな強い期待も寄せております。さらに平山台の工業団地の循環バス、これは朝夕の運行時間、これらの延長等について、ひとつ再度の努力をお願いをしておきたいと思います。この２点目は要望ということにとどめてまいりたいと思います。

質問の４問目、最後になりますけれども、仮称、西豊田駅、あるいは西平山駅か、どちらでもいいんですけれども── の新設と日野駅の改造についてであります。

国鉄線の豊田と八王子間への駅の新設については既に１０数年来にわたる大変、古くて新しい課題でもあります。中央線の電車区間の中で、豊田、八王子間が4.2キロで最長の区間であるというふうに言われております。立川、国立間が3.2キロだけれども、この複々線との関連で新設駅等の要望といいますか、計画といいますか、こういう問題が進められているというようなことも聞いております。市長は、この周辺の区画整理事業との整合性等を言われておりますけれども、国鉄では本年から４カ年計画で、現在の浅川橋梁の改築を進めると、こういうふうな計画が進められてきております。先日、管理局の方からも、このような概況の説明を受けたわけでございますけれども、橋梁の５００メートル東京寄りから下流方向に４メートルぐらいの位置に新線を設ける、こういう、かなり大規模な計画等のようでございます。こうした中で新駅の問題等についてもお話をし、あるいは要望も申し上げたわけでございますけれども、なかなか、余り進みにくい、あるいは余り市長サイドの方から、直接的なお話も聞いてない、こういうふうな事情等もございました。ぜひ、こうした改良工事との関連の中で、新駅の新設こういうものへも積極的に努力をしてほしいというふうに思います。

次に、日野駅の改造等についてでございますけれども、これは駅周辺の区画整理事業との関連の中で線下駅とか、あるいは駅ビル構想とか、こういうことが言われてきました。私どもの先輩の大柄議員さん等にお聞きをしますと、４８年当時、議会においても日野駅対策特別委員会が設けられ、さらには、その改築のための庁内プロジェクトチーム、こういうのも設けられて、積極的な努力がされてきておるようでございます。ぜひ、そうしたことを振り返りながら、この日野駅の問題等についても取り組みをお願いをしてまいりたいと思います。いずれにいたしましても、西豊田駅の新設、あるいは日野駅の改造、その促進等についての大きな要素、

要因は、やはり資金面の調達、ここに到達するのではないかと思います。市長は、この辺の資金面の関係を含めて、どのような対応を考えられておりますか、それをお伺いをしてまいりたいと思いますが、ひとつ、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地方自治の振興ということ、とりもなおさず、地域社会の、あらゆる面での将来を展望した活性化である、その手順をどういうふうに運ぶか、また市民の意識をどのように受け入れていくか、こういうことがこれからの地方行政の大きな発展への要件だと、このように思います。そういう観点から今回の、今、質問に供せられております大きい具体的な施策、政策、これらを揚げておるというふうに考えております。具体的に、比較的、今後の努力によって、つまり行政側の努力で、既に路線上にある推進達成のこと、あるいは、より広い市民意識の高揚、あるいは市民参加の手段をシステム化することによって事業の前進が大変影響を受ける、このように考えるわけであります。今、取り上げております今回の市長選挙に当たりましての公約の中の、また大きい4項目、これを取り上げて特に質問をいただいたものと考えております。

教育委員の準公選を目指すという課題であります。これは、教育こそ中央の政府、中央の政治ももちろんでありましょうが、地方の政治におきましても最高の課題である。絶えず将来の市民、あるいは国民の発展を期するためには教育が一番大切だということは、申すまでもないと思います。そうして日本の憲法、あるいは教育基本法、あるいは地方教育の管理と運営に関する法律、このような基礎になる、こういう制度が既にしかれてあります。それを目指す、より生き生きとした、この内容が進んでいかなければならない。そのためには、ひとつ施策として教育委員の準公選制、これらも有意義である、このように考えております。

たまたま、この教育委員は、かつて公選制でありました。戦後数年間だったと思いますが、その後、多少の弊害があったのかもしれませんが、現在では長の任命制、議会の同意を得ての任命制という形式になっております。それを、より活力をつけるために、例えば中野区では、市民の広範な要望が背景となって、区議会に条例制定の、つまり準公選に関する条例の制定の直接請求が行われ、これがまた、議会でも採択をされて、だんだんと特色のある、区の教育行政のひとつの節目をなしておると、このように感じております。準公選という制度そのものは、法の解釈によりまして違法性があるという方もありますし、また東京都の都知事の判定では違

法でないという裁定が行われて、そして今日、中野区では公式に条例化、あるいは予算化、それらのもとに進められております。日野市の場合は、即それが市長提案によってなされるべきものだというふうには考えられませんが、市民の力を借りまして、広範な市民運動とあわせて、あるいは教育に関する地域社会の大きな関心事となるように、そのように展開をしていくべきであろうと、このように考えております。

具体的にその方法が―― このような方法があるというふうにまでは到達をしておるわけではありませんが、これから十分、市民参加の形式を整えて、なるべく近い方法で実現を―― 内容的に意味のある、こういう方式を打ち立てていきたい、このように考えております。

４０人学級のことも同様でありまして、これも我々の学校の配置、あるいは今日の児童生徒との配分関係といいましょうか、３０人、３０数名で１クラスというのも、たくさんあるわけでありますし、それから中学校で、４０人を超えている、４５.６人のところもある、このように承知をしております。できるだけ行き届いた教育をするためには、１人の先生が受け持つ学級の生徒数が３０人であるとか、あるいは４０人前後である、このようなことは望ましいということに考えますので、これは都の教育委員会の関係されます教師の配置、このことと関係があるわけでありますけれども、できるだけ４０人学級という、標榜する、そういう状況に近い、そのことの、多くの市民、国民の要望にもなっておりますし、教育事情の改善、現状の改善のために極めて有益な措置だというふうに考えられますので、直接的な行政措置は必ずしも可能ではありませんが、間接的な、いろいろな手段で、これもまた、その方針に近い方向を打ち立てていきたい、このように考えております。

産業振興にかかわりまして地域社会が、やっぱりこれも生産と消費、この活力のあるバランスが望ましいわけであります。そこで大企業のことは、なかなか面倒を見るとか、行政指導をするとかという問題になりますと、また別途の問題だというふうに思いますが、少なくも中小企業、よりまた零細な生業、生業でありますような、職人さんのような方々の生活の確立をさせる、このような努力をいたしたいと思っております。中小企業に関しましては、今、振興条例の制定の用意をいたしております。その内容となるべきものは、地域社会におきましての中小企業の位置づけということを明確にいたしまして、融資の面で、あるいはその他の施策の面で、また、この自治体の調達がなるべく地元で賄うことができる、このような基本的な仕組みを条例化していこうと、こういうことで考えております。今、担当主管部課に指示いたしまし

て制定の用意をしておるという状況でございます。御質問の中にいろいろと、大企業と中小企業との関係、あるいは、いわゆる都市計画上の用途地域等の条件づくり、こういうことも大切だと思いますので、あわせて取り組んでいきたいと、こう考えます。

特に就労関係の婦人のパートタイマーにつきましては、先日、お答えもいたしておりますとおり互助会との整合性を尊重する形で、この不安定な労働条件を安定化するための措置、これを、例えば退職金制度の制定、これは、もちろん資金を要することになるわけでありますので、それらの振興基金の制度をつくるということとあわせて行うべきものと考えております。また、それに先立ちまして、就労の拡大、いわゆる就職の機会の拡大でありますが、このことにつきましても労政当局とも十分、連携をいたしまして、希望される方がなるべく就職の機会、あるいは所得を得る、そういう機会を設けていきたい、こう考えます。

区画整理の事業の促進を中心といたしまして、日野都市計画の、要するに実現、発展でありますが、日野市の場合は特に区画整理事業を施行しながら都市計画事業を達成をしていく、こういう手法をとっております。特に交通のための道路の関係、それからモノレール、あるいはバス路線の拡大、あるいは循環バスの運行、これは、すべて道路とかかわりがありますので、また幹線道路は都市計画事業の区画整理によって、だんだんと進めていく、このことを積極的に今後も取り組む考えであります。

なかんずく、下水道は当面する、いわゆるハードな面の日野市の一番中心課題、都市生活基盤整備の中心課題でありますので、最も中心の事業に据えて取り組んでいく考えであります。そのために、今、施行中の万願寺区画整理第１期分第１次の区画整理でありますが、これを第２次、つまり中央道の南が第１期に当たっておりますが、今度は中央道の北側の区域、甲州街道とに挟まれた区域、これを区画整理区域として調査を進めようという考えであります。これは２・２・１１の関係の路線をつくり出すためでもありますし、またモノレールを受け入れるため、あるいは下水道事業の具体的な促進のために極めて大切な事業に、今度、位置づけられる、こういう性格であります。

西豊田駅── 中央線西豊田駅の建設ということを公約にのせております。これは過去にも地域で課題になっておる理由もありますし、それから西平山地域の区画整理事業を構想いたします際に駅のために必要な駅前広場でありますとか、ある程度の位置、それらを想定をしておく必要がございますので、直ちにというわけには、いかないかもしれませんが、区画整理事業の

中にそれを組み込んでおきたい、こういうことであります。たまたま、今、浅川鉄橋の改良工事の機会がありますので、これと整合できる、このことをなるべく早く当局に申し出、可能な設計にも配慮をしてもらうような協議を進めたいと考えております。

日野駅の改造のことにつきましては懸案でもございますが、線下駅、あるいは駅ビル構想ということで、日野の、ひとつの玄関を整備いたしたい、こういう政策を持っております。このことは森町の再開発と、また、あわせて関連が生まれますので、駅に近い、あるいは駅そのものであるという事情を最大限に活用する、そういうことで多少の高層化を図っていこうと、こういう考えを持っております。地元にもそのようなことを示して御相談をしておる、こういう状況であります。資金面のことは、これは日野市が全部これらを負担するというわけにもまいりませんので、適正な負担はする。また、信用のできる、例えば住宅都市整備公団、これらの導入を図った事業化によって日野市の行政指導のもと、可能な負担を限度として、しかも、その事業が成り立つ、このような構想を進めていこう、このように思っております。

いずれも、私は可能な課題だというふうに考えておりますので、今後の努力を市民の皆さんとともに図っていきたい、このように思います。大変大まかで、具体的な部分に欠けている部分が多々あろうかと思っておりますけれども、一応の回答としてお答えをいたします。

○議長（高橋通夫君）　中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　それでは何点かにわたりまして、要望も含めて再質問をさせていただきたいと思います。

まず１問目の、教育委員の準公選制についてであります。市長の言われる市民的な合意の形成、あるいは市民要望の背景、確かに大変、重要な要素ではないかというふうに私も考えます。であるからこそ、そのためにも、例えば公聴活動、あるいは調査研究を進める、こういうふうな形の中で促進を図る、そのための懇話会なり、あるいは準備会、こういうふうなものを設けることが、より公約に対する、１歩近づいた積極的な取り組み姿勢ではないかというふうに思いますけれども、この点について、ひとつ、再度、お伺いしてまいりたいと思います。

次に、２問目ですけれども、産業経済の振興と発展にかかわる問題でございますけれども、これは現在、都立工科短期大学と市内の企業等が中心になりまして、少し西部地域というふうな形ですから、少し広域的になりますけれども、地域産業の振興を図るための産学の協同による地域産業振興協会が設けられております。この中で相互の交流、あるいは技術開発の普及、

経営や管理などの助言等が行われてきております。こうした期間、協会に積極的な連携、あるいは活用を図る、こういうふうなことも大切なときではないかと思いますけれども、この点もあわせてお聞きをしておきたいと思います。

次に3問目に関連をして、幾つかの要望になるわけでございますけれども、特に、駅周辺の整備、あるいは交通安全対策でございます。先日も小俣議員、あるいは福島議員さん等から豊田駅問題、さらには川嶋議員からも、これから質問がされると、こういうふうな予定になっておりますので、私は要望だけをひとつ申し上げておきたいと思います。

特に交通量の増加等に伴って、駅前広場等が大変狭小になってきておるということは否定をできないんではないか、そのためには北口等について、もっと緩和をする、あるいは対策をするということが、かなり条件的に無理なような現状にあるんじゃないかと思うんです。したがって南口等を含めた豊田駅の整備計画、これを考える必要があると思います。そのためには南口に予定をしております2・2・3号線の計画路線、さらにはこれを経た2・2・6に連動する、こういう路線がありますけれども、これらを、やはり区画整理だ、ということだけでなくて、こうした駅整備というふうな面からも先行して、このバス路線等の活用、あるいは交通安全対策、こういう工夫をする必要があるんじゃないかと思いますけれども、この点は、ぜひ、都市整備部長等の方にも含めて、要望を強くしてまいりたいと思います。

2点目は、既に数回にわたって指摘をしてきたわけでございますけれども、西友通りから多摩平の緑地公園沿いの2・3・1号線、これは立派な2輪車専用レーンですね、いつも車の駐車で、2輪車レーンを走っていると、途中で行きづまる、あるいは後ろから車が来る、車に挟まれる、こういう実態は何遍となく申し上げているんですけれども、数年来、全然変化がないということで、大変残念に思っております。ぜひ、こうした中の実態を見ながら、何らかの工夫ができるんじゃないか、工夫の、ひとつの課題も申し上げておりますから多くを申し上げません。ぜひ、そうした面の真剣な努力をひとつ、お願いをしてまいりたいと思います。

3点目は、自転車置き場の整備でございます。これもこれまでの質疑の中で一定の理解をしておるわけですけれども、特に58年の条例の制定以降、私も大変注意をして、この駅周辺の自転車問題等を見守ってきておるわけですけれども、豊田駅につきましては、大変、現在の指定置き場が遠い、あるいは自転車という簡便性等の中から、なかなか整理がつきにくい、あるいは警告の札等をつけても効果が上がらない、こういう実態ではないかと思います。こうした

中で、ただ単に規制に依存をする、あるいは規制をしたから、それでいいんだということだけでなくて、もう1歩、自転車というものの利便性等を考慮した、ひとつの対策、これが必要だと思います。

こういう面から、都営団地の外周、あるいは国鉄用地の借用というふうなことで、特に有料化した置き場が先行しているやに伺っておるわけですけれども、あわせて単に有料化するからいいんだということだけでなくて、例えば、立正佼成会と都営団地との間の一方通行道路、こういうところは、かなり自転車置き場を設けられるような、整備ができるような、私も気もするわけです。この辺を活用した置き場、こういうものも、ひとつ考えてみる必要があるんじゃないか、この辺も、ひとつ、この関係の部長に強くお願いをしておきたい。

質問は2点だけに限って、再答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　教育委員の準公選という課題につきましては、今、御提案のございました、それを目指すまでの審議機関を設けたらどうかということでありますので、私もそのような考えを持っておりますということと、その審議機関の内容そのものが教育論議にかかわり得るだろう、こう考えますので、非常にいいきっかけになると、このように思っております。また、そのような取り組みで進みたいと思います。

それから、この産業振興にかかわりまして、都立工科短大が現在、地域産業のひとつの将来展望のリーダーとして役割を果たしていただいておるということには感謝をいたしております。また、日野市の特徴、日野市の既に立地してある企業の特徴、まさに高度技術の先端をいく、そういう分野がございますので、これをなお、発展をしていただく、これは、日野、八王子、あるいは相模原あたりにかけて、日本の産業技術の大きな流れを── 流れの源になるだろう、このように考えられますので、そのような取り組みが割合、可能であるというふうに思っております。

それから、駅周辺のことにつきましては、現在の要するに、交通事情の改善、あるいは放置自転車の処理、これらにつきまして一定の考え方を、今、実施に移そうとしておりますので、後で担当部長からお答えをする機会があると、こう思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　それでは最後になりますけれども、公約の実現、施策の促進等を図るためには、市長も答弁されておりましたように、多くの隘路や、あるいは制約的な条件等もあることは承知をしております。特に本日は、関係の部長さんには質問をしておりませんけれども、ぜひ各部長さん、課長さん等においても、市長からの指示、あるいは督励等に積極的に対応され、真剣な努力をされることをお願いと期待をしまして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１４の１、森田市長の重点公約の具体的な実現に向けてに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時２７分休憩

午後１時３５分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

１５の１、外国人登録法について問うについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

〔１番議員登壇〕

○１番（橋本文子君）　それでは通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

先ほど部屋の方に新聞のコピーが来ておりまして、拒否者全国で４００名指紋押捺のことが、これは朝日新聞ですか。この中少し見ますと押捺を拒否する人は、通達後も各地でふえており、全国で４００人近くに達している。二つ目が通達後に拒否者が出た自治体の中には、通達に従わず拒否者に新しく登録証を出すなど従来どおりの対応しているところが多い。三番目は通達後の拒否者の告発は１件もない。通達が直ちに告発をしている拒否後１年以上の人に対しても自治体は慎重に構えている。こういう記事ですね。一番多いのはやはり大阪、それから神奈川、東京と続いて、東京都では５１人の拒否者がここで数字として出されています。

世界第二次大戦のさなか炭鉱で働く労働者として、また、軍事産業の末端の労働者として多くの朝鮮人が、あるいは台湾からも強制的に連行されて我が国にやってきました。明けても暮れても石炭掘りで重労働を強いられ、石炭の粉じんを吸い込んで肺を侵されて、動けなくなった朝鮮人であるとか、あるいはそういう人に対して食料も与えられないで栄養失調のために次次と死んでいったという話を聞かされています。まさに人間の使い捨てが戦時下の日本の国策として堂々と行われていたわけであります。祖国を強制的に捨てさせられて、おまえたちは日本国民なんだ。日本の戦争のために命を捨てて働くのは当たり前である。ふるさとの土を踏むこともなく寂しく死んでいった多くの外国人、とりわけ朝鮮人のことを思いますと、いまでも胸をえぐられるような心の痛みと日本人としての恥しさを覚える次第です。その上、天皇の赤子とおだてられて朝鮮人だけで組織をされた特殊部隊は、日本の軍隊として、日本軍の弾除けのために最前線に送り出されてたくさんの戦死者を出しました。そして、さらには朝鮮の町から村からいい就職口があるからとだまして若い女性たちをかり立て時には結婚式の式場からさえ親や兄弟の見ている前で花嫁を連れ去り、九州のとある町に集めてきたという歴史がございます。そして、これらの若い朝鮮の女性たちは、船に乗せられ再び南方の島々の戦場に送られていきました。いやだと言えば殺されてしまう戦時下の狂気としかいえない過去の歴史でございます。このような背景を背負いながらいまもなお、アジアの南方の島々で息をひそめるようにただひたすらはるか北方の祖国をしのびながら涙を流している年老いたおもにたちのいることを私たちは知っています。五、六年前になると思いますけれども、山谷哲夫さんという人が、この沈黙の彼女たちの口を開かせて映画を製作し、そのことが新聞などでも大変高い評価を受けたことがありますので、御記憶の方もおありではないでしょうか。このような歴史的な背景を踏まえた上で外国人登録法、指紋押捺について一般質問を行ってまいりたいと思います。

この問題につきましては、３月議会以来何回かの質問が何人かの議員から出されておりますので、かなり御答弁をいただいている経過がございますが、今回はそれらと重複しないように留意しながら質問をいたしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

指紋押捺問題は、まさに基本的な人権そのものが今市民の間で大きく問われているのだというふうに私は思っています。日本の国の憲法で保障されている人間の尊厳は何人といえども侵されるものではありません。また、侵すこともできないはずです。５月１４日法務省から都道府県知事にあてて出された通達は、外国人の管理強化につながる人権無視の色彩が一層鮮明にされたと言っても過言ではないと思います。指紋押捺は絶対いやだとその中止を求めていた外国人のすべての人々にとって受け入れることのできない屈辱的な通達であろうかと推察して余りあるものがございます。昨年の１１月の６日現在で洪大杓（ホン・テピョ）さんという人で

すが、指紋押捺拒否予定者代表となっておられます。この方が朝日新聞の論壇の中で次のような発言をしておられます。少々これを読ませていただきたいと思いますが、私たちは、きのうきょう日本に来たのではない、七十万余に及ぶ在日韓国朝鮮人及び中国人の形成の歴史についてここではあえて言及すまい、が、日本に生を受け、この地に育った私たちが5年に一度ずつ当局に呼び出され、指紋押捺を強制される、まるで家畜に対する烙印ではないか。私は関東の一地方都市に生れ、新聞配達をしながら、小・中学校を終え、定時制高校に学んで現在に至っている名もない一在日朝鮮人である。思えば指紋押捺制度、外国人登録証の常時携帯義務等のために受けてきた精神的苦痛、物理的不利益ははかり知れない。中学生のとき区役所に呼び出されて初めて回転指紋を取られたときの屈辱と怒りは、1人私だけのものではあるまい。またこういうこともあった、やむなく日本名で会社勤めをするようになったある日、遅くまで残業をした後、同僚を車で送ろうとした、一斉検問があって免許証の提示を求められた。警察官は免許証を見て外国人であると知ると、必ず外国人登録証の提示を要求する。私は外登証を同僚に見られまいと車の外へ出て背を向けるようにしてポケットから取り出し警官に渡した。警官が無線連絡して犯罪者ではないと確認して戻るまで冷い雨にぬれそぼって待つ私の胸をよぎった思いは言葉であらわすべくもない。多くの日本の人々は知っているだろうか。外登証は片時も手放してはならず、警察官等に提示を求められたときに持っていなければ逮捕され、２０万以下の罰金刑なのだ。実際に銭湯の前で刑事に待ち伏せされ、不携帯罪で連行された同胞がいた。たしか学校では権利と義務は一体のものであると教えられたと記憶しているのだが、私たちは納税等の義務は課せられるのに基本的な市民としての権利は十分に付与されていない。5年に一度ずつ回転指紋を取られる屈辱の儀式はこの不条理をおとなしく承認せよとの無言の圧迫であり、指紋制度は私たちから見れば差別、抑圧の象徴としてあるものと言わざるを得ない。直ちに撤発すべきである。私たちは過度の要求をしているのではない。この社会の一構成員として、人間としての当然の権利を生活人としての平穏を求めているに過ぎない。戦前の亡霊のような治安当局の論理を盾にとって在日韓国人の人権、人間としての尊厳を無視してもよいのだろうか。私はこうした制度を次代に引き継がせてはならないと思い、自分を縛っている目に見えない鎖をみずから断ち切るべく次の切りかえ時には指紋押捺を拒否しようと決意した。そして、同じ思いの生い立ちも心情も異なる者たちが、口伝えで集まり、指紋押捺拒否予定者会議を結成した。この文書には前後にまだあるわけですけれども、この指紋押捺制度を拒否をし

ようということで、集まった代表の洪大杓（ホン・テピョ）さんのこれは発言です。この指紋押捺制度を差別の象徴として撤廃を求めておられる洪大杓（ホン・テピョ）さんの声は、すべての在日外国人、その中でもとりわけ朝鮮、韓国の人たちの腹の底から込み上げてくる怒りであり、訴えであると私は理解しています。在日外国人の人権を大切にするということは、結局は私たち自身の人権についても大切にすることになるのではないでしょうか。

そこで、以下6点についてまず市民部長に対してお尋ねをいたします。

第1点です。外国人の同一人性の確認をするための方法として法務省の通達の中で、強く要求されている指紋による照合と、従来慣習的に行ってきた写真照合とを比較した場合、どちらの方法を実務的だとお考えでしょうか。

第2点は指紋不押捺者に対して、不押捺です、強制的に説得をなさいますか。

第3点は指紋不押捺者が3カ月後もなお拒否したとき、法務省への指示を求めたり、報告をなさるのでしょうか。

第4点登録済み証明書の不交付の問題についてですが、この交付事務は、自治体の固有の事務であって機関委任事務でないことは明らかです。この証明書は日々暮らしていく上で、生活に大変密着するものであって、運転免許証、国民年金、健康保険、結婚、土地登記、就職、学校の入学試験、事業の営業許可などに必要なものでございます。これらを交付しないことは、市民生活の上で大変大きな支障を来すことになります。外国人といえどもその生活権利を奪うことになる登録済証明書の不交付は、非人道的な制裁措置と考えますが、これについてのお考えをお聞かせください。

第5点です、登録済み証明書は、主としてどんな使用目的で求められているのか。昭和59年度においての日野市の実情を教えてください。

第6点は外国人が日野市役所に就職を希望してきた場合、差別なく取り扱われるのでしょうか。以上6点が担当部長に対しての質問でございます。

そして、その後市長に対してお答えをいただきたい質問をさせていただいておきます。

市長には第1点目といたしまして、外国人登録法の改正に向けて市長みずから政治生命をかけて闘っていただきたいと思います。この制度の改廃こそが本当の意味での問題の解決であることを法務省及び関係諸機関に強く働きかけをしていただきたいと願っておるものですが、この点についてはいかがでしょうか。国際社会にふさわしく人権尊重の精神をしっかりと踏まえ

た上で指紋押捺問題のみでなく、外国籍住民が、日野市の住民として同等の権利を持ちながら生きていけることこそ、自治と民主主義の発展にとって大切であるということを私たちは、運動の中で考えてきました。この点について市長は、どのようにお考えでしょうか。以上を市長に後でお答えをいただきたいと思います。それではよろしくお願いをいたします。

○議長（高橋通夫君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（佐藤智春君）　それでは、私に質問のございました何点かにつきまして、お答えを申し上げたいと思います。

まず第１点の外国人の指紋照会を写真照会と比較してどちらの方法が実務的なのかということでございますけれども、先日も一ノ瀬議員さんのときにお答え申し上げましたとおり、現在の照合の仕方と申しますのは、第１段階本人作成の登録申請と登録原簿とを比較して同一人であるということを確認をするんだ。第２段階におきましては、写真でもって以前の写真とも照合するということでございます。なおかつ、第３段階といたしまして、指紋で確認をするということになっております。したがいまして、御質問の内容でございますけれども、以上の過程を経て同一人性の確認を行うということでございますけれども、指紋確認につきましては、先日も申し上げましたように、特に職員が専門的な研修を受けているわけでもございませんので、実際の面では写真照会によって確認を行うというケースがほとんどでございます。したがいまして、どちらが実務的かということになりますれば、私どもといたしましては、写真照会が実務的であろうと、このように御回答申し上げたいと存じます。

それから、二番目の指紋押捺の拒否の場合に対応でございます。説得の強制をするのかということでございます。これは御承知のとおり、５、１４の通達ということは出ております。３カ月の間、説得を続けなさいという内容でございますけれども、現状、実はきよう東京都におきまして、東京都からこの件につきましての説明を午後２時から行っております。私どもの方から課長と課長補佐がその説明を現在受けに行っております。その内容が私どもにまだはっきりしたどのような説明がなされるかということが届いておりませんので、その時点でまたいろいろと検討を我々事務的にもしなければならないとは思っておりますけれども、現在のところは既に申し上げておりますように押捺の拒否があった場合には一応趣旨の説明はさせていただきたいと考えております。しかしながら、本人の意思がその説明によりまして変わらないというときには、強制をそれ以上するという考え方は、現在のところは持っておりません。したがいまして、告発をするかしないかという問題になってくるわけでございますけれども、これにつきましても、市長から申し上げておりますように安易な告発はしないということでございます。

それから、２番、３番目がいま申し上げましたお答えでなると思います。

それから、次の４番目でございますか、指紋押捺拒否者に対して登録証の交付は、外国人の生活権利を奪うことになると思うが、その見解はどうかということでございます。おっしゃるように登録証明書、住民票の戸籍謄抄本に相当するようなものでございまして、入学、就職、あるいは各種免許取得の際に必要になるものであろうと、私ども考えております。したがいまして、日常生活には当然欠かせないものであろう、このように私は考えております。このたびの通達によりまして、説得期間中その間の登録済み証明書が交付されないということになりますれば、おっしゃるように影響は大きいものであろう、このように考えておるわけでございます。

それから、５番目になりますでしょうか、登録証明書は、主としてどんな使用目的で求められておったのかということでございます。これは申し上げますと、５９年度に５６７枚の登録証明書を発給してございます。しかし、都の発給に当たりまして、申請書にその使用目的を何に使うかということの記入はしておりませんので、現実の問題といたしまして、どのような目的にどのくらいの数が使用されたかということは、私どもとしては、いまわかりかねるということでございます。しかし、一般的には先ほど申し上げましたように入学、就職、あるいは運転免許を初めといたしますところの各種の免許取得に使用されておるのではなかろうか、かように考えておる次第でございます。

それから、最後になりますけれども、永住権の外国人が日野市の市役所に就職を希望した場合どうなのかということでございます。これは地方公務員法の１３条の規定がございます。これを見てみますと、市の職員に採用するに当たっては必ずしも日本人でなければならないということはないわけでございますけれども、職種によっては公権力の行使、あるいは地方公共団体の意思の形成に参画するものというものもございますので、日本人と全く同じ条件ということには必ずしもならないのではなかろうか、このように考えております。過去におきまして、日野市では市立総合病院の医師につきましては数人の外国の方が常勤医師として就職されたという経緯もございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　最近、国の機関委任事務となっております外国人登録法に由来いたします、いわゆる登録の問題がその手続の中の指紋の押捺という問題を挟んで人権問題に相当するんではないかという見解から論議をつくっておる、この状況の中で、我が日野市ではどのような対応をすべきであろうかということをいま検討中という状況であります。きよう、ちようど東京都が区市の戸籍関係の担当職員を招集をして説明会をする、統一認識を説明する、そういう機会の日になっております。それを正確に把握した上でということになるわけでありますが、一般論といたしましてのこの人権問題、それから、既に新聞報道等で具体的に各市、各自治体の対応もある程度出ていますので、原則的な考え方は一応持っておる、そういう状況であります。この法律改正ということが最も望ましく、それによって差別感をつくらないということがねらいである、目標であるというふうに思っておりますので、それに対しまして自治体の固有事務の立場から対応せよ。それが闘えという言葉でありますならば、私も闘ってよろしい課題である、このように思っております。それから、日野市の場合まだいわゆる当事者が窓口に来られて、そして指紋の押捺のことについて拒否をするという具体的な事例にまで遭遇していませんので、この緊急的なその考え方は、まだまだ勉強を要する、あるいは状況判断を要する、このように思っております。市民運動としては、最近そのような申し入れを受けております。それから、他市において、あるいはいろいろな団体において、我が市にも例えば議会で法改正の意見書が議決されたこと。あるいは当事者の特に朝鮮人の方の関係の大韓民国系の婦人会でありますとか、あるいは分けてどうかとは思いますけれども、朝鮮総連系のそのような運動も固まっております。したがいまして、それらの運動に対しましては支持できる、また、支持して人権の尊重の対応をしなければならない。このように基本的に考えております。以上です。

○議長（高橋通夫君）　　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　市民部長と市長の方から御答弁をいただいたわけですが、もう少し伺いたいところが出てきましたので、再度質問をさせていただきたいと思います。

市長に対しては、先ほど市民部長にお伺いをした市の職員になりたいという、就職をしたいという、そういう外国人が来られたときに、市長御自身それにどう対応しようとなさるのか、この１点はぜひお答えをいただきたいというふうに思っています。先ほどの部長のお答えの中

でも必ずしも日本人でなくてもよい、地方公務員法の１３条にあるというお話でしたし、事実過去において医師という形でこの日野市の職員として働かれたことも数人おられたというふうなお話もございましたし、医師ならばよくてほかの職種ならばいけない、という解釈も大変おかしいんじゃないかというふうにいま伺いながらいまひとつすっきりしないものですから、市長からは、その職員の採用に対してどう思われるか、明確な御答弁がちようだいできたらと思います。

それと、ほぼお答えは予測したような中でされたわけですけれども、どんな使用目的でその登録済みの証明書が求められているのかな、他市ではいろいろと使用目的まで記入して、それがデーターとなって出たりしているのがあったものですから、この市でも当然やっているのかなと思っていましたが、でも、逆に考えてみますと、どんなことに使おうとむしろそこまでせんさくしない方が私は、それぞれのプライバシーという意味でもいいのかなとむしろ当市のやり方の方がいいんじゃないかというふうにいまお伺いしながら考えたわけです。ですから、それについてもあえてお伺いはしませんが、かなりの数で５６７枚という証明書が発行されているというのは、これらに対してもしだめだよということになったら、それぞれ生活する上で大変不便であろうと思われるので、その点についても出すということですから、私はそのまま幾ら法務省が何と言ってこようといまのままでやっていっていただきたいというふうに考えます。一番問題なのは、やはり市長にお答えいただきたいという、その具体的なところで差別をするのかしないのかということを実は私は聞きたいわけで、きよう都の説明会があるということですけれども、去る６月８日土曜日の１１時ごろ私たちのこの差別に対する運動をしている仲間が十二、三名で都の方へこのことについてお話を聞きに伺っております。そのとき奈良さんという行政部指導課長ですか、多分きようの説明会もこの方が出て説明をしておられると思うんですが、この奈良さんが私たちの質問に答えるというよりもぼやかれたと言った方が正しいかもしれませんが、こういう質問をしたわけです。法律を越えてまで自治体固有の事務事業に口出しをしているのが今回の通達ではないかという質問をしたところ、そうだと空洞化するのが一番いいと思っています。形骸化させていきたいんです。ここだけの話ですがね、とつけ加えておられるんですけれども、本音をそう言って出されているんです。で、きょう１７日に市区町村皆さん担当者に説明会を開きます。皆さんがだまって聞いていかれたんじゃ法務省のそのままになってしまうから困るんだ。むしろ通達どおりにならないように積極的な質問が疑問が

どんどんそれぞれの自治体の職員から出されたらいい、出してほしいというふうなことをそのときの対応でおっしゃっておられるわけです。それほどつまり法務省の委託を受けて各市区町村の担当の皆さんに説明をしなければいけない都の職員ですら、そういうお考えを持っていらっしゃる。もう答えは明確ではないかと思います。それでは、先ほどの１点市長にお答えをちょうだいしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　市長にかわりまして、永住する外国系の住民といいますか、日野市の職員に日野市として採用するかどうか、こういう点でございます。先ほど市民部長がお答え申し上げました考え方と同一でございます。地方公務員法の中で、外務公務員ですか、外務公務員につきましては、日本国籍を持たないものにつきましては、外務公務員にはなれない、こういうふうなはっきりしたものがございますけれども、その他一般公務員につきましては、そういう制限規定はございません。それならなれるのか、こういう問題でございますけれども、反対解釈としましてあるわけでございますけれども、公権力の行使といいますか、日野市の住民事務というものを執行していく、ある程度権力的な行使になる場合もあるわけでございます。いろんな問題等も職務上出てくるわけでございます。法律の解釈の方向としまして、国籍のない方の日野市の公務員、日野市職員としての採用は適当でない、このように考えておるわけでございます。また、国によりましては、採用されましても３１条の宣誓がございます。日本国憲法を守ってやるというふうな宣誓することによって、もともとの国籍から自然に離脱していく、こういうふうな国もあるわけでございます。日野市の職員にやはり日本国籍を持たないという場合におきましては、採用は適当ではないんじゃないだろうか、このように今のところ考えておるわけでございます。お医者さんの例があったということでございますけれども、これは医師法上の公権力の行使でもなんでもございません。お医者さんとしての医師法で一緒に免許を取られた方が医師法上の行為をされるわけでございますので、何らその間には矛盾がないわけでございますけれども、一般公務員につきましては、今のところ解釈として適当でないという考え方を法律上持っておるわけでございます。この件につきましては、お医者さんを除いて日野市の中でこういう事例というものがございません。踏み固めたものがございません。それならば一般現業員ならいいんじゃないかというふうな御質問等も反対に出てこようかと思いますけれども、これとの事務のかかり合いというものにつきましても、きちっとした解釈なり、

調査なりをしようとするわけでございますので、いまのところ解釈として適当でないというようなことを申し上げてお答えにしたいと思います。いままでこういう事例に遭遇したことがございませんので、ここにわたっての解釈につきましては、やはりその事例が起きたとき、やはり踏み固めていくという考え方を持っておるわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　今の助役の答弁には非常に不満であります。一つ疑問を感じましたのでこの点問うつもりはなかった問題ですが、揚げ足を取るわけでもありません。ただ非常にちょっと憤慨をしておりますので、お伺いをしますが、その問題といいますのは、その市の職員は公権力の行使になる、権力的な行使をするんだ、そのお言葉どう解釈していいか、どう理解していいか、いまちょっと伺いながらこう怒りとともに考え方がよくわからないので、うつうつとする状況なんです。このことをもう少し説明をしていただきたい。それとその踏み固めたものがない、事例がない。だから、今は適当ではない、職員として採用するのは医師以外は適当ではない。その辺もどうも地公法ではないけれど医師は別だと、確かに別のものはあるかもしれない、でもその人間として基本的な人権をどうとらえていくのか、そういう点から私はやっぱり医師だけはいいけれども、その他はだめだというその辺が今ひとつすっきりしませんので、しかし終わりの辺で事例が起きたときには対応するというお言葉もちょっとあったわけで、事例が起きたときじゃどんな対応をしてくださるのか、その２点、公権力の行使ということのもう少し詳しい解釈と事例が起きたときにどう対応してくださるのかその２点質問をさせていただきます。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　先ほど公権力の行使を職務として伴うので適当でない、こういうふうなお答えの中で、またもう一つの表現としまして、市の事務というふうな表現もしておるわけでございます、市の職員の事務の中には補助職員がございます、市長の補助職員でございますけれども、やはり税務上でいろんな評価なり、評定なりを伴う事務もございます。あるいは福祉におきましては、福祉としましてのやはり一定の福祉上の裁量行為、評価等も行う、あるいは財政なり、財政におきましては、補助、負担金それぞれのやはり補助職員としての裁量を行う。それから、総務関係におきましても、財産管理とか、あるいは事務機構の管理、こういう面につきましても補助職員としましての一定の裁量なり、評価なりを伴う事務を行って

おるわけでございますので、要するに公正さというものが要求されるわけでございますので、そういう意味での公権力の行使といいますのは、いま言いましたように市長の補助職員としての評価、評定なり裁量なり、そういうものが伴う仕事をしておるという面では、職務上要するに日本国籍のない方について採用するのは無理じゃないのか、こういうふうなことで差別感から申し上げておるわけではございません。それから、踏み固めたものがないからとこう申し上げておるわけでございますけれども、その面につきましては、いろんな現業職員、公権力なら公権力の行使とは異なった業務と言われておりますところの現業でございます。これにつきましては、先ほど言いましたように踏み固めたものがないといいますのは、こういう職種についてまでなおかつ適当でないというふうな形で排除するのは無理じゃないだろうか、だけれども、その面についてはさらに要するに我々の方で解釈なり、それから道理なり、あるいは行政指導なりという形の中で踏み固めていきたい、こういう考え方でございます。

○議長（高橋通夫君）　　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　助役の御答弁伺っているとすっきりするところじゃなくて、さらに怒りが込み上げてくるわけです。市長の補助職員だから、その公正さが必要なんだ、税務上の評価もあれば福祉の面ではその裁量行為が伴う、補助金だの分担金などについて、あるいは財産管理について、どうして外国人だったらそれができないんですか。やっぱりそこには差別感はないとおっしゃったけれども、まさに差別そのものじゃないでしょうか。どうもいま伺いながら、言葉の上ではあれこれこう逃げていらっしゃるようなところが見受けられつつ、ますますこう差別感ではないと言われれば言われるほどなおこんなに差別をなさる人だったのか、私は本当に思いたくないんですが、この御答弁からは思わざるを得ないと思うほど今大変怒りを感じています。やっぱり、外国人の逆の立場に立ってみてください。一世たちは植民地支配の結果として、日本に生活の根拠を置かざるを得なくなったんです。そして、日本の政府も日韓法的地位協定で永住を保障しているわけです。それなのに日本で生れた、自分の国のこと全く知らない、日本に生れた二世、三世は日本しか知らないんです。日本に生れて日本に育っている、全く日本人と同じ感覚でむしろ生きている。私はそういう言い方をするとむしろ差別がその裏で働きますから言いたくはないんだけれども、そういう実態があるわけでしょう。それなのにいつまでも指紋をさせて差別をして、さらに職員としても採用できない、公正さを外国人だから欠くような今の御答弁ですよ。もうこれ以上いま助役に伺ってもしょうがないかなという気もします。市長にいまの助役の御答弁も含めて私が伺いたいと思っているところをすばっとお答えいただけませんか。私、市長だったらおわかりになると思うんですよ。戦争中に中国で綿花のその指導に当たってこられて、大変中国の当時の支那と言った中国から感謝をされて、いい質の綿花を育てることで苦労をされた、気候風土のよくない状況の中で、そういう仕事等をしてこられた日本だけじゃなくて、中国という広い大地まで出かけていって幅広い国際的な視野を持って暮らしてこられた市長ならば、多分私は外国人のことをおわかりになると思うんですよ。どうぞ明確に御答弁いただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　質問の範囲が確かに歴史のいろいろないきさつのある朝鮮人という範囲であるならば、これは大分また意見を持つことができると思うんですが、いわゆる一般外国人として、やっぱり法はあるわけでありまして、その例えば日本人でも地方自治体の長は他市の在住でも立候補できる、しかし、議員は本市の市民でなければ立候補できない、こういったことが現にあるわけでありまして、これは差別というふうには言われてない、こう思います。つまり、おっしゃる意味の人種差別という差別は特に朝鮮籍の方という範囲で考えますと、もちろんこの情の上で我々日本人は、特別なこの戦争中のことも通じて申し分けないことが多々あるわけでありますから、そういう情の上に立たなければならないものが必ずある、このように思います。そこで、由来をいたします法の改正が一番望ましいわけでありますから、これに向けて我々自治体としても努力をするということでなければならないと思います。その職員の採用の際に、その具体的な事例に遭ったこともないわけでありますが、法規の上では今部長でありますとか、助役がお答えをしたそういうことのようでありますが、私は、それをまた法規を拡大解釈するそういう裁量もあっていいと思いますから、これは具体的な事例のある際にひとつ判断をいたしたい。このように考えております。

○議長（高橋通夫君）　　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　今、市長が法規の拡大解釈という事例があってもいいとおっしゃってくださったので、何か事が起きたときにはきっと差別なくいい対応がしていただけるものと信頼したいと思います。私たちは、この間ずっと外国人の差別問題についていろんな人たちと話し合ったり、運動をしてきたり何年かの経過がございます。そして、昨年度は例の川崎で保育園の仕事をしておられる主事の季相鎬（イ・サンホ）さんが逮捕されましたけれども、

あの季相鎬（イ・サンホ）さんをお呼びいたしまして、この指紋押捺の問題について集会を持ったこともございます。それ以来本当にこの問題は、大変私たち日本人が避けて通れない重大な問題を歴史的にも含んでいるのではないかということで、これからもますます力を強めていろいろと行動したり、発言をしたりしていきたいと思います。そのときにはぜひともこの市の長として、森田市長にもできるだけお力を出していただきたいというふうに思います。日本に在留する外国人の総数は８０万人ちょっと少ないというところで、そのうち６９万人が在日韓国朝鮮の人々だということです。この人たちは、戦前の日本帝国主義による植民地支配の結果、日本に移住させられ、強制的に連行されてきた人々でございます。戦後の本当に苦しいあの混乱の中を一生懸命に生きて、そして、祖国も分断されるという悲しい民族的な悲劇を背負いながら在留を余儀なくされている人たちであります。この人々にとって指紋押捺制度は本当に差別と抑圧のシンボル以外の何ものでもありません。外国人登録法の制度の抜本的な改正が一日も早く行われることを切に希望いたしまして、私のこの質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　これをもって１５の１、外国人登録法について問うに関する質問を終わります。

次に、１５の２、動物の保護及び管理に関する法律に基づき、飼い犬の不妊・去勢手術料金の補助について問うについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○１番（橋本文子君）　　それでは、二つ目の一般質問を行ってまいります。

動物の保護及び管理に関する法律というのがございます。そして、これに基づいていま日野市では、飼い犬の不妊、去勢の手術その料金に対して補助が出されているわけですが、この質問する前に、ちょっと予算書で、私が見逃したのか、聞き逃したのかわかりませんが、６０年度の予算書なんですがね。野犬防止対策事業という委託料のところがこういう数字になっているんですよ。雄の去勢に対して4,２５０円、３０頭、そして雌の不妊に対して7,２００円５０頭分と予算があるわけです。これは当然認められたものですが、この雄の去勢4,２５０円掛ける３０頭が１２万8,０００円となっていますが、この数字は正しくないんですよ、計算上。ちょっとここ企画財政部長、ちょっとこの数字私が訂正するのを忘れているのか、それとも見逃されてしまっているのか、この数字ちょっと計算してみてください。合わないんです。予算書なんです。私いまごろになってこれ、それとこの数字質問する前にちょっと伺っておきたいんです。これ訂正されていますか。

○議長（高橋通夫君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　お答えいたします。説明欄につきましては、1,000円単位で記載がしてございます。1,０００円未満を繰り上げて１２万8,０００円だという数字だと思います。

○議長（高橋通夫君）　　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　そういうことですか、それなら了解いたしました。

それでは質問を始めさせていただきます。ずばり伺っていきます。明確にお答えください。

第１番目、当補助金制度は、いつ、いかなる経過のもとにつくられたものでしょうか。また、そのねらいについてもお聞かせください。

二つ目飼い犬の不妊・去勢手術を受ける際、南多摩獣医師会会員でなければ補助金が出ないとお伺いをしておりますけれど、その理由はどういうことですか。教えてください。

３番目の質問といたしまして、獣医師の手術証明書があれば、すべての場合補助金制度の適用が受けられるとするのが、法的にも妥当だと考えますが、御見解をお聞かせください。

４番目、飼い犬の登録数が4,０００頭を上回る実情の中で、当補助金の６０年度分予算として、雄がたったの３０頭分、雌が５０頭分ということでは、この制度のねらいを達成するには不十分と思われます。いかなる視点からこの数字が出されたのか、説明をしてください。

５番目といたしまして、咬傷事故や捨て犬防止のため、当補助金制度をすべての飼い主に徹底して知らせる必要があると思いますが、それの御見解を伺いたいと思います。広く知らせるためには何らかの手だてがあるのではないでしょうか。以上５点についての御答弁をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　お答えをいたします。

話は昭和４８年のころにさかのぼります。そのころ、現在は立派な都市の形態整えておりますこの神明上台につきまして、野良犬と野良猫が異常に繁殖をいたしまして、横行をしていたということがございます。その野良犬が鳥小屋を襲いましたり、あるいは歩いている方にかみついたり咬傷事故、そういう心配もありましたし、事実そういう事故があったそうであります。その当時、この付近の住民からの要請もございまして、何とかこの野良犬、野良猫を一掃して

ほしい、こういう要請がございました。市としましては、保健所と協議いたしまして、その当時の法令でございます狂犬病予防法という法律の１８条を受けまして、係留されていない犬の薬殺に踏み切ったわけでございます。その後、御質問の中にございます動物の保護及び管理に関する法律が４９年４月１日に施行されました。その新しい法律の施行に伴いまして、同法を貫いております動物愛護の精神を受けまして、同法の９条、犬及び猫の繁殖制限の規定を重視いたしまして、南多摩獣医師会と協議、そして、医師会の協力を得まして、不妊・去勢事業の委託契約をこれは市の政策として、委託事業として４９年度から実施した経過がございます。したがって、当初のねらいは、野良犬、野良猫の駆逐、こういった観点から事故防止の観点から一掃したわけでございますが、新しい法律の施行に伴いまして、動物愛護の精神、動物を大切にする立場での市の政策の事業、こういうふうにいえるかと存じます。

御質問の２点目でございますが、当初のスタートがそういう関係で発足をいたしました。南多摩獣医師会にこの事業を委託している方式で始まったわけです。したがいまして、この委託料の精算の根拠でございますけれども、獣医師会に賠償責任保険に入っていただく、動物が手術の途中で亡くなったりなんかした場合には、その賠償責任保険に入っていただいて、保険会社から補償をしてもらう。この賠償責任保険に手術に要する関係経費の約２５％分を足しまして、それに手術の頭数を乗じた額を委託料として支払うことになっております。したがいまして、その手術代の４分の１の経費を飼い主の負担の軽減、いわゆる補助的な制度のようにお考えの向きもありますけれども、しかし、予算上もこの補助金ではなくて委託料として計上してございます。南多摩医師会の委託契約になっている関係上、現在では同医師会に所属をしております獣医師に手術をお願いしている、こういう結果になっているわけでございます。

第３点目の御質問でございますけれども、動物の保護及び管理に関する法律の趣旨は、先ほどもちょっと触れましたけれども、市の考え方としては、飼い主の経済的な負担の軽減ではなくて、この法の趣旨に沿った動物愛護の精神で事業を委託しているものであります。事故防止上この山野に捨てられたこの不要の小犬の出生を抑制することが目的で実施をされているわけでございます。何回も申し上げるようですけれども、飼い主の負担軽減制度の実施ではないということです。したがいまして、獣医師会、あるいは飼い主の理解、協力の上で実施されております現在の制度は、法的にも第９条犬及び猫の繁殖制限の規定に矛盾するものではない、このような見解をとっているわけでございます。

４点目の予算上の金額の算出の根拠というお尋ねでございます。本議会の冒頭におきまして、行政報告でもいたしてございますが、６０年３月の登録頭数は4,２７９頭でございます。これは、昨年４月から１年間に登録された頭数でございます。５９年度では、雄雌あわせて７０頭の手術頭数を予算化してございます。５７年以降少しさかのぼりまして、５７年、５８年の手術頭数を調べてみますと、大体７０頭前後で推移をしてございます。本年度も多少余裕を見まして、雄雌合計で８０頭、すなわち５９年度よりも１０頭プラスをいたしまして予算化に踏み切ったわけでございます。特に本年度は、野良犬、野良猫が急増するような要因は考えられませんので、いままでどおりの予算、多少アップをしてございますこの予算で十分賄えるのではないか、このように判断をしております。

それから、お尋ねの５点目、最後のお尋ねは、飼い主への趣旨徹底でございますけれども、これは捨て犬防止とか、それから、不妊・去勢手術制度だけではなくて、動物全般に対する愛護の精神、それから、飼育上のマナー、こういうものも含めて常時ＰＲをしているところであります。最近犬に関する苦情は減少ぎみでございまして、こういったＰＲが多少なりとも効果をあらわしているものではないだろうか。このような見方をとっております。ＰＲの方法といたしましては、市の広報を使いますとか、畜犬登録手続の際、既に４月には畜犬登録をやっておりますけれども、3,０００頭余りの犬が登録をされていますが、そういう手続の際、それから説明書やパンフレットなどをその際配付をいたしております。それから、いつぞや大柄議員さんから御質問がございましたけれども飼い主のマナーの問題、ふんの問題などにつきましても、相当がっちりしたプラスチック製の標示板を用意いたしまして、各自治会などから要請があった場合には差し上げるように用意をしてございますし、さらに、この不妊それから去勢の趣旨徹底につきましてもやはりプラスチック製の相当期間掲示に耐えるものを用意して、自治会などの要請をお待ちし、また、要請があった場合には、そこへお届けをすることになっております。そのほか保健所などでは、保健所発行の保健所だよりという広報紙がございまして、それに独自にＰＲの場を持っているのが現状でございます。以上お答え申し上げました。

○議長（高橋通夫君）　　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　どうもありがとうございました。再度質問を行ってまいりたいと思います。

１点は、１番目の御答弁の中にありました１８条に基づいてその係留していない犬の薬殺に

踏み切った。この４８年から踏み切ったというふうに私は受けとめたんですが、その年からずうっと毎年いまもその薬殺をしていらっしゃると思うんですが、どのくらい対象になっているんでしょうか、それをひとつお伺いしたいと思います。

それと、もう１点２番目の御答弁です。２５％分４分の１がほぼ委託料に対して出されている。それがここに予算化されている金額であるというふうにいま伺ったんですが、そうすると例えば雌の場合7,２００円ここに予算化されています。これの４倍は２万8,８００円、7,200円を引いても２万1,６００円という個人負担、飼い主負担が出てくるわけです。７０頭ぐらいでいいだろう、これまでずっとそれでやってきた。それが実績である、今年度は１０頭ふやして８０頭にしたとおっしゃるんですが、この２万1,６００円という数字はやっぱり飼い主にとっては大変な金額なんです。この南多摩獣医師会との何ですか、協議した上での御援助をいただいているということで、ここことの契約があるので、この獣医師会に入っている医者でなければ対象にならない。じゃ、一般に例えば5,０００円ぐらいでもやりますよという獣医師がいたとして、現実にいるんです、そこでやっていただくというのは飼い主にとっては大変経済的にさっきの２万1,６００円に比べれば総額を負担したってそういうことで、どうしてその２万8,８００円という数字が出てくるのかなということと、どうして、その契約した獣医師会でなければこの対象にならないのか。つまり、このねらいは補助ではなくて、その小犬の出生を抑制するためだとおっしゃる。小犬をこれ以上飼いたくない犬の数をふやしたくないんだというのがねらいだとおっしゃったわけですね。それはこの第９条に基づいている。犬または猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるような恐れがあると認める場合には、その繁殖を防止するため生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならないという動物の保護及び管理に関する法律で定められている。この法律に基づいてしかもそれを踏まえて小犬の出生を抑制するというんであれば、必ずしもその南多摩獣医師会でなくたっていいんじゃないかという結論がおのずと出てくるんです、その辺もう少し、だから私が先ほど３番目で伺っている法に合うように考えていけば、やっぱりどんな獣医師から手術を受けようとそれは対象にされるべきであるという見解が出てくるんですが、そこのところをもう一度お伺いをしていきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　お答えいたします。

第１点目の薬殺の頭数でございますが、動物の保護及び管理に関する法律の第７条に犬及び猫の引き取りという条文がございます。この条文は、都道府県政令都市の規模の自治体は、住民からそういった要請があれば引き取らなければいけない、こういう１項がございます。東京都の場合には、清掃部の敷地のすぐ隣に犬管という施設がございまして、引き取った犬は全部そこに集めまして、ある程度の日にちをおいて処分をされているわけですけれども、１日平均のその薬殺の頭数というのは、今不明でございます。後で問い合わせてお知らせをしたいと思います。

それから、第２点目の不妊・去勢の手術をするについて獣医師会に入っている入っていないの問題は、とりたてて大きく取り上げる問題でもないし、獣医師会に入っているお医者さんだけと委託契約を結ぶのは不自然ではないかという御質問でございます。おっしゃられるとおり、確かに不自然な面もございます。しかし、今までこの獣医師会とだけ委託契約を結んでおりましたわけもございまして、そのわけは獣医師会に所属しているお医者さん方は、先ほども申し上げました保険に入っている方でございます。手術の途中で不幸にして愛犬、愛猫が亡くなった場合にその補償を保険からもらえるわけですけれども、こういう制度に入っている。そして、さらに、医師会で複数のお医者さんが手術の方法などについてしっかりした話し合いを持ちまして、余り出っ張り、引っ込みのないようにして手術をやっていただく、手術のやり方にもいろいろなやり方があるそうですけれども、こういうやり方でやろうというふうに医師会で決めていただいている。そういうような関係から従来医師会と１本で委託契約をしてまいりました。しかし、御質問のようにそういう二つの条件が満たされれば、医師会に入っていない獣医師さん等も委託契約を結んで何ら不都合がないと思います。残る問題は獣医師会との話し合いが私どもに課せられた問題ですけれども、獣医師会の方々の了解を得て差別のない方向で複数の方との委託契約を結ぶべきではないか、このように考えております。

○議長（高橋通夫君）　　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　いまのその賠償責任保険ですか、それに入っているから補償ができるから万が一何かあったとき補償ができるから、そういうこともあるんだというそのお話もわからないわけでもありません。いま契約している医師とのみでなく今後考えていくとおっしゃいましたので、それはぜひ実行に移していただきたいというふうに私は思います。例えばこういう例がありました。ごくごく最近です。この春のことでしたけれども、やはりある飼い

主の方がおられまして手術をしたいけれども、高額な雌犬を飼っておられるわけです。お金がかかるから大変だからついつい手術しないでいた。そしたら、いつの間にか６匹も子供を生んでいた。この６匹あちこち引き取ってもらおうと思ったけれども、雑種の悲しさでだれもなかなか引き取ってくれない、アパートでは飼えない、公団住宅では飼えない。いろんなところに声はかけたが飼ってもらえなかった。仕方なく一匹のかわいい犬だけを残して５匹はどこか捨ててきた。わかりますか、５匹はまたこれで野良犬がふえたわけです、たった１軒のうちから。それと薬殺されているその犬が今不明だ、どのくらいかわからないとおっしゃる。だから、薬殺に回るように係留されてない犬がどんどんふえるということは、結局そういうことなんです。手術をしたいけれども、お金がお金がと思っているうちにとうとう生れてしまった、どうしようもないから捨ててきた。これもかなりの社会的に地位の高い方がそういうふうに平然とおっしゃるの。やっぱりこれはもっともっと幅広くどこででも手術してください。それに対してはある程度面倒見ましょうというこのやっぱり野良犬や野良猫をふやしたくないんだというそういうことでしたら、もっともっとゆるやかにどこで手術しても手術した証明書があれば何とかしましょうということでないとこのねらいを達成できないわけですよ。ここに昭和４９年６月１日の立派な広報があります。このときに飼い犬の不妊・去勢手術料金を補助、いま補助じゃないとおっしゃったけれど補助となっているんです。補助とはっきりとうたわれているんですが、これは当初の発足はそうだった、いまは違うとおっしゃるのかどうか知りませんが、どっちでもいいことです。この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取り扱い、その他動物の保護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命の尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、人体及び財産に対する侵害を防止することを目的としていますが、とても立派でしょう。こういうことでつくられたこれは予算なんです。ずうっと、だからずうっと今おっしゃった４８年から継続されて行われている。いいことなんですよ。野良犬をふやさない。犬だって薬殺されたくないんですよ。薬殺されるために生れてきたんじゃないでしょう。私は、ものを言わない犬だから薬でどんどん殺してもいい、殺して処分してしまえば、それで野良犬や野良猫が減るそんなことじゃなくてやっぱり飼えない犬や猫だったら生む前に抑制すべきだ、それも徹底してすべきだ、そうしない限りいつまでたっても当初のねらったこのねらいが達成できないんですよ。非常に立派なねらいなんです。このもちろん動物の保護及び管理に関する法律ということにも

しっかり照らし合わせたこの日野市の施策ですから、私はこの施策がもっともっと徹底して行われることを望んでいます。こういうさっき３０頭と５０頭これは別に数の違いを云々しているんじゃなくて４千幾らもいる、さっきおっしゃった幾らでしたかね、4,７２９頭も登録されているにもかかわらず、たった対象が８０というのでは、余りに数としてお粗末ではないか、ねらいを達成しようと本気で考えていらっしゃるのかどうか。それを今感じています。

もう１回市長にその一つだけ。いま部長はあんなふうにおっしゃってくださった。南多摩獣医師会でなければいまできない状況のこのことについてどう思われるかということと、今後この枠を取っ払っていただいてどこで手術してきてもその野良犬をふやさない。あっ、そうだ、猫についても何でこれは対象になってないんです。私さっきから野良猫、野良犬、本当だ猫もね、（「猫忘れてたよ」と呼ぶ者あり）そうですね。これについてはどうして当時はずされたんですか。その辺部長御存じですか。もう一回そこのところだけちょっと教えてください。非常に多いんですよ、野良猫が入ってきて魚かっぱらったりいろいろしていくんですがね。これはどうして対象からはずされたのか御存じでしょうか。もし、御存じでしたら当時かかわってなかったからちょっとわからないというのならそれも仕方ないでしょうし、もし聞いていらっしゃれば教えてください。

○議長（高橋通夫君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　お答えをいたします。

野良犬の場合には狂犬病という恐ろしい病気と直接つながりがございます。野良猫の場合にはそういったことがございませんので、はずされたものと推測をいたしますが、また確かめてみます。

○議長（高橋通夫君）　　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　その猫が対象からはずされたことは、私はこれこそ本当に野良猫がいまどんどんふえているのは、そのせいがあるかな、多少なりとも８０頭でもこうやって犬の方は対象になっているけれども、猫が全く対象になっていないというところで、野良猫がいまふえている原因があるかなといま感じました。しっかりしたこのあたりは調べて後で結構ですから教えてください。

最後に市長にお伺いをいたします。

南多摩獣医師会でなければどうしてもだめなのかどうか。できるだけいろんなところで安い

ところ安いところ、消費者というのは大変なんです。もうもろもろのお金はかかる、入るものはなかなか上がってくれないということで、生活はだんだん苦しくなっているのが現実です。だから、そういう意味で少しでも安いところへ消費者は行って、しかもそれが医者としっかり信頼関係が結ばれた上で行われるんだったら、それは医者とその飼い主との間柄の関係で別に市がどうこうということじゃないんです。市に補償しろとは決して言わないでしょう。飼い主が自分の意思で医者を選んで手術をお願いした場合には決して市には持ち込まないと思います。その辺は御心配なさらなくていいと思います。そういう意味で市長にぜひそのあたりの御回答をいただきたいと思うのでよろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　東京都でもペット条例が定められまして、一定の社会生活とペットとの関係の指針が定められております。人類の生活や文化の発展はまさに家畜とともにある。そういうことは、もう申すまでもないことでありまして、今日特に都市生活におきまして、ペット、特に犬、猫、こういう一面の愛情関係がありながら、一面には非常に残酷な関係がある。こういう関係で行政は、それに対します一定の指針を持たなければならないということになっておると思います。日野市の施策として行っております、いわゆる畜犬にかかわります不妊手術、つまりこの愛情の伴わない繁殖はしないという一つのコントロールではありますが、まことにこれもまた人間勝手のやり方と言われてもこれも仕方がないかもしれません。そこで、質問の結論でありますが、私は、やっぱり獣医師会と正規な委託契約関係を保つという意味は、獣医師会の方々は、専門家としてその動物に対します社会的な役割をよく理解されておる方でありますから、なるべく行政の目的によく沿っていただくということと、あるいは動物を愛護するそういう運動の中で、いい飼育者もまた探される、こういう関係が成り立つわけでありまして、一方にほとんどすべてのこの公衆衛生、あるいは公衆医療に関します診断でありますとか、予防注射でありますとか、これは、やっぱり地域医師会と協定を結んで行っておる、こういう関係があります。獣医師会の場合もおよそ同様の意味がある、このようにいえると思います。御提案の趣旨は、この事業をなるべく機能を持って普及するように、役割を果たすようにということだと思いますので、もしこの予算計上が不足であれば必要な計上は、もちろんしなきゃなりません。それから、獣医師会というその組織と、それから、それに属さない方があるとは思いませんけれど、あるとするならばなるべく会員になって獣医師会に所属され

て、そして、そういう論議の中で、このことのまた機能化といいますか、役割についてもよく話し合っていただく、こういうことがよろしいんではないかというふうに思います。したがいまして、今飼い犬であろうが、飼い犬でなかろうかとか、あるいは南多摩でなくよその医師会でもいいではないか、こういう提案は、一見普遍性をもつようでありますけれど、私は、やっぱり具体的に行政の目的が達せられる、そういう方策をとるという意味では、きちっとした交渉の団体があっていいわけでありますし、また、それに地域のペットの処遇をよく指導していただくという責任も担っていただくべきものだ、このように思っております。以上です。

○議長（高橋通夫君）　　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　私とちょっとずれがあるのは、私は、この予算計上が不足というんじゃなくて、不足になるような金額を出さなきゃいけないという消費者の側の実態があるんだということなんです。高いのでなかなかできない、だから申し入れが少ないという堂々めぐりになっているわけです。

私は、森田革新第４期の市政が誕生するために全力投球をしました。だから私は、森田市政に対して大変責任を感じています。ですから、これからもしっかりと森田市長がこの市政の中で頑張ってほしいというので、あるいは厳しいことを言うかもしれませんが、それは、私は森田市長のなさることが大変大事だと思うからです。そして、それは市民にとってもとても大事な問題であろうというふうに理解しているからです。以上もって質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　　これをもって１５の２、動物の保護及び管理に関する法律に基づき飼い犬の不妊・去勢手術料金の補助について問うに関する質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時　７分休憩

午後３時４５分再開

○議長（高橋通夫君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

１６の１、納税者の怒りを知れについての通告質問者、名古屋史郎君の質問を許します。

〔２１番議員登壇〕

○２１番（名古屋史郎君）　それでは、納税者の怒りを知れという題で質問をさせていただきます。

多くの市民は、日常まじめに働いて、そして納税という義務を着実に履行しております。それがもとになっていわゆる市政が運営されていくということは、あえて申し上げることではありませんけれども、そういう納税者の厳しさということは、法律にある納税の義務ということからしても当然のことですけれども、納入は怠れば延滞金という厳しさこれにも耐えて納税者は、納税の義務を履行しているわけであります。そういう点から、私は先般行われた市長選で見事四選を果たされた森田市長がこれからの行政の姿勢の中で厳しさこれをもってしっかりとやっていただきたい、こういう観点から二、三質問をさせていただきたいと思います。

先ほども一般質問の中でやりとりがありましたが、市長選の投票率は５０％、あるいは６０％ということで、いわゆる棄権をした人も多くいるわけであります。この人も納税者であります。最高の意味でのいわゆる市民意識といいますか、その表現が選挙という形であらわれるとはいうものの、いわゆる投票に参加しなかった人も先ほど冒頭申し上げましたように、いわゆる大事な納税者であることは間違いない、私は思います。そういう点で先ほど申し上げたように、我々議会人もあるいは市長、理事者も厳しい姿勢でこれからの４年間、あるいはこれから先４年間と言わずやっていかなければならない。こういう観点から先ほど申し上げたように質問をさせていただきたいと思います。

それで、予算の中に見られる委託料、あるいは工事費そういった形で支払われる金額というものは大変大きい金額があります。そして、大変悲しいことですけれども、遺跡調査会の例でもわかるように、いわゆる委託料こういう形で大変な不祥事が起こって、それが未解決といいますか、完全に解決されていない形が今もこの日野市に残っているということを私は大変悲しむものであります。これは先ほど申し上げましたように、どこのだれが悪いのかという問題に突き当たってまいりますけれども、我々議会人もいろいろな意味でこれらの厳しさをもっていかなければならないんじゃないかという反省も含めて主として理事者の方に伺いたいと思います。私は一罰百戒という言葉があるかどうかは知りませんけれども、悪い事をする人は、どういう手だてをとっても悪い事をする人がいるんだから、仕方がないんだということでは済まない。何か事があった場合にはその真相を究明し、その責任を負わせるべき人にきちんと責任を負わせる、こういう姿勢を持たなければいけない、こういう点に力点を置いてこれから伺っていきたいと思います。

職員は、それぞれの部署で一生懸命働いています。市の職員の皆さんは、いろいろな意味で小さいことでも大きいことでも一生懸命になって働いています。そして、遺跡調査会の問題がら例をとってみますと、問題が発生して、そして、現状こういうふうなその裁判であるとか、あるいは議会でいえば百条委員会であるとか、いろいろな形で大変な騒ぎになっておるわけですけれども、私は先ほど申し上げましたように市の職員の方向といいますか、一生懸命やっている姿勢に叱咤激励するというような形の姿勢が、議会の責任はもちろんでありますけれども、市の理事者に厳しく持たれなければいけない、こういう意味で私は、特に先般の行政報告ですか、そういう形の中で、南平の高校の擁壁の問題が取り上げられたのを聞いておりました。大方助役と質問者との間にいろいろなやりとりがされているのを聞いております。しかし、市のこの擁壁問題に対する基本的な姿勢が結論が出たような答弁は聞かれておりません。今業者とこういう話をしているという段階の答弁に終わっておりました。そこで、答弁の中で弁護士と相談をして対応しているんだというお話を聞きました。これは、もう弁護士と相談するということは裁判もいとわないんだ、世間常識でいわゆる世の中の常識だけでいこうとはしていないんだ、顧問弁護士と相談してやっていこうというからには、時には裁判もやるんだという厳しい姿勢が示されたものと私は解釈しているわけです。それであるならば、私が伺いたいのは、そういう顧問弁護士とより協議をしながら、どういう対応をされようとしているのか、冒頭申し上げましたようにまだ結論が出ていないというお話のやりとりで終わっておりますので、私は、先ほどから申し上げているように、厳しい態度で対処してほしいという願いから伺うわけですけれども、まずそういう経過の中で、まだ解明されていなかった、あのやりとりで解明されていなかった点を二、三伺いたいと思います。

その第１は、日本技術開発ですか、そういう設計の会社、これがどんな会社であるのか、資本金が１億円というようなことは言われました。聞くところによると、設計事務所の資本金１億円というのは、いわゆる大手に属するというふうにも聞いております。まずどんな設計会社であるのか。日野市へのこれまでの実績、あるいは近隣の市町村といいますか、三多摩、東京段階でどんな仕事をしている、どんな会社であるのかということをまず伺いたいと思います。

そして、２点目としてどういう契約を結んでいるのかということです。最初は何か聞くところによると、いわゆる随意契約という形で防災計画の設計を委託といいますか、任された。そ

れから、この問題のいわゆる設計監理を入札なんでしょうか、その辺ですね。どういう契約のもとに行われたものなのか。それから、３点目として何か無理があったから事故が起こったんだろうと推定します。私は、いわゆる天変地異による全く不可抗力なのか、何か原因があったんではないか。それは崖の切り方が６分であるとか、垂直であるとかいう議論は若干伺いました。しかし、私が一番気になるのは、どういう注文をしたのかということです、こちら側が、そして、どういうものを入れたんだろうかというそこのところを聞きたいわけです。土ですね、問題は。この点３点をまず伺いたいと思います。

それから、まずそれを伺ってから質問を続行したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋通夫君）　名古屋史郎君の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（赤松行雄君）　私と総務部長とでお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

日本技術開発という会社はどういう会社か、こういうことでございます。おっしゃるとおり設計のコンサルタントとしては大手ではなかろうかと思います。資本金が１億1,０００万円、それから、職員数３５６人、それから、営業の経歴は３０年、それで、日本全国の北陸自動車道のトンネルだとか、恵那山のトンネル自体じゃございませんけれども空調設備的なものの設計だとか、それから、九州の横断道の自動車道の設計、あるいは高架橋の設計とか、大きいものとしてはこういう設計をしておるわけでございます。それから、建築面では技術的に土木建設関係の技術には相当秀でた会社でございます。建築部門もございますけれども、比較しますと、建築部門の方がどちらかというと後発部門、こういうふうな多少の差があるようでございます。それで、土木建築関係では、コンサルタントとしまして、東京都へ常駐的な出入りをしている、こういう会社でございます。こういうふうな経歴を評価しまして、この会社と契約というふうなことに相なったわけでございます。それから、この会社と契約しておりますのが、南平高校の造成工事の造成実施設計、それから、造成している工事中の工事管理の委託契約、それから、土壌の汚染調査、こういうものもここと契約しておるわけでございます。と言いますのは、一部において東京競馬場へ土砂を持ち出した。その跡、埋め戻ししておりますので、その埋め戻しした土壌に二価クロームだとか、そういうものがあっては大変だというふうなことで調査しています。結果的には、汚染物資は何らなかったというふうな結果になっておりますけれども、そういう調査の委託もこの会社と行っているわけでございます。それから、契約

につきまして無理をさせたから、無理があるから、ああいう擁壁の現象が出たんだ、こういうお考えかと思うんですけれども、発注するにしましても、こちらから擁壁の厚みを幾らにしろとか、金をどうしろとか、そういうふうな注文は一切いたしておりません。したがって、こちらから無理な注文はいたしておりません。そういうことでございます。

○議長（高橋通夫君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　私は、今助役の答弁ですけれども、無理をしたんじゃないかとは全然言ってないんです。無理をしたことがあるんなら会社の方も気の毒だなあということは思っていますけれども、無理をさせたんじゃないかなというふうに思ってはいません、私は。それだけ申し上げておきたいと思います。今お答えがなかったんですが、契約の内容ですね。これについては私は詳しいことは知らないんですけれども、一生懸命やります、こういう設計で、こういう管理でこういうものをつくりますというのは、もちろん入っていると思うんです。その先を聞きたいんです、その先を。責任ですね、施工者というか、設計をする者、管理をするものの責任というのは常識的にあるのか、契約書の中にちゃんとうたってあるのかどうかということです、これをお聞きしたいわけなんです。これのお答えをちょっとお願いしたいわけです。いずれにしても何というんですか、不良工事というか、おかしな結果が出たことはもう事実なわけですから、直したんですから、これは事実なわけです。私は、市の施設で、ある施設をちょっと見せてもらいました。鉄の扉が新しく、建物全体が新しいんですから、鉄の扉も新しいわけです。それを、バンとあけると下にコンクリーで打った何というんですかね、この専門的にはわかりませんけれど、あるんです。重い鉄の扉ですからあければここへぶっつくわけですよ。もうすごい傷になっているんです、塗料も、ドアそのものも傷になっている。これは設計ミスだろうと素人は思うんです。で、そういうことに甘さはあったんじゃないかな、これは設計屋が悪いのか、注文する方も注文する方だなという感じがしました。最近できた市の施設の例です。鉄の扉を、ガンとあけた、あけたらばそれにぶっつくようになっている。これじゃ傷になる。これは全くつまらないことといえばつまらないことですけれども、そんな感じを持ちました。

それから、土の問題について何か汚染の調査もしたと言いますが、説明によりますと大手一流の設計屋であると、その設計屋さんが汚染調査までした。しかし、起こった事実は全くお話にならない。納税者が聞いたらまず驚く。それから、真相を知ったら怒ると思うんです。その

点で私は一生懸命まじめに聞いているわけですから、その点安くたたいたから仕事がしにくかったんじゃないかと思っているというふうなことはありませんので、誤解のないようにお願いしたいと思います。それから、土のことに関しまして、もうかなり前の話ですけれども、たしか建設省の役人かなんかが、これと同じようなケースの傾斜面の土砂の何というんですか、性質検査かなんかしたことがあるんです。新聞記者もそれから建設省の役人も都の役人もいたかどうかわかりませんが、やっている目の前で建設省の役人が死んだという例があるんです。百合が丘とどことかの間に、どれほどの威力があるだろうかというのを実験してたらその実験で死んじゃったという事故があるんです。で、それらのことを大手一流のこの会社が、どんな土を入れたらどんなふうになってくるかということもわからないで起こった事故だろうと私は思います。これは、はっきりそう思います。その辺ですね、冒頭申し上げたようにまだ弁護士を入れて対応をあれしているというんですから、厳しい姿勢で臨むということは、もう十分わかりました。しかし、不可抗力だなんていうことは、出てこないでしょうね。不可抗力、天変地異、何もないところへおっこちてきた空から、これが不可抗力というんですね。その辺のとらえ方がどんなふうになっているか。それと、工事については、今度いわゆる施工というんですか、いわゆる土木業者の方ですね。１社が引き受けて、１社が仕事が十分でき切れないで倒産したとか、何かのときには、もう１社が連帯保証するといったようなことになっているんだそうです。工事の方では。さっきから私が知りたいのは、会社の方は不可抗力説なんでしょうか。何か資本金が１億だから過酷な請求には応じられないみたいなことを言っているのを是認されているような節もあるんですけれど、弁護士を擁して闘おうとしていらっしゃるんですから、余計な心配は要らないかもしれませんけれど、私はその辺が非常に心配なので、先ほどから繰り返して伺っているわけです。設計屋さんに対して、特に甘くしているというのは、さっきの一市の施設で申し上げたようにあんな単純なことも何というんですか、市が見逃しているのか、設計屋さんというのはあんな程度のものなのかなという感じがしたので、一つ例を申し上げて伺っているわけです。

それで、この質問に際して私は、ちょっと独自で調べさせていただいたんですけれども、市の職員は、先ほど言いましたように小さいことでも大きいことでも一生懸命自分の責任ということを果たそうとして頑張っていらっしゃるんです。もう一、二年前ですけれども、百草園の頂上で市の土木課の車が脱輪事故を起こしているんです、大雪のときに。そのときのことをちょっと調べるというんじゃないですけれど聞いてみましたら、もう不可抗力に近いんですよ、あの大雪で百草園の頂上ですから、そこで脱輪事故を起こした。ちゃんと担当課に事故のてんまつ書、始末書、もちろん保険で直しているようですけれども、非常に厳しく、ぴしっとやられているんですね。市の職員の方はそんな小さなまず不可抗力に近いと思うんです。それは大雪の見回りに行かれた土木の車です。脱輪をしちゃったまことに申しわけない。これから十分気をつけるという反省も含めてちゃんと書類が出ているんです。こういうふうに職員は身を削るようにして責任を感じて一生懸命やっている。ところが、設計業者の方は、どういうふうに言っているかどうかは聞かないとわかりませんけれど、大変厚くもてなされているような気がするので、その辺のことをさっきの答弁漏れを含めてちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　弁護士と相談して経過に対応しているということにつきましては、先々裁判も辞さないというふうな解釈をされているようでございますけれども、先行きでございますけれども、この間夏井議員さんへのお答えの中で、現在の中で裁判をするというふうな淵を踏む考え方を持ってはおりませんとお答えしているわけでございます。日野市の中での行政の進め方の慣例としまして、いろいろと難しい対外的な運びになります場合に、顧問弁護士の行政指導というものを受けながら進めていくというふうな慣例といいますか、自分たちの知識なりの不足を補完していく、あるいは事前に万全の要するに対応を考えていくというために弁護士が交渉の前面に出るということではございません。顧問弁護士の知恵を拝借して法律的な補完等もしていただいて、それで対処しているという一般的な対外業務に対する補完のあり方と同じように、この場合も弁護士さんの知恵を借りながらやっている、こういうふうなことでございます。

それから、契約につきましては、契約の１２条に瑕疵担保というのがございます。設計の上で瑕疵が出てきた、設計の中にミスなり、傷なりというのが法律用語ですけれども、瑕疵が出てきたという場合の担保責任というのが１２条にございます。これは、工事が完成した後での瑕疵担保ということでございます。それでは工事中の責任については業務の検査、こういうことでございます。一応でき上がりました。設計の段階じゃございませんけれども、設計を実施した。あるいは工事の毎日毎日の工事管理の段階で今度のような問題が出てきたわけでござい

ますので、検査に合格しないというふうなことについての責任が、５条にうたわれておるわけでございます。これらを背景にしまして、事務的な段階で事前に弁護士と相談しながら、お知恵を拝借し、交渉していく、こういうふうなことでございます。

それから、不可抗力という問題が出てこないだろうね、こういうことでございますけれども、我々の方としては、さっき言いました業務上の責任としての検査段階で、こういう問題が検査が合格しておれば、東京都で早いところ引き継ぎができるわけでございますけれども、擁壁に目違いが出たこういうふうな歴然たる事実でございますので、これらについてのやはり責任等話し合って追求していく、これが現状でございます。こういう中で、不可抗力の問題が出てくるか出てこないか、今のところ不可抗力でございましたなんて言ったら交渉にはならんわけでございます。私たちはどこまでも瑕疵担保の責任なり、業務上の要するに検査責任なりというようなことで話を進めていくわけでございます。後で御質問があろうかと思いますけれども、同様な擁壁の要するに目違いというのが多摩市でもございました。あるいは町田でも同じぐらい１０メーター高さの擁壁が小田急の造成地で発生した、こういうふうな状況もあるわけでございます。我々の方としては、日本技術開発だとか、あるいは鹿島と要するに話し合いを進めまして修理費の負担、あるいは責任というものを求めていくという努力をこれから重ねていく覚悟でおるわけでございます。そういうことでございます。

○議長（高橋通夫君）　　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　公の場ですから裁判も辞さないといったことを公言するのは、私は必ずしも得策だとは思いません市の立場として、それはわかります。しかし、弁護士に相談するということは、世間常識を聞くということじゃないんですよ。世間常識を聞くんなら庁議でも開けばいいんですよ。私は、弁護士に相談するということは、相当の意気込みが持たなくちゃ、またそれでいいというふうに私は思います。このことについて余りやりとりしても、いやそうじゃないんだと言えばあれですからそれ以上のことは言いませんが、それともう一つ安心したことは、不勉強でまことに申しわけないんですが、瑕疵担保ということで、１２条、５条でばっちりと補償が取れる契約内容になっているんだというふうにとれる答弁がありましたが、これは、そのように理解していいかどうか、瑕疵担保の５条、１２条というおっしゃり方の中にぴしっと入っているんですよということであるなら、弁護士と相談した、瑕疵担保の条項もある、そしたら余計な心配は要らないわけです、私どもは。ですから、ここのとこ

ろの何というんですか、御答弁を願い。それから、町田で起こった、多摩で起こったというのは、私の聞いている限りでは、崩落事故だと思うんです。崩れ落ちたんだと思うんです。崩れ落ちる前のことと同じだということじゃないんじゃないかと思うんです。崩れ落ちるには崩れ落ちる後からの要因、そのときの要因とそれはあると思いますが、ちょっとこれは違うと思うんです。崩落しそうになったわけですから、その設計ミスによって、ですからちょっと違うんじゃないかと思いますが、これについては別に御答弁要らないです。ちょっと１２条、５条のところだけお答えをいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　助役。

○助役（赤松行雄君）　　１２条にしろ、５条にしろ、やはり責任を求めていくということについては、瑕疵担保の瑕疵の立証だとか、いろんな問題があろうかと思います。そういう問題等もありますので、先ほどの弁護士の話が出ますけれども、何回も申し上げますけれども、市役所の中では対外的なこういう場合難しい問題等踏まえますと、庶務というか、事務関係にしろ、あるいは工事なり、現場関係にしろ、参考ですか、あるいは自分たちの知識の補完といいますか、そういう意味でいろいろと相談している、こういうことでございます。

○議長（高橋通夫君）　　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　行政の一般的に弁護士さんと相談しているんです、それの延長ですといったようなるべくその裁判に云々という私のそれについて明言すると、やはりいろいろせっかくその気になっているのを怒らしちゃいかんというそれもそれはわかります。わかりますからそれ以上のことは伺いませんが、１２条、５条の内容をもう少し知りたいんです。今、ゴルフのホールインワン保険というのがあるんだそうですね。さっきの連帯保証の問題とはちょっと違いますけれども、業者は資本金が１億円だから、とてもその賠償に応じられないんだなんていうことは言ってないようですけれども、要するに不可抗力についてはあるのかどうか知りませんが、こういうケースについて瑕疵担保の内容というのは、その業者は業者なりの何というんですか、保険といいますか、安心というか、それをあれして、１億円の会社が１０億円の仕事をすることもあるわけですから、もし失敗した場合はというふうな業者の方に心配して聞いているわけです、私は。ただ、今までのもうけから吐き出せということだけを冷たく迫っているわけじゃなくて、業者の方は何かをバックに瑕疵担保の条項にちゃんと署名して、そしてやられたものかどうかというそこのところを聞きたいんです。もう１回そこをお

答えいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　５条を御説明申し上げたいと思います。

これは日本技術開発と開発公社が結んだものでございます。それから保証人としまして千代田コンサルタント、さっき言いました日本技術開発側の保証人としまして、千代田区飯田橋の株式会社千代田コンサルタントという同系の会社でございます。これが保証人でございます。その中の５条に業務の検査というのがございます。５条、乙は委託業務を完了したときは速やかに、甲というのは日野市でございます。乙が日本技術開発でございます。甲に報告し、職員の検査を受けなければならない。２としまして、乙は前項の検査に合格しないときは、速やかにその部分を手直しして、甲の再検査を受けなければならない。これにかかる費用はすべて乙の負担とする。これが業務の検査段階でございます。それから、一応無事に検査が終わった後で６カ月以内に瑕疵が発見された場合でございます。乙は、第５条の検査終了の日から起算して６カ月以内に発見された目的物の瑕疵を甲の指定する期限までに補修するものとする。２としまして、甲は前項の瑕疵の補修にかえ、損害賠償の請求をすることができる。これが１２条の瑕疵担保、さっき述べましたのが、５条の業務の検査でございます。これが大体御質問によるところの関係条項でございます。

○議長（高橋通夫君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　そうしますと、ちょっと不勉強ですが、これは要するに何というんですか、おかしいという状況が今の契約の中の瑕疵担保の５条のところに絡んで言いますと、あれですか、いわゆる設計をした、工事ができ上がった、そこのでき上がりました見てくださいという検査で起こったんですか、そこの検査は通ったけれど、それから見たらおかしくなっちゃったということなんですか、そこのところ大変大事だと思うんです。もし、前者であれば、５条で全然心配要らないわけですよね、前者であれば。ちょっとそこのところちょっと不勉強なので、もう１回お答え願いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　工事といいますのは、一番基礎になります１０メーターの擁壁が完成し、さらにその後に裏込めの土を埋め戻ししました過程で擁壁の目違いというのが出たわけでございます。その目違いが起きなければ順調にさらに土砂を完全に埋め戻しして、今まで既に型枠で傾斜部分の土どめがされてございます。それの延長のさらにその延長２段延長しまして、コンクリ型枠の土どめをしまして、それが要するに擁壁の一番上まで土どめをして、それで完成するわけなんですけれども、その途中ですね。ですから、工事の検査段階までいかない、要するに５条の検査段階までいかない現象として目で見てもわかるような５センチから７センチの目違いが出てきた、こういうことでございます。検査前ということです。

○議長（高橋通夫君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　今のあれを聞いても大変安心しました。いわゆる、工事中なんですね。わかりました。先ほど申し上げたように大分昔の例ですけれども、建設省の役人もその実験をやっている間にそのいわゆるすべってきた土で、水を含んだ土で亡くなったということは百合が丘とどことかの間であるそうです。私行ってみたわけじゃないですが、そのことを考えるとこれはもう全然心配要らないんですね。工事中の全くの処理は残土処理ということになっているんですよ。残土を入れなさいということになっちゃってるわけです、それは、設計がなっているのか、指導がなっているのか、あの土を１回堀ったものを入れたら大変なことになるわけですよ。そんなこともわからないために起こったと私は思うんです。入れた土が問題だというふうに私は思うんです。それは、あるその施設のドアじゃないけれど、大変甘いそれを設計屋さんに許しているのは、あれかなという気がしているわけです。よくわかりました。

それでは、質問そろそろおしまいにしたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、遺跡調査会の日野市の問題は、残念ながら未解決という段階でまだおります。先ほど申し上げたように、悪いことをする人がいるから仕方がないんだという理論では私どもは、納税者に対して責任負えないと思います。それを取り巻く組織、そして、機構、それに対処する意識、これがぴしっとしてないと、ああ大変なことが起こちゃったという結果が出ちゃうわけですね。ですから、私は相当一生懸命我々議会も含めてやっていかなければならないというふうに心から思います。

そこで、大変抽象的に伺いますが、業者なり、あるいは施工者というんですか、それから宅造、マンションの建設、そういったことで納入金というんですか、納付金というんですか、いただくことが多いんですね。宝マンションの例が現物でいただいたというああいうことがあります。丹野マンションですか、宝マンションはもう少しこっちですね、失礼しました。そこで、

これは、今はお金がちゃんと払わなければオーケーしないよ、こういうシステムになっています。これは武蔵野の裁判の問題じゃありませんけれども、税金じゃありません。負担金ということ、それがマンションの値段にはね返るとか、いろいろ問題はあるにしても要綱に従って業者なり、個人からきちっと教育負担金というんですか、そういう形でちゃんと取っているわけですよね、日野市で。今はそれを払わないとオーケーは出ない、こういう形になっています。ところが、その昔はそうでなかったんです。それは一歩前進だと思います。私の知っている範囲で間違いないと思います。もし間違っていたら、間違っているとおっしゃっていただきたいんですが、あるマンションを建てた人が昔のそれでですよ、１年７カ月もそれを払わないのを見過ごした市の責任といいますか、これは、ほかの業者はちゃんと払っているわけですから、ほかの個人は払っているわけですから、そこらどんなふうな指導をしたのか。先ほどから言っているように、いや見逃したんじゃない、そういうことをする人がいるんだということなのか。１年７カ月後に払われたという例があると思いますが、それについてどういう指導をしたり、お願いをしたりして、行政の公平を図られたかということを、マンションのケースでわかっていたらお答え願いたいと思います。

それから、委託料ということで、先ほど犬の問題で若干委託料の中身、獣医師会の問題について触れられました。部長の答弁と市長の答弁と若干食い違っていたように感じます。私は、その是非は橋本議員にお譲りして委託料というものは大変広範にわたって低い金額から高い金額大変多いと思います。見直しと言っちゃおかしいんですけれど、見直し、ないしは厳しさが足りない点がありはしないかということで、伺いたいんですが、委託料の形の中で、犬の問題は別にしまして、その遺跡調査会のそれも委託料ですよ、大体、補助金とか、東京都とか、国とか、市の持ち出しとか、いろいろ複雑だったことは承知しています。で、ああいうことが起こちゃったんですね。これも委託料だと思います。かなりの部分ね。私は伺いたいのは、これも抽象的に伺いますが、民間の団体に委託をした、そしたら、その業務は、表面的といいますか、とにかく委託業務は遂行されている。これでいいんだということでいらっしゃるのかどうか、全般的に言って、抽象的に言って、委託料というものは厳しい目で見なくていいんだ。もう犬の例で言えば前年の実績がこうです、ちょっと考えて１０頭増やしました、というその程度の認識でいいんでしょか、で、ここに監査の５３年だかの遺跡調査会に関する監査の資料があります。監査できるとしてますね。書類を出させたり、委託料は、委託先である日野市遺跡

調査会に適正に支出されたかどうかについて、監査の対象とすることができるというんで監査しています。私は、その監査が、どうだったということを今言っているんじゃないんです。監査が甘かったとか、どうとかということを言っているんじゃない、５３年のことですからね。私は、このような姿勢ですね、監査ができるかどうかは、委託先のそれによって違うと思います。例えば民間団体に多額のそれで委託をしたときに、きちっと使っているかということで、毎日書類を出してこい。月の終わりにはこういう報告をしろということは、私はできないと思います。しかし、マンネリといいますか、こういう請求でこういうふうに払うものなんだということで、言ったりあるいは教育委員会といいますか、そういうところはもうぴしっとやられているんだろうということで言ったんでは、これも言葉で言えばいわゆる厳しさということを理事者に求めるための質問なので、この辺についてどんなふうにすべての委託料といってはあれですけれど、どんなあれで対処されているのか、総務部長さんなり、助役さんなりに伺いたいと思います。全般の納付金といいますか、分担金というか、これについては都市整備部長さんが一番詳しいんじゃないかと思いますので、その辺抽象的で結構ですからお答えをいただきたいと思います。以上です。

○議長（高橋通夫君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　それでは、私の方から１点目の開発行為に伴います負担金の御質問についてお答え申し上げます。

御承知のとおり、開発行為を業者が行うような場合、現在私どもの方では、日野市の住みよい町づくり指導要綱に基づきまして、御指導を申し上げているところでございます。御指摘のように現在では納付金が発生するような場合、協定締結と同時に納入をしていただくということで、この要綱の中で定めてございます。したがいまして、現在では相当多くの件数を現在扱ってございますけれども、未納等は全くございません。御指摘がございました現在の指導要綱以前に、４７年の６月に制定をいたしました日野市の中高層建築物建設事業指導基準というこの基準に基づきまして、開発行為等を指導しておった当時がございます。このときは現在のように協定締結時に納入するという定めはなかった関係上一部お話もございましたような納期をおくれたものがございます。しかしながら、この納期がおくれたことを私どもの方で放置しておるわけでございませんで、当時におきましても開発された業者の方、あるいは、それの建主の方等と十分協議は継続的に行ってございます。そういう中で御納得をいただき、御理解をい

ただいてその負担金というものは全額お支払いをいただいてございます。たまたま現在のように開発行為と同時に行います協定締結という定めがなかった関係上そういう一部トラブルがあったことは事実でございます。現在ではそういうことは全くございません。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　委託の関係でございますが、各費目にわたりまして、それぞれの関係部課で委託の予算を取るわけでございますが、契約につきましては、管財課の方で集中的に契約をしております。この委託の契約につきましても、一般的な例えば対業者の関係につきましては、競争入札を原則としております。それから、そのほかに特に役所対役所のような委託もございます。それから、高齢者事業団とか、そういうような形の契約につきましては、やはりこれは何といいますか、競争に適さない、こういう形で契約をしております。以上です。

○議長（高橋通夫君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　納付金というか分担金の点についてはよくわかりました。職員の皆さんも一生懸命やった、それに呼応して理事者も厳しい姿勢で臨んだであろう、というふうに理解をしたいと思います。これからもぜひその姿勢をもっていただきたい。委託料についてですね、今お答えですけれども、私が何っているのは見直しと言っちゃおかしいんですけれど、これこれの内容でということで、支払われた多額の委託料が、本来のその委託契約になじまない分で使われているようなこともあるんじゃないですかというその辺に厳しい目を持たれないと遺跡調査会のようなことも起こりますよ、そういう意味なんです。監査できるかできないかは別として、厳しい目で見ておかないと犬の例じゃないけれど、委託料だと、前年実績だ、増やした、これでつつがなくあれされていれば監査する必要もないし、そんな寝ずに心配することなんかないんだという姿勢じゃいけないんじゃないんですかということを言っているんですが、それについてはどうですか、一般的な議論として実例でなく伺っているんですけれども、もう１回お答え願えればありがたいです。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　遺跡調査会につきましては異例といいますか、例外といいますか、不幸な大変な乱脈的なことになったわけでございます。それ以外の委託料につきましても、目をきちっと向けなさいという御説ごもっともかと思います。市の委託料の中には、さっき総

務部長が言いましたように、入札というふうな手続等で競争入札をするというふうな部分もございますけれども、それ以外のものにつきましては、慣例的な取り扱いというふうなことでは、おっしゃるようなことに相なるというふうな御注意でございます。重々意を用いまして、委託料の経理なり、あるいは毎年報告書というもの等も来るわけでございますけれども、検査といいますか、監査といいますか、に徹しまして、所期の目的、あるいは目的外に使用されないように目的に十分合致した効果が上げられるような委託料の使い方に徹するような十分徹底した対応をしてまいりたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　以上で終わりたいと思いますが、蛇足でありますけれども、ある新聞のこれは読売新聞ですか、多摩の行革ということで補助金という欄がありまして、近くでは何年前ですか、八王子の浄化槽の水増し請求だとか、立川の養豚何とかかんとか、たばこ祭り云々とか、この補助金についてのそれが出ているわけです。大変蛇足ですけれども、厳しさという面で、市民の貴重な税金を圧力団体に求めるままに交付しないという、これは全く抽象どころか、全く蛇足ですから、補助金の内容におかしな点があるということじゃないんですよ。最後のところですね。厳しい姿勢が必要だろう、新聞屋さんがこう書いているんです。ここを言いたいんです。ここをね、そういうことです。以上質問申し上げましたが、これについて何か市長の御感想でもあれば伺いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　行政執行を予算に基づいて進めるに当たりまして、今御指摘のまず自らが襟を正すとともにその事業の効果これをまた最大限に上げるために、厳正でかつ公正な事業執行を求めなければならない。補助金においても委託金においてもまさに同様と思っております。多分にマンネリ化ということの加わりがちな事例もありますので、厳しくして取り組んでいきたい。そして、御迷惑をかけたり、また、納税者の方に不審を抱かせるようなことがあってはならないということを強く内部にも戒め、また、その気持ちで全員が行政に当たるというふうにいたしたいと思っております。以上です。

○議長（高橋通夫君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　大変ありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１６の１、納税者の怒りを知れに関する質問を終

わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定しました。

次に、１７の１、５月１５日発行日野広報に掲載の日野市長初登庁職員に訓示の内容について問うについての通告質問者、石坂勝雄君の質問を許します。

〔２８番議員登壇〕

○２８番（石坂勝雄君）　表題について議長より許可がありましたので、何点かについて質問をしたいと思います。

質問に入る前に、私５月１５日発行の日野広報掲載の日野市長登庁に訓示の内容というのが小さく出ているんですが、いわゆるちゃんとそういうような訓示の内容と書いてあるので、あえて訓示の内容というタイトルをつけさせていただきました。先に広報の私も不勉強であったので、広報の発行の目的が余りよく知らなかったんですが、広報発行規程には、本市の行政に関する事項を一般に周知し、市民の理解により、市政の円滑な運営を図るため、日野市広報を発行する、こういうことになっております。

次に、日野市広報発行の細則には、日野市広報の編集及び発行に関する事項は、企画財政部の広報課広報係が担当するということで、第２条に市長部局から各支所なり、議会事務局なり、教育委員会の事務局なり、各課の選挙管理委員会、監査事務局、農業委員会、こういう病院等のところに広報の連絡員を置くとなっております。それで、５条に広報の資料を受けた広報係は、広報発行２０日前までに原稿を編集し、決裁を受けて印刷所に回すんだ、こういうことが記されているので、恐らく市長さんもこの何というか、我々議員に対しては、あいさつという形で今定例会に出されているので、御存じだという観点に立って過去の点を振り返りながらこの質問に入りたいと思います。

今回市長には、任期満了に伴う市長選挙において、４たび当選をされて、戦後というか、戦前も含んでも日野の歴史の中には数少ない当選をされて、実に私は反対の立場で何というか、いるものでありますが、市長の何というんですか、幸運の強さといいますか、そして、非常に

見通しのよさというか、こういう点は、ああさすがに明治生れの気骨だなという感じを受けた次第であります。

さて、その本題に入るんですが、市長が、第１回目の昭和４８年の５月１５日の発行の広報ひのに掲載になっている、初当選のときの市民の皆様へということであいさつが述べられております。そのときのあれは、市民参加の民主的市政をやるんだ。こういう内容のもとに何というか、市長が１１万市民に対して、公平に誠意をもって市民の幸福を守るために奉仕するんだと述べられております。そして、次の第２回目の昭和５２年の５月１日の発行のひの広報の掲載の記事は、森田氏再選、１９日初登庁でごあいさつ、日野市長のそのときの内容の当選のときの第１回の当選と同様にいわゆる述べられている言葉の中で、そのときは恐らく５２年のときは、３人で争われたと思います。そういう点で市長の言葉が他の候補から出された御意見にも謙虚に耳を傾け、反省すべきはきちんと取り入れる、反省して取り入れるつもりです。それから、実りのない誹謗は争うことなく私は取り入れないんだ、こういう非常に謙虚な言葉で申されております。次に第３回の５６年、きよう残念で古谷太郎議員さんがいられないんですが、３回目は太郎議員さんと恐らく一騎打ちの３選目だったんですが、このときのいわゆる広報、昭和５６年の５月１日「広報ひの」の掲載には、森田氏３選という中で、ごあいさつの市長森田喜美男という表題の中で、三たび市政を担当させていただくことになりました。光栄であると同時に深い感銘を受け、その責任の重大さをかみしめております。市民本位の市政を推進するための参加と連帯を基本に御協力をお願いしますと述べられている。非常に簡単な文章なんですが、実に謙虚そのもので、ああ、１５万市民の先頭に立つ市長では、全くふさわしい市長だ、こういう私もやっぱり反対の立場に立ってきたんですが、今回のそういう点では４回目の当選をなされた５月１５日発行のひの広報に掲載の市職員にさっきも言ったように訓示というものは小さく出ているんですが、市長のあいさつを拝見したときに、過去の３回のあいさつと比較すると、市長自身は恐らく精神的にも、いろいろなお考え的にも私は変化はないんではなかろうかと思うんですが、周囲がそういうふうな表現をさせたのか、さもなければ市長自身も、もうおれには、そんなことは私ないと思うが、後がないから言うべきことは選挙公約に基づいてきちっと言おうというような形で述べられたのか、非常に選挙中の公約が、恐らく第１回のときから同じではなかろうかと思うんですが、述べられている掲載も我々第２回の定例会の６月議会にも送付されたあいさつの中にもそれとほとんど近いものが配付されております。しか

し、私は見方の問題なんですが、今回の選挙の結果は、いろんな分析とか、とり方の問題もあると思うんですが、３人の候補が争われてその得票の結果から見えば必ずしも、むしろ前回の５６年なり、５２年の方が市長にとっては、恐らく市民の信任は厚く受けられたんではなかろうか、こういうふうな私は解釈に立っているので、もし私の見解が間違っていれば、私のきよう議員の権利という立場で申し上げているので御容認いただきたいと思うんですが、そういう中で今度の広報で特にいろんな点が申されておりますが、市長は、常日ごろ憲法を市政に生かし、市民の命と暮らしを守る。それから、緑と清流を取り戻し、快適で文化的な生活環境をつくる、こういう基本姿勢で市政運営をなされているということは、私も何回もお聞きしているし、いろんなところで述べられているので、よく存じております。そういう点で我が国は法治国家であります。これはもう私が述べるまでもなく、法治国家でありますので、地方自治体の自治権というものが、あると思うし、また、市長に課せられた権能というのは、全く議員と違いまして、非常に権能が強うございます。しかし、現在の日野の状況を見たときに、自己財源がかなりあるから上部官庁の国なり、都のそう何か言うなりにならなくてもいいとこういうこともちろん地方自治体の自治権というものの尊重されるということは、私も賛成であります。しかし、日野の一面を見た場合に、道路なり、下水道なり、こういう基盤整備のおくれている現状を見たときに、どうしてもこういうものを何というか、やり遂げる、というにはいかに自己財源があっても膨大なる起債も必要と思われます。そして、しかも、かつ先般来多くの議員からいろんな問題、給与の問題、遺跡調査の問題、こういう問題が述べられておりますが、そういう中で、自治省なり、東京都の給与に対する問題なり退職金の改善の問題が、指導されております。市長は、この問題に対しても、日野方式で独自におやりになるんだ、こういう考え方がちらちら見えているということでこれも私決して悪いということを申し上げません。ただし、先ほども言ったように基盤整備なり、下水道を入れるには、どうしても都なり、国の協力、特に国等の起債はなければやり遂げられんではなかろうか。いかに数少なくなった２６市の中の革新市政の首長でいられるとしても、あえてしかも市長にとっては、これから述べることが目玉商品だと申されるかもしれませんが、そういうことによって上部官庁とぎくしゃくすることが果たして１５万3,０００の市民の全体の幸福につながるかどうかということを、私は、これは私が疑念を抱くのであります。特にその中で、先般来中山議員なり、市川議員さん、古賀議員さん等からもう出ているので、あえて私は深く申し上げませんが、教育委員の準公選制の

問題、こういう問題を行政のサイドでやるというようなことは、非常に何というか、あのころの美濃部都政のときでは合法だと言われたが、現下の東京鈴木都政の中では違法性だとこういうことが私も過日数日前に東京都の調査部へ行きまして、仁木という自民党の都議会議員の人が、いわゆる中野の準公選問題で質疑をされた議事録もきょうここに持ってきております。それから、今一つは、これは福祉の問題なんですが、福祉政策に対しては、非常に何というか、お金をたくさん出す、いわゆる日野自治体で、老人医療費なり、母子家庭の無料制度、こういうことも非常に私は結構であると思うんですが、法の制約の中で、どうなっていくのか、こういう疑念を持っております。こういう中で私はせっかく市長自身も浅川、多摩川の利用計画なり、旧程久保川の旧河川敷の利用の問題、第２次の基本計画、緑のマスタープラン、こういうものを専門家なり、そういうまた専門的な学者の助言を得て立派なものはつくられているのに、むしろこういうものを強く緊急課題から推し進めていく方がおそらく４選された市長の何というか、歴史に残る名声にもなるんではなかろうか、こういうふうに考えております。もちろん市長も訓示の中にもそういう問題も述べられております。ただし、こういう問題をやるときには、どうしても市長非常に何というか、過去の１２年間の中で、市民の対話ということを非常に大切にされております。私も市民の対話ということも非常に大切でありますが、道路１本つくるにしても所有者である地主さんというんですか、こういう人の理解、それから、何をやるにしてもその地域の協力、特に部課長初め職員の仕事に対する意欲がなければ、なかなか計画なり、プランはできても実施の計画が、なかなか移せないんではなかろうか、私は思うのであります。そういう中で、むしろ市長が、失礼になるかもしれませんが、いわゆる最後の４年間であるとするなら、市長の時代にこの庁舎をはじめ建物の問題は、おそらく健康管理センターにしても、資料館ですか、こういうものにしても、おそらく今後４年間の市長の任期の中に、私は、用地さえ確保できているんですから、できるんではなかろうかと思います。一番問題なのは、先ほども申し上げましたように面的整備の道路の問題、下水道の問題、こういう問題が非常に大変ではなかろうかと思います。それから、私は、市長がいままで何というか、多少市長の発想でやってこられました特に私もその規模に対したり、方法に対しては反対をした立場でありますが、幼児教育センターの問題、いわゆる幼保を一元化するんだという次代を担う幼児の健やかな成長のために幼児教育センターというものをつくるんだという構想で、現在はほそぼそに委託の制度の中で重松さんという人が中心になってやられておる。この問題をいわゆ

る市長は、もっともっと推し進めるのか、ここらでいわゆる大転換するのか、こういう点を市長のやっぱり任期の中で、やはり結末をつけることも私、必要ではなかろうかと感じております。そして、過日の緑のマスタープランの中には出ておるんですが、地区センターの問題で、私の会派の馬場議員が、コミュニケーションの場として地区センターの問題をいろいろな取り上げられておりましたが、確かに特に今の小学校、この間配置された小学校、中学校の昭和66年までの推定統計によると、非常に小学校の生徒は、昭和６５年までにもう約2,０００人が減少します。こういう中で、私の考えとしては、幼児教育センターを存続されて重松先生なり、学者の人がやるんなら、今後の学校の利用の問題なり、学童クラブのあり方なり、こういうものも何というか、小学校の空き教室を考えて何かお考えになっているようなことが進められているかということも、私なりに考えているんですが、市長、こういう問題も市長が始められたことだから、結末をつけられるのがいいんではなかろうかなというような感じを持っております。

次に、私、先ほどもちょっと申し上げたんですが、いろいろな面で、日野市の基本計画なり、多摩川、浅川の利用計画が出ているんだが、実施計画というのが年次ごとにできてないんですね。（「見直しをしなきゃだめだよ」と呼ぶ者あり）今、見直しをしなければだめだという今お声もかかっているんですが、私も具体的な実施計画をそういう現実を踏まえた、いわゆるそれこそ絵に書いたぼたもちでなくやるべきではなかろうか、こういう中で、特に私が感ずるのは先ほど言った何か革新市政の中では、教育委員会の準公選制なり、何かを無償で与えるという私は、これは決して悪いことじゃありません。そういうことよりむしろ過去の時代の３０年代の安保闘争の時代や４０年代の学生運動の中の学園闘争だとか、５０年初期の石油ショックの時代ならいざ知らず、これだけ落ちついてハイテク産業が高くなって、しかも情報化の時代に入っている中で、そんな余りそう新しくもないことを取り入れてやるということは、私はむしろ全体市民のよく市民サイドから出てくる要望ならどうか知らないんですが、行政サイドからやられるとしたら、ある程度慎重を期した方がいいんではなかろうかと思います。社会党さんの議員団の人には叱られるかもしれませんが、けさも私読売新聞の社説を見ても、今まで社会党さんといえば非武装中立とか、いわゆる原子力とつくものも平和利用でもしないと言われた社会党さんが、ニュー石橋さんになられて、いわゆる原子力の問題をある程度現在使われているものは、容認しようではなかろうかというような問題、それから、きよう全国の書記

長会議で議論されるそうですが、結党４０年にして初めて国民政党として脱皮していこうじゃなかろうか、こういうような変化の兆しがあるときに、何かいつまでも革新の旗印が何かこと今まで言い古されたと言っては失礼かもしれませんが、そういうことばかりをお考えになるのがどうかと思うということを私は申し上げたいんです。そういう点でそうかといって我々議会としても私も選挙の結果が出れば、当然日野の市長は１人でございます。私は、あえてその反対の立場に立ったものでありますが、いい問題に対しては、賛成をするし、いわゆるある問題に対しては、当然議決機関でチェックしなきゃならんものは、堂々とチェックしていく、先ほどの名古屋議員さんの都立高校の造成地の擁壁の問題の質問を聞いて、ああやっぱり名古屋先輩は、さすがに先輩だなという感を私は受けました。そういう中で私も今後の残された半年間の期間は、市長の提案に対していいことには賛成、まずかったときには遠慮なくいわゆるチェックしていく、そういうことをしなくては、おそらく今後の日野の下水道の問題、基盤整備の問題というような問題は、解決できないんではなかろうか、こう思うのであります。そういう点でいたずらに行政官庁とのいがみ合い、こういうことを避けることが必要ではないかということを踏まえて、今回のこの質問をした次第であります。

それで、１０点ばかりの質問に入りたいと思います。

もう今まで何回も御答弁されているので、まず担当者から何というか、お答えをいただいて、それから、市長の何というか、考えというか、感想で全体的な問題を簡単で結構でございますので、お答えを願えれば幸いだと思うのであります。

それでは、１点の教育委員の準公選制は、行政指導で日野では、実施の方向に進めるのかどうなのか、こういうことを教育長さんに伺いたいと思います。

それから２点目として委託事業を実施されている幼児教育センターを今後どう進めていくのか。現状程度に置くのか、さもなければ先ほども申し上げたように、幼児、小学校児童減少の中で、空き教室を利用してどういうようなことをこの期間に調査研究をするのか。あくまでほかの機関でこういうものを検討されるのか、幼児教育センターの委託の位置づけと、学校の空き教室の出た場合の対応をお聞きしたい、こう思います。

次に老人、母子家庭の医療費の無料化を実施する問題なんですが、この問題は、実施しても何というんですか、東京都なり、国に対して私は無料化になるということは、おそらく市民受けはすると思います。私もだから決してこれは反対ではございません。そういう中でただほか

の問題で何か上部官庁なり、ほかの機関と何か出るのか、出ないのか、その点とお聞きしたいと思います。この福祉の問題で今少しこの中で市長のあいさつなり、訓示の中で、南部地区医療施設を建設されると言いますが、これは、民間の病院を何というか、医王病院がつくられるというところへ何か物色しているのか、いろんな都議会議員の選挙が間近かになっているので、各候補から都立病院を場合によれば誘致するんだというようなパンフレットも入っておるので、そういうことの従前の話し合いができているのかどうなのか。こういうことの２点をお聞きしたいと思います。老人保健の外来は１カ月何ぼだとか、そういうことは、私なりに知っておりますので、あえて基本だけにお答え願えれば結構だと思います。

次に４点目は、老人いこいの家の利用状況ですね。老人のいこいの家が、１円募金の中でできてすばらしい日野の構想で６５歳以上のお年寄りの方々にえらい期待と希望を持たせておるんですが、私のせっかちと言われるかも知らんけれど、どうも私も昨年のあの開所したときに厚生委員していましたので、一泊体験宿泊をしていろんなことを見ております。しかし、余りそのときに申したんですが、規則なり、いろんな何か難しいことで、いわゆる明治なり、大正の初期の生れの人に何というか窮屈な思いをさせると利用が少なくなるんではなかろうかなということを市川厚生委員長なり、私なんかも意見としては申し上げたものです。ところが、この利用状況はどうかということのお答えの中で、これをですね、今一番何というか、ベターの中の利用方法をなされているのか、うわさに聞くと、非常に何か少ないんではなかろうか、こういうことも仄聞しております。また、一遍に聞いてしまうんですが、これを先般も福島議員も申されたわけです。老人のもっと老人ホーム的なり、もっと何か対話の場なり、もっと使いやすい場に利用目的を広げるというようなことが考えていられるのかどうか。これもあわせていわゆる担当の抱負があればお答え願いたいと思います。

次に、これもまだ発足して間もないことをこういうことを言っちゃ申しわけないんですが、すばらしい身体障害者のつばさ学園というのが、いわゆる医療法人方式で発足して、園生もおいでになります。私は、この福祉事業、特にこの障害的な福祉事業の何か運営というのが、なかなか何というか、直営でも大変だ、こういうように聞いている中で、今年度の委託管理運営費というのが、6,685万2,000円計上されていますが、おそらくこれから園生の方が、あそこで何か物をつくられたりするんですが、この販路の問題、こういう問題は、行政がよほど理解をして、販路を探してやったり、それから、その何というか、福祉法人であるが、行政の

立場から援助をしないとやりにくいんではなかろうか、余計なおせっかいになるかもしれませんが、そういう感じがするので、これの見通しなり、何かもしまだ発足間もないので、隘路はないと思うんですが、何かあればこういう私の生意気な疑念かもしれませんが、お答えを願いたいと思います。

次に、市長も訓示の中で、下水道の負担金は、受益者から負担金は取らない。これは、私も多摩平の現状を見たり、現在のその何というか、各市の状況を見て負担金を取るということは、もう時期を逸している。それよりも何というか、いかに早く実施するんだ、こういうことが必要ではないか。こういう中で、過日もほかの議員さんが、質問されておりましたが、落川、百草の一部１１ヘクタール分が今年度中に供用が開始になるということだけど、いわゆるいろんな工事等の関係で、間違いなく供用が開始になるのかどうなのかということが１点、それから、今一つは、供用が開始になると当然この前もほかの議員さんもお聞きになっておりましたが、いわゆる使用料金、使用料の問題、こういう問題も早く何というか、その地域の市民に知らせてやるということが必要ではないか。こう思います。そういうことで、そういうことのいわゆる整備ができているのか。できていないとするんならいつごろまでにできるのか、こういうことを聞きたい。それから、この中で今一つ、これはすぐすぐ出てくる問題ではないんですが、私が住んでいるそばには日本信販の集中浄化をやっている何というか住宅街、そういう面でいけば住宅公団の百草団地は、見方の問題になれば、違う形になるかもしれませんが、西武の団地、こういうものがあるんですが、こういう人に公共升というのは、おそらく集中今まで浄化をやっていた人は、いわゆる共益費という形の中で納めておったんですが、おそらく公共升がつくられるんではなかろうかと思うんですが、こういう人は、もう面的整備というのが全部終わっているんですね。公園もあれば道路も整備されている。しかし、都市計画道路というのは、何というか、都市計画税というのは、あらゆる問題に使ってもいいんだという中だから取っているんだ、こういう論もありますが、ただし、まだ４メーターの道路もできてない、こういうところから見れば、こういうところはでき上がったものを求められておる、こういう点から見ると、こういう公共升というものをつくらされるときに、私費でこういうものは負担するのか、あくまでも個人が負担するのか、その辺をお聞きしたいと思います。それから、あわせてこれからのその下水道を何というか、引くのに多摩市の場合を見ていると、おそらくかなりのところをもっともそういう道路がないのかもしれないんですが、４メーター以下のところは全部４

メーター以上の道路に拡幅して、いわゆる下水道を布設する、こういう点の中で、赤道と称する市道の中で、1.8メーターなら日野の下水道の要綱の中では入れるんだ、こういうようなことがされているようなんですが、いわゆる面的整備もあわせて年次計画の中で、こういう道路の整備も先にやってやれるのかどうか、この辺も私道も含んで、私道の場合には、もっと違う拘束力があるようなんですが、私道も含んでお答えがいただければ幸いだと思います。

次が程久保川の旧河川敷を利用して、遊歩道というか、公園というか、こういうものをつくられることがまだ我々建設委員会にも提示をされていませんが、去年の予算の中で、その調査のための委託料が取られているので、恐らくでき上がっているんではなかろうかと思うんですがこういうものは、区画整理、いわゆる公園なり、遊歩道、程久保の河川敷だけならいいんですが、公園をつくる場合にはおそらく近隣の民地をも買収しての計画やに聞いております。そういう場合にそういう計画は、立派な計画をつくられるのはいいが、実際問題実施が可能なのかどうなのか。いわゆる区画整理をしないでも周辺の用地確保ができるのかどうなのか。このへんの見通しを少し早いかもしれませんが、お聞きしたいと思います。

次に、これは通告にはしてなかったんですが、３点ばかりお聞きしたいと思うんですが、やはり百草地区に杉野学園の用地が約公簿で２万坪ぐらい、昭和３８年に買収されて、４３年に造成されて以後幼稚園だけつくられてそのままの現状になっております。こういうところの何というか、赤道の問題、いわゆるもとの何というんですか、山へくず掃きに行ったり、その何か農地に行った農道というんですか、こういう赤道の問題の処理、それから、つけかえの外周の道路があるんですが、こういう移管やその手続は、もう２０年近くなっているんだがどうなっているのか。また、杉野学園の何というのか、学園の建設計画というんですか、そういうことは、どう、いわゆる執行部の方へ報告がなされているのかどうなのか。こういう点をお聞きしたいと思います。それから、これがどうしてもできないと、その続きにある埋蔵文化財の宝庫でありますが、万年平の農業をやっていくにしても、何というか主幹道路なり、それから、いわゆる市街化区域でございますので、道路にしてもできません。全く何というか、どうにもならない地帯です。そういう点をどうしても杉野のそういう問題の処理と同時に何かお考えがあるのかどうなのか。一つ何というか山を下って多摩市に行ってみてもらいたいと思うんです。多摩市は、区画整理の中で、すっかりもう面的な整備は、いわゆる付近はできております。この前も市長に申し上げたんですが、倉沢というところを出ていって、多摩市のいわゆる和田

というところの多摩市へ行くとびっくりするほどの差が出ております。こういう点を何か、この杉野学園を取り巻く問題の今申し上げたことをお答え願いたいと思います。

それから、先般古谷議員さんから、京王線の立体の問題が提起されたんですが、私も非常に何というか、自分が住んでいる所と近いので、京王線の何というか、必ずしも上を通るということだけじゃございませんが、立体化ということは、いわゆる関心を持っております。特に浅川以南で、特に高幡以東は、合併以来旧都道は都市計画道路がございますが、いわゆる都市計画道路というものは、百草団地に行く湯沢を入ってくる道路にしても、三沢の地区から入って多摩市へ抜ける道路にしても、程久程のいわゆる七生公会堂の先から行っている高幡団地、百草団地に通ずる道路も都市計画の道路という認定はなされていないようです。こういう中で非常に聖蹟桜ケ丘を中心にする多摩市の何か発展というんですか、商業圏としての伸びぐあいはすばらしいものがあります。そういう点では我々の商業圏というのは、日野の豊田なり、日野も非常に大切です。しかし、市民から見れば、他市であろうともサービスがよくて便利ならそこへ行くのは、理の当然ではなかろうか、こういうふうに考える中で、こういうところに向かう百草駅の北側の道路計画というのが１本もない、いわゆる下水道を市がつくりながら、徐々に足している、こういう現状の中で、少なくとも何というか、新井橋から入ってきた聖蹟桜ケ丘駅の裏へ通ずる道路ぐらいの１本の計画があるのかどうなのか。それから、百草の駅が、私、何か来年度に向かって今ホームが直されております。このホームは９月で何か１０両編成の輸送力増強という形で１０両編成ということになるようなんですが、いわゆるカーブとホームの拡張をやっております。来年度におそらく、駅舎の踏切を通らないで、地下にもぐっていくというような構想であるやに聞いておりますが、ただ非常に私は残念に思うんですが、きようの中山議員なり、特にいろんな日野の駅舎の問題等で、よく御質問される大柄議員の質問等では、日野の駅というのは、森町のその何というか、市長は、区画整理の中で駅舎を何というんですか、直していくんだ、改札口を直すんだとか、駅ビル方式にするんだ、こういうようなお答えが出ておりますが、私鉄といえども南平もそうなんですが、百草もハイヤー一つ止まれません。ただし、私は残念だと思うのは、私がここにおいでになる古谷議員さんが町長のときたしか36年だと私が農業委員をやっているときに、朝倉キンさんという自宅がありました。その自宅を今の七生農協の組合長の朝倉厳さんと協力しまして、朝倉キンさんという人を動いていただいてあの前を買収しております。少なくともそれが利用されれば駅前広場、こういうものなり、

少なくとも何というんですか、百草の駅がここにあるんだなということぐらいは、都道を通ってもわかるような姿になると思うんですが、市は、こういう問題に対して、１回も京王電鉄の管理の方の担当と交渉をされたことがあるのかないのか。営利会社ですからよほど働きかけをしないとそういうことに乗ってこないというのがわかりますが、少なくともそういうことをおやりになったかどうなのか。それから、今一つ申し上げますが、そのすぐ今度は隣を今私はどこの所有かわかりませんが、私もそのところを持っておったんで、電源開発、いわゆる電発という高圧線が通っている線下が多数あります、その近く。そういうものを含めると駅前広場なり、公園というものができます。ある権利者に言うと、そういうものを受けて立つというか、そういうことに特にその地帯もいわゆる都市計画の用途地域を商業地域に変更してくれ、こういう請願も採択されております。そういう中で、こういう対処をどう担当の企画財政部等でおやりになっているかどうかをお答え願いたいと思います。

最後に10点目なんですが、給与の問題とか、退職金の問題というのは、しばしばいわゆる各議員の人から御指摘であります。私も９月の議会、１２月議会にも申し上げたんですが、私は２６市の全部の確かに見渡した場合に、日野の手当と称されるものは、確かに３８種類だと思って必ずしも少ない方ではございません。それから、今一つ管理職の非常に何というか。部長が２５％、課長が２０％、係長が１５％、それ以外に調整金というのが９％ですか、ついているということも知っております。ただし、私は何というか、他市との比較を見た場合に、今の通し号俸制が、組合との合意の中で、６カ月の延伸等が行われた中で、初任給の据置とか、例えば53歳ですか、昇給のストップ、こういうものがなされた中で、いろんな点でなかなかスムースにはいかないかと思うんですが、私は、これだけ日野の決して管理職の手当は少ない方じゃありません。私の資料から見ると、見方によれば高い方だ、多く出ている方だ、ただし、現実の問題の本給が安ければいわゆる課長さんなり、部長さんが退職されるのに決していい結果ではないんではなかろうか。こういうことを少なくとも手直しのできるところから、こういう何というか管理職の一部手当を本給に繰り入れて期末手当に充当する。こういう形を少なくとも今度は市長前向きの形でおやりになる考えはあるのかどうなのか。以上１０点をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋通夫君）　石返勝雄君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問に対しまして主管部長からなるべくお答をするようにいたしたいと思いますが、総括的な御趣旨に沿いまして私からお答えすべき部分を取り上げさせていただきたいと思います。

大変御指導的な立場から課題を与えていただいたように受けとめております。私もこの決して今気負った感情とか、あるいは思い上がった気持ちは毛頭ございません。今までの政治理念、あるいは政治姿勢これらのことは、市民の方々にもまた議会の方々にも基本的に御理解をいただいておるというふうに思っておりますので、余りその表現の仕方が、この紋切り型にならないようにしたい。こう思っております。そこで、就任いたしまして、特に広報の５月１日号というのは、選挙後至近距離にありますので、むしろ間に合わないといいますか、要するに公表の仕方としては、客観的に選挙管理委員会の処置として、どなたが当選をした、こういうことになっております。やや時間を置きまして、たしか５月１５日号、あるいは６月１日号というふうな形で今日の私が就任しました以後の経過を御報告を兼ねてこのようなことを内部に指示いたしました。こういう表現を行っております。特に今回は職員内部の幹部職員に対しまして、政策というものの重みをよく理解してもらわなきゃなりません。選挙公約は、選挙の外でやった約束ごとだ、内部の行政とは、また一線を画すというふうに思われる、これは適切でありませんので、公約そのものがこれからの行政課題である、こういう意味合いでそのような表現をとっております。特に今までのこの今最後に御指摘になりました給与の問題等まだ市民の方々に、あるいはまた時代の背景が相当厳しい状況がありますので、自らの襟を正すとともにこれまでもそうでありましたが、これからも自らの襟を正すとともに市民の理解を行政の施策展開とともに信頼を回復していこう、信頼を得ていこう、こういう気持ちであります。

それから、今までいろいろと施策を進めておりますから、これまで引いたレールをますます延ばす、そういうことが主でありますので、特に取り上げましたのは、新しく施策になるもの、あるいは政治姿勢、あるいは行政目的になるものというふうなことをピックアップし、それを強調した。こういうふうに訓示の内容を構成いたしております。そこで、これからの各部長からそれぞれの機関関係につきましては、お答えをするわけでありますが、非常に大きな範囲の御質問でありますので、４期目の期間中に完成し得るものもありますし、また、し得ないがより基盤をつくるという性格のものもあるわけであります。私は、特に都市整備関係、下水道、これらの仕事に下水道市長と言われるほどに事業の布石を進めていきたい、このように考えております。あと福祉や教育、文化、これは時代の推移に合わせて日野市の独自性を発揮しなが

らやっていきたい、このように考えております。そのような内容でおりますことをあらかじめ御承知いただきたい、こう思います。あと必要の都度答弁をさせていただきます。

○議長（高橋通夫君）　関係部長より答弁。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　御指名でございますので、私の方から第１点目の数育委員の準公選の問題、並びに第２点目の幼児教育センターの問題について回答させていただきたいと思います。

第１点目の教育委員の準公選制の問題につきましては、私自身が任命されているその教育委員の１人ということでございますので、果たして任命されている教育委員の１人が回答するということが妥当であるかどうか、いろいろ考えさせられるわけでございますけれど、現在の教育委員の選出これにつきましては、御承知のように地方教育行政の組織並びに運営に関する法律、これに基づいてこれは教育委員というものについては、市長の地方公共団体の長が固有の権限を持っている。この任命に当たってですね。議会の同意を得て任命をしている。ただその際に、教育の中立性というものを堅持する意味から５人の教育委員さんのうち３人以上の者が、同一の政党に所属することがあってはならない、こういうようなこともその中に触れられているわけです。今回のこの準公選の問題につきましては、市長もおそらく慎重の上にも慎重を期しておられると思うわけでございますけれど、今石坂議員さんからもお話がございましたように、行政主導型という形の対応、これはかえって市民全体の総意に基づかない中で、問題が先行していくということについては、十分配慮していただきたい、こういうように感じております。

それから、２番目の幼児教育センター関係の問題でございますけれどもこの問題につきましては、一昨年の１０月第一幼稚園の空き教室を使いまして、一応幼児教育センターが出発いたしまして、１年半ほどの経過を見ているわけでございますけれど、この中では先ほどお話がございました重松先生を中心として、明星大学の岡田先生とか、岸先生、あるいは岩城先生というような幼児教育関係については第一人者的な方たちが、協力をしながらやってくださっている。それ以外に都立研究所だとか、あるいはボランティアのような形で幼児教育に関心をお持ちになっている先生方も参加しながら、第一幼稚園のあの場所で研究を進めてくださっているわけでございますけれど、今までその中で取り扱ってきている内容というのは、大きくわけて四つほどあるんじゃないか。一つは、父母の方たちを中心とした幼児教育の講座、こういうものを何回か計画しながら、父母の方々に幼児というものの見方、そういうものについて講座を持

っておられる。それから、２点目は、幼児の遊びというものをこれを中心とした観察記録というものを何とかまとめたい、こういう方向で今の先生方がいろんな角度から協力してくださっている。それから、３番目は、よく重松先生がおっしゃるわけですけれど、三つ子の魂百までという中で、伝記とか、あるいは記録をもとにした自我の芽生え、その子供のこの自我というものの芽生え、これが将来その子供たちが大人になっていく過程の中で、どのように発展していくか、そういう面での研究。最後に、幼児の保育状況、特に日野市の子供たちがどんな保育状況のもとに現在保育を受けているか、そういう面での把握、さらに、それらの幼児の保育との絡みの中での発達記録の整理、これらを主に幼児教育センターの中で行われている。ただ反省点といたしましては、確かに今石坂議員さんの方からもお話がございましたけれど、委託の位置づけというもの、こういうものにつきまして、おそらく重松先生は、ある程度不安をお持ちになっている面もあるんじゃないか。例えば正式に幼児教育というものは、今後日野市の大きな一つの柱として進めていくのであれば、幼児教育センターの条例ですね。こういうものが、やはり議会の中できちっと承認され、それに基づきながら運営されていく、また、その面で確かに現在日野の第一幼稚園、あるいは多摩平の保育園、これを中心にしながら、第一幼稚園の空き教室を利用しながらやっておりますけれど、先生自身のお気持ちとしても、小学校や中学校の空き教室というよりも現実に子供たちがその場にいる立証的な形で子供たちの姿そのものを見詰めながら研究をしたい、こういう気持ちがありますので、小・中学校の空き教室よりも現在の第一幼稚園の現在おります教室の空き、そういう中で研究を続けられる方がより有意義なんではないか、こんなように感じております。以上です。

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　政策的なことは、私何というか、むしろやるとかやらないとか、どうだということは、担当は何というか、その法の解釈というか、そういうことですと、むしろこうしますか、しないとかいうことは、むしろ市長に感想を求めるというか、述べてもらいたいということですから、誤解のないようにひとつ……。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、第３点の老人、母子医療費の無料化についてはどうかという御質問でございますので端的なところだけお答えいたします。

まず市長から政策として提起されましたのは、老人、母子医療の無料化を目指すということ

になっておりますので、私どもとしましては、これを受け取っております。まず老人の医療費の無料化ということになりますと、これは、国からは老人保健法ができた段階で、一部負担金の導入がありましたので、この一部負担金の導入までを無料化するということについては、強いペナルティーが科せられておりますので、これは禁止事項でございますので、これは非常に難しいということでございます。また、母子医療費の方でございますけれども、これについてははっきり申しますと、ペナルティーはございません。これは、既に全国では４１県で実施しておりまして、そこの市町村実施が４０県でございます。そこでは母子医療の無料化という形で一部負担、または全額という形で実施しておるのが実情でございます。

それから、第５点の老人いこいの家の利用状況についてということでございますので、数字だけでございますけれども申し上げたいと思います。まず月別に申し上げますと、昭和５９年の１０月、これは開所時でございますけれども、宿泊者が6名、日帰りが２９名、合計３５名。１１月が宿泊7名の日帰りが４０名の４７名。１２月が宿泊が１９名の日帰りが５４名、合計７３名。６０年の1月が宿泊が１６名の日帰りが４６名で合計で６２名。2月が宿泊が８名の日帰りが１２１名、合計で１２９名。3月が宿泊が２３名の日帰りが１１１名で合計して134名。６０年の4月には宿泊が２０名日帰りが１１２名の１３２名、現在５月は集計中でございまけれども、宿泊が6名の日帰りが１３２名で合計して１３８名という状況でございます。

それから、老人ホーム、または利用を広げる方法についての考えはということでございますが、現在は、これの規則をできるだけ利用する方の気持ちに沿って運営をしていったらどうか。できるだけそのような御希望に沿った運用にしていきたい。こういうぐあいに考えておるところでございます。これを老人ホームなり、あるいはその他の施設の方に転換するという考えは現在ございません。

６番のつばさ学園の運営の中で、つくられてきている製品、作品の販売方々についてということでございますが、これについては、まだ作品らしいものは、はっきりしてまだできておりませんので、今後の問題ですが、これはできている品物はなかなかきれいなものでございますので、できるだけいいものを販売に頼るようなものをたくさんためまして、市の方のいろいろな行事等、あるいはバザー等にも利用して、できるだけ販路を拡張していきたい。できるだけ市の方でこれは法人でございますけれども、市の方でできるだけ販路については協力していきたい、こういうぐあいに考えているところでございます。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

３番目のそのうちの２でございますけれども、南部地域の医療施設の誘致の関係でございます。今現在努力しておりますのは、南平二丁目、いわゆる府中市の医王病院が進出をしようとしていた土地に対しまして、努力をしているということでございます。それから、都立病院の関係でございますけれども、私ども現在東京都が考えております公立、民営のいわゆる多摩地域への病院につきましては、かなり大規模な病院の規模を考えているように理解をしていたわけでございます。そんな関係で具体的に日野市に適当な立地条件を有するようなところがあるかどうか、そういう検討はしなかったわけでございますけれども、今後今少しきちんとした詰めをいたしたいというふうに考えております。

次が８番目の杉野学園の関係でございますが、道路の赤道の処理とか、あるいは周辺の開発計画につきましては、担当部長の方からまた御説明があろうかと思いますけれども、杉野学園のその土地に対する利用計画でございますが、文部省の方には、杉野学園のいわゆる学校施設の用地として、いわゆる設置基準に基づく土地としてのカウントは現在しているようでございます。ただ具体的に杉野学園として短大なり、あるいはドレスメーカーを持ってくるというところまでの計画は、現時点ではまだ詰まっていない、決まっていないという状況でございます。ちょっと質問からはずれますけれども、この土地につきましては、現在一部リトルリーグで有料で使っております。そのほかにもまだグラウンド等土地があるわけでございますので、杉野学園に対しまして、日野市に開放するように、これは、日野市が借りまして一般の市民に貸し出すという方法を考えまして、その申し入れをしておりますけれども、なかなか内容について進展をしないというふうな状況でございます。何か杉野学園に対する交渉の方法といいますか、対応の仕方の転換をする時期ではないかなというような状況でございます。

それから、９番目の百草駅の関係でございますけれども、これは、ちょっと年月は、はっきりしておりませんけれども、７、８年前でございました。駅舎を南側の少し東に寄せるという構想を京王帝都が持ったわけでございます。しかしながら、思うように用地買収ができないということで挫折をしまして今日に至ったということでございます。

それから、９の２の鉄塔の関係でございます。これは、確かに落川地域にはかなり鉄塔もございますし、また高圧線が通っております。この線は２種類ございまして、いま議員さんもお

っしゃっておりましたけれども、電源開発のいわゆる高圧線と、それから東京電力の高圧線があるわけでございます。過去に話題として、いま少し統合整備できないだろうかという話題が出ましたけれども、さっき申し上げましたように、ちょっと会社が違う関係でなかなか簡単にいかないような話は聞いております。この問題も正式ないわゆる俎上に上げまして交渉してみたいというふうに考えております。

○議長（高橋通夫君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　それでは、私の方から下水道の御質問と程久保川の旧河川敷の利用についての御質問についてお答え申し上げます。

まず下水道でございますけれども、御指摘がございましたように、受益者負担金は徴収しないようにということで私どもは現在詰めを行っておるところでございます。この点につきましては、過日もお答えをしておったところでございます。負担金につきましては、徴収するとなると、現在の日野市の状況では、非常に難しい問題がございます。そういう関係で負担金を徴収しないで実施をしていこうということを基本的に考えてございます。

それから、同じく下水道の中で、落川処理区の１１ヘクタールの供用後の開始の問題でございます。現在下水道管を１１ヘクタールを中心に埋設をしておる段階でございます。既に１１ヘクタール大部分が公共下水道管が埋設してございます。それで、本年の１２月までには供用の開始を図るために現在最終的な詰めを行っておる段階でございます。この詰めは、２番目の御質問でございましたように、使用料金の設定の問題でございます。この料金を供用開始の前に決めておかなければならないということで、私ども今この使用料金の算定に最終的に整備に入っている段階でございまして、この料金問題につきましては、次の議会、９月の定例会に議案として案件を提出していきたいというふうに考えております。したがいまして、１２月の供用開始にはどうしても間に合わせたいというけうに考えております。

それから、公供升の問題でございます。公共升につきましては、市で設置するのか、あるいは個人で負担をするのかということで、事例として日本信販、西武団地、こういったところがお話があったわけでございますが、この日本信販あるいは西武団地というところは、もう既にコミプラで処理がなされておるところでございます。また、処理をされておらないようなところにおきましても、公共升につきましては、市費負担で設置をいたします。したがいまして、升までは市の方が責任を持って設置をすることになります。それと４メーター未満の道路につ

きましては、多摩市などでは、拡幅しながら下水道管の埋設を行っているという御指摘もあったわけでございますが、日野市におきましても、公道で４メートル未満の道路、これは１１ヘクタールの中にもございます。そういうものにつきましては、４メーター以上に拡幅するように用地買収を行い、ここで整備を行うことで計画を進めておるところでございます。したがいまして、できるだけ公道は４メーター以上になるように、下水道管を埋設する段階で支障のないようにしていきたいというふうに考えておるわけでございます。その場合には買収、あるいは寄付というようなこともあろうかと思いますが、その都度地権者の方々と御相談をしていきたいと思います。また、私道におきましても、下水道管が入らないような細い私道もございます。そういったところにつきましては、やはり拡幅をお願いするというようなことになろうかと思います。拡幅をいたしまして４メートル以上の道路になった場合には、また市の方にその道路を市道として寄付をしていただくということにもなろうかと思いますが、できるだけ４メーター以上の道路が整備されるように私どもの方も努力してまいりたいというふうに考えております。それから、程久保川の旧河川敷は、御指摘のございましたように５９年に予算をいただきまして、この河川敷の利用につきまして、計画書をつくるための調査を行ったところでございます。これについては成果品として、ここでやっとまとまったものが印刷ができ上がりました。したがいまして、今回の定例会の中の建設委員会にまずその内容について御報告をしたいということで、現在準備をしている段階でございます。この河川敷利用の中で、面積といたしましては、旧河川敷を利用するその周辺の民地の買収ということも考えております。全体の面積といたしましては、旧河川敷として１万6,０６０平米、それから、民地の買収を予定しておりますが、それが１万6,３５０平米合計で３万2,４１０平米の土地が必要というふうに考えております。しかし、民地の買収につきましては、非常に困難が伴うことが予想されます。したがいまして、現在東京都の方と協議をしておりますのは、とりあえずは旧河川敷を活用していく、そういう整備の中で、民地が買えるところは、計画に合わせて買収して整備を行っていくという２段階に踏まえてこれからの整備を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

それともう１点京王線の百草園駅の付近の用途の変更の点でございます。用途の変更につきましては、委員会に請願が出まして、これが採択をされているところでございます。用途の見直し、これは５年に１回見直しを東京都で行うということになっております。６０年がその年

度に当たるわけでございますが、東京都の方では、６０年度は見直しを行わない方針を持っております。したがいまして、東京都と現在話を詰めてございますが、東京都で用途地域の見直しを行うという時期にここの百草園駅の都道が現在第二種住居専用地域を近隣商業にという御要望でございますが、その辺については東京都の方とも十分詰めてまいりたいというふうに考えております。既に東京都の方にはそういう要望があるということは申し添えてございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、第９点目になりましょうか。学校法人杉野学園の敷地内の赤道の処理の問題でございますけれども、これにつきましては、まだ現在のところ財産上の事務的な処理がなされておりません。敷地内には４本の赤道がございます。事実上４３年にいわゆる宅地造成等規制法によりまして、あそこが開発されたその後、杉野学園の東側に沿いまして、既に道路が設置されております。これは今申し上げた４本の赤道のいわゆるつけかえ道路というふうに解釈をされるわけでございますので、今後一日も早く財産処理をするように交渉を進めて処理をいたしたいというふうに思います。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　給与の問題でございますが、特勤手当につきましては、確かに３３件ということでこれは市立病院の関係が相当多いわけでございますけれど、病院を抱えておりますので、特勤手当が多いということが申し上げられると思います。それから、他市との給料の比較ですが、これは非常に難しい面がございます。と申しますのは、経験年数、あるいは学歴そういったものがやはり加味していかないと本当の厳密な比較はできないわけでございますけれども、一般的に申し上げられるのは、やはり古い市、市制が古い市につきましては、やはり比較的給料が高い、こういうことは申し上げられると思います。日野市の場合は、押しなべて平均ということで、先ほど申し上げたこともございますけれども、申し上げますと、大体平均値をやや下回っておる、こういうことが申し上げられると思います。２６市ですね。それから、管理職手当の期末手当の関係でございますけれども、これは、ここで一般職につきましては、６カ月延伸というような形の中でいろいろ是正計画をしたわけでございますが、これもやはりラスパイレスということの指数を下げるということでございますので、こういう是正をしたわけでございますけれども、管理職手当を本俸に組み入れるということになりますと、

またラスの方が心配になる、こういうのが実態でございます。以上です。

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　大変ありがとうございました。数点一番最初の単純に教育委員の準公選制は、行政指導で実施の方向に進めるのかどうなのかということなんですから、これは、市長が今までのほかの議員さんの答弁で私も大体理解はしているんですが、市長の方から一言お願いしたいと思います。

それから、幼児教育センターの問題なんですが、これは、私が一言申し上げたいのは、非常に何というか、メンバーとしては、重松先生を初め、先ほど教育長も答弁に岡田先生、岸先生、岩城先生、すばらしいその何というか、幼児教育の権威の人がおやりになっているんですが、いま非常に何というか、どこの幼稚園でも幼児の減少の中で、例えば音楽リズムにしても、学芸大の助教授クラスが大学院生を連れてきて、現地に来て実際に子供の発生の仕方からいろんな遊びの中でどういうものを口ずさんでいるのかというようなかなり２年ぐらい長期にわたって調べてきたり、あらゆるそういう調査は厳重なんです。だから、私が申し上げたいのは、この２点目のこの問題は、市長にお答え願いたいんですが、重松先生の子供の何というか、いわゆるいろいろな観察というか、の点に第一幼稚園のそばにいてやっていくのを主眼にするのか。そして、特にお母さん教育というんですが、そっちの方に重点を置いて、むしろ市長が最初言われていた幼保の関連だとか、公立、私立の先生の教育というんですか、こういうことは、従に考えるのか、市長の今後の構想なり、ものはどういうお考えでいるのか、その辺を市長から承りたいと思います。

それから、今１点、ほかの問題もあるんですが、京王線の問題にちょっと触れたいと思うんですが、既に都営住宅のいま遺跡調査の発掘調査をやっている落川の通称１９２世帯つくるとかいうあそこのところも京王線路の下を道路が通って立体化ができております。それで、その向こうの1・3・4という通称第二関戸橋も先般の質問の中で、都市整備部長の答えでいわゆる当初は何というか、上を通るということであったんですが、実際にはいまは、その地下のアンダーで通る、こういうことに計画が是正されているというか、地域の住民の要望にこたえております。そういう中で私が何か一番心配するのは百草駅を中心にした、何というんですか、都市整備部長にもちょっとこれはお話を私個人的に聞いたんですが、五、六百メートルだけが、どうその立体化に線路を上げた方がいいのか、逆に言えばどうするかという問題になるんでは

なかろうかと思うんですが、これも私大事だと思うんですが、少なくとも何というか、前田部長も担当で大変だと思うんですが、ただ用地が確保できなかったということの私何か意味がわからないんですが、百草の駅を高幡の駅を見ても南平の駅を見ても、そう何というか、私鉄の駅で駅前広場を多く確保できるというのはなかなか高幡の駅みたいにメイン的な要素を持っておってもあの程度なので、百草の駅にただ私が言うのは、車を何というか、御主人を送っていったり、だれかを迎えに行ったときにも、少なくとも車の2台や3台とまれるような配慮が市が何かの形でできないのかということを聞いているんで、そういうことの前向きな姿勢で交渉されたことがあるのかどうか、今後ともされる意思があるのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

いま一つ杉野学園のいろんな問題は、私何か軽率なことを言うとその何というか、問題になるんではなかろうかということで、多くは申し上げませんが、あそこのあれだけの面積の位置づけというのは、あの地域にとっては、かなりあそこのものがどうなるかということが、将来展望の中で特に万年平の何というんですか、私の言う開発というのは農地のままに置くにしても面的な道路の整備は、しなきゃなりません。一例を下水道にお答えは結構なんですが、下水道を考えてみる場合に、石坂明紫さんというううちから由木武寿さんというううちに行くには、最低に見ても直線で２００メートルぐらいはあるわけです。その両わきには何もないわけですよ。こういうところへ水道なり、何か下水道を1.8メートルで持っていった場合、今後の問題がどうなるのかということを、私もあの地域の近くに住んでいるという立場で憂慮するわけなんです。そういうことをほかの面と総括的に開発計画というか、道路の面的整備をすることが市のためではなかろうかということで思うんですが、意見として申し上げておきます。今申し上げた点だけお答えを願いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　御質問の私の政治姿勢の問題、あるいはその政治姿勢からいままで取り組んでおります施策のことについて御質問がありますので、そのことに少し触れさせていただきます。

革新の旗印にこだわるなという御意見もその意味は理解するわけでありますが、私は、やはり革新の市長という立場で、いままで市民から信任をいただいておるということもあるわけでありますので、その革新というのは、要するに現状をある意味で打破をする、つまりマンネリ

化に対しては生々発展の施策を広げていく、こういうふうに考えております。また、その施策のために国やあるいは関係行政機関といがみ合いをしよう、あるいはその意識の格差を広げよう、そういうふうには考えていないわけでありまして、殻を破るということに施策の意味を持ちたいこのように思っております。多分に試行錯誤的なものも伴いますので、全部が全部成功するというふうには思っておりませんが、少なくとも自治の意識の絶えず緊張状態は保っていきたい、このように思っております。そういう意味におきまして、教育委員の準公選の問題もそういう発想に基づくものでありますが、御質問のような行政指導型でということにつきましては、これはそういう形にはなじまないものと思っておりますから、市民の方々の意識運動とともにその趣旨に近い方策を進めていく、こういうふうに御理解をいただきたいと思っております。

それから、教育センター、幼児教育センター、これにつきましても、この地方自治の範囲で取り組むことが、私は、むしろ先鞭をつける方法ではないか、そういうことに立ちましていまお願いをしております幼児教育センターには、幼児教育を中心とした研究の課題、あるいは相談を受けていわゆる市民の相談を受けていただく課題、それから、もう一つは、保母や幼稚園教師の保育者の研修ということを当面の委託内容にしていきたい、このように考えております。いまのような行政改革が強調される時期でもありますから、その行政改革は、まさに時代の要請にきちんと方向が向かい標準に合う、こういう意味合いであるべきものだと思っておりますので、単に行政の減量化でありますとか、あるいは施策の簡易化でありますとか、そういうことではないというふうに取り組んでいきたいと思います。

その老人医療の無料化、あるいは母子医療の無料化という課題は、これは福祉行政の当面の大きな目標であるべきだと思っております。それが、この制度の内部的な多少の乱用、あるいは矛盾等をつくり出して、個人の負担という形がいまとられておりますけれど、やはり究極するところは無料化、そして、しかもその健康行政とともに合わせて行うべきものだ、このように考えております。その道を探求していきたいというのが、私の政治姿勢であります。このいま日野市が発展過程にあります、つまり都市整備上の社会資本でありますとか、教育文化施設でありますとか、福祉の施策でありますとか、これはもう特別革新であるが故にということはないと思っておりますので、それは共通の問題として、大きな太いレールを敷きながら進めていくべきものだ、こう考えております。できる範囲のことを意欲を持って取り組んで参りたい

と思っておりますので、よろしく御支援をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　御答弁申し上げます。

私鉄の駅の広場の整備の件でございますけれども、現在、駅の広場につきましては、京王帝都は、整備をするということは全く考えておりません。これは、地元自治体が駅前の広場の整備として事業化してほしいというのが、基本的な立場でございます。それでは、市内の駅前広場をどうしたかということでございますけれども、平山城址公園駅の関係で申し上げますと、この駅の改良につきましては、京王平山台の開発を京王帝都がやったわけでございます。この開発に絡みまして、市の条件として城址公園駅を改良せよという条件を付しました。その結果京王帝都といたしましては、現在の2・2・6の西側でございますけれども、いま、市が地区広場として使っている土地がございます。その付近に土地を取得をしまして、周辺の区画整理をして、いわゆる駅並びにその駅前広場も含めた施設の改良をする、設置をするということを考えたわけでございます。この件につきましては、駅が現駅より東に寄るわけでございますので、利用者の同意が得られなかったという状況でございます。その結果現在の駅の場所が平山小学校の跡地でございましたので、その一部を提供し、整備をしたということでございます。そんなことで高幡不動の駅にいたしましても、動物園ができ、利用者のいわゆる輸送が必要だということで、京王が独自で整備をしたというものでございます。百草駅につきましては、若干そういう計画がございましたけれども、全く進展はしていない。つくるとすれば市の施工でやる以外にないという状況でございます。

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　ありがとうございました。もう時間がないようなんですが、一言要望を申し上げておきます。さすがに市長も革新のという立場で出ているので、その基本というような考えは貫く、これは当然だと思います。ただ１５万の市民の上ということもお考えのように拝察されるので、どうかそういう意味を含めて一言申し上げますのは、過日、江戸川競艇の３０周年に町田の大下市長があいさつされましたが、競艇事業ということが、非常に地方自治体のその進行策に寄与した、こういうことを申されているので、必ずしもやっぱり筋だけでは現実は通らないということを申し上げて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１７の１、５月１５日発行、ひの広報に掲載の日野市長初登庁職員に訓示の内容について問うに関する質問を終わります。

このたび、小山良悟君から議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、小山良悟君の議員辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よってこの際、小山良悟君の議員辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

本件については、小山良悟君の一身上に関する事件につき、地方自治法第１１７条の規定により、小山良悟君の退席を求めます。

〔４番議員退席〕

○議長（高橋通夫君）　辞職願を朗読いたさせます。議会事務局次長。

○議会事務局次長（馬場　守君）　朗読いたします。

昭和６０年６月１７日

日野市議会議長

高　橋　通　夫　殿

日野市議会議員

小　山　良　悟

辞　　職　　願

私儀、今般の東京都議会議員選挙に立候補のため、議員を辞職したいので許可されるよう会議規則第１４４条の規定により願い出ます。

以上で朗読を終わります。

○議長（高橋通夫君）　お諮りいたします。小山良悟君の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって小山良悟君の議員辞職を許可することに決しました。

小山良悟君の除斥を解きます。

〔小山良悟君着席〕

○議長（高橋通夫君）　小山良悟君よりあいさつをお願いいたします。

〔小山良悟君登壇〕

○小山良悟君　皆様お疲れのところ、ごあいさつの機会をいただきましてまことにありがとうございます。

私、このたびの東京都議会議員選挙立候補のため、本日６月１７日付をもって日野市議会議員を辞職することになりました。もとより浅学非才な私が、この３年４カ月の間、大過なく過ごせたのはひとえに皆様方の御指導、御鞭撻のたまものと心から感謝し、厚く御礼申し上げます。

今回の東京都議会議員選挙の挑戦は、無知なるがゆえに怖さを知らず、という感がなきにしもあらずですけれども、しかしながら、私が今住んでいるこの日野市は、私自身骨を埋めようとして決意をしているわけでありますが、私の大事なふるさとであります。この日野市のために何らかの形で地域の皆さんに貢献したい、そういう情熱のあらわれから立候補したというふうに御理解をいただきたいと思います。今後の政治活動につきましては、是々非々の立場を貫き通し、超党派の皆さんの御理解と御支援をいただきながら、奮闘努力する決意でございます。これまで以上に御指導、御鞭撻をいただき、末永くおつき合いいただきますことを心からお願いをする次第でございます。

最後に先輩議員の皆さん、同僚議員の皆さん、そして、森田市長、部長、課長、職員の皆さんの御健康と御多幸を心から念じまして、ごあいさつといたします。お世話になりました。重ねて御礼申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これをもって小山良悟君の議員辞職の件を終わります。

小山良悟君には長い間御苦労さまでした。

本日の日程は、すべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後６時２０分散会

６月18日　火曜日　（第７日）

昭和６０年
第２回定例会

日野市議会会議録　（第17号）

６月１８日　火曜日　（第７日）

出席議員（２８名）

１番	橋本文子君	２番	福島敏雄君
３番	小俣昭光君	５番	谷　長一君
６番	古谷太郎君	７番	馬場繁夫君
８番	馬場弘融君	９番	高橋徳次君
１０番	旗野行雄君	１１番	一ノ瀬　隆君
１２番	板垣正男君	１３番	鈴木美奈子君
１４番	川嶋　博君	１５番	飯山　茂君
１６番	夏井明男君	１７番	黒川重憲君
１８番	古賀俊昭君	１９番	市川資信君
２０番	藤林理一郎君	２１番	名古屋史郎君
２２番	竹ノ上武俊君	２３番	米沢照男君
２４番	中山基昭君	２５番	大柄　保君
２６番	秦　正一君	２７番	奥住芳雄君
２８番	石坂勝雄君	３０番	高橋通夫君

欠席議員　（なし）

欠　員

４番　２９番

詳明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	谷野省三君	書記	串田平和君
書記	佐々木茂晴君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　田辺雅子君

速記者　小野口純子君

議事日程

昭和６０年６月１８日（火）

午前１０時開議

日程第　1　一般質問

（議案上程）

追加日程第１	議案第４９号	日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
追加日程第２	議案第５０号	日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
追加日程第３	議案第５１号	日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
追加日程第４	議案第５２号	日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

日程第１及び追加日程第１から第４まで

午前１１時３分開議

○議長（高橋通夫君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２５名であります。

日程第１、一般質問を行います。

１８の１、環境問題現況と対策について問うについての通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

〔２０番議員登壇〕

○２０番（藤林理一郎君）　皆さんおはようございます。

いま議長さんより御指名をいただきました一般質問をさせていただきます。題名といたしまして、環境問題現況と対策について問う、ということでございます。公害問題を取り上げさしていただきたいと、こういうことで一般質問さしていただくわけでございます。

わが国の近代産業の生産と発展とともに発生した――すでに明治中期以降、製糸紡績会社、鉄鋼業界、精銅業界などの拡充とともに、大阪、八幡等の工業都市では、石炭の燃焼による大気汚染現象が見られた。しかし、林立する煙突からの排出される黒煙、繁栄のシンボルと見られ、それを社会問題とするような意識は一般市民にはなかった。明治２０年ごろから足尾鉱山公害事件、明治３０年ころからは別子鉱山の公害事件がございます。地域住民は、重大な被害を受けて大きな社会問題まで発展はしたものの、これという地域的な鉱山特有の問題として認識されたにすぎない。

第１次大戦後から、わが国産業活動はまず活発化し、同時に生活環境も悪化してきたわけでございます。工場などにおける生産活動に伴って発生するばい煙、排水、汚染、騒音、悪臭などの公害は、ほとんどがこの時期までに発生したということでございます。しかし、生産力、国防力の増強を最優先する体制が次第に強化されようとしてきた当時において、これらの産業、特別の問題として取り上げることなく、個々の被害について住民からの苦情があった場合に、必要な処理を行う程度であったわけでございます。そのような実情が続いてまいってきたわけでございます。

第２次大戦後の昭和２０年前半には、敗戦後の国家復興の旗印のもとに産業復興が至上の要請とされ、生産施設などの整備に電力が提供され、環境問題はほぼ戦前からの延長と見られる状態で推移した。２０年代の後半になると、産業活動が活発となり、それに伴い各種の公害現

象も増大の兆しを見せ、公害問題に対する住民及び地方公共団体の認識も徐々に高まりを見せてまいりました。

わが国の経済は、昭和３０年代に入ると急激な成長発展期を迎え、技術革新、エネルギー転換産業構造の変化など、生産活動が著しい高度化、大規模化で進行してまいりました。このため、鉄鋼業、生産業等エネルギー消費量は急激に高まり、これに伴い工場からのばい煙や排水量が増大し、全地域に大気の汚染、水質の問題を発生させ、特にエネルギー源の石炭から石油系燃料への転換、巨大なコンビナートの造成に伴って火力発電所や石油化学の工場などから排出されるばい煙のうちに含まれている有機炭酸ガス等による広範囲にわたる大気汚染が新たな問題として生じてきたわけでございます。

また、高度成長期における公害問題の代表例といたしまして、三重県四日市の大気汚染、海水汚染等が挙げられるわけでございます。しかし、このような問題は四日市に限らず京阪神地域にも、その他の主要な工業地帯においても問題となったところでございます。または工場や鉱山における事業活動に伴って排水された重金属における熊本県水俣市を中心とする水俣事件、新潟県阿賀野川流域における有機水銀中毒事件、富山県のイタイイタイ病事件など悲惨な事件が発生した。また、最近であります昭和４０年代に入ると、私企業における公害対策は相当な進展を見せるようになったことでございますが、これと対象的に自動車工業、航空機、新幹線などの交通公害が大きくクローズアップされるようになったわけでございます。

まず公害問題は、地域住民と生活に密着した問題として、地方公共団体により行政対象として取り上げられる。すなわち大工業地帯の有する都道府県などで、地域住民の要望に基づいて条例制定が動き始め、活発になったわけでございます。２４年東京都の工場公害防止条例が初めてできたわけでございます。大阪、神奈川、福岡と、次々に条例の制定が行われ、昭和２９年には、工場騒音または一般騒音を規制する騒音の防止条例ができ、また３０年には工場周辺の地域住民に最も密着した立場から、条例の制定や公害の苦情を調査相談をして、問題の解決に当たっておられたことでございますが……。

そこで、自然と人間のかかわりあいは、人間の祖先が誕生したときから始まるわけでございます。人間が最初に自然に働きかけたのが、動物及び採集の生活をしていたころでございます。このときは野性の動植物の採集して何ら問題は生じなかった時代でもあったことでございますけれども、人間は自分の手で食糧を生産する農業、畜産を初めとして、自然と人間の生活上において、食糧の安定、定住確保するために森林や草原の耕地開発が進み、自然を征服することが人間にとって豊かな生活につながってくると思った考え方に依存してきたわけでございます。これが自然破壊の始まりであった。

もっと言いますと、人間はこれらの農業から、エネルギーを使って物を生産する工業の時代に入ってきたわけでございます。人口の増加に伴い、それだけの人間の生活を支えていくためには、自然の中からさらに必要な資源を取り出すことが必要とされております。工業化、都市化、拍車がかかった高度成長に伴う人口の都市集中化により都市周辺の農耕地、自然、緑地帯の危速な破壊をもたらすに至っております。現在、また生活が豊かになったことから、レクリェーションなんかの重要性が高まり、ゴルフ場造成、観光道路の開発における自然破壊も進んでまいりました中でございます。

このような自然破壊が物理的に形式的に行われる。そこで、昭和４９年ころと記憶しておりますが工場内の職場の改良と整備を行うことを前提として、ここで飯山議員の名前を出して申しわけございませんけれども、いまから約１０年前に、私と、それから、緑ケ丘、日野台二丁目でございます。一丁目、四丁目、この地域の中から飯山議員、そして、自治会、そして、日野自動車工場の方たちと交渉に入ったわけです。そういうような中から、一度は労働省の方から副参事として石黒辰吉先生が見えられまして、そして、医師側の方から吝林大学の三鷹にある耳鼻咽喉科ですが、堤昌巳先生、そして、工場の内容、そして、地域住民の方たちの苦情、こういうものの話し合いを続けてまいりました。そういうような中から急激に日野自動車さんの方で約８億――これは私の推測でございますけれども、８億ぐらいのお金を投資して、そして、会社の中の公害について、住民側に迷惑のかからない脱臭装置を多額な金を用いまして、やっていただいたわけでございますけれども、何せその機械が故障はないようなことは言っておりましたけれども、二、三度か故障があり、そして、その故障のあった時点においては、地域住民の方たちにばい煙、悪臭、そういうようなものを地域住民にまき散らかしたわけでございます。そして、そのたびにわれわれは会社側と交渉し、また、飯山議員をパイプ役として現在まで参ってきておりますけれども、１００％は私たちもこの悪臭、ばい煙は取り除くということは考えておりません。考えておりませんけれども、地域住民の方たちに幾ら迷惑をかけても、産業はなくして国の発展はないということは私も承知しております。だけども地域住民の苦情を無視してまで、日野自動車の方でばい煙、粉じん、騒音、こういうようなものをまき散ら

かしていいのか悪いのかということでございます。

そこで私は、特に日野自動車のことについて取り上げてまいったわけでございますけれども、国の方といたしましては、公害防止を直接の目的とする一般的な公害規制法として最初に立法化されたのは昭和３３年、これは制定されております。それについて、工業用水の地域として、用水路の水、これの保全に関する法律も、実は国の方で制定されております。その中から、工場なんかから出てくる排水などの規制に関する法律、工場排水規制法というものも法律化されまして、制定されたわけでございます。そういうようなことから河川の――いまよく用水路の濁り、そして、悪臭、そういうようなものをたくさんの議員さんが取り上げております。そういうようなこともあって、これのよどんでいる調査を日野市の中でどのようにして調査を現在までに行ってきたか。この質問について１点を御回答いただきたいと思います。

それから、カドミウムについて非常に農村地帯――日野市の末端ですか。万願寺、石田、新井地域にはカドミウム汚染がされて、約もう１０年近くになろうかと思います。そういうような中で、いまこの地域についてのカドミウムに対してどのような対策、対応、または、いま現在土質ですか――土地の質ですね。どのようになっているのかを１点お尋ねいたします。

次に、工業の方から――各会社ですか、この方から出てくる有害な作業をしているところは、周辺住民に有害なる影響を与える数はどのくらいあるのか。その部分的な状況、特に最近１種住居地域、そういうようなところでハンダづけ、そして、家内工業としていろいろな作業が行われておるわけでございます。こういうようなことについて、人体に影響があるのかないのか。また、大変な近所迷惑になっている排気の中から、悪臭を分散しているような、不愉快なことを平気でやっておられるようなところも見受けられます。そういうことについて、ひとついま市の方でどのような対策を行っているのだろうか。それをひとつお聞きをさしていただきたいと思います。

次にでございますけれども、日野自動車、日野自動車と言って申しわけございませんけれども、私の方はこの地域が一番日野自動車さんについて迷惑をこうむっているところでございます。これはばい煙なんですけれども――悪臭。これは、先ほど申し上げましたように、耳鼻咽喉科の先生方から人体には影響がないんだと、こういうようなことを調査をされて言われておりますけれども、たまたま日野台二丁目の地域以外の方が、たまたま私たちの町内に参ったわけで、そのときには１０人寄れば８人までが、これは何のにおいなんですかというふうに聞きます。これは、何か蕉げたようなにおいがするんだけれども、人間には影響がないんだろうかなと、こういうようなこともたびたび言われるわけでございます。そして、日野市の行政の中から絶えず日野自動車さんに対しての、悪臭、ばい煙については気を使っていただいているようでございますけれども、私たちにしてみれば、こういうようなにおい、そして、毎日の生活の中で、１回この中で全然関係のない方が住んでいただければわかると思いますけれども、足の裏が黒くなる、畳が黒くなる。これがばい煙だと思います。脱臭装置がついておりますけれども、十分に機能が果たされてないように私は考えております。また、地域住民全員の方がそのように考えております。

そこで、ひとつ日野自動車の中から、ばい煙の濃度基準がどのくらいの基準にいまなっているのか。そして政府から定められた濃度の基準はどのくらいの基準であるのか。これをひとつお尋ねいたしたいと思います。

次に騒音でございますけれども、騒音も、これは規制されております。にもかかわらず１週間のうちに５日間、必ず小さい音、また、大きい音が出るわけでございます。たとえば神棚とか、そして、棚のあたりに私も１回やってみたことはございますけれども、人形を置きまして、そして、それがいつの間にか二つ一緒に寄るというような振動も出ております。そういうような中から、こういうようなことは本当にあっていいのか――ないにこしたことはございませんけれども、こういうようなことが私は人体に影響があるんじゃないかと、夜も寝られないと数人の方から聞いております。だから、この辺の基準ですね。騒音の基準。これについても、ひとつできましたら、どのくらいの基準があるのか、ということをお知らせ――いますぐにわかれば、すぐに回答していただくようにお願いしたいと思います。

それから、日野市の中でいま問題にはなっておりませんけれども、地下水の問題についてですけれども、地下水は、日野市全体におきまして沈下があるのかないのか。私は水のこともちろんでございますけれども、沈下がどのくらいあるのかということが心配で聞くわけでございますから、その辺のところを理解していただきたいと思います。各工場企業の中には、これは、水が必要でありますから、ある程度の水には私は触れませんけれども、それによって沈下がどのくらいして、年間通じているのか。それを聞かしていただければよろしいんじゃないかと、こういうように考えて質問さしていただいたわけでございます。

６点ですか。よろしくひとつお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えいたします。

御質問の中に出てまいりました各市の騒音、いわゆる大気汚染ですとか水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、さらには悪臭などの問題につきましては、それぞれ国の大気汚染防止法でございますとか、水質汚濁防止法、悪臭防止法などによりまして規制の基準が設けられております。さらに、東京都におきましても東京都の公害防止条例がございます。そして、より広範囲により厳しい独自の規制基準が設定されておりまして、この都条例をクリアすれば、おのずと法律もクリアできると、こういう厳しいものがあるわけでございます。条例では、公害発生の恐れのある業種を、工場と指定作業所に二つに分けておりまして、そのほか動力を必要とするものについては、都条例によりまして、電気供給通知がないと電気が受けられないような仕組みになっております。公害防災課では、事業の設置計画に対しましては、これらの法令によりまして都市計画上の用途地域と照合し指導を行っております。

さらに、御質問の中にございました１種住専地域の悪臭などにつきましては、家内工業や規制を受けない業種については、日常生活等に対応する規制の基準を適用して指導をしているところであります。さらに、カドミウムの汚染の問題につきましては一時騒がれましたが、その後問題になっておりません。

それから、そのほかに日野自動車に特定した御質問がございましたけれども、６月の１４日でしたか、この通告質問をいただきましたので、日野自動車の生産技術部の次長さんと、環境技術課長さんの２人に直接お会いをいたしまして、日野自動車における公害防止の取り組みにつきまして、直接お話を伺う機会を得ました。

それによりますと、御質問の中にもございましたように、四十七、八年ころには産業公害といいますか、悪臭、振動、騒音、そういった公害が地域の住民から指摘を受けたところでございまして、そのために、そういった公害の防止策として、日野自動車は８億から１０億ほどの予算をもって公害防止の取り組みに熱心に当たったと、こういうようなお話でございます。

環境技術課というのは、主として公害の防止に関する仕事をやるセクションだそうで、日野自動車は、地域の住民あっての企業の発展がある。こういうお考えのもとに付近住民からのアピールにつきましては誠意をもっておこたえしている。そういう姿勢がお話を伺った折にも伝わってきたわけでございます。

まず、日野自動車の公害に関する概況からお答えを申し上げますと、臭気濃度の立入り検査は、昭和５７年７月１２日と１４日の両日に行われました。測定の結果は適合でありました。しかし、その後周辺住民より悪臭苦情の訴えがございまして、敷地の境界に隣接する住民から３軒のお宅を抽出いたしまして、５７年１０月１４日に測定をいたしました。そうしましたら、基準値を越えた結果が出たわけでございます。５７年１０月１４日に基準値を越えた結果が出ました。

早速日野自動車工業に対しまして、改善措置を講ずる勧告書を出しました。この悪臭の減少の計画を提出するように要請をいたしました。これを受けまして、日野自動車側より昭和５８年の１０月２８日に減少の計画書が提出されました。その計画書の内容を検討しまして、若干の計画変更の後に脱臭装置の効率を高める措置を講ずるように指導いたしました。この減少計画に基づいて改善措置が講ぜられた後、昭和５８年１０月１３日に再び敷地の境にございます１軒のおうちで臭気の測定を行っております。その結果は基準値以下で適合でありました。なお、日野自動車から発する臭気の主な原因は、鋳物をつくる際に原料にシェル砂を混合する。シェル――貝がらですね。シェル砂を混合するため、それが蒸げて悪臭が出るんだ。こういう理由でございます。

そのほか騒音でございますとか振動につきましても、付近住民から以前はアピールがございました。工場の西南部敷地境界付近にはプレス工場がございます。過去、振動の苦情が寄せられたんですが、この振動につきましても、防振対策を実施していただきまして解決した経緯がございます。現在、プレス工場は２４時間稼働しておりますが、規制基準はクリアしております。そして、付近住民からの騒音、振動の苦情は、最近においては私ども把握をしておりません。

それから、水質につきましての当工場の排水量は、１日当たり4,４００立米でございます。規制の項目――ＰＨですか。ＢＯＤ、ＣＯＤ、ＳＳ、ＣＮ、Cr^{6+}、こういった規制の項目は、すべて基準値を下回っておりまして、過去においても問題は起こしていないようであります。

それから、先ほど概況のところでも申し上げました悪臭ですが、鋳物工場から悪臭が出ます。過去においては２直やっておりましたものを１直にいたしまして、午前８時から午後５時まで、土曜、日曜は除きます。夜間においては現在作業は中止されております。鋳造工程の規模の３分の１は、群馬県にあります新田工場へ移転をしておりまして、現在７基の脱臭器が日野にご

ざいます。鋳造工場における臭気の濃度は、その排気口においては基準値を下回っております。デジタル標示式の測定器具を使いますと、この臭気の濃度というのは数字であらわれないそうですけれども、その排気口においてはそういう状態なんですけれども、敷地の地境になりますと他の要因、たとえば自動車の排気ガスでございますとか、そういったもろもろの要因が複雑にからみ合いまして、時としてはこの基準値を上回ることがあります。したがいまして、市といたしましても、今年の７月、８月、窓をあけ放す時期になりましたならば調査をいたしたい。そういう準備を進めているところであります。

さらに、地下水につきましては、当工場の地下水の揚水量は、昭和４８年――いまから１２年ほど前には8,３００トンでございました。これが、公害防止の措置、地盤沈下の防止のために行政指導を行った結果、昨年５９年には、およそ半減をいたしまして、現在１日4,３８４トンをくみ上げております。

以上のような工場側の取り組み、そして、私どもの対応を概略お答えを申し上げましたけれども、今後とも産業公害と言われます工場、事業所、あるいは建築工事の公害につきましては十分測定と、それから、監視態勢を強めまして、公害の未然防止に努めてまいりたいと思います。なお、産業公害につきましては、企業の自己責任において発生を防ぐようにして心がけていただく、これも、もちろんのことであります。

以上お答えをいたしました。

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　答弁ありがとうございます。

いま部長さんの方から、日野自動車さんの、鋳造からのばい煙については貝がらのようなことを答弁の中で言っておりますけれども、この貝がらというのは、普通の海からあがる貝の貝がらですか……。私は、これは初めて貝がらということは言葉の中で聞いたんですけれども、私のいままでのなにから見てますと、鋳造の中には必ずコークスを使っていると思うんですよ。そのコークスから一酸化炭素というんですか、そういうゆうなものが出るわけです。それが出て、そして、その中で職場の作業している方たちが苦しくなるから、当然脱臭装置に吸い上げるものが間に合わなくて窓をあける。これは南方の方に――北側に実は窓がついておりますけども、これは閉鎖しております。あけられないようになっておるようでございますけれども、南方の方に、われわれの目に見えないところに窓があるわけです。その窓をあけると同時に、

そこから、そういうようなばい煙とかそういうものが出て、それからわれわれの北側の住民地域にまき散らかされると。におい、ばい煙ですね、粉じん。この三つが非常にいま、これから夏になると南風によって、われわれの住民がばい煙、粉じん、悪臭、こういうものについて本当に住民に迷惑かける。そういうことで、私この１０年近く飯山議員とパイプ役として、会社側とは十分に話し合いをさしてもらってここまでは来たんですけれども、これ以上、住民ががまんできないということから、きょうこれ一般質問さしていただいたわけです。

そこで、ばい煙とかそういうものが実際に出ないようにできないものなのか。これは私、工場の構造によってはこういうものが防げられると思うんです――脱臭装置がついているものですから。１００％まではいがなくても、７０から８０くらいまでは何とかしていただけたら、住民側の方もそのような騒ぎはしないんじゃないかと、こういうふうに思います。それについて、窓についての改修ですか、そして、いま高価な電気装置なんかで鋳物の作業ができるということですから、でき得るならばコークスなんか使わないような形で、できるならばそのような対策、対応していただければ、住民側の方も助かるんじゃないかと、こういうことです。それについて、市側として行政の中でそれを指導が可能か可能じゃないか。それひとつ答弁を願いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えいたします。

夏場になりますと窓をあけ放しますので、どうしても臭気が鼻につくという結果になると思います。したがいまして、その時期を選びまして調査をいたせ準備をしてございます。日野自動車につきましては、東京都におきましては留保工場という扱いを受けておりまして、都が扱っております。したがいまして、東京都とも十分連携をとりまして、この調査結果を会社側に示し、会社側にも完全な防止に向けて努力をしていただくと、こういうことになります。

（「ここは工業地域ですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　いま、工業地域だからどんなことをしてもいいというようなやじがありましたけれども、そういうものじゃないと思います。私は人間が住む以上は、人間を優先せなきゃいけないと思います。幾ら大事な国民のために車をつくり、外国へ輸出する。これはよくわかっております。そうせなければ日本の国は、経済は持ちこたえられない、という

ことはよくわかりますけれども、そうかといって、住民に迷惑かけていいのか悪いのか。そういうようなことから再三にわたって私は申し上げておるんです。ですから、いま部長さんが、東京都の指導によって、そして、行政の中でやっているんだと、こういうことでございますから、人体に影響がないということも申されておりますけれども、私は、これは人体に影響がないということは言っておるものの、人体には影響があると思います。必ず全然ないということは申されないと思います。そういうようなところから、この夏場に入って部長さんの方から、行政指導の形から調査をしてみたい、また、するんだということでございますから、この件については、ばい煙、悪臭については、これで結構でございます。

そこでもう1点、厳しいようでございますけれども、横田基地におりる飛行機の問題のことについて、ここで日野台四丁目、旭が丘、多摩平、西平山、この辺のところが防音装置がなされました。その中で日野台の二丁目、四丁目がまだその地域に入っておらないということでございますから、この公害の問題を兼ねて、こういう装置をつけていただけるかいただけないか。それを最後に質問さしていただきます。可能かどうでしょう。

○議長（高橋通夫君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えいたします。

横田基地の騒音対策といたしまして、現在日野市は平山の住宅供給公社の一帯、コースの下に当たる一帯について、地域を設定いたしまして、その地域内につきましては防音工事が行えるようにしてございます。この地域も、当初防衛庁側が設定した地域よりも、日野市の意見として二、三百メートル広くとってあります。したがいまして、この地域の中に入っておりませんと防音工事の対象になりません。日野台二丁目、三丁目につきましても、今後この地域の中に入れるように、防衛庁側と接触をしていきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　藤林利一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　いま横田基地についての防音装置にも、積極的に部長さんの方から考えてやっていくような体制づくりは持っているというような答弁がございました。これは、ぜひ日野台一丁目、二丁目の、そして、多摩平七丁目の区域を積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

それと、もう1点。東京都、国から定められた行政指導。これについて、ぜひ市長または関係の部長さんなりが積極的に取り組んでいただきまして、地域住民の、公害のない本当に住んでいていいところだなあと言えるようなところに、ぜひしていただきたいと思うんですが、その辺のところの考え方が市長さんあるのかないのか、積極的にやっていく気持ちがあるのかないのか、ひとつお聞きさしていただきたいと思うんですが……。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま藤林議員さんから、公害と市民生活にかかわります一応鎮静したかに思っておりました状況を再び提起されまして、なるほどと、やはり終わってないということを感じた次第であります。

日本の公害史、特にまた、日野市内の公害史とも言える幾多の事件が確かにありました。そうして、当時公害対策課を設け、いま公害防災課という形で、なお、公害行政を維持存続しておるわけであります。市民生活の安全と安寧を期するために公害を皆無にしたいと、また、しなければならないと、このことは一面に企業、あるいは行政の重い責任だと思っております。

かつて日野台二丁目の地域が、日野自動車のキューポラの位置する場所と隣接をしていますために、紛じんあるいは悪臭、それから、微振動。このようなことが地域からも伝えられまして、私どもも何回かこのことについての住民対話、それに伴う工場に対します要請ということを行いまして、相当な規模の改善がなされた。あるいは一部他の地域に発生の部分が移された。こういうことで、ますます過密化する住民と工場の関係。なおひとつ企業にも努力をしていただくと、このような要請を重ねていたしたいと伺ったところであります。申すまでもなく、公害あるいは災害のないこれは住民生活の平和の問題とともに基本だと考えておりますので、今後とも厳しく対応していきたいと、そして、市民生活を守っていきたいと、このように考えております。

地下水のこともございましたが、現在はかなり改善をされておりますし、その他、中央道から発生します車の騒音、あるいは生活排水の汚濁を――生活排水による低い地域に流れておる水の汚濁という問題もあるわけでありますので、引き続き対策を立てていきたいと、このように考えております。

以上のようにお答えをして、この問題に決してクリアができてないということで臨みたいと思っております。

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　答弁ありがとうございます。

市長さんにも前向きにこれから取り組んでやっていただけるという答弁がございましたから、これ以上申し上げません。そこで、市長さん、最後の私の言葉となると思いますけれども、あくまでも人間が優先するということですね。（「人間の町です」と呼ぶ者あり）はい。あくまでも市長は、それをいつも口にしているんですから、それを必ず守っていただくようにお願いしたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わらしていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１８の１、環境問題現況と対策について問うに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１１時５５分休憩

午後　２時４８分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問１９の１、昭和６０年４月執行日野市長選挙戦の諸問題点を問うについての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔１６番議員登壇〕

○１６番（夏井明男君）　議長のお許しを得ましたので、第１問の、過日行われました昭和６０年４月執行の市長選挙における諸問題点を問うということで質問をさせていただきます。

すでに終わったことでございますが、将来の展望を開くという意味でこの質問をさしていただくわけであります。それで、この問題につきましては、若干すでにほかの二、三の議員の方からお話もありましたので、市長の基本的な考え方も若干わかるわけですけれども、どうかひとつかみ合う議論をぜひお願いしたいと思うわけであります。

過日の行政報告のときに資料としていただきました「就任のあいさつ」というところで、森田市長が市の職員の方にお話しした内容のあいさつの記事がございますが、その３ページのところにこういうふうに書いてあります。「このたびの市長選挙でも、庁内の行政改革と給与の

批判が事実でないことを含めて強調されていたことは皆さんも知っていると思います」というふうな内容でございます。ここに、市長も候補者として立たれて、このような考えを持たれたということは十分推察もされますし、わかるわけですけれども、私は、今回市長とは反対の立場からこの問題についてお話をさしていただきたいと思います。当然一方の立場からお話しすることでございますので、市長の側からの点につきましては、また、どなたかこの問題について触れていただいて、公平を保っていただきたいと思うわけであります。私は、質問通告の中にもお話ししましたとおり、豊かな革新日野をつくる市民の会というところで、今回の選挙戦におきましても、かなりの部数のチラシが配られました。これを踏まえて質問をさしていただきたいと思います。

まずこの内容ですけれども、豊かな革新日野をつくる市民の会――これは日野市多摩平２の４の大坪さんという方が代表でございますが、この方を中心にして書かれたビラであります。私の手元には４号から１４号までございます。問題点を述べさしていただきたいと思います。

まず４号ビラの問題点でありますけれども、ここには政策的なことも述べられております。この４面でございますけれども、ここには、市長とは反対の立場の方に対してどういうふうな発言をしているかと申しますと「市民敵視で何でも反対。市民の命と暮らしを守る革新市政の施策に対し、ことごとく反対し妨害してきました」ということであります。政策欄では「こんな人が市長になったら、革新市政の築いた福祉、教育、医療などばっさり削られ、１５万市民はひどい目に遭わされてしまいます」「学校建設を一貫して妨害。南平高校誘致のときも、自民、新自由クの議員は、革新市政の用地取得にあたかも黒い霧でもあるかのような難癖をつけ妨害しました」――これは、御承知のとおり越党派で進めてきたことは議事録からも明瞭であります。また、自民党の議員の方も積極的にさまざまな角度から応援をされて成ったといういきさつがあったと思います。

次に、５号ビラであります。５号ビラの裏面ですけれども、ここには「自民時代の不合理直す革新市政」――給与問題で取り上げております。「これらの制度、すなわち市職員の給与制度、退職金手当などのこれらの制度は、いずれも自民党市政時代につくられたもの。革新市政はこれらの不合理な面を正してきました」とあります。また、同じ面に「市民犠牲の行革は御免。鈴木都政の行革では、６年間で１６２種類もの公共料金値上げ、老人医療無料制度を初めとする福祉は軒並みばっさり。さらに、医療、学校、福祉など、都民サービスの部門の職員が

大幅に削減されました」とあります。この、鈴木都政の進めております「福祉は軒並みばっさり」ということは異論があります。すなわち、東京都の鈴木都政は、日本でも一の高い水準の福祉制度をやっていることは周知の事実であります。

次に、６号ビラであります。６号ビラの１面には「３校目の南平高校を実現。自民・新自由クラブの妨害を排して」とあります。ここに「自民党・新自由クラブの議員は、３年以内に都立高校ができたら、責任をとって議員をやめるとたんかを切って、用地取得に難癖をつけるなど、高校誘致を妨害しただけでした」とあります。私の記憶ですと、自民党の議員の方がこのようなたんかを切ったという記憶は私は持っておりません。

７号ビラであります。ここでは――７号ビラの１面でありますが「森田市長、市民の平和の願いにこたえて核兵器廃絶、平和都市宣言」とあります。次に「核兵器を好む中曽根内閣と直結、自民党滝瀬氏」とあります。この「滝瀬氏が行政改革推進ばかり言っているのも、中曽根内閣の補助金カットを受け入れやすくし、軍拡に協力するのがねらいです。こんな人が市長になったら核兵器廃絶、平和都市に向けた市民運動も抑えられてしまいます」とあります。これも、かなり事実と違うきめつけ的な典型的な文言が並んでいるわけであります。

「非核都市宣言決議に反対した新自由クラブの推す山口氏」、同じ面であります。「平和の願いに背を向ける新自由クラブの推す山口氏では市民の平和と安全を守ることはできません」とあります。これもやはり「平和の願いに背を向ける新自由クラブ」というふうにきめつけております。同じく７号ビラの裏面には「新自由クラブの推す山口氏、市政に関する実績何もなし」というところで「山口氏を推す新自由クラブは大臣のポスト欲しさに戦後最悪の中曽根内閣のしっぽにくっついた無節操な政党です」というふうに論断をいたしております。

次に、８号ビラであります。８号ビラの１面ですが「革新つぶしの２人には市政を任せられません」というところで「下水道計画反対の請願書にただ１人紹介議員に。こんな人では下水道事業もたちまちストップされてしまいます」――当選すれば下水道事業計画もストップされてしまいます、というふうに断言をいたしております。

次に、１１号ビラであります。この１面にこうあります。「自民党は革新市政をつぶそうと公明党抱き込みをねらい、残念ながら公明党はこの策謀に乗り、自民党と手を組んだのです」というふうに述べております。また同じ面で「自民党市政が復活すれば福祉も緑も対話もおしまい」ということであります。内容を見ますと理美容券が廃止をされる。集団難病検診も廃止

される。訪問看護制度も廃止をされる。他市に例を見ない市政図書室も廃止をされる。食堂方式の学校給食もスクラップになる。婦人行政の問題についてもスクラップになる。消費者行政もスクラップになる」というふうに断言をいたしております。

同じく１２号の１面にはこのようにあります。「自民・公明陣営のデマ・中傷は市民への挑戦。自民・公明連合は革新市政の実現をまともに評価することができず、もっぱらデマ、中傷を浴びせるだけです。このことは１５万市民に対する挑戦です」とあります。同じく１２号ビラの裏でございます。これはかなりきついわけですが「政策能力ゼロ・無責任さ１００％の自民・公明陣営」という見出しであります。「きれいな言葉で市民だましがねらいの政策。自民に公明が連合して卑劣さ陰険さ２倍に」ということであります。自民党と公明党が連合すると卑劣、陰険さも２倍になる見本のデマ宣伝です、ということであります。

１３号は持っておりませんので１４号を読ましていただきます。この裏面には「政策も盗み取り自民・公明連合。政策も盗み取りとは何ともあいた口がふさがりません」、理由づけとしましては「下水道、循環バス、モノレール、南部に病院等々を掲げていますが、これらは現市長がすでに市民とともに取り組んでいる政策ばかりです」とあります。１点批判しますと、モノレール構想というのは東京都で強力に進めてきた制度でありますし、むしろ市長がこれに乗っていると言った方が客観的真実に近いと思います。

次に法定ビラであります。これもやはり豊かな革新日野をつくる市民の会というところで出されたビラであります。この法定１号ビラであります。４面に、こういうふうにあります。「日野を住みにくくする行政改革は御免です」とあります。「自民・公明党の候補者や新自由クラブの候補者は、日野市民が革新市長とともにつくってきた住みよい日野を、根こそぎひっくり返そうとするとんでもない行革を企てています」さらに「緑と清流が破壊されます」とあります。「１０数年前の自民党市政当時と同様に、もうけ本意の乱開発によって、日野の緑と清流は再び破壊されてしまうでしょう」とあります。これは、現在の情勢を無視したきめつけだと思います。さらに「全国に誇る教育・福祉はズタズタになる」とあります。「もし臨調行革派の市政になったら、人件費を浮かせることだけの市政となり、子供もお年寄りも障害者も、みんな犠牲にされて、全国に誇る日野の福祉・教育はズタズタにされてしまいます」。さらに同じこの法定ビラの４面ですが「市民サービスは低下、消費者施策切り捨て、婦人差別も助長。寝たきり老人看護手当、老人理美容券、難病集団検診、図書館行政、これらの市民サービスも、

行革派の市長となれば片っ端から切り捨てられます。三多摩のトップの婦人センターや、消費者相談窓口などの消費者行政も同様。女のくせに、女は家庭にの差別や偏見が市政に横行するのも目に見えている」とあります。私は、婦人の問題につきましては、さきに一般質問で憲法の保障されている男女平等が実際の実社会では乖離していると、それを努力すべきであるということを真検に訴えております。こういう立場を考えますと、こういう断言は、やはりきめつけではないかと思うわけであります。さらに「市民との対話は断絶するであろう」とあります。すなわち、行革派の市政になったら、市長と市民の交流は断絶すると言われております。これは法定ビラ１号であります。

次に、やはり法定２号ビラでありますが、この２ページ、３ページに、自民党など反市民派の市政になるとこんなに悪くなるということが書いてあります。「自民党などの推す人は何もできない議員として知られています。その人の応援に某政党がついたのは、金が動いたからと新自由クラブの代議士が言っているように、まさに金権政治家」とあります（発言する者あり）これは、政治家であれば何でも許されるということではないと思いますけれども、これは刑事事件としての名誉棄損罪、さらには侮辱罪に該当する要件をかなり満たしております。政治家には、最低道徳を守ればいいということでは私はないと思います。法に触れなければこのようなことを書いても事足れりとする傾向があるとすれば、やはりこれは厳しい市民の指弾を浴びてもやむを得ないと私は思います。刑事事件として一つの要件が欠けるから告訴を免れるというような文面をつくるべきではないと私は思います。それから、同じところに「自民党などの推す人の実績は、革新市政の市民本位の施策にすべて反対したことぐらいで、市民のための実績は文字どおりゼロ」あります。また「自民党などの推す人の公約は事実上、行政改革だけ。彼らが実際にやろうとしているのは公共料金の値上げ、福祉と住民サービスの切り捨て、部長、課長の手当をふやすこと。こんな人が市長になったのでは日野市がだめになってしまいます」とあります。

さらに類似のビラが、やはり豊かな革新日野をつくる市民の会から発行をされております。これは、ダ・カーポさんの来園で、２月２４日午後１時からの市立第一小学校体育館の森田市政１２周年記念、1,０００人集会のチラシであります。これの裏面でありますけれども、やはり都立高校３校誘致という実績の中で、「自民・新自由クラブの妨害を排し、南平高校、日野台高校、八王子東高校を誘致実現」と三つの高校が挙がっております。さらに、「市民1人0.5

平方メートルの緑地確保」と実績として挙がっております。この中に、８万3,０００平方メートルを購入して市民の財産を守る。これに刮弧して（都有地を含む）とあります。やはり正確な報告をされるんであれば、都有地がどのくらいあるのかを、やはり書かれるのが信用を増すのではないかと私は思います。

それから、やはり号外の中で――号外号が出ておりますが、それの1面であります。「革新市政は核兵器廃絶・平和都市宣言を行いました。このとき自民、公明、新自由クラブはこの決議に反対や退場し」とあります。公明党は、この決議に反対をしていませんし、退場もいたしておりません。それで、核兵器廃絶・平和都市宣言の問題については正確に書いていただきたいと思います。なぜかと言えば、このちらしが１５万市民に配られているというふうに推定がつくわけであります。ですから、こういう重要な問題については、正確を期していただきたい。公明党は賛成をいたしました。今回も衆議院の決議を踏まえた決議案の意見書も提出をしているところであります。

また、同じところで「もし自民、公明、新自クの市政になれば、子供たちに喜ばれている自校方式の学校給食を、行革の名のもとにセンター方式や民間委託にされてしまいます」とあります。ちらしの紙面の都合もあるんでしょうけれども、公明党は昔から、奏議員の当初の時代から学校給食については何遍も何遍も議会で取り上げてまいりました。自校方式も賛成であります。それも申し上げてまいりました。ただ、調理員の方を臨時で雇いながらやったらどうか、という提案はさしていただきました。しかし、センター方式でやれとか、民間委託でやれとかいうことは、一言もわれわれは提言しておりません。この点も正確を期していただきたいと思うわけであります。

さらに、「旭が丘に老人憩いの家の新設、理美容券の発行、老人農園の増設、さらに寝たきり老人訪問看護など、手厚い援助を市政は差し伸べております。これをばらきき福祉だ、市長のお遊び行政、と攻撃している自民や新自由クラブの市政は御免です」とあります。ばらまき福祉だ、市長のお遊び行政、ということは、私の短い議会活動の中でも老人憩いの家、老人農園の増設の問題、寝たきり老人訪問看護の問題について、そういうふうな主張がなされたか、私は全く記憶にないわけであります。

さらにこれは、市長もあいさつで投稿されている――豊かな革新日野をつくる団地住民の会、百草団地２６２－２０６の宮井さんの責任発行だと思いますが、その中でも５ページのところ

の政策の欄ですが、ここで　自民党を押す人は国や東京都からの補助金１０億円の削減を賛成をしている。教育、福祉の切り捨てを推進している。こんな人が市長になったら喜ぶのは政府、市民は大変」と、こういうふうにあります。御承知のとおり国の段階と地方公共団体の連合体の中では、かなり党波を越えて物を申しているのが実際の実態であります。このように論断をすること自体が、私は市民の方に報告をするという条件からは反しているのではないかと思うわけであります。

さらに、これは日本共産党日野市委員会の「明かるい日野」という号外、４月発行がございます。この裏面にこのようにあります。「人権費高くしたのは自民党。職員の退職金を１１７カ月にしたのは自民党市長。それには自民党市議も賛成しました」。これは、自民党の市会議員が賛成しただけでなくて、ほかの議員さんも賛成をいたしていると思います。反対の立場の方もいらっしゃると思います。ですから、やはり載せるべきであろうと思います。それから、「これを８９カ月に是正したのは革新市政」。この８９カ月に是正の条例案を、たしか私の記憶では圧倒的多数、むしろ全会一致で、この本会議場で決議をいたしております。この中には、自民党の議員さんも、もちろんいらっしゃる。やはりこれに書くべきだと思います。

「下水道をおくらせたのは自民党」こういう大きなちらしもあります。さらに「自民党・公明党連合の行き着く先は福祉、教育切り捨ての都政を見ればよくわかる」と。これは、東京都が大変な赤字を引き継ぎながら、国のさまざまな要求、圧力の中で福祉を必死に守ってやってきているのは、都民周知の事実であります。さまざまなデータから言ってそうであります。その福祉の、東京都の都政を見れば行き着く先は福祉、教育の切り捨てだ、ということを、１５万市民の方に、大量にばらまかれたわけであります。これは、大変に問題のあるところだと私は思います。

次に、これは日野市版の「社会新報」、日本社会党中央本部機関紙局、１９８５年４月１０日の「社会新報」のちらしがございます。社会党さんは、かなりやはり野党の第一政党としての力量がおありでございますので、見出しはニュー社会党は「森田喜美男の必勝を期します」と森田市長のあいさつ文を載せまして、裏に「実績豊かな森田市政の発展を期する」ということで実績を掲げております。いま私が述べましたような言葉は入っておりません。

以上、　めているというよりも真実を申し上げております。このような以外のちらしがあれば、私はここで話をさしていただくつもりで参っております。

以上のような内容であります。市長、いまお聞きいただいて、市長の施政方針、さらには基本構想等の文面の中には、日野の市民の方のさまざまな思想、信条等を越えてやっていくのが行政的な立場なんだということをおっしゃっておりますけれども、残念ながらこういうふうな選挙の場面になってきますと、感情的に余り気持ちのさわやかでない話の言葉がぶつかり合ってまいります。

私も、今回の市長選で運動さしていただいて、さらに、話をさしていただいた中では、とかくすると市民の方の感情的な部分に働きかけてしまうという衝動に駆られることは、正直言ってあったわけであります。これが激化してくればくるほど、どうしても市民の方の感情的な部分――特に嫌悪感をもよおすような部分に入っていくわけであります。やはり選挙のたびにこういうことが行われたんでは私はならないという立場から、話をさしていただいているわけですけれども、この辺の市長の御見解を、先ほどの就任あいさつの「事実でないことを含めて」という言葉の中に、さまざまな思いがあると思いますので、その辺の話をぜひお聞きしたいと思うわけであります。

御承知のとおり、議会制民主主議というものの中で一番罪悪――これを根本から崩壊をさしていくものは何かということがさまざま議論されておりますけれども、それを集約いたしますと、一つは、政治がうそで固められること。政治が金で汚れること。この二つが大きな要因であろうということは、さまざまな方から指摘をされている点であります。また、選挙における市民の方に感情に訴える。市民の方の理性に訴えるということのないことが状況が続くと、現代のいわゆる大衆社会化状況と言われている中で、政治の民主主義の空洞化が進む。さらには、その延長線には独裁政治という方向の条件が積み重なっていくということが言われております。

私は、先ほど述べましたデマといいますか、かなり真実の部分から反する部分があると私は思いますが、こういうふうな言葉の投げ合いをいたしておりますと、市民の方から最終的にはそっぽを向かれてしまうと思うわけでありますが、この辺の基本的な考え方をお聞きしたいと思うわけであります。

さらに、名誉棄損侮辱罪にはならないけれども、かなり候補者にとってはきつい言葉が飛びかっておりましたけれども、やはり日本の憲法では基本的人権を尊重するというふうに高らかにうたっておるわけでありますから、憲法の土台を根本から揺り動かすのが政治の世界であってはならないと私は思うわけであります。その辺市長は――これは皮肉ではありません。憲法

の根本的な精神というものを理解する。また、政治家としてはさまざまな条件をいい方に持っていくと。見解が違う人に対してはかなり話し合っていくというふうな状況づくりをしていくのが、やはり政治家としての大きな課題であろうと思いますので、その辺の決意のほどをお尋ねしたいわけであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　選挙制度は民主主義の根幹を定めたものだと思っております。したがいまして選挙を通じて政策宣伝が行われ、また、その当事者の人格や識見、そのことを強調することによって選挙民の判断を得るということが、いわゆる選挙運動だと思っております。そのために、それぞれ選挙母体が編成されまして、それぞれの政党の主張、あるいは市民団体の主張、いろいろの主張がからみ合うものだと思います。その選挙のいわゆる主張が、あるいは行動がなるべくフェアであり、そうして清潔で行われるということは一番望むべき姿だと思っております。私は、そのような状況のもとに日野市長選挙も行われたというふうに信じております。

いろいろの宣伝手段があるわけでありまして、それが言葉少なでありましたり、あるいは強調のために誤解を与えるというようなことがあってはいけないと思います。いずれにいたしましても、そのような、もし言われるような意味の投げ合いがあったんでは、これは民主主義の発展には決してよろしいことではないと、このように思っております。私は、少なくも他人を誹謗するというふうな主張は行わないで、自分の政策宣伝を行って市民から信任を受けたとこう思っております。したがいまして、その政策をこれから実行さしていただこうと、こういう決意でおります。

以上のような見解でございます。

○議長（高橋通夫君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　市長には質問要項の中で、このチラシを中心にお聞きしますということで予告しておりましたので、この問題については、さまざまな角度からもう少し御見解をお聞きしたかったわけです。けれども、ぜひいま短い言葉でありますけれども、信念を貫ぬいていただきたいと思います。

これからの政治状況というのは厳しいものがあるというふうに言われております。精鋭化さ

していくような方法をとるのか、そうでないのかということはさまざまな政党によって基本的に考えが異なるわけですけれども、私は、核兵器の戦争の臨月の時代を迎えているというふうな状況が大前提にあることを踏まえますと、やはりこれからの政治のあり方――行政のあり方もそうでしょうけれども、急進主義の立場ではなくて、やはり穏健主義の立場を目指すべきではないか。意図的な穏健主義の道を歩むべきではないか。むしろ闘う穏健主義の立場ではないかというふうに思うわけであります。それ以外これからの政治状況を変えていくような展開はあり得ないだろうというふうに私は思っております。そういう意味で市長は核兵器廃絶に向かって平和運動を力強く進めていくというふうなお話でもございますけれども、それと同じ重さでこの問題については重要な課題であると思いますので、ぜひ意図的な闘う穏健主義というものをお考えいただいて、これからの市政を担っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１９の１、昭和６０年４月執行日野市長選挙戦の諸問題点を問うに関する質問を終わります。

次に１９の２、福祉、教育等諸制度の現行水準維持と市財政の今後についての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○１６番（夏井明男君）　この２問目につきましては、やはり４月の執行の選挙のときに、私は政策的な問題として市民の方に訴えた問題であります。すなわち、現在の日野市の行政のあり方であれば、１０年２０年先、福祉の水準を維持しながら、また、福祉教育等の代表される制度を現行水準を維持しながら、将来的に市のさまざまな問題を対応していくことが果たして可能なのかどうか。市の財政的な問題を中心に市民の方に訴えてまいったわけであります。

したがいまして、この問題について、やはり市長のあいさつの中で――中山議員の一般質問のときの御答弁だったと思いますけれども、選挙のときの対外的に公約をしたものを、市の幹部の方、職員の方に周知してもらう。単なる選挙公約ではないということを周知してもらう意味で、この就任のあいさつの中で、あえてこれを入れたというお話が確かあったかと思います。それを踏まえて御質問をさしていただくわけであります。

日野市は、御承知のとおり下水道事業をこれから７００億、８００億をかけて進めるという段階であります。さらに、これも一般質問で、また過日の福島議員から高齢化社会に対する質問

でも出てましたけれども、１０年先２０年先の福祉の制度をどういうふうにあらねばならないか。急速な数でお年寄りがふえていく。国・東京都の施策が日野市に打ち出されてきたときに、迅速に対応し切れるのかどうか。その問題がぶらさがっております。さらに、自治省からの、いわゆる行政改革大綱、これについての助役の答弁もございました。大綱の３項の給与の是正ということでも若干お話もありました。また、行財政研究会の話もありました。企画部長のお話ですと、日野市としては独自にこの問題について以前より取り組んでいるという話もございました。そういう中で、選挙公約――市長が掲げられている公約と、現在日野市が打ち出しておりますさまざまな施設を兼ね合わせて、その辺の基本的な考え方をお尋ねしたいと思います。

まず、これも老人憩いの家で、１年間の経費がどのくらいかかるかということを私は質問さしていただきましたけれども、私が議員になってから思いつくままに、できていくものについて項目を取り上げさしていただいて、その具体的な数値を教えていただきたいと思います。

まず第１点は市民会館。これは、これから始まるわけですが、年間どのくらいの赤字を見込んでいるのか。一般財源として、どのくらい投入をし続けなければいけないのか。第１点であります。

さらに、郷土資料館。これも建つわけですが、ふるさと博物館ですね、別名。これが建つわけですけれども、これは年間どのような維持費がかかっていくのか。人件費等を踏まえてどのくらい予測をしているのかお尋ねをしたいと思います。

さらに、生活保健センター。これも具体的に俎上に上っておりますが、同じ質問であります。

さらに、学校給食。中学校で給食がかなり進んでおりますが、トータルしてどのくらい財政的な負担が年にあるのか。

それから、仲田緑地における陸上グラウンドができます。これも、年間どのくらい財政的な負担はかかってくるのか。まずその点をお尋ねいたしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

市民会館を初めとする年間の維持管理費はどのくらいかかるかということでございますが、まず市民会館でございますけれども、６０年度の予算で申し上げますと、使用料を差し引きまして持ち出しの運営経費が、人件費を含めまして１００万単位で申し上げますと１億１００万円でございます。このほかに起債の償還が当然出てきますので、起債の償還が１億1,６００万

円でございます。それから、博物館でございますが、運営費が3,０００万円でございます。そのほかに起債の償還が4,４００万出てまいります。それから、生活保健センターでございますが、維持管理費といたしまして5,１００万円。将来起債の償還が9,３００万円予定されるということでございます。中学校の給食でございますが、これはトータルということではございますけれども、１校で申し上げますと運営費が4,５００万円でございます。これは、中学生１人当たり年間４万9,０００円の経費がかかるということの基礎でございます。起債の償還が800万円ということでございます。それから、仲田緑地でございますけれども、仲田緑地につきましては維持管理費が年間2,２００万円程度でございます。将来起債の償還が年間5,６００万円程度発生をするというものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　いまざっとお聞きいたしましたけれども、さらに市長の公約の中では温水プールという話も入っております。さまざまな市民の方の需要にこたえて施策が打たれていくわけですけれども、何遍も言いますけれども、下水道事業が本格的に始まって、それに投入される資金、また、それが償還時期の山のピーク、それが公債比率で言うと１７％から２０％近くいく可能性もあるというふうに過去の予算委員会でも聞いているわけであります。そういうふうにしますと、現在はいいけれども、後で１０年２０年先になったときに、このツケが回るということが十分あるんじゃないかということを心配いたしております。

そこで、市長の公約に入らしていただきますけれども、たとえば、母子家庭の医療費無料化を目指すとあります。また、これは高齢化社会に向かっての対策だと思うんですが、在宅福祉、給食サービスの充実を目指す、それから、野球場をつくる、流れるプールをつくる、大成荘の改築、循環バスを行うとあります。また、西豊田の駅をつくる。かなりメジロ押しにお金のかかることが出ているわけですけれども、お聞きしますと将来的な日野市の基本計画については、まだ策定されていないということは、福島議員のたびたびの質問の中からもお聞きしているわけですけれども、この基本計画、実施計画の大枠をつくった上で取り組んでいかなければ、庁内のいわゆる市の職の幹部の方、職員の方の協力も得られないだろうと私は思います――見通しが立たないわけですから。

私どもも、たとえば水族館をつくるという提案も前に聞いたことがあるわけですけれども、

われわれの立場とすれば、あれをつくってくれ、これをつくってくれと言い放しであれば一番楽なんですけれども、そういうことを言っていていいのかどうかということを、その辺の判断がなかなかできかねるわけであります。そういう意味で基本計画がきちっとしてありますと、市民の方の一面的な要望を、ある意味で説得をしなければならない場面もあります。そういうバックボーンになる基本的なものを、市長はどういうふうにお考えになっているのか。どういうふうにしようとしているのか。その辺をぜひお聞きしたい点であります。

なぜかと申しますと、その例としては、たとえば循環バス。さまざまな要求の中で、どれを取り上げて、どれを見送るかということは絶えずあるわけですけれども、どれがぜいたくで、どれが緊急性かあるわけであります。一般質問のときに私は福祉部長に、現在特養老護ホームに待機待ちの方、もうすぐ入れなきゃいけない方が４０人くらいいるという御答弁もいただいております。こういう方に対する福祉の施策というのは、国が都がやるということを待つんではなくて、一刻も猶予なりませんから、むしろこういうところに手を打つべきであろうと、緊急性が高いであろうというふうに思います。こういうところのひずみが、私の予算の見る中ではかなり出ていると思うわけであります。この辺、福島議員が何遍も言われておりますけれども、私も将来の市政のあり方とすれば、この辺ぜひ早急に決定をしていかなければならないと思いますが、その辺どのようにお考えでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　事業を、今後を見通して長期計画を持ち、それのまた消化する中期計画を持ち、それに合わせた単年度予算を編成するということが事業の一番骨組みでもありますし、また、そうありたいと願うわけであります。いわゆるマスタープラン――財政計画を持った中長期の計画は私も立てたいというふうには考えておりますが、特にいま下水道事業を町づくりの中心に据えまして、この事業年度、このことがまだ必ずしも明確でもありません。それから、用地費その他目下交渉中のものもあるわけであります。これを、いわゆる骨組みとしてはローリングしながら、中期的な計画、あるいは中期といいますか、３年計画、この程度のものは持っておるわけでありますが、ローリングのぐあいといいけすか、一番金のかかるハードな事業、あるいは用地の取得、特に国有地を急に買わなきゃならないというふうなこともときどきはまってまいります。そういう意味でなかなか見通しがたいという一方の現実があるわけでありまして、方眼紙にかいた形のマスタープランがつくりがたいと、こういう恨みはあ

ります。しかし、今後もっと密度を詰めまして取り組んでいこうというのが、いま私どもの内部の基本姿勢でございます。

○議長（高橋通夫君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　いまのお話で、できるだけ早い時期にということで、功罪の面を両面からおっしゃったわけですけれども、ぜひこれはつくっていただかないと、最終的には破綻が来るだろうということが、十分私のしろうと判断ですが推測をされます。

若干この問題を角度を変えて質問さしていただきますと、たとえば今回職員の定数条例が出ております。この中で――これは総務部長の御答弁だったかと思いますが，31名の退職のうち１０名再任用したというお話がありました。数字が若干一、二違うかもしれませんが、約この１０名の内訳の方として、当直の方――技師の方ですか。ボイラー技師の方、看護補助の方、給食調理員の方、用務員の方というお話でありました。この再任用の根拠条文を照らし合わせてみますと、非常に考え方がゆるやかなんじゃないかというふうに思うんですが……。

たとえば再任用する場合の要件というのが、具体的に条例でかなり厳しい条件として入ってますけれども、この現業職員の方の再任用が、この条例のどこに当たるのかという議論が、かなり市の中で行われたのかどうかなんであります。それで、これは助役も市長も再三答弁されている点でありますが、なるべく現行の職員の定数の方の枠を維持しながら、将来定数がふえるであろうところについては、さまざまな事務機器等、最近の新しいものを導入しながら抑えていくんだと。しかし、必要なところは、やはりやむを得ない若干ふやす部分があるだろうと。しかし、大枠においてはやっていくんだというお話でありました。

そうしますと、今回の定数条例で何名かの方の定数の枠をふやしてくれということが出ていますが、そうしますと３１名の中の１０名の方を、再任用しないで、たとえば現業の方ですから臨時職員としての身分扱いをする。その１０名の枠があるわけですから、それを今回の定数条例の中の方に振り向ければ、定数枠としてはふえないんではないかというふうに、私は、しろうと考えですが思うわけです。この辺の苦心工夫というのがどの辺悩みながらおやりになっているのか。当然現場の職員の方にすれば、仕事はふえる。人はいないということであれば、かなりなさまざまな異論が出ると思います。しかし、それを説得し、さらに進めるということであれば、やはり先ほどに戻りますが、日野市の基本的な構想はこうなんだということを庁内でも説明されなければいけませんでしょうし、それが具体的に不明確であれば、市の職員の方

も安心してついこれないということも出てくるかと思います。この辺どのくらい悩みながら知恵をしぼってやられたことなのか。その辺の甘さはないのかということをお尋ねしたいわけであります。

これは、職員の定数条例でも私は過去１０年以上さかのぼってその推移をお尋ねしましたけれども、従来の人員のふやし方、配置の仕方ではもう限界があるんだということは確か御答弁なすっていると思うんです。この発想の転換をしなければ、これから将来の財政的問題ですけれども、対応しきれないということがありますから、この辺が非常に明確ではないというふうに私は感じておりますので、たとえばの例として、いま職員の定数の問題で取り上げさしてもらいましたけれども、この辺議会にも十分な説得ある話をしなければならないと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（高橋通夫君）　　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　　いま職員の再任用の問題でございますが、これにつきましては、いま御指摘のような内容の人数でございます。このほかに教育委員会の関係でございますけれども、３月いっぱいで定年退職をしました職員につきまして、これにつきましては、いわゆる再雇用ですか――この再雇用もしております。定年退職者が３１名いるわけでございますけれども、そのうちの再任用が１０名。それ以外に臨時的に腰用いたしますのは一応学校関係も含めまして現在１６名いるわけでございます。ですから退職者の中から臨時職員として11人を身分を切り替えまして、臨時職員でそれに充当しております。そういうことで内部努力を私どもの方は相当したつもりでございます。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　　質問通告をしませんで、いきなり質問さしていただきましたんで、少しその点はおわびしたいと思います。

次に、市長が公約をされております教育委員の準公選制、この問題については、さきの一般質問でも何人かの議員の方が質問されております。私は、この問題については選挙前に、市長は共産党の鈴木議員の方から、教育委員の準公選制はぜひ実施すべきではないかという提案を受けた御答弁をされておりますが、選挙後におけるこの準公選制の問題につきましての答弁は、若干ニュアンスが違うというふうに思います。

過日の市長の御答弁ですと、大枠としては以前に準公選制がしかれていて、それが任命制に変わったと。準公選制は民主主義の大枠のルールとしては、民主主義の発展の過程としては、あり得べき姿としてよろしいんではないかと。大枠として賛成であると、しかし、選挙公約としては掲げているけれども、自分の方からは積極的な提案をするという性格のものではなくて、市民の方の盛り上がりを見て、その上で対応すべき問働ではないかというふうに私はお聞きしたわけですけれども、この問題について、かなり中野区でこの問題をめぐってかなりいろいろな論争がございました。

私お聞きしたいのは、準公選制を導入しなければならない大枠としては理念としてはわかるけれども、現実にこれを入れていったときの、さまざまな利害得失があると思います。その点をどういうふうに判断をされて公約をされたのか。公約をされた以上、時期としてはいつごろにめどをつけているのか等々のお考えがあると思います。かなりこれは重要な問題ですので、この点のお考えを伺いたいと思うわけであります。

さらに、第２点として下水道の受益者負担について、「しない」ということで公約をされてきました。受益者負担の問題につきましては、谷議員と私が一般質問でも取り上げさしていただきましたけれども、そのときの市長の御答弁ですと、受益者に負担をさせてくる――お願いをしてくるということが制度として原則としてあると。各都市でも行われてきたしというお話でありました。しかし、その辺国の方の建設省、さらには大蔵省との下水道の兼ね合いにおいてどういうふうに詰めるか。その辺の詰めの問題があるのでという、含みのある御答弁でありました。これは、対外的な重要な問題でございますので、私もそれ以上はお聞きしませんでしたし、むしろ一般質問で取り上げること自体が、ある意味で軽率であったのかなあというふうなことも思ったわけですけれども、率直に申し上げて、これが大きな選挙のビラの中で、そういう時期の中で、日野市では下水道は受益者負担をせずということを公約として打ち出されたと。この点は私はやはり配慮的にどうであったかという疑問を持っておりますが、その辺市長はどういうふうにお考えになるのか。ついさきの稲城市では、受益者の負担をお願いするということで進んでいる状況もありますので、その辺これからの下水道事業の折衝に当たって自信がおありなのかどうか。その点をお尋ねをしたいと思うわけであります。

それから、私は清掃工場の余熱を使って温水プールをやるならばいいけれども、わざわざ余熱を使わないところで温水プールをやるのは反対だというふうに私は話しました。それで、生

活保健センターの中に温水プールをつくるという話があったものですから、やはり私一般質問で市長に温水プールの話をしたところでありますが、市長のそのときの御答弁によりますと、温水プールではないと。温水プール的なリハビリ的なものとして考えていただきたいという、そういう御答弁であったかと思います。ところが、やはり公約の中では温水プールというふうにぽんと打ち出されております。その辺市長の考え方に変更があって、生活保健センターの設計の段階に入っていると思いますけれども、その辺手直しされて温水プールとしてつくられているのかどうか。その辺の話であります。

それから、やはり似た問題として大成荘の改築の問題があります。これは、私もやはり一般質問で取り上げさしていただいて、ぜひ改築をすべきだということで、るるさまざまな理由を申し上げました。このときの最大のねらいとしましては、小学校、中学校の方が林間、さらには移動教室として使う、そういうふうな大きな大量的な予測がつくんであればということを前提で大成荘の話をいたしました。市長のお話ですと、やはりこれは市の小学校、中学校の学校の先生の方の考え方もあるし、その辺手順を踏みながら、また、建物の規程にもよるけれども、また、東京都でその辺の周辺に持っている土地もあるので、その辺の兼ね合いをしながらという御答弁でありました。そのときの付随的な理由として、日野市ではさまざまな計画を抱えております、あれもこれもというふうにはいきません、というお話でありました。私も、もっともなお話であろうというふうに承ったわけですけれども、これから4年間の中で大成荘の改築をするということは――あれは全面改築であります。ですから、その辺にまた考え方が変わられたのかどうか。3年間であれば実施計画の中に入りますが、その中に組み込ます公約としてお入れになったのかどうか。その点お尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　いわゆる選挙公約の中で質問を受けておるわけであります。特に下水道のごときは、これは1任期で完成し終えるものではありませんから、そういう事業に取り組んで、そのレールを延ばし具体化をすると、こういう部分の問題も公約として挙げておる、また、挙げるべきであると、このように考えております。

教育委員の準公選の問題は、教育の地域化、あるいは活性化といいますか、いろいろな意味で今日の問題の多い教育の課題を、より広い市民参加によって克服をしていく、関心を高めていく、この手段に住民参加、あるいは意見の提言、そういうことを取り入れたい、そういうことに共通するというふうに考えております。完全な制度としての準公選は、これはもちろん市民運動を受けるという形で成立すべきものだと思っておりますが、なるべく準公選に近い施策を図る。これはいろいろあるというふうに考えております。要するに、今日の教育問題をより地域化し、そして、みんなの関心を高めていく、この手段に訴えようというのが、この政策の提案をしておる理由であります。

それから、受益者負担をなしに下水道事業に取り組もう、これは具体的な公約であります。御承知のとおり都市計画税という目的税を、日野市は町づくりのために市民に限度額いっぱいの負担をお願いをしております。そして、これまでも下水道事業は都市計画税を充てるには最もふさわしい事業だとこのように考えておるわけでありまして、一方の受益者負担制度というのは、公認はされておりますけれども、よく「二重課税ではないか」という訴訟等も、よそではあるわけであります。

それから、日野市のこれからの下水道事業の行方を考えます場合に、すでに市民生活には水洗トイレが利用されて、そして、一見、家の中では下水道化ができておるような受け取り方もあろうかと思います。それから、団地あるいは多摩平の過去の経緯、それらを含めまして、なかなか受益者負担を公平に課するということは困難であるし、また別の論議の火種になる。むしろ都市計画税の使途ということもありますし、それから、この処理のために相当事務量がふえて、しかも職員を多数要する、長期にわたって多くの事務量がふえるというふうなことも一応試算をいたしました。国としては、決して受益者負担なしで奨励するということではないと思っておりますけれども、日野市の場合は、そういう事情によって、むしろ力強く推進するために、集中的にこの事業に取り組むちょうど時期に達しております。そういう意味合いをもちまして受益者負担をしないでやっていこう、とこういう政策の選択だと、このように考えております。

それから、温水プール、生活保健センターに温水プールをつける、これは、当初から申し述べておりますとおり、リハビリ用の施設の温水プールを考えております。２５メートルとか、あるいは何コースとか、そういう規格にこだわらずに、むしろ水泳といういろんな意味での運動の効果、あるいはリハビリにも使用できる。そのようなプールを考えております。

それから、大成荘の改築につきましては、確かにこれはなかなか政策決定をしがたい部分もあると思います。ただし、請願採択をされたり、あるいは議会の要望も強いということから、

いずれ取り組むべき課題である。その用途といいましょうか。市民のレジャー施設としてつくるか、あるいは学校児童生徒の移動教室のようなためにつくるか、これを決定しなければなりませんが、地積の関係、あるいは環境からいいまして、かなり生徒数のふえておる今日では、なかなか教育の用には無理ではなかろうかと。むしろ市民施設として考えるべきものではなかろうかと、このような見解もあるわけでありまして、これは、いま教育委員会の方に、そのような考え方の結論をお願いをしておりますので、いずれ補助制度、あるいは起債の問題、規模やその他の問題もあわせて基本計画を立てて取り組むと、こういう考えでございます。

○議長（高橋通夫君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　市長が就任のあいさつの中で選挙公約をこのように文面にされ、市の幹部の方、初め職員の方にお話しなすっている基本的な考え方は私は賛成であります。この公約を合理的にむずかしい中で運営していくためにも、基本構想、基本計画、実施計画という連らなる中で、その裏づけの財政計画等の大枠をぜひ早い時期にわれわれにも見していただきたい。その一刻も早い時期を待ってこの問題については質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１９の２、福祉、教育等諸制度の現行水準維持と市財政の今後に関する質問を終わります。

次、１９の３、日野市における〝いじめ〟の現況と対策如何についての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○１６番（夏井明男君）　日野市におけるいわゆる〝いじめ〟の現状と対策ということですが、これは、過日、一般質問で文教委員長の古賀議員の方から質問がなされ、詳しい答弁が教育長の方からお話がありましたので、それを踏まえて１点だけ質問をさしていただきます。

そのときの教育長の御答弁ですと、日野市内の小学校では４９件あると。３１件が解決、また指導に当たっている。中学校では２１件で、そのうち１５件が解決し、指導に当たっているというお話でありました。また、古賀議員からの「いじめの原因はどこにあるか」という質問の中で、臨教審の検討の内容を踏まえて２点答弁がありました。第１点は、一つは学校の閉鎖性というところから来るのではないかというお話がありました。第２点としては、子供の耐久性といいますか、また、耐久性がない、また、思いやりがないと、いう子供の主観的な要件としてお話ありました。

それで、私はこの第１点の臨教審を踏まえての学校の閉鎖性ということでお尋ねをしたいわ

けであります。ある意味では準公選制は教育界におけるある種の閉鎖性を解決するという長所的なものを持っているわけですけれども、私のお尋ねしたいのは、たとえば学校の〝いじめ〟の中に閉鎖性があるならば、その閉鎖性を風通りがよくしなければいけないということが当然議論になるわけですが、たとえば一つの小学校のクラス――４０人、５０人クラスの中で、その１人、１人の生徒を担任の先生が見ております。学年主任の方が、また同じくかぶさるようにその生徒さんを見ていらゃしゃる。その上に校長先生がその１人の生徒さんを見ていらっしゃるという、この機能が十分に果たせてくれば、たとえば担任の教師の先生が見落とす場面があったとしても、学年の方が見落とさない。さらに学年の先生が見落とす場面があったとしても校長先生が見落とさないでカバーできるという面が私はあると思うんです。学校によっては、新聞にも報道されましたけれども、小学校でしたか中学校でしたか忘れましたが、校長先生が校門のところにいて登校する生徒の１人１人全部あいさつをする。それで、顔色の悪い人、それから、めいって登校する人、さまざまな生徒の様子を見て対応されているということです。そういう点が日野市の学校の教育の中で、やはりそこまでの執念といいますか、そういうものが子供の人権のためにも必要ではないかというふうに思うんですが、その辺――非常にあと３分しかございませんので、大変失礼で申しわけないんですが、その辺の対応の仕方をお考えがあったらお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　ただいまの御質問の、学校の閉鎖性という問題についてだけお答えをいたしたいと思います。

古賀議員さんの御質問のときにも、学校という職場が、どちらかというと学校内で起きたいろいろな事故とか事件、こういうものをできるだけオブラートにくるんだような形で表に出したくないと。これは確かにいい問題ならば別ですけれども、そうでない余り名誉でないような性格のものは、できるだけ校内で処理していきたい、とこういう傾向がどこの学校にも大なり小なりある。その辺が最近のいじめの問題、あるいは校内暴力の問題という形で非常に大きく子供たちの学校での生活とあわせながら爆発した現象ではないかと、こういうようにとらえているわけです。確かに、いま夏井議員さんの方からもお話がありましたように、いわゆる学校長、あるいは学年主任、それから、担任と、そういうような形での対応、これは、いま学校の

体制そのものを組織的に機能させなくてはいけないと。単に個人で対応するという形でない方向で、組織的に対応するという方向での取り組み、これを各学校ともいろんな角度から検討し進めているというその辺も、十分な答えにならないと思いますけれども、確かに閉鎖性というか、学級王国というか、そういうものを打開していく非常に大切な点ということで、教育委員会の方でもとらえながら学校の指導に当たっていると、こういう状況でございます。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１９の３、日野市における〝いじめ〟の現状と対策如何に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時２０分休憩

午後４時４４分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問２０の１、豊田駅北口自転車置き場早期実現を問うについての通告質問者、川嶋博君の質問を許します。

〔１４番議員登壇〕

○１４番（川嶋　博君）　それでは、豊田駅北口自転車置き場早期実現に問う、これから一般質問をさせていただきます。

私は、この一般質問は１年前に取り上げ、早期完成させたいと、このように答弁がなされたので、前置きは抜きにして、質問に入りたいと思います。

まだ実現していない豊田駅北口自転車置き場について、多くの市民の方々より、どのようになっているか、まだできないのか、おしかりを受けております。

豊田駅北口都営住宅地の一部を、自転車置き場用地としてあるが、まだそのままになっている。一方、駐車禁止の標識はあるが、実際上守られていない。これ以上、交通安全からも問題であり、行政として早期解決のため、東京都に未解決の問題があるなら、都庁へ出向してでも早期に交渉を進めるべきだと思います。

１年以上もそのままになっているなど、市民から見ればお役所仕事、このように信頼がなく

なってしまう。ぜひ市民の立場に立って、早期実現に努力していただきたいと思います。

そこで、原因が何であるかをただしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、ただいまの御質問にお答え申し上げます。

再三、おしかりを受けておるわけでございますけれども、その原因をということになりますと、やはり何といっても、特に豊田北口の関係につきましては、既に市街化が促進をされた地域であるということから、なかなか用地が求められないというのが現状であります。

私どもの方も、過去５８年の９月５日に、あの地域の自転車規制を実施いたしましてから今日まで、できるだけ無料の駐車場を設置したいということで、遊休地の借用、あるいはまた、現在４輪の車の駐車場に使われております土地を、何とかお借りできないだろうか、という努力をしてきたわけでございますけれども、まだ、おしかりのとおり余り前進がされてないということで、いろいろ御迷惑をおかけしているのが実情でございます。

特に、北側の旭が丘方面、あるいは東側の泉塚、ないしは東豊田方面、これから豊田駅を御利用なさるために、自転車で来る市民の方の無料の駐輪場につきましては、確かに不足をいたしております。

そういう面で、先般も福島議員さんの御質問にお答えいたしましたように、都営住宅の関連、あるいはまた、国鉄用地をお借りしております関連の中で、早急に整備していく、これだけの関係につきましては、具体的に今設計を進めておる段階でございます。

何分にもそういうことで、抜本的な自転車対策ということになりますと、財政投資、大きな費用というものがかかります。それから、時間もかなりかかるわけでございますから、今後ともそういう面を含めながら、段階的に対処していくように、努力はいたしておるわけでございます。

パーキングポストの問題等につきましては、具体的に近々手がけられるということでございます。

そのほか、市有地の利用ということになりますと、若干離れておりますけれども、多摩平の第七公園の一部活用という点も、検討はいたしております。なかなか難しい面もございますけれども、できるだけ駐輪場の用地の確保という点につきましては、今後努力をいたし、そして御期待に沿えるような施行を早くしていきたい、というふうに思う次第でございます。

○議長（高橋通夫君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　ただいま部長からの答弁がありましたけれども、早急に実現したい、進めていきたい、このようにお返事がありましたけれど、実際問題、土地につきましては、まだ東京都からの都営住宅の関連の、まだ済んでないようですし、そういう日程の問題、それから、いつごろまでにできるか、このような日程を市民の皆様に公約していただきたい。

お願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　さっき申し上げましたお答えの中で、都営住宅の建設に絡みますところの外構工事につきましては、外構工事が周辺の道路の築造でございますけれども、来年の４月にならないと着工できない、というお話がございます。

私どもの方も、鋭意、これはもう少し早く進めてほしいという要望を出しておきましたし、過日の２月には、建設担当の都の住宅局の方からも来ていただいて、いろいろ説明をいただき、要望をしたわけでございますけれども、都営住宅関連の関係につきましては、具体的には６１年の４月以降でないと、仕事にかかれないというものでございます。

それから、国鉄用地につきましては、先般も申し上げましたように、大体２メーター５０ぐらいの奥行きがございます。これは、１メーターほど余計にお借りするということで、近々交渉をいたしまして、既に内諾が得られていることでございますけれども、早急の手続をとりながら進めていきたいということで、ことしの秋ごろまでには、これはぜひとも完了したいというふうに思っております。

○議長（高橋通夫君）　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　市民サイドから、この自転車置き場、このまま放置されている日野市の自転車置き場について、１年以上もそのままになっている。やはり行政側としても、その問題点を追求し、なぜそういう問題のためにおくれているか、こういう問題を市民に知らせ、やはり市民の立場に立って自転車置き場の行政を進めていただきたい。

このようなことを指摘いたしまして、この問題を終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって２０の１、豊田駅北口自転車置き場早期実現を問うに関する質問を終わります。

次に２０の２、市道、日野９０号線、利用されていない理由を問うについての通告質問者、川島　博君の質問を許します。

○１４番（川嶋　博君）　２番目の質問ですが、具体的に申しますと、日野９０号線、これは都道４１号線、オリエント時計の前の都道と、中央高速の交差している下り線の下です、南側のところに市道９０号線というのが、５９年４月完成いたしまして、道路認定もされております。しかし、この道路は、まだ使われていません。（「なぜだ。人がいない」と呼ぶ者あり）この問題をただしたいと思います。

この道路は、幅４メートル、長さ７５メートルですが、一方方向として建設されたものでありますが、１年たってもまだ利用されてない。この問題について、多くの市民より、どうなっているんだ、なぜ使用ができないのか、このまま放置すると、市道を駐車場として使用される、日野市でも問題になる、このほか、この９０号線を使用すると交通事故の危険性がある、とか言われておりますが、その理由を教えていただきたい。

また、この工事には幾ら工事費がかかったか、二つの質問にお答え願いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、ただいまの御質問にお答え申し上げます。

御指摘のございました市道９０号線につきましては、御質問の中にもございましたように、内容的には４メーターで、約８０メーターの新設道路でございまして、都道に接触をするような形で、中央道の北側に設置をされております。

この設置をされた理由というのは、御存じのように、５８年度にいわゆる利根分水を日野に持ってこようという計画の中で、日野ポンプ場ができました。それからさらに、程久保に配水池ができました。これらの関連の中で、配管敷として東京都が買収をいたしまして、それを市の協議の中で２分の１折半ということで、地益権は市に帰属をいたしまして、５８年度で道路を築造したわけでございます。

御質問の内容は、前後になりますけれども、工事費としては７６５万円でございました。

そして、これの供用開始につきましては、事実上まだなされておりません。その理由というのは、信号機が設置されないということでございます。

では、なぜ信号機が設置されないかといいますと、なかなか、東京都全体の予算の中で非常に厳しいものがございまして、東京都の公安委員会には、信号機の設置ということで、再三要望をいたしておるわけでございますけれども、５９年度の実績を見ますと、日野署管内の割り当てが６基しかございませんで、（「それは少ないや」と呼ぶ者あり）そのうち多摩第ニュータウン関係で５基設置されまして、残念ながら日野市内には１基しか設置されてないというのが現状でございます。

今、私どもの方も、ざっと見ましても、市民要望の中で信号機が設置をしなければならない箇所は、１６カ所ほどございます。この点につきましては、今後鉛意努力をしていかなくてはなりませんし、早速また、直接日野警察署でなくて、本庁の方に設置要望をしていきたいというふうに思っております。交通管理課の運用係が担当いたしておりますので、直接事情を説明しながら、早期設置につきまして、努力をしていきたいというふうに思います。

当初、これは都道に接しますので、あすこから出てくる車が当然一時停止をして、右折ないしは左折をするわけでございますけれども、一時停止の赤信号の点滅だけで対応していこうというふうに、日野警察署と協議をしたわけでございますけれども、交通量が多いために、赤信号によるところの一時停止の措置だけでは、交通安全の対策上、不備があるんではないか、もし、交通事故につながるという点では、あるといたしますと非常に困るということで、信号機の設置に切りかえたわけでございます。

そういう中で、今申し上げたように、信号機の設置の予算というものが、非常に厳しいものがございますので、今日まで１年近くそのままになっているというのが現状でございます。

先般も、６月１１日に職員を動員いたしまして、あの辺の交通の状況を調べました。朝の７時半から８時半までの時間帯と、夕方の４時半から５時半までの時間帯を調べてみました。

現在、あすこから出てまいりまして都道へ出る車、つまり北側の方から参りまして、都道へ出ていく車、これの左折の車が１９１台、朝の時間帯でございました。それから、同じ左折の車が、夕方では１０７台という状況で、最も多いものでございます。

これが、あの道路が開通しますと、直進ができて、神明上の方に上がって来られるという利便がございます。そういう点で、早く信号機の設置につきましては、今後も努力をしていきた

い、というふうに思いますので、何分の御理解を賜りたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　市民サイドからこの問題を考えますと、やはり１年間も、道路が認定されている中で、このままになっているということについては、計画性にも問題があったんじゃないか、こういうふうに思います。

また、信号についても、これは警視庁の関係ですか、公安委員会の予算ですか、この問題にも絡んできますし、これができなければできない、使えない、こういうことで、やはりこれもいつになってできるかわからない。こういう問題がありますので、やはり行政としても、一刻も早く信号機を設置するように、努力をしていただいて、やはりできた道路、せっかくの予算で利便を考えてつくったものですから、むだのないよう、これこそ市民サイドの立場に立って、行政として進めていただきたい。

このように指摘をいたしまして、２番目の質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって２０の２、市道、日野９０号線、利用されていない理由を問うに関する質問を終わります。

一般質問２０の３、電算化に伴うプライバシー保護について市の考え方を問うについての通告質問者、川嶋　博君の質問を許します。

○１４番（川嶋　博君）　それでは、３番目の質問に入ります。

日野市では、現在、９月を目途として電算化を、今、進めております。昭和５６年には、日野市電子計算組織にかかわる個人情報保護に関する条例が、施行されております。コンピューターによる情報化社会の進展に伴い、社会、経済、文化の面で、日常生活に深く入り込んで、便利さ、効率化をもたらすのが、電算化の社会でございます。

行政として、市民の個人情報は常に正確で、市民の基本的人権を尊重し、市民の個人的秘密を保護することは基本であるが、今後はさらにプライバシー保護に関する課題が、社会問題になっております。

現状では、個人のプライバシーを保護しなければならないといわれているが、一方では、住民基本台帳が、住民基本台帳法で閲覧できる。所定の手続さえすれば、合法的にプライバシーの情報を集めることができるのであります。

全く心当たりのない販売企業などから、住所、氏名、ナンバーなどがコンピューターで打ち

出されたダイレクトメールが迷い込み、どこで調べたのか、個人データとして、既に情報が集められているのが実態であると思います。

今、社会問題になっているのが、個人情報をもとにリストをつくって、商品販売会社などに、第三者に情報を提供するコンピューター時代になって、新たな商売、名簿屋さんができるなど、個人の情報が商品化しているのが現状であります。プライバシーは、一たび侵害されたら枝から枝へ流れ出し、もとに戻すことはできない性質を持っております。

しかし、住民基本台帳法では、市民部の窓口で合法的な手続をすれば、住民票など、本籍が記入された家族全員を閲覧できる。いわゆるプライバシーに触れる個人情報を集めることができる。このような制度を、我が日野市でも、市民の立場に立ったプライバシー保護のため、国に先駆けて条例で強く規制すべきだと思うが、市の考え方をただしたい。

続いて、住民基本台帳法について、あわせて説明をお願いしたい。

また、情報公開制度には、プライバシー保護と相反する問題があるが、市民としては知る権利、保護する権利をどう考えているか、具体的な、日野市で進めている電算化を、市民に対しわかりやすく説明をしていただきたい。

また、電算化を進めているのにあわせまして、本庁とか、多摩平とか、七生支所とか、支所のコンピューターは何で結ばれるか、この点についての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（佐藤智春君）　それでは、私の方からは、住民基本台帳の説明をということでございますので、この件につきまして、説明を申し上げたいと存じます。

議員さんのおっしゃるように、住民基本台帳、窓口に来れば、一応閲覧をさせるということでございます。この基本になりますものは、住民基本台帳法の第1条にございます目的でございますけれども、ちょっと恐縮でございますけれども、ここで読ませていただきたいと思います。

この法律は、市町村において、住民の居住関係の公査、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進し、あわせて国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。――こういうことでございまして、要するに地方公共団体住民の居住関係を公に証明するということだろうと、私は

考えます。

それで、おっしゃるように、住民基本台帳は、住民基本台帳法の第１１条第１項によりまして、何人でも市町村長に対し住民基本台帳の閲覧を請求することができるんだ、とこのように１１条では、閲覧の規定をされてございます。

１１条第２項では、ただし市町村長は執務に支障がある場合その他正当な理由がある場合に限り前項の請求を拒むことができる、ということも規定されております。

したがいまして、無条件に請求に応じるのではなくて、一定の制限を設けることができるということになっております。

この内容につきましては、正当な理由がある場合というのは、天災等によって住民基本台帳が亡失し、またはき損したとき、あるいは、閲覧請求者が手数料を納付しないとき、また、多数の者が一時に閲覧を請求をして、その使用が競合したとき、というようなことが付されております。

それから、プライバシーの侵害、または差別的事象につながる恐れがあるときは市町村長はこれを拒むことができる、ということでございます。

したがいまして、当市では、住民基本台帳の閲覧に当たりまして、近年のプライバシー意識の高揚や、人権擁護の観点から、適正な管理をするということで、昭和５９年１月１日、日野市住民基本台帳等の閲覧等に関する事務取扱要領というものを作成いたしまして、その適正な運用に現在は努めておるということでございます。

内容につきましては、なかなか議員さんのおっしゃるように、プライバシーの内容というものは非常に難しいことがございまして、本人に請求をさせまして、内容のどういうものに目的をするかというような誓約書等も、もちろん取るわけでございますけれども、おっしゃるように、なかなかこの内容が難しいだろうと、私どもも解釈をしております。

ただ、問題は、ここで一つ申し上げておきますけれども、国におきましても、プライバシーの保護という観点から、現在、住民基本台帳法の改正をするということで、国会にも提出中であるということを聞いております。近々、議決をされるのではなかろうか、というような見通しもあるようでございます。

雑駁でございましたけれども、住民基本台帳の内容につきまして、御説明申し上げました。

○議長（高橋通夫君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　お答えいたします。

現在、日野市が電算化を考えております事務の内容を申し上げますと、行政計画支援システムといたしまして、住民情報のシステム、それから地域情報、内部情報と、この三つに分けられるわけでございます。

具体的に申し上げますと、住民情報につきましては、住民基本情報、選挙、教育、税、福祉、衛生、これらの情報でございます。

地域情報につきましては、地域環境基本情報、交通、防災、都市計画、生活基盤、教育、その他というものでございます。

内部情報といたしましては、人事給与情報、財務会計、統計、その他ということになるわけでございます。

現在進めておりますのは、住民情報で、住民基本台帳を中心にいたしまして、選挙、教育、税、福祉、衛生関係を進めているというものでございます。

その次に来るものは内部情報で、人事給与、これは現在、一部バッジで委託をしておりますけれども、その他財務会計の事務になろうというふうに考えております。

これ以上の細かい内容につきましては、省略をいたします。

個人情報、住民記録を進める上で、やはり大事なことは、今議員さんもおっしゃいましたように、プライバシーの保護でございます。

私ども、昭和５６年に条例を制定いたしまして、電算化を図る上での個人情報の保護の基本原則を定めております。概略申し上げますと、目的に、市民の個人情報的秘密を保護することを目的とするということで電子計算組織の運営を当たれ、ということが目的でございます。

さらには、審議会を置きまして、その審議会に市民の個人情報の保護に関する事項、あるいは電子計算組織の管理運営に関する基本的事項、その他ということで、この大きな２点につきまして、市長は審議会の意見を聞いて事務を進めよ、というものでございます。

さらに、第７条で、記録の制限をうたっております。これは条例の中で、これは絶対に入れてはいかんというものでございます。この内容といたしましては、個人の思想、信条、宗教、身体的特徴、人種、犯罪歴、門地、その他特別に社会的差別の原因となる事項及び個人の秘密を不当に侵害する恐れがあると認められる事項は記録してはならない、ということを明記をしているわけでございます。

さらに、第１１条では、電子計算組織による事務処理の状況について、適時市民に公表するものとする。要するに、一方的に市が審議会の意見を聞いて、事務処理を電算化をするんではなくて、その組織の事務処理につきまして、市民に公表せよと。この点につきましては、私ども、方法といたしまして、広報を使って、９月の運用以前にはもちろん公表する、という考えでおります。こういった、かなり基本的な事項を、条例でまずうたっているというものでございます。

さらには、プライバシーの保護であるとか、あるいは電子計算組織の事故を防ぐために、システムによる保護というものを行っております。これは、電算室を見ていただけばわかりますけれども、入室する場合にはカードを差し込みまして、いわゆる暗証番号といいますか、秘密の番号を打ち込まないとドアがあかないというようなシステムでありますとか、端末機を操作するときには、やはりその使う人の識別カード、暗証番号、こういったものを打って、使った人の記録が出るとか、それから、質問の中にございましたけれども、庁内はインラインで、専用回線を使いまして、本体と端末機とを結ぶということでございます。

本庁と支所につきましては、やはり電話回線ではございますけれども、専用回線を使って接続をするということを考えております。

一般的に言われております、いわゆる第三者がコンピューターの悪用をするような事件があるわけでございますけれども、これは公衆回線を使って端末機をつないであるという場合には、そういう可能性があるわけでございますけれども、日野市の場合には、いわゆる通常の公衆用の電話の電話線、及び交換機を通さない、そういう専用回線を使うということでございます。

さらに、この専用回線を使って送る場合、さらに信号を随時変えまして、悪用できないような形も考えているところでございます。

それから、最後には、やはり使うのは職員でございますので、職員のモラルの向上でありますとか、研修の実施をさらに深めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　　ただいま、何点かの答弁がありました。

住民基本台帳法について、やはり現状では所定の手続をとれば、閲覧はできるということが

あります。しかし、その中でも、抽象的であるが、個人のプライバシーを、例えば商品化するようなやたらの調査については、やはり職員がその問題については、正しく判断をしていただいて、情報にならないような対策をとっていただきたいと思います。

第２点目につきましては、やはりコンピューターを扱う立場の人が、個人の秘密を保護するという立場で、扱っていただきたいと思います。

それからあと、支所との回線ではございますが、やはり電話回線、専用線を使うと。中には、電話線を使ったコンピューターマニアがいろいろと暗号、信号を出して、コンピューターを動かしてしまう。割り込んでしまって、データをコピーしてしまうと。このように、非常に怖い操作もできるというようなことが話題にもなりましたけれど、やはり専用線を使うということで、この問題は防げると思います。

最後に、ちょっと市長にお尋ねしたいと思うんですけれど、やはりこういうプライバシーの問題を、閲覧というような問題も含めて、市民の個人情報、プライバシーを守るという意味で、国に先駆けてそういう強い規制をする考えがあるかないか、市長にお尋ねしたいと思います。

それから、これから情報公開制度というようなものに発展をすると思いますけれど、この問題について、市長の考えをただしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　最近、ダイレクトメールが非常に目立つわけでありまして、今伺うような、いろいろな手段による名簿の商品化、これが懸念をされる質問だと思っております。

電算化に伴います個人のいわゆるプライバシー保護は、なるべく確実に、いわゆる商品化等があってはならないという一面と、それから、これから取り組みます、既に取り組んでおります情報公開制度の行政情報は、個人のプライバシーに侵害しない範囲で、なるべく公開を広げる、こういう２つの、二律背反ということになるかもしれませんが、そういう問題に当面直面をいたします。

私も、二つの条例、これから施行しますいわゆる情報公開条例と、同じプライバシーに関します審議会を重ねて持つということが、一体どういうことになるだろうか、このことを懸念をいたしておりますし、何かこれの整合を図っていかなきゃならない、このように考えております。

一層この状況をつまびらかにいたしまして、法の解釈はもちろんでありますし、それから法のまた時代に伴っての変化ということについての関心を高めていかなければならないと、こう考えております。その関係の、学識経験、学者の方等に参加をしていただきまして、この問題の解明、あるいは明確化ということを進めていく、そういう考え方でおるわけであります。

今回の御指摘をきっかけに、私どももう一度状況を点検してみたい、このように考えます。

○議長（高橋通夫君）　　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　　日野市もいよいよコンピューターの時代に入る。やはりコンピューターを導入して、市民サービスに徹し、よりよい市民サービス、また、効率的な行政を進めていただきたいと思います。その時代に入る前に、きょうはこの質問をいたしまして、市民のプライバシーを守るということをお願いいたしまして、この質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　　これをもって２０の３、電算化に伴うプライバシー保護について市の考え方を問うに関する質問を終わります。

次に、２１の１、市長は職員の意識の改革、職員の能力の積極利用を計れについての通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

〔５番議員登壇〕

○５番（谷　長一君）　　それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

昭和５０年以降から始まりました、深刻な財源不足による財政危機、その直接原因というのは、石油ショックを契機とする不況の長期化ではないか、と考えられております。その結果、税収入の軽減、その他いろいろの原因が重なりまして、恒常的かつ硬直的に増加が、自治体におきましてもなされたということは、事実のとおりであります。

そこで、長年、高度成長時代の豊かな自然増収、それを背景に行政サービスが膨れ上がりまして、財政体質も非常に大きく肥大したということが言われております。

昭和５０年以降の低成長、不況の深刻化で、国を初め地方自治体はもとより、いずれにおきましても、厳しい環境に適応していかなければならなくなり、まず第一に何をせねばならぬかということになりますと、おのずからの減量、ぜい肉を落とし、体質を改善しなければならない。それで、今後大きな課題に、また立ち向かっていかなければならないということになるわけでございます。

そこで、昭和５８年度の各議員に配られました行政白書等を見ますると、決算規模の伸び

率は、５３年以降、６年間連続して低下しております。昭和３０年以来の低い伸び率になっているわけであります。これらは、歳入において主な財源である地方税が伸びない、交付税の減少、国庫支出金の減少等であります。

また、地方公共団体の歳出の節減を図ったその結果、合理化が行われ、さらには増加が抑制された結果とも言われております。

そのような中におきまして、日野市の予算を見てみますると、５９年は前年度に比較しまして、市税収入を見ますと、個人においては7.2％、それから法人におきましては、マイナス2.3％というふうになっており、また、６０年度は総予算は３１０億であり、１０億5,５００万でありますから、５９年度と比較すると、全体において5億8,５００万円、これだけきり伸びていないわけです。

また、個人市民税におきましては、５９年度に比較しまして8.8％、法人におきましては、富士通ファナックの関係もありますので、１０.9％マイナスというふうに相なっているわけであります。

税収入は、経済基調が低成長であるということによって伸びは鈍化する、ということは当たり前であり、その中にあって、市は都市計画、すなわち区画整理です、下水道、ごみ処理施設、福祉施設、コミュニティーの施設、体育施設等の整備が急がれている。役所は、これにこたえていかなければならない。

また、人件費、管理運営費等は、一度計上してしまえば、今後毎年計上せねばならない。財政負担になるということは、よくわかるわけであります。特に前述の、前に申しました施設の建設、整備等は、起債に依存する度合いは大きいのであります。これは借金であり、次の世代、後世代にわたり、長期に償還を要するということにつきましては、先ほど議員が、夏井議員でしたか、質問をされていたときに、部長が答弁していたとおりであります。

後世代の償還、それからの見通し、その負担の大きさを常に正常に把握して、これを広報等で、市民によくわかる状況にしておくということが、私は大切ではないかと考えております。

昭和６０年度の公債費の元利償還は幾らかということになりますと、２６億2,５００万円であり、地方債の本年度の見込み残高は１１５億2,５００万円でありまして、歳入の市債の占める割合は１2.3％、これは歳出、公債費、これはその占める割合は8.5％であるわけです。

日野市の下水道の総事業費は、この前発表されたのを見ますと、これは５００億であると。

さらに、それに付帯する事業を行うということになりますと、７５０億も８００億もかかるというふうになるわけです。

それで、この前、坂口課長が議会で答弁したのを聞いておりまして、起債というのは３００億にもなるということです。それで5年据え置きまして、３０年で償還するということになりますと、6年目にはどのぐらい返すかということになりますと、１０億を返すようになると。１０年目には、１４億。２０年たちますと、１８億3,０００万。３０年で２７億7,０００万にもなりまして、元利合計は全部で大変になるわけです、これは。我々は数えることができない。３００億借りて、７５１億7,８５０万も払うようになるわけです。

それで、先ほど夏井議員が質問したときにも、企画財政部長が答弁しておりました。市民会館、それから生活健康センター、郷土博物館、それから仲田緑地等々を見ましても、管理費、それから起債の償還、この起債額をトータルしただけでも、3億数千万になるわけであります。

そのようなことを考えてみると、やはり下水道を含めまして、これから区画整理、道路の建設、市街地の再開発等、その他多くの起債対象事業というのが控えておるわけです。長年の高度成長時代は過ぎ、豊かな自然増収も期待できなくなっている現在であります。

一方、行政サービスを低下させてはいけない。また、絶対に行政サービスを低下させるということは、やってはいけない。市民の負託にこたえることができなくなるからであります。市民のニーズにこたえる、どうしても、それには何をしたらいいかということになりますと、市長を初め職員の意識の改革、職員の能力を開発して、積極的にこれを運用する、利用する。そうして体質を改善して、先ほど申しましたように、ぜい肉を落として、効果的な経営改善を行う。これ以外に方策はないと、私は考えております。

そのようなことを考えながら、次の7点につきまして、質問をさせていただくわけです。

まず第1点としまして、通し号俸制の問題であります。通し号俸制度を改革せよ、ということであります。通し号俸制度というのは、多くの議員、または各議会ごとに論じられている問題でありますけれども、私は単純にこれを考えてみますると、同一勤務年数、同一給与という平等主義、これを私は早期に改善するということが大切ではないかと考えております。職員の給与が、管理職の給与と同額、またはそれを上回る事例も出ているのであります。

そのようなことになりますと、職員の給与差は、全く年齢による差のみで、係長、課長、部長、役職と一般職との間に差がなくなって、不平等感ができてくる。職務責任と、給与のバラ

ンスがとれなくなってきてしまう。

そうなると、当然給与体系、給与表というのはありますけれども、高卒、短大卒、大卒というふうになっておりますけれども、ゆがみと、給与表はなくてもいいんじゃないか、という感さえ抱くようになるわけであります。そうなると、当然勤務意欲にも影響を与える。そこで、私は通し号俸制度を改革するように、ここで質問をするわけであります。

それから、第２点といたしまして、これは人事の評価についてであります。これは勤務評定です。

聞くところによりますと、配置転換を希望する方は、９月に職員課に対して、課長を通じてでしょう、申し込むと。または、課長が勤務評定は９月に行っている、というように聞いております。自己申告が９月です。昇任、採用ということは、非常に職員にとっても大切なことでありますので、どのような勤務評定をしているかについて、お伺いいたすわけであります。

それから、第３点としまして、採用年次を重視した、これは前のにも関係ありますけれども、形式的な人事を改め、能力ある者が報われる人事を行い、市民要望にこたえてもらいたい、ということで質問するわけです。

市長は、今議会でも、職員の能力を活用して、少数精鋭主義でいくんだと言っておられました。私は、終身雇用制度である日本の現在というのを見まして、市役所は年功序列、採用年次によってエスカレート式に上昇していく形式人事であり、能力ある者は報われていないような感があるのでございます。勤務意欲に影響が出るという感すら、なきにしもあらずであります。能力ある職員が報われる人事をしてこそ、市長がいつも申している少数精鋭、高能率主義への変身ということに相なるわけだと、私は考えております。その点についてもお伺いいたします。

それから、第４点といたしまして、職員の異動、役職の決定過程に、部課長、職員の参加をさせているかどうかということについて、お伺いいたします。

先ほど申しましたように、勤務評定、人事の評価は、課長がしているようであります。課長は、各職員の個性、能力を十分に把握しているわけであります。決定までとは言わないけれども、決定過程に課長職員の参加が、私は望ましいのではないかと考えております。

そうすることによって、市長と役職員とのコミュニケも図られる。これは、案外大切なことではないかと思うと同時に、体質を改善するためには、職員の十分把握が可能になるわけですから、大切ではないかと思って、このようなことを言うわけであります。

市役所の中というのを見ますと、案外、中を歩いてみますと、行政というのはやはり御多分に漏れず縦割り、それから縄張り、それから先例の踏襲、排他性、その他種々の意識というのが残っているように、私は見受けられるわけであります。今後、行動する市の職員、それから住民の中に飛び込んでいく職員と、これらは市長以下職員の体質改善をやらなければ、到底求めることはできないのではないかと考えております。

これはどうしてかと申しますと、生活、考え方の思考、経済その他あらゆる面におきまして多様化している。また、先は非常に不透明な激動の時代といわれているわけです。企業等におきましても、１０年が一区切りだ、１５年も２０年も先の見通しはできない、というのが、現在の企業であるということが言われておるわけです。また、本なんかにも書いてあるわけです。

そのようなことを考えてみますると、どうしても多くの問題点というのを、早く把握しなければならない。そのために、勉強もしなければならない。ふだんの努力もしなければならない。さらに、おのおの職員が人よりも１歩でも前に出るという積極性、その多くの変化の中から、変動を感じ取って問題点を発見することが、私は大切ではないかと思うのであります。

前にも中山議員が、行政の先取り、ということを申しておったのでございます。時代の変革を発見し、これを計画にのせ、実行していくことが、私は非常に大切であり、そのことを実行することによって、行政が時代を先取りするというふうになるのではないかと考えております。

第６点の質問としまして、能率的な市役所を市民は求めている。市長と職員とのコミュニケーションは図られているか、という点についてであります。

これは、どうしてこのようなことを質問いたすかと申しますと、市長は１５万市民の長であり、顔であります。市長は市民の信託により、市政をあずかっている、行政の最高責任者であります。市民に対しては全責任を持っている、といってもいいんじゃないかと考えております。その市長の取り組む姿勢、リーダーシップ、変化を見る洞察力、実行力等の有無によって、都市行政、都市像というのは変化をするといわれております。将来の都市像、市民生活、市民の町への愛着、意識を出させる。市長はいかに大切であるかということが、よくわかるわけです。市長に人を得なければ、市民は、私は不作であると考えております。正しい都市、自治の確立を目指して職務に精励していくためにも、市長と職員とのコミュニケーションは、欠くべからざるものであるという観点に立って、質問をするわけです。

それから、あと６点目、行政と市民との役割分担の必要性の時代ということなんですけれど

も、いわゆる日野市におきましても、高度成長の豊かな時代、税の自然増収を背景に、行政サービス等が膨れ上がったということは、前にも述べたとおりでありますけれども、これからは低成長の厳しい環境に適応していく上で、役割の分担ということは、必要かつ非常に大きな課題ではないかと考えております。

行政が公費で受け持つ部分と、市民が自治の領域で受け持たなければならない部分、これは過日、馬場弘融議員が、コミュニティーというところでちょっと質問をしたようですけれども、その点につきましての見解をお伺いいたします。

それから、これは一番最後に回したんですけれども、4月の市長選挙の前に、部課長の、これは意見書というか、申し入れ書というか、私は見ておりませんけれども、７７名がやったという話を、議会でも聞いております。市長のただいまの心境というのはどうかという点について、お伺いするわけです。

以上、7点につきまして、質問をさせていただきます。

○議長（高橋通夫君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは、7点にわたります御質問につきまして、順次お答えしてまいりたいと思います。

まず、通し号俸制度を改革せよ、こういう御質問でございます。この質問につきましては、今議会でも、他の議員さんからも御指摘がございました。そういうことで、準通し号俸制という制度をとっているわけでございます。この制度は、都下でも２６市中１１市が採用している給料表でございまして、主に生活給にウエートを置いている、こういう方法でございます。これらにつきましても、議会の議員さんのたびたびの御指摘等もございますし、これにつきましては、地公法の第５５条に基づきます組合との交渉事項でもございますので、これらにつきましては、交渉のテーブルにのせまして、これから今後とも交渉を続けてまいりたい、とかように考えます。

それから、人事評価はどのように行っているか、こういう御質問でございますけれども、毎年9月1日現在で、事務の方は勤務評定を実施しております。その勤務評定につきましては、１０項目あるわけでございますが、その中で主なものを申し上げますと、規律とか、研究心、あるいは責任感、職務知識、あるいは強調性、あるいは積極性等々、１０項目を書いて、それぞれの所管部の部課長が勤務評定をするわけでございます。

さらに、係長職以上につきましては、また別の設問で、勤務評定を実施しております。その主なものを申し上げますと、指導統率力、あるいは仕事の管理、企画とか、決断、責任感、職務知識、あるいは積極性、あるいは信頼性、このようなことで、１０項目にわたってそれぞれ勤務評定を実施いたしております。これにつきましては、これからの御質問の中にも、それらを参考にして進めているわけでございます。

3点目でございますけれども、採用年次を重視した形式的な人事を改める、こういう御質問でございますが、確かに御指摘のように、ある年度につきましては、６０人近くが職員として採用されている。こういう形の中では、やはり年功序列型という形は、これは崩れていくんじゃないか、こういうことで、これからはやはり専門職制度の導入、あるいは一部弊害があるというふうな声もございますけれども、いわゆる能力の実証に基づくものの制度を、やはり採用していかなきゃいけないんじゃないか。こういうことで、それらに基づきまして人材の発掘、こういうことで進めていきたい、とかように考えます。

4番目の、職員の異動、役職の決定でございますが、これにつきましては、職員課サイドでいろいろ、先ほど申し上げました勤務評定、その他を参考にいたしまして、候補者を絞って理事者の方に進言する、こういう制度でございます。そういう意味合いにおきましては、職員の参加ということが言われるかと思いますけれども、それはあくまでも担当職員、そういうことで御理解していただきたいと思います。

それから、異動につきましては、昇格等につきましては、先ほど申し上げた勤務評定を主に参考にいたします。

それから、一般の異動等につきましては、一応自分で自己申告という制度があるわけでございますけれども、これらにつきましても、毎年９月１日に自己申告を受け付けております。そこで、各人の、これをやってみたい、こういう仕事については特にあるんだと、こういうような形で、自己申告をしていただきまして、それぞれの職に合った形で異動の際はそれを参考にしている、こういうことでございます。

それから、５点目でございますが、能率的な市役所、こういうことで、これも先ほども申し上げました、いろいろな問題の複雑な絡みでございますけれども、常に私どもの方は、適正な人員配置を心がけているところでございます。

それから、行政と市民との役割分担の時代ということでございます。これにつきましては、

職員の資質の問題が相当問題になるわけでございますけれども、これらにつきましては、日野市に研修規程、こういうものがあるわけでございます。職員については、職員研修を受けなきゃいけないんだ、それから行政サイドでは、研修をさせなきゃいけないんだ、こういう形で義務づけもございます。

こういうことで、それぞれ自治会館とか、その他いろいろな委託研修、あるいは庁内で行います一般研修とか、管理監督者研修、こういうものを実施いたしまして、資質の向上に努めていく、こういうことが申し上げられるわけでございますけれども、これらにつきましても、やはり職員が自己研修を積みまして、それから意欲を出すような形の動機づけ、こういうことでとらえているところでございます。

最後の、7点目でございますけれども、部課長によります意見書、この問題につきましては、確かに（「これは市長に聞いているんです」と呼ぶ者あり）失礼しました。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　昨年の歳末の、特に私どもが遭遇いたしました内部の事件といたしまして、昇給延伸を行うことによって、当面の給与是正の指導を受け入れて、そうして財政上の将来の影響する起債制限を回避しようという、一面には肯定され、一面には非難される、こういう措置を行うことから、かなりの内部的な組合との対立が継続をいたしました。

これを大きく背景的に言いますと、本来、人事院勧告は完全に実施されるということが、極めて我々としては望ましいわけでありますが、そのことが凍結でありますとか、あるいは減額とかいうことで、地方の公務員にまで余波が影響いたしました。そういうことが一つの背景ではありますが、いずれにいたしましても、職員に大きな波乱を巻き起こしたと。いろいろな戦術も用いられたわけでありますが、いわゆる管理職という幹部職員に、また不安を醸し出したということの反省もいたしております。（「市長も反省することあるのか」「気にするな、そんなことない」と呼ぶ者あり）

今、財政問題、あるいは行政の体質改善、あわせて公務員としての綱紀の確立、これらを通じて、市民サービスにこれ努めなければならないということと、それからもっと積極的な施策の消化、あるいは地方自治の発展を期する、その責任は、まさに市の職員が負うところが極めて多いわけであります。

また、その責任者として、市長の置かれておる立場は極めて重い、この一つ一つの御意見には、全く同感でございます。御指摘を十分かみしめ、今後も積極的に善処していきたい、このように考えております。

管理職から市長に要求をされたという意見書につきましては、私は文面につきましてはつぶさに知っておりますが、一々人の名前までは承知していないわけでありまして、一面の理はあるけれど、やっぱり人間としての弱さもある。私自身に期することも多いと思いますけれど、根本的に直さなければ、いわゆる意識、気風の改革をなさなければならない、こういうことも感じたところでございます。

給与制度ということの、本当に難しさといいましょうか、私は、信頼の制度であるべき通し号俸が、悪い面の影響をつくり出して、そうしてそのことが能率の低下につながるんだということは、実験的には、実験的にはといいますか、実際的にはどうもあるようであります。本来は、そうではなくて、信頼の制度そのものが正しい役割を果たして、そうして、人間性をより高めるということに役立ってほしいわけでありますが、なかなかそのようにまいりません。

したがいまして、必要悪、何といいますか、改善を要するということの論拠もあり得ると思っておりますので、これからむしろ積極的に取り組むべき問題だと、このように感じております。なるべく人を信頼をし、職員が喜々として自分の職務に精励をする、こういう気風をつくっていきたいということを考えております。（「そのとおり。本当にやってくれ」「期待する方が無理だよ」と呼ぶ者あり）

以上であります。

お答えは、もっとたくさんあると思っておりますけれど、現在の心境を、そのように思っておりますことを、お答えといたします。

○議長（高橋通夫君）　谷　長一君。

○5番（谷　長一君）　それでは、何点かにわたりまして、再質問をさせていただきます。

ただいま総務部長の答弁によりますと、第1点の質問ですけれども、準通し号俸制は、26市中11市が行っていると。これは、あくまでも生活給であるということを言っております。

それから、組合交渉事項ということも言っておられ、これから交渉するということですけれども、交渉ということは、いつごろから交渉するんですか、その点です。

それから、どうしてこれを伺うかと申しますと、ただいま市長が、能率低下は実際的にはあるように思われる、と言っておるんです。そうしますと、当然通し号俸制を改革するには、組合との交渉事項でもある関係上、どうしてもこれは組合という壁に突き当たるわけです。そうなると、交渉をするということですから、いつごろから交渉を始めるんですか、具体的にお聞かせいただければ幸いだと思います。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　早い時期に、組合と体系的な交渉に入りたい、とこのように考えておるわけでございます。早い時期といいますと、今年度中にはどうしても体系的な組合交渉に入りたい。

今まで何もしていないかといいますと、やはり市長が答えましたように、それから議会の中でたびたび問題になっております。

それから、2月1日には、７０名かの管理職からの意見というふうな問題がございます。この意見の中には、いろんな問題を抱えております。いろんな問題に影響され、いろんな問題に触発された面もあるわけでございますけれども、やはり通し号俸制だとか、そういう問題等も踏まえておるわけでございますので、3月の、５９年のベアの決定の際には、3.37の改定を行っておるわけでございますけれども、従来の改定と違いまして、管理職といいますか、上といいますか、1等級、2等級、こういう上部のベア改定の賃金の配分につきましては、今までのような配分ということではなしに、2等級、1等級に重点を置いた改定を行っていると。

もちろんこれは組合との交渉の上で、組合も今日における矛盾というものは、ある程度理解してもらっていると。こういうふうな状況で、手をつけておるわけでございますけれども、体系的な交渉につきましては、行革の問題等で、これから行財政研究会の先生方等から、答申も得られるかと思います。

我々の方で、問題の先取りということじゃなくて、相連携しまして、具体的な、前にもお答え申し上げましたけれども、能率的な、要するに組合とどういう形でやっていくか、効果的な、現在ある給料をすべて職務給に引き下げるというふうなわけにはいかない。現給は保障しながら、将来に向かって、あるべき給与制度に是正していく、こういうふうなせきどめ方式をとらなきゃならぬわけでございますので、その効果的な方法等は十分考えていきたい、そう考えているわけでございます。

都下１１市、あるいはその1市の中には、完全通し号俸制度という市も、1市あるわけでございます。これらとの連携も十分考えなきゃならぬ、このように考えておるわけでございます。

生活給というようなことで、非常に高齢者ということじゃなくて、中年者というものを採用した一時期がございます。これらの問題も含んでの、この制度でございます。要するに、一概に非難すべきものでもないわけでございます。そういう背景がだんだんなくなってきておりますので、そういう点の理解から進めていきたい、このように考えておるわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　第1点の質問に関しましては、これは非常に難しい問題でもあり、生活設計というのは、各職員、各人とも、恐らく入ると、何年か勤めれば、できると思います。

そうしますと、当然現在の給与の保障というのがなされるのは、当然じゃないかと思います。それらの点をよく考慮されまして、やっていただくというのは、私は重要なことであると考えております。

今年度中にそのような交渉に着手するということならば、そうしたり、また、ただいまの助役の発言だと、行財政研究委員会の方の答申も、また恐らくあるんじゃないかと思うんです、この点についても。そうなると、当然やはり大々的とは言わなくても、徐々に通し号俸制については手をつけるというのが、時代の変化に対応するということになるのではないかと、私は考えております。これで、第1点の質問は終わります。

第2点目です。勤務評定は、１０項目という形で、部課長が評定をしているということであり、係長級以上は、また別にやっているんだということでありますけれども、この問題につきましては、やはり評価というのは、非常に難しいと思うんです。

いわゆる昇任試験や何かを行ってやるところもありますけれども、日野市におきましては、ただいまの答弁だと、やはりそのようなことには触れてないんですけれども、評価と、これは職場の適正なる人事配置というのにも引っかかるわけですけれども、これからいきまして、職員は研修規程に基づいて、自治会館、そうしたりまた委託、一般研修、それから管理職研修、それから自己研修というような形でなされているということは、よくわかりますけれども、それ以外の方法で、人事の評価、勤務評定というのをやる考えはあるかどうか、その点について、再度質問いたします。

○議長（高橋通夫君）　　助役。

○助役（赤松行雄君）　　御質問の中に、第4点でしょうか、4点とも絡むわけでございますけれども、職員の異動とか、役職決定過程に、部長さん方の意向というか、そういうものの参加、こういうふうな御意見もあるわけでございますけれども、それと絡めてお話し申し上げたいと思います。

日野市におきまして、昇任試験というのも実施してきた経過もあるわけでございますけれども、東京都におきましても、昭和48年ですか、昇任試験というのを、いろんな弊害がございますので、中止しておるわけでございます。

それと同じように、日野市でも中止したわけでございますけれども、物事を必ず、一たん、一つの事柄につきましての長短なり、陰ひなたというものがあると同じように、いいところもあるわけでございますけれども、どちらかといいますと、仕事よりは試験勉強に偏る、あるいは、勉強できるようなところについては非常に有利とかという、非常に不満が出てきたりというふうなことで、中止しておるわけでございます。これにかわるべきものも、ある程度考えなきゃならないんじゃないだろうかと、このように考えておるわけでございます。

それから、役職、異動だとか、職員の昇格をさせるという機会に、管理職の決定というもの、参加というもの等につきまして、考えるわけでございますけれども、これにつきましても、いい、悪いが、いろいろあるんではないだろうか、このように考えております。こういうことを実施している市もあるわけでございますけれども、やはり一つの派閥形成の糸口になるというふうなことでございます。

かつて日野市におきましても、部長派閥等があったとか、あるいはないとかいう論議があった時代も、あるわけでございますけれども、そういう派閥形成の一つの契機になるというふうなこと等も、憂慮されるわけでございます。それから、必ずしも万全、あるいは公平、あるいは自分の部局というふうな、身びいきというふうな反面等があるわけでございます。

これらを考えまして、やはり勤務評定だとか、あるいは自己申告だとか、こういうもの以外に、やはり部長さん、あるいは課長さん方に御提案がございましたように、じかに、職員課なら職員課というものも、1人1人の人間についての性質だとか、積極性だとか、あるいは指揮能力だとか、職務知識だとか、いろんな面においての知識、要するにデータを持っておるわけでございますけれども、直接管理監督しているところの部長さん、あるいは課長さんの最新の

情報も聞き取る方法、要するに、先ほど総務部長が言っている、能力の実証に応じた、こういうふうな答弁をしておるわけでございますけれども、こういうふうな方法等で、より完全なものにしていきたいという考え方を持っておると同時に、御指摘いただいた積極的な人材登用、あるいは、活気ある職場をつくっていくという面における、一つの大きな足がかりにしていきたいと、こう考えておるわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　　谷　長一君。

○5番（谷　長一君）　　ただいま助役が答弁された、東京都においても昇任試験を中止したというようなことは、確かに昇任試験というのを行うと、試験に強い人と、弱い人ということになりますけれども、やはりある程度は私は必要じゃないかと思うんです。

これは、どうしてかと申しますと、部長も先ほど答弁されておりましたけれども、年功序列が崩れる、また、専門職の導入とか、または、ただいま助役も、先ほど総務部長も申されたように、能力の実証に基づく人材を発掘するんだということになりますと、やはりある程度の多様な職種別の試験というのが必要じゃないか。

もちろんこれは、一般教養というのは必要でありますけれども、私は、競争試験というのは、やはり地方公務員法にもあるわけです　17条に。そうなると、当然、法に基づいても、すべてを行えというのではなくて、その結果をどのように能力の実証というのに結びつけるか、ということが大切なのではないかと思うんです。これは、確かに試験の成績の良好な人が、仕事をさせて、必ずしも勤務の成績が良好であるかという、相関関係の形ではないということは、私もよく知っております。

そのようなことを考えてみますると、能力の実証というのがいかに難しいかということが問われる。この点につきましては、慎重にこれらの点についても考慮をして、やはりどのようにして職員の能力の向上を図るか。それは、やはり能力の実証というのは、はっきり把握できなければ、できないのでありますので、そのような点にも十分考慮して、人材の発掘を行って、市役所の職員の意識の改革、または能力積極利用というものに努めてもらいたいというふうに、私は思っております。

その他、多くの質問がありますけれども、大体私なりにわかったので、意見をちょっと述べさせていただきます。

60年の6月12日の、読売新聞を見ますと、非常に社会党新宣言の原案がまとまる、とい

うのを見てみましても、意識の向上が、変革がなされているというふうに、私は考えてもよろしいんじゃないかと思いまして、この新聞を切り抜いてきたわけです。

これを見まするとと、「連合に積極的対応、政権担当の決意強調」というふうになっているわけです。この連合というのは、どこだか私はわかっておりますけれども、皆様方の判断にお任せいたします。

それから、「社会主義像大きく転換」というふうになっておるわけです。どうか、このような時代の変化に、やはり市の、市長を初め職員も対応していかなければいけないんじゃないかと考えております。私は、なにも革新が革新政党ではなくて、保守こそ私は革新なされなければならない政党であるというふうに、いつも考えておるのであります。

世界というのを見ますと、両極、二極端に分かれておりますけれども、その中におきまして、アセアン諸国等を見まするとと、いわゆるその両方を見ていっておりますね。貿易政治等は。そのようにしていて、どうやって自己の存在意識を高めて、経済の発展を図って、国民に寄与するかということを考えているじゃないかと、私は考えております。

どうか、日野市もそのような観点に立ちまして、ぜひとも市民本位の市政を前進するためには、保守、革新を超越して政治を行ってもらいたい、ということを心からお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって２１の１、市長は職員の意識の改革、職員の能力の積極利用を計れに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後６時２１分休憩

午後７時４６分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま議案第４９号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第５０号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第５１号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正

する条例の制定が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、本３件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

これより議案第４９号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第５０号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第５１号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第４９号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

去る６月１５日、日野市特別職報酬等審議会から「日野市特別職報酬等の額について改定することが望ましい」との答申がありましたので、その答申どおり報酬の引き上げを行いたく、条例の一部改正をお願いするものであります。

改正内容は、議長が現行月額３７万円を４１万円に、副議長が現行月額３３万5,０００円を３７万5,０００円に、議員が現行月額３２万円を３６万円に、それぞれ改定するものであります。

議案第５０号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。議案第４９号同様、日野市特別職報酬等審議会の答申どおり、報酬の引き上げを行いたので、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、市長が現行月額６７万円を７１万円に、助役が現行月額５６万7,０００円を60万円に、収入役が現行月額５３万円を５６万円に改定するものであります。

議案第５１号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正内容は、教育長現行月額５３万円を５６万円に改定するものであります。

以上、３議案の改定議案をお願いいたします。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　本３件については質疑、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本３件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって本３件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより本３件について採決いたします。本３件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第４９号、日野市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第５０号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第５１号、日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議案第５２号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

これより議案第５２号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第５２号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市特別職の職員のうち、教育委員会委員、選挙管理委員会委員など、非常勤のものの報酬及び費用弁償の額を改定するため、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　本件については、質疑討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第５２号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後７時５４分散会

6月25日　火曜日　（第8日）

昭和６０年
第２回定例会

日野市議会会議録　（第18号）

６月２５日　火曜日　（第８日）

出　席　議　員（２８名）

１番	橋本文子君	２番	福島敏雄君
３番	小俣昭光君	５番	谷　長一君
６番	古谷太郎君	７番	馬場繁夫君
８番	馬場弘融君	９番	高橋徳次君
１０番	旗野行雄君	１１番	一ノ瀬　隆君
１２番	板垣正男君	１３番	鈴木美奈子君
１４番	川嶋　博君	１５番	飯山　茂君
１６番	夏井明男君	１７番	黒川重憲君
１８番	古賀俊昭君	１９番	市川資信君
２０番	藤林理一郎君	２１番	名古屋史郎君
２２番	竹ノ上武俊君	２３番	米沢照男君
２４番	中山基昭君	２５番	大柄　保君
２６番	秦　正一君	２７番	奥住芳雄君
２８番	石坂勝雄君	３０番	高橋通夫君

欠　席　議　員　（なし）

欠　　員

４番　　２９番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大賀松雄君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	谷野省三君	書記	串田平和君
書記	佐々木茂晴君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　小野口純子君

議事日程

昭和６０年６月２５日（火）

午前１０時開議

（議案審査報告）　（総務委員会）

日程第１	議案第３４号	日野市表彰条例の一部を改正する条例の制定について
日程第２	議案第３５号	日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
日程第３	議案第３６号	日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第４	議案第４７号	大栗四号処理分区（６０－１）工事請負契約の締結について

（総務、文教、厚生、建設）

日程第５	議案第４０号	昭和６０年度日野市一般会計補正予算について（第１号）

（文教委員会）

日程第６	議案第３９号	日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

（厚生委員会）

日程第７	議案第３７号	日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第８	議案第３８号	日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第９	議案第４２号	昭和６０年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第１号）
日程第１０	議案第４３号	昭和６０年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第１号）

（建設委員会）

日程第１１	議案第４１号	昭和６０年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第１号）
日程第１２	議案第４４号	市道路線の一部廃止について
日程第１３	議案第４５号	市道路線の認定について
日程第１４	議案第４６号	昭和６０年度日野市公共下水道事業（事業の一部業務）に関する業務委託契約について

（請願審査報告）　（総務委員会）

日程第１５	請願第６０－２号	学校法人東京朝鮮学園三多摩朝鮮第一初・中級学校の日野市居住父兄に対する特別助成金補助に関する請願

（総務委員会）

日程第１６	請願第５８－２４号	循環バスに関する請願
日程第１７	請願第５８－２９号	循環バス市案に反対する請願

日程第１８　請願第５９－２１号　市内循環バス路線の早期実現を求める請願
日程第１９　請願第５９－２８号　世界連邦都市宣言に関する陳情
日程第２０　請願第５９－２９号　健康保険本人の１０割給付復帰、および国民健康保険への国庫補助率引き上げの意見書を求める請願
日程第２１　請願第６０－　４号　日野駅－豊田駅を結ぶ市内バスを速やかに滝合橋経由平山城址公園駅まで延長し、私たちの南北交通の足を確保するための請願
日程第２２　請願第６０－　６号　アフリカの飢餓救援に関する陳情
（文教委員会）
日程第２３　請願第５７－　７号　遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願
（厚生委員会）
日程第２４　請願第６０－　５号　老人医療定率負担の導入に関する陳情
（建設委員会）
日程第２５　請願第５７－３７号　高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願
日程第２６　請願第５７－５１号　高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願
日程第２７　請願第５７－５５号　高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願
日程第２８　請願第５７－５９号　土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅地域を除外に関する請願
日程第２９　請願第５７－６２号　程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願
日程第３０　請願第５８－　５号　高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願
日程第３１　請願第５９－　８号　生活道路設置に関する請願
日程第３２　請願第５９－　９号　下水道設置に関する請願
日程第３３　請願第５９－１６号　基盤整備に関する請願
（継続審査議決）
日程第３４　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第３５　農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第３６　高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第３７　廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第３８　市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件
（請願上程）
日程第３９　請願第６０－　７号　下町下川原地区に所在する（旧）日東精密時計株式会社跡地取得に関する請願
日程第４０　請願第６０－　８号　「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」に対する日野市議会の反対決議を求める請願
（議案上程）
日程第４１　議員提出議案第３号　衆議院における米ソ軍縮交渉決議を政府は遵守することを要望する意見書
日程第４２　議員提出議案第４号　国鉄の「分割・民営化」に対する意見書
日程第４３　議員提出議案第５号　外国人登録法の抜本的改正を求める意見書
日程第４４　議員提出議案第６号　地方行革大綱と地方自治の本旨確立に関する意見書
日程第４５　議員提出議案第７号　国民の目・口・耳をふさぐ国家機密法に反対する決議

本日の会議に付した事件
日程第１から第４０まで

午後１時４分開議

○議長（高橋通夫君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２７名であります。

これより議案第３４号、日野市表彰条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の審査報告を申し上げます。

６月１９日、総務委員会は全員出席のもとに開催されました。

議案第３４号、日野市表彰条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この条例は、自治功労を地方自治功労というふうに項目を改め、納税功労は市民自治功労の中に包含するという改正でございます。

また、社会福祉事業功労、保健衛生事業功労についても、項目を、言葉を整理して改めるというものでございます。表彰の現在の実態に合わせて、内容を発展させたものでございます。

全会一致で可決と決しましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第３４号、日野市表彰条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第３５号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の審査報告を申し上げます。

議案第３５号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

現在の日野市職員定数条例の定員1,411名を、1,425名に改めるものでございます。この定員増になる職場については、提案のとき説明のあったとおりでございます。市民会館、あるいは年金、都市計画、下水道、管理、こういう職場と、病院関係でございます。

定員増については、市側に対して、質疑の中で、なるべく市民本位の立場で、安易に定員増をしないで適正な定数を常に維持してほしい、などの意見なども出されております。

審議の結果は、全会一致で可決と決しました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○28番（石坂勝雄君）　過日の11日ですか、上程された日に配られた資料の、なにか私の計算がよくないのか、さもなきゃ執行部で出された資料があれなのか、それから、期末手当等といった人員とも1人違う点があったけれども、その後、私の手元へまだ来ないので、ここで言うべき大それたことでもないんですが、その辺のところはどうなんでしょう。御審議されたかどうなのか。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会でも、本会議に続きまして、再度職員数の実態について、質疑を行いました。

それらの結果、政府、東京都等から来る職員数の基準のあり方、また、市が独自に定めている職員の職場の内訳等々に、若干の考え方の違いがあるということが、明らかになりました。

そのような結果、数字につきましては、それぞれそういう考え方の違い等がありますので、数字は、市が発表したものが一応適正なものである、という審議結果になりました。

しかし、委員の質疑要望としては、非常に区分けの仕方が市民にはわかりにくい、今後わかりやすい区分けの仕方をするように努めてほしい、とこういう要望で　それを要望した次第でございます。

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君。

○28番（石坂勝雄君）　どうなんですか、確認なんですが、この間の資料を発表されたことが、そういうもろもろの事情があるから、合わなくてもよろしいんだというふうに、総務委員会で了承されたのか。

さもなければ、今後はどうするんだと、こういう何かあるなら、特に委員長でなくて、いわゆる執行部の方から。私も、何か資料で示されるというようなことですが、まだ手元に来ていない感じなんで、その辺のところをひとつお答え願いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　理事者の方からも、説明してもらいたいと思います。

総務委員会におきましては、種々質疑をしました結果、先ほど言いましたように、職員数という呼び方、職務別、職場別の呼び方、行政職、事務職、現場職員の区分けの仕方、それから調査の時期、こういうものが非常に入り組んでいるわけです。その結果、こういう数字になっているということは、一応了解をしたわけです。

しかし、市議会なり市民に提示する場合には、わかりやすい統一した形で出してほしいということを、総務委員会としては、強い要望が各委員から出されております。

なおまた、条例に言う定数と、職員数の実態に差がある点についても、るる質疑を行いまして、定員数と職場数が一致するような状況で、なるべく維持してほしい等の要望なども、委員からは出されておりました。

その他については、担当者より、説明があればしていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君。

○28番（石坂勝雄君）　私、総務委員会でそういう、されてないのを特段どうだということじゃないんですが、資料という形で出るんなら、さもなきゃきちっと注釈がつくなり、そういうことが望ましいだけに、今後どういうふうなことで臨まれるかということだけお答えになって、ここで別に私、どうしろということでございませんから、その辺を含んでお答え願えれば結構だと思います。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　私の方から、補足申し上げたいと思います。

期末手当の際にも、各市との比較ということで、資料として御提示申し上げたわけでございます。

これは、各市との比較ということでございますので、ここで自治省の方から指定されました、統計的なものを資料としまして、基礎資料としまして提出したものでございますので、国の取り扱いと同じような形になっておるわけです。税務職員が、市の場合には一般職になっておりますけれども、国の場合には税務職は税務職として独立しております。そういう形で収集されました資料を参考として、御提出申し上げたわけでございます。

その結果、実際の定数と違うんじゃないだろうかと、こういうふうな、５９年の４月１日の実数と、６名の違いがあるわけでございます。この６名の違いといいますのは、非常に期末手当の際にも、あるいは総務委員会の御審議の際にも、資料は提出しましたけれども、説明不足というふうなことで、大変御審議の上に御不便をおかけしたわけですけれども、1,３８０名というのが、５９年４月１日の実数でございます。

ところが、資料として、職員数調べとして御提出申し上げました資料は、1,３８６名となっておるわけでございます。

この６名の違いでございますけれども、これにつきましては、休職者が２名ございます。それから、長期臨時、これは保母だとか、それから助産婦だとか、単純労務の職員とかというふうな、各１名でございまして、これが３名ございました。それから、教育長を入れて６名というふうなものを含めまして、1,３８６となっておるわけでございます。

今、申し上げました６名というのは、休職者にしましても、日野市の職員でございますけれども、一応定数外として扱っているものでございますので、この６名を除いたものが、５９年４月１日の1,３８０名でございます。定数申し上げました職員数調べというのは、1,３８６になっておるわけでございます。

同じ時点で６名の差というのは、今申し上げました定数外の職員として、暫定的に取り扱っておりますところの、病気で休職するとか、そういう人間、それから教育長さん、それから長期臨時の３名、この６名が、国から求められた範囲内での資料でございますので、約束でございますので、それが入っておりますので、違いが出たわけでございます。

こういうふうな説明を申し上げまして、御理解を得たわけでございます。（「資料提出だよ」と呼ぶ者あり）はい。資料を早速提出いたします。よろしいでしょうか。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　１点だけお尋ねをいたします。

今回、１４名、市の職員の方の定数がふえるということで、それぞれ内容を見てまいりますと、市立病院であったり、また市民会館、都市計画課、下水道、管財といった、なるほどこういうところにはさらに人員の配置が必要かなということで、納得はできるわけでありますが、今、地方行革の推進に当たって、定員管理ということが、一つ大きなテーマとして上がってきているわけです。

そうした中で、日野市の場合には毎年確実に条例の改正を行って、定員が増加をしている。一つの流れがある中で、日野市のみ、またそれと逆の方向で定員の増加が行われているということは、やはりひとつ、現状組織機構を見直すことによって、削減等ができる部署があれば、そうしたところから回っていただくというような工夫も、あっていいのではないかと思います。

今後の定員管理のあり方について、総務委員会において、市側は今回１４名増員をするということに当たって、どのような考え方が述べられたか。もし示されておれば、この機会にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　ただいまの質問の件につきましても、総務委員会でも質疑が行われ、審議を行った次第でございます。

今回、1,４２５名に、定員増がなりました。これを、安易に定員増したのではないかという質疑が、総務委員会において行われたわけでございます。

しかし、市側の詳細なる説明を聞いてみますと、本来は1,４２５名以上に増員しなければ、各部を守り切れない実態にある。

しかし、例えば七生公会堂の窓口の職員を２人から１名にしたり、用品の発注の部門から１名人員を削減したり、というようなことを努力して、絞りに絞った結果、1,４２５名に定員増をとどめたのであるというような答弁が、市当局からありました。

そういう説明を聞きまして、総務委員会は各委員が、さらにそういう点の努力をして行政の効率化を図ってほしい、とこういう要望をして、審議を終えた次第でございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　委員の皆さんから、定員の管理のあり方について、要望、意見が述べられたということは、よくわかります。

それに対して、私がお聞きしましたのは、市側の方で、理事者の方から、今後の市の職員の皆さんの定員の問題について、今後の取り組みについては何か意見が出されたか、考え方がそこで示されたかどうかをお聞きしたのでありまして、もし、その場で市側から、かくかくしかじかという明確な今後の方向というものが示されていなければ、この機会にお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　　理事者の方で補足があれば、後でお願いしたいと思います。

総務委員会におきましても、その他質疑がたくさん行われました。

例えば、コンピューターの導入によって、どういうふうに人員を減らしていくことができるのか、というような質疑もなされました。

これに対しては、コンピューターが直接関係する課が、八つの課に及ぶ。そこで、理論的には１５％の省力化ができる。こういう点での努力、それから、市職員の教育、研修等によっての能力向上、こういうようなことに努めるという、説明などはあったわけでございます。

その他にも、もし総務委員会でも説明あったかと思いますが、漏れている点があれば、御答弁、理事者の方でお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　助役。

○助役（赤松行雄君）　　補足御説明申し上げたいと思います。

非常に、おっしゃるとおり、厳しい情勢下でお願いする定数でございます。それだけの厳しい踏まえをした中で、お願い申し上げておるつもりでございます。

現状の定数の中で、各部削減としましては、企画財政部５名の、要するに現状の職員の中で新しい部門の方へ、現状の職員を配置がえというふうな形で、削減をしておるわけでございます。

それから、総務部でございますけれども、職員課等につきましては、２名のやはり削減。

それから市民部、清掃部、建設部、福祉部、出納課、それぞれ、これらを申し上げますと、総勢で１９名のそれぞれ現状の担当している仕事の中から、見直し等をしまして、電算の企画の方に４名、あるいは、市民部の中では、保険年金の徴収部門というものが、非常に保険税の徴収部門が手薄だというふうな、決算委員会での御指摘に沿いまして、この増強等を行っておるわけでございます。

それから、生活環境部におきましては、市民会館が新しくここに移行しましたので、６名が増員をしておるわけでございます。これは、内部的な配置がえによる増員でございます。

健康課におきまして、やはり健康課の老健法というもののスタートということで、１名の増員。

清掃部におきましては、新しい新炉の増設というふうなことで、作業員１名。

各部、そういうようなことで、内部的には２５名の増員という苦しいやりくりをしまして、現状の仕事の強化というものに努力しておるわけでございます。これが、一つでございます。

それから、２番目としましては、日野市の職員の市長部局の定数というのは、ほかの市から見まして、施設面を入れると、よその市の定数と拮抗するわけでございますけれども、一般職の職員と、行政職の職員というものだけ取り上げてまいりますと、８割というふうな、非常に、今まで改革というか、職員の定数を抑制してきた、という一面がございますので、なかなかここで増員をお願いしなきゃならぬというふうな面が、一面あるわけでございますので、お願いしたわけでございます。

今後のやりくりにつきましては、いろいろな省力化は、委員長さんの方から御報告がございましたような努力を重ねるわけでございますけれども、一つの定数のあり方としましては、今後、事務事業を見直してまいります中で、大分事務事業の形態も変わってきておりますので、その中からより季節的な忙しさだとか、ふだんはそれほどでもないというふうな部門、あるいは、民間委託に適する仕事というもの等も、いろいろ出てきておるわけでございます。

そういう見直しの中から、定数というものを、今後、まだまだ施設がふえるところもございます。それから、高齢者時代を踏まえまして、いろいろと仕事を充実していかなきゃならぬ、あるいは、事務事業が、人口増につれてふえていく面もあるわけでございます。

そういう面に対応するため、あるいは現在の定数をふやさないというふうな面では、さっき申し上げましたように、季節施行的な仕事、あるいは民間委託に適する仕事、そういうもの等は、やはり事務事業の見直しの一端として、民間委託に振り向ける。そのことによって浮いた定数を、今申し上げました、今後ふえてまいります事務事業、あるいは施設面での職員の要求というものに充てていく、こういう考え方でおるわけでございます。

今後は、おっしゃるとおり厳しい定数事情にございますので、現在の定数を守るというふうな、要するに日野は８割というふうな状況でございますので、定数を減らすということじゃございませんけれども、現在の定数を新しい事務部門に向けて、定数はキープしていきたい、そういう考え方を持っておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　今回の定員増については、特段異を唱えるものではありませんが、今、私、質問の中でも申し上げましたように、日野の場合には、当市の場合は定員抑制の実績というのは、全くないわけです。学童クラブの長期臨時職員の方の、正職員化等によって、毎年確実に定員が増加してきている。

また、他の自治体、国等におきましても、５年間で５％削減の目標を立てて、国の方でも削減に努めております。

そうした中にあって、やはり一般職員の皆さんの数は、確かに他市等に比べて、非常に努力が払われているという実績は認めるわけでありますが、市長が言われる少数精鋭主義ということを、やはり常に念頭に置いていただいて、引き続き定員管理の適正化については、絶えず見直しをやっていただきたいということを、意見として申し上げておきます。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第３５号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第３６号、日野市職員の勤務時間、休日　休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　議案第３６号の、総務委員会審査報告を申し上げます。

日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この内容は、提案説明のとおり、市職員の産前産後の有給休暇期間を改正するものでございます。今まで、産前産後合計いたしまして、１５週間の休暇が保障をされておりましたが、これを１６週間に改めるものでございます。

質疑の中で、関係諸団体の休暇状況などを明らかにいたしました。その結果、東京都が１６週間を保障をしているということでございます。

また、２６市でも１０市が、今、１６週間になっているということでございました。

また、市内の民間との比較はどうかということでございますが、この点も審議いたしました。

その結果は、大手を中心といたしますと、１６週間が４２社、１７週間というのも１社以上あるということが明らかとなりました。

また、労働基準法どおり、１２週間だけを保障しているところも、１０３社あるということでございます。

これらの点をるる審議いたしました結果、総務委員会は全会一致で可決といたした次第でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　お尋ねいたします。

これは、直接には職員の方の身分の問題ですけれども、実質的な仕事の内容からして、先ほども長期の臨時職員の方の話が出ていましたけれども、その方の扱いの実態がどうなのか。そういう方にも、この女子職員のような対応のものが、対応として考えられるのかどうかが、第１点であります。

そういうことが審議をされてきたのかどうか。臨時職員の身分の問題について、議論があったかどうかということですが、それが第１点であります。

それから、今の委員長報告の中でも、民間企業との関係の比較の話がありましたけれども、やはり臨時職員の方の給与の問題ですが、たしか今回の本会議の冒頭のところでも、東京都の賃金、さらには民間の東京における賃金と、日野市における臨時職員の方の１時間の賃金の話が出ましたけれども、そこら辺の話、いわゆる臨時職員の給与の問題をどうするか、という話も出たかどうか、第２点であります。

さらに、長期職員の方の市における各部署の実態把握はどういうふうな形で、現在進められているのか。いわゆる、正の職員の方を補助する、補佐するということが、職員の定数条例との密接な絡みもありますので、そういう方の仕事の補佐を受けながら進めているわけですが、

そういうふうな形の議論があったかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会では、長期臨時職員、あるいは長期に働いている、臨時の身分での職員の労働条件については、論議をいたしませんでした。

この条例改正に直接関係のある市職員の、婦人労働者の皆さんの母体保護という点について、今の社会ではどのように必要かということを中心として、審議をしたということでございます。

そういう意味で、一般的に質疑の中では、昔の農業をされた婦人の方などは、産後数日間で働いているけれども、現在ではどういうふうに社会が変化して、母体保護が必要なのかとか、こういう点などをしたわけでございます。

したがいまして、婦人の職員の皆さん全般という立場で審議したんですけれども、今指摘されました、長期臨時の方の産前産後の扱いについては、論議をいたしておりません。

また、給与については、ちょっとこの審議と直接関係がなかったので、しておりませんので、必要であれば、市側の方から説明をしていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　長期臨時の女子職員の問題でございますけれども、これにつきましては、相当な職種があるわけでございます。健康課の例をとりますと、看護婦さんの予防接種の際のパート、あるいは保育園の早期の勤務の場合のパート、こういうようなものが、相当多種類にわたっております。そういうことで、これにつきましては、この条例は適用されません。

それから、民間企業の給与との問題でございますが、これにつきましては、毎年度、職員課の方で、いろいろ調査をいたしまして、その年間の業種別の賃金を決めております。それに倣いまして、各部課では臨時職員を採用したり、給与等を根拠に基づきましてお払いしている、とこういうことでございます。

それから、長期臨時の定数の把握でございますけれども、これにつきましては　先ほど申し上げましたように、相当多種類にわたっておりますので、もう少しお時間をいただければ、資料としてお出しできるんじゃないかと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。夏井明男君。

○16番（夏井明男君）　今、臨時職員の方について御質問したわけですけれども、臨時職員の方の身分については、代弁する方が実際にはいらっしゃらない。正の職員の方については、組合等でその権利は細かに主張もされますし、それを保障していくということも、機能的には働いているわけですが、とかくしますと、臨時職員、特に実態においては正の職員の方と同じような仕事をされている長期職員については、問題があるのではないか。

その第1点としては　今、質疑の中でも明らかになりましたように、妊娠中の女子臨時職員については、これは適用がありません、そういう御答弁でありました。そこに身分の格差といいますか、保障の格差が開いているわけであります。

したがいまして、こういう方についても、やはり正の職員の方と、臨時の方とは違う、それはもう十分わかります。どの辺で線を引くか、その辺のことも十分考えなければいけないと思います。

ただ、長期的に職員の定数をかなり抑制をしながら対応していこうという場合には、その一つの対応策として、臨時職員の方に働いていただくという場面も、私は出てくるかと思います。

そういう意味から考えますと、長期的には、短期、長期を含めて、臨時職員の方の身分の問題が、当然これからも出てくるわけですから、十分その点を、あらゆる角度から御検討いただきたいということ。

もう一つ、端的な例としては、臨時職員の1時間のパートの給与が、５２０円か、５３０円というお話でもあります。民間から比べても、決してこれは高くない。むしろ安目のものであります。そういう意味からも、市の職員の方の仕事を補佐するという意味では、有能な方に来ていただくという意味の給与の支払いとしては、将来的には問題があるだろうと。

そういう意味で、十分この問題は大切な問題だと思いますので、慎重に、さらには積極的に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終

結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第３６号、日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第４７号、大栗四号処理分区（６０－１）工事請負契約の締結の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　議案第４７号、総務委員会の審査報告を申し上げます。

大栗四号処理分区（６０－１）工事請負契約の締結についてでございます。

これは、提案時、説明がありましたとおり、大栗四号処理分区の工事でございます。推進工法を中心にして、工事を進めるものでございます。１億7,１００万円で、株式会社清水組が入落札をいたしました。

総務委員会では、るる審議いたしました結果、全会一致可決とした次第でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第４７号、大栗四号処理分区（６０－１）工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第４０号、昭和６０年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

本件については４常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の審査報告を申し上げます。

議案第４０号のうち、昭和６０年度日野市一般会計補正予算について、第１号でございますが、このうち歳入全般、歳出のうち総務費、予備費、第２表債務負担行為補正等について、審査報告をいたします。

歳入補正額は、６４５万円でございます。歳入歳出合計が３１０億6,１８９万4,０００円となるわけでございます。

歳入部分につきましては、提案時、説明がありましたとおり、都の補助金が、土木費として６４５万入ってくるものでございます。

歳出総務費でございます。今回、アフリカ飢餓救援事業関係といたしまして、３０万5,000円の補正予算が組まれました。これは、アフリカ飢餓救援事業を、市側が援助していくといいますか、そういうための補正予算であることがわかりました。

また、平和祈念行事参加費補助金でございます。これについては、１００万円でございますが、一般市民２０名を公募いたしまして、広島の８月６日平和祈念式典を中心とする行事に参加していただく補助を中心とする。そして、この明細については、るる総務委員会でも審議をいたしました。

その結果、この予算が可決次第、委員会等の要望も受け、さらに明確な要綱をもって市民を公募していく、ということでございました。

また、次は、企画調整費の中の、行財政研究会委員謝礼でございます。これは２０５万円の補正予算でございました。

この点につきましても、いろいろ審議をいたしまして、以前にもこういうものをつくったことがあるけれども、効果があったかどうかなども審議した次第でございます。

なおまた、この委員のメンバーには、市の専門的な職員なども加えるべきである、あるいは、市の職員が中心にやってもよいのではないか、等の意見なども、質疑の中で出た次第でございます。

あと、補正予算３億円が当初予算で、留保予算となっておりましたが、それを今回取り崩して、補正予算化した問題、また、債務負担行為等について、審議をいたしました。

そのような結果、総務委員会では全会一致この補正予算を可決と決定した次第でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　理事者から発言したいとの申し出がありますので、これを許します。助役。

○助役（赤松行雄君）　総務委員長さんの御報告に次ぎまして、理事者の方から御説明申し上げたいことがございます。

本当は、６月１１日の、本日ただいま委員長さんの方から御報告ございますところの議案40号、昭和６０年度一般会計補正のこの予算案に関連しまして、６月１１日当初、御説明、あるいは御理解を得ておくべき事柄でございましたけれども、おくればせながらここで御説明申し上げ、御理解をいただきたいと思います。

３月議会の中で、日野市が職員の給与を６カ月延伸した。このことによって、8,600万の人件費というものが、６カ月延伸によりまして、人件費の中から補正すべきじゃないだろうかと、こういう御意見を３月議会でいただいておるわけでございます。

３月議会の中では、１２月から組合と協議しまして、大体６カ月延伸が正式に決まりましたのは、３月の初旬でございます。そういうふうなことで、当初予算の中からは、そういう補正の作業が困難だったわけでございまして、そのまま御審議をいただいたわけでございます。

６月のただいまの補正予算でございますけれども、この中で、そういう作業というふうなことをいろいろ御指摘をいただいていますので、考えたわけでございますけれども、６月の時点になりましてから、職員の期末勤勉手当というふうな形、あるいはそれ以外の形で、増額すべき案件等もいろいろ出てきておるわけでございますので、8,600万の職員人件費の削減につきましては、年度内で今後増額されるという見合いのものも相当ございますので、年度内の中で調整させていただきたい、このような考え方を持っておるわけでございます。

本当は、６月１１日、当初、お話し申し上げるべきことでございましたけれども、おくればせながら、きょう御説明申し上げる次第でございます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　平和祈念行事参加の補助金の問題について、委員長の方から、るるいろいろな質疑が行われたということなんですが、その、るるの内容をこの本会議の席上で御報告願いたいと思うんです。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　平和祈念行事参加費補助金が１００万円、今回補正予算として計上をされております。

この点について出た質疑は、市側の説明がいろいろあったものですから、それに関連して、るる質疑が出されたわけでございます。

と申しますのは、８月６日の広島市主催の祈念式典がございます。これに市民が行くに当たって、総費用のうちの５万円を、交通費という考え方だと思いますけれど、補助するということでございました。

ところが、市当局の説明によりますと、当日は広島市の旅館等が、全部満席になっている状態である。こういうことが、広島、その近辺の市町村を調査したところが、現状として明らかだというわけでございます。

そういう中で、核兵器廃絶の宣言をしている全国の市町村の協議会があるそうでございます。その中心というのか、会長というのか、広島県府中町がそういうことになっているそうでございます。

したがいまして、８月６日に参加できない方は、その市町村が集まる式典が、８月３日、４日に府中町を中心にして、広島近辺で行われるということでございます。それに参加するという形に対しても、この補助金を適用したいというような考えを、市側が示しておりました。

これについては、総務委員会の中では、なるべく８月６日という祈念式典、これを中心にして補助すべきではないか、という質疑などがなされたわけでございます。

なお、さらに、２０名行くということになると、市の職員もちゃんと、例えば付き添って行くような形、あるいは現地での参加した状況などの確認といいますか、こういったようなことを保証すべきではないか、というような質疑などもなされました。

また、市側からも、まだ明細は決まっていないようですけれど、参加者に感想文を寄せていただくとか、そういうことなどを考えているという説明などもあったわけでございます。

そのほか、８月６日というのは、既に決まっている、日程が。そういう意味で、３月の予算にこういう問題をのせてもよかったのではないか、という質疑もなされました。これに対しては、３月、３億円の留保をした財源があったわけでございます。これを６月補正で取り崩すのが適切だということで、補正として提案をした、こういうような説明がございました。

総務費、総務管理費のうちの一般管理費、１９の負担金、補助及び交付金に関する質疑は、詳細に申し上げますと、以上のとおりでございます。

○議長（高橋通夫君）　　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　　今のお話で、大体わかったんですが、一つお尋ねしたいのは、このような、私はこの問題は非常に大事な問題ですし、こういうふうな運動展開というのは、基本的に進めていかなければいけない、というふうに思っております。その基本的な立場から、今お尋ねしているわけですが、この平和祈念行事参加費ということに補助金が出されていますけれども、このような種類のものは、日野市の中で、ほかにも私はあると思っていますけれども、この補助金の位置づけ等の性格的な話があったかどうか、それが第１点であります。

第２点目は、ここに、こういうふうな補正予算として組んでいるわけですけれども、これは継続してやっていかなければ意味がないというふうに、私、思っていますので、当然これは継続して、これから長期的にこの補助金を出しておやりになるんだろうと思うんですが、その辺の見通しというか、基本的なものの話が出ているかどうか。

それに関連して、第２点目としては、将来これをどういうふうな展望を開いてもっていこうとされているのか。当初、民間人２０名ということのお話ですけれども、これをどういうふうに開いていくのか、その辺の基本的な展望像といいますか、そういうものの話があったかどうか。

さらに、少し細かくなりますが、民間人２０名の方が行かれるということですけれども、これはどういうふうな形で選ばれるのか。特に８月の６日ということですから、もう時期も迫っていますけれども、その辺の対応は、制度的にどういうふうにおやりになるのか、その辺のお話を、あったかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　　第１点目からお答えいたします。

補助金の性格については、余り深い審議はいたしておりません。確かに他の市町村自治体におきましても、バスなどで、この祈念式典に行く自治体があるという、ほかの例では、ということでございました。

なおまた、補助金については、市の職員等の研修等の派遣の、これは補助金でありませんけれど、そういう性格のものもございますし、老人クラブ等そのほかに対する補助金等があるわ

けでございます。

しかし、今回の平和祈念行事参加費の補助金というものは、そういう意味での分類で、どういう性格の補助金かという点での審議は、しなかったというふうに記憶しております。しかし、補助金の中身が、例えばどういうものなのかということは、さっき申し上げましたように、論議、審議したわけでございます。

つまり、広島まで行くには、大体１泊、２泊というようなことがあるのではないか。そういう中で、全額補助できないので、交通費補助という形で出すものであると。そして、祈念行事に参加した前後のことなどについて、どう拘束するかとか、そういうことまでは論議をしておりませんし、また、委員の中での要望等も出ていないわけでございます。

第１点目については、そういう形でお答えをしたいと思います。

それから、第２点目の、今後ともやるかという問題は、本会議でも論議があったかと思いますが、総務委員会でも質疑がいろいろございました。

市当局の考え方としては、ことしが被爆４０周年に当たるということで、この制度を発足させたということでございます。そして、ことしの公募の状況、この行事の成功のいかんを、その結果を見た上で、来年度からは考えるということで、確定的な意味で、今後とも続けるというような答弁はございませんでした。

しかし、今後とも続けたいような意向があるなということは、総務委員会では感じ取った気持ちがいたすわけでございます。

次に、展望でございますが、これも今申し上げましたとおりに、今後、どう人数をするかとか、あるいはどういう規模にするかとか、どういう性格のものにするかということは、第２点目の御答弁の内容のとおりでございますので、詳しい論議はなされておりません。

また、意見というようなものも、特に強くは出ておりません。やれ、やらないということも、確定的な意見というものは出ておりません。

それから、選考の基準について、これも質疑がございました。市側の答弁は、先ほど申し上げましたとおり、公募によって、市民から募集をするということでございます。そして、選考の基準については、詳細はまだ決めていない、とこういうことでございました。この補正予算が可決次第、明確な応募要領というものを決めて、日野市広報等で募集をする、とこういうようなことでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。（「関連」と呼ぶ者あり）古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊明君）　私、この平和祈念行事参加費補助金については、この議案が上程されたときにも、ちょっとお聞きしたんですが、そのときには、長崎に行く、要するに長崎市で行われる平和祈念式典の参加者にも補助をするというように、私、ちょっと聞いた記憶があるんですが、（「そのとおり。良心を疑う」「おかしい。差別だ」と呼ぶ者あり）今の委員長の報告では、広島しか話が出てまいりません。原爆は、同じように４０年前に長崎も被爆を受けておりまして、長崎に対して参加される市民の方には、日野市は知らぬ顔されるのかどうか、その点、もう一度お尋ねをいたします。

それから、府中町で何か開かれるらしいんですが、８月の３日か４日ですか、平和祈念式典とは別の集会にも参加する場合に、何か旅費の補助が出るというようなことですが、そのお話はなかったような気がするんです。補助の目的から、これは外れないのかどうか、その点、もう一度、委員長が御存じでございましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　ただいまの質問にお答えしたいと思います。

確かに本会議の席上では、広島、長崎と、両方の市名を言われておりました。

それで、総務委員会の席では、担当の課長が広島ということを繰り返し言って、説明をしたのでございます。長崎ということは、委員長としては、その中に包含された形での説明だったかとは、判断をいたしておりましたけれども、もし本会議と違うとあれでございますので、市側責任者より、この件については統一した答弁を、もう一度私の方でも確認をいたしたいと思いますので、理事者からお願いしたいと思います。

それから、府中町の核兵器廃絶の自治体の協議会の行事についてでございます。これも、ちょっと本会議と直接関係ないような形で、総務委員会においては、若干こちらに詳細な説明があったものですから、私の方で本会議においても御報告をした次第でございます。

ただ、市側の担当の課長の説明としては、府中町その他にも全部調査を依頼してあるそうですけれど、宿泊の関係で、日野市民の皆さん参加された際に、８月６日もし参加できない場合は、というような気持ちで、代替というとおかしいですけれども、府中町を中心とする協議会

の行事に参加する場合も、この補助金が適用されるような説明であったというふうに記憶いたしておりますので、この点についても、理事者の方から補足があれば、説明していただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ちょっと、では私の方からまとめて、補正予算で計上し、お願いをした考え方を御理解をいただきたいと思います。

日野市が、核廃絶平和都市宣言をしておる事実は、申すまでもないことでございますし、また、そのことは広く関係の自治体、あるいは市民の意識、こういうことに訴えて、そうして、願わくば核兵器の廃絶がなるべく速やかに実現をできるということが、一番目指すところでなければなりません。

それで、ことしは原爆忌４０周年でもございますし、あわせて新しい事業として、これからの平和、日野市の、日野市民の平和行事として、何か定着できるものが望ましい、このようには考えております。

それから、ちょうど広島、長崎の６日でありますとか、９日でありますとか、これはいろいろ主催団体等はあるわけでありますけれど、両市が、それぞれその当日主催をして、そうして平和祈念の儀式をいたすわけであります。これには、国からも、国を代表される方が参加をされております。

できれば、この行事に列席することが、一番望ましいわけでありますけれど、この時期を中心といたしまして、全国各地から平和大行進というような形で、この地域に参加をされる、こういうやり方も現実にあるわけであります。

それらを通じまして、平和祈念の前後の時期に、つまり核兵器廃絶を目指す、そういう市民的な、自分で参加をしよう、この意識の誘導、あるいは助成という、そういう意味合いを持って、なるべく、少なくも相当数の方が日野市民を代表して行かれる、こういう条件の整備をできれば、ということを目指しておるわけであります。

当初予算から云々ということも、これまた一つのことしの政策の一つだという御理解も、お願いしたいわけでありますし、それから、今後の定着は、これから実施してみて、そうして成功できる、こういう見通しを持って、できるだけ実施を継続をいたしたい、このように考えております。

広島、長崎は、これは時期をほぼ同じくし、方向も同じでありますから、一つの行動として、いずれも包含をする、このように考えたいと思います。

それから、市民へのＰＲは、これは７月１５日号の広報によって、具体的な説明をし、公募をする。こういう手順によって、希望される方を、できれば団体行動によってまとまって行動していただく、これが望ましいというふうには思っております。

それから、旅費の助成というふうに考えているわけでありますけれど、では広島と長崎と距離割りでという、そういう厳密なことではなくて、とにかくそのような行動にみずから、意識的に参加をされる方を対象にいたしたい、このように考えております。

府中町云々は、これはたまたま時を同じくして行われる行事でございますから、日野市民として参加をされたいという方は、それもまた包含すべきだというふうに思いますけれど、こちらの方は、どちらかといいますと、自治体間の協議会機関でもございます。明確に分けることもないと思っておりますけれど、主として広島、長崎の、市が主催をする行事が望ましい、とこのように考えております。

まだ、実施してみて、そうして反省すべき点もあろうかと思いますけれど、今回を契機として、このような努力をいたしたいというのが趣旨でございます。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊明君）　やはり予算を計上して、その使途についてはある程度幅を持たせるということは、行政の妙として、執行する側には多少あってもいいと思いますが、当初、議会で上程のときに説明された内容というのが、非常に幅があり過ぎて、今お聞きをしておりますと、広島、長崎のいわゆる平和祈念式典もいいし、また、その前後に行われる同趣旨のものに参加する場合にも、この助成をするんだというふうに、今、市長はおっしゃったんです。

ということになりますと、例えば、広島と長崎でも同じですが、平和祈念式典が行われる前後に、いろいろな各種団体、例えば共産党の方なんかはトロキストといっておられるヘルメットをかぶって、暑いさなかでもマスクしたような人たちも、平和祈念式典に参加をして、行事をやるわけです。

しかし、それが本当に平和を求める正しい運動である、平和運動はこれだ、と思う人がいれば、その人にも助成をしなければならないということになります。

また、いろいろな考え方がありますが、広島市の周辺で、また異なる信条、立場を持つ方々が、同じように被爆４０周年を記念して、やはり世界の平和を考える集いを持とう、そうした行事が行われる場合に参加したい、ということであれば、どのようなものでも一応市の方に申し出れば、その助成の可能性がある、ということになってしまいます。

予算に計上して、こういう行事に使いますという以上は、やはりもう少し絞った、これこれしかじかの行事に対して参加する人に助成をする、というふうに、私は、決めて御提案なさるべきではなかろうかと思うんですが、そうしたさまざまな、いわゆる広島、長崎市主催以外の例えば府中町で行われる、自治体等を中心とした集会、それ以外の集会、行事等にも、申し出れば助成の可能性がある、ということでございますか。

確認をいたします。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　何名希望者が出るという、まだ予測も立てられないわけでありますから、日野市の核兵器廃絶平和都市宣言は、これは統一した共通の認識が、その基本にはあるわけであります。

したがいまして、そういう趣旨の範囲に添った方を対象とする、ということになるわけでありまして、特別、無条件でありますとか、あるいは無原則とか、そういうことはないということに、御理解をお願いしておきます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊明君）　もちろん、税金を無原則に使われてはかなわないわけですので、当然それは当たり前のこととして、私は受けとめておりますが、少なくとも予算を執行する場合には、こういう目的に添って市は予算を、お金を使います、だからこれに参加される方は応募してくださいということで、かなり具体的なものを市民に示すべきではないかと思うんです。

長崎市、広島市主催のものもいい、また、自治体を中心とした行事もいいと。また、先ほど市長の言葉をかりれば、平和祈念の一連の行事に前後して行われる、この時期の行事も含む、ということをおっしゃいました。非常に幅があるんです。

それぞれ平和運動というのも、大変悲しいことに、分裂をしているのは現実です。ですから、

全く相異なる立場、例えば、政党によってもいろんな考え方が分かれております。おれたちはこれに行きたい、これが本当の平和祈念行事だということで、市に申し出れば、そちらに対する、いわゆるあらゆる方向の支出も、市の方はとりあえず検討せざるを得なくなるわけです。その場合の基準というのは、一体それじゃどこに置かれるわけですか。

私は、やはり広島、長崎市、この両市が主催する平和祈念行事に参加をする市民の方に、交通費の助成をするというのが、一番形としては、私は、当を得た市民に対する提起ではなかろうかなと思うんですが、いろんな行事がありますが、市長はどういう基準を持って判断をなさるか、もう一度確認をいたします。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　申し上げておりますとおり、広島、長崎、両市が主催をする平和祈念行事と。

これは、しかし、その式典のみを指すんではなくて、その前後の、いわゆる式典の式場があります。また、記念碑があります。そこに行くということであれば、私は日野市民として、その願いも込められていると。

非常に、その式典というのは、短い期間に――短い期間じゃなく、単一の日に、時間を借り切ったということですから、そこに必ずしも列席できない場合もある。ですから、前後の1週間程度は包含されていい、そのような行事である、このように私は考えております。

それから、なにかその運動に参加するのに、目的を相反する、そういう人等も参加し得る、このように言われておりますけれど、もちろんこれから応募する、それの応募内容もお示しするはずでありますし、そういう、また、団体もつくってほしいというふうに言っているわけですから、特別な例外はあり得ない。また、例外は考えないということであります。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊明君）　平行線に終わるのかもわかりませんが、私は、最初の、この議案が提案されたときも申し上げましたが、広島、長崎両市の祈念式典に絞ると、市長は府中町の反核、非核都市宣言をしている自治体の集まりに、お1人で参加をされる可能性が強くなるわけです。

今回、姉妹都市であるレッドランズにも反核宣言を呼びかける手紙を出したということで、日野市民の代表も引き連れて、これだけ日野市は熱心に取り組んでやっておりますということ

を、２０名の方を引き連れて、府中町に大名行列よろしくお入りになりたいということで、あえて広島、長崎両市の祈念式典以外でも助成をするんだ、ということに、含みを持たされたのではないかと思うんですが、そのような議論はございませんでしょうか。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の審査結果を申し上げます。

結論的には、常識的なといいますか、立場で、総務委員長よりという形で、総務委員会とまでは言わなかったんですが、市の担当課長、部長に要望しておきました。

それは、この補正予算第１号の１１ページに印刷をされているような趣旨で、この補助金を使ってほしいと。具体的に言いますと、ここに書いてある字が、説明欄が平和祈念行事、常識的には８月６日と８月９日の、広島市と長崎市主催の祈念式典、というふうな感じがいたしましたので、それを中心として参加する市民を対象として、補助金を出していただくようにという趣旨の要望はしておきましたので、そういうことを酌み取った上で、ひとつ御審議をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　今、市長の方から、るる諸問題点についてのお話があったんで、これは非常に重要なことですので、もう少しお聞きしたいと思うんです。

一つは、非常に気がかりなのは、市長のお話ですと、これが成功するならば、1回これをやってみて成功するならば、という意味が入っているわけですけれども、その成功するならばという中身をよく検討すれば、一つは、広島市の方へ行ったときに、皆さんの、何といいますか、大きなこれからの運動の希望的なあれを強めるという意味も、一つは成功の要素としてあります。

あともう一つは、日野の市民の方が、やはり圧倒的な、よかったと賛辞を贈る、という意味のものも、私は入っていると思うんです。

そのどちらが今大事かといえば、やはり日野の市民の方が、こういうふうな補助金を出されるということについて、大きな賛同がなければ、やはり私は成功したとは言えないと思う。

ですから、それがそうなるかどうかというのは、やはり総務委員会、また、本会議で議論するのが第一歩ですし、そこら辺のことをもう少しお聞きしたいわけですけれども、そういう考

え方からしますと、第２点目の心配とするのは、要するにこれを被爆４０周年ということで意義づけて、これは当初出されたというふうに、私は理解しております。その意味の交通費全部支給という意味はわかるんですが、これを将来展開するについて、将来的にはこれを続行していきたいということなんですね。

そうしますと、さらにやはり補助金につきましては、さまざまな性格の補助金が出ております。補助金をなるべく整理するようにということも、１０年前ですか、１５年前ですか、行財政検討委員会の研究でも出ておりました。

そういう意味で、あらゆる角度から市民の方の支持を得られるには、１回の補助金と、長期的な展望を開く補助金では、根本的にこれ違ってまいります。

そういう観点から考えますと、例えば先ほどの委員長報告では、他市でもそういうふうな形のものはあります、ということなんですね。それはバスをチャーターで借り切って、それで市の方へお邪魔するというふうな制度のものはある、というお話だったんです。

そうしますと、この一つの案が出てきたことを十分検討されたかどうかということ、今、非常に心配なんです。今のお話ですと、バスでチャーターしてやったというのは、広島市周辺なのか、かなり遠い、例えば東京周辺のところからの、そういうふうな形態のものもあったのかどうか。

それから、民間で２０名という枠で、予算的なこともあるんでしょうけれども、そういうふうに絞りをかけて、交通費５万円という、支給といいますか、補助の性格的なものが、他市にどのぐらい展開をされてきたのか。

さらに、日野市の中で、不幸にして被爆にかかられた方もいらっしゃるでしょうが、日野市から、自分の費用で広島のそういうとこへ参加をされている方が、今までどれぐらいあったのか。

市長のお話ですと、この参加については、意識的に、みずから参加したいという方を対象にしてますと、これは当然のことだと思いますが、こういうふうな方が、実際に市の中で、呼びかけたときにどのぐらいいらっしゃるのか、その辺の資料といいますか、そういうものをどのぐらいお持ちでこれを出されているのか、その辺の話を市長に、これ、お尋ねしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　平和行進とか、平和行事に向けて、全国各地から集まってくる。これは、別の言葉で言えば、巡礼という言葉も、近い意味があろうかと思います。

したがいまして、日野市民の願いが、そういう形で市民に広く伝播し、ますます意識が高くなり、外へ向けての行動力になっていく、こういうことが目指すねらいであるべきだと思います。

したがいまして、確かに、実施してみないとわからない部分もあるわけでありますので、20名ぐらいは参加してもらえるであろう、また、これまでも単独なり何なりで、団体なりで行かれる方もあるはずでありますし、それから一昨年、一昨々年でしょうか、国連の軍縮総会にも、日野市民から約４万名の署名も集めて行かれたという、こういった実績もあるわけであります。

日野市民は、格別そういうことに関心の高い方も相当数おられますので、そういう方々に、なお継続をしていっていただくという、また、新しい人ももちろん参加してもらわなきゃなりませんが、一つのきっかけ、そのきっかけはまた成功しないと、後は続かないわけでありますから、できるだけ成功させたい。

また、成功の意味の内容は、御指摘にあったようなことだと、こういうふうに思っております。

平和の願いというのは、一時のことであってもいけませんし、やはり核兵器が廃絶されるまでと、こういう強い願いを込めて、この行事を行いたい、こういうことでございます。

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　今、いろんな質疑があったんですが、確認の意味というか、意見でもいいんですが、私、お聞きしたいと思うんです。

補助金を、平和祈念に対する、広島、長崎への補助金を出されたということ、市長、当然何というか、予備費の中の政策的なことだということで、これもまあ私は了とします。

ただ、今ここに、いかに行政の中で非核三原則の、日野は核兵器の廃絶の都市宣言をしているんで、そういう中で、行政の立場でこういう補助金をつけられるということ、これもしますけれど、現実には、いわゆるこういう形は市民の要望というんですか、こちら側からほうふつして上がってきたものを取り上げるというのが、私、望ましいんではなかろうかと思うんで、それには起爆剤として、恐らくこういう措置を考えられた、こういうふうに思うんで、恐らく１００万円の、人数にしてもこれを上回るものが出るのか、これを下回るものが出るのかわからないんで、交付要綱というような形は、恐らく１、２年やられてから見るというような、私

は理解を持っているんですが、一つのなにか市長、日野の意識の高い、だれしも核兵器だとか、平和を願わない者はないんですが、そういうことの中で、市民運動の一環というような形で設けられたというような、私、素直な理解で、そういうふうなお考えで始められたのか、その辺の確認だけしていきたいと思うんです。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　特に市民運動から要請があったということではございません。

しかし、これからこういう行事を一つ加えて、将来の継続発展の道を探すべきではなかろうか、このように一つは考えます。

それから、確かに継続をしていかなければ、意味が少ないかもしれませんが、私は、本来行政の一つのきっかけということはつくるべきだと思いますが、そのことが本来は市民という主体性に立ってなされるべきものであって、いつまでも補助金がなければ事業ができないというようなことでは、本来目指すものではないと。

しかし、経費もかかることでありますから、若干の助成はこれまた必要だ、こういう意味でのスタートでございますので、今後の推移を期待したいというのは、また、成功させたいというのは、そういう意味の趣旨を含めたものだというふうに御理解をいただきたいと思います。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊明君）　一つだけ、簡単なことですが、お聞きをいたします。

アフリカ飢餓救援事業関係の需用費ですが、アフリカ大陸というのは大変広いわけですが、日野市で考えておられるアフリカの飢餓救援事業というのは、具体的には、アフリカもたくさん国があるんですが、どのような国々をお考えになっているのか。国によっては、大変豊かな国もありますし、その辺の考え方、いろいろ新聞紙上等、テレビ等でも見るんですが、どのような国を、地域をお考えになって、この事業をおやりになろうとしておられるのか、具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　アフリカの飢餓救援事業の関係の総務委員会の審議に関して、お答えをしておきます。

飢餓の厳しい地域ということについての審議という点は、いたしておりませんので、市当局

の方に、特定の地域というものがあるのかどうか、あるいは、今言われる、マスコミや国民の運動で取り上げられている、全般的な地域を指すのか、ひとつ担当者の方から、お考えを説明していただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　アフリカ飢餓救援事業関係の、事業費の内容でございますけれども、これにつきましては、「三多摩アジア、アフリカ、ラテン・アメリカ連帯委員会」というふうな（「内容じゃなく、どこの地域かと」と呼ぶ者あり）はい。できまして、そこがいろいろの飢餓の募金活動等を進めているわけでございます。

これは、集まった募金につきましては、「飢餓救援三多摩の会」として、エチオピア復興救援委員会と、モザンビーク友好連帯協会にお送りする、とこういう内容でございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊明君）　エチオピアとモザンビークが、このアフリカ飢餓救援事業の対象の国だということでございまして、私どもエチオピアはよく聞くんです。新聞なんかによく載っております。社会主義の国家で、エチオピアもモザンビークも、もともとはそうでなかったんですが、社会主義義国家になって、急に農業生産が落ちる等によって、飢餓を招来している国々なんですが、エチオピアなんかというのは、国民総生産の５０％近く軍事費につぎ込んでいる。日本は１％で大騒ぎをしているんですが、そういう軍事大国でもあるわけです。

この間、ＡＰ通信の記事が、各新聞社それぞれ流れておりまして、写真が出ておりました。西側諸国からの救援物資が野ざらしになって、使いものにならなくなっているとか、また、ソ連等から輸入をした武器代金に、西側諸国の物資等が使われて、港から陸揚げされる前に、直接ソ連の貨物船に積みかえられて、ソ連邦の方に行っている事実もある、というようなことが出ておりましたが、日野市がこうした事業をおやりになる以上、確実に日野市民の善意が、これらの国々に届くかどうか、その辺の確認は、どういう方法でお取りになるようなお考えがあるかどうか。

ただ、送りっ放しでいいというふうにお考えをどうか。

もし、市側の方で御答弁あれば、お願いをしたいと思います。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　一言、市側の答弁の前に、お答えしておきたいと思

います。

総務委員会でも、地域については、きょう初めて聞きましたんです。

しかし、いずれにしても飢餓で大変困っている国民がいるという点については、総務委員会も心配をいたしまして、これを可決したわけです。

その際に、質疑をした点は、今言われましたように、途中で盗賊などに遭って、救援物資や金品が届かないというようなことがないように、ちゃんとした、政府なり、そういうところを通じていく行為というようなものを、質疑の中で要望はしてございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　この委員会から募金が集められまして、送り先の確認でございますけれども、これらにつきましては、現地の公的機関を通じてお届けする、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　アフリカ飢餓救援の手段もいろいろありますし、今お話のようなうわさも、聞かされるわけであります。

しかし、日野市民の、何とか救援をしたい、つまり、飽食をしている我が日本人が、同じ地球上に飢えている人間があるということはたまらないことだ、こういう人道的な気持ちがあることは、もう間違いないんです。それの手段として、品物を集めて送る、あるいは金品を集めて送るという、日野市が直接するわけではありません。日野市は、そういう届けられるパンフをお配りしたり、それから、写真等の展示をする、そのパネルを買うとか、そういう経費を計上しておるわけでありまして、人道に基づくものだというふうに、解釈をしていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊明君）　私も、今、暖衣飽食といいますか、非常に今我々は恵まれているわけですが、同じ地球上に、飢餓で苦しむ方が大勢いらっしゃるということ、大変悲しい現実だと思います。

そうした人たちに、我々の愛とか、善意というものが、着実にやはり届けられるように、たであるパートだけを受け持って事業をやっていれば、それで日野市の善行が証明されたということではなくて、やはり確実に困っておられる方に届いて、初めてこれらの事業というのは完成をしたと見ることができると思いますので、おやりになる以上は、そうした国際的な背景というものもありますので、そうした点にも配慮をしていただきたいと思います。

以前、国連の何かの報告だったと思いますが、アフリカの中でも、エチオピアというのは一番恵まれた農業国として、一番繁栄をするであろうといわれていた国なんです。それが今、飢餓で苦しんでいるという事実は、大変私ども考えさせられるわけですが、私、今の救援事業について、指摘もいろいろな角度からあるものですから、今、確認をさせていただきました。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　これをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に、文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（古賀俊明君）　文文教委員会に付託をされました議案第４０号、昭和60年度日野市一般会計補正予算について、（第１号）の中で、歳出のうち教育費についての審査報告を申し上げます。

今回の補正は、教育費を9,０２８万7,０００円増額いたしまして、教育費の総額を４９億7,４７７万3,０００円とするものであります。本件に対します質疑の主なものを、概略申し上げておきます。

まず、小中学校にございます理科関係の薬品で、未処理の毒物にはどんなものがあるのか。また、処理業者の選定は、どのように予定されているのか。また、第二小学校の防球フェンス、現在３メートルのものがございますが、これを８メートルにして、この高さでボールが外に飛び出すことを防ぐことができるかどうか。また、平山中学校の防音壁設置工事の工期は、どの程度予定されているか。また、負担金は、京王側も拠出をするのかどうか。

さらに、第四中学校は、現在、教室から体育館に行く場合に、一度外に出なければならない構造になっております。このことによって、雨の日には大変困っておられるわけですが、今回の設計が計上されております給食施設整備と同時に改善ができないかどうか、などについて、質疑が行われました。

これに対しまして、教育委員会側から、まず、理科関係の薬品につきましては、小中学校合わせて１１校、小学校が８校、中学校が３校、調査の結果、処理を必要としている学校が、判明をしております。

また、具体的な薬品名については、たくさん挙げられましたが、幾つか申し上げますと、クエン酸カリウム、硫酸、硝酸、沃素などがあると。

また、そのほかにも、ラベルが張ってない薬品が、一番始末に困るというようなことで、答弁がありました。

業者については、いまだ未定でございますが、東京都が指定をした処理業者、いずれも都内の業者であります、これに委託をするという説明がございました。

また、このことに関しましては、信頼できる業者に、ぜひ委託をするようにという意見も、委員から出されておりました。

二小の防球フェンスにつきましては、これは主にサッカーボール対策として、今回フェンスを高くするもので、七生中学校も、現在８メートルで対応しているので大丈夫ではないか、という答弁でございました。

平山中の防音壁につきましては、着工の日は現在未定でございますが、予算が今回通りまして、京王に前途金を渡して１２０日間で、工事を進めるという説明がございました。

また、拠出金の問題につきましては、京王は、新設校の場合は別といたしまして、既設校については、京王側は負担をしないということで、今回、話し合いが市との間で進められたということでございます。

最後に、四中の給食施設に関連しての設備の改善でございますが、査定の段階では、なにか漏れたようなお話でございましたが、ぜひ指摘を受けるまでもなく、あわせてやるべきことだと教育委員会も考えている、手だてをしていきたい、という答弁がございました。

以上が主な質疑でございます。

なお、本議案上程の際に、黒川重憲議員より、体育総務費、（仮称）日野マラソン検討委員謝礼１４万7,０００円について、くれぐれも十二分に文教委員会において審査を、という御意見でございました。この件につきましては、他の委員の方から御質問、お話がございませんでしたので、最後に委員長から、教育委員会に説明を求めて質問をいたしました。

説明によりますと、（仮称）日野マラソンというのは、現在、体協に委託をして行っており

ます駅伝、またロードレースのように、いわゆる競技本位のものではなくて、日野市民の老若男女、そうした方々が隔てなく参加をして、レクリェーション本位といいますか、親睦を深めるような意味でやっていくことを目的とするものである、というような説明がありました。

交通事情等のこともありまして、今後さらに具体的な詰めが必要だそうでございますが、60年度中には実施をしたいということで、今回、検討委員会１０名、内訳は、一般市民の方から７名、教育委員会から３名で構成をしたい、ということでの回答がございました。

以上、質疑、意見等が出されまして、採決をいたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決したわけでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に、厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（馬場弘融君）　厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案第４０号、昭和６０年度日野市一般会計補正予算第１号歳出のうち、民生費、衛生費につきまして、去る６月２０日に開催されました厚生委員会における審査の経過、並びに結果を御報告申し上げます。

今回の補正の主なものは、民生費の中では、湯沢福祉センターへの１６ミリ映写機購入、国際青年年にちなんだ、青年の声懇談会の設置、（仮称）旭が丘児童館の基本設計。

衛生費では、新規事業として、清掃パトロールの実施。それと、市立病院事業会計への出資金の増額などでありまして、合わせて、民生費では２１０万7,０００円、衛生費では1,９２８万8,０００円の増額補正となっております。

質疑の主なものを申し上げます。民生費の中では、１６ミリ映写機の設置は、採択をされた請願に対応するものと思うが、出張サービスも検討をされているか。青年の声懇談会については、出席者及び助言者の人選はどうなっているか。まとめられた意見を、どのように市政に反映をさせていくのか。市長や助役なども出席をして、直接青年の声を聞くことを考えているか。

また、旭が丘児童館につきましては、児童館建設の優先順位が逆転をしているのではないか、今後の事業予定はどうなっているか、用地がない地域も含め、児童館建設の将来展望を持って

いるか、建設費、人件費などの増加を踏まえ、将来的には複合施設化等を考えているか、などが問われました。

理事者側の答弁としては、１６ミリ映写機については、湯沢センターに映写技師の資格を持つ職員がおって、福祉分野での出張サービスは可能である。

青年の声懇談会については、人選は、公募と地区委員会からの推薦を考えている。年齢的には、１８歳から３０歳ぐらいまでとし、各層の青年が集まるよう、バランスをとりたい。懇談会の内容は、まとめて報告を受け、今後の行政の中で反映をさせたい。２人の助言者は、女性を含めた若手大学教師を考えている。市長、助役等もできるだけ会に出席し、ともに話し合いたい。

旭が丘児童館につきましては、３カ年計画にはなかったけれども、請願の採択もあり、担当課として強く要望をしたものである。鉄筋コンクリート２階建てで、６１年度実施設計、６２年度建設を考えている。用地買収等難しい問題もあるが、児童館全体の将来計画としては、１中学校区に１館を目標としている。当館は５館目だが、近隣に各種施設があるので、単独館とする。しかし、将来は複合施設も出てこよう等の説明がございました。

また、民生費全般につきましては、日社協へ運営費、補助金の件で、市の当初予算額より多く日社協が予算組みをしており、その分の増額補正が今回出されなかった理由と、今後の対応が問われましたけれども、理事者側からは、国のボラントピア計画へ協力するとの話もあって、日社協が独自に職員を１人ふやしている。その分もいずれ市が補助するであろうとの見込みから、日社協の判断で組んだ予算と思う。しかし、市の予算が先決であり、行き過ぎだと思うので指導をしたい、 との説明がありました。

次に、衛生費のうち清掃費の中では、有料の事業ごみ収集の現状と、今後の見通しがどうか。清掃パトロールについては、どのような車で、どのようにパトロールをするのか。市民にわかりやすくＰＲできるか。パトロール即清掃もするのか。ごみの収集は費用がかかるけれども、行政と市民の分担を考えているか。ごみの出し方の悪い企業等への指導も含め、広く清掃指導面を伺いたい。清掃パトロールは、新規事業であるが、従来のごみ収集委託料の値上げがしにくいから、こういう形で、実質委託料のかさ上げを考えているのではないか、などが問われ、また、取水ポンプ盤設置に関連をし、処理水の再利用がどうなっているのか。が問われました。

これらに対する理事者側の答弁は、有料ごみについては、１日１０キログラム、１カ月およそ３００キログラム以上のごみは有料とされ、現在、レストラン、食堂など１２０軒が該当をしている。その判定は、年４回、お互いの合意に基づいて行っている。

清掃パトロールについては、ごみ集積所、駅周辺、道路わき、不法投棄場所などを重点に行う。ボックス配置の見直しも考えている。パトロール車は、軽自動車を購入させ、市民にわかりやすくＰＲするとともに、地区割りをして、３日で市内全域を巡回するようにしたい。少量のごみは、パトロール即改修をするつもりである。高速道路の側道等大量不法投棄については、管理者に注意をしているが、今後もチェックを強化していきたい。現在、ごみ集積所の約４割が汚くなっているので、パトロール車を有効に使って、地域のごみの捨て方、及び美化のＰＲを図るなど、よりよいコミュニティーづくりの一環としてこの施策を進めていきたい。

委託料の問題では、このパトロールは従来の収集とは全く別個の事業であって、絡めてからの委託料増額ではない。６１年度からは単独事業として、他の委託料とは別に予算組みをする予定である、等の説明がありました。

また、汚水処理水の再利用については、地下水は現在１日1,３００トンのくみ上げに抑えておる。そして、くみ上げ水の約3,分の１、６００ないし７００トンが再利用水を利用している、ということの説明がございました。

次に、病院費の関連では、長期入院患者の入浴状況が問われまして、医師の許可を得た者は、週１回程度の入浴をしているが、風呂場が狭いこと、あるいは構造上のことから、車椅子利用者等障害者の入浴には困難さがある。いずれ改修を考えたい、との説明がありました。

最後に、総括的な質問として、青年の声懇談会、児童館の新築設計、清掃パトロール等、新規事業が多く、いかに市長選挙があったとはいえ、これらは本来当初予算として計上されるべきものであったと思う。余りにつけ焼き刃のようだがどうか、との質問がありましたが、理事者側からは、今回の補正は、当初予算にあった３億円の予備費を具体化したものであり、検討を踏まえた上、計上したものであるとの説明がありました。

以上で質疑を集結し、意見を求めましたが、意見としては、ほぼ４点ほどございました。

1. 児童館については、土地があって建てやすいところから建設をするというのでは、行政のバランス上問題がある　必要なところは、土地を買収しても積極的に建設をしていくべきである。

2. ３カ年計画に当初なかった旭が丘児童館が、つくられるというわけだが、余りに計画性がないと思う。今後の財政の厳しさを踏まえて、複合施設化を考えるなど、計画性のある施策、

市民に納得のいく施策を進めてほしい。

3. 空き缶の散在など相変らずであり、市民の清掃モラルの向上を図るべきである。自販機設置者、販売者などへの指導も進めてほしい。

4. 清掃パトロールは、本来ならば当初予算として組むべき事業だったと思う。今後、注意をされたい、等の意見が出されました。

以上の審査を踏まえ、採決に移りましたが、民生費、衛生費とも、補正内容には全員異議なく、原案のとおり可決をすべきものと決した次第であります。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　特に今委員長の報告で、補正予算には関係のない、社会福祉協議会の問題の報告がなされたようなんですが、1,６００何ぼですが、市の補助金が出ている中で、先般来からの市の職員、社会課の職員ですか、福祉事務所職員、福祉部の職員が１名云々というようなことの中で、市が社協の自主性というんですか、社会福祉協議会というのは、別に会長なり、理事制度なり、評議員制度の中で運営されているんですが、その辺の人員の増とか、職員の増加した云々というような問題、いま少しその辺の何かが出たとすれば、いわゆるいま少し何か詳細な、この予算には関係ないけれど、今言われたんで、お聞きしたいと思うんです。

○議長（高橋通夫君）　厚生委員長。

○厚生委員長（馬場弘融君）　お答えをいたします。

ただいまの日社協への市の補助金の関係なんですが、これは当初予算に組まれていた金額よりも多くの金額が、日社協の方の当初予算に組まれている、そういうことの質問でありまして、具体的な金額の問題での議論がございまして、そのことについては日社協に指導をする、というふうな説明がございましたけれども、職員配置等の問題については、具体的な議論はございませんでした。

つまり、議論がありましたのは、市の予算では1,６７９万７０００円という当初予算の日社協補助金であるのに、日社協における市の補助金をいただけるという金額として計上されているのが、2,３７１万8,０００円になっておると。その金額の差がどうしてか、ということの質疑でございまして、職員体制等については、質疑がなされませんでしたので、その件については

は担当部局の方で、御説明をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　社協の人事につきましては、社協の独自の体制の中で実施しております問題でございますので、私どもとしては社協の人事についてとやかく申し上げるということはございません。

しかしながら、今回６０年度の補助金としては、人件費見合いというものは、市から補助いたしましょう、とこういうようなお話をした経緯もございますので、そこの点につきましての若干のそごが出てまいりました。

と申しますのは、今年度の４月１日現在で、今まで長期臨時でありました職員が採用になりました。しかし、私どもが予算に組みましたのは、５９年の１０月、１１月ごろの正職員の数で職員数を組んでおりますので、そこら辺のところの１名の職員化の問題についての若干のそごがございましたので、これについては、基本的に市の方との整合性をきちんとしていただくということでのお話を今後していく、ということを申し上げた次第でございます。

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　私、あえて、この補正予算にのっている問題じゃないのを委員長が言われたから、お聞きするんですが、普通なら補助をする、市から、一般会計から社協に補助金を1,６００何がしというのは、社協の方が2,３００何ぼだか、いや、人件費を組んでのっていたと。将来としては、補助金ですから、当然市が補てんしなきゃならぬものだ、という含みだとすれば、市がいずれ補正予算か何かしなきゃならぬ問題が出てくるんじゃなかろうかと、こう思うんです。そういう点が、できないで組んだとなれば、いわゆる社協といえども、補正を組めないわけはないと思うんです。いわゆる団体をなせば。

そういう点で、なにか好ましいことではないけれど、ただ、社協という機関を行政の側がどの程度まで介入していいのか、また、してもどうなのかということを、私、今聞いているわけです。

そのことはまた後日の問題に、何かそういう予算措置を組んだということに対しては、また、別にここに資料を持たないうちに云々という問題じゃないから、いわゆる行政の側がどういうことに立ち入っていいのか、また、立ち入るべきでないのか、その辺のところを、もし部長であれなら市長でも結構だし、そういうことをお聞きしている。

委員長報告が、なにか補正予算でないものを報告されたんで、聞いているわけなんですがね。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ただいま御質問のありました内容につきましては、かねがね私どもも日社協の独自性といいますか、日社協の法人格を持った人格を尊重するということでの立場での、市の立場を貫いてまいりました。今後とも、法人の立場を尊重していきたい、というぐあいに考えておりますけれども、しかしながら、補助金につきましては、若干これは市の立場もございますので、また、市と余り整合性のない補助金を組まれても困りますので、これについては、今後かなりきちんとした話し合いをしていきたいというぐあいに考えております。

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　ちょっと市長にお聞きしたいんですが、そういう別に違法ではないけれど、私はどうも今のような、社協で組み方をしたことが、好ましい姿ではないんではなかろうかと。

さっきも言ったように、補正を、市と話がついてから、では５００万、７００万増額しますよ、ということになってから、市の方も補正するし、その後に補正してもできるんではなかろうかと、こう思う。この場合、なぜそういうことをしなきゃならなかったか、市長のその見解を聞きたいです。どうお考えになっておられるか。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日社協、日野市社会福祉協議会でありますが、これは日野市の行政の補完的役割をやっていただくという関係もありまして、全く別々の独立機関という考え方では、うまくいかないと思います。

したがいまして、独立性の尊重もしなきゃならぬことではありますけれど、できるだけ行政側と協議を密にして、そうしてすっかり双方が信頼をし、また、理解を整えて、そして予算等の措置はなされるべきものだと思っております。

したがって、そのあたりに少しそごがあったということにつきましては、もう一遍話をきちんと整えまして、そごのない形にしていきたい、そうあるべきものだと思っております。

事業につきましても、今後円滑な仕事、特に地域福祉をやってもらう関係がありますので、円滑な関係で協力関係をつくっていきたい、とこのように考えております。

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　確かに社協が市の福祉事業の補完的な、やればやるほど、仕事も多くできれば予算も必要だ、ということはわかるけれども、ただ、私なにか、あすことここの間で、いろんな関係がかなり密になっているのに、向こうでも事務局もいられるだろうし、正式な組織上からいけば会長もいられれば、理事制度であられる中で、補助金を先に見越して組んでいくなんていうのは、一つの法人格を持った機関としては、ちょっと私、考えられないということで、今後そういうことは、むしろ市でも、そういうことを傍観しておったということになれば、笑われるというか、怠慢ではなかろうかと、こう思うので、そういうことのないように、ひとつ要望しておきます。

○議長（高橋通夫君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　市立総合病院のことで、今、委員長の方から、この質疑の中で、お風呂に入れる話があったわけですけれども、さらにちょっとお聞きしたいのは、今のお話ですと、医者の許可を得た人であれば、１週間に１回入れます、ただし、車椅子等を御利用なすっている障害者等の方の利用については、病院の風呂場が狭いという状況もあって、なかなかスムーズには対応できていない現状があります。これについては、いずれ改修を考えていきたいというお話があったんですけれども、もう少しその内容、例えば、障害者等の方には不如意な点がありますというお話なんですが、現状をもう少し教えていただきたいということ。

あともう一つは、これは学校の給食の調理員の方の労働のこと等も関連したんですが、例えば給食の調理員の方には、大きなおなべに移しかえたりするときに、大変な重労働だ、これは仕事の中でも一番重労働ですというお話がありまして、例えばそこにお１人の男の方がいらっしゃると、そういう方にお願いをして、かなり助かる部分があるんです、という話を聞いたことがあるわけです。

それで、市立総合病院にお勤めの看護婦の方が、身障者の方にかかわらず、例えば大の男の方を移動させるような作業とか、かなり重いものを持つといいますか、中腰でやるということで、それが長期的にはある種の職業病的なものが結びついてあるという話もあるわけですけれども、その辺の、お風呂場に運ぶということに関連して聞いているわけですけれども、そうしますと、やはり看護婦さんだけでなくて、看護士の方を、病院の総合的な、長期的な計画の中に、比率をおふやしになっていくというふうな、そういうふうな話が関連として出ていれば、

お話を願いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　厚生委員長。

○厚生委員長（馬場弘融君）　2点でございますね。

病院のお風呂場の現状につきましては、先ほども申し上げましたけれども、狭さの問題と、中に段差があるそうでございまして、車椅子のままで入っていくのに大変さがあるということがありました。さらに詳しくは、ぜひ担当の病院事務長の方から御説明をいただきたい、というふうに思います。

さらに、第2点目の、重労働、看護婦さんが重労働になるんではないかな、というようなお話でございましたけれども、まさに同じ議論がございまして、看護士――男の方の看護婦さんといいますか、看護士さんです――の採用も含めて考えてみたらどうか、というふうな議論もございました。

さらに、この点につきましても、市側が今どういうふうなことを考えておるかということにつきましては、病院事務長の方から、お考えを聞いていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋通夫君）　病院事務長。

○病院事務長（大貫松雄君）　まず1点の、現在の設置状況でございますけれども、これは各階ごとに風呂が設置してございます。

それから、先ほど委員長さんの御回答にもありましたように、週、水曜日を風呂に入る日に決めてございます。それから、現在は、病室等に看護婦さんの助手的な役割をする方がございます。この方とともに、患者の方を入浴している状態でございます。

それから2点目の、看護士さんの関係でございますけれども、看護士さんも、現在、専門学校等ございまして、男性の看護士さんが卒業してございますけれども、何せまだ実際には数が少のうございます。やはりこれからそういう入浴等の力仕事もございますし、全体の中で、これから看護士の採用の方も、早急に検討していきたい、という段階に来てございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に、建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（高橋徳次君）　それでは、6月20日に建設委員会を開きました。

そこで、付託されました議案第40号、昭和60年度日野市一般会計補正予算第1号のうち、建設委員会に付託されました商工費、土木費につきまして、建設委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

まず、商工費につきましては、53万7,000円の補正であります。その内容は、中小企業事業資金損失補償の3件のためのものであります。

土木費につきましては、1億5,206万の補正であります。主な補正の内容は、（仮称）百草4号線、及び大和田16号、及び17号線の工事請負費の3,500万、公有財産購入費の1億円は、新井の309番地先の2,900平米の3分の1を購入するものです。

また、交通安全対策費の112万は、交通安全都市宣言に基づく横断幕等の費用です。

また、工事請負費1,375万3,000円、これは防護柵設置、及び障害者誘導ブロック2,800枚の設置、道路標識の設置等、また、反射鏡設置費126万円の減額が、その内容でございます。

都市計画費賃金195万は、町名地番の整理に基づく臨時職員の雇い上げのものでございます。

本件に対する主な質疑は、中小企業事業資金の貸し付けの件数は、との質疑に対しては、昭和50年から59年まで132件ございましたが、59年度で5件の回収不能が出ております。全くの回収不能、これが3件ございます。他の2件は、保証人の立てかえ等で回収見通しがございます、との答弁がございました。

また、百草4号線の舗装面積の総面積はどのくらいあるのか、との質疑に対しては、3,500平米前後との答弁がありました。

また、町名地番整理は、早く全市を終わらせることができないのか、の質疑に対しては、地元とよく話し合いながら、早くそのようにしたいというような答弁がございました。

その他、細部については、省略させていただきます。

なお、本件については、新井309番地先の用地買収単価については、住民への配慮が必要であり、また、処理場へ通ずる橋をつくった方がよい、というような意見がございました。

また、駅の点字ブロックは統一できるようにした方がよろしい、という意見もございました。

以上により採決の結果、本議案は全員異議なく原案可決と決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第４０号、昭和６０年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫次休憩いたします。

午後3時１２分休憩

午後4時１４分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第３９号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（古賀俊昭君）　議案第３９号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、審査報告を申し上げます。

委員会は、６月１９日水曜日に開催をいたしました。

本議案は、平山下耕地区画整理事業の完了に伴いまして、平山四丁目一部の地番変更が行われるために、この地区内に所在をしております市立平山中学校と、市立第二幼稚園の、当条例

別表中の設置場所を変更するものであります。

なお、この平山下耕地区整理事業区域内の新番地については、ことしの８月１日から施行される予定になっております。この場で特段触れておくべき質疑、意見もございませんでした。全員異議なく、全員と申しましても、２名、今おやめになった方がいらっしゃいます。６名で審査をいたしまして、（「全員だよ、それは」と呼ぶ者あり）原案のとおり可決すべきものと決定をした次第でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第３９号、日野市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第３７号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第３８号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（馬場弘融君）　厚生委員会に付託をされました議案第３７号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、去る６月２０日に開催をされました委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、地方税法の一部改正に伴うものでありまして、昭和５９年度分の税額算定の特例、及び税の減額の特例を定める、付則第９号、第１０号を削除するものであります。つまり、本２項は、５９年度に限り適用されるものであって、既に条例上に特に定める必要がなくなったためであります。

本委員会では、慎重審査を進めた後、採決に移りましたが、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第３８号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定につきまして、審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、市内５０番目の地区センターとして、市立南平東地区センターが完成したため、当該地区センターを条例に追加するものであります。

所在地は、南平１５６４番地の４４３で、敷地面積は３０６.６８平米、建築面積は６３.４平米、構造は、木造モルタル平家づくりと、やや小さ目の地区センターであります。

使用対象地域は、三井台、鹿島台、長銀、みどり坂、及び武蔵野台の1,３８４世帯となっております。

質疑といたしましては、南平東という名称がわかりにくく、親しみがないのではないか、など問われましたが、管理委託は三井台自治会にお願いをするが、例えば三井台地区センターなどとすると。利用について、一部地域住民に限定するような印象を与えるので、広目の地域と方向を規定する南平東という名称にした、との説明がございました。

慎重審査を進めた後、採決に移りましたが、本件も全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上２議案、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　ちょっと委員長にお聞きしたいと思うんですが、この南平東地区センターというのは、町名地番の改正になられれば、程久保地区になるんではなかろうか。また、程久保地区にならないのか。その辺の、別に南平東地区と書いていけないわけではないが、そういう点のことの審議はなされたかどうか。

○議長（高橋通夫君）　厚生委員長。

○厚生委員長（馬場弘融君）　ただいま御質問の点につきましては、審議がなされておりません。ただいまの内容につきましては、理事者側からお答えをいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答え申し上げます。

南平地区センターの所在地が、町名地番整理で名前が変更になるのではないか、という御質

問でございますが、来年の７月をめどに町名地番整理が行われる予定でございます。

今のところ、南平という地名がそのまま残るか、あるいは程久保になるか、あるいはその他の名称になるか、ちょっと予測がつきかねますので、町名地番整理ではっきりと決まりましたときに、もう一度この名称について考えさせていただく、このように考えております。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　１点、ちょっとお尋ねしたいんです。

いわゆる三井住宅地区のこの用地は、従来から地区センターを建設してくれということを言われながら、現実に用地が、擁壁が危険というんでしょうか、狭い用地が高いところにある、というようなこと等を踏まえて、なかなか建設できなかった用地なんですが、そこへ今回つくられたということで、それは同慶の至りなんですが、近所、近隣から、高いところへつくられるんで、プライバシーの侵害になるという云々を、私ども耳にしておったんですが、委員会では近隣の、この条例審議に伴って、いわゆる窓であるとか、そういった点についての御審議をされたのかどうか。あるいは、同意を得られているのかどうか。もしあったら……。（「見てきたのか、現地を」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　厚生委員長。

○厚生委員長（馬場弘融君）　その点につきましても、本件の議案の審議についてはなされませんでしたので、重ねて理事者側から御答弁をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えを申し上げます。

道路面から数メートルの高さが、地区センターの敷地でございます。おっしゃるとおりプライバシーの侵害にも通じかねませんので、私どもは平家建てにいたしまして、なるべく近隣への悪い影響を排除することに努めました。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　今の南平東地区センターの件でございますが、部長の御答弁にもありましたように、町名地番整理がはっきりとついたときに考えたい、という御答弁がござ

いました。

そのことにつきまして、地域住民の御意見をしっかりと伺いながら決めていただきたい。ぜひそのことを要望しておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第３７号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第３８号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第４２号、昭和６０年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）、議案第４３号、昭和６０年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（馬場弘融君）　続きまして、厚生委員会に付託をされました議案第42号、昭和６０年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）につきまして、審査の経過並びに結果を報告申し上げます。

本件は、市立総合病院事業会計予算第４条に定める資本的収入及び支出の予定額を、それぞれ９３０万円増額補正するものであります。

収入は、一般会計からの出資金増により充当し、支出内容は工事請負費で、現在、交互に稼働中の２基のボイラーのうち１基が故障し、耐用年数も過ぎているので、新しいものに交換するためであります。

質疑といたしましては、交換するボイラーは何年ぐらい使用しているのか、新しいボイラーにして、ボイラーマンの資格等問題はないのかなど、具体的な問題から、今回の人事異動に関

連をし、病院の将来構想がどうなっているのか等、大きく市立病院のあり方が問われました。

説明といたしましては、現在のボイラーは昭和４９年秋に設置され、既に１１年経過をしていること、現在２人いるボイラーマンは資格を持っており問題はないこと、さらに、新しいボイラーは、技術の進歩等から能力はほぼ同じであるが、現在のものより小型のものが取りつけられ、これは資格のない人でも運転が可能であることなど、伺いました。

また、市立病院の今後のあり方については、病院長、前事務長などで検討を始めていたこと、問題点は、七生地区への病院の誘致と、市立病院そのものの建てかえの２点があるが、市立病院の現状は老朽化し、継ぎはぎで、病棟の単位のあり方が不経済であるなど、効率がよくない。院長としては大幅な増床を望んでいるようであるが、現に入院している患者の問題もあり、一部改築、一部解体を繰り返すような形で、最終的に大きなものにしていく方法しかとれないのではなかろうか、との説明がございました。

意見としては、市長が、南部地域の病院については誘致をするという考えを明確にした以上、市立病院は現在地のままということになろう。とすれば、事務局サイドで駐車場の確保なども含め、将来構想を立て、計画的な改築案をつくる必要がある。既に図面を引くべき時期に来ていると思うので、積極的な対応を求めるとの発言がありました。

以上で質疑、意見を終結し、採決に入りましたが、補正内容につきましては全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第４３号、昭和６０年度日野市老人保健特別補正予算第１号につきまして、審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本件は、当初予算の金額を、歳入歳出とも１７１万5,０００円増額をするものであります。

内容的には、前年度の支払い基金交付金が、実績よりも超過をしたので、超過額の１７１万5,０００円を支払い基金へ返還するための補正であります。担当者の説明では、８月半ばまでに返還をしなければならないと伺いました。

当委員会では慎重審査を進めた後、採決に移りましたが、本件については全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、２議案の御報告をいたしました。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　今、病院のことについて、厚生委員長からお話がありました

けれども、小山教育次長が病院事務長の時代に、市立病院の拡大化を図るということで、現在の市立病院の西側の大橋商事、それから小川さんというところ、ここを買収をしたいということが一つと、それから、今の市立病院の北側の駐車場のところ、これをひとつ買収をして、病院の拡張を図りたいというようなことも、再々お聞きしていたんですが、今、お話を伺いますと、市立病院がそのままであると。したがって、今のような市立病院の増築、改築も延びれば、当然そういうことが説明、こなければならないと思うんですが、その後、どのような状態に、どう進んでおられるのか、お話が出ましたでしょうか。

○議長（高橋通夫君）　厚生委員長。

○厚生委員長（馬場弘融君）　先ほどもちょっと報告の中で申し上げましたけれども、北側の駐車場の確保等については見通しがついているというようなことで、それも含めて、現在の場所の中で、現在の病院の充実化を図りたいというふうな御説明があったかと思いますが、さらに詳しくは担当の病院事務長よりお聞きをいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　病院事務長。

○病院事務長（大貫松雄君）　今、委員長さんの御回答にもありましたように、北側の駐車場は、これは民地でございますけれども、現在、何台か、一般の人がお借りをしています。それを順次、病院の方で契約が済みましたらお借りをするということで、北側の駐車場については、これ、時間がちょっとかかりますけれども、全面をお借りするというふうな見通しはついてございます。

ただ、西側としては、御質問にありましたように、1軒の方は譲ってもいいというふうなお話があるように、私もお聞きしてございますけれども、まだ全部が、ほかの方がまだ意思表示をはっきりしてございませんし、西側については、まだこれから詰める必要があると思います。

それと、病院は、先ほど委員長さんが言われた事務サイドとしては、そういうふうな考え方を持っているということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　先ほど、一般会計の補正予算、60年度の分ですが、その委員長報告の際に、突如助役が挙手されまして、よく、皆どういうふうにお聞きになったかわかりませんが、今回の補正予算については、本来であれば当初にお話になっておくべき重大な報

告漏れがあったのではないかと、私は思いました。

今、委員長から報告なさっております議案第42号、43号につきましても、助役の御報告からしますと、当然人件費を本来含むべき特別会計でありますので、ことしの4月から行われております職員の皆さんに対する、過酷な6カ月昇給延伸に伴う給与の減額措置が、この特別会計についても、本来計上されていなければならないと思います。委員会の中で、本来補正されなければならない人件費の組みかえが、全く出ていないということでの委員会の指摘、発言、御審議があったかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（高橋通夫君）　厚生委員長。

○厚生委員長（馬場弘融君）　この議案についてということでは、ございませんが、厚生委員会全体の中で、まさに御指摘の議論がございました。恐らくその議論を踏まえて、先ほど助役の冒頭の御説明があったのではないか、というふうに判断をしておりますけれども、一応審議はございました。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　助役のお話を聞きますと、当然これから人件費についても物入りだと、6カ月昇給延伸に伴って減額されるべき金額を、ここで減額補正しなくても、必要になるものだからいいんじゃないか、というような主張だったと思うんです。

市側から、委員会の審査の途中で、今の助役と同じであれば結構なんですが、どのような見解が示されたのか、具体的にもう一度お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　厚生委員長。

○厚生委員長（馬場弘融君）　先ほど助役が、総務委員長の報告の後だったと思いますが、御報告をされたとおりなんでございますが、3月議会の予算委員会でしたか、のときに、およそ9,000万の減額の補正を、一般会計、特別会計すべてを含めてしなければならないであろうと。いずれ減額補正をしなければならないであろう、というふうな説明があったと。それが、今回の補正に出ていないけれどもどうだ、という質疑に対しまして、まさに先ほど助役がお答えになりました、本来ならばそういう形のものを考えていたのだけれども、1年間、年度をたどってみれば、増額分もかなりあるし、最終的には減額をして、またその分以上に増額をするような形もあり得るということで、そこで、今回は事務手続の煩雑さ等もあって補正をしていない、というふうな説明ではなかったかなと、私は聞いております。

さらに詳しくは、助役にもう一度お話を伺っていただきたいと思います。（「そのとおり」「必要ない」「名答弁」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　委員会の中でのやりとりでは、格段このことについて紛糾といいますか、殊さらに言及なさった方はいなかったようでありますが、（「いや、質疑したんです。ばっちりしたんですよ」と呼ぶ者あり）本来、３月議会で条例を改正をして、６カ月昇給延伸は現在の給与表に盛り込まれているわけですね。（「ええ、そうです」と呼ぶ者あり）この条例のとおりの、やはり予算編成をしなくちゃいけない。条例に反する予算の編成は、やはりどんぶり勘定といわれても仕方ないわけです。

当然、３月の初旬に、正式に４月からの６カ月延伸が決まったということであれば、これは当初予算に問に合わなかったということは、一つ納得しなくちゃいけない。

しかし、６月のこの補正予算が提出される際に、条例どおり、やはり６カ月昇給延伸を行うということになっているのであれば、人件費を組みかえて、きちんと本来提出するのが当たり前なんです。

ところが、将来のことをいろいろ予測をして、予算を組むということは、全くないとは言えませんが、人件費が足らなくなれば、従来はきちんと補正を行って、不足分を計上してきた。だから、多分これくらい要るだろうから、まあいいじゃないですかということは、市みずからが条例の規定を踏みにじって予算の編成を行っているわけでありまして、当然このような重大なことは、当初御報告なさるか、または報告をして理解を求めるか、または、当然組みかえを行って、いろいろ煩雑な計算があるのかもわかりませんが、４月昇給の方、７月昇給の方、10月昇給の方、１月昇給の方、来年度にわたる難しい作業かもわかりませんが、条例まで決めて、この６カ月昇給を延伸する以上、予算をきちんとそれに従って、本来補正で整えるべきであっただろう、そうすべきではないかと私は思うんですが、私の考え方は間違っているのかどうか、助役でも市長でも、また担当の部長さんでも結構でございますが、ひとつその点をはっきりお答えをいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　先ほど総務委員長さんの審査経過報告に続きまして、私の方から御報告を申し上げ、釈明申し上げた次第でございます。

そのとき申し上げましたとおり、会期が始まりましたのは、６月１０日でございます。６月１１日に議案の上程をお願いしたわけでございます。その際に、４０号議案だけではなしに、ほかの特別会計もございますけれども、特別会計全般にわたって、8,６００万の６カ月延伸により減額補正すべき金額が出てまいったわけでございますけれども、それについて６月の１１日、議案上程の際に御説明申し上げるべきところを、先ほど申し上げました、非常に失念いたしましたけれども、おくればせながら改めて御報告申し上げ、御了解を得たい、こういうふうなことで御説明申し上げた次第でございます。

古賀議員さんのおっしゃるとおり、３月議会で8,６００万という数字が、６カ月延伸というものの実施によって、出てくるわけでございますけれども、理論上は、すぐにそのとおり即応するというふうなこと等、できればいいわけでございますけれども、審議の過程の中で、３月の大体決まりましたのが１０日ちょっと前というふうなことでございます。

初めは、１月１日実施というふうなことで、ずっと組合交渉を重ねてきたわけですけれども、多摩との関連がございまして、４月１日の実施、とこういうふうなことに相なったわけでございます。そういう複雑な経過のものでございますので、即応できなかった点につきましては、ひとつ御理解得たいと思うわけでございます。

それから、厚生委員長さんからも、今、私の答弁について、重ねてのお話があったわけでございますけれども、予算でございますので、ここで改めて補正として減額すべきものと、それから補正として増額すべき、要するに期末勤勉手当ですか、1.9というふうな見込みであった予算のものが、2.０１５というふうな形の増額の補正すべき案件等が、この６月になりましても予算上、出ておるわけでございます。

そういうふうなこともございますので、それをどんぶり勘定で相殺というふうなことじゃございませんけれども、なかなか企画財政の方でも、全会計についてのおっしゃるとおりの追跡というのは、なかなか煩雑な、はっきり申し上げて、手数がかかるというふうなこともございますので、そこは御理解をいただきまして、後々、補正、調整させていただきたい、こういうふうなことで、御説明申し上げたわけでございます。

おっしゃることは、正確な対応、計数的な対応という面では、おっしゃるとおりでございます。それは重々わかっているわけでございますけれども、現実の問題としても、対応としてはなかなか難しい。６月議会の中で、やはり現実にプラスとしての補正すべき案件等もいろいろ

出てきているわけでございます。

途中で補正予算を、既に御審議をいただいている過程の中で、また計数を変えるということは、なかなかできないものでございますので、そのようなお願いになったわけでございます。

今後の9月議会で、早急に対応したい、全体的に対応したい、とこう考えるわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　助役は、この議案の上程の際に、大切なことを失念をしていた、うっかりしていたんだと、おっしゃったわけです。大変なうっかりミスだと思うんですが、要するに、９月議会ではきちんと対応しますというお話でございましたが、昭和６０年度のこの予算で、現在計上されております人件費については、６カ月昇給延伸が行われている今の過程で、昭和６０年度分については、人件費の組みかえ等を行って、９月に補正予算として提出をする、ということであるのかどうか、もう一度お尋ねをいたします。

その点は、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　企画財務部長。

○企画財務部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

条例と予算と整合しないんではないか、ということでございますけれども、考え方といたしましては、やはり条例と予算が一致したものが、確かに望ましいわけでございます。

ただ、実際問題としては、予算が先行して後に条例が整備され、あるいは、予算がないけれども、条例が制定をされて予算が後から補完をされる、そういうケースもあるわけでございます。

ただ、一番最後のケースは、予算がなくて条例が先行するわけでございますから、当然のことながら、こういった条例を出すときには、財源の手当てをある程度の将来補正ができるという確信のもとに条例を訂正し、御審議をいただくということで、処理をするわけでございます。

今、問題になっております延伸分の8,６００万でございますけれども、これは、先ほど助役の方から申し上げましたように、予算の編成過程で、６カ月延伸が完全に決まり、予算の計数整理ができ得る時間があれば、もちろん延伸と予算等を整合させたものにするわけでございますけれども、やはり予算が確定する時点と、それから議案の審議、これらを考えますと、必ずしも今回の場合には、一致をされなかったわけでございます。

したがって、６０年度の予算につきましては、予算の中では延伸をしない予算を計上したというものでございます。

それでは、今後全会計の中で、約8,６００万円でございますけれども、これがどうなるかということでございますが、まず、職員の給与の改定の問題、それから、御承知のように、６０年度の予算の中には、期末勤勉の年間の予算計上が4.9カ月、国並みの計上がしてあるわけでございます。

これは、昨年度の例からいきますと、仮に昨年度の実施ということになりますと、その差額の補正が必要になるわけでございます。それから、その他人件費の若干の増高もございますので、これらを含めますと、8,６００万円では不足する金額であるということでございます。

そうしますと、今度補正の時期の問題になりますけれども、今申し上げましたように、給与の改定につきましては、人勧の問題が一つはございます。それから、期末勤勉手当の問題につきましては、やはり１２月の支給額、いわゆる月数との問題が、大きく左右をするわけでございます。

したがって、これらの補正につきましては、冒頭は助役の方から年度内でという説明をしまして、今、９月ということをおっしゃいましたけれども、私の方から、大変恐縮でございますけれども、あくまでも全体のやりくりの問題もございますので、６０年度予算の中で補正をさせていただきたい、というふうに考えております。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　説明をお聞きしまして、おっしゃることはわかる。理解できます。しかし、納得できるかということになりますと、また別なんです。

部長がおっしゃいましたように、これ、どなたもお感じだと思いますが、要するに６０年度の日野市の予算は、６カ月昇給延伸はない、という予算の組み方になっているわけです。

ところが、条例では、６カ月昇給延伸をいたします、しかも、市長もやりますということで、これから、次は7月昇給の方、１０月昇給の方、来年１月の方が、それぞれこの適用を受けていかれるわけです。

しかし、これからのことは、この予算が昇給延伸はありませんよ、という形になっている以上、今後のことはわからないとも言えるわけです。きちんと、やはり予算をもって裏づけさせたものが行政でありますから、本来、計算が大変だとか、作業が困難だというのはわかりますが、予算というものによって、初めて行政が裏づけられる以上、予算の組み方というのは、き

ちんとやはり正確を期した方がいいと思うんです。

将来、給与改定や、期末勤勉手当の率の確定によっては、これでも足りないんだという話は、実務的な立場にいらっしゃる方のお話としては、わからないでもないんですが、将来のことを今から見通して、このくらい要るだろうからということでは、ちょっと自治体の予算の組み方としてはどうかなと思うんです。

個人の場合に例えましても、あいつは結婚するかもわからないから、お祝いを考えておこうとか、亡くなるかもわからないからお香典を取っておこうとか、そういう先のことはわからないわけです。そのときに初めて決まって、対応しなくちゃいけないわけです。まあこのくらい要るんじゃないかなというような考え方で、自治体の予算というのは組まれるべきじゃ私はないと思うんです。

６０年度の予算の中で補正をしていくというお考えを、今、部長がおっしゃいました。助役は、９月にきちんとしたいというお考えを述べられました。一体どちらが日野市の方針なのか、市長に伺います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　予算は、決算の場合に余裕があれば、余剰があれば、不用額でありますとか、そういう形で翌年に引き継ぐわけであります。もちろん正確を期するということは、望ましいことではありますが、既に延伸につきましては、条例化によって明確になっております。

したがって、現有の予算を執行するわけでありますから、これは必要ないものは余分として残る。また、その残るべきものを、別の組みかえによって予算の形を整えていくということは、私は、１年間、年度間の予算として、既に議会ですよく御理解をいただいておることでありますから、そのことの数字的な是正を、必ずしも強調されなくてもよろしいんではないか。

つまり、年度間で調整をし、予算化するということで、予算の立て方といたしましても、執行の面からいっても支障がない、とこのように思っております。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　市長は、事の重大性といいますか、私から見れば、おわかりになっていないのではないかと思いますが、人件費というのは、きちんと条例等に基づいて計上しなくちゃいけないんです。条例にのっていないものを出す、また、支給するということで、

やるというような言葉をつけられて、行政を指摘されるようになるんです。

条例に基づいて、きちんと人件費、あらゆる施策もそうでございますが、予算化していかなくちゃいけない。年度末には何とかつじつまが合えばいいやというようなことで、今まで行政を担ってこられたとすれば、大変な私は大きな間違いではなかったかと思うんです。

最終的に、この６カ月昇給延伸に伴う人件費については、６カ月延伸を行うという予算の裏づけを持った６０年度予算に、形を整えていかれるのかどうか。最終的に、何とか支出と収入のつじつまが合えばいいというけうに、軽くお考えになっているのか、もう一度確認をいたします。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ことしの異例な措置であります、定期昇給の６カ月延伸ということにつきましては、既に職員組合との合意ができ、議会にもそのことを提案として、御承認をいただいておる、こういう厳然たる事実があります。

したがいまして、それに基づいて給与の予算の執行は行うわけでありますから、しかもそれは年度間で、また調整をするというふうに申し上げておるわけでありますから、私はあいまいな予算執行をしておるというふうに、あるはずもありませんし、また、そのような理解は、当然、執行機関、議決権の関係で容認されるべきものだと、このように思っております。

○議長（高橋通夫君）　お諮りいたします。議事の都合により　らかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長をすることに決しました。

古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私は、今、日野市の予算がいいかげんに、あいまいに執行されているとは思っておりません。

ですけれど、最終的に、私、先ほどから申し上げておりますように、予算はきちんと法例、条例等に基づいて組まれなくちゃいけない。そこに乖離したものがあれば、当然それは調整していかなくちゃいけないことです。

人件費に限って言えば、ベアが確定する、給与が改定される、また、期末勤勉手当の率が決

定をするというその時点で、初めて補正をして、その予算措置をしていくというのが、これが正道なんですよ。

ただ、今たまたま計上して、8,６００万円ほど、減額分に当たるものを組みかえていないけれども、どっちみち要る金だから、積んでおいていいじゃないかというのでは、大方のやはり私、理解が得られるところではないと思います。

市長は、ですから最終的に決算の段階で、これは不足を生じる場合には、かえって人件費も足らなくなるんだからこのままでもいい、とお考えになっているのか、やはり条例どおり予算の補正というものを年度内で考えるというお考えなのか、もう一度はっきりお答えをいただきたいと思うんです。

私は、いいかげんに使われているとか、あいまいな使途があるというふうには申し上げておりません。それが正しい予算の組み方ではないか、ということを申し上げているのでありまして、９月で補正をする、また、それ以降の補正も考える、という御答弁もあったわけですが、もう一度、市長のはっきりした姿勢を、明らかにしていただきたいと思うわけです。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　年度間予算で調整をし補正をする、と申し上げておるわけでありますから、そのとおりにお聞き取りいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　私は、先ほど助役から、総務委員長の報告の時点でお話がありました点について、当然一般会計の補正予算に、まずかかわってくる問題でありましたので、本来であれば、当然３月議会で給与条例も改正をされて、６カ月昇給延伸というのが決まってしまったわけです。

ですから、それに基づいて補正の措置が今回とられるべきものだ、それが正しい今回の補正予算のあり方だろう、また、それが抜けていれば、画竜点睛を欠くといいますか、補正予算としてまず体をなしていないのではないかと思っておりました。

しかし、今の私お聞きした答弁の中で、今後、年度内において補正も考えるということでございましたので、できるだけやはりきちんとした人件費の計上というものを組みかえていただ

いて、どこに出してもどんぶり勘定などと言われることのないように、まあつじつまが合えばいいなんという予算の執行じゃなくて、きちんとした予算措置をとっていただきたい。

また、そのことが期待できると思いましたので、それがなければ反対すべきだと思いましたが、そのことを求めて、賛成をしておきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第４２号、昭和６０年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）、議案第４３号、昭和６０年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第４１号、昭和６０年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（高橋徳次君）　　それでは、建設委員会に付託されました議案第４１号、昭和６０年度日野市下水道事業特別会計補正予算第１号につきまして、建設委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

このたびの補正は、歳入歳出それぞれ2,１３０万を減額し、予算の総額を歳入歳出ともそれぞれ２０億8,４３９万2,０００円とするものであります。

歳入につきましては、市債、下水道債の南多摩処理区公共下水道管渠埋設等2,１３０万を減額するものです。

歳出の主なものは、下水道建設費のうち落川排水区落川幹線管渠埋設委託料5,０００万円、それと工事費、南多摩処理区公共下水道落川幹線管渠埋設費１億９６８万円の減額が、主なものであります。

本件に対する主な質疑としては、落川駅周辺の雨水対策はどうなるのかとの質疑に対し、落川幹線工事完了後、対処するという説明がございました。

また、雨水管と汚水管は一緒に工事はできないのか、との質疑に対しては、同時に行うとの説明がございました。

以上により質疑を終結し採決の結果、本議案は全員異議なく原案可決といたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第４１号、昭和６０年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第４４号、市道路線の一部廃止、議案第４５号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（高橋徳次君）　それでは、議案第４４号、市道路線の一部廃止、議案第４５号、市道路線の認定についての２議案を一括して、建設委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

議案第４４号につきましては、奥原１号線は、現況廃滅のため市道路線の一部を廃止するものです。

また、議案第４５号につきましては、百草３号線は、開発行為完了によるものです。百草4号線は、寄附により受領したものです。栄町６号線は、谷地川の改修に伴うつけかえの道路です。浅川自転車歩行者専用道路２号線は。延長2,4９3.7８メートルを道路整備により認定するものです。

本委員会では、現地調査を実施いたしました。本件の質疑の主なものは、自転車専用道路の入り口は何カ所あるのか等の質疑がありましたが、細部については省略させていただきます。

以上により採決の結果、本２議案は全員異議なく原案可決となりました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　委員長に、私、建設委員で非常に申しわけないんですが、百草の５６７の開発行為の認定に伴う、もう恐らく入っているんだろうと思うんですが、行政負担金というんですか、公益負担金ですか、そういう負担金は何ぼ入ったか、いつ入ったのか、まだ入っていないのか、何ぼ入ったか、ひとつ教えてください。

○議長（高橋通夫君）　建設委員長。

○建設委員長（高橋徳次君）　その点では、委員会では詳しく質疑ございませんでしたので、担当の方から説明していただきます。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、私からお答え申し上げます。

百草の５６７の１６の、この一帯の開発行為につきましての御質問でございます。

協定といたしましては、５５年１２月５日に協定を行いまして、区画１９区画、そのうち公園を４３３平米設置いたし、開発行為を実施したものでございまして、５９年１１月１６日に竣工検査を行い、引き継ぎを行ってございます。

この開発行為に伴いましての公共公益の負担金でございますけれども、４７４万9,０００円を収入いたしてございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第４４号、市道路線の一部廃止、議案第４５号、市道路線の認定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第４６号、昭和６０年度日野市公共下水道事業（事業の一部業務）に関する業

務委託契約の締結の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（高橋徳次君）　それでは、議案第４６号、昭和６０年度日野市公共下水道事業（事業の一部業務）に関する業務委託契約についての決定についての、建設委員会の審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本件は、財団法人新都市建設公社と、契約金額１億2,０００万で、万願寺区画整理事業地区内の市の基本計画に基づく、公共下水道事業建設工事及び設計、並びに監督業務を委託契約するものであります。

本件に対する主な質疑は、市の単独工事と国庫分は別々にするのか、雨水工事も同時にするのか等の質疑に対し、４００メートル分が国庫であり、また、同時に行う汚水工事は、新都市建設公社が行うが、雨水工事は区画整理の中で、街路築造業者が行うとの答弁がありました。

以上により採決の結果、本議案は全員異議なく原案可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第４６号、昭和６０年度日野市公共下水道事業（事業の一部業務）に関する業務委託契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第６０－２号、学校法人東京朝鮮学園三多摩朝鮮第一初・中級学校の日野市居住父兄に対する特別助成金補助に関する請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の審査結果について、御報告を申し上げます。

請願の審査でございます。第６０－２号、学校法人東京朝鮮学園三多摩朝鮮第一初・中級学校の日野市居住父兄に対する特別助成金補助に関する請願でございます。

この請願は、本年２月２２日付で提出をされております。立川市在住の三多摩朝鮮第一初・中級学校父兄代表、李さんから提出をされたものでございます。

請願の趣旨は、立川にある三多摩朝鮮第一初・中級学校についてでございます。この学校は、町田を除く三多摩より、朝鮮人家庭の子供たちが通学をしている学校ということでございます。

この学校の子供たちの教育に関して、地方自治体より補助などをしていただきたいという趣旨でございます。朝鮮人の日本居住の皆さんも、日本に対する納税義務を担っているという点と、また、この初・中級学校が日本の義務教育と同じ教育課程である、というような趣旨となっているわけでございます。

総務委員会では、これについて審議を行いました。その中身といたしましては、この学校は、学校法人としてちゃんと運営がなされているかどうか。北朝鮮系というお話であるけれども、南朝鮮、韓国系の子弟の場合も入学をさせているかどうか。また、日本人の外国滞在者に対する義務教育等は、果たしてどうなっているものであるか、などを審議したわけでございます。市当局にも調査などをしていただきました。

その結果、この学校は、学校法人として立派に運営をされているということが、確認をされたわけでございます。

また、子供たちについても、北朝鮮のみならず、南朝鮮の出身者についても、入学をさせている、こういうことでございました。

また、日本人の子供たちが、外国でどういう教育を受けているかという点についてでございます。この点については、日本の政府からは、１４７億円の予算で、さまざまな教育に対する援助を、政府自身が行っているということでございました。残念ながら外国の政府が、日本人の子弟に対してどういうことをしているかは、市当局の方では調査していただけなかったわけでございます。

しかし、総務委員会慎重審議の結果、全会一致この請願は採択すべきものと決した次第でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　６０－２号の請願を採択されたようなんですが、総務委員会

で、日野市にいわゆる居住の父兄に対する教育助成補助金というんですから、市費を助成をしてくれということだろうと思うんで、こういうことが他市に事例があるのか、ないのかが、第1.点。

それから、こういう助成金を、それはまあ私、広い世界も狭くなって、一つだというような考え方、非常に結構だと思うんですが、いわゆる他市の例ということを先に聞いているのは、そういうことを意味しているんですが、いろんな、他に、いわゆるほかの義務教育なり私立学校に対して、何か影響が出ないのかどうなのか、その辺のところの２点の審議がなされたかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

特別というのが出ているだけに、特別という解釈が、どういうことを意味しているのかを、いま少しつまびらかに御報告願いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　お答えいたします。

総務委員会の審査の中で、明らかになった事柄に限りまして、お答えしたいと思います。

東京都の例からいきますと、２３区中１８区におきまして、区の中より、父母なり子弟なりに対して、月額5,０００円の補助金を出しているということでございます。三多摩では、町田がここ数年間補助制度について、交付を始めているということでございました。

また、第２点目の質問についてお答えいたします。この件については、日本国内にある、アメリカ人などを初めとする外国人学校に対する補助をどうするか、あるいはまた、学校法人、各種学校等に対して、補助金をどうするかということも、種々論議はしたわけでございます。

しかし、総務委員会では、この請願に限って採択ということを決定をしたのみであります。その他の外国人学校並びに各種学校に対する補助金については、総務委員会では、意見交換はいたしましたけれども、決定、あるいは市に対する要望というものは、行っておりません。

それから、特別という字句が、請願の文書にも入っております。また、請願の趣旨には、朝鮮人の皆さんが、納税義務を日本人並みに担っている、あるいは、ここの学校の教育内容等についても、そういう請願の趣旨が述べられているわけでございます。

しかし、総務委員会では、特別という点について、特別に配慮をしろとか、するなというようなことについては、審議をいたしておりません。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　今、委員長の、わかったような、わからないようなとこがあるんですけれど、日本の、小学校、中学というのは義務教育なので、全部とは言わないが、ほとんど公費で賄われているにもかかわらず、いわゆる日本に在留している朝鮮の方々の子弟の、恐らく第一初等というのは、日本の小学校に該当するんではなかろうか、中級学校というのは、日本の中学に該当するんではなかろうかという中を、日本でもいういう、なにか、いわゆる義務教育を公費でやっているから特別なのか、ほかの学校法人というのは、何というか、書いてあるんです。ほかの私学というか、そういうものにしていくから云々というなのか、その辺のところは、私、普通でいけば、日野市に居住父兄に対する助成金補助に関するというのがいいんではないか。特別と書いてある、何かそこになければというような気がするんで、やはり何かの法なり、助成法に何か準拠されてお書きになっているんだろうか、そういう審議がなされたかどうか、ということを聞いているんです。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　先ほどお答えいたしましたように、特別の意味については、論じ合っておりません。

ただ、外国人の子弟に対する教育補助というようなところから、特別という認識のもとに、総務委員会では審議されたものというふうに、委員長としては理解しております。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　２点にわたって、ちょっとお聞きしたいんですが、まず第１点は、それでは日本の小中学校へ通っている方が多いわけです。外国人の方で、義務教育を日本でお受けになっている。こういう方々等に対しては、これはやらないと。そういう意味で特別という意味があるんじゃなかろうかと思うんですが、その点はどうですか。

第２点、日本の私立の学校へ通っている、小中学校へ通っていらっしゃる外国人の子弟の方に対しては、やはり同様に補助を出すべきだというお考え方になったかどうか。あるいは、そういう議論が行われたかどうか。

その点について、２点ちょっとお聞きします。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　日野市在住の朝鮮人の子弟の方について、市側が知っている人数につきましては、市側からの答弁がございました。

6歳から15歳で、17人ほどではないかということでございます。これは昭和59年12月の時点の人数でございます。このうちの11名が、この朝鮮第一初・中級学校に通学をしているという実態のようでございます。これは、市が調べた範囲でございます。

したがいまして、残った6名なりの方に対してはどうするのか、ということも審議をいたしました。

また、外国人で、日本の公立学校に入っているものに対することはどうするのか、あるいは私立に入っているのはどうするのか、という審議もしたわけでございます。

しかし、委員会として意見を述べたということではございませんけれども、こういう方々には差別なくいろいろ考えることになるな、というような質疑は、行われております。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　たくさんの外国人の方が、日野市にも在住されていられると思います。中国、あるいはアメリカ、これらの方々のお子様が、義務教育の日野の学校へ来られている方もいらっしゃるでしょう。あるいはまた、明星とか、国立とかいう、いわゆる日本の私立の学校へ行っている方もおられる。

私は、朝鮮の方だけを特別扱いにするということは、大変朝鮮の方に対して、申しわけないんじゃないかと。そういう議論はなされませんでしたか。

なぜ朝鮮の方だけ特別扱いにしなければ――するということは、大変に相手の方に申しわけないような気がするんですが、そういう議論はありませんでしたか。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会は、3月15日と6月19日の2回、審査をしたわけでございます。

この中で、種々審議はしたんですが、今質問がありました点については、触れた質疑というものは行われておりません。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　今申し上げましたが、韓国の方々、中国の方々、あるいはまたソビエトの方、あるいはアメリカの方、いろいろな方が、これからは国際の時代ですから、日野へお住みになっていらっしゃると思います。

そういう点で、この案件については慎重な取り扱いを、公平な取り扱いを、少なくとも行っていただきたい、ということだけ意見で申し上げておきます。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって請願第60－2号、学校法人東京朝鮮学園三多摩朝鮮第一初・中級学校の日野市居住父兄に対する特別助成金補助に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第58－24号、循環バスに関する請願、請願第58－29号、循環バス市案に反対する請願、請願第59－21号、市内循環バス路線の早期実現を求める請願、請願第59－28号、世界連邦都市宣言に関する陳情、請願第59－29号、健康保険本人の10割給付復帰、および国民健康保険への国庫補助率引き上げの意見書を求める請願、請願第60－4号、日野駅－豊田駅を結ぶ市内バスを速やかに滝合橋経由平山城址公園駅まで延長し、私たちの南北交通の足を確保するための請願、請願第60－6号、アフリカの飢餓救援に関する陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。本7件については総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第５７－７号、遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。本件については文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第６０－５号、老人医療定率負担の導入に関する陳情の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本件については厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第５７－３７号、高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願、請願第57－５１号、高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願、請願第５７－５５号、高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願、請願第５７－５９号、土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅地域を除外に関する請願、請願第５７－６２号、程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願、請願第５８－５号、高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願、請願第５９－８号、生活道路設置に関する請願、請願第５９－９

号、下水道設置に関する請願、請願第５９－１６号、基盤整備に関する請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。本９件については建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第３４、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より下水道建設に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第３５、農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

農林水産省跡地利用対策特別委員長より農林水産省跡地利用に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第３６、高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

高幡踏切対策特別委員長より高幡踏切に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第３７、廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

廃棄物対策特別委員長より廃棄物に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第３８、市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市民会館建設対策特別委員長より市民会館建設に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第６０－７号、下町下河原地区に所在する（旧）日東精密時計株式会社跡地取得に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６０－７号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第６０－７号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第６０－８号、「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」に対する日野市議会の反対決議を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６０－８号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。請願第６０－８号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め閉会中の継続審査に付することに決しました。（「議長、さっきから手を挙げているでしょう」「緊急質問と言えばいいじゃないか」と呼ぶ者あり）　米沢照男君。

○２３番（米沢照男君）　６０－８、「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」に対する日野市議会の反対決議を求める請願、これは、御承知のように、後刻、議員提出議案として、同じ内容のものでありますけれども、国民の目・口・耳をふさぐ国家機密法に反対する決議、この上程が既に予定をされております。

内容は、既に御承知のように、この請願文の中でも詳しくこの内容が、問題点が触れられております。

一つは、法案が成立すると、国民の知る権利に重大な制限が加えられる、あるいは、言論（「何を言ってるんだ」「おかしい、議長」等呼ぶ者あり）出版、表現の自由が侵害される等々、いろいろ問題が指摘をされている。私は、既に同じ内容の決議案の上程が予定されておりますので、委員会の付託を省略をして、ここで採決すべきだ、こういう意見を持っております。

（「何を言ってるんだ。もう付託が決まったんだよ」と呼ぶ者あり）

先ほど、付託を決める前に、私は手を挙げております。議長もそれを確認をしていながら、棒読みで付託を強行してしまった。その点について、議長に、そのやり方について、私は大変不満です。（「議長は原稿読んでいるとき、わかりゃしないや。手を挙げたって」と呼ぶ者あり）手を挙げているということを確認していながら棒読みをした。議会の運営上、問題ありと私は言わざるを得ないんです。

議長、どう思いますか。（「議運だ議運だ」「議運じゃない、これは。関係ない。２人でしろ。議長室へ帰ってからやれよ」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　このような場合は、議事進行と言って手を挙げてくれればよかったんです。（「そうだ、そのとおり」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後５時３８分休憩

後、再開に至らず閉会

地方自治法第１２３条第２項及び日野市議会会議規則第８１条の規定により署名する。

日野市議会議長　高　橋　通　夫

署名議員　古　賀　俊　昭

署名議員　市　川　資　信